

門川町地域防災計画

平成27年3月
門川町防災会議

第1編 共通対策編	1
第1章 総則	1
第1節 門川町地域防災計画の目的	1
第2節 計画の基本構想	2
1. 基本方針	2
2. 基本構想	2
第3節 用語の定義	6
第4節 門川町の概況	7
1. 地勢	7
2. 社会条件	9
第5節 門川町防災会議（抜粋）	10
第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱	11
1. 各機関の実施責任	11
2. 処理すべき事務又は業務の大綱	12
3. 町民の責務（災害対策基本法第7条）	24
4. 減災に向けた町民運動の展開	24
第7節 防災をめぐる社会構造の変化と対応	25
1. 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進	25
2. 風水害に関する調査・研究の推進	25
3. 地震災害に関する調査及び観測等の推進	26
4. 津波災害に関する調査及び観測等の推進	27
第8節 地震被害想定（県防引用）	29
1. 日向灘地震の特徴と被害想定概要	29
2. 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要	30
3. 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要	30
第9節 風水害被害想定	31
1. 門川町における風水害の概況	31
2. 概要（県の被害想定）	31
3. 風水害	31
4. 土砂災害	34
5. 台風による災害	34
6. 高潮	39
7. 低気圧と前線	39
8. 竜巻等の突風	39
第10節 門川町の主な災害危険地域	41
1. 災害危険箇所	41
第11節 災害の危険性	44
1. 既往災害事例	44

第2章 災害予防計画	47
第1節 災害に強いまちづくり	47
1. 風水害に強い町土の形成	47
2. 風水害に強いまちづくり	53
3. 都市防災構造の強化	56
4. 建築物の安全化	60
5. 地盤災害防止対策の推進	64
6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理	67
7. 道路等交通関係施設の整備と管理	69
8. ライフライン施設の機能確保	70
9. 防災基盤・施設等の緊急整備	75
10. 消防力・消防設備の整備強化	76
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	78
1. 災害発生直前における体制の整備	78
2. 情報の収集・連絡体制の整備	81
3. 活動体制の整備	84
4. 救急・救助及び消火活動体制の整備	91
5. 医療救護体制の整備	95
6. 緊急輸送体制の整備	96
7. 避難収容体制の整備	100
8. 備蓄に対する基本的な考え方	105
9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備	107
10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備	110
11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備	112
12. 二次災害防止体制の整備	116
13. 防災営農体制の整備	116
14. 防災関係機関の防災訓練の実施	116
15. 災害復旧・復興への備え	121
第3節 防災活動の促進	124
1. 職員等に対する防災教育	124
2. 防災知識の普及	125
3. 自主防災組織等の育成強化	130
4. ボランティアの環境整備	136
5. 地区防災計画の策定	140
6. 災害教訓の伝承	140
第3章 災害応急対策計画	141
第1節 災害発生直前の対応	141
1. 警報等の伝達	141

2. 災害未然防止対策	149
第2節 活動体制の確立	151
1. 町災害対策本部の設置	151
2. 活動体制の確立	152
3. 防災関係機関の活動体制の確立及び協力	156
4. 職員の参集及び動員	156
第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	165
1. 災害情報の収集・連絡	165
2. 通信手段の確保	175
第4節 水防計画	181
1. 水防計画	181
2. 水防体制	187
第5節 広域応援活動	190
1. 地方公共団体による広域的な応援体制	190
2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保	195
3. 海上保安庁に対する支援要請	211
第6節 救助・救急及び消火活動	212
1. 警戒区域	212
2. 救助・救急活動	213
3. 消火活動	217
第7節 医療救護活動	222
1. 医療機関による医療救護活動	222
2. DMA T及び医療救護班による医療救護活動	223
3. 搬送体制の確保	228
4. 医薬品等の供給（県防計画）	230
5. 医療情報の確保	231
6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策	231
第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	234
1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針	234
2. 陸上輸送体制の確立	240
第9節 避難・収容活動	252
1. 避難勧告、指示、誘導等	252
2. 避難所の開設、運営	264
3. 被災者の把握	269
4. 避難生活環境の確保	271
5. 要配慮者への配慮	272
6. 応急住宅の確保	277
7. 広域一時滞在	283
第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	284

1. 基本方針	284
2. 飲料水の供給及び給水の実施	288
3. 生活必需品の供給	292
第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動	295
1. 保健衛生対策の実施	295
2. 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施	297
3. し尿、ごみ、がれきの処理	306
4. 環境対策の実施	311
第12節 行方不明者等の捜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動	313
1. 行方不明者及び遺体の捜索	313
2. 遺体の確認、埋葬の実施	314
第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動	318
1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持	318
2. 帰宅困難者対策	320
第14節 公共施設等の応急復旧活動	321
1. 町有通信施設等の応急復旧	321
2. 公共土木施設等の応急復旧	321
第15節 ライフライン施設の応急復旧	324
1. ライフライン途絶時の代替対策	324
2. ライフライン施設の応急復旧	326
第16節 被災者等への的確な情報伝達活動	335
1. 被災者・町民への的確な情報伝達	335
2. 相談窓口の設置	340
3. 町民等からの被災者の安否確認について	340
第17節 二次災害の防止活動	342
1. 水害・土砂災害対策	342
2. 建築物等の倒壊対策	346
3. 爆発及び有害物質による二次災害対策	347
4. 宅地等の崩壊対策	349
第18節 自発的支援の受入れ	351
1. ボランティア活動の受入れ	351
2. 義援物資、義援金	356
第19節 災害救助法の適用	359
1. 災害救助法の適用	359
第20節 要員確保計画	367
1. 労働者等確保の手段	367
2. 公共職業安定所等の労働者確保	368
第21節 貯木、在港船舶対策計画	370
1. 貯木災害応急対策	370

2. 在港船舶対策	370
第22節 文教対策	373
1. 学校教育対策	373
2. 文化財保護対策	379
第23節 農林水産物応急対策計画	380
1. 農林水産物の事前及び事後対策	380
2. 農林水産業用施設等災害応急対策	380
3. 農産物応急対策	381
4. 林産物応急対策	382
5. 家畜応急対策	383
6. 水産物応急対策（県防計画）	384
第4章 災害復旧・復興計画	386
第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（県防引用）	386
1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向	386
2. 被害が甚大な場合の基本的方向	386
第2節 迅速な現状復旧の進め方（県防引用）	387
1. 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進	387
2. 緊急災害査定等の促進	387
3. 災害復旧資金の確保措置	387
4. 激甚災害の指定	387
第3節 計画的復興の進め方（県防引用）	390
1. 災害復興対策本部の設置	390
2. 災害復興方針・計画の策定	390
3. 災害復興事業の実施	390
第4節 被災者の生活再建等の支援（県防引用）	394
1. 被災者への広報及び相談窓口の設置	394
2. 生活確保資金の融資等	394
3. 金融措置	402
4. 雇用の確保（県防計画）	403
5. 税対策等による被災者の負担の軽減	404
6. 住宅確保の支援（県防計画）	408
7. 災害復興基金の設立	409

第2編 南海トラフ地震防災対策推進計画編	1
第1章 計画の趣旨	1
第1節 推進計画の目的	1
第2節 南海トラフ地震の被害想定	2
1. 地震の特徴	2
2. 被害想定概要	2
第3節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	8
1. 南町地区	8
2. 上町・本町・中須地区	8
3. 尾末8地区	8
4. 加草地区	8
5. 須賀崎地区	8
6. 庵川西地区	8
7. 庵川東地区	8
第4節 実施事業の種類と達成期間	9
第2章 地震津波に関する備え	10
第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	10
1. 都市防災構造の強化(避難路の整備等)	10
2. 海岸・河川施設の整備と管理(県防計画)	12
3. 道路等交通関係施設の整備と管理	13
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	14
1. 情報の収集・連絡体制の整備	14
2. 避難指示等の発令基準	16
3. 避難収容体制の整備	16
4. 要配慮者に係る安全確保体制の整備	20
5. 防災訓練計画及び防災知識の普及	21
6. 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	22
第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	24
第1節 職員の配備体制	24
1. 配備体制	24
第2節 津波からの防護	25
1. 津波からの防護	25
第3節 津波に関する迅速な情報の伝達等	26
1. 津波に関する情報の伝達等	26
2. 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達	26
第4節 避難対策等	28
第5節 消防機関等の活動	30
第6節 水道、電気、ガス	31

1. 水道	31
2. 電気	31
3. ガス	31
第7節 交通	32
1. 道路	32
2. 海上	32
3. 鉄道	32
第8節 町が管理等を行う施設等に関する対策	33
1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設	33
2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	33
3. 工事中の建築等に対する措置	34
第9節 迅速な救助	35
1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制	35
2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備	35
3. 実動部隊の救助活動における連携の推進	35
4. 消防団の充実	35
第10節 帰宅困難者への対応	36
1. 一斉帰宅の抑止	36
2. 一時滞在施設等の確保	36
第4章 関係者との連絡協力の確保	37
第1節 資機材、人員等の配備手配	37
1. 物資等の調達手配	37
2. 人員の要請	37
3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	37
第2節 広域応援活動	38
1. 受入体制の確保	38
2. 応援部隊の活動計画	38
3. 食料、飲料水、宿舎等の準備	38
第3節 他機関に対する応援要請	39
第4節 海外からの支援の受入	40
1. 海外からの救援活動の受入	40
2. 救援内容の確認	40
3. 関係機関との協力体制	40

第3編 特殊災害対策編	1
第1章 火山災害対策	1
第1節 計画の概要等	1
1. 基本的な考え方	1
2. 災害の想定	1
第2節 火山災害予防計画	2
1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	2
2. 町民の防災活動の促進	2
第3節 火山災害応急対策計画	3
1. 災害発生直前の対策	3
2. 活動体制の確立	4
3. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	4
4. 農林水産物応急対策	5
第4節 火山災害復旧・復興計画	6
1. 継続災害への対応方針	6
2. 被災者の生活支援対策	6
第2章 航空災害対策	7
第1節 基本的考え方等	7
1. 基本的考え方	7
第2節 航空災害予防計画	8
1. 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え	8
第3節 航空災害応急対策計画	9
1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保	9
2. 活動体制の確立	10
3. 広域応援活動	11
4. 捜索、救助・救急及び消火活動	11
5. 医療救護活動	12
6. 交通規制及び警戒区域の設定等	12
7. 関係者等への的確な情報伝達活動	13
第3章 海上災害対策	15
第1節 基本的考え方等	15
1. 計画の目的	15
2. 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱	15
3. 事故原因者等の責務（県防引用）	17
4. 日向灘近海における船舶の運行状況等	18
第2節 海上災害予防計画	19
1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	19
第3節 海上災害応急対策計画	21

1. 活動体制の確立	21
2. 情報の収集・連絡	21
3. 広域応援活動	22
4. 捜索、救助・救急及び消火活動	22
5. 医療救護活動	23
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	23
7. 危険物等の大量排出に対する応急対策	24
8. 被災者等への的確な情報伝達活動	29
9. ボランティアの受入れ	30
10. 環境保護対策	30
第4節 海上災害復旧計画	32
1. 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）	32
2. 漁業経営安定対策の実施	32
3. 中小企業経営安定対策の実施（県防引用）	32
4. 風評被害対策の実施	32
5. 補償対策等	32
6. 事後の監視等の実施（県防引用）	32
第4章 鉄道災害対策	34
第1節 基本的考え方等	34
1. 基本的考え方	34
2. 町における鉄道概況	34
第2節 鉄道災害予防計画	35
1. 鉄道交通の安全のための情報の充実（県防引用）	35
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	35
第3節 鉄道災害応急対策計画	37
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	37
2. 活動体制の確立	37
3. 広域応援活動	38
4. 救助・救急活動	38
5. 医療救護活動	38
6. 二次災害の防止活動	38
7. 交通の確保・緊急輸送活動（県防引用）	39
8. 関係者等への的確な情報伝達活動	39
第4節 鉄道災害復旧・復興計画	41
1. 応急資材の確保	41
2. 災害復旧の実施に関する基本方針	41
3. 災害復旧計画及び実施	41
第5章 道路災害対策	42
第1節 基本的考え方等	42

1. 基本的考え方	42
2. 町における道路概況	42
第2節 道路災害予防計画	43
1. 道路交通の安全のための情報の充実	43
2. 道路施設等の管理と整備	43
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	43
4. 道路利用者に対する防災知識の普及	45
第3節 道路災害応急対策計画	46
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保	46
2. 活動体制の確立	46
3. 広範な応援体制の確立（県防引用）	47
4. 交通誘導及び緊急交通路の確保	47
5. 救助・救急及び消火活動	48
6. 医療救護活動	48
7. 道路施設の応急復旧	48
8. 関係者等への的確な情報伝達活動	48
第6章 危険物等災害対策	50
第1節 基本的考え方等	50
1. 基本的考え方	50
2. 町における危険物等施設の概況	50
第2節 危険物等災害予防計画	51
1. 危険物等施設の安全性確保	51
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	53
3. 防災知識の普及	54
第3節 危険物等災害応急対策計画	56
1. 発災直後の災害情報の収集・連絡	56
2. 活動体制の確立	58
3. 広域応援活動	58
4. 災害の拡大防止活動	59
5. 救助・救急及び消火活動	59
6. 医療救護活動	59
7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	59
8. 危険物等の大量流出に対する応急対策	60
9. 避難・収容活動	60
10. 被災者等への的確な情報伝達活動	60
第7章 大規模な火事災害対策	61
第1節 基本的考え方等	61
1. 基本的考え方	61

2. 町における大規模な火災の概況	61
第2節 大規模な火事災害予防計画	62
1. 大規模な火事に強いまちづくり	62
2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	62
3. 町民の防災活動の促進	66
第3節 大規模な火事災害応急対策計画	68
1. 活動体制の確立	68
2. 災害情報の収集・連絡	68
3. 広域応援活動	70
4. 救助・救急及び消火活動	70
5. 医療救護活動	72
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	73
7. 避難収容活動	73
8. 被災者等への的確な情報伝達活動	73
9. ごみ・がれき・漂着油等の処理等に関する活動	74
第8章 林野火災対策	75
第1節 基本的考え方等	75
1. 基本的考え方	75
2. 町における過去の主な林野火災	75
第2節 林野火災予防計画	76
1. 林野火災に強い地域づくり	76
2. 災害防止のための気象情報等の充実	78
3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	78
4. 町民の防災活動の促進	80
第3節 林野火災応急対策計画	81
1. 活動体制の確立	81
2. 災害情報の収集・連絡	81
3. 広域応援活動	83
4. 消火活動及び救急・救助活動	83
5. 医療救護活動	87
6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動	87
7. 住民等の避難及び救助対策	87
8. 二次災害の防止活動	88
第9章 原子力災害対策	89
第1節 基本的考え方	89
1. 基本的考え方	89
2. 計画の基礎とするべき災害の想定	89
第2節 原子力災害予防計画	91
1. 情報の収集・連絡体制等の整備	91

2. 応急体制の整備（県防引用）	91
3. 住民避難のあり方の検討	92
4. 医療体制及び健康相談体制の整備	92
5. 住民等への的確な情報伝達	92
第3節 原子力災害応急対策計画	94
1. 基本方針	94
2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（県防引用）	94
3. 活動体制の確立	95
4. 住民等への的確な情報伝達活動	95
5. 広域一時滞在の受入れ（県防引用）	96
第4節 原子力災害復旧・復興計画	97
1. 風評被害等の影響軽減（県防引用）	97
2. 住民健康相談	97
3. 放射性物質による汚染の除去等（県防引用）	97

第4編 資料編.....	1
第1編 共通対策編.....	1
第1章 総則.....	1
第4節 門川町の概況.....	1
【1.1.4.2】 地形区分.....	1
【1.1.4.4】 地質区分.....	2
【1.1.4.5】 地盤区分.....	3
【1.1.4.6】 気象概況.....	4
【1.1.4.7】 防災単位地区別人口及び世帯数.....	8
【1.1.4.8】 土地利用変遷.....	9
第5節 門川町防災会議.....	16
【1.1.5.1】 門川町防災会議条例.....	16
第8節 地震被害想定.....	18
【1.1.8.1】 日向灘地震の想定震源域.....	18
【1.1.8.3】 日向灘地震の震度分布.....	19
【1.1.8.4】 日向灘地震の被害想定（県防引用）.....	20
【1.1.8.5】 南海地震（県防引用）.....	21
【1.1.8.6】 震度分布、被害想定結果の概要（県防引用）.....	22
第9節 風水害被害想定.....	23
【1.1.9.1】 月別気象災害発生件数（県防引用）.....	23
【1.1.9.4】 台風による日最大風速の累計順位（県防引用）.....	24
【1.1.9.5】 台風による日最大瞬間風速の累計順位（県防引用）.....	24
【1.1.9.6】 日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位（県防引用）.....	25
【1.1.9.7】 台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）（県防引用）.....	26
【1.1.9.9】 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位：平滑値）（県防引用）.....	27
【1.1.9.10】 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路（県防引用）.....	28
【1.1.9.11】 竜巻の強さと基準（藤田スケール）（県防引用）.....	29
第10節 門川町的主要災害危険地域.....	30
【1.1.10.1】 河川の危険と予想される地域.....	30
【1.1.10.2】 重要水防区域.....	30
【1.1.10.3】 土砂災害関連図.....	31
【1.1.10.5】 急傾斜地危険箇所一覧.....	32
【1.1.10.7】 地すべり危険箇所一覧.....	35
【1.1.10.9】 山地災害危険地区（山腹崩壊）1.....	36
【1.1.10.10】 山地災害危険地区（山腹崩壊）2.....	37
【1.1.10.11】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）1.....	38
【1.1.10.12】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）2.....	39
【1.1.10.13】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失）3.....	40
【1.1.10.15】 土石流危険溪流一覧表.....	41

第 11 節 災害の危険性	43
【1. 1. 11. 1】 昭和以降宮崎県内 震度 4 以上の地震観測表（県防引用）	43
第 2 章 災害予防計画	45
第 1 節 災害に強いまちづくり	45
【1. 2. 1. 2】 土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況（県防引用）	45
【1. 2. 1. 3】 ため池（県防引用）	46
【1. 2. 1. 4】 海岸（県防引用）	46
【1. 2. 1. 5】 避難施設整備計画	47
【1. 2. 1. 6】 主要交通途絶予想箇所	49
【1. 2. 1. 7】 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間	50
第 2 節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	51
【1. 2. 2. 2】 新総合防災情報ネットワーク（県防引用）	51
【1. 2. 2. 3】 宮崎県防災情報システム（県防引用）	52
【1. 2. 2. 5】 災害時臨時ヘリポート	53
【1. 2. 2. 6】 離着陸のための必要最小限度の地積（県防引用）	54
【1. 2. 2. 7】 参考（CH47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積）（県防引用）	55
【1. 2. 2. 8】 離着陸場（県防引用）	56
【1. 2. 2. 9】 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積（県防引用）	57
【1. 2. 2. 10】 回転翼機離発着のための最小限所要地積（県防引用）	58
【1. 2. 2. 11】 旗による信号（県防引用）	58
【1. 2. 2. 12】 身振り信号（県防引用）	59
【1. 2. 2. 13】 生存者対空信号（県防引用）	59
【1. 2. 2. 14】 地上からの信号に対する航空機の回答要領（県防引用）	59
【1. 2. 2. 15】 航空機から地上に対する信号要領（県防引用）	60
【1. 2. 2. 16】 防災拠点の一覧表（県防引用）	61
【1. 2. 2. 17】 緊急輸送道路ネットワーク計画図（県防引用）	62
【1. 2. 2. 18】 緊急交通路予定路線（県防引用）	63
【1. 2. 2. 19】 町が指定する避難路	65
【1. 2. 2. 22】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領	73
【1. 2. 2. 23】 主食、副食等及び調味料の調達先	74
【1. 2. 2. 25】 県北流出油災害対策協議会会則	75
第 3 節 防災活動の促進	79
【1. 2. 3. 1】 防災教育の時期と設備	79
【1. 2. 3. 2】 発達の段階に応じた防災教育	80
【1. 2. 3. 3】 防災教育年間計画（中学校の例）	81
第 3 章 災害応急対策計画	82
第 1 節 災害発生直前の対応	82

【1.3.1.3】	警報注意報発表基準一覧表.....	82
【1.3.1.4】	特別警報発表基準.....	84
【1.3.1.5】	地図 宮崎県の細分区域図（県防引用）.....	85
【1.3.1.6】	平坦地、平坦地以外（県防引用）.....	86
【1.3.1.8】	気象庁の震度階級.....	87
【1.3.1.9】	気象予報・警報等の伝達系統図.....	88
第2節	活動体制の確立.....	89
【1.3.2.1】	町災害対策本部条例.....	89
【1.3.2.2】	町災害対策本部規程.....	90
【1.3.2.4】	各対策部の事務分掌.....	92
【1.3.2.8】	通知または公表の方法.....	100
【1.3.2.9】	配備の体制.....	100
【1.3.2.18】	関係機関連絡先.....	101
第3節	発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保.....	103
【1.3.3.1】	被害情報収集伝達系統図.....	103
【1.3.3.2】	被害認定の基準（県防引用）.....	104
【1.3.3.3】	事務処理フロー（県防引用）.....	107
【1.3.3.4】	第4号様式（その1）（様式）（県防引用）.....	108
【1.3.3.15】	町における通信利用系統図.....	109
【1.3.3.16】	無線通信施設.....	110
【1.3.3.17】	孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照（県防引用）.....	111
【1.3.3.18】	災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（県防引用）.....	112
第4節	水防計画.....	114
【1.3.4.1】	水防警報発令の段階.....	114
【1.3.4.2】	水防信号.....	116
第5節	広域応援活動.....	117
【1.3.5.6】	治安施設.....	117
【1.3.5.9】	災害派遣の活動範囲.....	118
【1.3.5.10】	大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図（県防引用）.....	119
【1.3.5.13】	災害派遣要請系統図.....	120
【1.3.5.14】	知事への災害派遣要請書（様式）（県防引用）.....	121
【1.3.5.15】	撤収要請書（様式）（県防引用）.....	121
第7節	医療救護活動.....	122
【1.3.7.1】	災害拠点病院等.....	122
【1.3.7.8】	医療救護班の編成.....	123
【1.3.7.10】	災害救助法による救助の程度、方法並びに期間（早見表）（県防引用）.....	124
第8節	緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動.....	127
【1.3.8.5】	町有車両保有台数一覧表.....	127
【1.3.8.13】	標示（県防引用）.....	128

【1.3.8.14】 標章（県防引用）	128
第9節 避難収容活動	129
【1.3.9.7】 町指定避難場所 所在一覧表	129
第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動	132
【1.3.10.5】 門川町災害応援協定（主なもの） 一覧表	132
第15節 ライフライン施設の応急復旧	134
【1.3.15.5】 電気通信サービスの復旧順位（県防引用）	134
【1.3.15.6】 NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図（県防引用）	135
第16節 被災者等への的確な情報伝達活動	136
【1.3.16.1】 放送機関への協力依頼	136
【1.3.16.4】 基本法に基づく放送要請に関する協定	137
第17節 二次災害の防止活動	138
【1.3.17.3】 警戒避難体制	138
第18節 自発的支援の受入れ	140
【1.3.18.1】 門川町災害ボランティア推進協議会	140
第19節 貯木、在港船舶対策計画	141
【1.3.21.1】 県内における避難港一覧表	141
第4章 災害復旧・復興計画	142
第2節 迅速な現状復旧の進め方	142
【1.4.2.2】 激甚災害及び適用措置の指定手順（県防引用）	142
【1.4.2.3】 激甚災害指定基準（本激）（県防引用）	143
【1.4.2.4】 激甚災害指定基準（局激）（県防引用）	146
第3節 計画的復興の進め方	148
【1.4.3.1】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）	148
【1.4.3.2】 適用すべき措置（農林水産施設災害復旧事業計画）	149
【1.4.3.3】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）	149
【1.4.3.4】 適用すべき措置（文教施設災害復旧事業計画）	150
【1.4.3.5】 適用すべき措置（社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画）	150
【1.4.3.6】 適用すべき措置（医療施設災害復旧事業計画）	150
【1.4.3.7】 適用すべき措置（企業災害復旧事業計画）	151
【1.4.3.8】 適用すべき措置（その他）	151
第4節 被災者の生活再建等の支援	152
【1.4.4.1】 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」（県防引用）	152
【1.4.4.2】 母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金（県防引用）	152
【1.4.4.6】 支給の仕組み（県と市町村）（県防引用）	153
【1.4.4.7】 支給の仕組み（都道府県と国）（県防引用）	153
【1.4.4.12】 経済変動・災害対策貸付の融資条件等	154

【1.4.4.13】	セーフティネット貸付の融資条件等	154
【1.4.4.14】	門川町災害弔慰金の支給等に関する条例	155
第2編	南海トラフ地震防災対策推進計画編	160
第1章	計画の趣旨	160
第1節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	160
【2.1.2.1】	県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデル（県防引用）	160
【2.1.2.2】	津波断層モデル（県防引用）	161
【2.1.2.3】	予想される震度分布（県防引用）	162
【2.1.2.4】	津波の想定結果（県防引用）	163
【2.1.2.5】	最大震度及び最大津波高（県防引用）	164
【2.1.2.6】	被害想定（県防引用）	164
【2.1.2.7】	想定ケース①②冬18時（建物被害）	164
【2.1.2.8】	想定ケース①②（人的被害 死傷者数）	165
【2.1.2.9】	想定ケース①②（人的被害 要救助者数）	166
【2.1.2.10】	想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）	166
【2.1.2.11】	想定ケース①②（ライフライン被害 電力）	167
【2.1.2.12】	想定ケース①②（ライフライン被害 通信）	168
【2.1.2.13】	想定ケース①②（交通施設被害）	170
【2.1.2.14】	想定ケース①②（生活への影響 避難者）	178
【2.1.2.15】	想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）	178
【2.1.2.16】	想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）	179
【2.1.2.17】	想定ケース①②（生活への影響 医療機能）	179
【2.1.2.18】	想定ケース①②（産業廃棄物等）	180
【2.1.2.19】	想定ケース①②（その他の被害 要配慮者）	181
【2.1.2.20】	想定ケース①②（その他の被害 要配慮者1週間後の避難所避難者に占める）	182
【2.1.2.21】	想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）	182
【2.1.2.22】	想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）	183
【2.1.2.23】	想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）	184
【2.1.2.24】	想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）	185
第2章	地震津波に関する備え	186
第2節	迅速かつ円滑な災害応急対策への備え	186
【2.2.2.3】	宮崎県津波浸水想定_門川町①	186
【2.2.2.4】	宮崎県津波浸水想定_門川町②	187
第3章	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助	188
第3節	津波に関する迅速な情報の伝達等	188
【2.3.3.1】	津波警報等の連絡体制図（県防引用）	188
第4節	避難対策等	189

【2.3.4.1】 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域	189
第4章 関係者との連絡協力の確保	190
第2節 他機関に対する応援要請	190
【2.4.2.1】 門川町災害応援協定一覧	190
第3編 特殊災害対策編	193
第1章 火山災害対策	193
第3節 火山災害応急対策計画	193
【3.1.3.1】 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象（県防引用）	193
【3.1.3.2】 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード（県防引用）	194
【3.1.3.3】 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル（県防引用）	196
【3.1.3.4】 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル（県防引用）	197
【3.1.3.5】 火山情報の発表及び通報伝達官署（県防引用）	198
【3.1.3.6】 噴火警報等の通報・伝達系統（県防引用）	199
第5章 道路災害対策	200
第1節 基本的考え方等	200
【3.5.1.1】 町内の道路	200
【3.5.1.2】 道路の管理（県防引用）	201
第6章 危険物等災害対策	202
第1節 基本的考え方等	202
【3.6.1.1】 消防本部別危険施設数	202
【3.6.1.2】 高圧ガス施設の状況	203
【3.6.1.3】 火薬類製造・販売所の状況	204
【3.6.1.4】 火薬庫設置状況（棟数）	204
【3.6.1.5】 危険物施設現況	205
第7章 大規模な火事災害対策	208
第3節 大規模な火事災害応急対策計画	208
【3.7.3.3】 大規模災害における緊急の広域消防応援フロー（県防引用）	208
第8章 林野火災対策	209
第3節 林野火災応急対策計画	209
【3.8.3.2】 宮崎県山林火災マップ（抜粋）	209
第4編 資料編 様式	210
【1.2.2.20】 様式1 緊急通行車両等事前届出済証（様式）（県防引用）	210
【1.2.2.21】 様式2 規制外車両事前届出書（様式）（県防引用）	210
【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書（様式）（県防引用）	211
【1.3.8.15】 様式4 確認申請書（様式）（県防引用）	212
【1.3.2.17】 職員安否確認表（様式）	213

【1.3.3.4】	第4号様式(その1)(様式)(県防引用)	214
【1.3.3.5】	第4号様式(その2)被害状況即報(即報・確定報告)(様式)(県防引用)	215
【1.3.5.14】	知事への災害派遣要請書(様式)(県防引用)	216
【1.3.5.15】	撤収要請書(様式)(県防引用)	216
【1.3.16.5】	県放送要請(様式)	217
【1.4.4.9】	り災証明(様式)	218
【3.7.3.2】	第1号様式(火災)(様式)(県防引用)	219

第1編 共通対策編

第1編 共通対策編

第1章 総則

第1節 門川町地域防災計画の目的

門川町地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、門川町防災会議が作成する。町の地域における暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り等の自然災害及び航空機・鉄道・原子力等の特殊災害の防災対策全般に関して、総合的かつ具体的な防災対策計画を作成する。

計画の作成に当たっては、町及び防災関係機関並びに町民が、その有する全機能を有効に発揮して、町の災害予防と災害発生時の適切な予防、応急・復旧対策を実施するものとする。これにより、町民の生命、身体及び財産を保護し、被害の軽減を図り、社会秩序と町民の福祉の確保を期することを目的とする。

なお、門川町地域防災計画は、県地域防災計画（平成26年3月）を引用した。

第2節 計画の基本構想

1. 基本方針

この計画は、町の防災に関し、国・県の地域防災計画や、門川町長期総合計画の基本方針に基づき、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

なお、門川町地域防災計画の策定に当たっては、下記の諸点を基本とし、町及び各防災関係機関が、この計画の習熟に努め、地域住民に周知徹底を図るものとする。

- (1) 町内の防災に関し、関係機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にする。
- (2) 災害予防対策、災害応急対策、災害復旧対策及びその他の必要な災害対策の基本を定める。
- (3) 門川町長期総合計画の基本方針との整合を図る。
- (4) 宮崎県地域防災計画にある地震被害想定調査や過去の災害事例の分析等を踏まえ、実地的な計画とする。
- (5) 要配慮者に配慮し、「自助、共助」の視点に立って、町民及び町内事業者の果たすべき役割を明らかにする。

2. 基本構想

2.1 基本構想 ～自ら守る、住みよいまち門川町～

(1) 防災対策の推進

災害から被害を未然に防止し、被害の拡大を低減するため、関係機関と協力して各種法令に基づく防災対策事業を推進する。

(2) 防災活動拠点の整備と活動体制の整備

防災活動の区域を明確化し、住民へ防災生活圏の認識を深めるための環境づくりを推進する。また、核となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等の運営を支援する。

(3) 都市的災害の防止

都市空間の確保や整備をはじめ、建築物の不燃化、老朽施設の点検と補強等の促進を図る。

(4) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

住民のおかれた環境を知らせるため、町の災害危険箇所の周知と啓発を図る。また、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を地域住民へ迅速に提供できるようにする。

(5) 活動体制の整備

災害が発生又は、そのおそれがあるとき、職員の非常参集や情報収集、連絡、関係機関との緊密な連携体制の確立を図る。

(6) 緊急避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園等の避難地の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難地の検討並びに整備体制の充実を図る。

(7) 要配慮者対策

要配慮者の把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等、体制の確立を図る。

(8) 緊急輸送体制の整備

災害発生時に、緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(9) 防災意識の高揚と組織体制の整備

住民に対する防災知識の普及・広報活動を行う。また、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と自主防災活動への参加を促す。

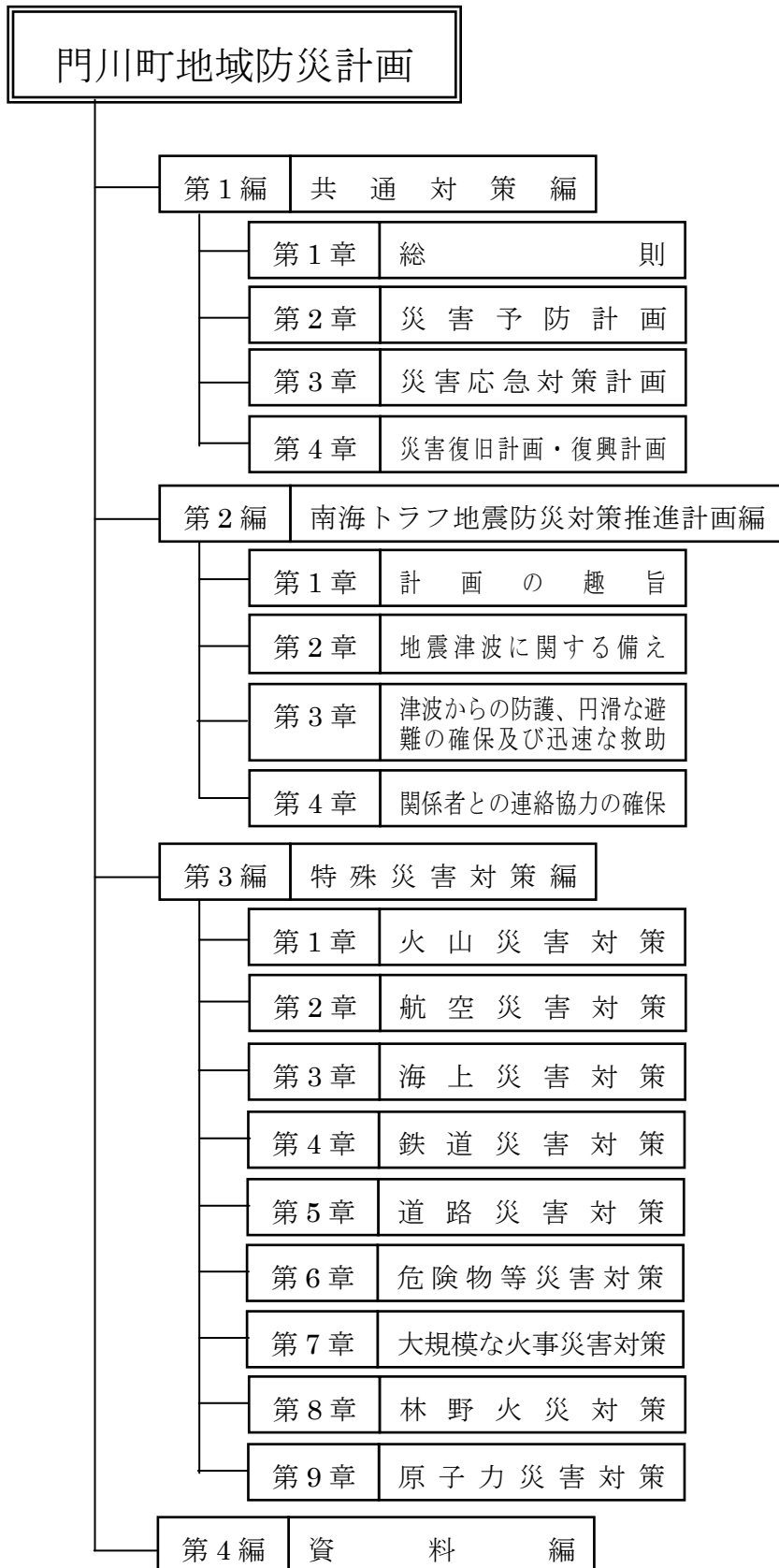
(10) 広域応援体制の確立

災害発生時における物資の確保と広域医療・搬送体制を強化し、迅速な支援体制を確立する。

2.2 計画の構成と範囲

本計画で扱う災害の範囲は、災害対策基本法（第2条第1項第1号）に基づく「災害」で、暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他異常な自然現象又は大規模な火災若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。

【1.1.2.1】 計画の構成と範囲



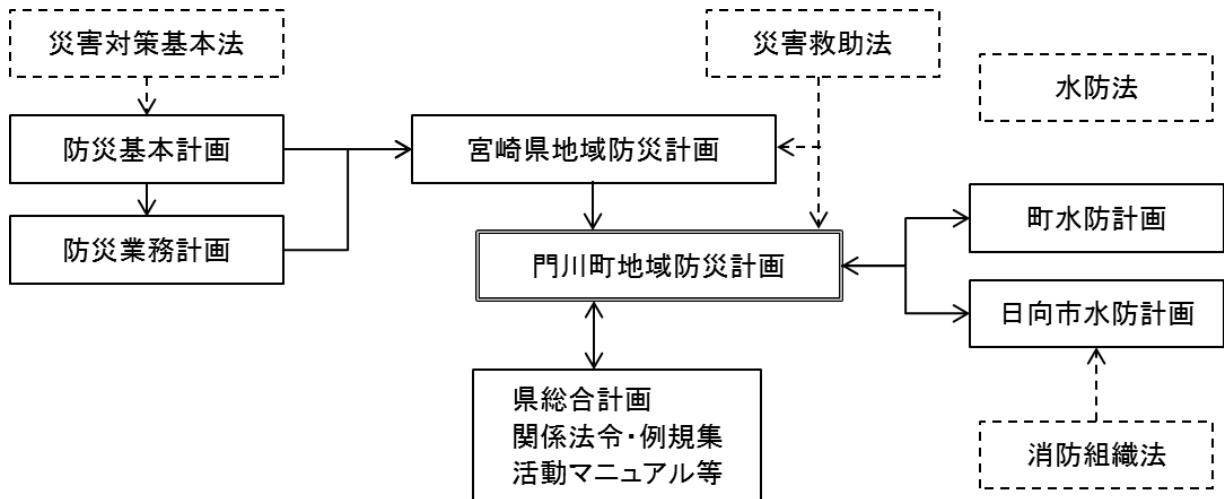
2.3 他の計画との関係

この計画は、災害対策基本法第42条に掲げる防災業務計画及び県地域防災計画に矛盾し、又は抵触しないものとする。

特に、今後の全体的な総合防災行政の推進を考慮し、現在及び将来策定される地方自治法第96条第2項に基づく基本構想（門川町長期総合計画）に整合するように検討を行うものとする。

また、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく水防計画と十分な調整を図るものとする。

【1.1.2.2】他の計画との関係



2.4 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条第1項の規定に基づき、適宜検討を加え、必要があるときはこれを修正する。

第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ次のとおりとする。

1. 災害対策基本法 : 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）をいう。
2. 災害救助法 : 災害救助法（昭和22年法律第118号）をいう。
3. 町防災計画 : 災害対策基本法第42条に基づき、門川町防災会議が作成する門川町地域防災計画をいう。
4. 県防災計画 : 災害対策基本法第40条に基づき、宮崎県防災会議が作成する宮崎県地域防災計画をいう。
5. 町災害対策本部 : 災害対策基本法第23条の2に基づき、門川町が設置する災害対策本部をいう。
6. 県災対本部 : 災害対策基本法第23条に基づき、宮崎県が設置する災害対策本部をいう。
7. 県地方支部 : 宮崎県災害対策本部日向地方支部（日向土木事務所）をいう。
8. 本部長 : 門川町災害対策本部長をいう。
9. 県地方支部長 : 宮崎県災害対策本部日向地方支部長をいう。
10. 県本部長 : 宮崎県災害対策本部長をいう。
11. 消防本部 : 日向市消防本部をいう。
12. 消防署 : 日向消防署をいう。
13. 消防団 : 門川町消防団をいう。
14. 町 : 門川町をいう。
15. 県 : 宮崎県をいう。
16. 防災関係機関 : 県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
17. 要配慮者 : 高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の防災施策において、特に配慮を要する者をいう。
19. 避難行動要支援者 : 要配慮者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者をいう。
20. （県防引用） : 実施内容の関係上、県防災計画の原文のうち、文言を一部修正のうえ、掲載している事項をいう。
21. （県防計画） : 実施内容の関係上、県防災計画の原文を掲載している事項をいう。

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第4節 門川町の概況

1. 地勢

町は、北緯 32 度 26～32 分、東経 131 度 30～43 分の宮崎県北部に位置し、東西 32 キロメートル、南北 8 キロメートル。総面積は 120.48 キロ平方メートル。北は延岡市、南は日向市、西は美郷町に接し、東は日向灘に面している。

また、延岡市中心部の商業地域より、国道 10 号線を南に約 8 キロメートル、日向市の中心商業地より北に約 6 km の地点にある。

気候は比較的穏やかで、平均気温 16.4 度、日最高気温の平均は 21.3 度、日最低気温の平均は 12.3 度。年間降水量は 2,660 ミリメートル、年間日照時間は 2016.9 時間である。（平成 24 年度統計）

【1.1.4.1】 町の地勢

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 周囲を山地・山麓と海面に囲まれ、沿岸部に市街地が広がる。② 山地が多く、蛇行する河川と入り江に集中する河口。③ 半島、島礁や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成している。④ 港湾や海浜の埋立、改変による土地利用。 |
|--|

1.1 水系

町内の主要河川は、隣接する美郷町から流下する二級河川の五十鈴川水系と、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。

各河川では、台風の影響による洪水、氾濫を繰り返し、家屋等に甚大な被害をもたらしてきたことが町誌にも記録されている。

近年の河川災害の記録は、平成 5 年 8 月 10 日の台風 7 号、平成 9 年 9 月 12 日の台風 19 号、平成 16 年 10 月 20 日台風 23 号に起因する五十鈴川の氾濫による被害である。

1.2 地形

- (1) 町の地形は、美郷町を境に標高 705m を最高峰として、周囲を 100m 程度の山地に囲まれ、東部の海岸線沿いの平野部に市街地が広がっている。
- (2) 町域の 8 割を山間地が占めている。
- (3) 標高 5～10m の平野部は、住宅地や農地に利用されている。
- (4) 沿岸は、大小の島が点在し、半島や入り江が特徴的なリアス式海岸を形成する。

資料編【1.1.4.2】 地形区分

1.3 地質

町に分布する地層は、おおよそ以下のようにまとめられる。

【1.1.4.3】 町に分布する地層の概略

時 代			地 層	層 相
新生代	古第三紀	沖積世	沖積層 他 堆積物	砂・礫・泥 未固結堆積物
			四万十層群	固結性堆積物
	洪積世	阿蘇火山岩類 庵川礫岩層	火山性堆積物 固結性堆積物	
	新第三紀		尾鈴山酸性岩類	火山性堆積物 深成岩

資料編【1.1.4.4】 地質区分

資料編【1.1.4.5】 地盤区分

地質は、主として砂岩・頁岩・粘板岩からなり、庵川地域を除いて大部分が四万十層群に覆われている。

砂岩は硬く、ち密なものが多い。軟弱な粘板岩や頁岩は、割れ目が多く、土砂災害を起こしやすい。この他、河川沿いと市街地の低平地に沖積層が分布し、庵川礫層の特殊な地層がある。

この庵川礫層は、庵川河口から庵川沿いに、西南から北東に斜めに横断している。これらは四万十層群の上に堆積し、さらにこの上に尾鈴山石英斑岩（尾鈴山が噴出した火成岩）が覆っている。

河川流域及び海岸沿いの低地は、沖積面をつくる堆積物及び沖積層の礫・砂・泥からなっており、沖積平野を形成している。

ボーリング柱状図によると、台地上部はN値が高く、支持地盤として問題はない。表層地質が沖積世である低地においては、N値が10～20であり、軽量構造物は支持できるが、支持地盤としてはより深層のN値の高い地盤が求められる。

1.4 気象

- (1) 気象概況は、平成17(2005)年1月から平成26(2014)年12月までの観測記録によれば、南西日本の温暖なモンスーン気候帯に属する。年平均気温は、16.6度で、日平均気温の最高は22.2度、最低気温は12.4度と温暖な地域にあたる。平成24年の月平均気温は1月が6.2度と最も低く、8月が26.9度と最も高く、年平均気温は16.4度であった。

- (2) 年間降水量は2,660ミリメートルと多雨地域であるが、過去10年間で増減している。月間降水量は、6～9月頃が多く、特に6・7月の梅雨期や8・9月の台風期に最も集中する。平成26年の年間降水量は2,815ミリメートルであった。
- (3) 年平均風速はおよそ1.3メートル毎秒程度である。風向は、年間を通して西北西の風が最も多く、次いで南東の風が多くなっている。

資料編【1.1.4.6】 気象概況

2. 社会条件

2.1 社会条件

町は、門川尾末村、加草村、庵川村と川内村との合併により門川村となり、昭和10年2月に町制が施行され、門川町が発足した。

当時、町の人口は11,684人、世帯数2,289世帯であった。以降、昭和30年の人口は16,327人、世帯数3,115世帯。昭和50年の人口は16,078人、世帯数4,480世帯。平成7年の人口は19,115人、世帯数6,107世帯。平成26年の人口は18,996人、世帯数8,058世帯。

資料編【1.1.4.7】 防災単位地区別人口及び世帯数

2.2 土地利用変遷

平成13年度の町内土地利用状況（町固定資産税概要調書）は農用地754ha(6.0%)、山林・原野5,112ha(43.0%)、宅地335ha(3.0%)、その他5,799ha(48.0%)で、平成26年度は農用地705ha(6.0%)、山林・原野4,322ha(36.0%)、宅地351ha(3.0%)、その他6,622ha(55.0%)で、僅かながら宅地利用が増えている。

町では、土地区画整理・土地改良事業・民間の宅地開発、漁港・海岸の埋め立て等に伴い、旧地形図と比較しても大きく変貌を遂げている。

資料編【1.1.4.8】 土地利用変遷

第5節 門川町防災会議（抜粋）

町防災会議は、災害対策基本法第16条の規定及び町条例に基づき町長がこれを設置し、町防災計画の改定並びにその実施の推進を図る。

(1) 会長

町長

(2) 委員

- ① 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者2名
- ② 県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者3名
- ③ 県警察の警察官のうちから町長が任命する者1名
- ④ 町長がその部内の職員のうちから指名する者6名
- ⑤ 教育長
- ⑥ 日向市消防長及び門川町消防団長
- ⑦ 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者1名
- ⑧ その他町長が委嘱する者2名

⑦の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

(3) 所掌事務

- ① 町防災計画の作成及びその実施の推進
- ② 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報の収集
- ③ 水防計画の作成及びその実施
- ④ 法律又はこれに基づく政令に定められた権限に属する事務

資料編【1.1.5.1】 門川町防災会議条例

第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱

防災対策活動が効果的に推進されるためには、各防災関係機関の連携、地域住民の防災に関する自覚と自発的協力が不可欠である。そのため、各防災関係機関は、共同して訓練を行うなど連携を強化し、一体となって災害対策の推進に寄与するよう配慮するものとする。また、防災関係機関は地域住民の防災意識の高揚に寄与するため、啓発等の活動に一層の努力をするものとする。

各防災関係機関の活動実施責任及び処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりである。

資料編【1.3.2.18】関係機関連絡先

1. 各機関の実施責任

1.1 県（県防計画）

県は、本県の地域及び地域住民の生命、身体・財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域をこえて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが不相当と認められるとき、あるいは防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするときなどの場合において、国との連絡調整を図るとともに、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつ、その調整を行う。

1.2 市町村

市町村は、市町村の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、防災対策活動の第一次責務者として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災対策活動を実施する。

1.3 指定地方行政機関（県防計画）

指定地方行政機関は、県の地域及び地域住民の生命・身体・財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関等と相互に協力連携して防災対策活動を実施する。

また、県及び市町村の防災活動が円滑的確に行われるように、積極的に勧告、指導、助言等の措置を取るものとする。

1.4 指定公共機関及び指定地方公共機関（県防計画）

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災対策活動を推進するとともに、県及び市町村等の活動が円滑的確に行われるように協力援助するものとする。

1.5 その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者（県防計画）

その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、県防災計画に示された措置、施策、事業等について十分な把握を行い、それぞれの実状等に応じて平素から災害の予防体制の整備を図るとともに、災害時には的確な災害対策活動を実施するものとする。

2. 処理すべき事務又は業務の大綱

2.1 門川町

町は、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災の第一次的責務者として、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及びその他の関係機関団体の協力を得て、次のとおり防災活動を実施する。

(1) 災害予防対策

- ① 防災会議に係る事務に関する事
- ② 町災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ③ 防災施設の整備に関する事
- ④ 防災に係る教育、訓練に関する事
- ⑤ 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
- ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関する事
- ⑦ 生活必需品、応急食糧等の備蓄に関する事
- ⑧ 給水体制の整備に関する事
- ⑨ 町内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事
- ⑩ 災害危険区域の把握に関する事
- ⑪ 各種災害予防事業の推進に関する事
- ⑫ 防災知識の普及に関する事
- ⑬ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関する事
- ⑭ 消防体制の整備強化に関する事

(2) 災害応急対策

- ① 水防・消防等応急対策に関する事
- ② 災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査に関する事
- ③ 避難の指示・勧告及び避難者の指導並びに避難所の開設に関する事
- ④ 災害時における文教、保健衛生、治安対策に関する事
- ⑤ 災害広報に関する事
- ⑥ 被災者の救難、救助その他の保護に関する事
- ⑦ 復旧資機材の確保に関する事
- ⑧ 災害対策要員の確保・動員に関する事
- ⑨ 災害時における交通、緊急輸送の確保に関する事
- ⑩ 防災関係機関が実施する災害対策の調整に関する事
- ⑪ 自衛隊の災害派遣要請に関する事

(3) 災害復旧対策

- ① 公共土木施設、農地及び農林水産業用施設等の災害復旧に関する事
- ② 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付け等災害融資等に関する事
- ③ 町民税等公的徴収金の猶予、減免措置に関する事
- ④ 義援金品の受領、配分に関する事

2.2 宮崎県（県防計画）

(1) 災害予防対策

- ① 防災会議に係る事務に関すること
- ② 宮崎県災害対策本部等防災対策組織の整備に関すること
- ③ 防災施設の整備に関すること
- ④ 防災に係る教育、訓練に関すること
- ⑤ 国、市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること
- ⑥ 防災に必要な資機材等の整備、備蓄に関すること
- ⑦ 食料、飲料水、その他生活必需品の備蓄に関すること
- ⑧ 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入り検査に関すること
- ⑨ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関すること
- ⑩ 防災行政無線通信施設の整備と通信の確保に関すること
- ⑪ 防災知識の普及に関すること

(2) 災害応急対策

- ① 災害予警報等情報の収集・伝達に関すること
- ② 市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に関すること
- ③ 被災児童・生徒等に対する応急教育の実施に関すること
- ④ 災害救助法の適用に関すること
- ⑤ 災害時の防疫その他保健衛生に関すること
- ⑥ 水防管理団体の実施する水防活動及び市町村の実施する消防活動に対する指示、調整に関すること
- ⑦ 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等に対する応急措置に関すること
- ⑧ 農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に関すること
- ⑨ 緊急通行車両の確認及び確認証明書の交付に関すること
- ⑩ 自衛隊の災害派遣要請に関すること
- ⑪ 県管理港湾施設等の維持管理及び障害物等の除去に関すること
- ⑫ 地域安全対策に関すること

(3) 災害復旧対策

- ① 公共土木施設、農地及び農林水産用施設等の新設、改良及び災害復旧に関するこ
と
- ② 物価の安定に関すること
- ③ 義援金品の受領、配分に関すること
- ④ 災害復旧資材の確保に関すること
- ⑤ 災害融資等に関すること

2.3 指定行政機関

(1) 宮崎県警察本部（県防計画）

- ① 災害予防対策
 - ア 災害警備計画に関する事
 - イ 通信確保に関する事
 - ウ 関係機関との連絡調整に関する事
 - エ 災害装備資機材の整備に関する事
 - オ 危険物等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
 - カ 地下街等の保安確保に必要な指導、助言に関する事
 - キ 防災知識の普及に関する事
- ② 災害応急対策
 - ア 災害情報の収集及び伝達に関する事
 - イ 被害実態の把握に関する事
 - ウ 被災者の救出及び負傷者等の救護に関する事
 - エ 行方不明者の調査に関する事
 - オ 危険箇所の警戒及び住民に対する避難指示、誘導に関する事
 - カ 不法事案等の予防及び取締りに関する事
 - キ 被災地、避難場所、重要施設等の警戒に関する事
 - ク 避難路及び緊急交通路の確保に関する事
 - ケ 交通の混乱の防止及び交通秩序の確保に関する事
 - コ 広報活動に関する事
 - サ 死体の見分・検視に関する事

2.4 指定地方行政機関

(1) 九州管区警察局（県防計画）

- ① 災害予防対策
 - ア 警備計画等の指導に関する事
- ② 災害応急対策
 - ア 広域緊急援助隊の運用及び広域的な応援の指導調整に関する事
 - イ 広域的な交通規制の指導調整に関する事
 - ウ 他の管区警察局との連携に関する事
 - エ 管内指定地方行政機関との協力及び連絡調整に関する事
 - オ 災害に関する情報の収集・伝達の連絡調整に関する事
 - カ 警察通信の運用に関する事
 - キ 津波予報の伝達に関する事

- (2) 消防本部、消防団（日向市消防本部、門川町消防団）
 - ① 災害予防対策
 - ア 消防施設・消防体制に関する事
 - イ 救助及び救援体制に関する事
 - ウ 危険物等施設の実態把握と防護の指導監督に関する事
 - エ 消防知識の啓発に関する事
 - オ 応急手当の普及に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 火災発生時の消火活動に関する事
 - イ 水防活動の協力・援助に関する事
 - ウ 被災者の救助・救援に関する事
 - エ 被害に関する通信連絡及び調査に関する事
- (3) 九州財務局（宮崎財務事務所）（県防計画）
 - ① 災害応急対策
 - ア 災害時における金融措置に関する事
 - イ 国有財産の無償貸付等の措置に関する事
 - ② 災害復旧対策
 - ア 被災施設の復旧事業費の査定立会いに関する事
 - イ 地方公共団体に対する災害融資に関する事
- (4) 九州厚生局（宮崎事務所）（県防計画）
 - ① 災害応急対策
 - ア 災害状況の情報収集、通報に関する事
 - イ 関係職員の現地派遣に関する事
 - ウ 関係機関との連絡調整に関する事
- (5) 九州農政局（延岡地域センター）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 米穀の備蓄に関する事
 - イ 防災営農体制の指導及び農地防災事業の推進に関する事
 - ウ 農地保全施設の管理体制の強化、指導に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 農業関係被害の調査・報告に関する事
 - イ 災害時における病虫害の防除及び家畜の管理等に関する事
 - ウ 応急用食料の調達、供給に関する事
 - エ 種子及び飼料の調達・供給に関する事
 - ③ 災害復旧対策

- ア 農業協同組合等の金融機関に対する融資等の指導に関すること
 - イ 農地・農業用施設の復旧対策の指導に関すること
 - ウ 農地・農業用施設の復旧事業費の査定に関すること
 - エ 土地改良機械の緊急貸付に関すること
 - オ 被害農林漁業者等に対する災害融資に関すること
 - カ 技術者の緊急派遣等に関すること
- (6) 九州経済産業局（県防計画）
- ① 災害予防対策
 - ア 地盤沈下の防止に関すること
 - イ 各取扱業者に対する予防体制確立の指導等に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害対策物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ り災事業者の業務の正常な運営確保に関すること
 - ウ 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること
 - ③ 災害復旧
 - ア 生活必需品・復旧資材等の供給の円滑な確保に関すること
 - イ 被災中小企業の復旧資金の確保・斡旋に関すること
- (7) 九州運輸局（宮崎運輸支局）（県防引用）
- ① 災害予防対策
 - ア 宿泊施設等の防災設備に関すること
 - イ 交通施設及び設備の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 所管事業者等への災害に関する予警報の伝達指導に関すること
 - イ 災害時における所管事業に関する情報の収集に関すること
 - ウ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導に関すること
 - エ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整に関すること
 - オ 緊急輸送命令に関すること
- (8) 九州森林管理局（宮崎北部森林管理署）（県防引用）
- ① 災害予防対策
 - ア 国有保安林・治山施設の整備に関すること
 - イ 林野火災予防対策の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 林野火災対策の実施に関すること
 - イ 災害対策用材の供給に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧対策用材の供給に関すること
- (9) 宮崎海上保安部（日向海上保安署）（県防引用）
- ① 災害予防対策

- ア 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- イ 流出油防除資機材の整備及び油防除組織の育成指導に関すること
- ② 災害応急対策
 - ア 避難の援助及び勧告ならびに警報等の伝達に関すること
 - イ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
 - ウ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
 - エ 海上交通の安全確保及び海上の治安の維持に関すること
- (10) 宮崎地方气象台（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災気象知識の普及に関すること
 - イ 気象災害防止のための統計調査に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報、警報発表及び通報に関すること
 - イ 地震情報の発表及び通報に関すること
 - ウ 災害発生時における気象、地象、水象観測資料の提供に関すること
- (11) 九州総合通信局（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 非常通信体制の整備に関すること
 - イ 非常通信協議会の育成指導及び実施訓練等に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における電気通信の確保に関すること
 - イ 非常通信の統制、管理に関すること
 - ウ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握に関すること
 - エ 災害時における移動通信機器及び移動電源車の貸出しに関すること
- (12) 宮崎労働局（延岡労働基準監督署）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 事業場における労働災害防止のための指導監督に関すること
 - イ 労働災害防止のための自主的活動の促進と産業安全思想の普及及び高揚に関すること
 - ② 災害補償対策
 - ア 労働者の業務上の災害補償保険に関すること
 - ③ 災害応急対策
 - ア 被災後、工場等の産業現場において、有害物の漏えい、建造物の倒壊、地山の崩壊等の二次的災害の防止に関すること
 - イ 復旧工事における労働災害の防止に関すること
- (13) 九州地方整備局（延岡工事事務所・宮崎高速道路事務所）（県防引用）
 - ① 災害予防対策

- ア 気象観測通報についての協力に関すること
- イ 防災上必要な教育及び訓練等に関すること
- ウ 災害危険区域の選定又は指導に関すること
- エ 防災資機材の備蓄、整備に関すること
- オ 雨量、水位等の観測体制の整備に関すること
- カ 道路、橋梁等の耐震性の向上に関すること
- キ 水防警報等の発表及び伝達に関すること
- ク 港湾施設の整備と防災管理に関すること

② 災害応急対策

- ア 洪水予報の発表及び伝達に関すること
- イ 水防活動の指導に関すること
- ウ 災害時における交通規制及び輸送の確保に関すること
- エ 災害広報に関すること
- オ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- カ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- キ 海上の流出油に対する防除措置に関すること

③ 災害復旧

- ア 被災公共土木施設の復旧事業の推進に関すること
- イ 港湾、海岸保全施設等の応急工法の指導に関すること

④ その他

- ア 国土交通省所管施設について、緊急を要すると認められる場合、大規模災害時の応援に関する協定書に基づく適切な緊急対応の実施に関すること

(14) 自衛隊（陸上自衛隊第24普通科連隊、航空自衛隊新田原基地）（県防計画）

① 災害予防対策

- ア 災害派遣計画の作成に関すること
- イ 地域防災計画に係る訓練の参加協力に関すること

② 災害応急対策

- ア 災害派遣による県・市町村その他の防災関係機関が実施する災害応急対策の支援、協力に関すること

2.5 指定公共機関

(1) 日本郵便株式会社（門川郵便局）（県防引用）

① 災害応急対策

- ア 災害時における郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
- イ 災害時における郵便事業運営の確保
- ウ 災害時における郵便局窓口業務の確保

(2) 九州旅客鉄道株式会社（日向市駅・門川駅）（県防引用）

① 災害予防対策

- ア 鉄道施設の防火管理に関すること
- イ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ウ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ② 災害応急対策
 - ア 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
 - イ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ③ 災害復旧対策
 - ア 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 西日本電信電話株式会社、NTT コミュニケーションズ株式会社、株式会社 NTT ドコモ（宮崎支店）、KDDI 株式会社（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
 - イ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 津波警報、気象警報の伝達に関すること
 - イ 災害時における重要通信に関すること
 - ウ 災害関係電報、電話料金の減免に関すること
- (4) 日本銀行（宮崎支店）
 - ① 災害予防対策
 - ア 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における金融機関に対する緊急措置の指導に関すること
- (5) 日本赤十字社（宮崎県支部）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 災害医療体制の整備に関すること
 - イ 災害医療用薬品等の備蓄に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
 - イ 避難所での活動、義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- (6) 日本放送協会（宮崎放送局）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - エ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策

- ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関する事
- (7) 西日本高速道路株式会社（宮崎高速道路事務所）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 管理道路の整備と防災管理に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 管理道路の疎通の確保に関する事
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災道路の復旧事業の推進に関する事
- (8) 日本通運株式会社（宮崎支店）（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 緊急輸送体制の整備に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関する事
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧資材等の輸送協力に関する事
- (9) 九州電力株式会社（日向営業所）（県防引用）
 - ① 災害予防対策
 - ア 電力施設の整備と防災管理に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における電力の供給確保に関する事
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

2.6 指定地方公共機関

- (1) 宮崎交通株式会社（延岡営業所）（県防引用）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 災害時における被災者のバスによる輸送の確保
 - イ 災害により路線が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
 - ウ 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- (2) 宮崎日日新聞社（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関する事
 - イ 災害時における報道の確保対策に関する事
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の報道周知に関する事
 - イ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
 - ウ 災害時における広報に関する事
 - ③ 災害復旧対策

- ア 被災報道施設の復旧事業の推進に関すること
- (3) 扇興運輸株式会社
 - ① 災害予防対策
 - ア 緊急輸送体制の整備に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 災害時における救助物資、避難者等の緊急輸送の協力に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 復旧資材等の輸送協力に関すること
- (4) 株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎、株式会社エフエム宮崎（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - エ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
- (5) 宮崎ケーブルテレビ株式会社、ビューティーヴィーケーブルテレビ株式会社、株式会社ケーブルメディアワイワイ（県防計画）
 - ① 災害予防対策
 - ア 防災知識の普及に関すること
 - イ 災害時における放送の確保対策に関すること
 - ② 災害応急対策
 - ア 気象予警報等の放送周知に関すること
 - イ 避難所等への受信機の貸与に関すること
 - ウ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関すること
 - エ 災害時における広報に関すること
 - ③ 災害復旧対策
 - ア 被災放送施設の復旧事業の推進に関すること
- (6) 日向市東臼杵郡医師会
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における医療救護・助産の活動に関すること
 - イ 負傷者に対する医療活動に関すること
- (7) 歯科医師会（宮崎県歯科医師会、日向市東臼杵郡歯科医師会）（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策

- ア 災害時における歯科医療の実施
- イ 身元不明遺体の個体識別の実施
- (8) 宮崎県薬剤師会（日向市・東臼杵郡薬剤師会）（県防引用）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における医薬品の調剤・備蓄・供給
- (9) 宮崎県看護協会（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア 災害時における避難所等の避難住民の健康相談及び健康管理の実施
- (10) 宮崎県LPガス協会（県防計画）
 - ① 災害予防対策・災害応急対策
 - ア ガス供給施設の整備と防災管理
 - イ 災害時におけるガス供給の確保

2.7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) JA日向（町指定）
 - ① 災害予防対策・応急対策
 - ア 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧の実施に関すること
 - イ 県、町の実施する被害調査、応急対策に対する協力に関すること
 - ウ 被災農林水産業者に対する融資及びその斡旋に関すること
 - エ 被災農林水産業者に対する生産資材の確保斡旋に関すること
- (2) 耳川広域森林組合日向支所門川事業所（県防引用）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資の斡旋
- (3) 門川漁業協同組合・庵川漁業協同組合・門川町水産加工業協同組合（県防引用）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、町が行う被害状況調査及び応急対策への協力
 - イ 被災組合員に対する融資又は融資の斡旋
- (4) 五十鈴土地改良区（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 土地改良施設の整備
 - イ 農地湛水の防排除活動
 - ウ 農地及び農業施設の被害調査及び復旧
- (5) 門川町商工会（県防引用）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 町が行う商工業関係被害調査及び応急対策への協力
 - イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力
- (6) 日向地区建設業協会門川支部（町指定）

- ア 土木建築工事に関わる災害応急対策、復旧対策についての協力に関すること
- イ 災害救助用及び復旧用資機材の確保についての協力に関すること
- (7) 門川町管工事組合（町指定）
 - ア 水道管施設の復旧についての協力に関すること
- (8) 危険物施設及び高圧ガス施設の管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 安全管理の徹底
 - イ 防護施設の整備
- (9) 生活協同組合、各種社会福祉団体、区長会・高齢者クラブ連合会・婦人団体連絡協議会（町指定）
 - ア 自治会等地域住民組織、その他公共的な活動を営むもの
 - イ 町の行う防災活動に対して公共的業務の協力に関すること
- (10) 門川町社会福祉協議会（町指定）
 - ア ボランティアセンターの設置に関すること
- (11) 社会福祉施設の管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (12) 病院等医療施設の管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の治療及び助産
- (13) 学校法人、社会福祉法人等（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (14) 各港湾施設の管理機関（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 港湾施設（水門、護岸、堤防、防潮壁等）の維持管理
 - イ 施設の災害復旧の実施
- (15) 水道用水供給事業者、組合営水道事業者及び専用水道管理者（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策
 - ア 県、市町村が行う被害状況調査及び応急給水への協力
 - イ 応急給水活動用資機材及び災害復旧用資機材の整備
- (16) 金融機関（県防計画）
 - ① 災害予防・災害応急対策

ア 被災事業者等に対する資金融資

(17) 宮崎県道路公社（県防計画）

① 災害予防

ア 公社管理道路の整備と防災管理に関すること。

② 災害応急対策

ア 公社管理道路の疎通の確保に関すること。

③ 災害復旧

ア 被災道路の復旧事業の推進に関すること。

3. 町民の責務（災害対策基本法第7条）

自主防災組織をはじめとする地域団体などは、地域で助け合う「共助」を基本として、災害が発生した場合に地域で協力した相互の助け合いを実現できるよう、日常的な地域活動や防災訓練等の地域における防災活動を実施することで、地域の安全を確保する。

町民は、「自助」を基本として、日頃から防災に関する知識の習得、防災訓練等への参加など防災対策に必要な活動に努め、各家庭や職場で、最低3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう努める。

4. 減災に向けた町民運動の展開

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要である。これらは一朝一夕に成せるものではなく、県、町、公共機関、事業者、住民、それぞれの防災に向けての積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成してゆけるものである。特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減する減災のための備えをより一層充実する必要がある。そのため、その実践を促進する運動の展開を図る。

第7節 防災をめぐる社会構造の変化と対応

1. 災害及び災害対策活動に関する調査研究の推進

町は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的、より効果的な防災対策を推進する。そのため、関係機関及び民間が実施する災害要因の研究、被害想定及び防災体制等についての関連資料等の取得に努める。

具体的には、以下のような調査研究、意識調査、防災相談を行う。

1.1 防災に関する調査研究

(1) 防災パトロールの実施

関係機関と協力して、災害時に危険が予想される箇所を定期的に調査し、それぞれの問題を整理する。

(2) 防災に関する研究成果等の収集

防災関係の学術研究発表会やシンポジウム等に関係職員を適宜参加させ、防災に関する新しい知見や情報等を収集する。

1.2 防災調査

住民の防災意識を把握するため、必要に応じてアンケート調査を実施する。

1.3 防災相談

建築物の防火、耐震強化等を中心に防災相談所の開設を検討する。

2. 風水害に関する調査・研究の推進

風水害等の未然防止と被害の軽減に対し、必要となる調査・研究情報の収集を積極的に行うとともに、情報提供等を推進するものとする。

2.1 調査・研究体制の整備

風水害は自然的、社会的な地域的特性が複雑に絡み合うことにより、多様な災害を引き起こす。このため、防災関係機関は、これらの現象を科学的に分析、検討できる調査研究体制の整備に努め、地域に応じた総合的な防災活動の実施を図るものとする。

また、防災関係機関は、防災研究の基礎となる災害記録、防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集・分析し、いつでも活用できるよう整備するものとする。

2.2 調査・研究項目

以下の項目について、県と連携し、調査・研究を実施するものとする。

- ① 町域内の災害の特性と傾向
- ② 危険地区の実態把握
- ③ 被害の想定
- ④ 災害情報システム（観測システムも含む）
- ⑤ 救助活動支援システム

3. 地震災害に関する調査及び観測等の推進

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。そのため、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、地震予知研究をはじめ、様々な研究が行われている。一方、近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化している。そのため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県は平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところである。

町は、これを踏まえ、さらに、最新の研究成果を入手するなど、調査研究を検討する必要がある。

3.1 地震専門部会の継続設置（県防計画）

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

3.2 県内活断層等の調査（県防計画）

国が行う、活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、県内のデータの累積に努める。

3.3 地震被害予測システムの構築（県防計画）

地震被害想定をの過程をコンピューターシステム化することにより、通常時の防災訓練や震災対策立案支援、計測震度計とのリンクによる震後の早期地震被害予測への活用を図る。

3.4 震災対策に関する調査研究

過去の地震災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限にくいとめる方法は何かを、常に調査研究して、災害の防止策の向上に努めるものとする。震災対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 津波災害に関する調査研究
- (4) 地盤の液状化に関する調査研究
- (5) 地震時の出火、延焼に関する調査研究
- (6) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (7) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (8) 避難に関する調査研究
- (9) 防災情報システムに関する調査研究

- (10) 地震時における交通確保に関する研究
- (11) 消防活動の充実強化に関する調査研究
- (12) 広域応援・受援に関する研究
- (13) 海上防災に関する調査研究

4. 津波災害に関する調査及び観測等の推進

津波による災害は、その災害事象が広範かつ複雑である。津波対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、様々な研究が行われているところである。近年の都市部への人口集中、建物の高層化、ライフライン施設への依存度の増大等、災害要因となりうる要素は一層多様化している。そのため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な津波対策の実施に結びつけていくことが重要である。

県は、平成23～25年度に「宮崎県地震・津波被害想定調査」を実施し、県内における被害想定を行ったところである。

最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12m、最短16分で津波が到達すると想定されているため、町は、これを踏まえ、最新の研究成果を入手するなど、調査研究を検討する必要がある。

4.1 地震専門部会の継続設置（県防計画）

宮崎県地震・津波被害想定調査を実施する際に、宮崎県防災会議に設置された地震専門部会を継続して設置し、今後も専門的立場から指導・助言を仰ぎながら、防災対策の充実に努めるものとする。

4.2 津波対策に関する調査研究

災害の発生に地域性、時代性があることは過去の地震・津波災害の実例から明らかである。したがって、過去の地震・津波災害の経験を基礎として、災害の拡大原因となるものは何か、被害を最小限に食い止める方法は何かを、常に調査研究して災害の防止策の向上に努めるものとする。津波対策に関する調査研究事項としては次の事項等が考えられる。

- (1) 被害想定調査研究
- (2) 地域危険度測定調査
- (3) 津波災害に関する調査研究
- (4) 建築物及び土木構造物等の耐震性に関する研究
- (5) 震災に伴う社会心理に関する調査研究
- (6) 避難に関する調査研究
- (7) 防災情報システムに関する調査研究
- (8) 地震時における交通確保に関する研究
- (9) 津波火災を踏まえた消防活動の充実強化に関する調査研究
- (10) 広域応援・受援に関する研究
- (11) 海上防災に関する調査研究

町は平成26年3月に「門川町海拔マップ」を発刊し、各地区の主要な地点の海拔を明らかにした。また、これに、県が作成した「宮崎県津波浸水想定 市町別地域海岸③（門川町）」「宮崎県浸水開始時間予測図 市町別 地域海岸③（門川町 2/2）」を添付した。

資料編【2.2.2.2】宮崎県津波浸水想定_門川町①

資料編【2.2.2.3】宮崎県津波浸水想定_門川町②

第8節 地震被害想定（県防引用）

地震災害は、広域にわたるものであり、町単独で地震による被害規模等を想定することは困難である。そこで、ここでは宮崎県の地震被害想定に準拠することとする。

本県では、津波被害をもたらす海溝型の地震として、日向灘地震、東南海、南海地震が、また、内陸型の被害をもたらす地震として、えびの・小林地震が従来から指摘されている。これらは、過去数百年の地震の発生履歴から再現し、想定することを基本としており、それが常識となっていた。そのような常識を覆し、2011年東日本大震災において、従前には十分に想定しえなかった現象や事態が生じた。海溝型巨大地震はその被害が甚大かつ広域化するという特徴も明らかになった。

本編では、宮崎県が実施した地震被害想定調査結果から日向灘北部地震を想定する。この場合、町の津波高は5m、最短10分で津波が到達するとしている。

1. 日向灘地震の特徴と被害想定概要

1.1 地震の特徴

日向灘から薩南・南西諸島東方沖にかけての領域は、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む境界に位置している。過去10数年～数10年間隔でマグニチュード7クラスの地震が発生しており、地震活動が活発な地域である。

この領域を震源とする日向灘地震は、今後30年以内にマグニチュード7.6前後の地震が10%程度の確率で、またマグニチュード7.1前後の地震が70～80%の確率で発生するとされており、町及び県に大きな被害を及ぼす可能性がある。

資料編【1.1.8.1】 日向灘地震の想定震源域

【1.1.8.2】 日向灘地震の発生確率

	マグニチュード7.6前後	マグニチュード7.1前後
10年以内の発生確率	5%程度	30%～40%
30年以内の発生確率	10%程度	70%～80%
50年以内の発生確率	20%程度	80%～90%
資料：地震調査研究推進本部「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧（2013年）」		

1.2 被害想定概要

日向灘地震による被害想定は、過去発生した地震等を考慮して、地震の規模を北部、南部ともにマグニチュード7.5として想定する。また、津波については、最大高さが日向灘地震よりも東南海・南海地震の方が高いことから、東南海・南海地震による被害を最大被害として採用している。予測される震度分布、被害想定結果の概要は、以下のとおり。

資料編【1.1.8.3】 日向灘地震の震度分布

資料編【1.1.8.4】 日向灘地震の被害想定

日向灘地震は、震源が町から近いことから、揺れによる被害が最も懸念される。特に、日向灘南部地震が発生すると、県央・県南を中心に死者が約880名、全壊する建物が約22,600棟に及ぶと、県は想定している。また、津波の高さは、東南海・南海地震によるものより低くなるが、震源が近いことから、地震発生から短時間（早いところで10分以内、町への到達は最短で16分）で襲来するおそれがある。

2. 東南海・南海地震の特徴と被害想定概要

2.1 地震の特徴

静岡県沖から紀伊半島沖を震源とする東南海地震と紀伊半島から四国沖を震源とする南海地震は、過去100～150年間隔で発生している。直近では昭和19年に東南海地震、昭和21年に南海地震が発生しており、マグニチュード8クラスの地震が今世紀前半にも発生する可能性がある。また、東南海地震と南海地震が同時に発生した場合、強い揺れや津波によって、東海地方から九州に至る広い地域に大きな被害が及ぶと予測されている。

資料編【1.1.8.5】南海地震

2.2 被害想定概要

東南海・南海地震による被害想定は、東南海地震と南海地震の震源域が同時に破壊される場合を対象とし、地震規模はマグニチュード8.6として想定する。予測される震度分布及び被害想定結果の概要は、以下のとおり。

資料編【1.1.8.6】震度分布、被害想定結果概要

震源が本県から離れているため、揺れによる被害よりも津波による被害が大きくなっている。東南海・南海地震が発生した場合、揺れが小さくても予想以上に高い津波が襲来するおそれがあるので、沿岸部では十分注意が必要である。

3. 南海トラフ巨大地震の特徴と被害想定概要

「南海トラフ地震防災対策推進計画編 第1章 第2節 南海トラフ地震の被害想定」参照。

第9節 風水害被害想定

1. 門川町における風水害の概況

町は台風常襲地帯に位置しており、台風来襲による暴風、豪雨により、毎年、町民は大きな被害を被っている。

本節は県民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に対処するため、起こりうる風水害及び、その被害規模を想定する。

資料編【1.1.9.1】月別気象災害発生件数

2. 概要（県の被害想定）

域内の気象、地勢、地質等地域特性によって起こる災害を考慮し、次に掲げる規模の災害が、今後県地域に発生することを想定している。

(1) 枕崎台風(風が強く被害の大きかった代表的な台風)

来襲年月日	昭和20年9月17日
最大瞬間風速・風向	55.4m/s 南南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	550.4mm（神門）
死傷者	565名
家屋全半壊流出	33,944戸

(2) 台風12号（降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	昭和29年9月13日
最大瞬間風速・風向	38.6m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	1,265.6mm（渡川）
死傷者	129名
家屋全半壊流出	2,430戸

(3) 台風13号（風の強い代表的な台風）

来襲年月日	平成5年9月2日
最大瞬間風速・風向	57.9m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	404.0mm（えびの）
死傷者	145名
家屋全半壊流出	385戸
一部損壊	33,444戸

(4) 台風19号（近年における降雨量の多い代表的な台風）

来襲年月日	平成9年9月15日
最大瞬間風速・風向	36.7m/s 南東（宮崎地方气象台）
総降雨量	927.0mm（神門）
死傷者	12名
家屋全半壊流出	13戸
床上浸水	2,486戸

3. 風水害

風水害は、集中豪雨や台風等の気象現象を誘因として起きる災害が多い。町における過去の災害事例を見ても例外ではない。風水害では、低地での浸水害や溪流での鉄砲水等による

土石流、急傾斜地におけるのり面崩壊、山腹崩壊等が想定される。

3.1 浸水・溢水等

宮崎県で指定している重要水防区域及び河川のうち、危険と予想される区域に基づいて、被害が予想される河川及びため池等、水防上重要となる箇所を想定する。また、過去の堤内背後地における浸水害事例や河川の改修状況、あるいは流下能力、地形状況等を考慮して浸水地域を想定する。

3.2 予想区域（地形条件等）

主要河川、門川湾沿岸において、護岸やダム、堤防のなかったころは、豪雨の度に洪水を繰り返えし、道路や橋の決潰、民家の浸水・流失、田畑の冠水・埋没等、多くの惨害をおこしてきたことがうかがえる。

これら災害履歴から、五十鈴川及び鳴子川一帯の平野部では水害に対して、本来、弱い地域であることが想定される。

河川氾濫等の風水害の影響が想定される主な地域は以下の状況である。

(1) 氾濫平野

氾濫平野は、河川が流路を変え、氾濫を繰り返して形成された河成堆積地域である。水害の危険性が高く、標高の低い次の地域では浸水が想定される。

- ① 宮ヶ原
- ② 東栄町
- ③ 加草
- ④ 城屋敷
- ⑤ 五十鈴
- ⑥ 中須
- ⑦ 旭町
- ⑧ 本町
- ⑨ 中尾
- ⑩ 小松
- ⑪ 大池

(2) 谷底平野

谷底平野は、河川の沖積作用により山地・丘陵地を開析する低平地部で河川に沿うように分布する。そのため、豪雨時等に洪水氾濫による被害を受けやすく、山麓部では斜面災害が想定される。

(3) 旧河道地域

洪水流は旧河道を流れやすい。また、接合部は河道の掘削による堤防の決壊が想定される。

- ① 丸バエ川（河川河口域）
- ② 五十鈴川（国道10号五十鈴大橋、旧道五十鈴橋付近）

(4) 河川屈曲、蛇行、合流部

- ① 五十鈴川津々良から小園間で蛇行する区域
 - ② 五十鈴川の河口へ開ける低平地一帯の谷底平野
 - ③ 鳴子川本流と竹名川、中山川の合流する区域
 - ④ 河川、水面に近接する標高が低い地域
- (5) 台地、段丘
- ① 台地、段丘面の多くは、水害・地震災害等に対して比較的安全なところである。
しかし、現河床との比高が小さな箇所では、洪水氾濫時に冠水するおそれがある。
(五十鈴小学校北東部中山神社付近、門川高校南東部付近、上ノ町5丁目付近)
 - ② 段丘崖では斜面災害の危険性もある。また、これらの台地面の一部にみられる浅い谷では豪雨時に浸水が想定される。(三ヶ瀬川阿仙原地区)
 - ③ 台地縁辺の急崖地における、熔結部と非熔結部の境界部では斜面崩壊が想定される。
(各地区の河川流域谷底平野部境界)
- (6) ため池等水面の下流域
- ため池は、水利権の問題があり、事前放流や管理点検において、受益者との調整を要する。

3.3 主要河川の治水

町の各主要河川における治水の概況は以下のとおり。

(1) 五十鈴川

近年の広葉樹林伐採と人工林の増加による森林地の保水機能低下により、短時間に流出量の増大がすすむ。また、山麓や河道の土砂流出により、河川・河口での河床の上昇をまねき、流下・排水能力が不足する地域では、浸水・溢水が予想される。

過去、これらの地域では、床上・床下浸水家屋が200戸。また、農作物に甚大な被害をもたらしている。そのため、その対策として、床上浸水・護岸築堤、海岸堤防等の河川改修計画や遊水池を含めた総合的な治水計画、河床の浚渫等が必要となっている。

(2) 津々良川

渇水期にほとんど流水はないものの、過去の災害からも豪雨期には急流となり、氾濫し、農作物への被害が想定されている。

(3) 三ヶ瀬川

山地の保水機能の低下から短時間流出量の増大、洪水到達時間の短縮、土砂の流出、河床の上昇等の治水上の問題が想定される。また、過去の災害からも豪雨期には氾濫が想定される。

(4) 市ノ原川

山間部特有の急流河川であり、三ヶ瀬川との合流域に多くの土砂が堆積しており、過去の災害からも豪雨期には氾濫が想定される。

(5) 鳴子川

防災ダムの完成により、甚大な被害はないものの、上流の一部未改修区間において

被害が予想される。

(6) 丸バエ川

都市部にある掘削河道の河川であり、海の潮位の影響と内水により周囲の低地部での浸水被害が出ている。

4. 土砂災害

4.1 土石流災害

宮崎県が指定している土石流危険渓流、崩壊土砂流出危険地区及び町で指定している危険箇所を想定する。

4.2 急傾斜地災害

宮崎県が指定している急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険箇所や急傾斜地崩壊危険区域、山腹崩壊危険地区及び町で指定している危険箇所を想定する。

4.3 地すべり災害

宮崎県が指定している地すべり危険箇所や地すべり防止区域を想定する。

4.4 道路災害

町が実施した道路防災点検結果による落石、崩壊、失壊等の災害を想定する。

5. 台風による災害

台風災害は本県の気象災害中、その首位を占めるものである。年々被る台風災害は莫大なものである。1個の台風で死傷者565名、住家33,850戸を全半壊させた例もある(昭和20年9月17日枕崎台風)。その主な原因は以下のとおりである。

- (1) 地理的な関係から台風の襲来回数が多い
- (2) 台風の最盛期(中心気圧は深まらないが、暴風雨域が広がってくる)に本県を襲うことが多い
- (3) 台風に伴う暴風雨継続時間が他地方に比べて長い

5.1 本県における台風の特性

(1) 台風の襲来回数

本県に被害を及ぼした台風を調べると(統計期間1949～2008年、熱帯低気圧を除く、宮崎県災異誌による)、年平均2.9個となっており、毎年2個以上の台風から被害をうけている。

(2) 台風の襲来季節

宮崎県に被害をもたらした台風の襲来を各月の旬別で見ると、表1-3のとおりである。これによると、台風の襲来期間は7月上旬から10月下旬の間である。また、襲来数の多い期間は7月下旬と8月中旬から9月下旬までとなっている。さらに詳しくみると、7月下旬は18回、8月下旬は19回と圧倒的に多くなっている。

【1.1.9.2】 台風の月別襲来回数(昭和40年～平成20年)

旬	月	7月	8月	9月	10月
	上旬	4	11	9	7
	中旬	5	14	16	7
	下旬	18	19	14	3
	月合計	27	44	39	17

注)この表は、災害の記録(宮崎県)に掲載されている本県に影響した台風についてまとめた。

(3) 台風の経路

本県に影響を及ぼす台風の約70%は九州の南方海上か、九州の南東海上を通過するものである。過去の資料(昭和24年～平成20年)で県内に大きな災害をもたらした台風42個(被害総額50億円以上について調査した)についての経路をみると、次のようになっている。

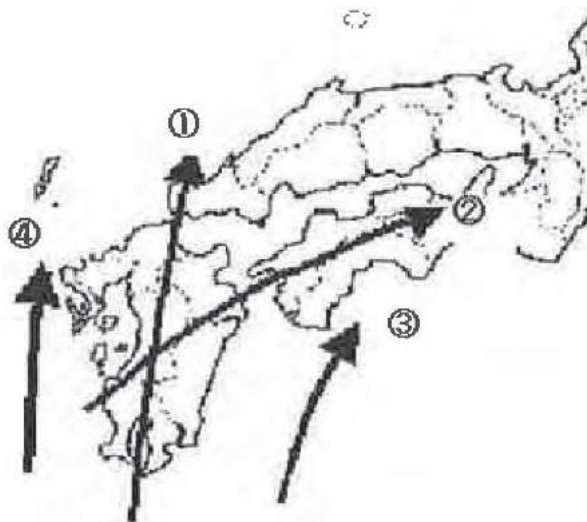


図 1.1.9.3 宮崎県に被害をもたらした台風の経路 (昭和24年から平成20年)

① 九州南部に上陸した九州縦断	13個
② 九州西部に上陸した九州斜断	6個
③ 日向灘を北上	7個
④ 九州西方海上を北上	12個
⑤ その他	4個

(4) 本県における台風の強さ

本県で観測された台風の最大風速は細島で69.3メートル毎秒(昭和26年10月14日のルース台風)を観測している。また、日最大降水量は田口原839ミリメートル(昭和46年8月29日、台風第23号)を記録している。

台風による記録的な風速は、各地ともほとんど8～10月に起きている。降水量はややばらつきがあり、6～10月の間に起きている。台風の被害高には風雨の強さが関与し、その強さが強烈であるほど、被害高が増大する。暴風の継続時間も大きく影響する。本県では他地方に比べてこの時間が一般に長く、被害をかなり増大させている。

1954年9月14日の台風第12号では、宮崎は11日12時にはじまり、14日の16時まで76時間にわたって暴風雨にさらされた。この台風の進路に当たった主要地点の暴風継続時間を調べると、福岡、浜田と高緯度に進むにつれて急速に減少し、それぞれ19時間、21時間となっている。また、本県を通過し、その後、本州を北東に進んだ1954年8月17日の台風第5号の例でも、宮崎の72時間に対して、足摺岬41時間、潮岬36時間、名古屋、東京はいずれも23時間となっている。

また、台風の雨の降り始まる時刻も、九州の他地方と比べてかなり早いことが多い。

台風が台湾の東方、北緯23～25度まで北上すると、本県ではしゅう雨（驟雨）が多くなり始める。その後、台風が接近するにつれて次第にその強さを増し、台風が上陸するまでに、100～200ミリメートルの降水量に達することが多い。しかも台風による雨はしゅう雨性のものが多く、局地的に異常な豪雨になることがある。

雨の降り終りは、台風の中心が宮崎から600キロメートルの距離に遠ざかったところで、降雨継続時間が長い。

次に台風による被害額、風雨の強さが関係することはもちろんであるが、暴風の継続する時間が大きく影響する。

本県では他の地方に比べて、この時間が一般に長いことが災害の増大に関係している。

資料編【1.1.9.4】台風による日最大風速の累計順位

資料編【1.1.9.5】台風による日最大瞬間風速の累計順位

資料編【1.1.9.6】日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位

(5) 台風の経路別風雨の特性

台風内の風は時計の針と反対方向に吹いていて、その全体が移動していく。そのため、一般的には進行方向に向かって中心の左側では風速は小さく、右側は大きい。したがって本県は地形的条件とあいまって、通過経路により風雨の強さが著しく異なる。台風が九州の西方を通過するか、又は九州を縦断北上するような経路のときは風雨が強く、したがって被害も大きい。これに反して東側の日向灘を通過するときの台風は風雨ともに比較的弱く、被害も少ない場合が多い。

① 台風の経路別にみた本県の暴風の特性

台風の経路により本県に及ぼす風雨は著しく異なるが、その実態を示すと次のとおりである。

ア 台風の進路で異なる本県の暴風

本県に影響を及ぼした代表的な台風19個について宮崎地方気象台で観測した経路別風速は、表「台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）」のとおりである。これによると九州南部に上陸し、縦断北上したもの(上陸縦断型)は、風速30メートル毎秒前後から40メートル毎秒弱で最も強い。九州西方海上を通過したもの(西方型)は風速20メートル毎秒前後で上陸縦断型に次ぐ。九州東方海上を通過したもの(東方型)は風速20メートル毎秒以下で最も弱い。

資料編【1.1.9.7】台風の経路別風速表（宮崎地方気象台観測）

② 宮崎県の暴風の状況と台風の位置との関係

ア 西方型

宮崎の暴風(「10メートル毎秒以上の風」以下同じ)は台風が北緯25°付近に達したところから吹き始め、日本海に台風が入るころまで続く。最大風速は台風が転向

して進行速度を増したころ観測される。

イ 上陸縦断型

暴風の始まりは北緯 28° 付近に達したころで、台風が山陰沖に出て暴風は吹き終る。最大風速は台風が北緯 30° 線に達したころに現れるが、台風が九州南部上陸寸前に、最大風速が観測されることが最も多い。

ウ 東方型

暴風は、台風が北緯 27° 付近に達したころから吹き始め、瀬戸内海東部に去ったころに吹き終る。最大風速は、北緯 31° ~32° 付近で観測される。

③ 台風の経路別降雨の特性

台風による県下の雨量分布は、台風の経路によって、だいたいの型がある。また台風の経路により、本県の雨の降り方にも特異性がみられる。これらの状況について示すと、次のとおりである。

ア 台風の経路別雨量分布

台風の経路により雨量分布が異なる。

- (ア) 上陸縦断型の場合には県下の雨量は最も多く、しかも降雨強度が強い。したがって警戒すべき台風進路である。
- (イ) 西方型は上陸縦断型に次いで雨量が多く、東方型は雨量が比較的少ない。
- (ウ) 特殊なケースとして、台風の進行速度が遅いときなど、台風の前面に前線があるような場合には異常な豪雨になることがある。

イ 宮崎の降雨状況と台風の位置との関係

台風の経路により宮崎の雨の降り方にも風と同様に特異性がみられる。

特記すべきことは、台風が北緯 23~25° 付近に達したころ宮崎では雨が降り始め、台風が中心が宮崎から約 600 キロメートルの距離に遠ざかって降りやむ。つまり降雨継続時間が長い。しかも降雨強度が強く豪雨型になりやすい。

5.2 台風と水害

水害の発生件数中、台風に起因するものは梅雨、低気圧、前線に次いで多い。

降水量が多くなるほど被害も増大する。宮崎県災異誌の水害について、被害発生降水量の下限から調べると、表「総降水量と水害の程度」のような結果が得られる。すなわち、被害が発生するかどうかの限界の降水量は 200 ミリメートルで、それ以上になると田畑の浸水、がけ崩れ等の被害が急増する。350 ミリメートル以上になると、床上浸水等の甚大な被害が発生するようになる。

ここに示した降水量は降り始めからの総降水量で、継続時間は問題にしていない。

【1.1.9.8 総降水量と水害の程度】

総降水量と水害の程度

被害種類 降水量	床下浸水	床上浸水	田畑の浸水	がけくずれ	死者
200 mm以下	なし	なし	少	少	なし
300 mm	急に増加	少	急に増加	急に増加	なし
350 mm以上	甚大	急に増加	甚大	甚大	急に増加

県防災計画（平成26年3月）

6. 高潮

台風被害において、風水害と並んで大きい被害をもたらすものは高潮である。昭和34年の伊勢湾台風時の高潮による大惨事は、いまだに記憶に残るところである。本県においても台風来襲時に沿岸の各地で高潮による被害が発生している。過去の資料から、日向灘沿岸に高潮を起こした実例を調べてみると次のとおりである。

6.1 日向灘沿岸の高潮の実例

- (1) 図「日向灘沿岸の高潮観測表」は日向灘に高潮を起こした台風の経路の一例である。満潮時かその前後に、台風が中心が宮崎の西側を通った場合に高潮の高さは大きくなる。
- (2) 表「日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路」は日向灘で高潮を観測した例である。高潮が最も大きくなったのは、昭和29年9月の台風第12号に伴うもので、油津では1メートル以上の高潮を記録した。

資料編【1.1.9.9】 日向灘沿岸の高潮観測表（高極潮位：平滑値）

資料編【1.1.9.10】 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路

7. 低気圧と前線

低気圧や前線も水害を起こし、その件数は台風に次いで多い。

その雨量は、ときに平地で日雨量400ミリメートル越えるほどの大雨になった記録(宮崎で観測した

587.2ミリメートル、昭和14年10月16日)もある。しかし、一般には河川に洪水を起こすほどの雨量に達することは珍しい。普通1回の低気圧がもたらす雨量は夏期50~100ミリメートル、冬期は10~40ミリメートル程度である。前線では梅雨前線、台風前面の前線など、停滞前線による雨は雨量も多く、水害を引き起こしやすい。これに対して、寒冷前線のような移動性の前線は、一般に水害を起こすような雨量をもたらすことは少ない。

8. 竜巻等の突風

竜巻等の突風は、台風や寒冷前線等の活動により発生する。その猛烈な風で建築物を倒壊させたり、発生した飛散物が人や建物に甚大な被害を与えることがある。

本県において災害をもたらした竜巻等の突風の発生確認件数は、1991年から2010年の統

計では21件であり、全国3位の多さである。

竜巻が発生する要因は、本県では台風によるものが多い。台風の中心が本県から見て、南から西にあり、200キロメートル～300キロメートル離れて位置する場合に発生しやすい。

また、本県の場合、竜巻は内陸部でも発生しているが、多くは沿岸部で発生している。

8.1 本県の竜巻災害の実例

平成18年9月17日、14時頃、台風第13号の九州地方への接近に伴い、延岡市で竜巻災害が発生した。死者3名、負傷者143名、住宅全壊79棟など甚大な被害が発生した。

被害地域は、長さ約7.5キロメートル、幅150メートル～300メートルに及び、ほぼ連続的に建物の倒壊、屋根や壁の損傷、屋根瓦や窓ガラス等の破損等の大きな被害となった。これは、竜巻の通過したコースが市街地であったことから、竜巻の風に加え、飛散物により、被害が増大したものである。

竜巻の移動速度は時速約90キロメートルと推定され、竜巻の強度は、「多数の住宅の屋根瓦が飛んだり、屋根がはぎ取られた」、「樹木が倒れていたり、折れていた」「自動車が横転した」等の被害状況から藤田スケールでF2と推定された。

資料編【1.1.9.11】 竜巻の強さと基準（藤田スケール）

第10節 門川町の主な災害危険地域

1. 災害危険箇所

1.1 水害危険箇所

町には、美郷町から流下する二級河川の五十鈴川水系と、その他の単独河川が日向灘へ注いでいる。これら町域内のほとんどの河川が県管理である。

町域内の河川において、危険と予想される地域は、6河川6箇所ある。堤防の決壊、浸水等により、住宅200戸、耕地15(ha)の被害が見込まれている。

また、ため池・ダムとして、柿迫ため池、防災ダムがある。

五十鈴川水系の五十鈴川、市ノ原川、三ヶ瀬川、鳴子川水系の鳴子川、中山川、丸バエ川水系の丸バエ川の河川が重要水防区域に指定されている。指定区域は浸水や冠水等の危険が予想される。いずれも河川の蛇行部分や人家の集中する区域である。

資料編【1.1.10.1】河川の危険と予想される地域

資料編【1.1.10.2】重要水防区域

1.2 土砂災害危険箇所

丘陵地や山麓部では、土石風化の進行や山林の保水能力の低下等から、土砂流出、崩壊を誘発する地域がある。また、山麓部の谷間では土石が推積し、河川が閉そくしている。

資料編【1.1.10.3】土砂災害関連図

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所

町には、急傾斜地崩壊危険箇所が合計90箇所存在する。このうち、自然斜面89箇所、人工斜面1箇所である。これら危険箇所の危険度の状況は、下表のとおりである。保全対象の総人家戸数は1140戸、公共施設は学校、公民館等の16箇所及び国・県・町道の総延長約12,220mである。

【1.1.10.4】急傾斜地崩壊危険箇所 危険度ランク内訳

危険度ランク	I	II	III	計
箇所数	67	11	12	90

ランク I 保全対象人家が5戸以上（5戸未満であっても、官公署、学校、病院等のほか要配慮者施設のある場合）の箇所

ランク II 保全対象人家が1戸以上5戸未満の箇所

ランク III 保全対象人家が0戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流に準ずる箇所）

資料編【1.1.10.5】急傾斜地危険箇所一覧

(2) 地すべり危険箇所

町には、地すべり危険箇所が4箇所存在する。これら危険箇所の危険度の状況は、下表のとおりである。保全対象の総人家戸数は5戸、公共施設は学校、公民館等の1箇所及び国・町道の総延長約1,600mである。このうち県所管の地すべり危険箇所は4箇所である。

【1.1.10.6】地すべり危険箇所 危険度ランク内訳

危険度ランク	I	II	III	計
箇所数	1	0	3	4

ランク I 保全対象人家が5戸以上（5戸未満であっても、官公署、学校、病院等のほか要配慮者施設のある場合）の箇所

ランク II 保全対象人家が1戸以上5戸未満の箇所

ランク III 保全対象人家が0戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険渓流に準ずる箇所）

資料編【1.1.10.7】地すべり危険箇所一覧

(3) 山地災害危険地区

町では、林野庁が指定する山地災害危険箇所が合計75箇所存在する。このうち、山腹崩壊危険箇所が35箇所、崩壊土砂流出危険箇所が36箇所である。これらの危険箇所の状況は下表のとおりである。

【1.1.10.8】山地災害危険箇所概要

	山腹崩壊危険地区	崩壊土砂危険地区	地すべり危険地区	計	
危険箇所数	35	36	4	75	
面積 (ha)	35	75.36	31.6	141.96	
人家戸数 (戸)	80	424	5	509	
公共施設 (戸)	1	2	1	4	
危険度ランク	I	4	24	1	29
	II	27	8	0	35
	III	4	4	3	11
治山事業	概成	0	0	1	1
	一部概成	4	17	0	21
	未成	0	0	3	3
	無	31	19	0	50

- 資料編【1.1.10.9】 山地災害危険地区（山腹崩壊） 1**
資料編【1.1.10.10】 山地災害危険地区（山腹崩壊） 2
資料編【1.1.10.11】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失） 1
資料編【1.1.10.12】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失） 2
資料編【1.1.10.13】 山地災害危険地区（崩壊土砂流失） 3

(4) 土石流危険溪流

① 土石流危険溪流

町には、土石流危険溪流が 72 溪流存在する。これら危険箇所の危険度の状況は、下表のとおりである。保全対象の人家戸数は 246 戸、公共施設は小学校、公民館等は 8 箇所である。

② 土石流危険溪流に準ずる溪流

この他の危険溪流以外の箇所も注意が必要である。

ア 各河川水系の上流端

イ 谷型斜面や急な河川の平地への出口に形成された扇状地

ウ だ円形の堆積地形で、過去の土石流により形成された土石流堆等の分布する地域

現在の土石流危険溪流の危険箇所は、地形分類で区分される土石流堆の分布とおおむね一致する箇所にあたる。土石流が再び発生した場合には、危険性が高いと考えられ、今後も人工構造物や保全対象となる施設の配置等に十分配慮すべきである。

【1.1.10.14】 土石流危険溪流 危険度ランク内訳

危険度ランク	I	II	III	計
箇所数	25	46	1	72

ランク I 保全対象人家が 5 戸以上（5 戸未満であっても、官公署、学校、病院等のほか要配慮者施設のある場合）の箇所

ランク II 保全対象人家が 1 戸以上 5 戸未満の箇所

ランク III 保全対象人家が 0 戸の箇所（急傾斜地崩壊危険箇所又は土石流危険溪流に準ずる箇所）

資料編【1.1.10.15】 土石流危険溪流一覧表

第11節 災害の危険性

1. 既往災害事例

1.1 風水害の事例

風水害については、毎年、程度の差はあるが雨による被害が起きている。人的被害は少ないものの、家屋の床上・床下浸水、道路の崩壊、河川増水等による被害が過去に発生している。これらの被害は5月上旬～10月中旬頃の前線停滞と台風期に集中している。特に甚大な被害は、8月上旬～9月上旬頃に頻発しているのがわかる。

近年の町の風水害の特徴は、平成9年9月の五十鈴川水系の氾濫に代表される。河川の急激な増水により、流下不足等を要因としたもの、海水面の上昇と内水排水不良による浸水・溢水があげられる。

主な既往災害における発生期間及び気象記録の最大値は以下のとおりである。

(1) 既往の水害の発生期間

- ① 既往の記録から警戒を要する期間
5月～10月頃の前線停滞と台風通過時期
- ② 既往の記録から甚大な被害を受けた期間
8月上旬～9月中旬の台風期

(2) 既往の気象の最大値（平成6年～平成26年）

- ① 最大時間雨量
23ミリメートル（平成9年9月2日台風13号）
- ② 最大日雨量
166ミリメートル（平成9年9月2日台風13号）

(3) 既往人家、家屋被害等

- ① 人的被害数
重軽傷約 1人（平成9年9月2日台風13号による）
- ② 最多住家被害数
 - ア 全壊 3戸（平成9年9月2日台風13号による）
 - イ 半壊 3戸（平成9年9月2日台風13号による）
 - ウ 床上浸水 134戸（平成5年8月10日の台風7号による河川氾濫）
 - エ 床下浸水 143戸（平成9年9月12日の台風19号による）

1.2 土砂災害の事例

町域内の土砂災害の事例は、住宅地裏山の崖くずれや圃場・道路・河川堤防・畦畔の欠落等の災害であり、大規模な災害事例は記録されていない。

また、近年の丘陵地等の宅地開発により、土地利用の高度化が進み、がけ地への近接等の新たな災害危険箇所も発生している。これらの土砂災害の危険性を有しているところには、小学校・公民館、保育所等の公共施設が立地するところもあり、安全な避難場所を検討することが必要である。

1.3 火災の事例

過去10年間の火災の記録は、(資料;日向市消防年報平成16年～平成25年)建物、林野火災や車両火災等を含めて累計106件である。このうち建物火災が48件、年平均約10件程度の火災が発生している。また、これら火災の死傷者数は、死者3人、負傷者5人、り災者130人である。

平成では、平成元年1月17日門川尾末にて、放火の疑いによる住宅107㎡を焼失し、死者2名、負傷者1名が報告されている。また、林野火災では、平成元年1月29日庵川にて、山林70,000㎡を焼失し、負傷者2名が報告されている。

1.4 地震災害の事例

(1) 地震災害の記録

大規模地震は、1984年(昭和59年)8月7日のM=7.1、延岡で震度4、建物一部破損41件、負傷者1名が記録されている。地震発生地点の過去の記録によると、日向灘沖での地震が多数発生している。

さらに、地震動で問題となる地盤状況に関しては、地耐力の弱いN値10以下の軟弱層の分布は層厚5～15m程度が多く、深いところで30mに達する。また、これらの土質分布は、砂・シルト層が主体で、軟弱層の分布が多いことがわかる。これら砂・シルト層は、最深で33m程度、河川流域や日向灘沿岸方面にみられる。このことから町域は、地震の発生に対し、地震動の影響、液状化等の問題が高い地域であると言える。

特に、宮崎県内で発生した被害地震のうち、大規模なものを以下に列挙する。

資料編【1.1.11.1】昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表

(2) 津波の痕跡

町で被害を受けたと思われる主な津波の痕跡

【1.1.11.2】町に来襲した津波

門川町に来襲した津波

- ・2006年11月15日に千島列島東方沖で発生した地震(M=7.9)では、細島港で12cmの津波高記録されている。
- ・2011年3月11日の東日本大震災(M=9.0)では、水産施設で250万円の被害があり、日向市細島港では88cmの津波高が記録されている。

【1.1.11.3】 海外で発生し、来襲した津波

海外で発生し、来襲した津波

- ・2009年1月4日ニューギニア付近（インドネシア）により、細島港では13cmの津波高が記録されている。
- ・2009年9月30日サモア諸島で発生した地震により、細島港では6cmの津波高が記録されている。
- ・2010年2月27日のチリ中部沿岸で発生した地震により、細島港では31cmの津波高が記録されている。
- ・2012年8月31日にフィリピン諸島を震源とする（M=7.6）の地震が発生、細島港では6cmの津波高が記録されている。

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

1. 風水害に強い町土の形成

治山、治水事業等の積極的推進により、風水害に強い町土の形成を図るものとする。

1.1 治山事業

治山対策は、森林のもつ多様な機能を生かし、町土を保全する重要な役割を担っている。したがって、治水への影響、林産物生産、水資源の確保、環境保全、生態系の保全を考慮し、実施する。

【1.2.1.1】町域の森林の現況

町内林野面積 (平成22年3月31日) (ha)

総数	人工林			天然林			竹林	無立木地
	計	針葉樹	広葉樹	計	針葉樹	広葉樹		
10,059	4,594	3,850	744	5,136	40	5,096	46	283

門川町統計書 (平成25年度)

(1) 概況

町の森林面積は、現在、10,059 (ha) で町土面積の約84%に及ぶ。このうち、県管理の森林は、天然林で16 (ha) である。

森林の分布域は各河川の上流域にあたるため、防災上特に重要な地域である。

国土開発、都市化の進展により、国土の高密度な利用、開発が山地山麓部に進行し、山地に起因する災害が多発する傾向にある。このため、新生崩壊地、既崩壊地、地すべり地域や山地災害危険地区等の早期復旧並びに予防対策は、極めて重要な課題である。

なお、山地災害危険地区は、資料「山地災害危険地区一覧」のとおりである。

保安林の整備については、県が森林法に基づいて策定された地域森林計画に即して、保安林の適正配備を進めるとしている。また、機能が低下している保安林については、特定保安林に指定し、所期の機能を確保するための措置を講じている。町は県と連携し、計画的に事業を実施するものとする。

なお、土砂流出防備、土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況は、資料「土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況」のとおりである。

資料編【1.1.10.9～1.1.10.13】山地災害危険地区一覧

資料編【1.2.1.2】土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況

(2) 計画

治山事業は、「森林法」、「地すべり等防止法」に基づき実施している。県の「森林整備保全事業計画」を踏まえ、緊急かつ計画的に推進し、荒廃森林の復旧、山地災害危

険地区の解消及び水源地域の水土保全施設の整備に努める。また、保安林機能の強化を図るため、保安林改良及び保育事業を実施し、町土保全、水源かん養等の公益的機能の維持増進に努める。

① 森林のもつ機能の維持

町は、関係機関、団体等と連携しながら、森林のもつ機能の維持向上を図る。

② 山地部の保水能力の向上

保安林整備事業等により山地部の保水能力を高め、急激かつ大量の出水の防止に努める。

③ 緑地の保全

市街地をとりまく山林や農地、あるいは緑地について、本来保有する水源涵養機能や土砂流出崩壊防止機能等を重視する。都市における貴重な地域緑地として積極的な保全を図る。

④ 監視体制の充実

小規模林地開発や土石の採取等による自然破壊を未然に防ぐため、監視体制の充実を図り、森林の保全巡視を推進していく。

⑤ 森林の持つ公益的機能の保全

国土保全や水源かん養等、森林の持つ公益的機能を保全するとともに、広葉樹の植栽を促進する。

⑥ 総合的な保全を計画

森林は資源や景観としての保全にとどまらず、災害防止やレクリエーション等の機能を含めた総合的な保全を図る。

⑦ 土砂災害の防止

山腹崩壊・崩壊土砂・地すべり等の対策については、県治山事業の推進を要請する。

1.2 治水事業

(1) 現況

近年、雨水の保水能力の減少によって、多量の雨水が流入し、河川が急激に増水、氾濫をおこす都市型水害が発生するようになっている。

町においても道路の舗装や宅地化の進行により、雨水は短時間に河川へ流出し、標高の低い箇所等で浸水、溢水を招くことが予想される。

これら災害関連の資料は、現象の究明に貴重な資料となる。そのため、災害時の発生要因、被害場所のデータの整理や蓄積が今後とも必要である。

資料編【1.1.10.1】河川の危険と予想される区域

資料編【1.1.10.2】重要水防区域

(2) 計画

現在進行中である河川の改修の早期完成を目指す。また、災害復旧においては、早期復旧とともに、災害の再発を防止するための改良を図ることになっている。さらに、

新たな課題である河川環境の整備や都市河川対策についても、十分に配慮する。国の社会資本整備重点計画を踏まえ、治水施設の整備及び水資源開発を国土交通省直轄事業との調整、県との連携を図りながら、計画的に治水事業の推進を図る。

① 河川・海岸対策

- ア 主要河川・海岸の改修は、国や県の事業として計画的に改修が進められている。町は、この早期完成に協力する。また、改修未計画区間も含めた積極的な推進を関係機関に要請する。
- イ 護岸や橋脚の塵芥排除及び補修、橋台・石積の洗掘箇所への補強等、河川管理の充実を積極的に促進する。
- ウ 災害実績や治水の課題を考慮し、道路側溝の整備、機能の維持点検、現排水路の排水システムの再検討を進める。
- エ 河川施設の維持管理
 - (ア) 堤防護岸は、地震発生後や出水期に備えた見まわりを行う。決壊口、災害復旧未着手箇所、その他の危険箇所の点検に努める。
 - (イ) 水防倉庫に空俵、縄等の備蓄資材を補給しておく。
 - (ウ) 水門、樋門は、定期的に可動点検を行う。

② 洪水流出対策

- ア 近年、多発する豪雨による雨水流出量の増加を考慮し、主要河川の浚渫や護岸改修及び水路、都市下水路（雨水、汚水混合）等の整備、改修について検討する。
 - (ア) 五十鈴川
「五十鈴川床上浸水対策特別緊急事業（平成7年4月）」
河床掘削、湾曲部の改修、築堤、潜水橋の高架化、更生橋の掛替等の完成
 - (イ) 津々良川
堆積土砂、雑草等の除去
災害復旧工事等で拡幅、護岸工事の推進と流下能力の向上
 - (ウ) 三ヶ瀬川
「五十鈴川床上浸水対策特別緊急事業」
合流点の改修
流下能力の向上に努めた。
 - (エ) 市の原川
河川改修に努め、堆積土砂、雑草等の除去により流下能力の確保を図る。
 - (オ) 鳴子川
中村地区から防災ダムまでの未改修箇所の整備
 - (カ) 中山川
堆積土砂、雑草等の除去
 - (キ) 丸バエ川
米田団地上流までの整備に努める。
堆積土砂、雑草等の除去を図り、流下能力の向上に努める。

イ 危険区域の調査

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、洪水、浸水、溢水、その他異常気象により災害の発生するおそれがある地区について、あらかじめ調査を実施し、その実態の把握に努める。

1.3 砂防事業

(1) 現況

砂防事業は、昭和7年から荒廃した上流山地の土砂生産の抑止抑制と溪流土砂の貯砂・調節によって下流河川の河道安定と下流部の被害の未然防止を目的として、砂防ダムや流路工等を整備している。(県防計画)

町の山地には無数の溪流河川があり、その多くは勾配が急で河道も狭少である。町は、人家の保護や田畑の保全を期すため、今後も継続して治山、砂防事業の展開を図る。

(2) 計画

① ダム・ため池

ア ダム及びため池は、堤体や樋管の状況、漏水の有無等についての定期点検を行う。

イ 定期点検結果に基づき、必要な場合は、詳細調査を実施し、堤体の補強・漏水防止・樋管整備等を行う。

ウ 毎年、出水時期前には、ため池等の点検パトロールの実施に努める。

エ ため池については、あらかじめ受益者の中から監視員、連絡員を定めて、災害時の措置を事前に検討しておく。

オ ダムについては、法律で定めるダム管理者等の選任を行い、災害時の措置を事前に検討しておく。

資料編【1.2.1.3】ため池

② その他

ア 水門・樋門については、管理受託者と災害時に必要な門扉操作の取扱い等の具体的対応を検討しておく。

イ い堰等については、管理受託者、水利組合等と災害時に必要な施設の操作取扱い等の具体的対応を検討しておく。

1.4 地すべり対策事業

(1) 現況

本県の地すべり危険箇所は、主に県北では九州山地に、県南では南那珂山地に存在する。その形態は崩壊性の地すべりに分類される。

破砕帯地すべりは、第三紀層地すべりのように、降雨に関係なく緩慢な断続的移動をするものではない。むしろ豪雨時に、崩壊に近い地すべりを起こすものであり、そ

の処置は非常に困難である。また、第三紀層地すべりは、古来より長い年月にわたり移動している傾向がある。

山地や丘陵地が多いという地形・地質的な要因と開発行為等による要因から、土石流や斜面崩壊等の土砂災害の危険性が存在する。

(2) 計画（県防計画）

国土交通省所管においては、社会資本整備重点整備計画に基づき整備を進める。

林野庁所管においては、森林整備保全事業計画(平成26年度～平成30年度)に基づいて整備を進める。

農村振興局所管においては、7地区を地すべり防止区域に指定し、7地区が概成している。

1.5 急傾斜地崩壊対策事業（県防計画）

(1) 現況

急傾斜地・がけ崩れ危険箇所は、高千穂、延岡、日向等の県北山岳地域、日南、串間等の県南地方をはじめとして、県土全域に分布している。これら危険箇所の解消のため、緊急性・危険性の高い所から順次整備を実施してきている。

(2) 計画

国の社会資本整備重点整備計画に基づき、県内の危険箇所のうち緊急性・危険度の高い箇所について、急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

1.6 海岸保全事業（県防計画）

本県は約400kmに及ぶ海岸線を有しているが、海岸保全施設は未整備の部分があり、保全機能を十分果たしていないので高潮及び津波等の災害から保護するため、次の事項を中心にこれらの整備を進めてゆくものとする。

- (1) 防護を必要とする区域のうち、現在まで梅ヶ浜海岸等139海岸を保全区域に指定している。
- (2) 海岸の所管が各省庁にまたがっているので、相互の関連を考慮して調整を図る。
- (3) 未整備の保全施設については年次的に事業を促進する。

資料編【1.2.1.4】 海岸

1.7 農地防災の推進（県防計画）

農業災害予防のための農地農業用施設の保全及び長期計画の推進等は、次によるものとする。

(1) 農地農業用施設の保全

① 農地保全整備事業

ア 農地侵食防止工事

(ア) 急傾斜対策

本県は、地形的に急傾斜の農地が多い。これらの農地の土壌浸食を防止する

ための排水路、集水路、承水路等及びこれと併せて農道の新設又は改修事業を実施し、急傾斜地帯における農業生産の基礎条件を整備する。

② ため池等整備事業

ア ため池整備工事

県下に所在するかんがい用ため池のうち設置年次が古いこと等により、堤体及びその施設が老朽化し、堤体の決壊により下流地域に洪水発生のおそれのあるため池について、緊急度の高いものから順次補強事業を実施している。

イ 土砂崩壊防止工事

農地農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある地区の土砂崩壊を未然に防ぐため、補強・整備を実施している。

ウ 用排水施設整備工事

自然的、社会的状況の変化により、農地・農業用施設及びその他に被害を及ぼすおそれのある施設で、早急に整備を要する水路、樋門、頭首工等の改修事業を進めている。

エ 農業用河川工作物応急対策事業

治水上災害の危険がある農業用河川工作物について、緊急に補強、改修を行い、洪水による災害を未然に防止する。

③ 農村災害対策整備事業

地震防災対策等の災害防除対策を推進する地域に指定されている地域や、災害に対して脆弱な中山間地域等に対し、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るため、農業用施設や農村防災施設等の整備を行う。

また、特に甚大な災害を受けた地域において、再度の災害発生を防止するための農業用施設等の整備に併せて、持続的な営農が行われ農業用施設等の洪水防止等の防災機能を十分発揮させるために、農業生産基盤の整備と農村生活維持施設の整備を行い、被災農村における耕作放棄地の発生抑制や農村コミュニティ機能の回復を図る。

④ 湛水防除事業

自然的・社会的条件の変化により、湛水被害を生じるようになった地区で、これを防止するために排水改良施設の整備を行う。

⑤ 防災ダム事業

洪水被害を防止するための洪水調節用ダムの新設又は改修を行う。

⑥ 海岸保全施設整備事業

高潮、波浪又は津波により被害が発生するおそれがある海岸地区に防護のための堤防、樋門等を改修又は新設し整備を行う。

(2) 長期計画の推進等

平成23年度に策定された「第七次宮崎県農業・農村振興長期計画」の中で「災害に強い農業・農村づくりの推進」として下記のとおり定めている。

本県は、地理的条件から台風や集中豪雨に見舞われやすく、県土のほとんどが風水害に弱い火山灰特殊土壌（シラス、赤ホヤ、ボラ等）に覆われているため、災害の発

生しやすい自然条件にある。このため、災害の未然防止に努めてきたが、依然として毎年、農作物や農地、農業用施設に被害が生じ、農業経営に大きな影響を与えている。一方、混住化が進む農村地域では、農地等の被害が、農地の保全や農業生産の安定のみならず、県民の安全や県土の保全に大きく影響を及ぼしかねない状況となっていることから、農地の侵食防止や農業用ため池、排水施設などの早急な整備・補修が重要な課題となっている。

そこで、自然災害による農地等の被害を未然に防止するため、農地保全・防災施設の整備を総合的に実施し、農業生産の維持や農業経営の安定を図るとともに、農地の多面的機能の維持保全を通じて、県土の保全や安全性を確保する必要がある。

① 農地防災施設の整備

ア 決壊の恐れがある農業用ため池や急傾斜地における農業用排水施設の整備促進による農業経営の安定並びに県民生活の安全確保

イ 農地等の総合的な防災対策の推進による災害に強い農村づくり

② 農地保全施設の整備

ア 急傾斜地など侵食を受けやすい地域における排水対策の推進による優良農地の確保

③ 災害防止活動

ア 地域住民参加による災害防止のための農業用施設の点検、補修活動の推進

2. 風水害に強いまちづくり

災害危険箇所対策等の実施などにより、風水害に強いまちづくりを進めるものとする。

災害危険箇所対策は、「本編 第2章 第1節 1. 風水害に強い町土の形成」によるほか、本項によるものとする。

2.1 河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等

国及び県は、以下のように河川氾濫に伴う浸水想定区域の指定及び水深の公表等を実施するとしている。

水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川又は避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位。以下同じ。）を定める。また、その水位に到達した旨の情報を提供する河川において、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定する。指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

町は、県と連携し、次のとおり計画し、また必要な措置を講ずるものとする。

(1) 浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、少なくとも次の事項について明らかにしておくものとする。

① 洪水予報等の伝達方法

② 避難場所

③ その他、洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

④ 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円

- 滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合には、これらの施設の名称及び所在地
- (2) 次のいずれかに該当する場合、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるように、洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
 - ① 主として高齢者等の要配慮者が利用する施設で、当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - (3) 上記(1)、(2)について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布や、その他の必要な措置を講ずるものとする。
 - (4) 要配慮者が利用する施設等の管理者は、利用者や従業員の安全確保のために水防の責任者、連絡体制、避難誘導計画を定めた浸水被害を防止するための計画を作成し、従業員などへの防災教育、訓練を行うよう努めるものとする。本地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者が利用する施設等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項等に関する避難確保計画を作成し、これを町に報告するとともに、公表するものとする。

2.2 土砂災害警戒区域の指定等

県は、関係市町村長の意見を聴いて、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、当該区域の指定を受けた関係市町村は、市町村地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助、その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとしている。

町は、県と連携し、次のとおり実施する。

- (1) 土砂災害警戒区域内に、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒、避難が行われるよう、土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるものとする。
- (2) 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難地に関する事項、その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒、避難を確保する上で必要な事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2.3 災害危険箇所対策の実施

町は県と連携し、災害危険箇所対策を実施する。災害危険箇所の対策は、次によるものとする。

(1) 危険箇所の調査

災害発生を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため洪水、高潮、津波、地すべり、山崩れ、その他異常現象により災害の発生するおそれのある地域について、あらかじめ調査を実施し、その実態を把握しておくものとする。

(2) 危険箇所

① 山地災害危険箇所等

県は、山腹崩壊、地すべり、崩壊土砂の流出により、公共施設や人家等に直接被害を与えるおそれのある山地災害危険地区を調査・把握し、山地災害危険箇所の住

民への周知を図るとしている。

② その他の災害危険箇所

町は、各種法令の指定要件に該当しない危険箇所についても掌握し、地域住民へ周知する。また、法令指定区域に準じ、危険箇所ごとに、巡視、警戒避難体制等災害の予防に必要な措置を定めておく。

(3) 危険区域の調査結果の周知

① 災害危険箇所の点検体制の確立

町は、県土木事務所や農林振興局、消防機関、警察等関係防災機関等の協力のもとに、災害危険箇所の防災点検を計画的に実施する。災害危険箇所の防災点検の実施に当たっては、当該危険箇所のある地域の自主防災活動のリーダーや、住民の参加を得て行うよう努める。

② 災害危険箇所の災害危険性の把握・周知

ア 町は、災害危険箇所の内容を住民に十分認識してもらえるよう、国等の調査結果を周知・公表する。危険箇所以外でも多くの災害が発生しているため、その他の災害危険予想箇所についても掌握し、住民に周知する。

イ 新たに把握すべき土石流、崖崩れ、地すべりなどの危険性について町独自に調査し、結果を積極的に住民へ周知する。

③ 災害危険箇所に係る避難所等防災情報の周知・徹底

町は、災害危険箇所に係る避難場所、避難路、避難方法を、次に示すあらゆる手段により地域住民に周知する。

ア 災害危険箇所、避難所、避難路及び避難方法を町の地域防災計画に明示し、位置づける。

イ 災害危険箇所その他、避難所、避難路、消火・防災施設等を明記した地区別防災地図(防災マップ)の作成・掲示・配付

ウ 広報誌、ポスターやパンフレット等により、また、自主防災組織や地域自治会等の総会、公民館長会等あらゆる機会・手段を通じて周知を図るものとする。

2.4 建築物の安全性確保

建築物の安全性確保対策は、次によるものとする。

(1) 防災建築の促進

① 木造住宅

建築物の多数を占める木造住宅については、台風対策として耐風性のある建築を建設促進するものとする。

② 県、町公営住宅

木造公営住宅については、周囲の状況を考慮し、防災面に留意して建設する。

(2) 建築物の災害予防措置

① 建築物の定期報告

建築基準法に基づき、知事が指定する特殊建築物について、定期報告を行わせ、維持保全、防災避難等について安全の確保を図るものとする。

② 住宅金融支援機構の特別融資の利用促進

次のいずれかに該当する場合、その費用について、住宅金融支援機構の特別融資がなされる。そのため、該当者について、融資利用を促進することによって、安全化を図る。

- ア なだれ、地すべり、がけ崩れ等により人体、生命に危険をおよぼすおそれがあると地方公共団体の長が認める地域内に居住している者が、危険地域外に移転する場合の住宅の新築
- イ 建築基準法第10条の規定により、特定行政庁から住宅の除却、移転又は改築の命令の予告通知を受けた者が移転する住宅の新築又は改良

③ がけ地近接等危険住宅移転事業

がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼすおそれのある区域について、危険住宅の移転を行う者を対象とし、補助金を交付する市町村に対して国と県で必要な助成を行う制度である。急傾斜地崩壊防止対策と併わせ、これを促進し、住民の生命の安全を図るものとする。

2.5 重要施設の安全性確保

不特定多数のものが利用する建築物並びに学校及び医療機関等、応急対策上重要な建築物について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

3. 都市防災構造の強化

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっている。地震による被害を最小限にするためには、地震に強い都市づくり、まちづくりを進めることが重要である。

町は、門川町都市計画マスタープランに基づき、地震に強い都市づくり、まちづくりを推進していく。

3.1 防災都市づくり計画の策定

町は、地震・津波に強い都市づくりを推進するため、防災都市づくり計画を策定するよう努める。

道路、公園等の根幹的な公共施設や土地区画整理事業、市街地再開発事業等の都市計画の決定、地区レベルの防災性の強化を図るための地区計画制度、密集住宅市街地整備促進事業の活用、建築物の不燃化等について、総合的に推進する。

3.2 防災空間の確保

(1) 基本方針

地震に強いまちづくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

(2) 現況

住宅団地内においては、比較的生活基盤の整備が進んでおり、良好な住宅地を形成しているが、一部の地区では、接道していない住宅や老朽家屋が数多く存在し、津波、

火災等の災害が発生すると、人命、財産に大きな損害を与えると予想される。

漁業集落地区では、津波や火災などの防災性、高齢化の進展等に起因する地域活力の低下が課題であり、特に改善の必要性が高い。

(3) 計画

町は、漁業集落地区の環境改善、公園の維持管理及び更なる利用促進について取り組む。

① 土地区画整理

重点整備地区において、土地区画整理事業を推進する。

ア 老朽木造住宅密集市街地等防災上危険な市街地の解消を図る。

イ 地域の防災活動拠点として機能する道路、公園・空き地等の都市基盤施設を整備する。

ウ 同時多発的な火災に対応する延焼遮断空間を確保する。そのため、道路、公園、緑地、河川等の整備や建築物のセットバック、沿道建築物の不燃化の推進等を図る。

エ 消防活動空間確保のための道路整備を図る。

② 市街地の整備

ア 避難地及び避難路の用地を確保する。

イ 道路、公園、広場等の公共施設を整備することにより、地域の防災活動の拠点整備を図る。

ウ オープンスペースである公園は、防災上果たす役割も大きいことから、行政施設等と一体となって防災拠点となるよう、都市公園を中心に活用を図っていく。具体的には、次のとおり。

(ア) 平常時における防災訓練の場としての活用

(イ) 防災資機材等の備蓄の場としての活用

(ウ) 災害時における避難場所、災害応急対策活動の拠点等としての活用

③ 狭あい道路の改善

密集市街地においては、避難や消火活動上支障のある狭あい道路の改善を図るため、地域の事情に応じた総合的な住環境整備を促進し、一定幅員以上の区画道路の確保を目指す。

3.3 都市の再開発等の推進

(1) 基本方針

住民の休息・散歩・鑑賞・遊技・運動等のレクリエーションの場として、また、防災・避難の場として、あるいは都市の美化等その地域に応じた機能の公園等を整備する。

(2) 計画

① 市街地開発

市街地の同時多発的な火災への対処等のため、木造密集市街地の延焼拡大等により、他に大きな被害を及ぼす危険性の高い地域について、土地区画整理事業、市街

地再開発事業、密集住宅市街地整備促進事業等の面的な整備を県とともに推進する。

ア 土地区画整理事業の推進(土地区画整理法)

既成市街地及びその周辺部のスプロール化を防止し、健全な市街地の形成を図る。また、道路・公園等の生活基盤施設と住宅地を一体的に整備することにより、都市災害の防止を図ることとする。

イ 市街地再開発事業の推進(都市再開発法)

市街地において、建築物及び公共施設等の整備を行う。土地の合理的かつ健全な高度利用と公共空地の確保等、都市機能の更新を図る。これにより、地震、火災等の災害危険度の低下を図ることとする。

3.4 指定緊急避難場所の確保等

(1) 基本方針

町長は、関係機関と連携して災害から人命の安全を確保するため、指定緊急避難場所等の選定を行うとともに、あらかじめ避難施設整備計画を作成し、避難対策の推進を図る。

① 避難施設整備計画の作成

町は、夜間・昼間の人口の分布及び道路、避難場所として活用可能な公共施設の整備状況を勘案し、指定緊急避難場所及び避難路等の整備に関する計画を作成する。

資料編【1.2.1.5】避難施設整備計画

(2) 指定緊急避難場所の指定

延焼火災、崖崩れ、津波及び建物倒壊等から避難者の生命を保護するため、次の指定基準に従って緊急避難場所の指定を行う。

① 管理条件

災害が切迫した状況において、居住者等に対して、当該指定緊急避難場所が速やかに開設される管理体制を有していること。

② 立地条件

異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

③ 構造条件

指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地している場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であること。また、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

④ その他

地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は、上記の管理条件に加えて、以下の条件を満たすこと。

ア 当該施設が地震に対して安全な構造であること

イ 場所・その周辺に、地震発生時に人に生命・身体に危険を及ぼすおそれのある

建築物や工作物等がないこと。

(3) 町指定避難場所 所在地一覧

資料編【1.3.9.7】町指定避難場所所在一覧表

番号	対象区域	地震・その他の災害	洪水・津波・高潮	電話	海拔
1	松瀬	松瀬集落センター	—		—
2	三ヶ瀬	三ヶ瀬集落センター	—	64-1612	—
3	上井野	西門川総合活性化センター	—	64-1031	—
4	大内原		—	64-1112	—
5	小松	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	63-1336 63-0233 63-3204	GH=23.00 GH=12.80 GH=24.00
6	大丸				
7	小園				
8	城屋敷				
9	五十鈴				
10	中山				
11	平城西				
12	平城東				
13	梅ノ木	クリエイティブセンター	クリエイティブセンター 南ヶ丘公民館	63-0002	GH= 7.20 GH=21.00
14	城ヶ丘				
15	南町1区	門川小学校 中央公民館 子育て人づくりセンター	門川小学校(屋上) 中央公民館 西ノ山高台	63-1027 63-6060 63-1453	GH=17.00 GH=12.50 — GH= 9.60
16	南町2区				
17	南ヶ丘				
18	上ノ町				
19	本町				
20	旭町				
21	尾末東				
22	後向				
23	中尾				
24	下納屋				
25	上納屋1区	門川中学校	門川中学校	63-1037	GH=17.00
26	上納屋2区				
27	上納屋3区				
28	東栄町				
29	西栄町				
30	宮ヶ原	中村公民館	中村公民館		GH=17.00
31	栄ヶ丘				
32	竹名	草川小学校	草川小学校(屋上)	63-1009	GH=18.00
33	中村				
34	加草1区				
35	加草2区				
36	加草3区				
37	加草4区	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	63-7780 63-7210	GH=25.00 GH=16.00
38	加草5区				
39	庵川西				
40	庵川東	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	63-7780 63-7210	GH=25.00 GH=16.00
41	牧山				
42	谷の山				

※避難場所(施設)は、この表の区分によらず、身近な場所を利用してください

4. 建築物の安全化

地震被害想定調査においては、都市部を中心にほぼ全県で建築物に被害が生じている。県は、これを軽減するためには、建築物の耐震化・不燃化及び液状化対策を推進していくことが重要であるとしている。特に、既存建築物の耐震改修や、応急対策を実施する上で重要な建築物の耐震性の強化を推進していくものとする。

町は、所管施設について、災害時に被害の発生が予想される箇所に対する点検整備を強化する。また、耐震性、耐火性を保つよう配慮する。特に、公立学校等の公共建築物については、耐震性の向上や不燃化を進めるとともに、老朽施設の更新、補強を進めるものとする。

また、民間の施設及び一般建築物等について、防災対策の重要性の周知徹底に努め、日常点検を指導するとともに、耐震性の強化を促進するものとする。

4.1 建築物の耐震性強化

(1) 現況

一般建築物に関しては、震災時に建物の倒壊及び火災発生による被害の拡大が予想される。阪神・淡路大震災でも建築物の倒壊、屋内家具の転倒等による圧死、通電の際の木造密集地域での火災延焼の拡大により、被害が拡大した。

町の現況は以下のとおり。

- ① 市街地については家屋の密集が進み、道路も狭いところも残っている。
- ② 住宅の老朽化、建築基準法制定以前の建築物等の耐震性診断の調査、現況の把握。
- ③ 住民の危機意識に訴えた屋内家具の転倒、ブロック塀等の倒壊等の防止策の実施。
- ④ 周辺環境と一体となった総合的な居住環境の整備検討等の課題が考えられる。

(2) 計画

① 建築物対策

ア 建築物等に対する指導

防災上危険と認められる建築物、外装材等については、設置者に対し補修等の必要な措置を指導する。

イ 工事中の建築物に対する指導

落下物に対する防護、土留め工事、建方工事の崩壊防止等の工事現場の危険防止について、関係機関の指導により安全確保を図る。

ウ 既存建築物の耐震性の向上を促進

耐震性の低い既存建築物について、耐震改修相談窓口の開設や耐震性向上に向けた知識の啓発・普及等の施策を実施する。また、耐震改修を促進するための検討を進める。

エ 建物相談の環境づくり

(財)宮崎県建築住宅センターや建築物防災週間等で行っている住宅相談にあわせ、ブロック塀等の耐震工法、耐震補強等の周知普及を行う。

また、土木工事においても町民からの相談を受ける体制を整備する。

オ 応急危険度判定士の養成

行政や民間の建築士が被災建物の危険度を判定する「応急危険度判定士」への登

録啓発に努める。なお、応急危険度判定の実施については、県建設業協会等に協力を依頼する。

② その他

ア 屋外広告物等の落下防止

広告塔、看板等の屋外広告物や街路灯、道路標識等の道路付帯施設及び自動販売機等が落下・転倒、飛散し、被害を拡大させることが予想される。そのため、公共施設等の管理者は、施設の点検、補修、補強を図る。また、事業者等に対する落下防止措置等の普及啓発に努める。

イ ブロック塀等の安全対策の推進

- (ア) 各種ブロック塀等についての実態把握、施工技術の啓発、住民への啓発、既存塀の補強、改修指導等を行う。
- (イ) 通学路及び避難路等におけるブロック塀の倒壊危険箇所の把握に努める。
- (ウ) 安全点検パトロール、施工者に対する技術講習会の実施、パンフレットの配布。
- (エ) ポスター及び広報による住民へのPR等を推進する。
- (オ) ブロック塀を設置している住民に対して、日頃から点検に努めるよう指導する。また、危険なブロック塀に対しては、造り替えや生垣き化等を奨励する。
- (カ) ブロック塀を新設又は改修しようとする住民に対し、建築基準法に定める基準の遵守を指導する。

4.2 建築物の液状化対策

県の地震被害想定調査においては、液状化による建築物の倒壊被害が大きく想定されている。建築物の液状化対策としては、主に液状化現象の発生そのものを阻止するための対策と、液状化現象の発生を前提とした構造的な対策がある。

なお、それぞれの工法の概要は以下のとおりであり、構造計算書の添付が義務付けられている建築物については、確認申請時に指導していく。

(1) 液状化現象の発生そのものを防止するための対策(地盤改良工法)

「本編 第2章 第1節 5. 5.4 液状化対策の推進」参照。

(2) 液状化現象の発生を前提とした構造的な対策

① 建築物

施設管理者は、応急対策上重要な不特定多数の者が使用する施設について、特に、耐震性の確保に配慮する。

ア 木造建築物

- (ア) 基礎を一体の鉄筋コンクリート造とする方法
- (イ) アンカーボルトの適正施工
- (ウ) 上部構造部分の剛性を持たせる
- (エ) 荷重偏在となる建築計画を避ける
- (オ) 屋根等の重量を軽くする

イ 鉄筋コンクリート造等建築物

- (ア) 支持杭基礎工法
- (イ) 地階を設ける方法
- (ロ) 面的に広がりのある建築計画とする
- (エ) 地中梁等基礎部分の耐力及び剛性を高める

② コンクリートブロック塀

- ア 法令等の技術基準を正しく履行する
- イ 基礎を底盤幅の大きい逆T字形の鉄筋コンクリート造りとし、丈を大きく、根入れを深くする

(3) 公共施設の点検整備

- ① 施設管理者は、道路、河川、砂防設備等公共施設の機能及び周囲の状況に応じて耐震性等の点検整備を行う。

4.3 建築物の不燃化の促進

(1) 基本方針

安全な都市環境の整備を促進するため、都市計画法（昭和43年法律第100号）の適用を受けている街路、公園、都市下水路（雨水、汚水混合）等の都市施設整備事業・土地区画整理事業等の市街地開発事業を総合的かつ計画的に実施する。その一環として、建築物の不燃化を促進する。

(2) 現況

既成市街地の一部には、『道路狭小、住宅密集が要因で進入困難と判断され、一度火災が発生すれば、広範囲に拡大延焼のおそれがある地域。』がみられる。火災危険地域の指定と同時に延焼遮断帯となる緑地、道路等の整備について検討するなど、都市計画・消防計画に則り、地域全体での防災強化が必要である。

(3) 計画

① 開発規制

ア 防火、準防火地域の指定

建築物が密集しているなど火災により多くの被害が生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は準耐火建築物の建築を促進する。

この防火地域は、集団的地域としての「建築密集地域」「公共施設等重要施設の集合地域」あるいは路線的な地域としての「幹線街路沿いの商業施設等の連たんする地域」等、都市防災上の観点から特に指定が必要と考えられる地域について指定を進める。また準防火地域は、防火地域以外の商業地域、近隣商業地域及び建物が密集し、また用途が混在し、火災の危険が予想される地域等について指定を進める。

なお、これら防火地域及び準防火地域の指定に当たっては、県下の該当地域の選定を行ったうえで、地元住民の理解と協力が見込める等、実際の指定のための要件が整ったところから順次行うものとする。

- イ 「都市計画法」に基づく開発許可制度により、一定規模以上の開発行為に対し

て行う県の指導に加え、町は「門川町開発指導要綱（H10.7.1）」に基づき、開発行為に対する指導の強化を推進する。

ウ 宅地開発における防災指導の強化

建築基準法、都市計画法、災害対策基本法等により、斜面崩壊等の発生しやすい地域における宅地開発に際して、災害防止の処置に関する防災指導の強化を要請する。

エ 開発等の災害防止に関する基準

軟弱地盤の改良、液状化対策、人工崖面の安全措置

② 建築物の不燃化

ア 家屋密集度の高い地域については、建築物の不燃化、緩衝帯や緑地帯、避難地等の防災空間の設置、道路拡幅等を促進する。

イ 建物を耐震構造や不燃化構造に改善するための指導を強化する等、「建築物耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第125号）」に準じて、災害に強い町づくりに取り組む。

ウ 公営住宅建替事業により、町営住宅を計画的に建替える。また、各地区計画との整合を図りながら、良好な住環境の推進に努める。

(ア) 中高層の公営住宅は、計画的に耐震診断・改修に努める。

(イ) 漁村地域の住環境整備の促進

(ウ) 高齢者・障がい者向けの住宅設計改善に努める。

4.4 重要施設等の耐震性強化

(1) 重要施設等の耐震性強化

① 町及び防災上重要な施設の管理者による施設の耐震化

町及び病院、学校、不特定多数者利用施設等の防災上重要な施設の管理者は、県が行っている耐震化事業に準じ、数値目標を設定するなどして、耐震診断及び耐震補強工事を計画的に推進する。

② 耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等による施設の耐震化

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）に基づき耐震診断が義務付けられた建築物の所有者等は、耐震診断の結果補強が必要と判定された場合は、耐震補強工事を計画的に推進するものとする。

③ 不特定多数の者が利用する建築物等の所有者等による施設の耐震化

耐震改修促進法に基づき、防災上重要な建築物、不特定多数の者又は避難弱者が利用する建築物、危険物貯蔵施設並びに倒壊により避難路の幅員の半分以上を塞ぐ高さの建築物で一定規模かつ地震に対する安全性が明らかでないもの（耐震診断が義務付けられた建築物を除く。以下「特定既存耐震不適格建築物」という。）の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

町は県とともに、特定既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行うものとする。

また、特定既存耐震不適格建築物以外の建築物で地震に対する安全性が明らかで

ないものについても、その所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努めるものとする。

4.5 施設の応急復旧に備えた体制・資機材等の整備

防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管する施設、設備の被害の状況を把握する。また、応急復旧を行うため、あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できる体制等を強化するよう努めるものとする。

5. 地盤災害防止対策の推進

地震による被害を未然に防止するには、その土地の地盤、地形を十分に理解し、災害に対する強さに適した土地利用を行う必要がある。また、災害危険度の高い場所については、災害防除のための対策を実施して、住民の生命、財産の保全に努めるものとする。

5.1 地盤情報の把握と周知

(1) 地盤情報のデータベース化

地形、地質、土質、地下水位等に関する情報をデータ化し、地盤情報データベースを構築する。地盤情報データベースは、新たな造成計画の参考とする。また、地盤災害の危険度の把握に役立てる。

(2) 地盤情報の公開

上記により作成したデータベースを広く公開し、公共工事、民間工事における地盤対策工法の必要性の判定などに活用していく。また、データベースを利用して、地域の災害危険度に関する調査を行い、その結果を防災カルテや防災地図の形で公開していく。

(3) 危険箇所の調査・周知

① 危険箇所の調査（県防計画）

県は、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区について、地理的・社会的変化に対応できるように、定期的に危険度を把握するための調査点検を実施する。

② 危険箇所の周知

町は、これらの土砂災害の危険箇所について、県から情報の提供を受け本計画に明記する。また、住民への周知に努める。

資料編【1.1.10.1】河川の危険と予想される地域

資料編【1.1.10.2】重要水防区域

資料編【1.1.10.3】土砂災害関連図

資料編【1.1.10.5】急傾斜地危険箇所一覧

資料編【1.1.10.7】地すべり危険箇所一覧

資料編【1.1.10.9】山地災害危険地区（山腹崩壊） 1

- 資料編【1.1.10.10】山地災害危険地区（山腹崩壊）2
- 資料編【1.1.10.11】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）1
- 資料編【1.1.10.12】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）2
- 資料編【1.1.10.13】山地災害危険地区（崩壊土砂流失）3
- 資料編【1.1.10.15】土石流危険溪流一覧表
- 資料編【1.2.1.4】海岸
- 資料編【1.2.1.6】主要交通途絶予想箇所

5.2 土地利用の適正誘導

(1) 基本方針

安全を重視した総合的な土地利用の確保を図る。基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、土砂災害防止法等の各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。

災害に弱い地区については、安全性の確保という観点から、災害に配慮した土地利用の誘導規制を行う。この際、前項で触れた災害危険度の的確な把握、及びこれらの危険箇所等の周知を基に実施する。

※土砂災害防止法…「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

(2) 現況

- ① 道路幅員が狭小な地域に木造建築物が密集
- ② 今後の都市開発の進展状況によっては、スプロール現象、土地利用規制の弱いミニ開発、「白地」地域での開発等の問題が生じる可能性がある。これらの地域では、災害時に被害の拡大をまねくことが懸念される。

(3) 計画

- ① 土地利用に関しては、国土利用計画法をはじめ、建築基準法、都市計画法、農地法、森林法、道路法、河川法、文化財保護法、砂防法、環境保全法等の関連法を総合しながら、安全で快適な住環境と自然と調和した機能的な都市活動が可能な土地利用計画を確立し、整備・開発・保全の方針を定めて対応していく。
- ② 土地の投機的取引、地価高騰、スプロール化等の都市発展に伴う諸問題の発生を抑制し、無秩序な開発と都市化を防止する。
- ③ 自然環境や生活環境等に配慮し、総合的な土地利用を計画的に推進し、適正な土地利用計画の確立に努める。
- ④ 防災を意識した都市計画区域及び用途地域の見直しを推進する。

5.3 土砂災害防止対策の推進

(1) 山地災害危険地区や危険溪流の実態調査及び土砂災害警戒区域等、県指定の促進

- ① 危険地区について、調査及びパトロールを実施し、その実態を十分に把握する。また、必要に応じ、関係機関と協力して適切な対策を講ずる。

- ② 指定溪流及び未指定溪流について、調査及びパトロールを実施し、現状把握に努める。
- ③ 未整備溪流については、県の防止対策が実施されるよう要請する。
- ④ 県は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づいて、土砂災害のおそれのある区域において、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に向けた調査を実施する。（県防計画）

(2) 砂防事業の推進

- ① 県で実施する砂防事業が円滑に進むよう協力するとともに、砂防指定区域内における制限行為についての遵守に努める。
- ② 砂防指定地への編入促進を要請する。

(3) 治山事業の推進

- ① 危険地区に対する災害防止工事の促進を県に要請する。また、その実施に際しては地元の調整等に協力し、事業の円滑な推進を図る。
- ② 保安林整備・保健保安林整備・生活環境保安林整備の充実を関係機関に要請する。また、住民の協力を得て、維持・拡充に努める。
- ③ 崩壊、土砂流出等を防止するため、崩壊に強い造林事業を推進する。

(4) 防災知識の普及

町及び関係機関は、関係住民に対し、日頃から下記事項をはじめとする防災知識の普及を図る。

災害発生のおそれがある時期（梅雨期・台風期）に、「土砂災害防止月間等」が設けられる。この時期に、各種行事や防災訓練等の実施に努める。

(5) 情報収集及び伝達体制の整備

町は、日頃から過去の災害事例や県の調査成果等を基に、どの程度の雨量があれば土石流の発生のおそれがあるかを的確に把握し、その資料を整備しておく。

- ① 情報の伝達に必要な機器の整備、充実に努める。
- ② 管理する伝達機器並びに動力源が水害等により被害をうけ、伝達不能にならないよう、その設置箇所に留意する。
- ③ 住民に対する予報・警報等、情報の伝達が円滑に実施できるよう伝達体制を整備する。また、危険溪流周辺における雨量及びパトロール者による緊急情報の収集方法についても配慮する。

(6) 警戒避難体制の整備

町は、土砂災害警戒区域の指定があったときは、本計画に定める当該区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助、その他土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、県と連携し、的確な情報伝達による早期避難が可能となるよう、土砂災害関連情報等を収集、提供するシステムの整備を推進し、土砂災害に対する警戒・避難活

動を支援する。

(7) 応急対策用資機材の備蓄

地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

5.4 液状化対策の推進

(1) 液状化現象の調査研究

町は、県、大学や各種研究機関において実施される液状化現象に関する研究の成果を踏まえ、液状化に関する危険地域を把握する。また、調査資料の収集、整理に努め、住民に公開していくものとする。

(2) 液状化対策の推進

液状化対策は、地盤改良による工法や構造物で対処する工法等がある。町は、これらの対策の推進に努めるものとする。地盤が軟弱であると想定される地域の開発は、地耐力調査を行い、地盤改良等の措置をとるよう普及に努める。

6. 海岸・河川・ため池・ダム・治山・砂防施設の整備と管理

県の被害想定調査においては、河川・ため池等施設の破堤による被害が想定されている。そのため、これらの施設の耐震点検及び各種整備を行い、安全の確保に努めるものとする。

6.1 海岸・河川施設の整備と管理

(1) 海岸保全施設

① 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施する。その結果に基づき、設計指針等により、緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

② 災害危険箇所の調査、整備

ア 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

イ 災害危険箇所の定期的な点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

(2) 河川施設

五十鈴川の改修事業及び丸バエ川流域及び中須地区の浸水対策の推進に努め、護岸の改修及び河川の拡幅改修の整備を図る。

また、内水氾濫が予想される区域において、排水路の整備に取り組む。

① 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき、次とおり実施する。

- ア 河川管理施設の耐震点検を実施する。
 - イ 被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努める。
 - ウ 内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。
 - エ 排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。
- ② 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制の整備
災害時に一貫した管理がとれるようにする。具体的には次のとおり。
- ア 操作マニュアルの作成
 - イ 関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底
- ③ 防災体制等の整備
- 河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備する。地震発生時に、的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。また、地震発生後に予想される河川区域の使用の要請について、基本的な対応方針を定めておく。

6.2 ため池・ダムの整備と管理

(1) ため池

ため池は、施工基準が定められていない明治以前に築設されたものが多いことから、町は受益者の協力のもとに、ため池に係る諸元等の詳細情報を整備する。これにより、警戒すべきため池を決定し、耐震事業化を進める。

また、ため池等決壊等に係るハザードマップの作成も進めていくものとする。

(2) ダム

ダムの耐震設計は、河川管理施設等構造令に準拠している。兵庫県南部地震や東日本大震災などの大規模地震においても、ダムの安全性に直ちに影響するような被害は発生していないと報告されている。したがって、同基準で設計されたダムは十分な耐震性を有していると考えられる。

門川防災ダムでは、現在テレメーターの改修工事を行っており、地震計、水位計、風向・風速計、気温計、湿度計の設置と、更にダムと県庁と役場とが連携したテレビ監視装置の設置が行われる。これらの機器を駆使してダムの適正管理を行う。

6.3 治山・砂防施設の整備と管理

(1) 治山施設

① 危険区域の点検調査等

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的に点検・調査を実施する。

治山施設、地すべり防止施設の整備を森林整備保全事業計画に基づいて計画的に進める。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定する。

② 施設の耐震性の確保

一定規模を超える治山施設の新設については、国の設計指針に基づき耐震性の確保を図る。

既存施設については、順次現地調査等を実施し、必要に応じ修繕等により強度の向上を図る。

(2) 砂防施設

① 砂防設備の整備

ア 緊急度の高い溪流から順次計画的な整備に努める。

イ 砂防指定地内の禁止、制限行為の監視や砂防設備の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

② 地すべり防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 地すべり防止区域内の禁止、制限行為の監視や地すべり防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

③ 急傾斜地崩壊防止施設の整備

ア 緊急度の高い危険箇所から順次計画的な整備に努める。

イ 急傾斜地崩壊危険区域内の禁止、制限行為の監視や急傾斜地崩壊防止施設の点検に努め、必要に応じ補修等を行う。

7. 道路等交通関係施設の整備と管理

県の地震被害想定調査においては、道路・鉄道等の公共施設の被害が想定されている。これらの施設は、県民の日常生活及び社会、経済活動上欠くことのできないものである。また、地震発生後の災害復旧の根幹となるべき使命を担っている。したがって、施設ごとに耐震性を備えるよう設計指針を考慮し、被害を最小限にとどめるため、耐震性の強化及び被害軽減を図る諸施策を実施する必要がある。

道路の管理者は、災害を防止するため、所管する施設等の実態を把握する。災害時においても常に健全な状態が維持できるよう諸施設の整備等に努める。

また、地震時の救援物資の輸送、救助・救急、消火活動等の緊急活動を迅速・円滑に実施するために、道路幅員の拡大、整備に努める。

資料編【1.2.1.6】主要交通途絶予想箇所

7.1 道路施設

(1) 道路施設の耐震性の向上

① 橋梁等について、落橋防止構造の設置、橋脚補強等を実施する。

② 落石や斜面崩壊などのおそれのある箇所について、落石防止柵、法面保護等の災害防止対策を実施する。

(2) 道路ネットワークの確保

① 第1次緊急輸送道路については2車線以上で整備し、円滑な道路交通の確保に努める。また、第2次緊急輸送道路についても、同様の措置を講ずるものとするが、2車線での整備が当面困難な区間については、離合箇所の設置等円滑な交通の確保に努める。

- ② 防災拠点間の連絡道路、あるいは避難路の整備を推進する。
- ③ 防災区画を形成する道路の整備を推進する。
- (3) 緊急用河川敷道路の整備
災害発生時において、緊急輸送を行うための河川敷道路を整備する。
- (4) 道路情報提供装置の整備
災害発生時において被害情報の伝達等を行うため、道路情報提供装置の整備を図る。

7.2 鉄道施設（県防計画）

- (1) JR九州における鉄道施設
地震災害に伴う被害が予想される土木構造物（高架橋・橋梁・トンネル・土留・切取盛土等）及び電気設備（電力設備・信号保安設備等）の定期的な検査を行い、耐震性及び防災強度を把握し、その機能が低下しているものは、変状原因や機能程度を把握し、補修・補強・取替え等必要な措置を行う。

資料編【1.2.1.7】県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

- ① 地震観測施設等の整備
鉄道については、必要に応じ独自の地震計を設置し、震度情報に応じて列車の運転規制をおこない、2次災害防止に努める。

7.3 港湾、漁港施設（県防計画）

- (1) 漁港の耐震化の推進
漁港空間の持つ特性を活かしながら、震災時はもとより市民生活や経済活動の復興にも貢献していくため、緊急物資を受入れる拠点として、また、被災地の復興支援拠点として国の計画と整合を図りながら整備する。
 - ① 川南漁港
県央部における輸送・復興支援拠点として、耐震強化岸壁を整備している。
 - ② その他拠点漁港
地域の救援物資等の備蓄拠点又は集積拠点として、漁港施設の耐震化を推進する。

8. ライフライン施設の機能確保

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、電力、電話、ガス、上水道、浄化槽等のライフライン施設にかなりの被害が想定されている。これらの施設は、日常の生活に必要不可欠なものであり、その復旧に長期間を要することは、震災後の応急対策活動や県民生活に大きな影響を与えることとなる。このため、各施設ごとに耐震性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要である。特に3次医療機関等の人命に関わる重要施設への供給ラインの重点的な耐震化を進めるものとする。また、ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための体制整備を図る。（県防計画）

8.1 上水道施設の整備

(1) 基本方針

町及び水道事業管理者は、上水道及び都市下水路施設の耐震性等を強化する。震災等災害時の被害を最小限にとどめ、速やかに被害施設の復旧を可能にするために必要な施策を実施するものとする。

(2) 現況

上水道等の大部分の配管は、町内の沖積平野に敷設され、液状化や崩壊の危険性の高い地域を横断している。そのため、被害が甚大になることが予想される。そのため、人員・資機材を充当した復旧体制の確立が重要となる。

(3) 計画

① 水資源の確保

施設の重要度、人口及び将来計画を配慮して、施設の防災対策を検討する。

ア 将来の水需要の増大に対応して、新たな水源の確保に努める。

イ 非常時に備えて、貯水量の調整、各家庭における用水の確保等、対策措置を講ずる。

ウ 老朽管の更新を進めるとともに、管路の維持管理に努める。

エ 幹線網の整備、配水系統の複合化等、合理的な水道施設の整備に努める。

オ 浄水場の整備等、上水施設の能力の増強対策を検討する。

② 給水車、配給用ポリ容器・袋・貯留タンク等の確保に努める。

③ 被災の分散を行うために、多系統の配水網を整備する。

④ 災害時の職員対応マニュアルを作成する。

⑤ 震災時及び渇水期の水不足を防止し、安定的な供給体制を確保するため、広域的な連携を推進する。

ア 水資源の確保・配給体制

イ 災害時の応急復旧体制

ウ 資機材の確保体制

⑥ 施設の耐震化

水道施設の整備については、日本水道協会制定の「水道施設設計指針」、「水道施設耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。

8.2 浄化槽施設の整備

(1) 基本方針

浄化槽は他の汚水処理施設に比べ地震による被害が少ないといわれているものの、躯体の損壊、槽内装置の故障等の被害に際しては、行政・浄化槽維持管理業者等・住民の迅速な対応が求められる。

(2) 現況

浄化槽が地震や洪水等により被災した場合、生活排水が垂れ流しとなったり、トイレの使用が不可能となったりするなど、環境や公衆衛生、社会活動に重大な影響が生じるおそれがある。

(3) 計画

- ① 保守点検業者、検査機関及び町担当窓口の連絡先などを記載し、住民に配布する。
- ② 災害時に活用する浄化槽管理台帳を整備する。
- ③ 被災する可能性の高い地域における浄化槽について、耐震性等を高める施工法の必要性を検討する。
- ④ 清掃汚泥の受入体制並びに浄化槽清掃業者等への情報伝達手段を整備する。
- ⑤ 浄化槽被害等対策マニュアルの作成に努める。

8.3 ガス施設の整備

(1) 基本方針

ガス施設災害予防の基本方針は、災害が発生した場合にも対処できるよう常日頃から備えておくことである。その上、災害発生時には、迅速かつ的確な措置により、二次災害の防止と供給停止地域の極小化を図る。そのため、これに必要な体制、設備対策計画、緊急対策、復旧対策、支援体制の整備等を行う。

(2) 現況

各ガス事業者がLPガスの供給を行っている。各ガス事業者の保安規程に基づき、平常時から災害予防に努めている。

(3) 防災体制

① ガス施設の災害予防事業の実施

ア 体制の整備等

(ア) 体制の整備

(イ) 地震発生時には、次の観点から防災体制を機動的なものに整備する。

また、地震時措置要領等の整備を行う。

(ウ) 二次災害の防止

(エ) 供給停止地域の極小化

(オ) 円滑な復旧体制の確立

イ 対策計画の作成

設備対策に必要な情報の入手等を行い、二次災害防止のための対策計画を作成する。

ウ 支援体制

地震被害の程度によって、応援隊の派遣要請、需要家に対する代替エネルギーの確保等に努める。

(4) 住民への広報活動計画

ガスによる二次災害を防止するため、平常時から需要家に対し、防災知識の普及を図る。

① 需要家に対するガス安全使用のためのPR

需要家に対し、あらゆる機会をとらえて、ガスの正しい使い方及びガスもれの際の注意事項をPRするとともに、特に、地震、火災等災害時には必ず「ガス栓」を閉じるよう周知徹底を図る。

② 土木建設関係者に対するPR

土木建設関係者に対しては建設工事の際のガス施設による災害を防止するため、ガス管の敷設状況、材質、埋設深度、ガス事故防止に当たっての注意事項の周知徹底を図る。

8.4 電力施設の整備

(1) 基本方針

地震災害に伴う電力施設被害の防止について電力施設の耐震性確保及び被害軽減のための施策を実施し、震災時の被害を最小限にとどめるよう、九州電力㈱に要請をする。

(2) 現況

電力施設の防災については、九州電力株式会社において平常時から保安規程を始め、関係諸規程、規則等に基づき、施設の管理、維持改良を行っている。

(3) 電力設備の災害予防措置（県防計画）

① 地震対策

ア 送配電設備

(ア) 架空電線路

「電気設備に関する技術基準」に規程されている風圧荷重が地震による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(イ) 地中電線路

送電設備の終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

(ウ) 変電設備

機器の耐震設計は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動などを勘案するほか、「電気設備に関する基準」、「変電所等における電気設備の耐震設計指針」により行う。建物の耐震設計は、「建築基準法」により行う。

(エ) 通信設備

屋内設置装置については、構造物の設置階を考慮した設計とする。

(4) 防災業務施設及び設備の整備（県防計画）

① 観測、予報施設及び設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ雨量、流量、河川水位等の観測施設及び設備を強化、整備する。

② 通信連絡施設及び設備

災害時の情報連絡、指示、報告等のため、必要に応じ無線、有線通信用の諸施設及び設備を強化、整備する。

(5) 災害対策用資機材等の輸送、整備点検（県防計画）

災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努め、災害対策用資機材の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力の確保にも努める。また、災害対策用資機材等は常にその数量を把握しておくとともに、入念な整備点検を行い、非常事態に備える。

(6) 電気事故の防止（県防計画）

災害による断線、電柱の倒壊、破損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般のお客さまに平日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を利用するほかパンフレット、チラシ等の作成配布を通じて、次の事項に対する認識を高めていただく。

- ① 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- ② 電柱の倒壊折損、電線の断線垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに最寄りの九州電力の事業所等に通報すること。
- ③ 断線垂下している電線には絶対触らないこと。
- ④ 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気機具等は危険なため使用しないこと。
- ⑤ 屋外に避難するときは、安全器又はブレーカーを必ず切ること。
- ⑥ 電気器具を再使用するときは、ガス漏れや器具の安全を確認すること。
- ⑦ その他事故防止のため留意すべき事項

また、病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家用発電設備の設置を要請する。

8.5 通信施設の整備

(1) 基本方針

西日本電信電話株式会社は、通信施設の耐震性の確保に関する事業を推進することにより、地震災害等異常時の一般通信サービスの確保を図るため、通信施設について、予防措置を講じ万全を期する。

(2) 現況

西日本電信電話株式会社の防災業務計画、災害等対策規定に基づき、具体的措置を定めている。

(3) 災害予防対策（県防計画）

災害に備え通信施設の信頼性向上対策は、以下の通りである。

① 通信設備

ア 中継センターの分散

市外通話用の中継交換機を設置した重要通信センターを分散設置（宮崎、都城）し、回線を分散収容し危険防止を図っており、通話量を的確にコントロールするオペレーションツールを有効に活用し、そ通の円滑化を図る。

イ 中継伝送路の2ルート化（ループ化）

中継伝送路が被災した場合、その区間の通話途絶の防止及びネットワーク全体の混乱を未然に防ぐため、伝送路の2ルート化（ループ化）を図っていく。

ウ 耐震対策

N T Tビルや無線用鉄塔は、震度6程度の地震及び風速60m/secにも耐えられる設計になっている。また、交換・伝送・電力設備及びオペレーション端末等は、倒壊を防ぐための耐震対策を講ずる。

エ 停電対策

停電時に備え、自家発電設備や蓄電池を設置している。また、被災の状況により、移動電源車及び発電機等による対処を図る。

オ 受付呼（104/116/113/115）の分散化

県内の受付センターが被災した場合は、以下の通り分散受付となる。

- (ア) 104呼 九州管内の104センターへランダム分散受付される。
- (イ) 116呼 宮崎をはじめ九州管内116センターへ後付される。
- (ウ) 113呼 受付交換機の分散化を図っていく。
- (エ) 115呼 九州管内の115センターへ分散される。

カ 地中化の推進

防災上の観点において、地上よりも地中化の方が信頼性が高いことから、自治体及び他事業者とも連携を図りながら積極的に推進を図っていく。

② 建物

ア 防火対策

防火シャッター、防火扉を設置し、煙感知器、消火設備を設置している。また、床面、壁面のケーブル孔を不燃材で遮断する等、延焼防止策を講ずる。

イ 防潮対策

高潮、津波、洪水による浸水を防ぐため、立地条件に応じた防水扉や防潮板を設置している。また、小規模な建物の場合、立地条件に応じ敷地そのものを高くする等の対策を講ずる。

(4) 住民への広報及び防災知識の普及

災害による通信サービスの確保、情報の途絶を防止するため、平常時から利用者に対し、防災知識の普及を図る。

① 被災地に対する情報の確保

- ア 災害用伝言ダイヤルの普及
- イ 情報の輻輳、通信の確保

9. 防災基盤・施設等の緊急整備

災害は予期しないときに発生するものである。その災害に速やかに対処するため、次のとおり、防災基盤・施設等の整備に努めるものとする。

- ① 応急対策等に必要な防災施設や設備の平常時から使用
- ② 災害危険箇所に対応した各種体制を確立する。

- ③ 予想される災害の種類に対応した各種体制を確立する。
- ④ 宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえて、緊急に防災機能の向上を図るため、防災基盤・施設等の緊急整備を実施する。

9.2 地震防災緊急事業五箇年計画事業の推進

(1) 基本方針

県は、地震防災対策を計画的に推進するため、地域防災計画に定められた事項のうち、国の財政支援を受けて地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについて、全県を対象に平成23年度を初年度とした第四次地震防災緊急事業五箇年計画を作成している。(県防計画)

町は、実施する事業について県から適切な指導を受ける。また、県は、これら計画の推進にあたり、市町村との協議を行い、整備を進めるものとしている。

(2) 計画

① 防災拠点の整備

次のとおり、防災拠点の整備及びその推進に努める。

- ア それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設、設備の充実
- イ 災害に対する安全性の確保
- ウ 総合的な防災機能を有する拠点の整備

また、災害時に、地域の災害対策活動の拠点となる施設の整備に努める。平常時には、防災知識の普及啓発、地域防災リーダー等の教育・訓練の場、さらには防災資機材や物資備蓄の場として活用する。災害時には、避難場所や災害応急対策活動及び情報通信等のベースキャンプともなるような機能の充実を検討する。

10. 消防力・消防設備の整備強化

10.1 基本方針

災害環境に応じた消防活動が行なえるよう、以下の方針に基づき施策を推進する。

- ① 消防力・消防設備の整備強化
- ② 火災予防対策の強化
- ③ 防火管理体制の強化
- ④ 予防・査察制度の活用

10.2 現況

消防団員数の減少や高齢化等の問題が生じている。一方、庁内職員も消防団員と兼務であり、町災害対策本部要員の確保、大規模災害時の活動優先順の明確化が必要である。

また、一部市街地では、家屋が密集し、消防活動に支障をきたすような地区も残っている。

10.3 消防団の強化

(1) 消防団の強化

- ① 招集伝達網を通じての招集訓練等、消防団員に対する訓練を強化する。

② 消防団の資質の向上に向け、各種教育・訓練の強化を図る等、技術の向上に努める。

③ 消防団と自主防災組織の育成推進

消防団は、地域に関する豊富な知識と経験を有し、町防災体制の中核として、また、中心的な実働部隊として大きな役割を持つ組織である。特に、消防団員や消防団OBは、その立場を生かし、地域の自主防災組織の牽引者として、防災訓練等を通じて、地域の防災組織の活性化を図る。

(2) 消防施設の整備

① 町は年次計画により、消防機械の整備を行っていくとともに、機械の近代化・軽量化を図る。

② 初動及び活動体制を確保するため、次のとおり実施する。

ア 消防庁舎の耐震化

イ 消防待機宿舎の整備

ウ 消防機動力の強化

エ 無線通信情報システム及び個人装備等の充実

③ 消防施設等の保全

町は、消防活動、その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有消防ポンプ自動車等の整備点検を実施する。これにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立に期する。

④ 地域の核づくり

分団単位の防災強化を検討する。また、消防・防災活動として、初動対応が効果的に行える地域の核づくりを推進する。

⑤ 円滑な消防・救助活動を確保するため、通信指令体制の整備を図る。また、広域での連携を強め、組織体制の強化及び消防装備の近代化に努める。

(3) 消防水利施設の整備

① 消防活動に必要な水源を確保するため、消火栓や耐震防火水槽等の水利施設の整備に努める。

② 人工水利は、未整備区域を中心に、国の所要基準に達するよう、年次計画に基づき整備を推進する。

ア 消火栓については、水道管理設時に随時設置するよう努める。

イ 防火水槽や耐震性貯水槽の充実

火災の延焼拡大の危険が高い地域や消防活動が困難な地域等を中心に、耐震性貯水槽や防火水槽の整備、学校プールの貯留水の活用を推進していく。

③ 消防車の進入が困難な地区の地下式消火栓は随時立上げ式消火栓に改修する。

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 災害発生直前における体制の整備

町は自然災害防止を図るため、宮崎地方気象台及び県が発する予報・警報等を的確に伝達するための施設の整備、観測体制の充実に努めるものとする。

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ、気象情報、警報等の伝達体制、避難誘導體制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備するものとする。

町は、住民の迅速かつ円滑な避難を実現するとともに、高齢化の進展等を踏まえ、高齢者等の要配慮者の避難支援対策を充実・強化する必要がある。このため、避難勧告及び避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかける。また、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報を伝達するものとする。

1.1 警報等の伝達体制の整備

(1) 基本方針

雨量観測、水位観測、強震計、計測震度など、観測体制や情報の入手、活用の充実を図る。町は、関係機関と連携し、災害の予知、被害拡大の防止に努める必要がある。

【1.2.2.1】町の現況(H26.12)

《雨量観測所》 ア. 防災ダム（町） イ. 日向（気象台：日向市） ウ. 中小屋（気象台：美郷町）	《水位観測所》 ア. 防災ダム（町） イ. 防災ダム中村水位局、 上井野更生橋
《計測震度計》 ア. 門川町役場	《風向、風速、気圧計》 ア. 防災ダム（町）

門川防災ダムでは、現在テレメーターの改修工事を行っており、地震計、水位計、風向・風速計、気温計、湿度計の設置と、更にダムと県庁と役場とが連携したテレビ監視装置の設置が行われる。これらの機器を駆使してダムの適正管理を行う。

(2) 気象観測施設及び設備の整備

各種気象観測機器は、老朽機器の更新はもちろん、機器（気象庁の検定又は経済産業省の比較検査の合格品）の整備、充実に努める。

(3) 警報装置等の整備と警戒避難体制の整備

次のとおり、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ周知できるようにする。

- ① 防災情報の収集・伝達体制の整備
- ② 予報・警報等を的確に伝達するための組織体制の確立 (3) 避難計画に活用するための組織体制の確立
- (4) 観測情報の通報・連絡体制
気象等観測施設の設置者及び管理者は、常に観測が正確に行われるよう、観測者の観測技術の習熟及び精度の向上を図り、観測体制の整備充実に努める。
- (5) 河川水位の記録
降水量や河川の増水状況を記録し、今後の対策の資料とするためデータ化し、保存する。
 - ① 経年変化（定位置、定時刻）
 - ② 最大値
 - ③ 整備対策効果の検証

1.2 避難の勧告、指示の基準の明確化

町は、原則として、避難準備情報、避難勧告、避難指示の3段階に分けて避難措置を講ずる。それらの発令が的確に行えるよう、過去の災害履歴や河川水位情報、気象に関する警報等の情報、土砂災害警戒情報等の各種情報を踏まえ、災害の種類や避難対象地区ごとに客観的かつ明確な判断基準づくりを進めるものとする。

一般的な基準は次のとおりである。

- (1) 避難準備情報
 - ① 次の警報等が発せられ、避難の準備を要すると判断されたとき。
大雨警報、洪水警報、暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、波浪警報、高潮警報
 - ② 河川水位が避難判断水位（上井野更生橋量水標位4.80m）を突破し、なお水位が上昇するおそれがあるとき。
 - ③ 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県が提供する土砂災害発生予測情報等により、土砂災害発生の危険性が高くなったと判断される時。
 - ④ その他諸般の状況から避難準備を要すると認められるとき。
- (2) 避難勧告又は避難指示
 - ① 河川水位が氾濫危険水位（上井野更生橋量水標位5.60m）に達し、又は氾濫危険水位に達すると予想され、洪水のおそれがあるとき。
 - ② 河川の上流地域が水害を受け、下流の地域に危険が迫ったとき。
 - ③ 土砂災害等により、著しい危険が切迫しているとき。
 - ④ 個別の溪流・斜面の状況や気象状況、県と気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報等により、土砂災害発生の危険性が著しく高くなったと判断される時。
 - ⑤ その他、人命保護上避難を要すると認められるとき。

また、避難勧告、指示等の発令基準については、「本編 第3章 第9節 1. 1.3 発令及び解除の時期」の基準を参考として、総合的に判断し、必要な区域に発令するものとする。

1.3 避難誘導體制の整備

風水害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、県と連携し、あらかじめ避難誘導體制を整備しておくものとする。

避難誘導體制の整備については、「本編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるほか、本項の定めによるものとする。

(1) 避難対象地区の指定と警戒巡視員の選任等

町及び県は、避難対象地区を指定し、地区ごとに避難場所、避難路、避難方法を定めた避難計画を作成する。避難対象地区は、過去の風水害の履歴や災害危険区域及び土砂災害警戒区域等地域の実情から判断して指定する。台風や豪雨等による浸水、山・崖崩れ等の危険性が高く、避難対策を推進する必要がある地域である。

また、必要により、地区ごとに警戒巡視員を選任又は委嘱しておくものとする。

(2) 避難計画の作成

町は、関係機関の協力を得て、管内の地域の実情に応じた下記の内容の避難計画を作成し、避難所の管理責任予定者等、関係者を対象とした研修を実施する。

① 災害危険箇所の概況

当該地区の世帯数、人口及び避難等の際に留意すべき要配慮者の状況、福祉施設等の状況

② 住民への情報伝達方法

防災無線のほか、有線放送、広報車、消防団員等による戸別広報等の伝達方法

③ 避難所・避難路

避難所については、構造や立地条件等安全性と利便性に十分配慮して定める。

④ 避難誘導員等

避難する際の、消防団員や青年団、自主防災組織のリーダー等、誘導員を定める。特に、地域の独居高齢者等の要配慮者については、誘導担当者を定めておくなどの措置を講ずる。

(3) 要配慮者対策

高齢者、障がい者等の要配慮者を速やかに避難誘導する。そのため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等、避難誘導體制の整備に努めるものとする。

(4) 避難所・避難路の安全確保

町は、避難場所の指定や避難所の確保について、浸水や斜面崩壊等の危険性を考慮して行う。また、適宜防災診断や改修に努め、安全点検を行う。避難路についても、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを複数選定しておくものとする。

(5) 避難指示等の伝達系統・伝達体制の整備

町は、住民への周知が最も迅速で、確実かつ効果的な方法により実施できるよう努める。危険区域ごとに伝達系統や伝達体制を、あらかじめ以下のように整備しておくものとする。

- ① 同報無線等無線施設を利用して伝達する。
- ② 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。
- ③ サイレン及び鐘をもって伝達する。
- ④ 広報車による呼びかけにより伝達する。
- ⑤ テレビ、ラジオ(親子ラジオを含む)、有線放送、電話等の利用により伝達する。

(6) 自主避難体制の整備

町は、住民の自主避難について、広報誌をはじめ、あらゆる機会を通じて、住民に対する指導に努めるものとする。住民が気象警報等に十分注意し、河川の異常出水や土砂崩れ等の前兆現象が出現した場合等、住民の自主避難を促す。

また、住民においても豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合って自主的に避難するよう心掛けるものとする。

2. 情報の収集・連絡体制の整備

災害時の情報収集・伝達手段として機能する気象観測施設、設備や情報通信機器・施設の整備を図るとともに、それらの機器操作の習熟に努めるものとする。

2.1 情報伝達体制の整備

町及び県は、防災関係機関の協力を得て、雨量、水位等風水害に関する情報をより効率的に活用する。そのため、内容の拡充を図り、関係行政機関はもとより、報道機関を通じた一般への提供体制の整備を図るものとする。

また、町及び県は、高齢者、障がい者等の要配慮者にも配慮したわかりやすい情報伝達体制の整備を図るものとする。

2.2 防災情報処理システムの機能充実と運用体制の確立

(1) 基本方針

防災関係機関は、災害時の初動応急活動対策に係る情報通信の重要性を認識し、情報通信施設等資機材及び運用体制の整備を図るものとする。

資料編【1.2.2.2】新総合防災情報ネットワーク

(2) 現況

町の各種防災情報システムの整備について、現況は次のとおりである。平成8年度「総合防災情報ネットワーク」を県危機管理課からの要請により整備し、その運用を図っている。その他、全町的な各種防災システム等の整備、構築には、将来的な構想と運用等の様々な検討が必要である。

情報の収集・連絡体制を組むに当たっては、災害に対応する各組織間で重複や漏れが生じたり、特定の部局に過度の負担が生じたりすることのないよう措置する。

- ① 県総合防災情報ネットワークの整備（県防計画）

災害発生時の情報収集及び災害対策の伝達を行うため、国や市町村、防災機関等を結ぶ「総合防災情報ネットワーク」を整備し、平成9年度から運用している。これらの設備が老朽化したことや防災行政無線のデジタル化が必要であることから、信頼性の向上並びに機能強化を図るため、最新技術や宮崎情報ハイウェイ21を活用したシステムを整備している。

(3) 計画

防災情報処理システム等の整備項目、運用体制の確立に関する計画は、次のとおりである。

- ① 防災情報の一元化に資する情報システム体制の重要性を認識し、各種防災情報システムの整備、充実を検討する。
- ② 防災関係機関は、防災情報システム体制の確立のため、資機材の整備を検討する。
- ③ 情報連絡責任者

情報連絡担当にあたる職員を誰にするか等、平常時に具体的に定めておく。

- ④ 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

既存の有線系の災害情報の収集、伝達システムや衛星通信ネットワーク、災害対応総合情報ネットワーク等の機能的な連携を図り、各種災害情報の効果的な運用体制の確立を推進する。

- ⑤ 災害情報データベースの整備

既存の各種情報メディアを活用して、次のようなデータベース化と一元的な情報管理により、応急復旧作業の効率化を検討する。

ア 安否情報（死亡者の氏名・住所、避難状況等）

イ り災証明情報（建物のり災程度等）

ウ 生活支援情報（災害弔慰金や義援金の支給、仮設住宅の入居、倒壊家屋の処理等）

- ⑥ 災害情報通信の運用体制の整備

災害時における情報の収集・伝達を迅速かつ的確に実施する。そのため、平素から通信機器の習熟、情報整理や連絡体制等の方法を明らかにする。また、情報の取捨選択等の判断能力の向上に努める。

- ⑦ 地震観測体制の強化

気象庁、文部科学省が行う地震動の観測体制や、消防庁、県が行う計測震度計の設置事業による地震動の観測体制との連携を図り、的確な緊急対応ができるよう情報源の確保を図る。

- ⑧ 気象観測施設等の整備

気象観測施設等を有する機関は、当該施設を十分活用するとともに、設備の適切な配置や老朽設備の更新等観測施設の整備に努めるものとする。また、観測資料の提供等に積極的に協力し、総合的連絡体制の整備をはかるものとする。

- ⑨ データの共有

気象・水防・砂防・道路等の防災に係わるデータについて、県及び関係機関と相互に送受信し、共有する体制の整備を図るものとする。

⑩ 被害状況等の把握及び被害調査

被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施する。あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておくものとする。また、平時より関係者等への講習等を行い、防災情報処理システムの運用体制の確立に努めるものとする。

⑪ 夜間、休日等の場合においても対応できる体制の整備を図る。

ア 災害対応システムの整備、拡充

イ 災害情報通信ネットワークの整備、拡充

ウ 災害情報通信ネットワーク運用体制の整備

⑫ 情報メディアの活用方策の検討

多様な情報メディアを活用し、視聴覚障がい者等に対する音声・文字情報や外国語による情報の提供システムを検討する。

⑬ 広報、相談体制の確立

災害時に町民に対して、被害状況や避難、生活支援に関する情報等を迅速かつ的確に提供する。また、町民からの要望・相談を受けつけるための体制、方法を確立する。

資料編【1.2.2.3】宮崎県防災情報システム

2.3 防災行政無線の整備

(1) 基本方針

町は、町民及び防災担当機関に対して災害情報を迅速かつ正確に伝達する手段として、現行のシステムを「門川町移動・同報系デジタル無線システム」に移行中である。

① 住民への周知

② 防災関係職員や機関への連絡

(2) 計画

町の防災に関係した独自の通信施設・設備は、門川町一円をカバーする同報系屋外拡声器（一部受信機）の設置や、行政及び防災関係者が情報の交換を行う IP 無線の利用を平成26年度から平成27年度に行う。

① デジタル同報通信（同報系拡声器）

デジタル同報通信は、地域の要所に屋外拡声器を設置し、平時には行政連絡を行い、災害時には住民へ災害に関する予報・警報を迅速かつ円滑に行う無線通信設備である。

② IP 電話（移動・可搬型）

災害時における災害対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係職員や消防団員等が携帯して、災害対策本部との連絡、指示、命令等の伝達、確認を行う。

③ 防災相互通信用無線の整備

町の防災相互通信用無線局（466,755MHz）は、取り扱いの煩雑さや、機器のメ

メンテナンス等を考慮し廃止し、IP 無線電話のみとする。

④ 宮崎県防災・行政情報通信施設

防災・行政情報通信ネットワークを利用し、災害情報の迅速化を図る。

ア 県防災情報通信ネットワークを有効利用する。そのため、防災訓練や講習により、職員に対し、システム利用の習熟を図る。また、災害時の庁内利用体制を拡充する。

イ 高度情報通信網を生かし、パソコン、電話、ファクシミリ、データ通信の拡大を検討する。

⑤ 災害時優先電話の活用

防災関係機関は、災害時優先電話を有効に活用できるよう日本電信電話株式会社の規定に基づき、多様な有線回線の確保に努める。

⑥ その他

ア 日赤アマチュア無線の有効利用

有線通信の途絶の際、日赤アマチュア無線ボランティアにより、非常通信や情報収集等を図る。

イ 防災無線局の施設及び各機器の機能について、定期的に保守点検を行う。

ウ 関係者が無線設備の操作を円滑に行えるように取扱訓練を行う。専門者を地区に配備する。

エ 円滑な災害応急活動や町民の迅速な避難等が図れるよう、防災行政無線をはじめ、国、県、民間を含めた包括的な情報通信体制の構築を進めていく事。

2.4 通信訓練、研修会の実施等

災害時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施する。また、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

2.5 緊急地震速報の伝達のための体制等の整備

町は、迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制及び設備の充実を図るよう努める。

3. 活動体制の整備

県は、宮崎県地震・津波被害想定調査の結果を踏まえ、災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県、市町村及び防災関係機関は、活動体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとしている。

3.1 市町村の業務継続計画（BCP）の策定

町は、基礎的な自治体として、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するために、災

害応急対策業務や住民生活に密着した業務を継続して実施する必要があることから、業務継続計画の策定に努めるものとする。

3.2 初動体制確立への備え

(1) 非常時における職員参集基準の明確化と周知徹底

災害発生時の職員の参集の遅滞や混乱を防止するための対策を講ずる。勤務時間外に災害が発生した場合、通信途絶等により、動員のための情報伝達機能が低下することを考慮し、あらかじめ職員の参集基準を明確にする。また、職員防災ハンドブック等の作成・配付により、その周知徹底を図るものとする。

防災関係機関は、それぞれの機関・部署において実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図る。

(2) 参集時の交通手段の検討

参集時の交通手段について、各所属において個別的に検討する。大規模災害発生による被害及び深夜等により、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災等により、職員の動員が困難な場合を想定した参集訓練を実施することで、初動体制を検討する。

(3) 情報伝達手段の確保

職員に対する動員の指示等の情報伝達を確実なものにするため、携帯電話の利用等を検討する。

(4) 訓練による周知徹底

検討した事項の職員に対する周知徹底の状況を確認し、問題点の抽出とその改善を行うため、機会あるごとに訓練を行う。

訓練に当たっては、次の訓練目的・時期・内容等を随意組合わせて、随時行うものとする。

① 訓練の目的

- ア 異動後の新体制の確立状況をチェックするための訓練
- イ 防災週間など時宜をとらえた啓発的色彩の濃い訓練
- ウ 災害対策各課など実働部門の訓練
- エ 災害対策本部設置(機器の設置及び職員参集)訓練
- オ 救助関係機関合同訓練

② 訓練の時期

- ア 平日の早朝
- イ 木曜・金曜の夜間
- ウ 休祭日の昼間
- エ 勤務時間内

③ 訓練の内容

- ア 緊急動員訓練
- イ 緊急伝達訓練
- ウ 総合指揮本部・現地本部訓練
- エ 機器の設置訓練
- オ 機器取扱い習熟訓練
- カ 総合防災訓練

(5) 初動マニュアルの作成

本防災計画の内容に基づき、災害時の応急対策活動を円滑に行えるよう初動マニュアルを作成し、各職場での研修・訓練等を通じて、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員・機関等との連携について、その周知徹底を図るものとする。

なお、組織の改編や人事異動、地域防災計画の見直し等の状況の変化に対応して毎年検討を加え、必要と認める場合は修正を行うものとする。

(6) 防災関係機関相互の連携体制

① 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要である。県、町及び防災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関の相互応援協定を締結する等、平常時より連携を強化しておく。

② 町は、食糧、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤及び所要の資機材の調達に努める。また、広域的な避難に必要となる施設の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

③ 町と自衛隊との連携体制

町と自衛隊は、大規模災害が発生した場合における災害派遣活動の円滑な実施を目的として、相互の情報連絡体制、災害派遣要請の手順等を協議し、平常時から連携体制の強化を図る。

(7) 災害対策本部職員用物資の確保

災害対策本部の職員がその能力を最大限に発揮できるよう、職員用食料等の備蓄について検討を行う。

(8) 職員の家庭における安全確保対策の徹底

災害時に職員が、職員自身あるいは家族の負傷等により迅速に登庁することができなくなることを防ぐため、家具の転倒防止等、職員の家庭における安全確保対策が図られるよう、日頃から職員指導を徹底するものとする。

3.3 災害対策中枢拠点施設の整備

(1) 町の防災活動拠点の整備

町は、災害応急活動の中枢拠点として、地域の防災活動拠点を整備する。また、災害現場での災害応急活動を行う地区拠点の整備に努めるものとする。

(2) 防災関係機関の航空消防防災体制の整備

防災関係機関は、防災救急ヘリコプターが効率的に活動できるよう、県や市町村等との連携を密にするものとする。

3.4 広域応援体制等の整備充実

(1) 他都道府県との相互協力体制の整備（県防計画）

① 九州・山口9県の連携強化

従前の九州・山口9県災害時相互応援協定を見直し、九州地方知事会に被災地支援対策本部を置き広域応援の調整窓口とし、被災県を応援する県を割り振り、応援ニーズを把握しながら応援を完結するカウンターパート方式を導入し、被災県に物資や職員の派遣等の応援を迅速・効果的に実施できる体制を構築した。この協定に基づき、平常時から関係各県と連携を図り、大規模災害発生時において円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

② 全国都道府県との連携強化

従前の全国都道府県における災害時の広域応援協定を見直し、ブロック間応援体制の確立や全国知事会に緊急広域災害対策本部を設置するなどの体制を構築した。この協定に基づき、円滑な相互応援が行われるよう、体制整備を推進するものとする。

③ 関西広域連合と九州地方知事会との連携

九州地方知事会において、関西広域連合との相互応援協定を締結し、遠方にある他府県との広域的な相互応援の仕組みを確立した。

(2) 市町村間の相互応援

町は、平常時から「宮崎縣市町村防災相互応援協定」及び「宮崎県消防相互応援協定」等に基づく広域応援が円滑に行われるよう、体制の整備と施設・設備の充実に努めるものとする。

① 応援協定

ア 宮崎県消防相互応援協定(H7.6.19)

イ 宮崎縣市町村防災相互応援協定 (H8.8.29)

ウ 水道協定「宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書 (H10.7.24)

② 近隣市町村と前記の協定の細部については、協議調整する。

③ 災害物資の供給協定、提供支援等に関する協定を近隣市町村及び関係機関と締結できるよう努める。

資料編【1.3.10.5】 応援協定一覧表

【1.2.2.4】相互応援協定

協定名	締結団体	締結年月日
九州・山口9県災害時応援協定	山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	平成23年10月31日
全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定	全国47都道府県	平成24年5月18日
関西広域連合と九州地方知事会との災害時の相互応援に関する協定	九州地方知事会構成県、関西広域連合構成県	平成23年10月31日

(3) 防災関係機関の連携体制の整備

① 自衛隊等との連携体制の整備

大規模災害発生時に救助活動やライフラインの復旧等において不可欠な自衛隊、国の関係機関、指定公共機関と次のように様々な機会を捉えて連携強化を図る。

- ア 南海トラフ巨大地震対策九州ブロック協議会
- イ ヘリコプター運用調整
- ウ 総合防災訓練 等

② 警察との連携体制の整備

警察は、即応部隊及び一般部隊から構成される警察災害派遣隊の運用に関し、平素から警察庁及び九州管区警察局と緊密な連携を図る。大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進するものとする。

※ 警察災害派遣隊とは

ア 即応部隊

大規模災害発生時において、直ちに被災地等に派遣され、自活しながら活動を実施する。以下の4部隊で編成。

- (ア) 広域緊急援助隊（警備、交通及び刑事部隊）
- (イ) 広域警察航空隊
- (ウ) 機動警察通信隊
- (エ) 緊急災害警備隊

イ 一般部隊

災害発生から一定期間経過後に、被災地警察等の機能を補完・復旧するために、捜索、警戒警ら等の警察活動を長期間にわたり実施する。以下の8部隊で編成。

- (ア) 特別警備部隊
- (イ) 特別生活安全部隊
- (ウ) 特別自動車警ら部隊
- (エ) 特別機動捜査部隊
- (オ) 身元確認支援部隊
- (カ) 特別交通部隊

- (キ) 情報通信支援部隊
- (ク) 身元支援対策部隊
- ③ 消防機関との連携体制の整備
 - 消防機関は、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。
- ④ ボランティアとの連携体制の充実
 - 災害発生時にボランティアの活動が迅速かつ円滑に実施されるよう、以下の対策を講じていく。
 - ア 医療業務、介護業務及び被災建築物の応急危険度判定等の資格又は技術を要する専門ボランティアの事前登録
 - イ 専門ボランティアの活動拠点等の整備を促進する。
 - ウ 日本赤十字社宮崎県支部や門川町社会福祉協議会等と連携して、以下の内容を含む研修会等を行い、ボランティアコーディネーターの養成に努める。
 - (ア) 災害時のボランティアのあり方
 - (イ) 求められるマンパワーの要件
 - (ウ) 活動の支援・調整等
- (4) 他都道府県への災害時の応援活動のための体制整備
 - ① 県（県防計画）
 - ア 応援要請に対応するための体制整備
 - 県は、被災都道府県より応援要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、支援対策本部、派遣職員のチーム編成、携帯資機材、使用車両、作業手順等についてマニュアルを整備しておく。その際、職員は派遣先の被災地において、被災都道府県から援助を受けることのないよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。
 - また、緊急消防援助隊について、緊急消防援助隊宮崎県隊応援等実施計画に基づく体制整備を行う。
 - イ 県、指定行政機関、指定地方行政機関の職員派遣に対応するための資料整備
 - 知事、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、各機関から職員の派遣要請を受けた場合において、直ちに派遣の措置が講じられるようあらかじめ関係資料を整備しておくものとする。
 - ② 町
 - 被災市町村及び各関係機関より、応援要請を受けた場合、直ちに派遣の措置が講じられ、かつ日常業務に支障をきたさないよう、次のとおりマニュアルを整備しておく。

- ア 支援対策本部の運営
- イ 派遣職員のチーム編成
- ウ 携帯資機材
- エ 使用車両
- オ 作業手順 等

職員は派遣先の被災地において、被災市町村から援助を受けることの無いよう、食糧、衣料から情報伝達手段に至るまで各自で賄うことができる自己完結型の体制を心がける。

③ 警察（県防計画）

警察は、警察災害派遣隊について、実践的な訓練、装備資機材の充実等を通じて、広域的な派遣体制の整備を図るものとする。

3.5 緊急時ヘリコプター離着陸場の確保

大規模災害発生時において、迅速な救急救助活動と効率的な救援物資搬送等を行うためには、ヘリコプターの活用が不可欠である。このため、あらかじめ緊急時ヘリコプター離着陸場を選定しておくものとする。

また、ヘリコプターによる現地訓練を実施し、その検証を行うものとする。

町は、緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件に基づき最低2か所以上の緊急時ヘリコプター離着陸場を選定する。その中でも、避難場所と競合しない緊急時ヘリコプター離着陸場として優先的に使用する箇所を、1か所選定しておくものとする。

(1) 要件 A

<緊急時ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件>

① 離着陸のための必要最小限度の地積

- ア 45メートル×45メートルの地積は無障害地帯であること。
- イ 進入平面より上に障害物のないこと。

資料編【1.2.2.6】離着陸のための必要最小限度の地積

② 地表面等の状況

- ア 地表面は、堅固であること。（コンクリート、芝生は最適）
- イ 十分に平坦であること。
- ウ 最大縦断勾配及び最大横断勾配は5パーセントであること。
- エ 四囲にあまり障害物のないこと。
- オ 車両の進入路のあること。

(2) 要件 B

林野火災用ヘリコプター離着陸場の具備すべき条件

① 地積

最低10,000㎡(100×100)㎡の広さを有し、平坦であること。
(地積はできれば15,000㎡以上が望ましい。)

② 水利

ア 近くに水源があること。

イ 水源は、最低100トンはあること。

ウ 1立方メートル/分以上の取水が可能であること。

③ 車両の進入

資機材等の輸送のため、車両の進入が可能であること。

(10トントラックが進入できる程度の取付道路のあることが望ましい。)

資料編【1.2.2.7】参考（CH47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積）

3.6 アクセス整備

災害対策活動を円滑に推進するため、県、防災関係機関と連携し、次のとおりハード、ソフト両面にわたるアクセスの整備に努めるものとする。

- (1) 各種施設の整備
- (2) 各機関が連携をもって行動するための共通地図の作成
- (3) 地域防災計画の習熟による他機関の活動内容の把握

4. 救急・救助及び消火活動体制の整備

大規模災害時における火災と、それに伴う死傷者の発生を最小限にとどめるため、消防力の充実強化、救助・救急体制の整備など、消防対応力・救急対応力の強化を図るものとする。

また、特に初期段階で重要となる地域住民、自主防災組織による初期消火、救出、応急手当について、能力の向上を図る。

4.1 出火防止体制の整備

町は、地震による火災に備え、消火栓のみにかたよることなく、次のとおり消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

- ① 耐震性貯水槽の整備
- ② 河川水等の自然水利の活用
- ③ プール、ため池等の指定消防水利としての活用

また、消防署、消防団と自主防災組織等との連携強化を図り、渇水期を含め、年間を通じた消防水利の確保、消防救急体制の整備に努める。

4.2 消防力の充実強化

- (1) 消防施設・設備の強化と保全

「消防力の基準」に基づき消防施設を拡充強化し、また、その保全を図るものとする。

- ① 初動及び活動体制を確保するため、消防庁舎の安全性の確保、消防待機宿舎の整備並びに消防機動力、無線通信情報システム及び個人装備等の整備を進める。
- ② 火災の場合の消防活動、火災その他の災害の場合の行動を迅速に行うため、現有

消防ポンプ自動車等の整備並びに性能点検を実施する。これにより、常にその性能の維持向上を図り、有事の際の即応体制の確立を期するものとする。

- ③ 防災資機材格納庫、消防団用可搬式動力ポンプ等の施設、装備及び活動資機材の充実、強化を図る。

- (2) 消防団員の確保、消防団活性化対策の推進

多大な動員力を有する消防団は地域防災の中核的存在であり、消防団員の確保に努め、消防団の活性化対策の一層の推進を図るものとする。

- (3) 総合的な消防計画の策定

災害に対応した消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要に応じ修正するものとする。

- (4) 消防職団員の教育訓練

町は県と連携し、消防職員及び消防団員を県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣し、知識及び技能の向上を図る。また、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

4.3 消防水利の確保

町は、「消防水利の基準」に基づき、消防水利の充実多様化に努める。また、防火水槽や耐震性貯水槽の充実を図る。

災害時には、水道施設の被害や水圧の低下等により、消火栓の破損等も予想される。今後、火災の延焼拡大の危険が高い地域や、消防活動が困難な地域等を中心に、次のとおり消防水利の確保を一層推進していくものとする。

- ① 耐震性貯水槽や防火水槽の整備
- ② プールやビルの保有水の活用
- ③ 河川、濠、海等の自然水利の開発や確保

消防水利の不足又は道路事情により、消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設及び可搬式動力ポンプ等の整備を推進し、地域の消火体制の強化を図る。

4.4 広域救急・救助体制の整備

- (1) 救急活動体制の強化

大規模な災害によって発生することが予想される多数の傷病者に対し、迅速・的確な応急処置を施し、医療機関への効率的な搬送をする体制を確立する。そのため、広域消防体制において次の事業を推進する。

- ① 救急救命士の計画的な養成
- ② 高規格救急自動車・高度救命処置用資機材の整備促進
- ③ 救急隊員の専任化の促進
- ④ 救急教育の早急かつ計画的な実施
- ⑤ 消防本部管内の医療機関との連携強化
- ⑥ 町、医療機関など関係機関の通信手段の確保
- ⑦ 医師会の協力のもと、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄

⑧ 住民に対する応急手当法の普及啓発

(2) 医療機関との連携体制の強化

消防と医療機関及び医療機関相互の連絡・連携体制の整備を図る。また、その計画を作成するよう努める。

(3) 救助体制の整備

① 救助工作車、救急車、照明車等の車両の整備、ファイバースコープ、クレーン、ウィンチ、救命ボート、担架ベッド、応急仮設テント、緊急電源装置等などの救助用資機材の整備を促進する。また、倒壊建物、がけ崩れ等被災状況に応じた救助マニュアルの作成及び点検に努める。

② 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

③ 消防団、自治会及び自主防災組織による地域レベルでの防災活動の用に供するため、発電機、投光器、担架、ジャッキ、除雪機械、その他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

④ 災害の状況によっては、防災関係機関が保有している資機材だけでは不足する場合も予想されるので、県及び市町村等は、民間団体の協力を得て、重機等の資機材の保有状況を把握しておくものとする。

(4) 救助機関の連携体制の強化

災害に際して、消防、警察、自衛隊及び海上保安部の救助機関が相互協力して、効率的な災害対策に当たられるよう、平素からの密接な連携を図る。そのため、平成8年4月1日に宮崎県救助機関災害対策連絡会議を設置した。

今後、この連絡会議を通じて、救助機関合同の訓練を実施するなど、一層の連携強化を図ることとする。

【1.2.2.15】宮崎県救助機関災害対策連絡会議の組織

議長 危機管理課長

機 関 名	委 員
宮崎海上保安部	警備救難課長
陸上自衛隊都城駐屯地	第43普通科連隊第3科長
陸上自衛隊えびの駐屯地	第24普通科連隊第3科長
航空自衛隊新田原基地	第5航空団防衛部長
宮崎県警察本部	警備部警備第二課長 警備部機動隊長 交通部交通規制課長
宮崎県消防長会	宮崎市消防局長 都城市消防局長 延岡市消防本部消防長
宮崎県	危機管理課長 消防保安課長

4.5 地域の初期消火・救助・応急手当能力の向上(門川町及び広域消防)

- (1) 消防車両進入困難地域等を中心に、各地区に適合した消防水利の整備を図る。
- (2) 消防車両進入困難地域等における延焼を防止するため、都市計画道路の整備や市街地の整備について検討する。また、建築物の不燃化を促進する。
- (3) 建物や道路の現況を把握し、延焼危険区域等の総合的・系統的な見直しと設定を行う。また、それに対応した防災対策を検討する。
- (4) 消防車の進入が困難な地区においては、初期消火が特に重要となる。そのため、自衛消防隊等の自主防災組織の整備を促進し、防火意識の普及や高揚を図る。また、消火訓練等を実施する。防火訓練や講習会等により、住民に対する火災予防思想の一層の普及を図る。
 - ① 火災予防運動の推進
 - ア 春季全国火災予防運動 (3月1日～3月10日)
 - イ 秋季火災予防運動 (11月9日～11月15日)
 - ウ 宮崎県林野火災予防運動 (1月30日～2月5日)
- (5) 文化財防火設備を充実するとともに、自衛消防組織の編成を推進する。
- (6) 火災予防活動の強化
 - ① 消防法を基本とした予防行政の充実・強化を図る。
 - ② 火災予防の広報を活発に行うとともに、家庭や地域・職場における消防訓練・避難訓練を通して住民の防火意識の高揚を図る。
 - ③ 民間防火組織の育成を図り、住民の防災行政への参加を求める。町の防災活動を強化する。特に、地震発生時の火気器具の取り扱い、消火器の使用方法等について啓発を行い、震災時における火災の防止と消火の徹底を図る。
 - ④ 各事業所に初期消火活動体制の整備を推進する。また、自衛消防組織の育成に努める。

⑤ 消防訓練の推進

消防署は、一般的予防対策として、人命救助の方法、避難誘導、建物への延焼防止、危険物対策、高圧電気設備に対する消火方法、関係機関との連絡等について計画を策定する。

⑥ 火災予防運動の推進

消防署は、以下の事項について火災予防運動を推進する。

- ア 春秋火災予防運動の普及啓発
- イ 町広報等による防火思想の普及
- ウ 講習会、講演会等による一般啓発
- エ 少年消防クラブ等の育成

5. 医療救護体制の整備

大規模災害時には、医療施設や医療関係者の人員が不足する状況が予想され、広域的な情報収集、医療体制等の確立が望まれている。そのため、阪神淡路大震災でも負傷者の選別が課題となった。

町は、災害時における医療救護体制の整備について、防災関係機関と協力して、その対策を講ずる。

5.1 災害拠点病院等の整備充実（県防計画）

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、今後とも、医師会、歯科医師会、薬剤師会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との協議を進めながら、災害拠点病院を中心とする医療救護体制の整備充実が必要である。

なお、県が指定する緊急時ヘリコプター離発着場等を活用した患者搬送体制の整備にも努めるものとする。

(1) 基幹災害拠点病院

地域災害拠点病院の機能を強化し、さらに要員の訓練・研修機能を有した「基幹災害拠点病院」として県立宮崎病院及び宮崎大学医学部附属病院を指定している。当基幹拠点病院は県全体の災害拠点病院の中核となる施設であり、今後、施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保等に努めるとともに、その訓練・研修機能の強化を図る。

(2) 地域災害拠点病院

相当数の病床を有し、多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために高度の診療機能を有するとともに、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣機能等に対応できる「地域災害拠点病院」を全ての二次医療圏に計9病院指定している。

当地域災害拠点病院は、各二次医療圏内の病院、診療所の後方病院としての機能を持っており、今後、各地域災害拠点病院の実状に応じて施設・設備の整備を図り、耐震性の強化、ライフラインの確保に努めるとともに、トリアージ等の訓練・研修により要員の育成・強化を図り、総合的な整備充実を進める。

※トリアージとは、災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合、傷病者の緊急度を重傷度に応じて治療優先順位を決定すること。

① 病院施設整備

- ア 町災害対策本部、消防団との情報交換に必要な通信設備の拡充を推進する。
- イ 被災によるライフライン機能停止時の応急的な診療機能の確保のための貯水槽、自家発電装置等の整備、医薬品・医療用材料、食糧の備蓄、耐震性能の強化等の緊急対策を推進する。

② 通信整備

- ア 情報収集・連絡体制の整備のため、救急医療情報システム等の整備強化に努める。
- イ 救急情報ネットワークの整備を図る。

③ 研修・訓練

- ア 大規模災害時の指揮連絡システムマニュアルを整備するとともに、町防災訓練において実践訓練を実施する。
- イ 災害医療統率者等を対象とした研修、講習会を実施する。

④ 医療機関の災害対策

- ア 救急医療体制の充実を関係機関に要請する。
- イ 近隣の高次医療機関との連携を進め、広域医療体制の強化を図る。
- ウ モデルマニュアルを参考とし、各病院での災害応急マニュアルを作成する。また、これに基づく自主訓練を行う等、病院レベルでの災害対策を講ずる。

エ 初動医療体制の確立

初動期における関係機関と各医療機関相互の連携や、早期に応急医療体制を立ち上げる体制の確立を図る。また、トリアージ（負傷者選別）の基準を設定したうえで、実践的な訓練の実施を検討する。

オ 救急救助体制の充実

医療機関への迅速な搬送体制を確立する。また、救命・救助装備を整備する等、円滑な救急・救助体制の充実を図る。

カ 医療体制の整備充実

町民の医療需要に対し、必要なサービスを確保するため、医療機関相互の連携を図る。幅広い対応ができるような地域医療サービス体制の整備に努める。

医師会等の協力を得て、休日や夜間の救急医療システムの充実に努める。

資料編【1.3.7.1】災害拠点病院等

6. 緊急輸送体制の整備

大規模災害が発生した場合、建築物の倒壊及び出火延焼、死者、ライフラインの被害等が想定される。これらの被害を最小限にとどめるためには、災害発生後の消防や人命救助、応急復旧や救援のための物資輸送等の効果的な実施が必要である。そのため、あらかじめ緊急輸送道路を指定・整備し、道路啓開資機材、車両の調達体制及び緊急通行車両、船舶等の調

達体制を整備していくものとする。

資料編【1.2.2.16】防災拠点の一覧表

資料編【1.2.2.17】緊急輸送道路ネットワーク計画図

6.1 緊急輸送道路ネットワークの整備

町の緊急交通路、広域的輸送体制等を考慮し、通行不能の場合、これに代わる道路とあわせて相互の連絡体制を確保できることが重要である。

町は、災害時の救助・救護活動や緊急物資の輸送等にヘリコプターや船舶の機動性を生かし、応急活動を円滑に実施するため、ヘリポートの選定、港湾整備に努める。

(1) 緊急輸送道路の指定（県防計画）

県は、陸上、水上及び空の交通手段を活用した効率的な緊急輸送を行うため、地域の現況等に基づいて、あらかじめ、隣接県の主要道路と、次に示す県内の防災拠点及び緊急輸送拠点とそれらを結ぶ緊急輸送道路を選定し、緊急輸送道路の指定を行う。

指定に当たっては次の考え方にに基づき、「第1次緊急輸送道路」及び「第2次緊急輸送道路」を選定する。

① 第1次緊急輸送道路

- ア 主な都市間を結ぶ主要道路
- イ 関係機関を結ぶ主要な道路

② 第2次緊急輸送道路

- ア 第1次緊急輸送道路と市町村庁舎を結ぶ道路
- イ 第1次緊急輸送道路と防災拠点を結ぶ道路

(2) 緊急輸送道路の整備

緊急輸送道路に指定された施設の管理者は、計画的な緊急輸送道路の整備を行う。

(3) 港湾・漁港の指定と整備

港湾・漁港空間のもつ特性を活かして、震災直後はもとより、市民生活や経済社会活動の復旧・復興にも幅広く貢献していくため、緊急輸送等を行う拠点として、考えられる港湾・漁港を指定する。指定した港湾、漁港について、その整備を国の計画と整合を図りながら実施する。

門川漁港、庵川漁港は、海上輸送の特性を活かし、被災した交通施設等が復旧するまでの間、最小限の港湾機能の維持に努める。災害時の避難者搬送並びに被災後の緊急物資の海上輸送に備える。

(4) 避難路の確保

町は、避難所にいたる避難路を確保するため、従来の都市計画街路事業等に防災性を付与し、整備の推進を図るものとする。

また、沿道の不燃化、緑地の整備、地下埋設物の耐震化、危険物の除去、消防水利の確保等の対策を講ずるものとする。

6.2 緊急交通路の指定と緊急通行車両等の事前届出制度

(1) 緊急交通路の指定

① 県公安委員会による措置（県防計画）

県公安委員会は、被災民等の安全かつ円滑な避難の確保、負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保するため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から緊急交通路の候補路線を選定し、あらかじめ指定している。

資料編【1.2.2.18】緊急交通路予定路線

② 町による措置

町は県公安委員会より指定されている緊急交通路の道路整備に協力していく。また、町の緊急交通路は、広域的輸送体制等を考慮し、県の緊急輸送道路の指定にあわせて、相互の連絡性を確保できるようにする。

なお、町内における緊急交通路の予定路線は、東九州自動車道及び国道10号が指定されている。

町は、災害時の避難や災害応急対策を円滑に行うために、県の指定する緊急交通路と接続する道路を指定する。

資料編【1.2.2.19】町が指定する避難路

(2) 緊急通行車両等の事前届出制度（県防計画）

県公安委員会は、災害応急対策活動が迅速かつ円滑に行われるために、緊急通行車両の交通需要数を事前に把握し、確認手続きの省力化、効率化を図るため、あらかじめ緊急通行車両の事前届出を受理するものとする。

① 事前届出の対象となる車両

次のいずれの項目にも該当する場合。

ア 災害時に、基本法第50条第1項の業務に従事する車両

イ 指定行政機関等の所有車両及び指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両

*災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両であって特別の自動車番号標（ナンバープレート）を有しているものについては、緊急交通路の通行に際し確認標章の掲示を不要とするため、規制除外車両として扱う。

② 事前届出の申請手続

ア 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者。

イ 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署を経由し、公安委員会に申請す

る。

ウ 申請書類（各2通）

(7) 緊急通行車両等事前届出書（様式1）

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 指定行政機関等との輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類

③ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについては、様式の緊急通行車両等事前届出済証を交付する。

資料編【1.2.2.20】 様式1 緊急通行車両等事前届出済証(様式)

(3) 規制除外車両の事前届出（県防計画）

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、規制除外車両であることの確認に係る事前届出を実施する。

① 事前届出の対象となる車両

次のいずれかに該当する車両であって緊急通行車両とされないもの

ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

② 申請手続

ア 申請者

(2)の②アを準用する。

イ 申請先

(2)の②イを準用する。

ウ 申請書類（各2通）

(7) 規制除外車両事前届出書(様式2)

(イ) 自動車検査証の写し

(ウ) 業務の内容を疎明する書類又は車両の写真

③ 証明書の交付

県公安委員会は、審査の結果、規制除外車両に該当すると認められるものについては、様式2の規制除外車両事前届出済証を交付する。

資料編【1.2.2.21】 様式2 規制外車両事前届出書(様式)

6.3 交通管理体制の整備

(1) 道路防災情報施設等の整備（県防計画）

県は、災害時の道路情報や災害情報を提供する施設を道路防災情報ネットワーク計画に基づき整備する。

(2) 交通管制施設等の整備（県防計画）

県警察本部は、交通規制が実効あるものとするため、交通情報板、交通流監視用カメラ、自動起動型信号機電源付加装置等の交通安全施設及び資機材の整備に努める。

さらに、県警備業協会との間で締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」に基づき、災害時の交通規制が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

6.4 道路啓開車両等の調達体制の整備と輸送車両、船舶等の確保

(1) 道路啓開車両等の調達体制の整備

道路管理者は、発災後の道路啓開を円滑に進めることができるよう、建設者と協定で、道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等を常時確保できる協力体制の保持を目指す。

(2) 輸送車両、船舶等の確保（県防計画）

県は、県の保有車両、船舶等を把握するとともに、必要に応じて協定を締結するなど緊急通行車両、船舶等の調達体制の整備に努めるものとする。

港湾管理者は、建設業者等との協定などにより、発災後の港湾の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保に努めるものとする。

7. 避難収容体制の整備

大規模災害が発生した場合、多数の長期避難者の発生が予想される。このうち、住居等を喪失するなど、引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

7.1 避難所の確保

(1) 避難所の指定

居住場所を確保できなくなった被災者に対して、応急的な収容保護を目的として、避難所を次の基準により指定しておくものとする。

- ① 被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。
- ② 速やかに被災者等を受入れ、又は生活関連物資を被災者等に配付することが可能な構造や設備を有するものであること。
- ③ 想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。
- ④ 車両、その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあること。
- ⑤ 都市化の進んだ人口密集地域においては、管内の公共施設のみでは避難所を量的に確保することが困難な場合がある。そのため、あらかじめ次により避難所の確保を図っておくこと。

ア 県又は、隣接する市町村と協議し、県又は隣接する市町村の公共施設等の利用
イ 企業や個人が保有する施設等の利用

- ⑥ 避難所の利用関係を明確にするため、当該施設の管理(所有)者の理解・同意を得て指定する。また、物資の備蓄、災害時の利用関係、費用負担等について明確にしておくこと。

(2) 避難施設

① 構造

災害危険地区内にある避難施設や災害時の安全性に不安のある避難施設、老朽化した避難施設等については、避難施設の新設や改良（鉄筋コンクリート造りや耐火建築物への変更）について検討する。

② 施設の収容面積

避難施設において、1人あたりの必要面積（寝起き可能な居室）は、原則として2㎡/人以上とする。この基準により算定される収容人員が避難対象人員より大幅に少ない場合には、避難施設の新設や増設等について検討する。

③ 避難施設に必要な施設設備

避難施設に必要な施設設備のうち、最低限必要と考えられる設備等については、年次計画を立案し、逐次整備を検討する。また、不足設備等の緊急調達方法や集積場所について事前に検討しておく。

ア 地域住民が避難施設へ安全かつ速やかに到達できるよう、道路舗装の工夫や避難誘導標識並びに民間施設利用避難タワー階段の設置の検討により安全を確保する。

イ 避難所を中心に、救援物資輸送や傷病者の救助収容に有効な施設の整備に努める。特に、夜間照明設備等の設置を検討する。

ウ 給水施設

避難所における給水活動を円滑に行うため、次の措置を講ずる。

(ア) 避難地内又は周辺の浄水場、配水池の貯留水を利用するために必要な施設（ポンプ等）の整備が可能な場合は、これを考慮する。

(イ) 避難地内又は周辺の公共施設等の給水施設の活用について、管理者等と協議する。

(ウ) 必要に応じ大型耐震性貯水槽の設置検討を行う。

エ 進入口

避難者が滞留するおそれのある避難所について進入口の拡幅、増設を検討する。

(3) 繁華街、観光地における避難場所等の確保

多数の人が集まる繁華街、観光地においては、安全な避難所及び避難路を確保する。また、避難誘導のためのわかりやすい避難標識の設置に努める。

(4) 避難勧告、立ち退き先（避難所及び避難経路）

① 危険区域における避難立退き先については、安全性の検討及び施設の確保を推進する。

ア 洪水、津波又は地すべり等による危険が予想される区域における立ち退き先

イ 地震や火災の際、住家の密集地域における立ち退き先

ウ その他、危険が予想される区域における立ち退き先

② 応急救護所等

避難地における災害応急対策活動が円滑に実施できるよう避難地内部の整地、公共用地としての取得に努める。また、医療救護、給水、給食、情報連絡等の拠点となる施設及び放送施設の整備を推進する。これらの施設は既存の施設の利用促進を図りながら検討する。

7.2 避難所等の広報と周知

住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難所等や災害危険地域を明示した防災マップを作成し、住民に提供する。また、広報誌・PR紙を活用して、避難に関する広報活動を実施する。これらの活動を通じて、住民等に対する避難所等や災害危険地域の周知を徹底する。

定期的に防災マップなどの見直しと、その内容の充実を図るものとする。町は、平成20年4月に「津波ハザードマップ」、平成23年11月に「門川町洪水・内水氾濫ハザードマップ」、「門川町津波ハザードマップ」、「平成26年3月に「海拔マップ」を発行している。

(1) 避難所の広報

避難所の指定を行った場合、次の事項につき、広報紙等により、地域住民に対し周知徹底を図る。また、避難所として指定した施設については、住民にわかりやすいよう避難所の表示をしておくこと。

① 避難所の名称

② 避難所の所在位置

③ 避難所への経路

④ その他必要な事項

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。特に、自家用車による避難は、交通渋滞が予想され、消火活動、救急・救助活動、医療救護活動及び緊急物質の輸送活動等に重大な支障をもたらすおそれがあるので、住民にその自粛を呼びかける。

① 平常時における避難のための知識

② 避難時における心得（特に、必要最低限の必需品の避難所への携行）

③ 避難収容後の心得

(3) 災害危険区域の広報

災害時の土石流、地すべり、山・がけ崩れ及び二次災害のおそれのある箇所については、過去の災害事例及び現況調査等を参考に、土砂災害危険箇所図を作成する等、住民に適切な方法で広報する。また、県は、県内全域の降雨状況を把握するための雨

量測量局の設置や危険箇所の巡回監視等に努めるとしている。

7.3 避難施設の安全性確保と設備の整備

(1) 避難所の安全性の確保

平常時より建物の安全性の確保を積極的に推進していく。避難所に指定されている学校施設等で、昭和56年度以前に建築された建物については、必要に応じて補強や耐力調査による改築に努めるものとする。

(2) 避難所の備蓄物資及び設備の整備

応急的に必要と考えられる避難者への食料や飲料水の供給、被服寝具、その他生活必需品の給与に対応できる物資について、あらかじめ備蓄に努める。

負傷者や高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した以下の施設・設備の整備に努める。

- ① 負傷者に対する応急救護品
- ② 貯水槽
- ③ 仮設トイレ
- ④ マット
- ⑤ 簡易ベッド
- ⑥ 非常用電源
- ⑦ 衛星携帯電話等の通信機器等
- ⑧ 空調
- ⑨ 洋式トイレ
- ⑩ 伝達事項の掲示板
- ⑪ 出入口の段差解消のスロープ
- ⑫ 災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ など

なお、これらの実施に当たっては施設管理者等の理解を得たうえで実施すること。また、避難所等における仮設トイレの設置や、し尿処理が円滑に行えるよう、あらかじめ各事業者との協定を締結するなど、協力体制を整備しておくものとする。

(3) 避難誘導

町は、避難所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行う。高齢者、障がい者、その他、いわゆる要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時よりこれらの者に係る避難誘導體制の整備に努める。また、避難所であることを示す標識等の設置に努める。

- ① 警戒区域の設定「第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」参照。
- ② 避難誘導「第3章 第9節 1. 避難誘導の実施」参照。

(4) 避難所

町は、公園、社会教育施設、公共施設等を対象に、地域の人口、対象圏域、地形、災害に対する安全性等や、想定される地震の諸元に応じ、必要な数、規模の避難所をあらかじめ指定する。指定に当たっては、その施設の管理者の同意を得る。また、住

民への周知徹底に努め、避難所の設備の充実を図る。

7.4 応急仮設住宅の供与体制の整備

災害のために住家を滅失した被災者は、避難所に收容され、保護を受けることになる。しかし、避難所は災害直後の応急的かつ一時的なものであるため、住家が滅失した被災者のうち、自らの資力をもって住宅を確保することのできない者に対し、一時的な居住の安定を図る。そのため、応急仮設住宅の供与体制を整備するものとする。

(1) 建設用地の選定

- ① あらかじめ応急仮設住宅の必要量を考慮の上、建設用地を選定し確保しておくこと。
- ② 応急仮設住宅の建設用地の選定に当たっては、災害に対する安全性に配慮し、原則として、公有地、国有地、企業等の民有地の順に選定すること。
- ③ 応急仮設住宅の建設用地は、企業等の民有地についても、公租公課等の免除を前提に、原則として無償で提供を受けられる土地とすること。

(2) 立地条件の配慮

建設用地の選定に当たっては、上水道、ガス、電気等の生活関連設備の整備状況、医療関係、学校、商店、交通、地域的なつながり、騒音、防火等の面を総合的に考慮する。できる限り住宅地としての立地条件の適した場所に建設すること。

(3) 利用関係の明確化

建設用地の選定に際しては、当該用地の所有者と設置期間や費用負担のあり方等、用地の利用関係について明確にしておくこと。

(4) 建築事業者等との連携

応急仮設住宅を迅速に設置することができるよう、応急仮設住宅用資機材の供給可能量を把握する等、あらかじめ調達・供給体制を整備しておく。また、必要に応じ、あらかじめ建築事業者等と応急仮設住宅の建設及び建設資材の提供等に関する連携体制を整備しておくこと。

(5) 応急仮設住宅の建設計画の策定

応急仮設住宅を計画的に建設するため、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を速やかに把握し、全体の建設計画を策定すること。

(6) 必要戸数の供給

- ① 災害が発生した場合には、必要により、建築事業者等の協力を得て、速やかに必要な応急仮設住宅を建設すること。
- ② 避難所の生活が相当に長期化しているにもかかわらず、応急仮設住宅の建設が著しく遅れる等、やむを得ない事情がある場合、公団・公営住宅の一時利用、民間アパートの借り上げ等を実施すること。

(7) 住宅の仕様等

単身や多人数世帯、高齢者や障がい者等の要配慮者等、個々の需要に応じた多様なタイプの応急仮設住宅を提供する。また、住宅設置後の地域社会づくり等に考慮した配置とすること。

8. 備蓄に対する基本的な考え方

災害発生直後に必要となる食料、物資等の備蓄を計画的に推進するための基本的な方針について定める。次の事項に留意し、これらの公的備蓄等に努め、被災者への物資の安定供給を図るものとする。

なお、在宅の被災者に対しても、必要に応じた物資が供給されるよう配慮するものとする。

8.1 備蓄方法

町内における必要な食糧、生活必需品等の備蓄及びその備蓄倉庫並びに調達体制の整備は十分とはいえ、広域的支援に頼らざるを得ない状況である。これを踏まえ、大規模な災害が発生した場合を想定し、必要とされる食糧、生活必需品等の物資について、あらかじめ備蓄体制（供給協力協定の締結を含む。）の整備について検討しておく。

(1) 備蓄方法

① 避難所等の防災拠点での備蓄

災害発生直後は、平時の物資流通体系が混乱することから、町庁舎、避難所、公共施設、備蓄倉庫等での公的備蓄に努めること。

なお、地理的条件も勘案し、必要に応じて地域分散備蓄を図り、物資の速やかな供給に努めること。

② 食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の確保体制の充実

食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品については、災害発生後3日以内を目標に調達体制を確立することとする。それまでの間は家庭や地域等での確保がなされるような対策を講ずる。

ア 家庭、社会福祉施設、医療機関、ホテル・旅館等への食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄に関する啓発

イ 町、県における食料・飲料水・被服寝具等の生活必需品の備蓄促進

ウ 取扱業者との協定等締結の促進

(2) 民間業者との物資供給協定の締結

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて、民間業者と物資供給に関する協定を締結するなど、流通在庫備蓄に努めること。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておくこと。

(3) 備蓄物資の種別

① 米穀：県を通じ、（災害救助用米穀）農林水産省生産局に対し要請する。また、県を通じて農林水産省生産局に連絡ができない場合は、直接、農林水産省生産局に対し要請する。

資料編【1.2.2.22】米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

② 生活必需品等：日赤宮崎県支部

- ③ 医薬品等：日赤宮崎県支部
- ④ 仮設住宅等：建設課

資料編【1.2.2.23】主食、副食等及び調味料の調達先

(4) 段階的な備蓄の方法

① 事業所、住民等の備蓄

事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食糧等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。また、広報誌や防災マップ等を通じて、住民の備蓄に対する役割を周知する。

② 流通在庫備蓄

- ア 住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食糧の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努める。また、農業協同組合や民間業者等と食糧供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努める。
- イ 町は、町内の商店及び小売業者等の協力を得て、物資の調達に関する協定の締結等を行う。これにより、食糧及び生活必需品等の確保に努める。また、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。なお、高齢者・乳幼児等の要配慮者への対応も考慮する。

③ 協定の締結による備蓄・調達

物資流通体系が回復した後、安定して物資が供給されるよう、必要に応じて民間業者と物資供給に関する協定を締結する等、流通在庫備蓄に努める。

なお、協定に当たっては、対象品目、具体的な連絡手段や輸送方法等についても規定しておく。

④ 応急対策従事者のための備蓄

町は、住家の被害やライフラインの寸断等により、食糧の入手が不可能な場合、被災者に対して効果的な長時間の対策が行えるよう、日頃から応急対策従事者のための食糧・飲料水の確保に努める。

(5) 物資供給

被災世帯すべてに一律的に物資を供給するのではなく、避難所や在宅被災者の生活自立状況も勘案の上、世帯ごとに日常生活を応急的に支援する物資の供給に努める。

なお、物資の供給においては、画一的なものだけでなく、高齢者や乳幼児、病弱者へ配慮された物資の供給に配慮する。

8.2 物資の内容

(1) 各家庭や職場での物資等の備蓄

町民が各家庭や職場で、平時から3日分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、防災に関する各種イベントや地域住民が参加した防災訓練の実施等を通じて啓発する。町民は、その備蓄に努めるものとする。

(2) 災害対策要員分の備蓄

災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄を検討するものとする。

9. 食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備

住宅の被災や交通の途絶等による各家庭での食料、飲料水、生活必需品の不足等が起こった場合には、災害発生直後から被災者に対し、食料、生活必需品及び飲料水の供給が円滑に行えるよう、物資の備蓄並びに調達体制の整備を図るものとする。

9.1 飲料水の備蓄及び供給体制の整備

災害時において、被災者1人あたり1日3リットル以上の飲料水供給を確保できるよう、貯水槽の設置、応急給水用資機材等の整備増強を検討する。

水道事業者は、被災時に被災状況に応じた応急給水・復旧計画を立案するための応急給水・復旧基本計画をあらかじめ策定する。応急給水・復旧基本計画は、職員に周知徹底しておく。また、常に実施計画立案が行えるよう体制を整備するものとする。

なお、計画に盛り込む事項は、おおむね次のとおりとする。

(1) 指揮命令系統の整備

緊急時の指揮命令者等の連絡に必要な手順等を定めておく。

(2) 応急復旧期間

目標復旧期間はおおむね4週間以内とする。

(3) 応急給水目標水量

応急給水量は、次の給水量を目標に設定する。

- | | |
|---------------|------------|
| ① 初めの3日間 | 3リットル/人日 |
| ② 7日目まで | 20リットル/人日 |
| ③ 14日目まで | 100リットル/人日 |
| ④ 15日から28日目まで | 250リットル/人日 |
| ⑤ 29日目以降 | 通常通水 |

(4) 応急供給拠点の設定

応急給水時において、給水車・給水タンク等へ水を供給する基地として、浄水場、配水池等を利用し、給水拠点を設定する。

(5) 応急給水拠点の設定

給水拠点は次の搬送距離等を目標に設定する。

- | | |
|---------------|-----------|
| ① 初めの3日間 | 避難所 |
| ② 7日目まで | 避難所・給水拠点 |
| ③ 14日目まで | 150メートル程度 |
| ④ 15日から28日目まで | 10メートル以内 |
| ⑤ 29日目以降 | 通常通水 |

(6) 供給確保のための施設、設備の整備

- | |
|-------------------------|
| ① 広域避難地への飲料水兼用耐震性貯水槽の設置 |
| ② 学校等のプール施設の活用 |

③ 井戸の設置

(7) 応急資機材の確保

ろ過水器の配備、給水車の増強、給水タンクの補充、応急配管及び応急復旧用資機材の備蓄、増強を図る。なお、他県からの応援資機材量を勘案のうえ、合理的な備蓄量を設定する。

(8) 応急資機材の受入・配送拠点の整備

資機材等の受入れ、配送を行う拠点について、関係機関と調整の上、応援資機材配送計画を作成する。

(9) 相互応援体制の整備

県や県内の他の市町村、他県との広域相互応援体制について、あらかじめ県等と協議・調整を行う。

(10) 応援受入拠点の整備

- ① 応援受入拠点は、関係機関と協議・調整の上、公的施設等を利用して整備する。
- ② 緊急時に備えて、各種図面（管路図等）及び書面を整備する。また、危機管理上の保管分散化を行う。
- ③ 水質管理の強化
 応急給水拠点で水質検査を行うなど、水質監視体制を整備する。また、飲料水の一時保管方法について周知する。

(11) 応急給水訓練の実施

(12) 飲料水の備蓄、節水対策の住民への広報、周知

(13) 災害時に備え、緊急時の広域的相互給水支援対策を確立する。また、応急給水量の増加及び緊急遮断弁の設置等により、災害時の給水確保に努める。

【1.2.2.24】災害時の給水確保

項目	数量	基数
ポリ容器	500	2基
給水袋6L~10L	各500	
給水用車両	軽トラック	2台

9.2 食料の備蓄及び供給体制の整備

大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食糧、飲料水、生活必需品、非常用電源、その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達体制を整備し、それらの供給のための計画を定めておく。

食糧の備蓄を行うに当たっては、物資の性格に応じ、集中備蓄、又は避難所の位置を勘案した分散備蓄を行う等に配慮する。また、備蓄拠点を設ける等、体制の整備に努める。

具体的には、次の事項に留意し、食糧の備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家の被害やライフラインの寸断等により、食料の入手が不可能な被災者に対して、速やかに食料の供給ができるよう、自ら公的備蓄に努める。また、農業協同組合や民間業者等と食料供給協定等を締結するなど流通在庫備蓄に努めること。

- (2) 供給の長期化に備え、食品メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保、高齢者・乳幼児・食事制限のある者・病弱者等に配慮した品目(食材の柔らかい物、ミルク等)についても供給・備蓄に努めること。
- (3) 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課、九州農政局延岡地域センターとの連絡・協力体制の整備を図っておくものとする。
- (4) 事業所、住民等の備蓄
事業所及び住民は、災害時におけるライフライン施設や食料等の流通が途絶えることを考慮し、おおむね3日分に相当する量を目標として備えるものとする。

9.3 生活必需品等の備蓄及び供給体制の整備

町は、必要に応じ、被災者に応急的な生活必需品の給(貸)与が図られるよう、次の事項に留意し、その公的備蓄と供給体制の整備に努めるものとする。

- (1) 避難所等の生活において、被服、寝具、その他生活必需品の欠乏している被災者に対して、速やかに物資の給(貸)与が図られるよう、自ら公的物資の備蓄に努める。
また、民間業者と物資供給協定等を締結するなどにより、流通在庫備蓄に努めること。
- (2) 生活必需品の物資については、女性や子供、要配慮者にも配慮した物資の調達及び供給に努めること。
- (3) 義援物資が大量に搬入されることも考えられることから、義援物資の受入体制や配布方法について、ボランティア等の活用も含めた体制を整備しておくこと。
- (4) 生活必需品の例示
 - ① 寝具
就寝に必要な毛布・布団やタオルケット等
 - ② 外衣
ジャージ、洋服、作業衣、子供服等
 - ③ 肌着
男女下着、子供下着等
 - ④ 身の回り品
タオル、バスタオル、靴下、サンダル、雨具等
 - ⑤ 食器、日用品
食器・箸・皿、石鹸、歯みがき、ティッシュ、トイレットペーパー、生理用品、紙オムツ、粉ミルク用品、離乳食用品、だっこ紐、授乳用ポンチョ、電池、ラップ、ポリ袋等
 - ⑥ その他、応急的に必要な生活必需品
- (5) 事業所、住民等の備蓄
事業所及び住民は、日常生活に必要となる前記(4)に掲げる品目を備えるものとする。

9.4 装備資機材等の整備

応急対策の実施のため、災害用の装備資機材等をあらかじめ整備、充実する。また、備蓄

(保有) 資機材等は、随時点検を行い、保管に万全を期する。

(1) 点検の実施結果と措置

点検の結果は、常に記録しておく。また、資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理する等整備しておく。

(2) 資機材等の調達

防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達を円滑に図るため、調達先の確認等の措置を講じておく。

(3) 救出救助用資機材の確保体制の充実

救出救助用資機材は、災害発生時に極めて緊急度が高いので、住民等が身近に確保できるよう、町内会・自治会の単位での確保を推進する。

① 自主防災組織用の救出救助用資機材の補助

② 家庭や事業所に対する救出救助用資機材の備蓄に関する啓発

③ 救助工作車等の消防署、消防団への整備促進

④ 資機材を保有する建設業者等と町との協定等締結の促進

⑤ 各施設における救出救助用資機材の整備促進

(4) 救助用備蓄資材、器材及び施設

① 気象観測施設

② 救助舟艇、救急車、放水車等の救助用資材、器材

③ 通信器具等

④ 救急薬品等

⑤ その他救助用資材、器材

(5) 医療、助産及び防疫に要する資材、器材並びに薬剤

(6) 流出油処理資材、器材の調達

資料編【1.2.2.25】 県北流出油災害対策協議会会則

10. 被災者等への的確な情報伝達体制の整備

災害発生時には、国、県、市町村、防災関係機関の間で緊密な情報連絡をとることがすべての対策の基本となる。そのため、平常時よりソフト・ハード両面で情報伝達体制の整備を図るものとする。

対策の進捗状況、救援物資についてのお願い、ボランティアの募集等を被災地内外に的確に発信することは、災害応急対策を円滑に進めるうえで極めて重要である。

10.1 防災行政無線等の整備

(1) 市町村防災行政無線整備の推進

町が使用する防災行政無線は、次のとおりである。

① 移動系 IP 無線：被害状況を把握するため、災害現場へ移動し、町役場と災害現場及び関係者との間で通信を行うシステム

② 同報系無線：各種の情報等を町役場から屋外拡声器や避難所に設置している戸別

受信機により、住民に拡声装置や文字盤を用いて周知する通信システム

③ 宮崎県防災行政無線：宮崎県が設置した通信システム

町は、住民に対して、災害情報等の伝達を図るため、難聴地域が発生しないことを基本として、今後とも防災行政無線の整備を推進するものとする。町の移動・同報系デジタル無線システムは、財団法人九州移動無線センターが運営する mcAccess800MHz 帯の電波を利用している。遠見山山頂にある無線センターの中継局を使用する。センターは 24 時間監視制御されている。この無線システムは、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、福岡県西方沖地震で運用が継続された実績を持ち、災害に強く、被災地の救援、復旧に大きく貢献できる。

(2) 消防無線整備の推進

消防無線とは、県消防本部が他県及び県内における消防、救急活動を円滑に実施するため、消防本部において設置した無線通信設備である。県は、下記により、その整備を推進するとしている。また、既存のアナログ方式の消防救急無線設備の更新時期等を踏まえつつ平成 28 年 5 月までにデジタル化への移行を促進する。

- ① 大規模災害時に広域支援のため他県に出動した際に、各消防本部が相互に通信することができる全国共通波の整備充実を図る。
- ② 県域における各消防本部と相互に通信することができる県内共通波の整備、充実を図る。
- ③ 災害現場の情報を迅速かつ的確に収集するため、携帯無線機の増強を図る。

(3) 多様な手段の整備

被災者等への情報伝達手段として、防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）のほか、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、有線系も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努めている。

10.2 広報体制の整備

災害発生時に、報道機関からの取材の要請に対し、適切な情報提供ができるよう、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。そのため、報道機関とはあらかじめ協定等を締結し、災害対策本部等からの報道要請等の方法について定めておくこととする。

また、広報に当たっては、自衛隊等他の機関の広報との連携・協力について配慮しておくものとする。

(1) 広報窓口の一本化

取材への対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を明確にし、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。

- ① 報道機関を通じての広報については、県へ依頼する。
- ② プレスルームを設置する等、情報を迅速・的確に発信する。
- ③ 町の災害対策本部での広報の一本化を行い、混乱を防ぐ。

(2) 放送要請

災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法について、確認を行っておくものとする。

(3) 新しい情報伝達手段を通じた情報交換

情報化の進展に伴い、メールの他、ツイッターや SNS などインターネットを介した新しい情報伝達手段による情報交換を行えるよう、伝達する方法、伝達内容等について検討を進める。

(4) 手話通訳者、外国語通訳者のリストアップ

聴覚障がい者、外国人に対して的確に広報を行えるよう、町内の手話通訳者及び外国語通訳者をリストアップし、災害時の協力について事前に要請する。

なお、町内の外国人人口は、平成 22 年国勢調査によると、韓国・朝鮮 7 人、中国 33 人、フィリピン 5、その他 1 であった。

10.3 被災者からの問合せに対する体制の整備

災害発生時には、住民等からの問い合わせ、要望、意見等が多数寄せられることが予想される。そのため、情報の混乱を防ぎ、住民に対し、的確な情報を提供できるよう、体制を整えておく必要がある。

- (1) 住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や、専用電話・ファックスを設置し、職員が専属で対応できるよう体制の整備を図るものとする。
- (2) 有線テレビジョン放送、屋外文字放送、緊急速報メール等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図るものとする。
- (3) インターネットを通じて、住民が防災に関する各種の情報を得られるよう整備を図るものとする。
- (4) 災害情報データベースの整備や多様な情報メディアの活用方策を検討する
- (5) 地震観測体制を強化する。

11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備

近年の災害では、要配慮者の犠牲が多くなっている。このため、町は県や要配慮者を入所させる社会福祉施設等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等とともに、地震災害から要配慮者を守るため、安全対策の一層の充実を図る。そのため、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

11.1 社会福祉施設、病院等の防災体制の充実

(1) 組織体制の整備

社会福祉施設及び病院等の管理者に、災害時の要配慮者の安全確保のための組織・体制の整備を充実するよう要請する。また、社会福祉施設等と関係機関の団体との連携について調整支援を行うこと。

災害後、社会福祉施設等への入所対象者が増加することが考えられる。そのため、その受入れ等について、社会福祉施設相互間の調整を検討しておくこと。

(2) 社会福祉施設、病院等の管理者

高齢者や身体障がい者、傷病者及び乳幼児等いわゆる「要配慮者」が利用する社会福祉施設、病院等の経営者は災害時に備え、あらかじめ防災組織を整え、職員の任務分担、動員計画及び緊急連絡体制等の整備を図る。また、職員等に対する防災教育及び防災訓練を実施するように努める。

特に、夜間等における消防署等への緊急通報及び入所者の避難誘導體制に十分に配慮した体制整備を行う。

また、町、施設相互間、自主防災組織、ボランティア組織等や、近隣住民と連携をとり、要配慮者の安全確保に関する協力体制づくりを行う。

社会福祉施設等の管理者は、次の事項について留意し、施設入所者や通所者（以下、「施設入所者等」という。）の安全確保体制を整備するものとする。

① 防災組織体制の整備

施設入所者等の避難場所の指定、避難誘導、職員の動員と職務体制等を規定した防災計画をあらかじめ策定しておくこと。

なお、計画は、夜間・休日等の災害発生にも十分に対応できる計画とすること。

② 緊急応援連絡体制の整備

非常用通報装置を設置する等により、関係機関との通信手段の確保、整備に努める。また、施設入所者等の避難誘導等に当たって、地域住民の協力が得られるよう、地域自治会やボランティア組織等と連携に努めること。

施設入所者等の出身世帯との緊急連絡方法についても把握しておくこと。

③ 施設の安全性等の確保

災害時における施設の倒壊等を未然に防止するため、施設の安全性等の確保に努めること。

また、施設内の設備品の倒壊・転落防止についても、その対策を講じておくこと。

④ 防災資機材の整備、食品等の備蓄

災害時の電気、水道等のライフラインの寸断に備え、非常用自家発電機、投光機、ポリタンク等の防災資機材の整備、非常食や飲料水等の備蓄に努めること。

⑤ 防災教育、防災訓練の実施

施設入所者等が安全に、速やかに避難できるよう、定期的に職員や施設入所者等への防災教育や避難訓練を実施すること。

また、避難訓練においては、消防署、地域住民やボランティア組織等と連携した訓練を実施すること。

⑥ 防災士の資格取得

職員の防災士資格取得に努めること。

⑦ 県、市町村への協力

県又は町が実施する要配慮者に係る防災対策に協力するよう努めること。

(3) 防災設備等の整備

① 防災設備

社会福祉施設及び病院等の管理者を指導、支援し、災害時の要配慮者の安全確保のための防災設備等の整備を促進するよう要請する。

② 社会福祉施設、病院等の管理者

社会福祉施設及び病院等の管理者は、施設そのものの災害に対する安全性を高めるとともに、災害後の施設入所者の生活維持のための物資及び防災資機材等の整備の充実を推進する。

また、災害発生に備え、要配慮者自身の災害対応能力を考慮し、消防署等への緊急通報、避難誘導等のための防災設備及び体制の整備を推進する。

③ 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

要配慮者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難所及び避難路等の防災基盤の整備に努める。

11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備

町は、避難行動要支援者について、災害が発生した際に安否確認及び避難支援を実施するため、次の事項に留意し、体制を整備する。

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

町長は、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、災害時における円滑かつ迅速な避難支援及び安否確認を実施するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

また、必要に応じて避難支援関係者と名簿情報を共有する。

① 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他の連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ 避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(2) 避難支援計画の策定

津波の発生のおそれにより、町長より避難の勧告又は指示が行われたときは、避難行動要支援者の避難場所までの介護及び担送は、避難支援者を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとする。

また町は介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行うものとする。

(3) 防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施

町は、近隣住民（自主防災組織）の協力により、避難行動要支援者やその家族を含めた防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施に努める。パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、災害に対する基礎的知識等の理解を高めるよう努める。

また、避難行動要支援者に十分配慮した、きめ細かな防災行動マニュアルの策定や普及などの啓発を図る。

(4) 福祉避難所の指定等

町は、介助等の特別な配慮を要する要配慮者を収容するため、福祉避難所を指定するものとする。また、福祉避難所での生活に資する車椅子、携帯便器、オムツ等の生活必需品の備蓄及び介助員の派遣等について体制を整備しておくこと。

なお、福祉避難所が不足する場合に備え、事前にその確保に努めるものとする。

(5) 防災設備等の整備

町は、独り暮らし高齢者、高齢者等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備及び聴覚障がい者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置の普及等に努める。また、在宅者の安全性を高めるため、自動消火設備（家庭用スプリンクラー）及び火災警報機等の設置等の推進に努める。

(6) 要配慮者を考慮した防災基盤の整備

町は、要配慮者自身の日常生活自立度、及び在宅要配慮者の所在等を考慮し、避難及び避難路等の防災基盤の整備を図る。

11.3 外国人に対する防災対策の充実

地域内で生活する外国人の災害時の安全を図るために、外国語による広報等の対策を検討する。

(1) 外国人の状況の把握

災害時における外国人の安否確認等を迅速に行い、円滑な支援ができるように、平常時からその状況の把握に努める。

(2) 防災知識の普及・啓発

日本語を理解できない外国人のために、防災知識の普及、啓発に努める。

(3) 外国人が安心して生活できる環境の整備

① 外国人相談体制の充実

外国人が日常生活の中で抱える様々な問題について、身近なところで気軽に相談し、適切なアドバイスを受けられるように、県及び(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)の外国人相談窓口の充実を図り、災害時に対応できる体制づくりに努める。

② 外国人にやさしいまちづくりの促進

避難場所や避難路等の避難施設の案内板について、外国語の併記も含め、その表示とデザインの統一を図るなど、外国人にもわかりやすいものを設置するように努める。

また、町及び県は、案内板の表示とデザインの統一化について検討を進めるものとする。

③ 外国人への行政情報の提供

町及び県は、生活情報や防災情報などの日常生活に係わる行政情報を外国人に周知するため、広報誌やガイドブック、ラジオ、インターネット通信等、各種の広報媒体を利用して、多様な言語やひらがな等のわかりやすい言葉・文字（以下「多言語等」という。）による情報提供を行う。

④ 外国人と日本人とのネットワークの形成

町及び県は、外国人も日本の地域社会にとけこみ、その一員として地域で協力し合いながら生活できるよう、地域住民との交流会の開催など様々な交流機会の提供を行い、外国人と日本人とのネットワークの形成に努める。

⑤ 語学ボランティアの確保

町及び県は、災害発生時に通訳や翻訳などを行うことにより、外国人との円滑なコミュニケーションの手助けをする語学ボランティアの活動を支援する。そのため、あらかじめ「担当窓口」を設置する。また、多言語による防災対策対話集などの作成に努める。

⑥ 語学ボランティアの登録・養成

県国際交流協会は、災害時に語学ボランティアとしての活動を希望する者の登録と研修を行い、語学ボランティアが迅速に活動できる体制整備に努めるものとしている。

12. 二次災害防止体制の整備

余震、豪雨等にもなう二次災害を防止する体制を整備する。また、建築物の危険度、土砂災害危険箇所の危険度を応急的に判定する技術者の養成に努める。

また、二次災害の防止を図るために、必要な資機材の備蓄を行う。

「本編 第3章 第9節 6. 6.4 被災建築物及び宅地の応急危険度判定」参照。

「本編 第3章 第17節 1. 1.2 土砂災害防止対策」参照。

13. 防災営農体制の整備

農地防災事業を計画的に推進し、営農基盤を整備する。また、農地保全施設等の管理体制の強化、及び防災営農体制を確立する。

13.1 農地保全施設の管理

ダム、堤防、排水機、水門、樋門等について、維持管理計画を定める。

13.2 山林・農地の保全

山地への植林や間伐、伐採及び農地の耕作、施設の維持管理等を行い、山林・農地の保全を図る。

14. 防災関係機関の防災訓練の実施

災害時の迅速かつ適確な行動のためには、日常からの訓練が重要である。関係機関は相互の連携のもと、災害時の状況を想定した実践的な訓練を定期的、継続的に実施する。

また、訓練を行うに当たっては、ハザードマップ等を活用して、被害の想定を明らかにする。また、実施時間を工夫する等、様々な条件を設定する。性別、年齢等にかかわらず、要配慮者等多様な住民が参加し、参加者自身の判断が求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるよう工夫する。さらに、訓練結果の事後評価を通して、課題を明らかにし、そ

の改善に努め、防災対策の充実、強化を図るものとする。

14.1 県総合防災訓練への参加

町は、防災体制の万全を期するため、自衛隊をはじめ防災関係機関及び住民の協力を得て、地震、大雨等による災害を想定し、情報の収集・伝達、町災害対策本部の設置、被災地偵察、避難誘導、救出救助、医療救護、火災消火、救援物資の輸送、給水給食等の各訓練を総合的に実施するように努める。

(1) 県総合防災訓練の実施

県は、災害時の心構えと防災活動のあり方の確認、各防災関係機関の協力体制の確立、及び地域防災計画等の検証、県民の防災意識の向上等を目的として、以下の要領により総合防災訓練を実施するものとしている。

① 実施時期

訓練効果を考慮し、毎年実施する。

② 実施場所

県内全ての市町村において、各地域において実施する。

③ 訓練種目

ア 災害対策本部設置、運営等活動体制の確立

イ 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

ウ 広域応援活動

エ 救助・救急及び消火活動

オ 医療救護活動

カ 避難収容活動

キ 公共施設等の応急復旧活動

ク ライフライン施設の応急復旧

ケ 海上災害の応急復旧

コ 防災関係機関の連携

サ その他、地震発生時に起こりうるあらゆる災害を想定し、震災応急対策に必要な種目について訓練を実施する。

④ 訓練参加機関

県内の市町村、防災関係機関を対象とし、できるだけ多くの機関の参加を呼びかけ、県及び市町村が主催して実施する。

実施に当たっては、自主防災組織、ボランティア組織、要配慮者も含めた地域住民等とも連携する。また、応援の派遣、受入を中心とした他県等との合同の訓練も含め実施する。

⑤ 防災訓練時の交通規制

警察本部は、防災訓練の効果的な実施を図るため、特に必要があると認めるときは、地域住民の協力を得て、当該防災訓練の実施に必要な限度で、交通規制を実施する。区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限するものとする。

(2) 町の総合防災訓練

町は総合防災訓練を次の要領により実施し、防災関係者及び住民に災害時の心構えと防災活動を認識、習得させる。また、防災関係機関の協力関係の確立、強化を図る。なお、訓練の種目は次のとおりである。

- ① 動員訓練（職員、消防団の動員、居住者の応援）
- ② 救出、救護訓練
- ③ 炊き出し訓練
- ④ 避難、立退訓練（危険区域居住者の避難）
- ⑤ 防疫訓練
- ⑥ 通信訓練（電話、無電、伝達）
- ⑦ 輸送訓練（資材、器材、人員）
- ⑧ 水防訓練
- ⑨ 消防訓練
- ⑩ 樋門等操作訓練
- ⑪ 観測訓練（水位、雨量等）
- ⑫ 工法訓練（各水防工法）
- ⑬ その他必要な訓練

(3) その他、各種防災訓練

① 組織動員訓練

災害時における災害対策の万全を期するため、職員動員訓練等を実施する。

② 非常通信訓練

災害時において、有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における情報伝達の円滑な運用を図るため、非常通信訓練を実施する。

③ 水防訓練

水防活動の円滑な遂行を図るため、洪水予報・警報等の伝達、水位・雨量観測、消防団等の動員、水防資機材等の輸送、水防広報、樋門等の操作、避難等の訓練を実施する。

ア 観測訓練（水位、雨量、潮位、風速等）

イ 通報訓練（電話、無線、伝達）

ウ 動員訓練（職員、消防団の動員、居住者の応援）

エ 輸送訓練（資材、器材、人員）

オ 工法訓練（各水防工法）

カ 樋門等操作訓練

キ 避難、立退訓練（危険区居住者の避難）

ク その他

④ 医療救護訓練

災害発生直後の医療救護活動が実効あるものとして機能するように、日頃から実践に即した訓練等を実施する。

大規模な地震災害等、具体的な災害を設定し、次のとおり、机上訓練を含め、実

際に即し、医療救護訓練を実施する。なお、各医療機関においては、災害対応マニュアルを作成し、これに基づく自主訓練及び研修会等の実施に努める。

ア 災害発生直後の災害要請の円滑な対応

イ 災害情報の収集

ウ 指令や要請に基づく医療救護班の緊急出動

エ 傷病度合による選別等

オ 症例に応じた応急医療等

⑤ 地域避難救助訓練

ア 町長、町教育委員会、又は小・中学校長は、その管理する施設に係わる避難訓練計画を定め、実施する。

イ 町は、社会福祉施設、病院、旅館（ホテル）、娯楽施設等の管理者に対し、避難計画の作成、実施について要請する。

ウ 災害発生時の避難、その他救助の円滑な遂行を図るため、地区町内会や自主防災組織等を中心とした避難救助訓練を単独又は共同で実施する。

⑥ 教育施設等避難訓練

各教育施設等は、おおむね次の方法によって避難訓練を実施する。

ア 想定される災害について、学期初め・災害多発時・防火週間期間等に年1回以上の避難訓練を実施する。

イ 避難訓練に際しては関係機関の協力を得て実施し、児童・生徒の避難要領及び防災に関する知識の普及に努める。

ウ 具体的な実施要領等は、災害の種類に応じ、各教育施設において立地条件、その他を勘案のうえ定める。

⑦ 非常無線通信訓練

災害が発生した場合に、非常無線通信が十分な効果を発揮できるよう、宮崎地区非常無線通信協議会と協力して非常無線訓練を実施する。

⑧ 広く町民に防災・安全対策を啓発指導していくとともに、地域をはじめ学校・各種事業所等の協力を得ながら、実践的な防災訓練を行う。

(4) 防災訓練の検証

町は、防災訓練終了後に、防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにする。また、必要に応じ、防災対策の改善措置を講ずるように努める。

14.2 個別防災訓練の実施

下記の訓練について、必要に応じて、関係機関と連携して別途実施するものとする。

(1) 水防訓練

県及び水防管理団体は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して、水防訓練を実施する。また、水系別に水防演習を行う。

(2) 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、

火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。これらは随時他の関連した訓練と合わせて行う。

(3) 災害救助訓練（県防計画）

県及び災害救助実施機関は、救助、救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、被災者支援等の訓練を行う。

県救助機関災害対策連絡会議構成機関は合同で情報伝達・収集、指揮活動等の訓練を行う。

(4) 通信訓練

県及び防災関係機関は、災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、宮崎地区非常通信連絡会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により、遠隔地からの情報伝達、感度交換訓練等を行う。

(5) 避難訓練

町及び警察等避難訓練実施機関は、災害時における避難が迅速かつ円滑に行われるよう、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域及び病院、集会場等の建造物内の人命保護を目的として避難訓練を実施する。

(6) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

町は、災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化、円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、実施期間をある程度特定した上での抜き打ち的实施も検討する。

(7) 情報収集及び伝達訓練

災害時の情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(8) 災害警備活動及び交通規制訓練（県防計画）

県警察本部は、災害時における警備活動及び交通規制が的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により災害警備活動及び交通規制訓練を実施する。

(9) 海上防災訓練（県防計画）

宮崎海上保安部は、排出油事故による海上災害が発生した場合など地震によるあらゆる被害を想定し、迅速的確な情報伝達、排出油の防除、消火等の応急作業を訓練するとともに関係機関との協力体制の確立及び排出油災害対策の充実強化を図る。

(10) 広域防災訓練

町は県とともに、広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(11) 広域災害対処訓練（県防計画）

陸上自衛隊は、県又は市町村が実施する災害対処のための指揮活動等の訓練に積極的に参加する。

(12) ライフライン復旧訓練（県防計画）

ライフライン機関は、復旧計画を作成するとともに、シミュレーションに基づいた訓練の実施に努める。

(13) 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送訓練（県防計画）

災害時における交通の確保・救急輸送、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動を、関係機関と連携し、訓練する。

(14) 医療救護活動訓練（県防計画）

医療関係機関は、災害時を具体的に想定し、地域災害拠点病院及び基幹災害拠点病院における医療救護活動、DMATによる医療救護活動、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送等の訓練を実施する。

14.3 事業所、自主防災組織、住民の防災訓練の実施

(1) 事業所(防火管理者)における訓練

学校、病院、工場、事業所、百貨店、その他消防法で定められた防火対象物の防火管理者は、その定める消防計画に基づき、消火・通報及び避難訓練を定期的実施するものとする。

また、地域の一員として、町、所轄消防署及び地域の防災組織の行う防災訓練にも積極的に参加する。事業所の特性に応じた防災対策行動により、地域に貢献するよう努めるものとする。

(2) 自主防災組織等における訓練

各自主防災組織等は、地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、組織活動の習熟及び関連防災機関との連携を図るため、町及び所轄消防署等の指導のもと、地域の事業所とも協調して、年1回以上の組織的な訓練を実施するよう努めるものとする。

訓練種目は、初期消火訓練、応急救護訓練、避難訓練及び高齢者・身体障がい者等安全確保訓練・避難所運営訓練等を主として行う。

また、町は自主防災組織等からの指導協力の要請を受けた防災士は、関連する諸機関との連携を取り、積極的に自主防災組織等の活動を支援するものとする。

(3) 町民の訓練

町民一人一人の災害時の行動の重要性にかんがみ、町、県、防災関係機関は、防災訓練に際して、要配慮者を含め、広く住民の参加を求める。住民の防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び防災行動力の強化に努めるものとする。

また、町民は、防災対策の重要性を理解し、各種の防災訓練への積極的・主体的な参加、防災教育施設での体験訓練、家庭での防災についての話し合いの実施等、災害に備える活動を継続的に実施するよう努めるものとする。

14.4 防災訓練の検証

防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講ずるものとする。

15. 災害復旧・復興への備え

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平常時から復旧・復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制を整備する。また、災害対策基金等の積立と適正な管理により、迅速な復旧・復興に備える。

15.1 各種データの保存・整備

(1) 各種データの保存・整備

① データの保存及びバックアップ

災害からの復興には、地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。

これらのデータが、災害により消失しないように、また消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。また、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。そのうえ、保管している公図等の写しの被災を回避するための手段を講ずるものとする。

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておく。また、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

15.2 災害対策基金等の積立と管理（県防計画）

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、災害救助基金及び財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図るものとする。

(1) 災害救助基金

① 積立

県は、災害救助法の適用時に要する費用に充てるため、次により災害救助基金を積み立てるものとする。

- ア 銀行への預金
- イ 債権の買入
- ウ 物資の備蓄

② 積立額

災害救助基金の各年度における最小額は、県の当該年度の前年度の前3年間における地方税法に定める普通税の収入額の決算額の平均年額の5/1,000に相当する額とする。

(2) 財政調整積立金

県は地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方財政法(昭和23年法律第109号)の規定により、宮崎県財政調整積立金条例(昭和36年宮崎県条例第6号)を定めて、財政調整積立金を設置し、その運用に当たっているが、その概要は次のとおりである。

① 積立額

ア 積立額は、地方財政法第4条の3第1項又は第7条第1項の規定により、予算

で定める。

イ 積立金から生ずる収入は、すべて積立金に繰り入れる。

② 管理

銀行その他の金融機関への預金、国債証券、地方債証券、政府保証債券(その元金の償還及び利息の支払いについて政府が保証する債券をいう。)その他の証券の買入れ等の確実な方法によって運営する。

③ 処分

次の各号の一に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

ア 経済事情の著しい変動等により、財源が著しく不足する場合において当該不足額を埋めるための財源に充てるとき。

イ 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき。

ウ 緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他の必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。

エ 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。

第3節 防災活動の促進

1. 職員等に対する防災教育

職員等は、関係機関の実施する防災関連の研修会等に参加し、自らの資質の向上に努める。また、災害時における適正な判断力を養い、各機関が行う防災活動の指導を行う。

1.1 教育の方法

- (1) 講習会、研修会等への参加
- (2) 現地調査等への参加
- (3) 関係機関の実施する防災訓練・防災知識普及活動への協力・参加

1.2 教育の内容

- (1) 地域防災計画及び、これに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担
- (2) 非常招集
- (3) 風水害、地震災害、その他災害発生についての知識及び災害の種別ごとの特性
- (4) 過去の主な被害事例
- (5) 防災知識と技術
- (6) 防災関係法令の運用
- (7) 災害対策本部設置時の特命班の役割及び、他課の応援に関する事等の研修
- (8) 自主防災組織による避難所開設・運営
- (9) その他の必要な事項

1.3 応急対策の実施する職員に対する防災教育

応急対策を実施する職員は、災害に関する豊富な知識と適切な判断力が要求されるため、以下のような防災教育・研修に努める。

- (1) 応急対策活動の習熟
被災者救護活動、情報収集活動、応急復旧活動等の現場活動に従事する職員に対しては、現場での活動を示した応急計画（マニュアル）により、対策の周知徹底を図る。
- (2) 研修会及び講演会の開催
災害に関する学識経験者、防災機関の担当者、災害を被った自治体の担当者等を講師として招き、研修会、講演会を開催する。また、様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加する。総合防災訓練等を通じて、防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

1.4 防災上考慮すべき施設の管理者等の教育

防災上考慮すべき施設とは、危険物等を取り扱う施設や百貨店、劇場、映画館など不特定多数の者が出入りする施設等を指し、災害発生時には、火災やパニックが発生する危険性が高いところである。

これら施設の管理者に対して、その社会的責任の重大さを認識させ、救出・救助訓練や消火訓練、避難訓練等の継続的实施にする。これにより、緊急時に対処しうる自衛消防・自主

防災体制の強化を図るものとする。

- ① 防火管理者等に対し、技能講習を含む講習会を実施し、事業所等の災害時における防災体制を強化する。
- ② 事業所独自、あるいは、地域単位での随時訓練、講習会等を通じて災害時における行動力を強化する。
- ③ 防火管理者等の自主的研究会、連絡等を通じて防災知識及び防災思想を普及する。
- ④ 災害時における出火防止、初期消火及び避難誘導等、必要事項を盛り込んだ防災指導書、パンフレット等を配布する。

1.5 災害対策実施要領（活動マニュアル）の整備

災害応急対策の実施内容は、災害対策本部の事務分掌で定められている。職員の参集状況や被災状況を想定した活動内容、各部の実情に応じた活動内容を基に、各部課で具体的活動マニュアルを整備し、各職員に周知徹底を図る。

1.6 消防教育

消防教育訓練は、消防教育基準に基づき次により実施する。

(1) 消防学校教育

消防職団員は、県消防学校において、次の教育科を受講するように努める。

- ① 初任科教育
- ② 現任科教育
- ③ 専科教育
- ④ 幹部教育

(2) 一般教育

一般教育は、次の区分について実施教育を定めて行う。

- ① 科目
- ② 受講者
- ③ 受講期間

(3) 委託教育

委託教育は、職員及び団員を派遣して行う。

2. 防災知識の普及

大規模災害は、広い地域にわたり、建物等の倒壊、同時多発の火災、人的被害や交通混乱の発生等、多様かつ多大な被害をもたらす。そのため、行政の的確な対応に加え、住民や事業所等の自主的、積極的な防災活動が不可欠となる。

町、県、防災関係機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、連携して、あらゆる機会を通じて、防災知識の普及と防災意識の啓発に努めるものとする。

2.1 町民に対する防災知識の普及

(1) 防災知識の普及

① 講習会等の開催

防災をテーマとした講演会、講習会、シンポジウム、座談会、出前講座等を催し、広く参加を呼びかけ、知識の普及、意識の高揚を図る。また、教育機関においては、防災に関する教育の充実に努める。

② 地域の防災リーダーの育成（県防計画）

県は、防災士養成研修等を実施し、地域の防災リーダーを育成することによって、県民の防災に対する意識の高揚、知識の普及を図る。

③ 日常生活に密着した啓発の実施

災害の種類、季節等の状況に応じて、次のように、実践的な防災知識を身につけた災害に強い住民を育成する。

ア 災害発生時に自らの安全を守るためにはどのような行動が必要か

イ 要配慮者に対して、どのような配慮が必要か

ウ 被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点にどのように配慮するのかなど

また、被害を最小限にとどめるため、以下の方法による啓発を実施する。

ア 広報紙、パンフレットの配布

広報紙、パンフレット等を作成し、広く町民に配布することにより、災害・防災に関する知識の普及、防災意識の高揚を図る。また、町のホームページ上の防災・危機管理関係情報を見直し内容の充実に努める。

イ 防災マップの作成と活用

地域の防災的見地からの防災アセスメント調査を行い、地域住民の適切な避難や防災活動に資する地区別防災マップ等を作成する。これを住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及啓発に努める。なお、町は平成20年4月に「門川町津波ハザードマップ」、平成23年11月に「門川町洪水・内水氾濫ハザードマップ」「津波ハザードマップ」を、また平成26年3月に「門川町海拔マップ」を作成し、発行している。

ウ その他のメディアの活用

(ア) テレビ・ラジオ局、CATV局の番組の活用

(イ) 普及啓発用映像の制作、貸出

(ウ) インターネットの活用

(エ) 地震体験車等の教育設備の貸出

④ 防災週間や防災関連行事等における重点的な普及活動の実施

「宮崎県防災の日」、「防災週間」、「津波防災の日」及び「防災とボランティア週間」における重点的な普及活動を実施する。

5月第4日曜日の宮崎県防災の日、8月30日～9月5日の防災週間、11月5日の津波防災の日及び、1月15日～21日の防災とボランティア週間において、防災に関する各種イベントの開催や、地域住民も参加した防災訓練等を実施する。これにより、重点的な普及活動を行う。

防災関係機関は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、震災時のコミュニケーション結果等を示しながら、その危険性を周知させる。また、2～3日分の食糧、飲料水等の備蓄、非常持出品の準備や家具等の転倒防止対策等、家庭での予防・安全対策、地震発生時取るべき行動、避難所での行動等、防災知識の普及、啓発を図る。また、災害時の家庭での連絡体制の確保を促す。

⑤ グループや団体を対象とした出前防災講座等の実施

小中学校や自治体、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細やかな防災についての普及・啓発を行うため、県の防災担当職員や防災士を派遣し、出前防災講座や意見交換会等を実施する。

(2) 防災訓練の実施、指導

① 防災週間等を通じ、積極的に防災訓練を実施する。

② 定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、教育施設等において実施する。あるいは、実施するよう指導する。住民の地震発生時の避難行動、基本的な防災資機材の操作方法等の習熟を図る。

(3) 防災知識の普及、訓練における要配慮者への配慮

防災知識の普及や訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、これらを支援する体制の整備に努める。

「本編 第2章 第2節 11. 要配慮者に係る安全確保体制の整備」参照。

(4) 消防団、自主防災組織の育成強化

① 地域における消防防災の中核として、重要な役割を果たす消防団の施設・装備の充実、青年層・女性層の団員の参加促進等、消防団の活性化を促進し、その育成を図る。

② 自主防災組織の育成、強化を図る。このため、組織の核となるリーダーに対して、研修を実施する等により、これらの組織の活動や訓練の実施を促し、継続的な組織活動と組織体制の充実に努める。

(5) 地域の自主防災組織の設置

① 自主防災組織の重点地区

特に次のような被害危険の高い地域に重点をおいて推進を図る。

ア 木造家屋の集中している地域

イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

② 自主防災組織の組織づくり

既存の町内会、自治会等の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として、次のような方法等により組織づくりをする。

ア 町内会、自治会等の自治組織に町内活動の一環として防災活動を組み入れることにより、自主防災組織を育成する。

イ 防犯組合等、何らかの防災活動を行っている組織の防災活動の充実強化を図って、自主防災組織として育成する。

ウ 婦人団体、青年団体、PTA等、その地域で活動している組織を活用して、自主

防災組織として育成する。

エ 組織の役員は、町内会自治会等の代表役員を兼職しないように指導する。

2.2 児童生徒等に対する防災教育

教育機関においては、地域コミュニティにおける多様な主体と連携しながら、防災に関する教育の充実に努めるものとする。

(1) 児童・生徒に対する防災教育

小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校においては、地域や学校の実情及び児童・生徒の発達の段階に応じた体系的な防災教育を行う。生涯にわたり災害発生時に適切な判断や行動選択ができる児童・生徒等の育成に努める。

主な指導内容は次のとおりとする。

- ① 災害時の身体の安全確保の方法
- ② 災害時の助け合いの重要性
- ③ 災害のしくみ
- ④ 防災対策の現状など

これらの教育に当たっては、各教科や道徳等の指導内容と関連づけ、防災に関するビデオ教材や自ら考えさせるような体験的な活動を取り入れながら、学校の教育活動全体を通して行うものとする。

また、大災害が発生した場合でも適切な行動がとれるよう、より実践的な避難訓練を実施し、危険予測・危険回避能力の向上に努める。さらに、防災教育に関するモデル校を選定し、視聴覚教材等を活用しつつ、先導的な防災教育を実践する。教材や教育プログラムの検証を行うことにより、効果的な防災教育のあり方を検討する。

(2) 教職員に対する防災教育

教職員に対しては、災害発生に伴う緊急事態に備え、実践的な防災教育や防災管理等のあり方について、研修や訓練を実施スル。学校現場で、組織的かつ的確な対応ができるようにしなければならない。

このため、教職員向けの参考資料の作成と活用、及び管理職や防災教育担当者等の研修会等を通して、指導者の資質向上を図る。

(3) 大学等の学生に対する防災教育

大学等に対しては、学生への防災教育への取組について協力するものとする。

資料編【1.2.3.1】防災教育の時期と設備

資料編【1.2.3.2】発達の段階に応じた防災教育

資料編【1.2.3.3】防災教育年間計画（中学校の例）

2.3 防災要員に対する教育

町は、自主防災組織及び防災関係機関に対し、次により防災知識の普及徹底を図る。

(1) 普及の方法

- ① 学校教育、社会教育を通じたの普及

学校教育において、防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

社会教育においては、公民館活動、婦人団体等の会合及び各種研究集会等の社会教育の機会を利用して、防災上必要な知識の普及に努める。

- ア 災害の種類、原因あるいは立地条件と災害の関係等の周知
- イ 職員と児童、生徒が一体となった防災組織の確立
- ウ 災害時の行動計画の策定及び周知・徹底
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に関する作文、絵画のコンクールあるいは講演会等の開催
- カ 関係団体と連携しての関係行事への参加
- キ 映画、スライド等による防災知識の普及・徹底
- ク 地域ごとの連絡網体制確立

② 広報媒体による普及

- ア ラジオ、テレビによる普及
- イ 新聞、雑誌による普及
- ウ 町広報誌による普及
- エ 印刷物による普及
- オ 映画、スライドによる普及
- カ 広報車の巡回による普及
- キ 図面、作文等の募集による普及
- ク 防災行政無線による普及
- ケ 有線放送による普及
- コ インターネットによる普及

③ 防災リーダーのための防災セミナー・研修会等開催

④ 防災パンフレットの配布

⑤ 防災ビデオ等を用いての地域防災講習会の開催

⑥ 春秋2回の全国火災予防運動期間（秋季；11月9日～15日、春季；3月1日～10日）、及び宮崎県林野火災予防運動期間（1月下旬～2月上旬）を通じ、各機関の協力を得て、火災予防知識の普及を図る。

⑦ 河川愛護運動

県が実施する河川愛護運動に呼応して、住民への河川愛護思想の普及を図る。

(2) 普及の内容

町は、これらの情報を掲載した防災マップ等を作成し、住民等に配布するとともに、研修を実施する等、防災知識の普及・啓発に努める。

① 普及事項

- ア 災害危険箇所、危険区域
- イ 食糧飲料水の備蓄及び備蓄場所等
- ウ 非常持ち出し品の準備
- エ 家具等転倒防止対策・安全対策
- オ 様々な条件下（屋内、路上、自動車運転中等）での災害発生時取るべき行動
- カ 避難所での行動
- キ 災害時の連絡体制の確保
- ク 災害気象及び予警報に関すること
- ケ 過去の災害の紹介
- コ 災害時における心得
- サ その他の必要事項

2.4 観光客等への広報

現地の地理に不案内な観光客等に対して、パンフレットやチラシを配布したり、避難誘導看板を設置するなどして、避難対象地区や避難場所、避難路等についての広報を行うよう努める。

2.5 相談窓口の設置

住民等から防災対策を実施する際の相談を受けるために、必要な窓口を設置する。その周知徹底を図るものとする。

3. 自主防災組織等の育成強化

3.1 活動カバー率の向上と活動支援

大規模な災害に立ち向かうためには、行政の対応に加え、住民が自主的に防災活動に参加し、地域で助け合っていくことが重要である。

このため、県と町は、自主防災組織の育成、強化を図る。消防団とこれらの組織との連携を通じて、地域のコミュニティの防災体制を充実させるものとする。また、研修の実施等による自主防災組織の核となるリーダーを育成する。多様な世代が自主防災組織に参加できるような環境の整備等を実施し、住民の自発的な防災活動と女性の参画の促進を図る。継続的な訓練の実施を促す。こうした計画を実施することにより、自主防災組織の活動カバー率の向上及び活動の充実を図る。

(1) 自主防災組織の育成

① 地域自主防災組織の育成

自主防災組織は、町内会の協力を得て、自治会長等を責任者とする組織の育成に努める。なお、地域住民が自主的に組織し、設置することを基本とする。

② 自主防災組織の結成促進

以下の要領で自主防災組織の結成を促進する。

ア 自主防災組織の結成、規約・計画の作成

(7) 結成単位

自治会、班等の自治会活動の一環に防災活動を取り入れる。

(イ) 自主防災組織の規約

規約を作成し、自主防災組織の目的、事業内容、役員の選任と任務、会議の開催、防災計画の作成等を必要に応じて定める。

(ウ) 防災計画の作成

編成と任務分担、予想される災害及び危険箇所、避難路、避難場所等を必要に応じて定める。

イ 自主防災組織のモデル化

当初は災害発生の危険性や地域特性を考慮して、まず代表的な地区を選定して組織化を図る。町に適した組織・活動方法のモデルを作成する。

次いで、そのモデルを参考にしつつ、他の地区での組織化を逐次図っていく。

ウ 構成

(7) 区域ごとに住民をもって組織し、1名ないし2名の責任者を置く。

(イ) 区域が広範囲にわたる場合は、区域を数地区に分け、地区ごとに班長を置き、情報の収集、伝達等にあたらせる。

(ウ) 責任者については、その氏名、職名、連絡先等を区域の住民に周知する。

(2) 活動カバー率の向上と活動支援

① 活動カバー率の向上

ア 自主防災組織の結成

既存の自主防災組織に加え、新たな自主防災組織結成への働きかけ及び支援を積極的に行っていく。また、事業所の防災組織など、地域内の多様な主体との連携を図り、地域防災力の強化を図っていく。

イ 普及啓発活動の実施

防災講演会や研修会の開催、パンフレットの作成等を通じ、広く住民に自主防災組織の活動の重要性や役割を啓発していく。

ウ 自主防災組織の活動内容

【平常時】

- ・要配慮者を含めた地域住民のコミュニティの醸成
- ・日ごろの備え、及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及
- ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施
- ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
- ・地域の災害危険性の把握や避難場所・避難経路の周知等

【発災時】

- ・初期消火の実施
- ・情報の収集・伝達
- ・救出・救護の実施及び協力
- ・集団避難の実施

- ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力
- ・要配慮者の安全確保等

② 自主防災組織への活動支援

自主防災組織に対し、その結成及び資機材の整備等について、支援及び助成を行う。資機材の整備については、町は国等や県の制度を活用し、住民が緊急時の救助に使用する資機材を自主防災組織単位で、きめ細かく配置するよう努めるものとする。

(自主防災組織育成助成事業における資機材の参考例)

ア 情報連絡用

携帯用無線機、受令機、電池メガホン、携帯用ラジオ、腕章等

イ 消火用

可搬式小型動力ポンプ、可搬式散水装置、防火水槽、ホース、スタンドパイプ、街頭用消火器、防火衣、鳶口、ヘルメット、水バケツ等

ウ 水防用

救命ボート、ロープ、ツルハシ、防水シート、シャベル、救命胴衣等

救出救護用：AED、エンジンカッター、油圧式救助器具、可搬式ウィンチ、テント、チェンブロック、チェーンソー、ジャッキ、バール、救急箱、はしご、担架、防煙・防塵マスク、毛布、簡易ベッド、のこぎり等

エ 給食給水用

給水タンク、緊急用ろ水装置、飲料用水槽、炊飯装置等

オ 避難所・避難用

リヤカー、発電機、警報器具、携帯用投光器、標識板、標旗、強力ライト、簡易トイレ、寝袋、組立式シャワー等

カ 防災教育用

模擬消火訓練装置、放送機器、組立式水槽、煙霧機、ビデオ装置、映写機、火災実験装置、訓練用消火器、心肺蘇生訓練用人形等

③ リーダーの育成

町は自主防災組織のリーダーを養成するための防災士養成研修等を実施し、自主防災組織の活動の活性化を図るとしている。なお、その際には、要配慮者や男女共同参画の視点からの防災対策についての内容を盛り込むよう配慮するものとする。

町も県と連携し、自主防災組織のリーダー育成に努める。

(3) 町の措置

町は、被害情報の収集及び伝達、避難、救助等の活動が円滑かつ迅速に遂行されるよう、関係住民の協力を得て、自治会長等を責任者とする自主的な防災組織の育成に努める。

① 自主防災組織の育成・強化の促進

町は、近年の災害に際しての自主防災組織の活動実績をふまえ、組織の役割や必要性を積極的に周知しつつ、活動を推進する。

- ② 自主防災活動をより効果的に行うため、地域ごとに住民が自主防災組織単位の活動に協力する。また、地域の防災の担い手となるリーダーを育成する。
- ③ 町は、災害時において、自主防災組織の活動が的確に行えるよう、災害に関する情報の伝達、協力要請、活動の場、資機材等について必要な措置を講ずる。
- ④ 町は自主防災組織に対して、その結成及び資機材の整備等について、支援及び助成を行う。

- ア 国のコミュニティ防災資機材等整備事業
- イ 県の防災施設等総合整備事業等の制度

(4) その他の組織計画

- ① 施設、事業所等の防災組織
多数の人が利用する施設及び危険物等を取扱う事業所において、管理者が自主的に組織し、設置するもの。
- ② 公共的団体等の防災組織
ア アマチュア無線協会等の公共的団体等が自主的に組織し、設置するもの。
- ③ 職域自主防災組織育成計画
対象施設としては、次の施設が挙げられる。
 - ア 教育施設、公共施設、神社、病院等多数の者が利用又は出入りする施設。
 - イ 重要文化財等を管理する神社、寺院等の施設。
 - ウ 石油類、高圧ガス等を貯蔵及び取り扱う施設。
 - エ 多人数が従事する工場、事業所等で、自主防災組織を設け、災害防止にあたることが効果的であると認められる施設。
 - オ 複合用途施設
利用（入居）事業所が共同である施設。

3.2 自主防災組織の活動計画

地域自主防災組織の活動としては、以下に示すような項目が挙げられる。実際の活動計画は地域や組織の実情に応じて決定する。

(1) 活動内容

自主防災組織による災害時の活動内容は、次のとおりとする。

- ① 平常時
 - ア 防災知識の研究・普及
 - イ 情報収集・伝達、初期消火及び避難並びに救出・救護等の防災訓練の実施
 - ウ 消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等
 - エ 地域の災害危険箇所、避難路、避難場所等の周知・点検等
- ② 発災時

- ア 予報・警報の伝達
 - イ 地区の情報の収集、伝達
 - ウ 避難の勧告及び指示の伝達
 - エ 救出・救護の実施及び協力
 - オ 集団避難の実施・誘導
 - カ 初期消火の実施
 - キ 避難所の開設、運営
 - ク 警戒活動
 - ケ 炊き出し及び救助物資の分配に対する協力等
 - コ 要配慮者の安全確保
- ③ 既存組織の活動内容

【1.2.3.4】 既存組織の活動内容

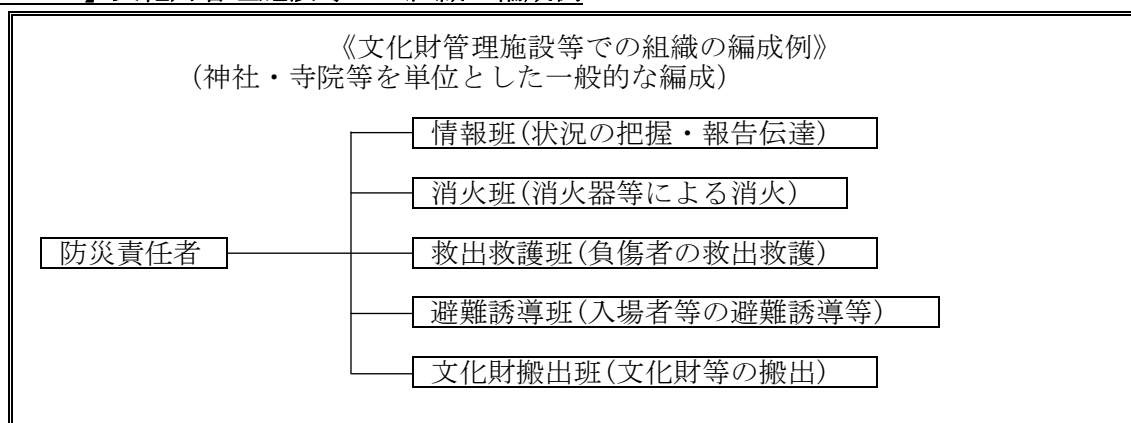
団体名	活動内容	要請
区 長 会	<ul style="list-style-type: none"> ・救助物資の配給 ・災害情報の収集、報告 ・その他の災害応急措置 	総 務 課
門川町婦人団体連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し応援 ・救助物資の配給 ・避難所奉仕 	社会教育課

(2) 訓練の実施による災害対応力の強化

各自主防災組織等は、町及び日向消防署等の指導のもと、年1回以上の組織的な訓練を実施し、災害対応力の強化に努める。

(3) 地域自主防災組織育成計画

【1.2.3.5】 文化財管理施設等での組織の編成例



3.3 消防団の育成

(1) 消防団の育成・強化の必要性

消防団は、常備消防と消火・水防・救出救助等をはじめとする防災活動において重

要な役割を果たしている。

しかし、近年は団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題が生じており、その育成・強化を図ることが必要となっている。

(2) 消防団の育成・強化策の推進

町は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

① 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものである。これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、協力の環境づくりを進める。

② 消防団への参加促進

消防団への参加者が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団への参加を促進する。

また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。

③ 消防団員の地位向上

消防団の形成の原点に帰り、地域住民から尊敬、敬愛されるような地位向上を目指す。

④ 消防防災活動が効率的かつ組織的に行える機器等の年次的な配備を推進する。

⑤ 消防防災技術の向上を図るため、活動の拠点となるべき施設・広場等の整備を推進する。

3.4 事業所の防災活動の推進

(1) 事業所の防災活動の推進

① 事業所の責務（災害対策基本法第1章第7条第1項）

事業所は、自ら防災対策を行い従業員や顧客の安全を守りながら、社会的責務を自覚し、町、自主防災組織、県及び防災関係機関と連携し、住民の生命の確保に努めなければならない。

② 物資等を提供する事業所及び災害応急対策等に係る業務に従事する事業所による推進（災害対策基本法第1章第7条第2項）

食料、飲料水、生活必需品を提供する事業所や医療機関など災害応急対策等に係る業務に従事する事業所（スーパーマーケット、コンビニエンスストア、飲料品メーカー、医薬品メーカー、医療機関等）は、その責務を十分認識し、町及び県が実施する防災に関する施策（協定締結や防災訓練の実施等）への協力に努めるものとする。

また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努め、次の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進を図るものとする。

- ア 防災体制の整備
- イ 防災訓練の実施
- ウ 事業所の耐震化・耐浪化
- エ 予想被害からの復旧計画策定
- オ 各計画の点検・見直し
- カ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応
- キ 取引先との原材料調達・生産管理・物流・販売の確保等

③ 事業所による推進（災害対策基本法第1章第7条第3項）

事業所は、食品、飲料水、生活必需物資等の備蓄を図り、事業所防災体制の充実・強化に努める。地域社会の一構成員として、地域の自主防災組織と相互に協力・連携できる体制を整備するよう努めるものとする。

④ 町による措置

町は、上記②及び③の取組みに資する情報提供等を進める。

町は県とともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

⑤ 県による措置

県は企業に係る事業継続計画（BCP）策定を支援するため、策定に係る研修会の開催や専門家による策定支援を行うものとする。それにより策定された事業継続計画（BCP）を活用し、普及啓発に努める。さらに、企業のトップから一般職員の防災意識の高揚を図らせ、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図るものとする。

(2) 防火管理体制の強化

学校・病院・百貨店等多数の人が出入りする施設について、施設管理者は消防法第8条の規定により防火管理者を選任する。施設管理者及び防火管理者は、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備等の点検及び整備等を行うことになっていることから、消防署は出火の防止、初期消火体制の強化等を指導するものとする。

(3) 危険物等施設及び高圧ガス関係事業者等の防災組織

危険物等施設は、災害が発生した場合、周囲に及ぼす影響が大きい。そのため、事業所の自主防災体制の強化及び相互間の応援体制を確立するものとする。

3.5 地域にふさわしい防災力の強化

自主防災組織など地域の様々な団体は、宮崎県防災士ネットワークや町と連携して、地域の特性や課題を踏まえた地域にふさわしい防災への取り組みを実施する。町はこれを推進する。

4. ボランティアの環境整備

大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアが果たす役割は重要である。ボランティアの重要性を鑑み、その自主性を尊重しつつ、日本赤十字社、社会福祉協議会等との連携を図り、災害時において災害が

ランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図るものとする。

4.1 活動促進のための拠点機能の充実（県防計画）

ボランティア活動を促進する地域の拠点となる市町村ボランティアセンター（市町村社会福祉協議会設置）と、その中核機関となる宮崎県ボランティアセンター（県社会福祉協議会設置）について、相談、登録・斡旋機能、研修機能、支援機能等の充実に取り組む。

4.2 活動促進のための体制づくり

(1) ボランティアの総合窓口、担当窓口の設置

① 町による措置

町は、災害発生時におけるボランティア活動を支援するため、あらかじめボランティアの総合窓口を設置する。専門的な活動分野については、関係部局が担当窓口となり、調整を行う。

また、災害発生時を想定し、活動分野の異なるボランティア間の連携を協議する連絡会を設置する。ボランティアの平常時からの円滑な運営・協力体制の構築に努めるものとする。

② 県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会の措置（県防計画）

県・市町村社会福祉協議会は、災害発生時におけるボランティア活動の「受入窓口」となることとし、その活動が円滑に行われるよう、あらかじめその機能を整備するものとする。

(2) ボランティアの「受入窓口」の整備と応援体制の確立（県防計画）

県社会福祉協議会は、市町村社会福祉協議会とともに、「受入窓口」の体制整備を強化する。また、全国の社会福祉協議会ネットワーク等により、本県域を越えた支援体制や近隣市町村間の相互支援体制の確立を図る。

(3) コーディネートシステムの構築（県防計画）

県・市町村社会福祉協議会は、災害時におけるボランティアの受入れ、調整、派遣が一元化して行えるようコーディネートシステムをあらかじめ整備し、関係機関等と共同でマニュアルを作成する。

被災時のボランティアコーディネーターが行う業務は、概ね次のとおりとする。

① 町社会福祉協議会における業務

ア 被災者のニーズ調査

イ 被災者やボランティアからの相談受付

ウ 要援護者への支援

（ア）ボランティア活動希望者の派遣

（イ）ボランティア活動プログラムの策定と提供

（ウ）ボランティア活動支援のための資金と機材の募集、確保、提供

エ 被災者やボランティアに対する情報提供

オ 各関係機関・団体との連絡・調整

- ② 県社会福祉協議会における業務
 - ア 現地本部の支援
 - (ア) 全国からのボランティアの登録と派遣
 - (イ) 全国からの支援の受入れと被災者への提供
 - (ウ) ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
 - イ 県内外への情報提供
 - ウ 各関係機関・団体との連絡・調整
- (4) ボランティアの養成・登録等（県防計画）
 - ① ボランティアコーディネーターの養成

災害時に、ボランティア活動の需給調整・担当窓口との連絡調整等を円滑に行うコーディネーターを養成するために、平常時から市町村社会福祉協議会、企業、学校、その他団体のボランティアコーディネーター等を対象に日本赤十字社宮崎県支部と連携し、災害時における対応のノウハウに関する研修を実施する。
 - ② ボランティアリーダー等の養成と組織化

災害時には、地域のボランティアリーダーや民生・児童委員、社会福祉施設等がボランティア活動の中核となることが期待されるため日本赤十字社宮崎県支部と連携し、地域のボランティアリーダー等の養成・研修を実施する。

また、県内のボランティア団体、ボランティア関連団体、企業、大学等とのネットワーク化を進め、災害時における協力体制を整備する。
 - ③ ボランティア研修の実施

災害時に、ボランティアが能力を十分に発揮し、組織的なボランティア活動が行えるよう、ボランティア養成のための研修を実施する。
 - ④ ボランティアの登録

災害時のボランティア活動を希望する者の登録を受け付ける。

また、県社会福祉協議会、日本赤十字社宮崎県支部とも登録情報の共有化を図る。
- (5) ボランティアの活動環境の整備（県防計画）
 - ① ボランティア活動の普及・啓発

災害時のボランティア活動に県民が速やかに主体的に参加できるよう、日頃から県民・企業等に対しボランティア活動の普及・啓発を行う。
 - ② ボランティアの活動拠点等の整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から活動拠点の整備に努めるとともに、情報通信手段となる非常時用電話、FAX、パソコン等通信機器等の資機材の整備を進める。
 - ③ 「災害時のボランティア活動マニュアル」の策定

県・市町村社会福祉協議会は、防災関係機関や日本赤十字社宮崎県支部と連携しながら災害時に備えた「ボランティア活動マニュアル」の策定に努める。
 - ④ ボランティアコーディネーターの配置

県・市町村社会福祉協議会は、専任のボランティアコーディネーターの配置に努める。

⑤ ボランティア保険への加入促進

県・市町村社会福祉協議会は、ボランティア活動を支援するため、ボランティア保険への加入促進を図るとともに、保険料の助成に努める。

⑥ 学校におけるボランティアの育成

非常災害時の児童生徒の対応については、常日頃から教育活動の中で、ボランティア精神の醸成を図る。災害への対応、被災者への対応の仕方について指導しておくものとする。

活動の内容としては、被災者に対する支援、医療活動に関する簡単な補助、食料や物資の運搬・配布等が考えられる。その際、それぞれの学校の実態や個々の能力に配慮しながら主体的に活動に参加させる。

4.3 赤十字防災ボランティア活動体制整備（県防計画）

(1) 赤十字防災ボランティアの定義

災害時に、日本赤十字社の調整の下に、宮崎県内外の地域における被災者に対する応急救護・復旧等の活動について、その能力・労力・時間等を自主的に無報酬で提供する次の者をいう。

① 赤十字奉仕団員

② 赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、予め支部又は所在地の地区分区において登録をした個人又は団体。

③ 災害発生時に、赤十字防災ボランティアとしての活動に参加することを希望し、支部又は所在地の地区分区において適任と認め、登録をした個人又は団体。

(2) 赤十字防災ボランティアの養成

① 赤十字防災ボランティアリーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

② 赤十字防災ボランティア地区リーダーの養成

災害時に日本赤十字社職員に協力し、又はこれに代わって赤十字防災ボランティア活動の広域的全般的連絡調整にあたる赤十字防災ボランティアリーダーを養成する。

③ 赤十字防災ボランティアの養成

災害時に赤十字防災ボランティアとしての活動を希望する者に、赤十字防災ボランティア養成研修会を開催する。

4.4 地域安全活動ボランティアの体制整備

(1) 「地域安全活動」の推進体制の整備

大規模な災害発生時にあっては、いわゆる震災泥棒や悪質商法等の発生、危険箇所の散在、高齢者・障がい者の安否、その他事件・事故等の頻発など、住民の平穏で安

全な生活環境を脅かす状況が想定される。そのため、平常時から危険箇所の点検、独居高齢者等の訪問活動、地域の安全パトロール活動、事件・事故等の情報提供活動等を実施するボランティア活動への助言、協力、支援体制を防犯協会、警察、町、県、社会福祉協議会が一体となって推進する。また、その支援体制を構築する。

(2) 地域安全活動ボランティアの育成

地域安全活動を行うボランティアを養成するため、町、県の社会福祉協議会と共同して、地域安全活動ボランティアの登録を進める。また、研修会や防災ボランティア活動の訓練を実施する。

5. 地区防災計画の策定

一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者が、共同して行う防災訓練や、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄等に関する計画は、本地区防災計画に定めることができる。

6. 災害教訓の伝承

町は、県と連携し、過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存する。そして、広く住民が閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

住民は、災害の教訓の伝承に自ら努めるものとする。町は災害の教訓の伝承について、その重要性を啓発する。また、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害の教訓を伝承する取組みを支援するものとする。

第3章 災害応急対策計画

風水害による被害を軽減するためには、近年の気象・水象予測精度の高度化を踏まえ、事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。特に、配慮者が迅速に避難できるよう、避難準備情報の伝達を行うなど、あらかじめ定めるマニュアル・計画に沿った避難支援を行うことが重要である。

第1節 災害発生直前の対応

風水害による被害を軽減するため、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策に万全を期すものとする。

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務課	○警報等の伝達、関係機関への異常現象の通報				
	建設課	○道路の巡視				
	消防団	○水防活動の実施				
福岡管区気象台		○津波予報の発表				
宮崎地方気象台		○注意報及び警報等の発表				
国土交通省		○水防警報の発表、警報等の伝達				
県		○水防警報等の発表、警報等の伝達				
ダム管理者		○水門等の適切な操作				

1. 警報等の伝達

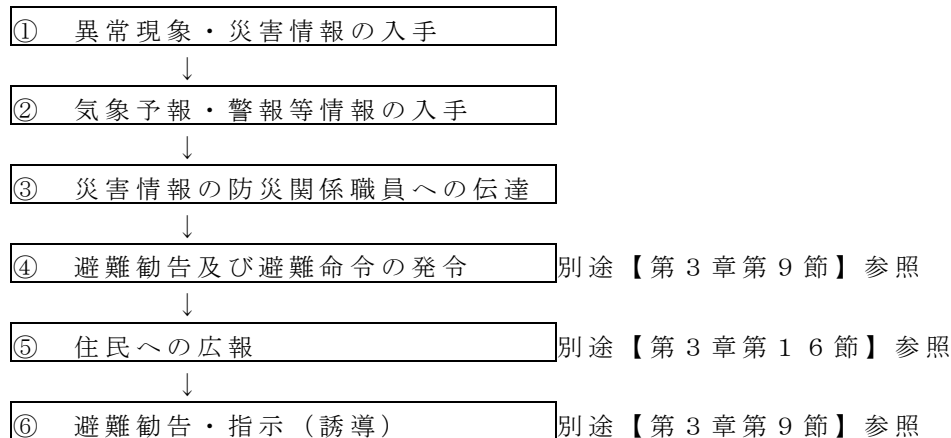
町長は住民の適切な判断と行動を助け、住民の安全を確保するため、正確な情報の速やかな発表と伝達を行うものとする。町域に災害の発生のおそれがある場合、気象業務法に基づいて発表される注意報及び警報、特別警報、水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象通報等を関係機関、住民に迅速かつ確実に伝達する。そのため、伝達システムを定めて、適切な防災対策の実施を図るものとする。

1.1 気象注意報、警報等の発表、解除とその基準及び形式

(1) 情報の収集及び伝達の流れ

情報の収集及び伝達事項は、おおむね次の内容である。

【1.3.1.1】情報の収集及び伝達の流れ



(2) 注意報・警報の種類及び発表基準

- ① 注意報及び警報の種類並びに発表の基準は、気象業務法に基づく。
- ② 注意報・警報の地域細分発表について

気象情報に伴う災害の発生が予想される地域を技術的に特定することができ、それが防災上、必要と考えられる場合には、地域を細分して注意報・警報を発表する。

【1.3.1.2】町の該当する地域区分

《町の該当する地域区分》
北部の平野部 門川町、延岡市、日向市、都農町、川南町、高鍋町、新富町、西都市、木城町

- ③ 宮崎地方気象台が発表する注意報、警報の種類及び基準（県防計画）

資料編【1.3.1.3】警報注意報発表基準一覧表

資料編【1.3.1.4】特別警報発表基準

- ア 発表基準欄に記載した数値は、宮崎県における過去の災害発生ひん度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である
- イ 注意報、警報は、その種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな注意報、警報が発表されるときは、これまで継続中の注意報、警報は自動的に解除されて、新たな注意報、警報に切り替えられる。
- ウ その他の気象情報
 - (7) 竜巻注意情報

竜巻注意情報は、今まさに竜巻やダウンバーストなどの激しい突風が発生しやすい気象状態である場合に発表される。発表情報の有効期間は、発表の時間から1時間。気象状況が継続すれば、その時間ごとに竜巻注意情報が発表される。注意報等のような解除通知はない。

(イ) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨により土砂災害の危険度が高まっている状態である場合に発表される。都道府県の砂防部局と気象台が共同して発表するもので、市町村単位で発表（避難を必要とする土砂災害の危険性が認められない市町村は除く。）される。

④ 宮崎県の細分区域図（県防計画）

資料編【1.3.1.5】地図 宮崎県の細分区域図

資料編【1.3.1.6】平坦地、平坦地以外

⑤ 警報文及び注意報文の構成（かな漢字電文の形式）（県防計画）

ア 発表日時・官署行

発表した日時（年月日時分）及び発表気象官署名を記述する。

イ 見出し行

注意警戒文を記述する。見出し行の先頭には、「（（、末尾には「）」）」を付加する。重要な事項を注意警戒文として100文字以内で記述する。

ウ お知らせ行

連絡する事項がある場合のみ、「お知らせ」に続いて記述する。

エ 標題行

担当するすべての二次細分区域のそれぞれについて、二次細分区域名、発表中の警報の種類名、発表中の注意報の種類名を記述する。

使用する二次細分区域名は、二次細分区域の名称で示すもののほかは、市町村の名称である。

(ア) 二次細分区域ごとに改行する。

(イ) 発表中の警報、あるいは注意報が無い場合は、種類名に代わり「なし」を記述する。

(ウ) 警報、注意報の種類名の表記では、末尾の「警報」、「注意報」を略す。

(エ) 発表中の警報、注意報の種類が複数の場合は「、」で区切って列記する

(オ) 大雨警報の場合は、特に警戒すべき事項（「土砂災害」、「浸水害」、又は「土砂災害、浸水害」）を原則として種類名に付記する。

オ 訓練又は試験のための電文の取り扱い

訓練又は試験のための電文については、発表日時・官署行の前及び本文の末尾に、それを明示する行を挿入する。

⑥ 警報、及び注意報の切替、解除等（県防計画）

ア 以下の場合には警報・注意報の切替を行う。

- (ア) 警報・注意報の種類を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- (イ) 対象とする細分区域を変更（追加・削除を含む）する必要がある場合。
- (ロ) 注意報から警報への変更、あるいはその逆を行う必要がある場合。
- (ハ) 警報・注意報を公表後、その内容（量的予想、期間等）が適切でなくなった場合で、警報・注意報の内容が現況と大きく異なるか、あるいは予想を大幅に修正する必要があると判断した場合。
- (ニ) 警報公表の可能性の有無にかかわる場合。
- (ホ) 大雨警報の特記事項のうち特に警戒すべき事項（土砂災害、浸水害）に変更を行う必要がある場合。

イ 解除について

現象が終了もしくは弱まり、警報・注意報を継続する必要がなくなった場合は速やかに解除する。

⑦ 府県気象情報（県防計画）

府県気象情報とは、気象業務法に基づき、宮崎地方気象台が警報・注意報に先立って注意を呼びかけたり、警報・注意報を補完したりするために発表する情報である。

ア 24 時間程度先から1週間程度先までの予告的情報

24 時間程度先から1週間程度先までを対象とする気象情報の必要があると判断されるときである。具体的には、以下のような場合である。

- (ア) 雨、雪、風、波浪などの現象で警報基準を超える可能性がある場合
- (イ) 社会的に大きな影響を与えるような顕著現象（広い範囲における雷、竜巻などの激しい突風、顕著な低温など）が発現する可能性がある場合

イ 警報・注意報発表中の補完的情報

警報発表中に現象の予想に変化が生じた場合や特に警戒を呼びかける必要がある場合には補完的な府県気象情報を発表する。

⑧ 記録的短時間大雨情報（県防計画）

記録的短時間大雨情報は、大雨警報を公表中に、府県予報区において数年に一度しか起こらないような短時間の激しい雨を観測もしくは解析した場合、さらに強く警戒を呼び掛けるために発表する。宮崎県の発表基準は、1 時間雨量 120 mm である。

【1.3.1.7】 宮崎県記録的短時間大雨情報の例

宮崎県記録的短時間大雨情報 第1号 平成〇年〇月〇日 02時00分 宮崎地方気象台発表 02時宮崎県で記録的短時間大雨 都城市付近で120ミリ以上
--

(3) 火災気象通報

① 火災気象通報

火災気象通報は、消防法に基づいて、宮崎地方気象台長が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を県知事に通報するものである。知事はこの通報を受けたとき、直ちにこれを町に通報しなければならない。これを受けた町長は、必要と認めた場合に、火災警報を発令する。

② 火災警報

火災警報は、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象の状況が火災予防上危険であると認めるとき、住民に対して警戒を喚起するために行う警報を言う。

火災警報の発令及び解除は、消防法に基づき町長が行う。

ア 知事から気象に関する通報を受け、火災の予防上必要と認めたとき

イ 気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき

③ 火災警報を行う場合の基準は、次のどちらかを満たす場合である。

ア 実効湿度が 55 パーセント以下で、かつ最小湿度が 25 パーセント以下となるとき

イ 実効湿度が 60 パーセント以下で最少湿度が 30 パーセント以下となり、最大風速毎秒 10 メートルを超える見込みのとき。

ウ 風速毎秒 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

(4) 水防警報

① 水防警報（県防計画）

水防警報の発表及び解除は、宮崎県水防計画の定めるところにより、国土交通省または知事が行うものとする。

水防警報の発表基準は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

(5) 地震・津波に関する情報の種類と伝達系統

① 地震に関する情報の発表及び伝達

ア 宮崎地方気象台による措置（県防計画）

宮崎地方気象台は、気象庁から通知された地震や津波に関する情報を発表する。

イ 県による措置（県防計画）

(ア) 震度情報ネットワーク・システムで得られた各市町村の震度情報を防災情報処理システムにより、関係機関にデータ配信する。

(イ) 宮崎地方気象台から通知される情報は、危機管理局が受領し、危機管理課長は、必要に応じ関係機関に通知するものとする。

ウ 町の措置

(ア) 町に設置された計測震度計に基づく震度情報を把握する。

(イ) 町は、情報の受領に当たっては、関係部課に周知徹底し得るようあらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておくものとする。

(ウ) 町は、情報の伝達を受けたときは、速やかに住民その他関係団体に周知徹底する。

② 津波予報の発表・解除とその基準

津波警報等・津波予報・津波情報の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行う。(県防計画)

津波警報等・津波予報・津波情報の種類及び発表基準等は次のとおりである。(県防計画)

ア 種類 (県防計画)

(ア) 大津波警報：予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合

(イ) 津波警報：予想される津波の高さが高いところで1 m超え、3 m以下の場合、

(ウ) 津波注意報：予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。

(エ) 津波予報：地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合。

(オ) 津波情報：津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等 (県防計画)

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報(以下これらを「津波警報等」という)を発表する。

ウ 津波警報・注意報の伝達

(ア) 宮崎地方気象台の措置 (県防計画)

宮崎地方気象台は、気象庁が発表した津波予報区「宮崎県」に係る津波警報・注意報を受けたときは直ちに関係機関へ通知するものとする。

(イ) 県による措置 (県防計画)

県は、県総合情報ネットワークの一斉指令(音声、データ、FAX)により沿岸市町村、県の関係出先機関等へ伝達し、注意を喚起するものとする。

また、津波警報発表時には、防災救急ヘリコプターにより沿岸に対し警戒広報を行うよう努めるものとする。

(ウ) 町による措置

町は、次の津波警報等の標識による鐘音、サイレンや広報車、防災行政無線等により住民及び所在の官公署へ速やかに周知し、必要に応じ避難勧告又は指示するものとする。

また、津波は、地震発生から来襲まで時間的余裕がない場合があるので、関係機関からの伝達系統図のルートに関係なく最初に津波に関する情報に接したときは、直ちに住民に周知するなど臨機な措置を行うものとする。

1.2 警報時の伝達組織及び伝達方法

(1) 気象予報・警報等の伝達計画

① 伝達組織（県防計画）

気象警報等は、次の組織図に示す経路によって伝達するものとする。

資料編【1.3.1.9】気象予報・警報等の伝達系統図

② 伝達方法（県防計画）

ア 伝達要領

(ア) 宮崎地方気象台は、気象警報を発表したときは、速やかに伝達中枢機関に通報するものとする。

(イ) 宮崎地方気象台から、(ア)の警報を受けた伝達中枢機関は、各機関の伝達系統により迅速に伝達受領機関に伝達するものとする。

(ロ) 伝達中枢機関の通報を受けた各伝達受領機関は、それぞれの伝達系統により迅速に下部機関に伝達するものとする。

(ハ) 下部伝達機関は、掲示、標識、信号、鐘、口頭等の方法により、一般住民に周知せしめる処置を講ずるものとする。

イ 伝達の方法

(ア) 宮崎地方気象台から伝達中枢機関に対して、気象警報を通報する場合は、気象警報配信システムによるものとする。

(イ) 県はウに定める要領による。

(ロ) 警察本部、JR九州、九州地方整備局各事務所、宮崎海上保安部は、それぞれ所管の通信網による。

(ハ) 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社は、協定により、速やかに関係市町村に伝達する。

(ニ) 日本放送協会宮崎放送局、株式会社宮崎放送、株式会社テレビ宮崎及び株式会社エフエム宮崎は放送による。

ウ 県における伝達要領

(ア) 危機管理局は、宮崎地方気象台から警報を受領したときは、宮崎県気象情報処理システムにより総合情報ネットワークを通じて、市町村をはじめ関係機関に自動配信を行う。

③ 注意報等（県防計画）

ア 気象注意報

県は、特に重要な災害対策の実施に必要と認めたものについて、気象警報の伝達組織に準じて伝達するものとする。

イ 気象情報

県は、特に必要と認めたものについて、必要と認めた機関に通報する。

ウ 水防警報

水防警報の伝達組織及び伝達要領は、宮崎県水防計画に定めるところによるものとする。

エ 土砂災害警戒情報

県は関係市町村及び土木事務所等に伝達し、気象台は気象庁防災業務計画に基づき防災関係機関、報道機関等へ伝達するものとする。

オ 土砂災害緊急情報

国土交通省及び県は、土砂災害防止法に基づき関係市町村に通知するとともに、ホームページや報道機関等を通じ一般への周知を図る。

④ 町から住民への周知方法

町は、本計画に基づき、関係住民に対し、必要と認められる予報・警報及び、予測される事態、及びこれに対する取るべき措置の伝達周知を行う。

これらの周知方法は、次のとおりである。

ア 同報系防災行政無線による広報

イ 消防団及び広報車を通じての広報

ウ 地区区長等を通じて、同報系防災行政無線を使用した広報

1.3 異常現象発見時における措置

災害の発生するおそれのある異常な現象（(6)に掲げる現象をいう。）を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、ただちにその旨を町又は警察官もしくは海上保安官に通報するものとする。

異常現象の伝達を受けた町職員は、直ちに総務課長に報告する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官、又は海上保安官は、その旨をただちに町長に通報するものとする。

(3) 町の通報

(1)及び(2)によって、異常現象を知った町長は、ただちに次の機関に通報又は連絡するものとする。この場合、気象官署に対する通報は、電報又は電話によることを原則とする。

ただし、(6)の表中、地象に関する事項の火山関係及び地震関係については通報後文書で行うものとする。

① 気象官署

② 異常現象によって災害の予想される隣接市町村

③ 異常現象によって予想される災害と関係のある県出先機関

④ その他の関係機関

(4) 住民等に対する周知徹底

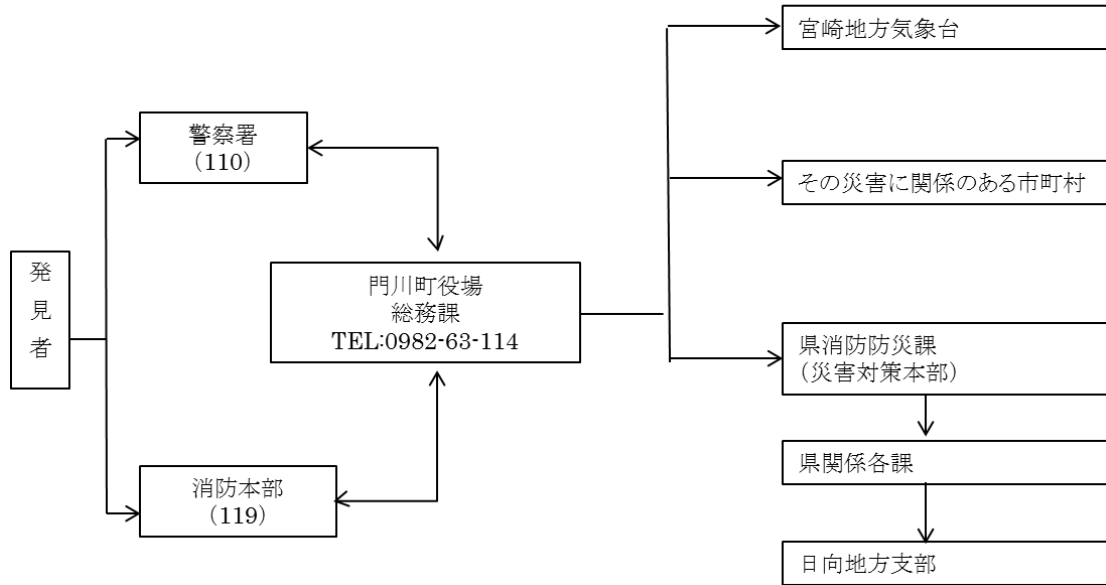
異常現象の通知を受けた関係機関は、その現象によって予想される災害地域の住民、及び他の関係機関に周知徹底を図るものとする。

住民に早急に伝達する必要がある場合、町は、同報系防災行政無線や広報車等による広報を行う。

(5) 異常現象通報系統

【1.3.1.10】異常現象発見時の系統図

《異常現象発見時の系統図》



(6) 異常現象

風水害に関して異常現象とは、おおむね次に掲げる自然現象をいう。

【1.3.1.11】異常現象

事項	現象	備考
気象に関する事項	著しく異常な気象現象	たつまき、強い降雹等
水象に関する事項	異常潮位、異常波浪	著しく異常な潮位、波浪

2. 災害未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生を防止に努めるものとする。

2.1 河川堤防等の巡視

水防管理者は、水防計画に基づき、河川堤防・海岸堤防・津波防護施設の巡視を行い、水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施するものとする。

2.2 ダム、水門等の適切な操作

河川管理者、農業用

用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門等の適切な操作を行う。

その操作に当たり、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村及び警察署に通報するとともに、住民に対して周知させるものとする。

2.3 道路パトロール、事前規制等の措置

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施するものとする。

2.4 異常現象の通報

災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者は、その旨を町又は警察官に通報しなければならない。

第2節 活動体制の確立

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部		○災害対策本部の設置、設置の報告 ○本部会議の開催 ○指定地方行政機関への応援要請				
	各対策部		○職員の参集及び動員配備				
	消防団		○災害応急対策の体制整備				
県			○連絡員の派遣要請				
防災関係機関			○災害対策本部設置及び動員配備 ○連絡員の派遣				

1. 町災害対策本部の設置

町の地域において、災害対策基本法第2条第1号に定める災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害予防及び災害応急対策を実施する必要があるときは、「災害対策基本法」及び「門川町災害対策本部条例（昭和38年7月1日 条例第18号）」により「門川町災害対策本部」（以下「町災害対策本部」という。）を設置するものとする。

本部を設置するに至らない災害に当たっては、本部に準じた体制を整え事態の対処にあたる。

資料編【1.3.2.1】町災害対策本部条例

資料編【1.3.2.2】町災害対策本部規程

1.1 町災害対策本部の組織

町災害対策本部は町長を本部長とし、副本部長を副町長、教育長とする。また、部長を各課長及び局長とし総務課長・企画財政課長・税務課長・福祉課長・町民課長・環境水道課長・産業振興課長・建設課長・会計課長・議会事務局長・教育総務課長・社会教育課長とする。なお、本部に門川町消防団も置く。この消防団の組織は「門川町消防団の設置等に関する条例（昭和41年条例第25号）」及び「門川町消防団の組織等に関する規則（昭和39年規則第6号）」の定めるところによる。

さらに、各部長は平常時から担当する対策部の編成訓練を行い、部員への周知徹底を図るものとする。

1.2 本部会議の開催

本部に本部会議を置く。本部会議は本部長、副本部長、消防団長、副団長及び各部長をもって構成し、災害応急対策、その他災害時の防災に関する重要な事項について協議する。

2. 活動体制の確立

町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的防災機関として、その有する全機能を発揮して、災害応急対策を実施する。また、災害応急対策の実施に当たっては、法令、県地域防災計画及び本計画の定めるところによるものとする。なお、実施するにあたり、県、他の市町村及び指定地方行政機関、並びに公共的団体及び住民の協力を得て、実施するものとする。

2.1 町災害対策組織の確立

次の事項に留意して災害対策組織の確立を図るものとする。

- (1) 職員の自主参集及び動員
- (2) 配備体制
- (3) 職員動員伝達系統
- (4) 意志決定代理者
- (5) 災害対策本部設置の基準等

2.2 町災害対策本部の設置基準

町は暴風・竜巻・豪雨・洪水・がけ崩れ・土石流・高潮・地震・津波・噴火・地滑り等の自然災害及び航空機・鉄道・原子力等の特殊災害で被害が発生、又はそのおそれがある場合は、それぞれ次の基準による体制をとるものとする。

(1) 情報収集連絡本部

災害警戒本部に移行する前の、各種災害の情報収集にあたる。

- ① 水防情報収集連絡本部【1.3.2.11】
水防に関する警報等が発令された時、又は副町長が配備を必要と認めた場合
- ② 地震情報収集連絡本部（自動発令）【1.3.2.14】
本町及び近隣の市町村で震度4未満の地震が発生した場合
- ③ 津波情報収集連絡本部（自動発令）【1.3.2.14】
宮崎県沿岸に津波注意報が発令された場合

(2) 災害警戒本部

- ① 水防災害警戒本部【1.3.2.12】
気象業法に基づく各種の警報が発令され、副町長が配備を必要と認めた場合
- ② 地震災害警戒本部（自動発令）【1.3.2.15】
本町で被害が発生するおそれがあるとき、又は本町及び近隣市町村で震度4以上の地震が発生した場合
- ③ 津波災害警戒本部（自動発令）【1.3.2.15】
宮崎県沿岸に津波警報が発令された場合

(3) 災害対策本部

- ① 水防災害対策本部【1.3.2.13】

気象業法に基づく各種の警報が発令され、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合で町長が配備を必要と認めた場合

② 地震災害対策本部（自動発令）【1.3.2.16】

本町で被害が発生し、又は近隣市町村で震度5以上の地震が発生した場合

③ 津波災害対策本部（自動発令）【1.3.2.16】

宮崎県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された場合

④ その他の災害【1.3.2.16】

その他の災害で被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町長が配備を必要と認めた場合

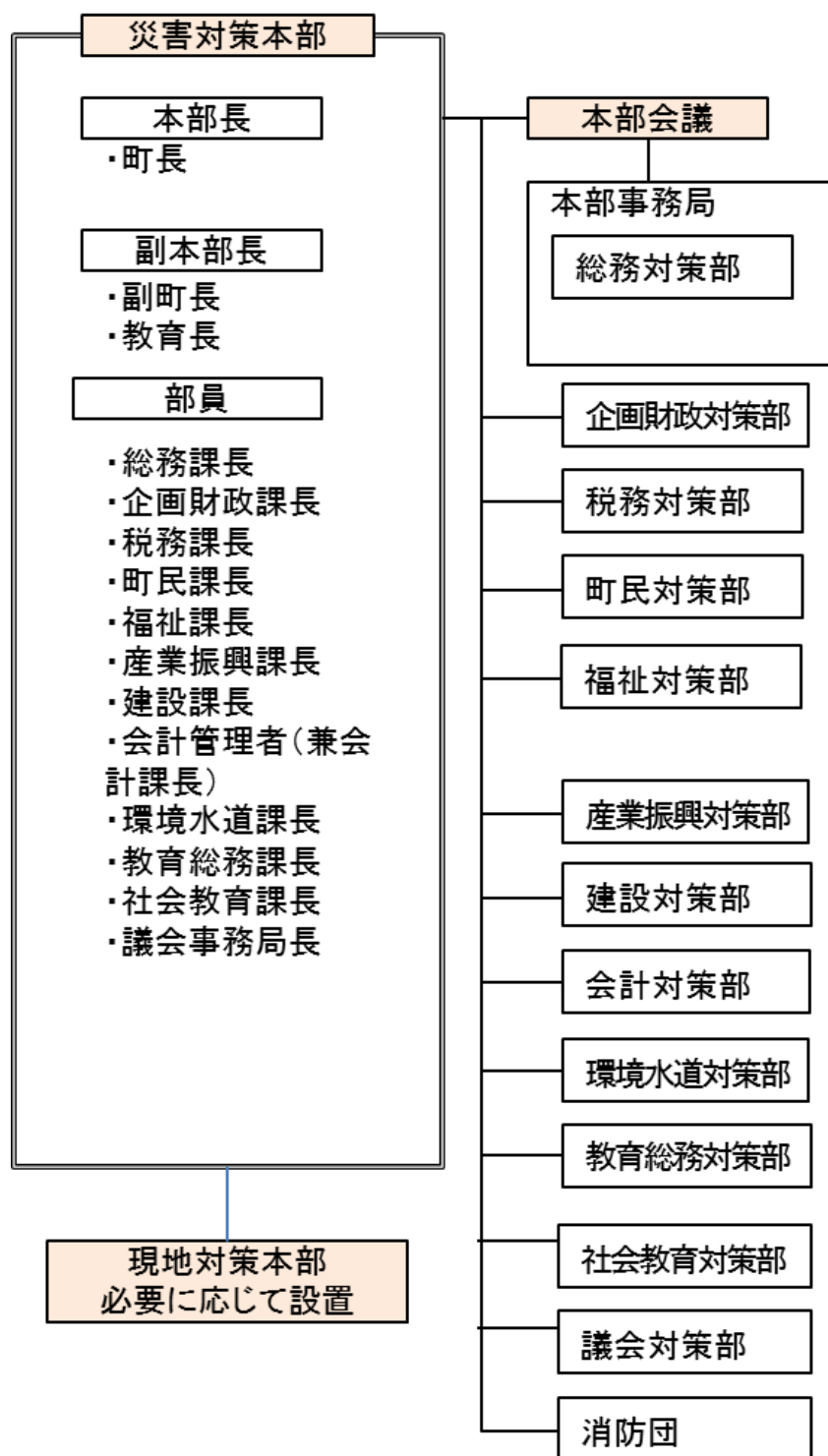
(4) 町災害対策組織の設置場所

① 役場本館2階会議室

② 役場本館が使用不能となった場合、又は使用することで危険となる場合には、別途設置する。

(5) 組織系統

【1.3.2.3】 門川町災害対策本部組織図



特命班

災害時に、緊急かつ集中的に対応する業務を行うために特命班を設置する。

- ①情報班 ②被害調査班 ③避難所班 ④援護班 ⑤医療支援班 ⑥物資班
 ⑦防疫班 ⑧ボランティア班 ⑨災害窓口班 ⑩応急危険度判定班

(6) 町災害対策本部の所掌事務

資料編【1.3.2.4】各対策部の事務分掌

2.3 意志決定権者代理順位

自衛隊災害派遣要請等応急活動の実施に際し、意志決定権者が不在又は連絡不能で、緊急に意志決定を必要とする場合には、次の順位により所定の決定権者が意志決定を行う。この場合において、代理で意志決定を行った者は、所定の決定権者に連絡が取得次第これを報告し、その承認を得るものとする。

(1) 町災害対策本部が未設置の場合

【1.3.2.5】町災害対策本部が未設置の場合

1位	2位	3位	4位
副町長	総務課長	企画財政課長	税務課長

(2) 町災害対策本部が設置された場合

【1.3.2.6】町災害対策本部が設置された場合

第1位	第2位	第3位	4位
本部長	副本部長	総務対策部長	企画財政対策部長
			税務対策部長

2.4 本部職員の標識

災害業務に従事する職員がする腕章は次の腕章を装備する。

【1.3.2.7】腕章



- ア. 規格 縦10cm 横38cm
- イ. 材料 ビニール又は布地
- ウ. 製式 地色は白、文字は赤とする。

2.5 町災害対策本部の設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときに、速やかに関係機関に通知及び公表する。

また、津波警報又は大津波警報が解除された場合、又は本部長が廃止を認めた場合には本部を廃止する。

【1.3.2.8】通知又は公表の方法

通知又は公表先	担当部	通知又は公表の方法
本部構成員	総務対策部	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
日向地方支部	総務対策部	システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知
宮崎県	総務対策部	システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知
宮崎県警察		

3. 防災関係機関の活動体制の確立及び協力

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び防災上重要な施設の管理者は、所管に関わる震災応急対策を実施する。また、町及び県が実施する応急対策に協力するものとする。

3.1 災害対策組織の確立（県防引用）

指定地方行政機関、指定地方公共機関等は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を的確かつ円滑に実施するように、その職員の動員配備を行うほか、必要な資機材の点検、整備及び配備を行う。

3.2 県災害対策本部への連絡員の派遣（県防引用）

県災害対策本部長から連絡員の派遣要請を受けた機関は、速やかに連絡員を派遣するものとし、連絡員には所属機関との連絡を確保するための無線機、携帯電話等を携行させるよう配慮するものとする。また、連絡員は、必要と認められる場合は、災害対策本部会議等に参加し、意見の発言を行うことができる。

4. 職員の参集及び動員

職員は、災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、及び各種の災害対策本部が設置されたと推測できる場合には、勤務時間内においては上司の指示に従い、通常業務から災害対策業務に移行するものとし、勤務時間外にあっては速やかに登庁（津波の恐れがある場合は安全な場所に集合）して、災害対策業務を行うものとする。

4.1 動員配備計画

職員の参集及び動員については、次のとおりとする。

(1) 配備の体制

【1.3.2.9】 配備の体制

種別	配備内容	配備基準
警戒配備 (災害警戒本部)	非常連絡員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	気象業務法に基づく各種の警報が発令される等、災害の発生が予想されるとき、又は副町長が配備を必要と認めた場合。
非常配備 (災害対策本部)	各対策部の所要職員が配置につき、その他の職員は、必要に応じて配置につく体制をとる。	災害対策が全部の部、又は多数に及ぶ災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。さらに、町長が配備を必要と認めた場合。

(2) 配備要員

- ① 配備要員は「職員配備基準」に定めるところによる。
- ② 各出先機関は、所属又は関係する対策部に属する。

(3) 職員の動員

① 動員の指示

本部長は、災害が特に大規模で早急に災害応急対策の体制を確立する必要があるときは、職員の動員を指示するものとする。

本部長は、職員参集・配備基準に基づいて体制がとられている場合においても、災害応急対策の万全を期すため、必要があると認めるときは、動員の指示を発して体制の強化を行うものとする。

② 庁内放送文（例）

「お知らせします。ただ今から臨時課長会を行います。各課の課長は直ちに2階会議室に集合してください。なお、課長不在の場合は課長補佐か代理の者が必ず出席してください。」 以上繰り返し

勤務時間外においては、職員緊急連絡網（各課整備する）に従って連絡するものとする。

③ 情報の伝達

動員の指示を発する場合においては、災害及び被害の状況のほか、職員の参集場所、服装、携帯品等の必要な情報を併せて伝達するものとする。

(4) 庁舎閉庁時（勤務時間外）

警備員は、夜間及び休日、退庁後において、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたときは、直ちに町長、副町長及び総務課長に連絡すること。総務課長は町長、副町長、教育長、消防団長等と協議し、町災害対策本

部等の設置の検討を行う。

【1.3.2.10】各課の（部長・非常連絡員）組織表

対策部	部長	副部長・非常連絡員
総務対策部	総務課長	総務課長補佐
企画財政対策部	企画財政課長	企画財政課長補佐
税務対策部	税務課長	税務課長補佐
町民対策部	町民課長	町民課長補佐
福祉対策部	福祉課長	福祉課長補佐
産業振興対策部	産業振興課長	産業振興課長補佐
建設対策部	建設課長	建設課長補佐
会計対策部	会計課長	会計課長補佐
環境水道対策部	環境水道課長	環境水道課長補佐
教育総務対策部	教育総務課長	教育総務課長補佐
社会教育対策部	社会教育課長	社会教育課長補佐
議会対策部	議会事務局長	局長が指名する者

(5) 職員配備基準

① 水防に係る体制

ア 水防情報収集連絡本部

水防に関する警報等が発令された時、又は副町長が配備を必要と認めた場合

【1.3.2.11】 水防情報収集連絡本部

対策部名	部 員	備 考
総務対策部	消防防災係員	情報収集・連絡(上井野更生橋、量水標位4.0m目安)
建設対策部	各対策部長が指名した部員	
産業振興対策部		

イ 水防災害警戒本部

気象業法に基づく各種の警報が発令され、副町長が配備を必要と認めた場合

【1.3.2.12】 水防災害警戒本部

対策部名	副部長（非常連絡員）	部 員	備 考
総務対策部	総務課長補佐	総務対策部員	情報収集・職員出動 態勢準備・防災ダム・ 扉門・水門管理準備
建設対策部	建設課長補佐	各対策部長が 指名した部員	
産業振興対策部	産業振興課長補佐		
消防団	消防防災係員 副団長	副団長が指名した 高級幹部	情報収集・団員出動 態勢準備（上井野更生橋、量水標位4.8m 目安)

ウ 水防災害対策本部

気象業法に基づく各種の警報が発令され、災害が発生するおそれがあるとき、
 又は発生した場合で町長が配備を必要と認めた場合

【1.3.2.13】水防災害対策本部

対策部名	部長	副部長 (非常連絡員)	部員	備考
総務対策部	総務課長	総務課長補佐	各対策部長が 指名した部員	情報収集 河川、危険箇所 巡回、海岸、河 川扉門、水門管 理、防災ダム管 理、避難所開設 管理、防災関係 者連絡調整、災 害応急対策等
企画財政対策部	企画財政課長	企画財政課長 補佐		
福祉対策部	福祉課長	福祉課長補佐		
産業振興対策部	産業振興課長	農林課長補佐		
建設対策部	建設課長	建設課長補佐		
環境水道対策部	環境水道課長	環境水道課長 補佐		
教育総務対策部	教育総務課長	教育総務課長 補佐		
消防団	団長	副団長 副団長 消防防災係員	団長が指名し た団員	情報収集・警戒 応急対策・次期 出動態勢準備 (上井野更生 橋、量水標位 5.6m目安)
その他の対策部	各対策部長が判断して業務にあ たる		各対策部長が 指名した部員	情報収集・警戒 応急対策等

② 地震・津波・土砂災害に係る体制

ア 地震情報収集連絡本部（自動発令）【13.2.14】

本町及び近隣の市町村で震度4未満の地震が発生した場合

イ 津波情報収集連絡本部（自動発令）【13.2.14】

宮崎県沿岸に津波注意報が発令された場合

ウ 土砂災害情報収集連絡本部【13.2.14】

前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合、又は24時間総降雨量が50mmを超えた場合

【1.3.2.14】情報収集連絡本部(水防情報収集連絡本部を除く)

対策部名	部 員	備 考
総務対策部	消防防災係員	情報収集・連絡
関係対策部	関係対策部長が指名した部員	

エ 地震災害警戒本部（自動発令）【13.2.15】

本町で被害が発生するおそれがあるとき、又は本町及び近隣市町村で震度4以上の地震が発生した場合

オ 津波災害警戒本部（自動発令）【13.2.15】

宮崎県沿岸に津波警報が発令された場合

カ 土砂災害警戒本部【13.2.15】

前日までの連続降雨量が100mm以上あった場合、又は24時間総降雨量が50mmを超え時間降雨量が30mm以上の場合

【1.3.2.15】 災害警戒本部(水防災害警戒本部を除く)

対策部名	副部長（非常連絡員）	部 員	備 考
総務対策部	総務課長補佐	総務対策部員	情報収集・災害対策準備
企画財政対策部	企画財政課長補佐	各対策部長が 指名した部員	
税務対策部	税務課長補佐		
福祉対策部	福祉課長補佐		
産業振興対策部	産業振興課長補佐		
建設対策部	建設課長補佐		
会計対策部	会計課長補佐		
環境水道対策部	環境水道課長補佐		
教育総務対策部	教育総務課長補佐		
社会教育対策部	社会教育課長補佐		
議会対策部	局長が指名した部員		
消防団	消防防災係員 副団長	団等が指名した団員	情報収集・団員出動 態勢準備

- キ 地震災害対策本部（自動発令）
本町で被害が発生し又は本町及び近隣市町村で震度5以上の地震が発生した場合
- ク 津波災害対策本部（自動発令）
宮崎県沿岸に津波警報又は大津波警報が発令された場合
- ケ その他の災害
その他の災害で被害が発生し又は発生するおそれがある場合で、町長が配備を必要と認めた場合

【1.3.2.16】 災害対策本部(水防災害対策本部を除く)

対策部名	部長	副部長（非常連絡員） 副部長	部員	備考
総務対策部	総務課長	総務課長補佐	各対策部長が 指名した部員	災害対策全般
企画財政対策部	企画財政課長	企画財政課長補佐		
税務対策部	税務課長	税務課長補佐		
福祉対策部	福祉課長	福祉課長補佐		
産業振興対策部	産業振興課長	産業振興課長補佐		
建設対策部	建設課長	建設課長補佐		
会計対策部	会計課長	会計課長補佐		
環境水道対策部	環境水道課長	環境水道課長補佐		
教育総務対策部	教育総務課長	教育総務課長補佐		
社会教育対策部	社会教育課長	社会教育課長補佐		
議会対策部	議会事務局長	局長が指名した部員		
消防団		消防防災係員 副団長		

(6) 職員安否確認

① 勤務時間内

- ア 各部の非常連絡員は、参集者を把握して、所属部長へ報告する。
- イ 各部長は、参集者を把握して、災害対策本部長に報告する。
- ウ 特に被害（震度）の大きい地域に居住している職員等には、状況に応じてに家族等の安否確認を行わせること。
- エ 災害対策本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討す

る。

② 勤務時間外

ア 各部の非常連絡員は、参集者を把握して、所属部長へ報告する。

イ 各部長は、参集者を把握して、災害対策本部長に報告する。

ウ 災害対策本部は、職員等被災状況をまとめ、安否確認、支援等の対策を検討する。

資料編【1.3.2.17】職員安否確認表(様式)

(7) 指定地方行政機関等への動員要請

町は、災害時の応急対策活動の動員を確保するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等に対し、迅速な応援要請を行う。

資料編【1.3.2.18】関係機関連絡先

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部 (情報班)		○通信手段の確保	○被害情報の集約、県に報告 ○応急対策活動状況の報告 ○住民への広報、報道機関への発表			
	各対策部			○被害情報の収集、総務対策部に報告			
県				○ヘリコプターによる概況把握 ○自衛隊への被害状況の把握要請			
警察				○ヘリコプターによる概況把握			
防災関係機関 (消防団)				○被害情報の収集、応急対策活動状況の報告			

災害応急対策を推進するうえで、被害情報の収集・伝達、分析は極めて重要である。初動段階では、被害に関する細かい数値より、災害全体の概要を知ることにより全力を上げる必要がある。

また、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。それゆえ、待ちの姿勢ではなく、あらゆる情報手段を駆使して、積極的な情報収集を行う。それでも情報収集が困難な場合は、被災現場に人員を派遣し、情報収集を行うことが大事である。

なお、これらの前提となる通信の確保に万全を期さねばならない。

1. 災害情報の収集・連絡

災害発生後の応急対策を実施していく上で、被害情報、応急対策活動情報を把握することが不可欠である。また、これらの情報を防災関係機関で共有することが極めて重要である。したがって、これらの情報を迅速かつ的確に収集・伝達するものとする。

町は、刻々と変わる災害の状況に応じて、組織的な応急対策を実施するために、各対策部をもって情報の収集及び伝達を行う。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、情報班を編成し、県、警察、防災関係機関等と連携して、被害情報の収集及び共有を実施する。

1.2 被害情報の早期把握

(1) 被害状況の早期把握（県防計画）

① 県防災救急ヘリコプターによる状況把握

県は、被害の発生が予想され、又は発生した場合においては、直ちに防災救急へ

リコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

② 警察ヘリコプターによる概況把握

警察は、被害の発生が予想され、又は発生した場合においては、直ちに警察ヘリコプターを出動させ、画像伝送等により情報を収集伝達する。

③ 他機関のヘリコプターによる概況把握の要請

県は、市町村、防災関係機関等から被害概況報告、または独自の収集活動により得られた情報に基づき、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、宮崎海上保安部及びヘリコプター等の航空機を有する機関に対し空中からの被害状況把握を要請する。

1.3 第1次情報等の収集

(1) 町及び防災関係機関における概況把握

町及び防災関係機関は、災害発生後直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。

報告は防災情報処理システム若しくは電話、FAX等により行う。

1.4 被害情報の収集

(1) 被害情報の把握

各対策部は、災害発生初期の段階において、概略の被害情報の収集にあたり、組織的な活動が円滑に行えるよう以下の調査を行う。なお、情報が不足する場合は情報班を設置し、及び、各地区の区長に被害状況の把握を依頼する。

- ① 人的被害
- ② 建物の被害
- ③ 避難の状況
- ④ 防災関係機関の防災体制（配備体制等）
- ⑤ 防災関係機関の対策の実施状況
- ⑥ 交通機関の運行・道路の状況
- ⑦ ガス・電気・水道・電話等生活関連施設の運営被害状況

(2) 情報収集

各対策部の非常連絡員は、部員とともに被害状況を調査・収集する。集約した被害状況を総務対策部に報告する。

① 参集職員からの情報収集

参集する職員が確認した自宅周辺及び参集途上での被害状況を本人から収集する。

② テレビ、ラジオからの情報収集

テレビ、ラジオを視聴し、情報を収集する。

③ アマチュア無線家の協力による情報収集

日本アマチュア無線連盟宮崎県支部の協力を得て、情報を収集する。

④ 民間企業からの情報収集

タクシー会社、トラック会社、警備会社等の協力を得て、情報を収集する。

- ⑤ インターネットを介した媒体からの情報収集

資料編【1.3.3.1】被害情報収集伝達系統図

(3) 収集体制の整備

- ① 町は、情報の収集を迅速かつ正確にするため、報告用紙、調査要領、連絡方法等について整備しておく。
- ② 各地区での情報収集活動
 - ア 夜間及び休日、退庁後において、本庁集合が困難かつ連絡が不能な場合は、地元の消防団、区長等と連携して被害状況の収集を行う。
 - イ 職員は、各地区での被害状況を迅速に把握できるよう、被害情報の収集体制を確認しておく。
 - ウ 災害の記録
後日の資料として写真を活用し、写真取材担当を編成し、被害の程度及び状況がわかるような写真の撮影を行う。

1.5 被害情報、応急対策活動情報の連絡

(1) 被害の調査要領

- ① 町災害対策本部が設置された場合、各対策部は被害情報の収集を行う。
- ② 被害状況調査に当たっては、被害程度の認定基準に基づき判定を行う。
- ③ 被害の程度の調査に当たっては、内部の連絡体制を密にし、調査脱漏、重複のないよう留意し、調整する。
- ④ 被害状況によっては、時刻や現場の状況から具体的な調査が困難な場合もあるので、当該地域に詳しい関係者の協力により概況を把握する。被災人員についても、平均世帯により計算し、速報する。
- ⑤ 全壊、流失、半壊、死者及び重傷者が発生したときは、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
- ⑥ 被害が甚大なため、町のみでは被害状況等の収集及び調査が不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

資料編【1.3.3.2】被害認定の基準

(2) 被害情報、応急対策活動情報の連絡

各防災関係機関は、被害状況、応急対策活動等の状況を密に町災害対策本部に連絡する。

町は、これらの情報をとりまとめ、必要に応じ、防災関係機関に提供する。収集した被害情報については、以下に示す伝達系統図及び災害応急対策動員配備表に基づき、連絡を密にしておく。

- ① 総務対策部は、最終的な被害情報収集を総括表にまとめておく。
- ② 報告期限
新たな情報を把握した都度、随時とする。
- (3) 被害情報等の伝達手段
町及び防災関係機関は次の手段により被害情報等を伝達する。
 - ① 被害状況等の報告は、有線又は無線電話（FAXを含む）、メール、若しくは電報のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
 - ② 有線が途絶した場合は、防災行政無線、NTT災害対策用無線、警察無線等、他機関の無線通信施設等を利用する。
 - ③ すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣するなど、あらゆる手段を尽くして情報を伝達するよう努める。
- (4) 情報収集伝達の要領
被害情報、応急対策活動情報の収集伝達は、災害状況の推移に応じて次の要領により行う。
 - ① 即報
災害発生後速やかに、被害の有無、本部の設置状況等の概況情報を取りまとめる。また、被害状況の推移、確認情報の増加に応じて取りまとめる。
 - ② 確定報
応急対策終了後20日以内に報告。

資料編【1.3.3.3】事務処理フロー

資料編【1.3.3.4】第4号様式（その1）（様式）

- (5) 第4号様式—その1（災害概況即報）
災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。
 - ① 災害の概況
 - ア 発生場所、発生日時
当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。
 - イ 災害種別概況
 - (ア) 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
 - (イ) 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
 - (ロ) 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
 - (ハ) 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥石流、火山弾、火山灰等の概況
 - (ニ) その他これらに類する災害の概況

② 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点をおくこと。なお、災害救助法の適用基準については、特に人的被害及び住家被害を受けた世帯数の把握が不可欠であるので、その把握に重点をおくこと。

③ 応急対策の状況

当該災害に対して、町、消防署等が講じた措置について具体的に記入すること。特に、住民に対して、避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。

また、県知事が自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請した場合には、その要請日時、要請の内容、自衛隊の派遣状況等について記入すること。

資料編【1.3.3.5】 第4号様式（その2）被害状況即報（即報・確定報告）（様式）

(6) 第4号様式—その2（被害状況即報）

① 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

② 災害対策本部設置市町村名

市町村ごとに、設置及び解散の日時を記入すること。

③ 災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

④ 備考欄

備考欄には、次の事項について記入すること。

ア 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

イ 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

ウ 災害の種類、概況

台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

エ 応急対策の状況

(ア) 消防、水防、救急・救助、避難誘導等の消防署、消防団による活動状況

(イ) 避難の勧告・指示の状況

(ロ) 避難所の設置状況

(ハ) 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

(ニ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(カ) 災害ボランティアの活動状況 など

オ 119 番通報件数

10 件単位で記入すること。

災害により被害を受けた人的及び物的の被害判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

(7) 被害報告の流れ

① 報告先

町は、状況の判明したもの、及び連絡の必要の生じたものから逐次宮崎県災害対策支援システム（Lアラート）を通じ危機管理課送付する。

② 報告時間

随時

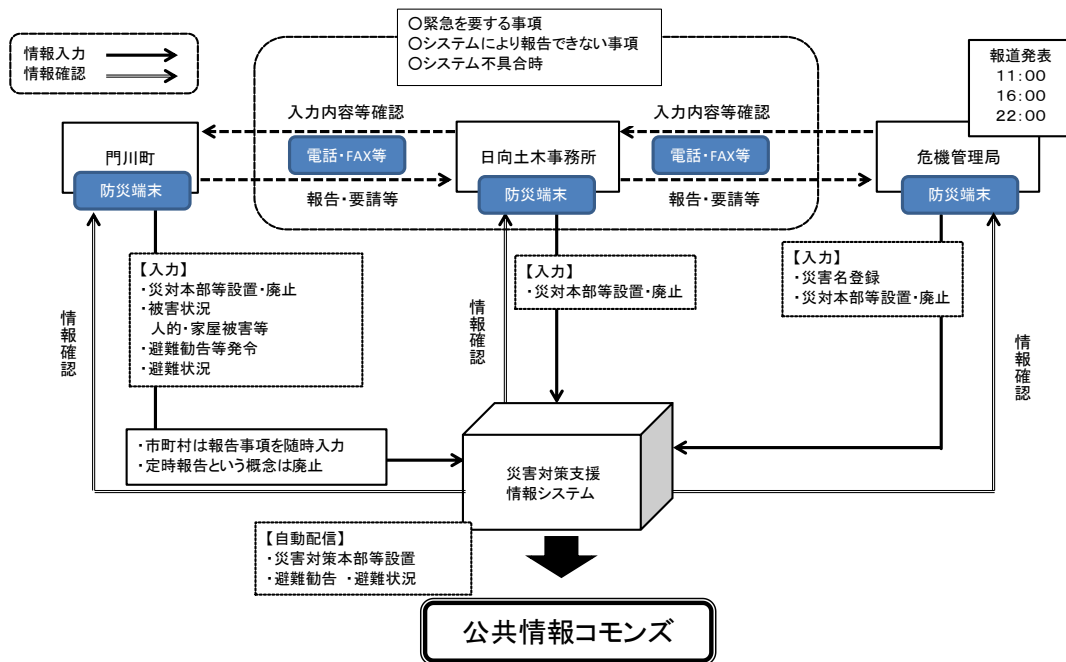
③ 報告手段

町は、宮崎県災害対策支援システム（Lアラート）・電話・無線等、最も確実な方法により県へ第一報の連絡を行う。

④ 被害の種類別報告

発生する被害の種類によって、関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。この場合、各対策部は、県に提出する情報を事前に総務対策部へ報告しなければならない。

【1.3.3.6】 災害対応情報支援システムによる報告イメージ



(8) 各機関の情報収集・伝達活動

① 町は自地域内に、次に掲げる事項のいずれかに該当する事態が発生した場合は、直ちに被害の状況及び応急対策の実施状況に関する情報を収集し、県の危機管理

課その他必要とする機関に対して随時報告する。報告に当たっては、Lアラート又は前記に示す被害概況即報及び被害状況即報の様式を用いる。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、事後速やかに文書を提出するものとする。

また、被害の把握ができない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

- ア 町災害対策本部が設置されたとき
- イ 災害救助法の適用基準に該当する程度の災害が発生したとき
- ウ 災害による被害が当初は軽微であっても、以後拡大発展するおそれがあるとき
- エ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき

- ② 事態が切迫し、応援要請等の対策に支障が生じるおそれがある場合には、県災害対策本部に直接連絡をとるものとする。

なお、県に報告することができない場合には、国(消防庁)に対して直接報告する。報告後速やかに、県に対して、その内容について連絡するものとする。

- ③ 災害規模が大きく、町の情報収集能力が著しく低下した場合は、その旨を県、その他の防災関係機関に伝達し、被害情報の収集活動に対して、応援を要請するものとする。

- ④ 消防庁への直接報告

地域住民等から119番への通報が殺到している状況下にあつては、直ちに県及び国(消防庁)へ同時に報告するものとする。

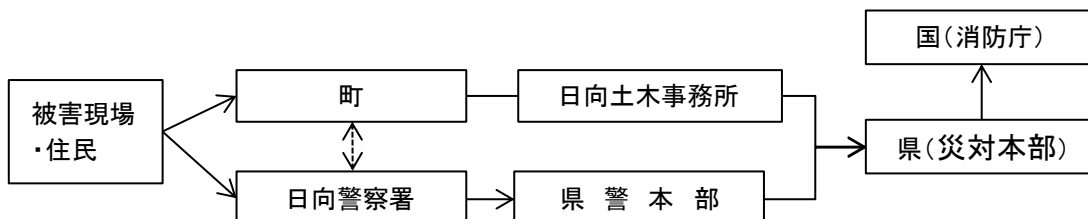
- ⑤ 防災関係機関(県防計画)

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、所掌する事務または業務に係る被害状況について速やかに県災害対策本部に報告するとともに、必要と認める関係機関、市町村等に伝達するよう努める。

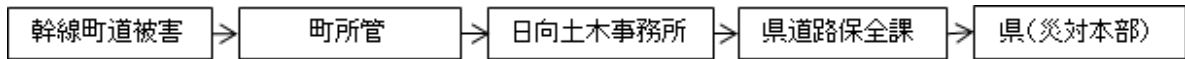
- (9) 被害種類別の情報収集・伝達方法

発生する被害の種類によって、関係する機関、伝達経路が異なるため、以下の要領で情報の収集・伝達を実施する。

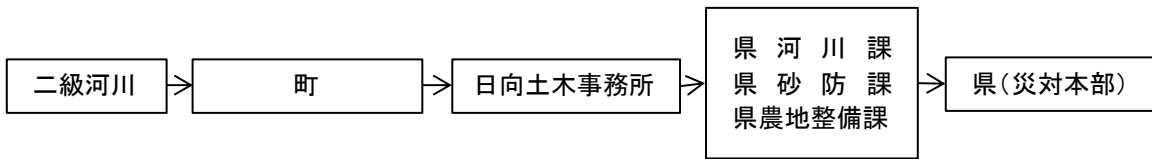
【1.3.3.7】 情報収集・伝達系統 1(死者、負傷者、建物被害、その他の被害状況報告)



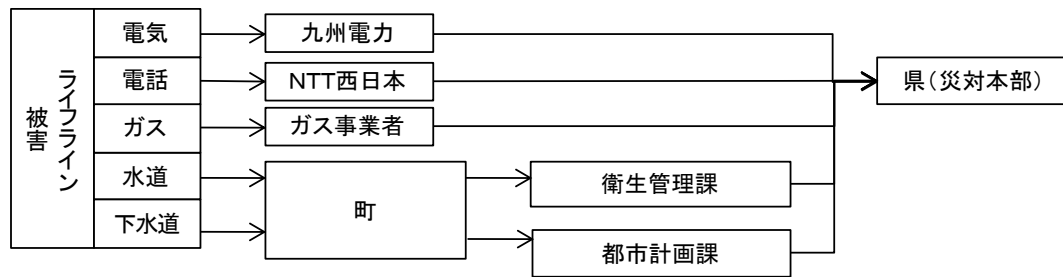
【1.3.3.8】 情報収集・伝達系統 2(道路被害)



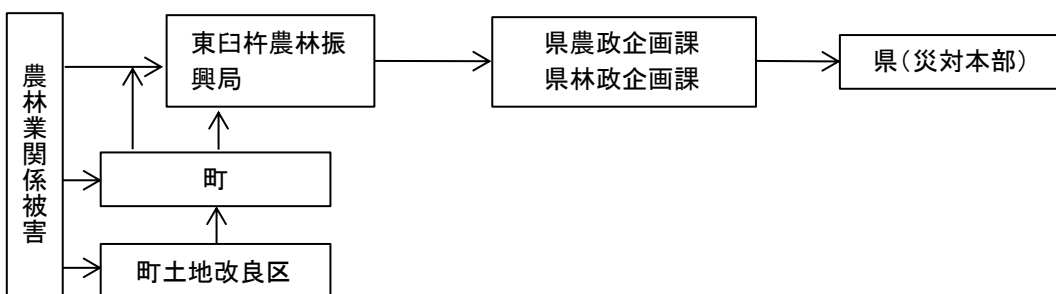
【1.3.3.9】 情報収集・伝達系統 3(河川、海岸、港湾、漁港、ダム)



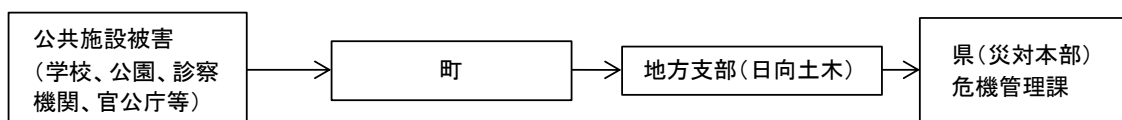
【1.3.3.10】 情報収集・伝達系統 4(ライフライン被害)



【1.3.3.11】 情報収集・伝達系統 5(農作物、農地、農業基盤、林産物、林地、林業基盤、山地)



【1.3.3.12】 情報収集・伝達系統 6(その他公共施設)



1.6 町民への広報

- (1) 広報活動
 - ① 広報内容

ア 被災地住民等に対する広報内容

被災地の住民や、災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の行動に必要な、以下の情報を優先的に広報する。

- (ア) 火災防止の呼びかけ(通電火災の防止、ガスもれの警戒、放火警戒等)
- (イ) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (ロ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (ハ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (ニ) 近隣の助け合いの呼びかけ
- (ホ) 公的な避難所(福祉避難所を含む)、救護所の開設状況
- (ヘ) 電気・電話・ガス・上水道の被害状況、復旧状況
- (ヘ) 鉄道、バスの被害状況、運行状況
- (ケ) 救援物資、食糧、水の配布等の状況
- (コ) し尿処理、衛生に関する情報
- (ク) 被災者への相談サービスの開設状況
- (ク) 死体の安置場所、死亡手続き等の情報
- (ク) 臨時休校等の情報
- (セ) ボランティア組織からの連絡
- (リ) 全般的な被害状況
- (ル) 防災関係機関が実施している対策の状況

イ 被災地外の住民に対する広報内容

被災地外の住民に対して、被災地での応急対策が円滑に行われるようにするため、協力の呼びかけを中心に広報を行う。また、必要に応じて、被災地住民向けの情報と同様の内容についても広報する。

- (ア) 避難勧告・指示の出されている地域、勧告・指示の内容
- (イ) 流言、飛語の防止の呼びかけ
- (ロ) 治安状況、犯罪防止の呼びかけ
- (ハ) 被災地への見舞い電話自粛の呼びかけ
(被災地外の知人、親戚への被災者の安否情報の伝言の呼びかけ)
- (ニ) ボランティア活動への参加の呼びかけ
- (ホ) 全般的な被害状況
- (ヘ) 防災関係機関が実施している対策の状況

② 広報手段

ア 報道機関への依頼

町はあらかじめ定めた協定に基づき、報道機関(NHK 宮崎放送局、MRT 宮崎放送、UMK テレビ宮崎、FM 宮崎、FM 延岡、FM 日向、ケーブルテレビワイワイ)に対して、上記の内容を広報するよう依頼する。

また、防災関係機関より、報道機関を通じた広報に関する要請を受けたときは、町はその旨を報道機関に対して依頼し、防災関係機関の行う応急対策活動を支援する。

イ 独自の手段による広報

町及び防災関係機関は、その保有する人員、資機材を活用して住民に対して効果的な広報活動を行う。

その手段としては、次のようなものがある。

- (ア) 防災行政無線(同報系)
- (イ) 県防災救急ヘリコプターによる呼びかけ
- (ロ) 警察ヘリコプターによる呼びかけ
- (エ) 広報車による呼びかけ
- (オ) ハンドマイク等による呼びかけ
- (カ) ビラの配布
- (キ) 有線放送
- (ク) 携帯電話(緊急速報メールを含む)
- (ケ) インターネット
- (コ) ツイッターなど
- (サ) 立看板、掲示板

ウ 自衛隊等への広報要請

町は、必要な広報を行うことが困難な場合、県、自衛隊、他都道府県等に要請し、ヘリコプター等による広報活動の展開を依頼する。要請方法の詳細は「第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」を参照する。

(2) 報道機関への対応

① 報道活動への協力

報道機関の独自の記事、番組制作に当たっての資料提供依頼については、町及び防災関係機関は可能な範囲で提供するものとする。

② 報道機関への発表

ア 震災に関する情報の報道機関への発表は、応急活動状況、災害情報及び被害状況等の報告に基づいて収集されたもののうち、災害対策本部長が必要と認める情報について、速やかに実施するものとする。

イ 発表は、原則として特命班の情報班長が実施するものとする。なお、必要に応じ、各部において発表する場合は、あらかじめ災害対策本部に発表事項及び発表場所等について了解を得るものとする。また、発表後速やかにその内容について報告するものとする。

ウ 指定公共機関及び指定地方公共機関が震災に関する情報を報道機関に発表する

場合は、原則として特命班の情報班長と協議の上実施するものとする。ただし、緊急を要する場合は、発表後速やかにその内容について報告するものとする。また、発表に当たっては、自衛隊等、その他の機関の広報との連携・協力についても考慮するものとする。

- エ 特命班の情報班長は、報道機関に発表した情報を、災害対策本部のうち、必要と認められる関係機関に送付するものとする。

2. 通信手段の確保

災害発生後における迅速な応急対策を実施するため、災害の状況、被害の状況を適確に把握し、必要な指示、命令、勧告等を行うための通信手段を確保する。

無線通信を含め、通信手段の確保が困難な場合も発生すると考えられる。そのため、関係機関間の協力を密にし、多様な通信手段の活用を図る。

2.1 専用通信設備の運用

専用の無線、有線通信設備を有する機関は、災害後直ちに自設備の機能確認を行い、支障が生じている場合には緊急に復旧するものとする。

(1) 県総合情報ネットワークの活用

災害時に、応急活動を迅速かつ的確に実施するため、県庁を中枢に、県出先機関、市町村、消防本部及び、日赤、自衛隊等の防災機関との間で開設している被災による不通のおそれが少ない県総合情報ネットワークを活用する。

- ① 気象警報等、共通の情報を県庁（統制局）、農林振興局及び土木事務所（支部局）から関係機関へ伝達するとき、県は「一斉通報」により行うとしている。
- ② 災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、災害に関する情報の収集及び伝達を確保するため、被害状況の報告等、緊急通話を優先させる。
- ③ 被災現場より直接通信の必要がある場合は、移動無線（車載及び携帯）により通信を行う。
- ④ その他は、「宮崎県防災行政無線通信取扱規程」による。

(2) 防災行政無線の活用

災害時に際しては、被災による不通のおそれが少ない防災行政無線を活用することが有効である。

(3) 公衆電気通信施設の利用計画

災害時において加入電話がふくそうし、通話が不能又は困難な場合で、応急対策等に必要があるときは、災害時優先電話を利用することができる。

- ① 緊急に通信連絡のある場合は、「102番」をダイヤルし、オペレータに「非常通話」と告げ、その理由を申し出る。

2.2 代替通信機能の確保

応急対策実施上必要な情報通信が著しく困難であり、対策に支障が生じる場合は次の様な代替手段を用いる。

(1) NTTの災害時優先電話

災害発生時において、重要通信を行う消防・警察・気象・報道等の機関については、一部の電話回線をあらかじめ交換機の優先発信グループに収容しており、輻輳時に規制状態となっても優先的に通話可能としている。災害時優先電話への収容については、NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）へ依頼する。

(2) NTTの非常・緊急通話の利用

震災時において加入電話が輻輳し、通話が不能若しくは、困難な場合で応急対策等のため必要があるときは電気通信事業法第8条の規定による非常・緊急通話又は電報を利用する。

- ① 非常通話とは、地震、集中豪雨、台風等により非常事態が発生した場合(又は、発生のおそれがある場合)救援や、交通、通信、電力の確保、秩序維持のための通話である。
- ② 緊急通話とは、上記の非常事態のほか、緊急事態が発生した場合、救援、復旧等のための通話である。いずれの通話も交換手扱い通話であり、優先順位としては、非常通話、緊急通話の順である。
- ③ 電報に関しても通話と同様に非常、緊急電報を設けている。

【1.3.3.13】 非常・緊急通話を利用できる機関例

非常通話	・ 気象機関相互間
	・ 水防機関相互間
	・ 消防機関相互間
	・ 水防機関と消防機関相互間
	・ 災害救助機関相互間
	・ 消防機関と災害救助機関相互間
	・ 輸送、通信、電力供給の確保に直接関係のある機関相互間
	・ 警察機関相互間など
緊急通話	・ 予防、救援、復旧などに直接関係のある機関相互間
	・ 緊急事態発生の実態を知ったものと前項の機関との間
	・ 犯罪が発生、又は発生のおそれがあることを知った者と警察機関との間
	・ 選挙管理機関相互間
	・ 新聞社、放送事業者又は通信社の機関相互間など
	・ 水道・ガス供給の確保に直接関係がある機関相互間など

＜非常・緊急通話の利用方法＞

102 をダイヤルして、オペレータ応答後下記の内容を告げる。

- ・ 非常扱い、緊急扱いを告げる。
- ・ 電話番号と機関などの名称
- ・ 相手の電話番号
- ・ 通話の内容

使用しようとするときは、次の事項を記載した書類又は口頭により申し込むものとする。

【1.3.3.14】 専用通信施設使用申請要領

ア. 利(使)用しようとする理由 イ. 通信の内容 ウ. 発信者及び受信者

(3) 専用通信施設の使用

公衆電気通信施設の使用が不可能となり、かつ通信が緊急を要する場合は、災害対策基本法第 57 条及び第 79 条、災害救助法第 11 条、水防法第 27 条、消防組織法第 41 条の規定により、他の機関が設置する有線電気通信設備又は無線通信設備を使用することができる。

この場合、事前に関係機関と協議しておくものとする。使用できる主な機関は次のとおりである。

県（総合情報ネットワーク）、警察、九州地方整備局、宮崎地方気象台、宮崎海上保

安部、大阪航空局、九州旅客鉄道株式会社、九州電力株式会社、宮崎ガス株式会社

(4) 携帯電話の使用

各防災関係機関は、迅速かつ的確な応急対策活動を行うため、携帯電話の効果的な使用を行う。

(5) 非常無線通信の使用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を使用することができないか、又はこれを使用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づいて、無線局は非常無線通信を行うことができる。次の計画に定めるところにより、非常無線通信を活用する。

なお、非常無線通信は、無線局の免許人が自ら発受するほか、防災関係機関等からの依頼に応じて発受する。

① 使用資格者

原則として、非常無線通信は誰でも使用することができるが、通信の内容には制限がある。

② 非常無線通信の依頼先

宮崎地区非常無線通信協議会加入の無線局又は最寄りの無線局に依頼するものとするが、この場合、あらかじめ最寄りの無線局と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

③ 非常無線通信としての通信内容

非常無線通信の内容は次のとおりである。

ア 人命の救助、避難者の救護に関するもの

イ 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの

ウ 防災関係機関が災害応急対策を講ずる場合に必要なもの

エ 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及び、その復旧のための資材の手配、運搬要員の確保などに関するもの

オ その他、気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関することなど災害に関して緊急措置を要するもの

④ 発信の手続

発信したい通信文を、次の順序で電報頼信紙(なければ普通の用紙でもよい)にカタカナ又は普通の文章で記載し、無線局に依頼する。

ア あて先の住所、氏名(職名)及びわかれば電話番号

イ 本文(200字以内)、末尾に発信人名(段落にて区切る)

ウ 用紙余白の冒頭に「非常」と必ず記入し、また余白の末尾に発信人の住所、氏名(職名)及び電話番号を記入する。

(6) アマチュア無線等の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、アマチュア無線、タクシー無線等の無線施設を活用し、有線通信の途絶時の代替として、災害情報の収集や伝達に役立てる。

(7) 災害時における地上と航空機との交信方法

資料編【1.3.3.15】 町における通信利用系統図

資料編【1.3.3.16】 無線通信施設

資料編【1.2.2.14】 地上からの信号に対する航空機の回答要領

資料編【1.2.2.15】 航空機から地上に対する信号要領

(8) 孤立防止対策用衛星電話の使用

災害時、交通手段、通信手段が途絶し、孤立地区の発生が予想される。このため西日本電信電話株式会社は孤立防止対策用衛星電話を、NTTの各支店、市町村役場、農漁協、小学校等に常置しており、一般加入電話等の途絶に際してはこの衛星電話を使用する。町では平成24年度から役場と松瀬・三ヶ瀬地区に常置し、各区長に維持管理を依頼している。

- ① 使用方法<電話をかけるとき>MODEランプ消灯時（オペレータ扱い）：通常はこの状態
 - ア 受話器をはずす。
 - イ 市外局番なしの「102番」をダイヤルする。
(注)MODEランプ消灯時は102, 117以外使用できない。
 - ウ オペレータが出たら、下記のことを伝える。
 - (f) 衛星電話からの通話であること。
 - (i) 非常扱いの通話又は緊急扱いの通話の申し込みであること。
 - (g) 機関の名称
 - (e) 相手の電話番号
 - (d) 話の内容
- ② 使用方法<電話をかけるとき>MODEランプ点灯時(自動接続)：災害時などに遠隔で設定
 - ア 受話器をはずす。
 - イ 話したい相手の電話番号を市外局番からダイヤルする。
- ③ 使用方法<呼び出しがあったとき>
 - ア 呼び出しベルが鳴ったら、受話器を取る。
 - イ オペレータが通話をつなぐ。

資料編【1.3.3.17】 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照

(9) 防災相互通信用無線電話の活用

災害の現地等において、防災関係機関が災害応急対策のため、相互の連絡を行う場合は、防災相互通信用無線電話を使用する。保有機関は現在では、宮崎県、県内24市町村、県警察本部、宮崎海上保安部、自衛隊、宮崎市消防局である。

(10) 放送機能の使用

町は、緊急を要する場合で、他の有線電気通信設備又は無線設備による通信ができない場合、又は、著しく困難な場合においては、あらかじめ協議して定めた手続により、災害に関する通知、要請、伝達、予警報等の放送をNHK宮崎放送局、MRT宮崎放送、UMKテレビ、FM宮崎の各局は県を通じて要請し、またFM延岡、FM日向、ケーブルメディアワイワイは町長が要請する。

具体的な要請手続については、「災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定」を参照のこと。

資料編【1.3.3.18】災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定

(11) 総合通信局の災害対策用移動通信機器の使用

九州総合通信局では、災害対策用移動通信機器（簡易無線局、MCA用無線機、衛星携帯電話）を備蓄している。町は、九州総合通信局へ災害時や災害復旧時の通信手段として貸し出しを要請する。九州総合通信局は、委託した民間会社を通じて、速やかに町へ無償で貸与する。

(12) 使送による通信連絡の確保

有線通信及び無線通信が使用不能、若しくは困難な場合、各防災機関は使送により、通信を確保するものとする。

(13) 自衛隊の通信支援

町や防災関係機関は、自衛隊による通信支援の必要が生じたときは、「第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に基づき要請手続きを行う。

(14) アマチュア無線ボランティアの活用

① 受入れ体制の確保

宮崎地区非常通信連絡会は、平素からアマチュア無線ボランティア活動を希望する者の登録を行い、災害発生後直ちに「受入窓口」を設置し、アマチュア無線ボランティアを確保する。

② アマチュア無線ボランティアの活動内容

ア 非常通信

イ その他、情報収集活動

第4節 水防計画

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務課	<ul style="list-style-type: none"> ○町水防災害対策本部の設置 ○消防団の出動指示 ○関係機関への連絡 ○警戒区域の設定及び指示 ○警察官の出動要請 					
	関係課	○河川、海岸及び堤防等の巡回、状況連絡					
	消防団	<ul style="list-style-type: none"> ○河川、海岸及び堤防等の巡回、状況連絡 ○水防作業の実施 					
県		○水防警報の発令					

1. 水防計画

水害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、これを警戒し、防御し、被害を軽減するための水防体制の確立及び水防活動に努めるものとする。

1.1 水防責任

(1) 水防団体の役割

① 水防責任

ア 町の責任（水防法第3条）

水防管理者たる町長の統轄の下に、水防に関する一切の業務を処理する。

イ 指定水防管理団体（水防法第4条）

県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある市町村として門川町を水防管理団体として指定している。

ウ 水防機関（水防法第5条1項）

水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができることになっているが、町では消防団が水防事務を十分に処理することができるとして、水防団は設置しない。

1.2 水防組織

(1) 門川町水防災害対策本部

気象業務法第13条に基づき各種の警報が発令され、災害が発生するおそれがあるとき、又は発生した場合で、町長が配備を必要と認めた場合から、水防の危険が解消するまで、水防業務の総括にあたる。

1.3 通信連絡及びその系統

(1) 通信連絡

① 県の無線通信施設

県の無線通信施設は、宮崎県防災行政情報通信ネットワークとして整備され、この施設で水防活動に必要な水防情報の収集連絡を行う。

② 水防管理団体の通信施設

水防管理団体は迅速な通信連絡を図り、かつ、電話不通時に備えるため機能的な通信網を整備するよう努めなければならない。

なお、非常無線通信の活用及びアマチュア無線局も使用できるよう平常より協議しておくものとする。

③ 非常無線通信

国土交通大臣、県知事、消防団長又はこれらの命を受けたものは、有線通信施設を使用することができない場合、水防上緊急を要する通信を行うため非常無線通信を使用することができる。

1.4 重要水防箇所等

河川の氾濫等による浸水被害を警戒すべき箇所を重要水防箇所という。

(1) 河川

町内の河川における重要水防箇所は次のとおりである。

町内の重要水防箇所（平成26年度宮崎県水防計画書より抜粋）

	河川名	位置	左岸・右岸	予想される事態	対水防工法
1	五十鈴川	門川尾末 8992 番地先	左岸	水があふれる	積土のう工
2		門川尾末小園地先	左岸		
3		門川尾末 216 番地先	右岸		
4		町川内 7601 番地先	左岸		
5		川内 6807 番地先	左岸		
6		川内 6292 番地先	左岸		
7		川内 5236 番地先	右岸		
8		川内 4292 番地先	左岸		
9		川内 5021 番地先	右岸		
10	三ヶ瀬川	川内 2164 番地先	左岸		
11		川内 1991 番地先	左岸		
12		川内 1478 番地先	右岸		
13	市の原川	川内 52 番地先	右岸・左岸		
14	丸バエ川	丸バエ橋～国道 10 号	右岸・左岸		

(2) 砂防（土砂災害危険箇所）

町内における土砂災害危険箇所（土石流危険溪流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊

危険箇所)については、次のとおりである。

- ① 土石流危険溪流……………72箇所
- ② 急傾斜地崩壊危険箇所……90箇所
- ③ 地すべり危険箇所……………4箇所

(3) 道路

町内における主要交通途絶予想箇所は次のとおりである。

	河川名	路線名	予想される事態	区域	代替路線名
1	丸バエ川	国道10号	路面冠水	熊毛田	なし
2	中山川	土々呂日向線		上井野	なし
3	三ヶ瀬川	八重原延岡線		加草・船越	土々呂日向線

1.5 水防警報

(1) 水防警報を発する基準

水防警報の発令基準は、対象水位観測所の水位が警戒水位に達するか、又は警戒水位を超えるおそれがあるとき、又は、高潮の発生が予想されるときで、必要な地域について、県知事が水防警報の発令を行う。

(2) 消防団の出動（水防法第17条）

町長は、次に示す基準により、消防団にあらかじめ定められた計画に従って出動準備又は出動の指命を行う。

① 出動準備

県の計画で定められた出動準備基準によるほか、次の場合、本部は消防団に出動準備をさせる。

- ア 県水防計画に定められた警戒水位に達するおそれがあると予想されるとき。
- イ 豪雨により破堤、漏水、崖くずれ等のおそれがあり、その水防上必要と認められるとき。
- ウ 気象予報、水防警報等により高潮の危険が予想されるとき。

② 出動

県の計画に定められた出動基準によるほか、次の場合、町長は消防団を出動させる。

- ア 水防計画に定められた警戒水位に達し、なお上昇の見込みがあるとき及び、堤防、ため池用排水路に危険のおそれがあるとき。
- イ 潮位が異常を示し、高潮のおそれがあると予想され、あるいは台風が本県若しくはその近くを通過するおそれがあるとき。
- ウ その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき。

③ 水防警報の段階（水防法第16条）

町における知事の指定した河川は五十鈴川並びに海岸は門川町沿岸となっている。

資料編【1.3.4.1】水防警報発令の段階

1.6 水防活動

(1) 監視及び警戒（水防法第9条）

監視及び警戒方法は、次のとおりとする。

① 常時監視

町長は河川、海岸、堤防等について、関係課及び消防団に巡回させ、水防上危険があると認められる箇所があるときは、直ちに管理者に連絡して、必要な措置を求めなければならない。

② 非常警戒

関係対策部及び消防団は、水防災害対策本部が設置されたときから水防区域の監視及び警戒を厳重にし、既往の被害箇所、堤防等、特に重要な箇所を中心として巡視する。堤防については、次の状態に注意する。異常を発見した場合は、直ちに本部へ連絡する。また町長はこの旨を当該管理者に通報し、必要な措置を求める。

ア 裏法の漏水又は水による亀裂及びがけ崩れ

イ 表法で水当りの強い場所の亀裂又はがけ崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

エ 堤防の越水

オ 樋門の両袖又は底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分

③ 消防団は出動の命令を受け、又は災害の発生事実を知った時は、直ちに出動し、指揮者の命により部署の警戒及び水防作業にあたる。

(2) 予報及び警報とその措置（水防法第10条）

① 水防に必要な予報及び警報の種類

宮崎地方気象台が気象業務法に基づき、県下に発表する水防上必要な予報及び警報は、次のとおりである。

ア 気象注意報 気象警報

イ 高潮注意報 高潮警報

ウ 洪水注意報 洪水警報

エ 津波警報 大津波警報

② 措置

町長は、次の場合直ちに、土木事務所、港湾事務所、振興局に連絡する。

ア 消防団が、水防のため出動したとき

イ 水防作業を開始したとき

ウ ダム、用排水、ため池の溢水又は堤防等の漏水、決壊のおそれがあるとき

(3) 水防信号（水防法第20条）

水防法第20条の規定による水防信号は、次のとおりである。

資料編【1.3.4.2】水防信号

- ① 信号は適宜の時間継続すること。
 - ② 必要があれば警鐘及びサイレン信号を併用すること。
 - ③ 危険解消を確認したときは口頭伝達により周知させること。
- (4) 警戒区域の設定（水防法第21条）
- ① 警戒区域の設定
水防活動上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定して、水防関係者以外の立入を禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。
 - ② 警察官の応援（水防法第22条）
町長は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出勤を求める。
- (5) 協力応援（水防法第23条）
- ① 隣接水防管理団体の応援（水防法第23条の1項）
 - ア 町長は、水防法により緊急の場合、必要に応じて、他の水防管理団体に対して、水防作業員及び、必要な食器材の応援を求めることができる。
 - イ 隣接の水防管理団体から応援のための水防作業員及び、資器材を求められた場合は、管轄の水防に支障がない範囲で応援する。
 - ウ 応援のため派遣された者は、所要の器具、資材を携行して、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行動する。
 - ② 自衛隊の応援
大規模の応援を必要とする場合は、県知事に対し、自衛隊災害派遣要請を依頼する。
 - ③ 地元民の応援
 - ア 住民の義務（水防法第24条）
水防のため、やむを得ない必要がある時は、その区域内の居住者、又は水防現場にいる者を水防に従事させることができる。
 - イ 水防作業に従事させる場合は、下記事項に注意すること。
 - (7) 水防作業出動者は、おおむね満20才以上50才未満の強健な者であること。
 - (イ) 水防活動に当たっては、危険区域を避け、なるべく後方の作業に従事させること。
 - (ウ) 水防活動に当たっては、適当に班を編成し、水防機関において統率し、臨機の措置を講ずること
 - ④ 決壊等の通報並びに、決壊後の処理（水防法第25・26条）
堤防、その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係方面に報告する。決壊箇所については、できる限り、氾濫による被害が拡大しないように努める。
 - ⑤ 通信施設（水防法第27条）
水防上緊急を要する通信のため、使用する通信施設は、宮崎県防災行政無線、消防無線、防災行政無線、一般加入電話、警察電話、鉄道電話、九州電力日向営業所等の通信網とする。

(6) その他

① 水防訓練（水防法第32条の2）

水防業務及び作業の習熟を期するため、適時水防訓練を実施する。

② 費用負担と公用負担

ア 費用負担（水防法第41・42条）

水防管理者は、管轄区域の水防に要する費用については全て負担する。ただし、他の水防管理団体に対し応援する時、又は応援を求める場合に要した費用の額、及び負担の方法は両者の協議によって定める。

イ 公用負担（水防法第28条）

(7) 公用負担権限

水防のため、必要があるとき、水防管理者は水防法第21条第1項により、次の権限を行使することができる。ただし、公用負担の権限を行使する者は、公用負担を命ずる場合、徒らに必要限度を越えないように留意し、速かに、その旨詳細を水防管理者に報告する。

- ・ 必要な土地の一時使用
- ・ 土石、竹木その他資材の使用
- ・ 土地、土石、竹木、その他資材の収用
- ・ 車馬、その他、運搬具又は器具の使用
- ・ 工作物その他、障害物の処分

(イ) 公用負担の権限を行使する者は、水防管理者からその命を受けた身分を示す証明書を携行し、必要ある場合においては、これを呈示しなければならない。

ウ 公用負担の証票

公用負担の権限を行使したときは、次のような証票を2通作成して、その1通を目的物の所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に手渡さなければならない。

エ 損失補償

上記の権限行使によって、損失を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価により、その損失を補償しなければならない。

③ 避難のための立退きの指示（水防法第29条）

洪水又は高潮により、著しく危険が切迫していると認められるときは、現地の状況に応じ、現場指揮者に適切な指示を行う。また、この旨を、直ちに関係方面に通報する。

現場指揮者は、水防管理者から指令を受けたら、すみやかに、当該住民を最寄りの避難所又は安全地帯に誘導させる。避難完了したときは総務課に、直ちに連絡する。

④ 水防報告と水防記録（水防法第47・49条）

水防管理者は関係事項を取りまとめ、宮崎県水防計画に定める別表(1)様式及び別表(2)様式により、日向土木事務所に報告する。また、水防記録を作成して、これを保管しなければならない。

- ア 天候の状況並びに警戒中の水位観測所
- イ 警戒出動及び解散命令の時刻
- ウ 各課員の出動の時期及び人員
- エ 水防作業の状況
- オ 堤防その他の施設等の異常の有無及び、これに対する処置並びにその効果
- カ 使用資材の種類及び員数とその消耗分並びに回収分
- キ 水防法第21条による収用又は使用器具、資材の種類、数量及び使用場所
- ク 障害物を処分した数量及び、その事由並びに除却の場所
- ケ 土地を一時使用した時は、その箇所及び所有者の住所、氏名とその事由
- コ 応援の状況
- サ 居住者出動の状況
- シ 警察の援助状況
- ス 現場指揮権行使の氏名
- セ 立退きの状況及びそれに示した事由
- ソ 水防関係者の死傷
- タ 功労者及び功績
- チ 事後の水防に考慮する必要がある点、その他水防管理者の所見
- ツ 堤防、その他の施設にして、緊急工事を要する者が生じたときは、その場所及びその損傷状況
- テ その他必要事項

2. 水防体制

2.1 水防災害対策本部

(1) 水防災害対策本部の設置

気象業務法第13条に基づき気象警報が発令され、局地的な大雨、大雨、暴風雨、高潮、河川の氾濫、増水によるダムの決壊等により災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合で町長が配備を必要と認めた場合、町水防災害対策本部を門川町役場庁舎内に設置する。

(2) 水防災害対策本部の解除、移行

① 水防災害対策本部の解除

災害対策本部設置に至らない状態となり、時間の経過とともに終息すると町長が認めた場合

② 災害対策本部への移行

水防災害対策本部体制での対応が困難になった場合

(3) 職員の配置

町長は所属職員の水防非常配置への切替を確実、迅速に行う。また、事態に即応して、勤務者を適宜に交替、休養させるなど、長期間にわたる非常勤務活動の円滑、完璧を期する。

(4) 通信連絡及び伝達系統

① 通報連絡

本部は宮崎地方気象台又は県より気象に関する通報を受理した場合は、必要に応じ、直ちに、関係者へ連絡する。

② 警報伝達

ア 住民へ周知

台風又は豪雨の予報、警報に関する通報があった場合は、同報系防災行政無線、町広報車、その他の通信施設を利用して、すみやかに、住民へ周知徹底する。

特に重要水防地域、危険地域に対しては迅速に行う。

イ 警報の解除

水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったとき、又は高潮のおそれなくなったときは、これを住民に周知するとともに、関係機関にその旨通報する。

(5) 監視及び警戒

① ダム、水門、海岸扉門等の警戒

ア 警戒水位に達した場合は、すみやかに水門管理者又は監視員に通報する。

イ 前号の通報を受けた管理者は、直ちに工作物を点検する。また、監視警戒の任にあたり、必要に応じ、門扉の開閉を行う。

2.2 水防体制

(1) 水防作業

① 堤防、橋梁が欠壊、あるいは流失し、又はこれに準ずる事態が発生した場合、直ちに関係方面に通報する。また、水防工法の措置を行う。

② 水防作業に当たっては建設課及び河川管理者と連携し、その指導に従って作業を実施する。

③ 建設課は、下記により指導の完璧を期する。

ア 水防作業に際し、特殊技術を活用して、これを指導援助し、水防作業員の機能を最高度に発揮するよう努める。

イ 水防作業には技術的判断を必要とするので、建設課においては、次の条件を具備する者の中から班長1名、班員若干名を指定し、指導係を編成する。

(ア) 河川状況に精通している者

(イ) 水防に関する知識と技術を有する者

ウ 当初施行の工法で効果が認められないときは、これに代るべき工法を次々を行い、極力防止に努めなければならない。工法を選ぶに当たっては、堤防の組成材料、流速法面、護岸の状態等を考慮して、最も有効で、しかも使用材料がその附近で得やすい工法を施行する。

(2) 水防活動上の心得

① 作業に際しては監視、警戒を厳重にし、不測の事故を万全に防止するよう留意する。

② 命令なくして、部署を離れたり、勝手な行動をとってはならない。

- ③ 夜間など特に言語に注意し、みだりに「越水」、「破堤」等の想像による言動をしてはならない。
- ④ 命令及び情報の伝達は、特に迅速、正確、慎重を期す。みだりに人心を動揺せしめたり、いたずらに水防作業員を緊張によって疲れさせないように留意する。最悪時に、最大の水防能力を発揮できるように心掛けること。
- ⑤ 洪水が最盛期を過ぎても、完全に流過するまで、警戒を解いてはならない。

2.3 水防施設及び輸送

(1) 水防倉庫

水防倉庫は役場庁舎内に本部倉庫、第4部消防機庫敷地内に水防倉庫を設置する。

(2) 資材並びに器材

- ① 水防資器材は県水防備蓄食器材基準に準じて、それぞれ備蓄する。
- ② 水防備蓄食器材のほか、水防作業員が必要とする器具はそのつど充当する。
- ③ 備蓄食器材員数は、現地水防に適切な員数として適宜変更する。
- ④ 資材中腐敗損傷のおそれのあるものは、水防に支障がない範囲で転用し、常に新しいものを備える。
- ⑤ 水防資器材は、盗難腐敗損傷等を防止するため総務課に責任者を定めておく。

(3) 現地収集資材

災害が発生、又は発生しようとしている場合において、緊急に応急措置を実施する必要がある場合は、現地にある土石、竹木その他の物件を使用し、又は収用する。この場合は事後速やかに所有者にそれらの所在場所、数量、期日等を通知する。(災害対策基本法第64条)

(4) 輸送車輛

水防管理者は非常の際の輸送を確保するため、あらゆる非常事態を想定し、関係機関相互の連絡経路及び資材輸送等について、あらかじめ協議しておく。

第5節 広域応援活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部			○応急対策等の応援要請 ○応援の受入準備		○派遣部隊の撤収要請	
県				○応急対策の代行 ○応援派遣要請の実施			
日向警察署				○警備活動等の実施			
自衛隊				○災害派遣活動の実施			
海上保安庁				○物資輸送、宿泊場所の提供			

1. 地方公共団体による広域的な応援体制

災害発生の規模に応じては、町独自で適正な応急活動が行えないことが予想される。そのため、平素から関係機関と十分に協議し、災害時には速やかに相互応援協定等に基づき、応援を要請し、受入れ体制の確保を図る。応急活動を迅速、的確に実施する。

また町は、他市町村で災害が発生し、あるいは発生するおそれのある場合、人的、物的応援を迅速、的確に実施するものとする。

1.1 応援要請の実施

(1) 県への応援要請又は職員派遣の斡旋

町長は、町に係る災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、必要があると認めるとき、県に対し、応援又は応援の斡旋を要請する。なお、この要請は、次の事項を記載した文書をもって実施する。ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

① 応援要請時に記載する事項

- ア 災害の状況
- イ 応援（応急措置の実施）を要請する理由
- ウ 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- エ 応援（応急措置の実施）を必要とする場所
- オ 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- カ その他必要な事項

② 職員派遣斡旋時に記載する事項

- ア 派遣の斡旋を求める理由
- イ 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員
- ウ 派遣を必要とする期間
- エ その他職員の派遣について必要な事項

また、知事より町に、他市町村への応援依頼があった場合は、その指示に従い、被害情報等に基づき、人的、物的支援を行うものとする。

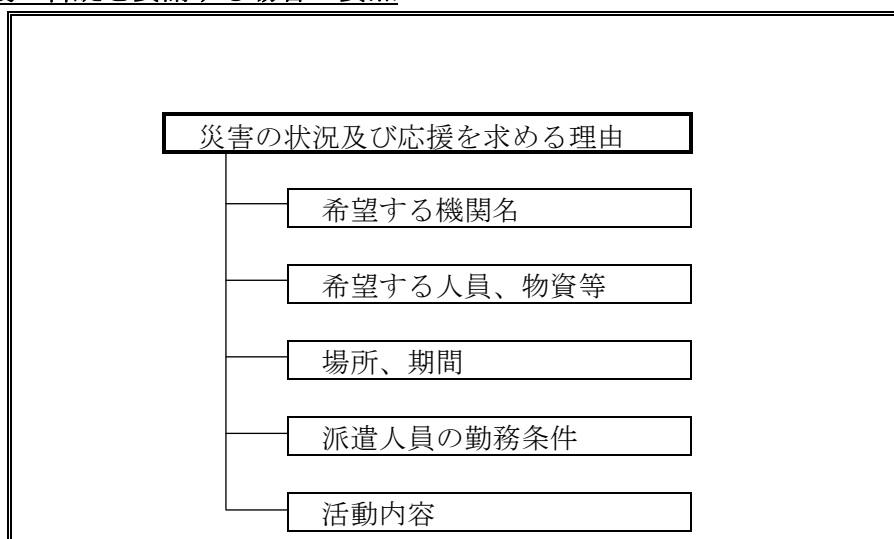
(2) 他市町村への応援要請（宮崎縣市町村防災相互応援協定）

本部長は、町に係る災害について、適切な応急措置を実施する必要があると認めるときは、あらかじめ締結した「宮崎縣市町村防災相互応援協定（平成8年8月29日）」に基づき、他の市町村長に対し、応援要請を行う。

① 応援項目

- ア 災害応急措置に必要な職員の派遣
- イ 食料品、飲料水及び生活必需品の提供
- ウ 避難及び収容施設並びに住宅の提供
- エ 医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
- オ 遺体の火葬のための施設の提供
- カ ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供
- キ 災害応急措置に必要な車両及び資機材の提供
- ク ボランティア団体の受付及び活動調整
- ケ その他、応援のために必要な事項

【1.3.5.1】 応援の斡旋を要請する場合の要点



(3) 国の機関に対する職員派遣の要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。要請は、次の事項を記載した文書をもって行う。

- ① 派遣を要請する理由
 - ② 派遣を要請する職員の職種別人員
 - ③ 派遣を必要とする期間
 - ④ その他職員の派遣について必要な事項
- (4) 民間団体等に対する要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため、必要があると認めるときは、民間団体に協力を要請する。

【1.3.5.2】 要請を行う場合の必要事項

指定地方行政機関 指定公共機関 指定地方公共機関 その他公共的団体	ア. 応援を必要とする理由 イ. 作業の内容 ウ. 従事場所 エ. 就労予定期間及び時間 オ. 必要機関、所要人員 カ. 集合場所 キ. その他参考事項	ア. り災者に対する炊き出し作業 イ. り災者に対する救出作業 ウ. 救助物資の輸送配給作業 エ. 清掃防疫援助作業 オ. 被害状況の通報連絡作業 カ. その他必要とする作業
--	--	--

(5) 宮崎県消防相互応援協定

町では、災害による被害を最小限に抑えるため、火災・救急救助、その他の災害に関して、県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合を含む）と「宮崎県消防相互応援協定（平成7年6月19日）」を締結している。

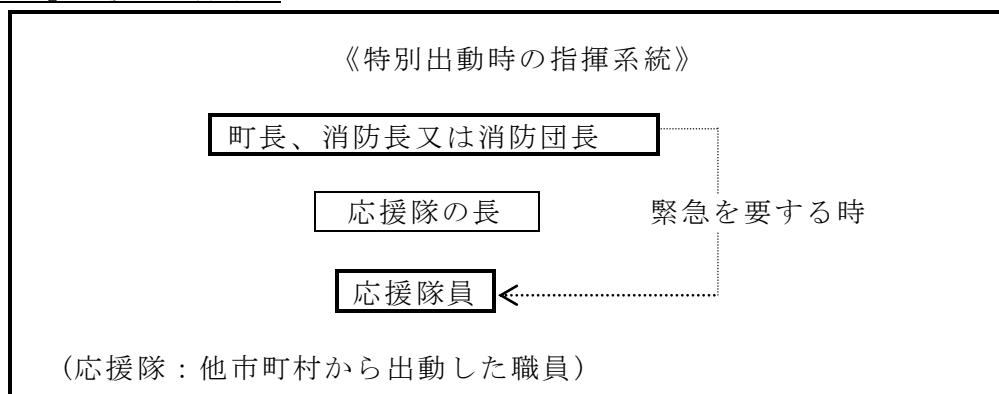
① 応援要請の方法

【1.3.5.3】 応援要請の方法

《応援要請の方法》	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">門川町長</div> （口頭・電話・ 電信等） <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">協定市町村長 又は 協定消防組合長</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">要請の明示事項</div> ア. 災害の状況 イ. 応援を要請する人員及び機械器具等の 種別数量 ウ. その他必要事項
事後、速やかに文書を提出する	

② 応援の指揮系統

【1.3.5.4】 応援の指揮系統



応援受入体制の確保

(6) 連絡体制の確保

本節の定めるところにより、町は応援要請が予測される災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、迅速・的確にその状況を把握する。また、他の市町村、都道府県、関係機関等に通報するとともに、必要な情報交換を行う。

(7) 受入体制の確保

① 連絡窓口の明確化

町は、他の市町村、都道府県、関係機関等との連絡を速やかに行うため、連絡窓口を定めておく。

② 受入施設の整備

町は、他の市町村、都道府県、関係機関等からの人的、物的応援を速やかに受入れる。そのため、応援活動の拠点となる施設の提供、応援に係わる人員の宿泊場所の斡旋等、応援の受入体制の整備に努める。

また、防災ボランティア等の人的応援についても、あらかじめ受入施設を定めておく。

1.2 消防機関への応援要請

災害発生時において、町は、必要に応じ、消防本部に対し、救急、救助、消火活動について応援を要請する。

(1) 応援派遣要請を必要とする災害規模

- ① 大規模災害又は災害の多発等により、災害の防御が困難又は困難が予想される災害
- ② 災害が拡大し、宮崎県内の他市町村又は宮崎県外に被害が及ぶおそれのある災害
- ③ 多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な災害
- ④ 特殊資機材を使用することが災害防御に有効である災害
- ⑤ その他、応援派遣要請の必要があると判断される災害

1.3 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

知事は災害の発生により、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、次のとおり、その全部又は一部について町に代わって行うものとする。

- ① 警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限すること
- ② 現場の災害を受けた工作物等で、応急措置の実施の支障となるものを除去する等の権限等

(2) 指定行政機関（指定地方行政機関を含む。）による応急措置の代行

指定行政機関の長等は、災害の発生により町及び県が全部、又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町が実施する応急措置のうち、次のとおり、その全部又は一部について町に代わって行うものとする。

- ① 現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限等

1.4 警察の任務（県防引用）

災害発生時において、町は必要に応じ、日向警察署に対し、被害情報、交通情報の収集、救出救助、緊急交通路の確保等の活動について応援を要請する。

災害時における住民の生命、身体及び財産を保護し、公共の安全と秩序の維持にあたるため、次の処置を講ずる。なお、実施の際の警備体制や方法等は、「宮崎県地域防災計画」及び「宮崎県警察警備計画」並びに「警察署災害警備計画」による。

【1.3.5.5】 災害時の警察の任務

《 災害時の警察の任務 》

- ア. 各種情報の収集連絡
- イ. 被害実態の把握
- ウ. 警戒区域の設定
- エ. 避難の指示誘導
- オ. 被害者の救出・救護
- カ. 死体の検視（見分）、身元の確認
- キ. 行方不明者の捜索
- ク. 交通の混乱防止及び緊急交通路の確保
- ケ. 被災地の危険箇所等の警戒、公安の維持
- コ. 民心の安定に必要な広報活動
- サ. 関係機関の応急対策等に対する協力

資料編【1.3.5.6】 治安施設

- ① 町は、災害応急対策に関する措置をとるときは、日向警察署長に連絡し、両者は緊密な連携のもとに協力する。
- ② 町が、警察官の出動を求める場合は、日向警察署長を経て警察本部長に要請する。
- ③ 町は、被災地の盗難、火災等の二次災害を防止するため、警察・消防団と連携し、地域の住民組織による巡回・警備活動を促進する。
(自主防災組織育成：災害対策基本法第5条第2項)

1.5 他市町村への応援の実施

他市町村において災害が発生し、自力による応急対策が困難であるため、応援要請を受けた場合、又は応援の必要があると認めた場合、町は、災害対策基本法に基づき、応援を実施する。

(1) 支援対策本部の設置

本部長は、他市町村において災害が発生した場合には、関係課及び消防団で構成する支援対策本部を速やかに設置し、被災市町村への物資の供給や職員等の派遣を行う。

(2) 被害情報の収集

支援対策本部は、応援を迅速かつ的確に行うため、被災市町村へ職員等を派遣し、被害情報の収集を速やかに行う。

(3) 応援の実施

支援対策本部は、収集した被害情報等に基づき、応援の決定を行う。職員等の派遣、物資の供給等の応援を実施する。その際、職員は派遣先において援助を受けることのないよう、食料、衣料から情報伝達手段に至るまで、各自でまかなうことができる自己完結型の体制とする。

(4) 被災者受入施設の提供等

支援対策本部は、被災市町村の被災者を一時的に受入れるための公的住宅及び医療機関並びに要配慮者（要配慮者）を受入れるための社会福祉施設等の提供若しくは斡旋を行う。

2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

本部長は、以下の基準により、知事に対して、自衛隊派遣要請の依頼を行う。知事は、災害が発生し、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合は、直ちに自衛隊に対し災害派遣を要請するものとする。

2.1 自衛隊に対する災害派遣要請（県防引用）

(1) 派遣要請の種類

【1.3.5.7】 派遣要請の種類

- ア. 災害が発生し、知事等が人命又は財産を保護するために必要があると認めた場合、知事の要請に基づく部隊等の派遣
- イ. まさに災害が発生しようとしている場合における知事等の要請に基づく部隊等の予防派遣
- ウ. 災害に際し、その事態に照らし、特に緊急を要し、知事等からの派遣要請を待ついとまがないと認められる場合の自衛隊の自主的判断に基づく部隊等の派遣
- エ. 知事等の派遣要請を待ついとまがない場合の町長からの連絡による部隊派遣

(2) 災害派遣要請の基準

【1.3.5.8】 派遣要請基準

《 派遣要請基準 》

- ア. 天災地変、その他の災害に際して、人命又は財産保護のため、緊急に必要であり、かつ自衛隊以外の機関では対処することが困難であると認められるとき。
 - a. 人命救助の必要がある場合
 - b. 水害等の災害が発生し、又は災害の発生が予想され、緊急に水防措置が必要な場合
 - c. 大規模な火災が発生し、自衛隊の派遣を必要とする場合
 - d. 災害のため救援物資の輸送を必要とする場合
 - e. 災害のため主要交通路が不通となり応急措置が必要な場合
 - f. その他の応急の医療、防疫、給水及び通信支援等が必要な場合
- イ. 災害の発生が迫り、予防措置が急を要する場合で、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。
 - ※ 公共性、緊急性、非代替性の3要件が基本となる。

(3) 要請権者（要請を行うことができる者）

自衛隊に対して災害派遣要請を行える者は、県知事、第十管区海上保安本部長、宮崎空港事務所長である。（以下「知事等」という。）

また、災害派遣要請について、知事の要請を待ついとまがないときは、例外的な措置として次のとおり行うものとする。

- ① 本部長は直接自衛隊に災害派遣要請を行う。
- ② 自衛隊の指定部隊等の長は、部隊等の派遣を行うことができる。

(4) 派遣要請を行う場合

災害に際し、知事等は、次の場合に、自衛隊の部隊等の派遣を要請する。

- ① 県下市町村長から派遣要請の要求があり、知事が必要と認めた場合
- ② 知事等が自らの判断で派遣の必要を認めた場合

(5) 災害派遣の活動範囲

自衛隊が災害派遣時に実施する救援活動の内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、次に示すものとする。

資料編【1.3.5.9】 災害派遣の活動範囲

資料編【1.3.5.10】 大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図

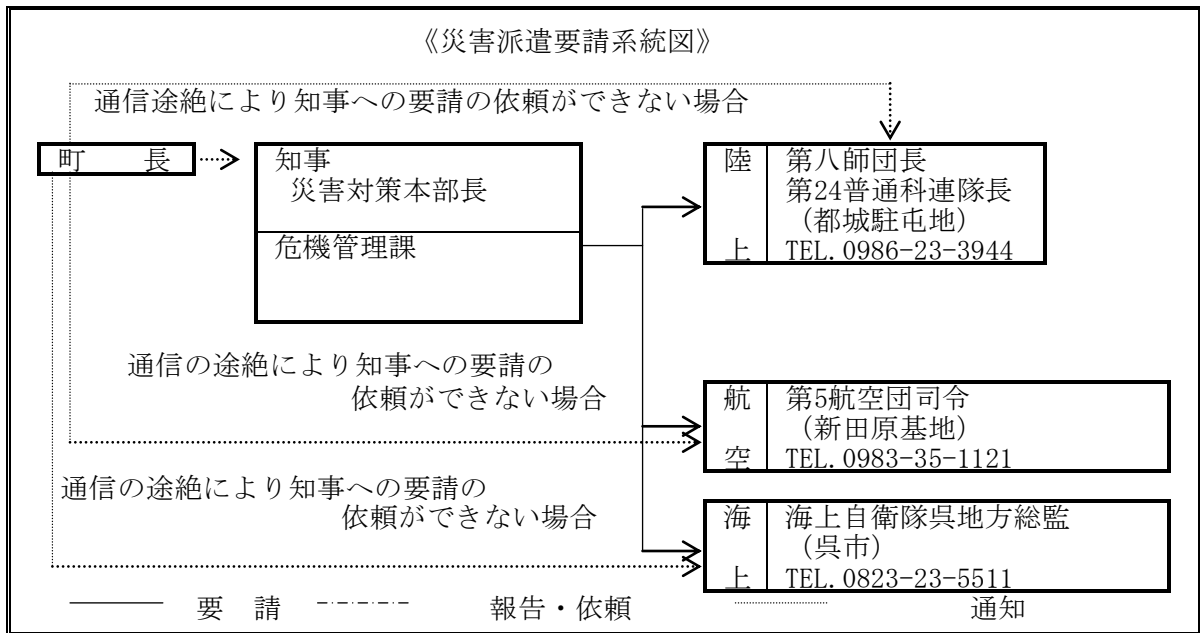
(6) 災害派遣の要請先

災害派遣の要請先は以下のとおりである。

【1.3.5.11】 災害派遣の要請先

区 分	通 知 先	所 在 地	電 話 番 号
陸上自衛隊	陸上自衛隊第43普通科連隊長	都城市久保原町	0986(23)3944
航空自衛隊	航空自衛隊新田原基地司令	児湯郡新富町新田	0983(35)1121
海上自衛隊	海上自衛隊呉地方総監	呉市幸町3丁目	0823(22)5511
”	海上自衛隊鹿屋航空基地隊	鹿屋市西原町	09944(3)3111
	第1航空群司令		

【1.3.5.12】 災害派遣要請系統図



派遣要請の方法

本部長は、自衛隊の派遣要請の必要性を災害規模や被害情報等から判断する。必要があれば直ちに、知事に自衛隊派遣要請の依頼を行う。原則として、災害派遣要請書に次の事項を記載した文書を提出する。しかし、緊急を要するときは、電話又は口頭をもって県（危機管理課）に依頼する。その場合、事後速やかに依頼文書を提出する。

また、通信の途絶等により、知事の要請を待ついとまがないときは、直接自衛隊に通知する。この際、本部長は当該通知をしたときは、事後、速やかにその旨を知事に通知するものとする。事態の推移に応じ、要請の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を連絡する。

- ① 災害の情况及び派遣を要請する事由
- ② 派遣を希望する期間
- ③ 派遣を希望する区域及び活動内容
- ④ その他、参考となるべき事項

資料編【1.3.5.13】 災害派遣要請系統図

資料編【1.3.5.14】 知事への災害派遣要請書(様式)

2.2 自衛隊の自主判断に基づく災害派遣（県防計画）

知事等からの要請を受けて行う災害派遣を補完する例外的な措置として、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがないときは、自衛隊の指定部隊等の長は、要請を待つことなく以下の判断基準に基づいて部隊等の派遣を行うことができる。

- (1) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められること。

(例)

災害に際し、航空機（必要に応じ地上部隊又は艦艇等）により、自衛又は他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として、情報収集を行う場合。

- (2) 災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。

(例)

① 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

② 災害に際し、通信の途絶等により知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の処置をとる必要があると認められること。

- (3) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

(例)

部隊等が防衛省の施設外において、人命に係わる災害の発生を目撃し、又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で、人命救助の措置をとる必要があると認められる場合。

- (4) その他災害に際し、上記に準じ特に緊急を要し、知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

この場合においても、指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努めるものとし、また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施することとする。

なお、自衛隊の自主判断に基づく災害派遣は上記以外に庁舎等防衛省の施設又はその近傍に災害が発生した場合における自衛隊の自主判断に基づく部隊等の派遣（近傍派遣）がある。

2.3 自衛隊受入れ体制の確立

- (1) 体制整備の連絡（県防計画）

知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、関係市町村または関係機関の長に派遣部隊の受入れ体制を整備させるとともに、派遣部隊及び関係市町村または関係機関との連絡にあたるため、必要に応じ職員を派遣する。

- (2) 派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣出動に伴う誘導の要請があった場合は、町は関係機関とともに、

出動経路、交通事情等必要に応じ、被災地へ誘導するものとする。

(3) 受入れ側の活動

本部長は、災害派遣を要請した場合、派遣部隊の受入れに際しては、次の事項に留意して、自衛隊の任務と権威を侵害することなく、派遣部隊の救援目的が十分に達成できるよう処置するものとする。

① 災害派遣部隊到着前

- ア 速やかに作業が開始できるよう計画し、資機材等を準備すること。
- イ 連絡職員を指名し、自衛隊との連絡体制を確立すること。
- ウ 派遣部隊の宿泊施設及び駐車場（部隊の集結地）を選定し、指定すること。

② 災害派遣部隊到着後

- ア 派遣部隊を目的地に誘導するとともに、作業が他の機関と競合重複しないよう、かつ最も効果的に分担できるよう派遣部隊指揮官と協議すること。
- イ 派遣部隊指揮官名、編成装備、到着日時、作業内容及び作業進捗状況等を災害派遣要請者に報告すること。

(4) ヘリコプターの受入れ

ヘリコプターを使用する災害派遣要請を行った場合は、ヘリポート等の諸準備に万全を期す。

「本編 第3章 第5節 2. 2.6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備」参照。

(5) 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち、次に掲げるものは町の負担とする。ただし、要請者が複数にわたる場合は、当事者が協議して負担割合を定めるものとする。

- ① 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置費及び通話料金(災害派遣に関わる事項に限る。)
 - ② 派遣部隊が宿泊のため要した宿泊施設、借上料、電気料、水道料及び汲み取り料
 - ③ 活動のため、現地で調達した資器材の費用
 - ④ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害（自衛隊装備に係るものを除く。）の補償
 - ⑤ その他の必要な経費については、事前に協議しておくものとする。
- なお、疑義が生じた場合は、自衛隊と要請者が協議するものとする。

2.4 災害派遣部隊等の活動（県防計画）

災害派遣部隊は、主として人命財産の救援のため、各機関と緊密な連絡を保って相互に協力し、次の業務を実施する。

(1) 災害の発生が予想される場合又は発生直後の初期活動(情報の収集・準備の推進)

ア 連絡班及び偵察班の派遣

(ア) 連絡班

状況悪化に伴い県災害対策本部、その他必要な機関に連絡班を派遣し、情報の収集及び部隊派遣等に関する連絡調整を行う。

また、状況によっては通信班を派遣し通信の確保を図る。

(イ) 偵察班

災害発生予想地域に対しては、数組の偵察班を派遣し、現地の状況を偵察させるとともに連絡にあたらせる。

(ロ) 通信中継

自衛隊は、通信中継所の設置を必要とする場合、中継所の細部の位置を県に通報し使用の統制及び借り上げ等の処置を依頼して、通信の確保を図る。

(2) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(3) 派遣部隊出動時の活動

災害発生後の活動は、「1 自衛隊に対する災害派遣要請 (4)災害派遣の活動範囲」の内容であるが、その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力上可能なものについては、所要の措置をとるものとする。

(4) 部外者の航空機搭乗

災害派遣中に、災害の救援に関連して部外者の航空機搭乗申請を受けた場合は、現に災害派遣中の航空機の救援活動に支障をきたさない範囲内において搭乗させることができる。

(5) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、市町村長等、警察官及び海上保安官がその場にはいない場合に限り、次の措置をとることができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- ① 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限・禁止及び退去命令
- ② 他人の土地等の一時使用等
- ③ 現場の被災工作物の除去等
- ④ 住民等を応急措置の業務に従事させること。

2.5 派遣部隊等の撤収要請

町長は、災害の救援活動が終了し、又は他の機関をもって対処できる状況となり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、速やかに知事に撤収要請する。撤収要請は、電話等をもって報告した後、事後速やかに文書をもって要請する。

資料編【1.3.5.15】撤収要請書(様式)

(1) 自衛隊との連絡調整 (県防計画)

県は、平素から、自衛隊等救助機関と連携を図ることを目的として設置された「宮崎県救助機関災害対策連絡会議」等を通じて連絡体制を図る他、災害時において、以下の調整を行う。

① 情報の交換

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、県及び関係機関は自衛隊の災害派遣の有無に拘らず、情報の交換等連絡調整を行う。

また、県等は事態の推移に応じ、災害派遣を要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

② 連絡班の派遣依頼

県は、自衛隊に対して災害派遣要請を行った場合は、自衛隊の災害派遣が円滑に行われるようにするため、自衛隊に対して連絡班の派遣を依頼する。

③ 連絡所の設置

県は、②の依頼をした場合、県災害対策本部等に自衛隊連絡班の連絡所を設置する。

なお、設置に当たって県は連絡手段として、NTTの電話・FAXを提供する。また、可能な範囲で宿泊、食事等についても配慮するものとする。

④ 調整上の留意事項

県は、②の依頼をした場合、自衛隊の活動内容・地域及びそれらの優先順位を明らかにして、連絡班に通知するものとする。

災害派遣命令者は、前項の要請があった場合は速やかに部隊等の撤収を命じなければならない。

2.6 緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備

災害時に航空機による援助を受けるための緊急時ヘリコプター離着陸場の選定と準備について、以下に示す。なお、町における災害時の臨時ヘリポートは次のとおりである。

- (1) 使用離着陸場名(特別の場合を除き、添付資料に記載されている離着陸場を使用する)、着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、無線、その他の方法で県(危機管理局)に連絡を行うこと。
- (2) 離着陸場には航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて着陸前に風向を示しておくこと。
- (3) あらかじめ離着陸場の中央に石灰粉で直径10mのH印を行い、着陸中心を示すこと。下記、「【1.2.2.8】 離着陸場」を参照。
- (4) 夜間は、離着陸場(別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15メートル平方の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- (5) 離着陸場と町役場、その他の必要な箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (6) ヘリコプターの機種機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向かって通常約9度以上の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸するものではない。
- (7) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。

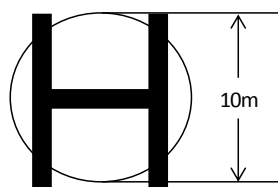
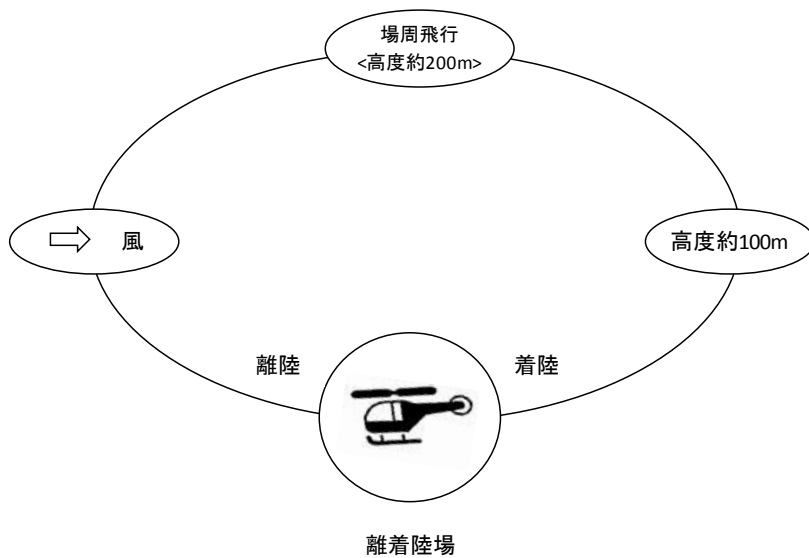
- (8) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12度)以上の障害物がないこと。又離着に要する地積は(1.2.2.9 軽飛行機及びヘリコプター離着陸(発着)のための必要最小限の地積)に示すとおりである。
- (9) 物資を大量に輸送する場合は、搭載量を超過しないように重量計を準備すること。
- (10) 大型車両等が進入できること。
- (11) 林野火災対策に使用する場合は、面積(100メートル×100メートル以上)、水利(100t以上)を考慮すること。
- (12) 離着陸場付近への立入禁止の措置を講ずること。

【1.2.2.5】 災害時臨時ヘリポート

門川町内のヘリポート 一覧				2014.12月現在
	名 称	住 所	所 有 者(管理者)	連 絡 先
1	門川海浜総合公園	大字加草5丁目1-1	門川町(門川ふるさと文化財団)	63-0002
2	五十鈴小学校	大字門川尾末6270	門川町(五十鈴小学校長)	63-0233
3	草川小学校	加草4丁目98番地	門川町(草川小学校長)	63-1009
4	西門川総合活性化センター	大字川内2671-3	門川町(産業振興課長)	63-1140
5	門川中学校	西栄町2-3-1	門川町(門川中学校長)	63-1037
6	南町近隣公園	南町6丁目45番地	門川町(建設課長)	63-1140
7	かどがわ温泉心の杜	大字庵川1942	門川町(心の杜保全会)	63-7780
8	西門川小・中学校	大字川内4413	門川町(西門川中学校長)	64-1004

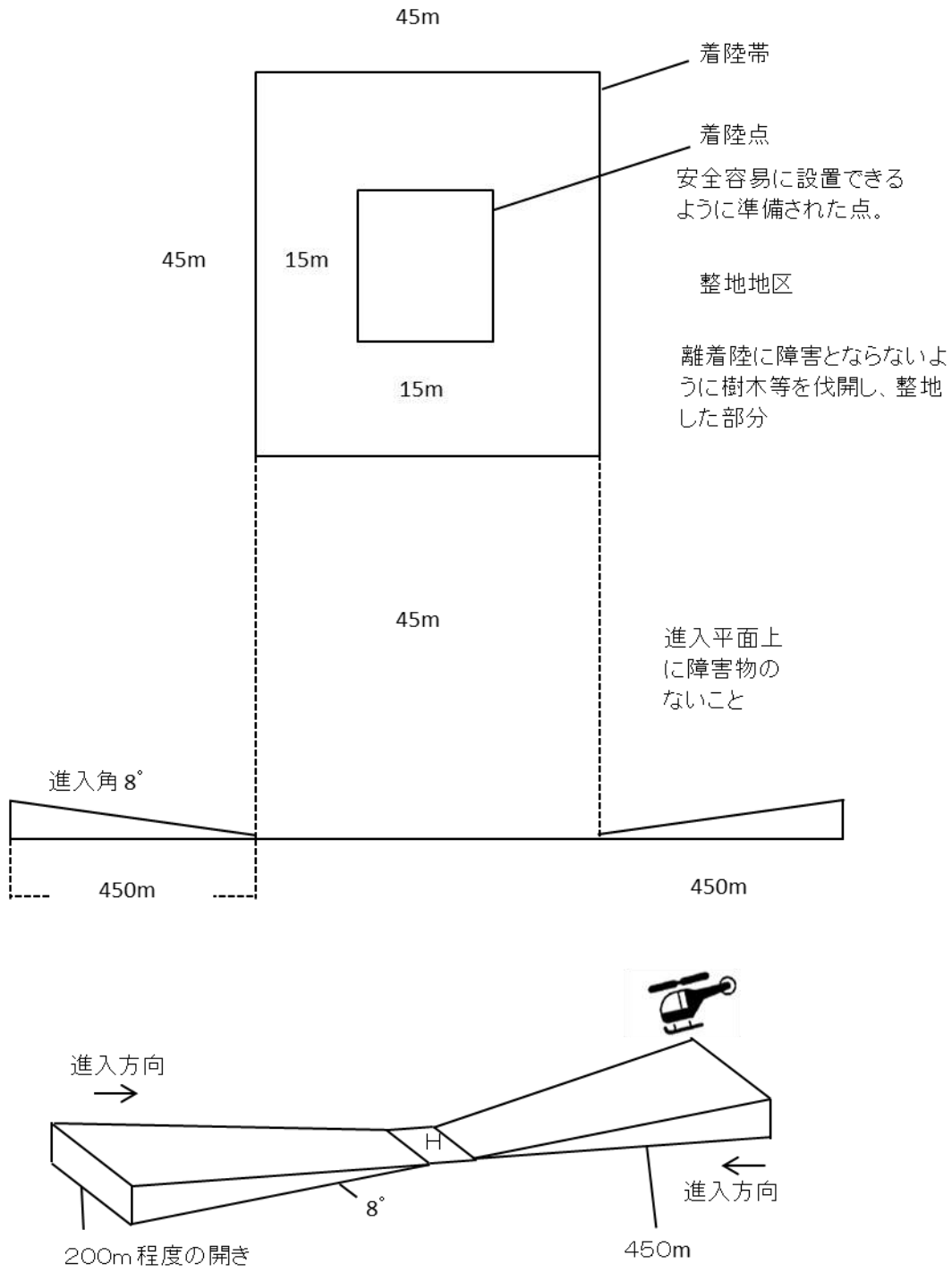
町における災害時の臨時ヘリポートは次のとおりである。

【1.2.2.8】 離着陸場



軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積



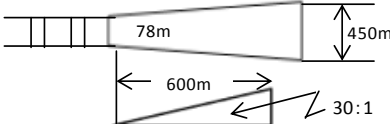
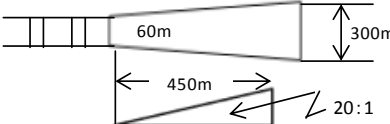
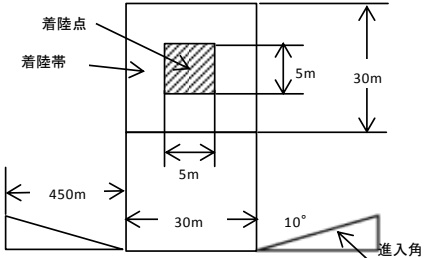
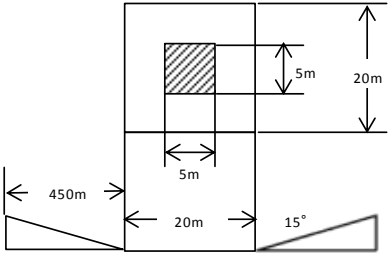
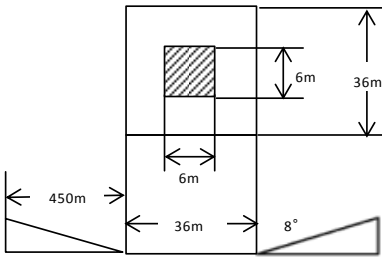
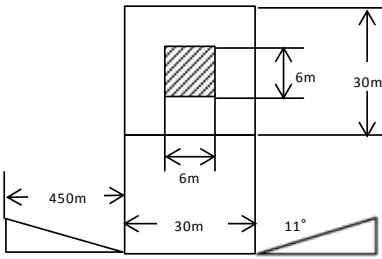
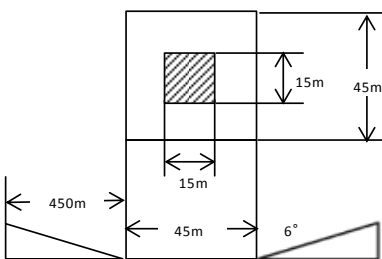
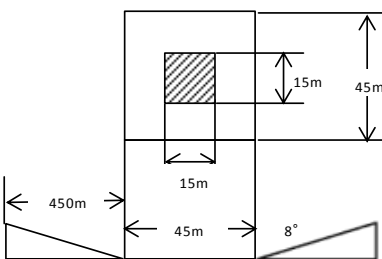
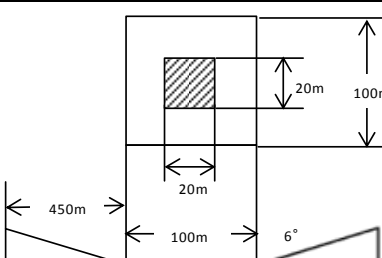
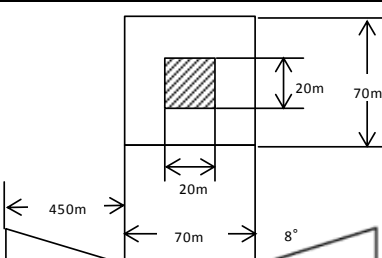
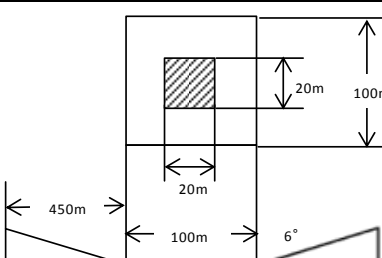
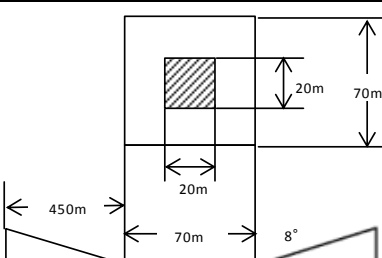
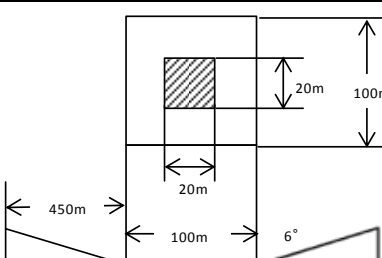
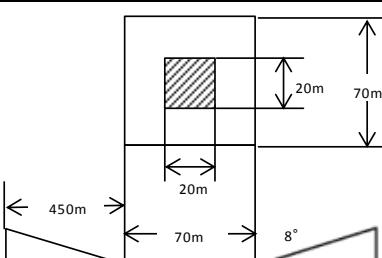
資料編【1.2.2.6】 離着陸のための必要最小限度の地積



2.7 着陸のための最小限所要地積

【1.2.2.9】 軽飛行機及びヘリコプター離着陸（発着）のための必要最小限の地積

1 着陸のための最小限所要地積

1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	LR-1	滑走路 30m 	20m 
		LR-1	進入区域 	
3 4 5 6	回 転 翼 機	OH-6		
				
		UH-1H AH-1S		
				
		CH-47		
				
備 考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回転翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

2.8 回転翼機離発着のための最小限所要地積

【1.2.2.10】 回転翼機離発着のための最小限所要地積

回転翼機離発着のための最少限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

2.9 災害時における地上と自衛隊航空機との交信方法

(1) 地上から航空機に対する信号の種類

【1.2.2.11】 旗による信号

旗による信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	摘要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

【1.2.2.12】 身振り信号

信号の種類	意味	信号の種類	意味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り (YES)		間もなく進行できるので出来れば待て
	否 (NO)		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

【1.2.2.13】 生存者対空信号

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

(2) 地上からの信号に対する航空機の回答要請

【1.2.2.14】地上からの信号に対する航空機の回答要領

地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る(ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。)
了解できず	蛇行飛行(機首を左右交互に向ける)

(3) 航空機から地上に対する信号要領

【1.2.2.15】航空機から地上に対する信号要領

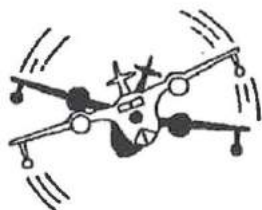
事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

<対空目視信号>

・航空機の応答信号

ア 昼間又は月夜

翼を振る



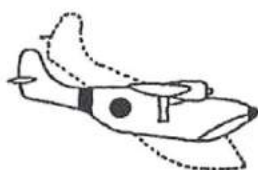
意味：連絡事項は了解した！

右旋回をする



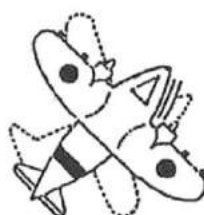
意味：信号は受けたが理解できない！

ピッチングをする



意味：然り（YES）！

ヨウイングする



意味：否（NO）

イ 夜間

(ア) 発光信号(緑)による点滅「・・・」の連続

意味：連絡事項は了承した！

(イ) 発光信号(赤)による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形(風向→└)で明確に示すものとする。

3. 海上保安庁に対する支援要請

3.1 基本方針

本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは、知事に対し、海上保安庁の支援について、次の事項を明示した文書をもって、必要な措置を講ずるよう依頼する。

ただし、緊急を要するときは、電話等をもって行い、事後速やかに文書をもって措置する。また、事態が急迫し、知事に要請を依頼するいとまがない場合、又は知事を通じて要請することが困難な場合には、直接、最寄りの海上保安庁の事務所、沖合に配備された海上保安庁の巡視船艇、若しくは航空機を通じて要請するものとする。また、知事に対してもその旨を速やかに連絡する。

知事は、海上保安庁の支援を必要とするときは、支援を要請する次の事項等を明らかにして支援を要請するものとしている。

- (1) 災害の概要及び支援活動を要請する理由
- (2) 支援活動を必要とする期間
- (3) 支援活動を必要とする区域及び活動内容
- (4) その他参考となる事項

3.2 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県及び市町村が行う災害応急対策の支援

第6節 救助・救急及び消火活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部		○警戒区域の設定	○救助、救急活動の統括			
	総務対策部 (医療支援班)			○被害情報の収集			
	消防団			○消防に関する応援派遣の要請			
				○応急救護所の設置			
				○医療機関の応需状況の把握と伝達			
				○消防活動の実施			
				○救助、救急活動の実施			
県				○救助、救急活動の支援			
県警本部				○機動隊等の派遣、初動措置の実施			
日向消防署			○警戒区域の設定	○消火活動の実施			
				○被害情報の収集、報告			
				○救助、救急活動の実施			
自主防災組織			○初期消火活動の実施	○救助、救急活動の実施			
海上保安庁				○救助、救急活動の実施			

1. 警戒区域

(1) 警戒区域の設定

住民の保護のために必要な警戒区域の設定は、災害対策基本法（第63条）で、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法（第28条）又は水防法（第21条）によって行うことを原則とする。なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第（第63条第1項、第64条第1項及び第2項、第65条第1項）に定める応急措置の全部又は一部を知事が代行することとする。（災害対策基本法第73条第1項）

【1.3.6.1】 警戒区域の設定



(2) 設定の基準(災害全般)

- ① 町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。
- ② 警察官又は海上保安官は、本部長（権限の委託を受けた職員を含む。）が現場にいないとき、又は本部長から要請があったときは、警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を本部長へ通知することとする。
- ③ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、本部長、その他、その職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を本部長へ通知することとする。

(3) 規制の内容及び実施方法

- ① 本部長、警察官、海上保安官、知事又は自衛官は警戒区域を設定したときは、退去又は立入禁止の措置を講ずる。
- ② 本部長、警察官及び海上保安官は協力し、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

2. 救助・救急活動

町長は、災害による死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに、効果的な救助・救急活動を実施するものとする。

町、消防署、消防団及び警察は、相互の協力体制を確立し、迅速かつ的確に救出活動を実

施する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、医療支援班を編成し、県及び防災関係機関と連携して災害現場での負傷者等の救助・救急活動を実施する。

2.2 救助・救急活動の原則

(1) 実施方法

① 救出対象者

【1.3.6.2】 救出対象者

災害により

- ア. 身体が危険な状態にあるもの
- イ. 生死不明の状態にあるもの
- ウ. 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要するもの
- エ. 自ら避難することが困難な者で、避難行動に対する支援を要するもの
- オ. 火災の際に火中に取り残されたような場合
- カ. 地震の際に倒壊家屋の下敷きになったような場合
- キ. 水害の際に流出、孤立した地点に取り残されたような場合
- ク. 土砂災害により、生き埋めとなったような場合
- ケ. 船舶の遭難は水難救護法の対象となる。

② 災害救助法適用期間

災害発生の日から3日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長することができる。

③ 救助・救急活動の原則

- ア 救助・救急を必要とする負傷者等に対する救助・救急活動は、町が行うことを原則とする。
- イ 県、県警察及び自衛隊は、町が行う救助・救急活動に協力する。
- ウ 県は、救助・救急活動に関する応援について市町村間の総合調整を行うとしている。
- エ 町は、町域内の関係機関による救助・救急活動について総合調整を行う。
- オ 自主防災組織、事業所等及び町民は、地域における相互扶助による活動を行う。
- カ 自衛隊の救助・救急活動は「本編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」の定めるところにより行う。

④ 救出部隊の編成

- ア 被災者の救出は、原則として総務対策部が計画作成を行い、救出活動は消防団を主体として行う。
- イ 町災害対策本部による救出作業が困難なときは、自衛隊及び警察に派遣要請をするとともに、合同して救出部隊を編成し、救助にあたる。

【1.3.6.3】 救出部隊の編成

- ・ 通常の場合
 - ア. 門川町災害対策本部（総務対策部）
- ・ 派遣要請をした場合
 - ア. 消防機関
 - イ. 警察
 - ウ. 自衛隊
 - エ. 県、周辺市町村の職員及び消防団員

(2) 住民及び自主防災組織等の役割

住民及び自主防災組織等は、自発的に被災者の救助・救急活動を行う。また、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2.3 町及び消防機関による救助・救急活動

(1) 情報収集、伝達

① 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

② 災害状況の報告

町長は、災害の状況を町長、知事に対して報告する。また、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

(2) 救助・救急要請への対応

災害後、多発すると予想される救助・救急要請に対して、あらかじめ定めた救助・救急計画に基づき、次の組織的な対策をとる。

① 救助・救急活動は、緊急性の高い傷病者を優先とする。

② その他の傷病者はできる限り自主的な処置を行わせる

③ 救助、救急活動は、他の防災機関と連携し、実施する。

(3) 救助資機材の調達

家屋の圧壊、土砂崩れ等により、通常の救助用資機材では対応困難な被害が生じた時は、民間の建設業者等の協力を得て、迅速な救助活動を行う。

(4) 応急救護所の設置

災害現場では必要に応じ応急救護所を設置し、医療機関、自主防災組織、医療ボランティア等と協力し、傷病者に対するトリアージ、応急手当を行う。

(5) 後方医療機関への搬送

① 応急救護所では、トリアージの結果によって、傷病者の傷病程度に応じ、必要な応急手当を行い、医療機関に搬送する。

- ② 搬送先の医療機関が施設・設備の被害、ライフラインの途絶等により、治療困難な場合も考えられるため、各医療機関の応需状況を早期に情報収集し、医療救護班、救急隊に対して情報伝達する。

(6) 応援派遣要請

広域応援派遣要請は、「本編 第3章 第5節 2. 広域応援活動」の内容による。

2.4 県等のとる措置（県防引用）

(1) 県のとる措置

- ① 県は、市町村から負傷者等の救助・救急活動について応援を求められ、特に必要があると認めたときは、その状況に応じ次の措置を講ずる。
 - ア 県職員を派遣し、救助・救急活動を支援する。
 - イ 他の市町村長に対し応援を指示する。
 - ウ 自衛隊に対し支援を要請する。
 - エ 緊急消防援助隊又は他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。
 - オ 救助・救急活動の総合調整を行う。
- ② 救助活動を行うに当たり、関係機関が活動の重複を避け、効率的活動が展開されるようにするため、県は、災害対策本部内に「県救助機関災害対策連絡会議」構成機関を召集し、調整を行う。
- ③ 災害救助法に基づく県の実施事項については、「本編 第3章 第19節 災害救助法の適用」による。ただし実施期間については、状況に応じ国と協議して延長する。

(2) 県警察本部のとる措置

- ① 機動隊等の派遣
県警察本部は機動隊等を派遣し、情報収集、救出・救助活動、緊急交通路の確保等の初動措置に当たるものとする。
- ② 被災者の救出・搬送
県警察本部は、県、市町村等から救助・救急活動の応援要請があった場合、又は自ら必要と判断した場合は、速やかに救助隊を編成して救助・救急活動を実施する。
- ③ 道路情報の収集、緊急交通路の指定、緊急通行車両等の円滑な通行の確保
県警察本部は、大規模災害が発生したときは道路管理者と連携を図り道路情報の収集に努めるとともに、通行可能な道路の中から速やかに緊急交通路を指定するものとする。また必要に応じて交通検問所を設置し、災害応急対策活動等に従事する緊急通行車両等の円滑な通行を確保するものとする。
- ④ 広域緊急援助隊の援助要請
県公安委員会は、広域緊急援助隊の援助の必要を認めるときは、警察庁又は都道府県警察に対し、援助要請を行う。

(3) 宮崎海上保安部

船舶海難等の災害により、被災者又は行方不明者が発生した場合は、情報の収集、

確認とともに、投入する巡視船艇、航空機を決定し、これにより救出、捜索に当たる。

(4) 自衛隊

県 の要請に基づき、救助・救急活動を実施する。

2.5 住民相互、自主防災組織、事業所等による救助活動の実施

住民、自主防災組織、事業所の防災組織は、次により自主的に救助活動を行うものとする。

- (1) 自治会や自主防災組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。
- (2) 救助活動用資機材を活用し、組織的救助活動に努める。
- (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって、地域における救助活動を行う。
- (4) 自主救助活動が困難な場合は、消防署、消防団、警察又は海上保安部等に連絡し、早期救助を図る。
- (5) 救助活動を行うときは、可能な限り、町、消防署、消防団、警察、海上保安部と連絡を取り、その指導を受けるものとする。

3. 消火活動

消防団及び広域消防組織は、災害発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防団活動体制、広域消防体制、消防相互応援体制等の整備充実を図るものとする。

3.1 消防機関による消火活動

(1) 消防機関

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、消防機関の組織運用及び、その他の活動体制等について、消防計画を定めておく。

また、消防組織法第39条の規定に基づき、消防に関し相互に応援するよう努めるとともに、相互応援について協定を締結し、消防体制の確立を図る。

(2) 住民及び自主防災組織等の役割

発災後、初期段階においては、住民及び自主防災組織等は自発的に初期消火活動を行うとともに、消防署、消防団に協力するよう努める。

(3) 消防活動計画

① 情報収集、伝達

ア 災害発生後の消防職（団）員の初動体制、初期の消防活動の実施等を定める。

イ 被害状況の把握

119番通報、駆け込み通報、参集職員からの情報、消防団員及び自主防災組織等からの情報などを総合し、被害の状況を把握し、初動体制を整える。

ウ 災害状況の報告

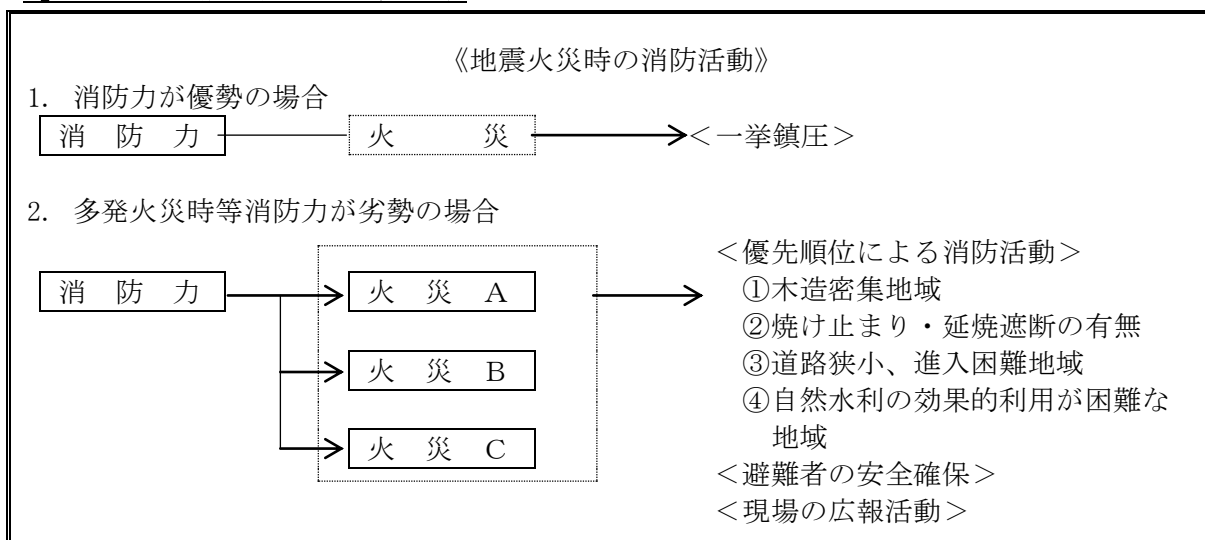
消防団長は、災害の状況を町長（場合によっては知事）に対して報告する。また、応援要請等の手続きに遅れのないよう努める。

エ 出火防止のための広報、火災の延焼状況等の広報を迅速に行う。そのため、広

報の要領等について、その実施計画を確立する。

- オ 消防活動を円滑に実施するため、消火栓、防火水槽等の消防施設の破損及び道路の通行状況等が迅速に把握できるよう、情報の収集計画を確立する。

【1.3.6.4 地震火災時の消防活動】



災害防御の事前措置（消防調査）

消防調査は、災害が発生した場合に適切な防御活動ができるよう、次の事項について事前調査を行う。

カ 消防地理調査

消防活動を行ううえで、影響のある次の調査対象物について調査する。地形、地物、道路、橋、川、建物、火災報知器、その他、災害防御上、注意を要する箇所

キ 消防水利調査

消防活動に必要な次の消防用水利の状況について調査する。消火栓、貯水池、貯水槽、河川水、プール、その他

ク 施設及び資器材の整備点検

適宜及び使用した都度行う。

ケ 危険物調査

木造建造物の密集地等、火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積・貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域

② 発災時の火災防御

- ア 災害発生後は、望楼、ビル等の高所見張、巡回等により火災を早期発見し、初期消火に努めるとともに、火災の拡大を防止する。
- イ 災害時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防組織の運用を図る。そのため、消火活動の重点地域を定める。
- ウ 道路、地形、水利等を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防止する。
- エ 木造建造物の密集地等の火災の拡大危険区域、住家に延焼の危険が生じる危険物集積・貯蔵地域、避難地の確保を図るために必要な地域等については、完全鎮火を目標に消防活動を行う。
- オ 災害時には、水道給水のストップによって、消火栓が使用できなくなることが予想される。そのため、河川、池、水路等の自然水利、あるいはプール等の効果的な使用を図る。

(4) 消防団の活動

① 災害時の消防団の規模

ア 小災害の場合

消防団長の命令により、地元の部、隣接する部、分団、隣接する分団と、順次その規模により消防団を出動させる。

イ 大災害の場合

一つの部又は複数部の人員及び器材では対応困難な場合は、全団員を召集し、対応にあたる。なお、消防力の不足、又はその災害が他市町村に及ぶおそれがある場合は、協定に定めるところにより応援出動を要請する。

3.2 応援活動

(1) 応援派遣要請

町は自らの消防力では十分な活動が困難である場合、消防相互応援協定に基づき他の消防本部に対して、応援を要請する。また、消防相互応援協定に基づく応援をもってしても対応できない時は、知事に対し、電話等により他都道府県への応援要請を依頼する。

本部長は、他の市町村の消防機関に応援要請を行うときは、次の事項を明らかにし、他の市町村長又は消防長に要請する。(後日文書提出)

- ① 火災の状況及び応援要請理由
- ② 応援消防機関の派遣を必要とする期間(予定)
- ③ 応援要請を行う消防機関の種別人員
- ④ 町への進入経路及び集結(待機)場所

(2) 応援隊の派遣

町は、消防相互応援協定及び知事の指示により、また緊急消防援助隊の一部として、消防隊を被災地に派遣し、被災自治体の消防活動を応援する。特に、近隣県での被害に対しては「大規模災害消防応援実施計画」(宮崎県消防長会)等により、直ちに出勤できる体制を確保する。

(3) 応援隊との連携

災害被害が大きい場合、被災地域のみでの対応は困難であるため、他地域からの応援隊との連携をいかにうまくとって対応するかが鍵となる。早期に指揮系統、情報伝達方法を明確にし、混乱なく効率的な対策活動を行う。

応援隊の受入れは「宮崎県消防広域応援基本計画」「宮崎県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて行う。

(4) 消防用緊急通行車両の通行の確保

警察官がその場にはいない場合において、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第4項に基づき、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、車両等の道路外への移動等、必要な措置命令、強制措置を行うことができる。

第7節 医療救護活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部			○医療救護班の派遣要請			
	総務対策部 (医療支援班)		○情報収集とその提供 ○医療機関の状況把握 ○医療救護活動及びその支援 ○搬送体制の確保 ○医療支援班の編成、派遣、救護所の設置 ○医薬品の供給				
県				○DMAT及び医療救護班の派遣、医療救護活動の実施 ○医薬品の調達			
薬剤師会				○医薬品の供給			
県赤十字血液センター				○輸血用血液製剤の調達、供給、輸送			

1. 医療機関による医療救護活動

医療救護は住民の生命と安全に直接関わることであり、迅速な活動が要求される。そのため、町長は、県や各医療関係機関、各防災関係機関と密接な連携をとりながら被災者の救援に万全を期するものとする。

なお、町に対して、災害救助法が適用された場合、その医療に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、医療支援班を編成し、県及び防災関係機関と連携して医療救護活動を実施する。

1.2 災害拠点病院等による医療救護活動（県防計画）

平成9年3月及び平成15年2月に各二次医療圏ごとに災害拠点病院を指定しており、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、日本赤十字社宮崎県支部、消防本部等の関係機関との連携を図りながら、災害拠点病院を中心とした医療救護活動を行うものとする。

(1) 地域災害拠点病院

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療等の高度の診療を行う。また、地域の医療機関への応急用資器材の貸出し、自己完結型の医療救護チームの派遣等を行う。

適切なトリアージを行い、限られた医療資源を有効に利用することに努める。

(2) 基幹災害拠点病院

県全体の災害拠点病院の中核となり、地域災害拠点病院の後方施設として、さらに高度な医療救護活動を行う。

【1.3.7.1】 災害拠点病院等

2. DMAT及び医療救護班による医療救護活動

災害拠点病院による医療救護活動の外、状況に応じてDMAT及びJMAT等の医療救護班を現地に派遣するものとする。その編成等は次のとおりとする。

2.1 DMATによる医療救護活動（県防計画）

(1) DMATの編成

厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣等の協力を申し出たDMAT指定医療機関が編成する。

(2) DMATの構成

医師1名、看護師2名及び業務調整員1名の4名を標準とする。

【1.3.7.2】 DMATによる医療救護活動

DMATによる医療救護活動

医 師	看護師	業務調整員	計	備 考
1名	2名	1名	4名	DMAT:厚生労働省が認めた専門的な研修等を受講している医療従事者が所属し、DMATの派遣要請を受けた、DMAT指定医療機関が編成する。

(3) DMATによる活動

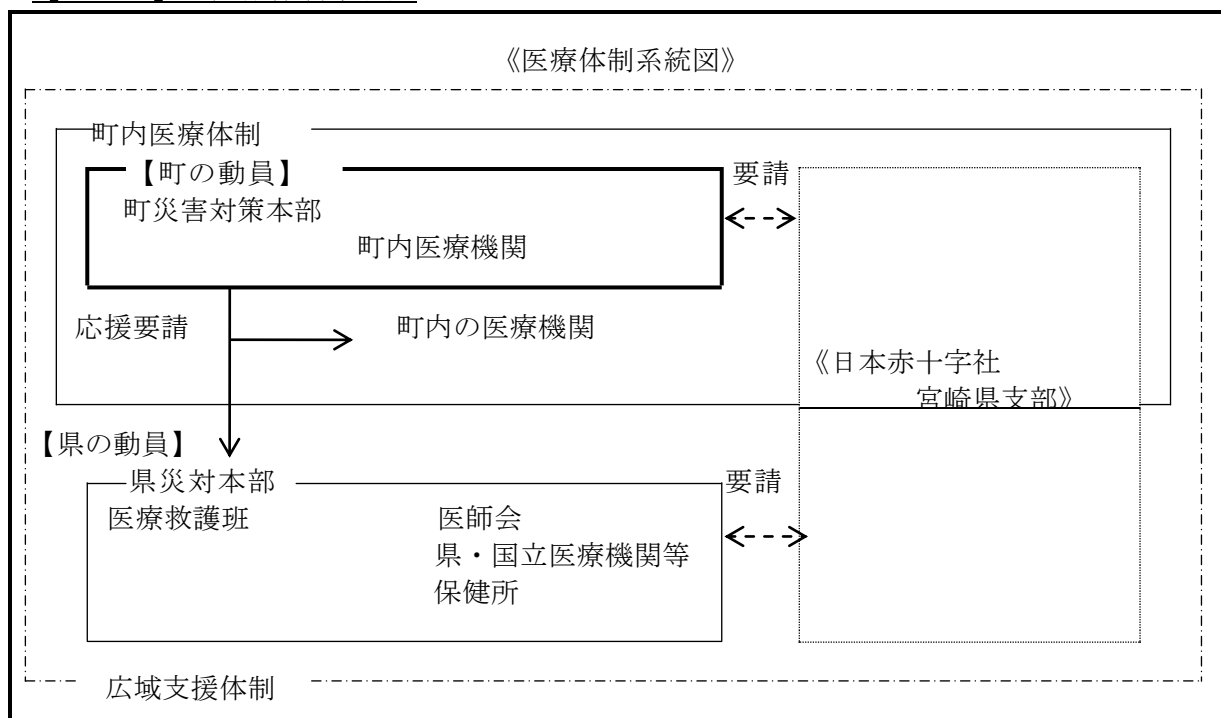
県は、統括DMATと連携し、各DMATへの派遣要請及び参集場所の設定等を行う。各DMATは、活動拠点本部等における統括DMAT等の指揮命令に基づき活動を行う。その活動内容は、以下に掲げるとおりとする。

- ① 災害現場での医療情報の収集と伝達
- ② 災害現場でのトリアージ、救命処置、搬送支援
- ③ 被災地内の病院における診療支援
- ④ 広域搬送拠点におけるトリアージ、救命処置、搬送支援
- ⑤ その他災害現場における救命活動に必要な措置

2.2 医療救護班による医療救護活動

(1) 医療救護班の編成及び活動内容

【1.3.7.3】 医療体制系統図



【1.3.7.8】 医療救護班の編成

医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考	電 話
県 立 病 院	県立 延岡病院		0982-32-6181
日本赤十字社	宮崎県支部 常備救護班(第三班)	宮崎県済生会日向病院に委託(1班・6名態勢)	0985-22-4045
医 師 会	JMAT(日本医師会災害医療チーム)	日向市・東臼杵郡医師会	52-0222
保 健 所	保健所 医療救護班	日向保健所	52-5101

※医療救護班の構成

医 師	保健師	助産師	看護(準)師	計	臨時救護所を設置する施設
1名	2名			3名	①災害救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所 ②①の区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

※災害救助業務委託契約(災害救助法第23条) 宮崎県知事と日本赤十字社宮崎県支部長契約に基づき (昭和34年10月30日)

業務委託内容 1. 医療及び助産 2. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案

① 医療救護班による活動 (県防計画)

避難所その他適当な地点に応急救護所を設けるとともに、次に掲げる施設を利用して臨時救護所を設けるものとする。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを

編成し巡回救護を行うものとする。

ア 救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所

イ アの区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

② 応援要請

町は、災害発生の通報連絡を受けたときは、被害状況を把握し、その規模、内容等に応じて、県、日本赤十字社宮崎県支部等へ県医療救護班の出動を要請する。

ア 派遣を必要とする人員（内科、外科、助産等別の医師、看護師数）

イ 必要とする医療救護班数

ウ 救護期間

エ 派遣場所

オ 災害の種類・原因等、その他の事項

③ 民間への協力依頼

救急医療活動は、災害が突発的に発生する関係上、現場付近における住民の通報連絡、傷病者の移送等について、十分な協力が得られるよう、各機関の啓発を図る。

(2) 救護所の設置

災害時における医療救護班等の活動が迅速かつ円滑に行われるよう、日本赤十字社宮崎県支部及び日向市東臼杵郡医師会等と協議して適当な救護所を設ける。

傷病者の収容には、臨時に救護所を仮設し、あるいは学校、集会所等の収容可能な施設の確保を図る。

【1.3.7.4】 医療救護活動

ア. 重傷度の判定（トリアージタグ）

イ. 医療救護

ウ. 助産救護

エ. 医療機関への転送の要否、処置

(3) 医療救護活動

町は、災害の状況に応じ適切な医療を行うため、医療支援班を編成し、次のような救護活動を行う。

① 医療支援班による活動

医療支援班は、日向市郡医師会等が設置する医療救護所（避難所、災害現場、被災地周辺医療施設等に設置）における医療救護活動に協力する。また、必要に応じて巡回相談、訪問チームを編成し巡回救護を行うものとする。

② 医療支援班の装備

医療支援班の携行する装備は、各編成機関所有の資機材を用いるものとする。ただし、調達不能又は不足の場合は、県・周辺市町村等の関係機関の協力を得て補給する。

③ 精神医療

災害時における精神障がい者に対する保健・医療サービスを確保する。また、P

TSD（心的外傷後ストレス障害）等の精神的不安に対する対策について協力をを行う。

④ 健康対策

災害時における健康や栄養に関する相談や指導等についての対策に協力する。

ア 保健師による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等の実施

イ 栄養士による巡回栄養相談、栄養健康教育等の実施

⑤ 緊急患者への対応

透析患者や挫滅症候群（クラッシュ症候群）患者等、特殊な医療を必要とする場合は、地域災害医療センターへの相談、移送等適切な措置を講ずる。

⑥ 助産

助産は原則として産科医を構成員とする医療支援班があたる。ただし、出産は緊急を要する場合が多いので、最寄りの助産師によって行うことも差し支えない。

⑦ 医療、助産に必要な医薬品等の調達

医療、助産に必要な医薬品及び衛生材料の調達は、町内業者及び県又は近隣市町村より調達する。

(4) 費用の範囲と負担区分

① 費用の範囲

出動した医師等に対する謝金、手当、医療材料等の消耗費、その他医療活動に伴う所用経費とする。

② 費用の負担区分

ア 傷病事故の発生原因が、地震、暴風等の自然現象により発生する自然災害の場合は当該町が負担する。

イ 公的及び私的企業体の責任において発生する人為的な災害の場合は、事故発生
の責任を負う企業体が負担する。

ウ 人為的あるいは自然災害ともとられるもので、災害発生
の責任所在が不明な場合は、災害救助法の適用がない場合に、第一次的責任を有する当該町が負担する。

エ 全各号について、災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところにより、その費用は県が支弁し、国が負担する。

③ 町内の費用負担区分

ア 医療

(ア) 医療支援班による場合

使用した薬剤、治療材料及び医療器具破損等の実費とする。

(イ) 委託医療機関等による場合

社会保険診療報酬の額以内とする。

(ロ) 施術者による場合

当該地域における協定料金の額以内とする。

(ハ) 医療救護班による場合

知事と日赤県支部長との契約とする。

イ 助産

(7) 医療支援班による場合

使用した衛生材料の実費

(イ) 委託助産機関等による場合

使用した衛生材料及び処置に要した実費

(ウ) 助産師による場合

当該地域における慣行料金の8割以内の額

④ 謝金、手当

医師等に対する謝金、手当は、災害救助法施行細則の規定に則り、その他の経費については実際に要した額とする。

⑤ 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法及び災害救助法の規定及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担する。

(5) 集団的に発生する傷病者に対する救急医療対策

突発的な災害等により、傷病者が短時間で集団的に発生した場合の救急医療対策を講ずる。迅速かつ的確な救急医療活動が実施できるような組織的な救急医療体制を確立する。また、関係機関が相互に協力して、救急医療の実施に万全を期することを目的とする。

① 救急医療の対象と範囲

ア 救急医療の対象

救急医療の対象は次のとおり。ただし、災害発生の場所、医療施設の状況等の実状を考慮し、対象範囲の変化もありえる。

(7) 暴風、豪雨、洪水、地震、その他の異常な自然現象

(イ) 大規模な火事、爆発、放射性物質の大量放出

(ウ) 多数の者の遭難を伴う船舶の沈没

(エ) その他の大規模な事故等

(オ) 災害対策基本法に規定する災害及びこれらに準ずる災害

(カ) 事故により傷病者が多数に及ぶ災害

イ 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。

② 救急医療体制の確立

町は、災害時における救急医療が迅速、的確に実施されるよう関係機関との相互の連絡、協力に万全を期し、活動体制の確立を図る。

【1.3.7.5】 活動体制の確立

- ア. 現地における応急救護所の開設及び運営
- イ. 傷病者の救出、搬送の調整
- ウ. 県、日本赤十字社宮崎県支部等に対する出動要請
- エ. 医師会に対する出動要請

3. 搬送体制の確保

災害時の搬送体制には、傷病者の搬送、医療救護スタッフの搬送、医薬品等の医療用物資の輸送の3分野が考えられる。

災害現場における救助関係者は、関係機関との連絡を密にし、迅速かつ的確な搬送体制を確保する。

3.1 傷病者等の搬送

(1) 搬送体制の確保

多数の負傷者の搬送や人命救助に要する医療救護班及び医療支援班、医薬品等の物資の迅速な搬送体制の確保が災害時の救急医療において必要である。

このため、消防、警察、自衛隊等緊急搬送関係機関と緊密な連携を図る。これらの機関の協力のもとに、消防署の救急車、病院所有の救急車、自家用車等による陸上搬送や、船舶、ヘリコプターによる搬送体制を確保する。

(2) ヘリコプター、船舶の活用

ヘリコプターは初動の救護活動において有効であり、広域支援体制の確保に資する。また、道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられる。救急車による搬送業務との円滑な連携を考慮しながら、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。その際、使用病院の明記及び病院付近の緊急時ヘリコプター離発着場等の確保を図るものとする。

(3) 拠点病院等への患者搬送体制の整備

被災現場から災害時に対応可能な病院（以下「拠点病院」という。）への患者搬送は、基本的に消防署が行う。

(4) 広域搬送体制の整備

町内の拠点病院で対応できない重症患者について、被災地域外への搬送が必要な場合には、ヘリコプター等による広域搬送体制により、町及び県が緊急搬送機関と連携を図りながら行う。そのため、拠点病院等の周辺の公園やグラウンド等を災害時における臨時ヘリポートとして選別しておく。

これら広域搬送拠点を確保・運営する。また、当該広域搬送拠点までの緊急搬送体制の確保を図るものとする。

(5) 傷病者搬送時の配慮

傷病者の搬送に当たっては、搬送中における医療の確保に十分配慮するものとする。災害現場における救助関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療

の確保についても十分に配慮する。

(6) 情報収集・連絡体制

常日頃から救急医療の情報収集と連絡体制の確立に努め、発災時の的確な医療救護活動の実施を図る。

① 整備内容

- ア 災害発生時に、情報収集・連絡体制の連携が可能な救急病院、保健所、災害拠点病院等と医療圏域を定めておく。
- イ 拠点病院等の医療機関、日向市東臼杵郡医師会、保健所、警察、消防本部、自衛隊等との情報通信のネットワーク化と連絡体制の確立を目指す。
- ウ 発災後、被災医療機関から次の情報を収集し、情報の明確化を図る。
 - (ア) 医療機関の被害状況
 - (イ) 負傷者の状況
 - (ウ) 医療従事者の確保状況
 - (エ) 医薬品等の不足状況等
- エ 報道機関等を活用し、人工透析や人工呼吸器等特定の医療情報を必要とする者や、住民に対して、情報提供を行うとともに、必要な情報を収集する。

3.2 医療救護スタッフの搬送

各医療スタッフが所属する病院の救急車で対応することを原則とする。災害発生直後等の緊急を要する時期においては、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3.3 医薬品等の医療物資の輸送

医療物資の供給元が車両により行うものとする。道路の被害や被災者の避難等で陸路が混乱した場合には、船舶、ヘリコプターの活用が有効と考えられるので、自衛隊等関係機関と連携を図るものとする。

3.4 災害救助法に基づく措置

(1) 災害救助法における対象

① 医療助産救助対象者

【1.3.7.6】 医療助産対象者

医 療	ア. 災害のため医療の方途を失った者
助 産	ア. 災害発生日の以前又は以後7日以内に分娩したもので、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）

② 医療助産の範囲

【1.3.7.7】 医療助産の範囲

医 療	ア. 診療 イ. 薬剤又は治療材料の支給 ウ. 処置、手術、その他の治療及び施術 エ. 看護
助 産	ア. 分娩の介助 イ. 分娩前後の処置 ウ. 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

③ 医療助産救助の期間

【1.3.7.8】 医療助産救助の期間

医 療	ア. 災害発生の日から14日以内 ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。
助 産	ア. 分娩の日から7日以内 ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

④ 医療助産救助の実施方法

【1.3.7.9】 医療助産救助の実施方法

医 療	ア. 原則として医療救護部隊が実施する。 イ. 重傷患者等で人員又は薬品、衛生材料等の不足のため、医療救護部隊では医療を実施できないとき、病院又は診療所に移送し治療する。
助 産	ア. 医療救護部隊によって実施するが、急を要するときは助産師による助産を実施する。 イ. ア.より難しい場合は病院、又は一般の医療機関により実施する。

⑤ 摘要範囲

資料編【1.3.7.10】「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表

4. 医薬品等の供給（県防計画）

県は宮崎県薬剤師会に備蓄している災害用医薬品等を、すみやかに供給する。

また、輸血用血液製剤については、宮崎県赤十字血液センターが供給する。

さらに必要に応じて日本赤十字社九州ブロック血液センターに要請し、円滑な供給に努める。

5. 医療情報の確保

町は県、医療機関、消防署、消防団等と連携し、災害時に医療施設の診療状況等に関する情報について、みやざき医療ナビ等により迅速に把握し、応援の派遣等必要な対策を講ずるものとする。

また、同システムが使用できない医療機関等が生じた場合は、徒歩、自転車等のあらゆる手段を用い、被災状況等の把握を行うものとする。

6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

多数の死傷者を伴う海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害など突発的な災害が発生した場合の救急医療対策は、次によるものとする。

6.1 災害発生時の迅速な通報連絡

- (1) 施設管理者等の災害発生責任者、又は災害の発見者は、ただちにその旨を町又は警察官、若しくは海上保安官に通報するものとする。
- (2) 通報を受けた警察官、又は海上保安官は、その旨を速やかに町に通報するものとする。
- (3) 通報を受けた町は、その旨を県農林振興局長等(地方支部長)、及び日向市東臼杵郡医師会へ通報連絡するものとする。
- (4) 通報、連絡を受けた県農林振興局長等(地方支部長)は、その旨を県保健所長及び知事(危機管理局)へ報告するものとし、知事(危機管理局及び福祉保健部)は、自衛隊、DMAT指定医療機関、日赤県支部、宮崎県医師会等へ連絡するものとする。
- (5) 通報、連絡を受けた宮崎県医師会及び同市郡医師会は、速やかに関係医療施設に連絡するものとする。
- (6) 通報を受けた海上保安部は、運輸局及び関係漁業協同組合へ通報、連絡するものとする。
- (7) 通報の内容は次のとおりとする。

ア 事故等発生(発見)の日時・事故等発生(発見)の場所

イ 事故等発生(発見)の状況・その他参考事項

6.2 医師等医療関係者の出動

町は、事故の通報、連絡を受けたときは、ただちにその規模、内容等を検討し、日本赤十字社宮崎県支部長、分区長及び日向市東臼杵郡医師会長へ医療救護班の出動を要請する。また、町は、医療支援班を派遣するものとする。要請を受けた施設、機関の管理者等はただちにDMAT若しくは医療救護班を派遣するものとする。

県は、DMAT指定医療機関、日本赤十字社宮崎県支部、県医師会及び市郡医師会と緊密な連絡のもとDMAT若しくは医療救護班の出動について十分な調整を行うものとしている。特に、現地におけるDMAT若しくは医療救護班と既存の医療施設との関連を考慮して行うものとする。県は、必要に応じて、厚生労働省、他都道府県からの医療救護班出動について

調整を行うものとしている。

6.3 救急医療の範囲

傷病発生と同時に現場で行うファースト・エイド、初期診療及び傷病者の症状に応じて行う本格的な救急医療とする。なお、現場において死に至った場合の死体の検索、洗浄、縫合等の措置を含むものとする。

6.4 医療材料等の確保（県防計画）

傷病者に対しては、大量の医療材料等が必要と思われるので県、日本赤十字社宮崎県支部、医師会・薬剤師会において、それぞれ整備するものとし、その運用、供給についても事前に検討しておくものとする。

6.5 対策本部の設置

町は、災害の発生を知ったとき、直ちに対策本部を設け、県、医師会、日本赤十字社宮崎県支部等の医療救護の実施に関し、必要な連絡調整を図るものとする。対策本部の総括責任者は、本部長とする。ただし、県において災害対策現地合同調整本部が設置された場合は、現地合同調整本部において、総合調整を行う。

6.6 傷病者の搬送

災害現場における救助関係者は、医療施設との連絡を密にし、搬送中における医療の確保についても十分に配慮するものとする。

6.7 傷病者の収容

傷病者の収容については、既設の医療施設のほか、必要がある場合は、本部長及び企業体等の責任者は臨時に医療施設を仮設し、あるいは学校、公民館等収容可能な施設の確保を図るものとする。

この場合、収容された傷病者に対する看護体制については、日本赤十字社宮崎県支部長、宮崎県医師会長及び日向市東臼杵郡医師会長において十分配慮するものとする。

6.8 費用の範囲と負担区分

(1) 費用の範囲

出動した医師等に対する旅費、医療材料等の消耗品費、その他医療活動に伴う所要経費とする。

(2) 費用の負担区分

- ① 災害発生の原因者が明らかな場合は、災害発生の責任を負う施設管理者等企业体が負担するものとする。
- ② 災害発生の責任所在が不明な場合、災害救助法の適用がない場合には、第一次的責任を有する当該市町村が負担するものとする。
- ③ 前各号について、災害救助法の適用がなされた場合は、同法の定めるところによ

り、その費用は県が支弁し、国が負担するものとする。

(3) 費用の額

医師等に対する謝金、手当は災害救助法施行細則に規定する例によるものとし、その他の経費については実際に要した額とする。

6.9 補償

出動した医師等が、活動中に不慮の死傷を負った場合の補償は、災害対策基本法、災害救助法の規程、及びこれらに準じて、それぞれ事故発生の責任者が負担するものとする。

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部 (物資班)			○車両の掌握、確保 ○緊急輸送の実施			
	建設対策部		○道路被害情報の収集 ○緊急輸送ルートを選定 ○緊急輸送道路の応急復旧作業				
県			○緊急輸送道路の被害状況の把握、伝達 ○緊急輸送の調整 ○海上、空中輸送に関する調整				
県警本部			○緊急輸送道路の交通規制の実施 ○路上放置車両の排除				
九州運輸局			○陸上輸送に関する調整				
JR九州			○被害状況の把握、報告 ○乗客の救出、安全確保 ○輸送の実施				
自衛隊			○空中、船舶輸送				
道路管理者			○道路施設の被害状況の把握 ○道路の応急復旧、緊急輸送ルートの確保				

災害時における交通の確保・緊急輸送は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等救援・救護活動にとって極めて重要である。

このため、県は関係機関と協議し、迅速に陸上・海上・航空輸送路を確保するとしている。町は県と連携し、人員及び物資の輸送に必要な車両、船舶、ヘリコプター等を調達するなど、輸送体制に万全を期する。

1. 交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧・輸送活動を行うものとする。

なお、県は、災害救助法の適用のあった市町村の行う輸送に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班を編成し、県等と連携して緊急輸送を実施する。

1.2 輸送計画

(1) 輸送対象

① 第1段階

【1.3.8.1】 第1段階

- ア. 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
- イ. 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
- ウ. 政府災害対策要員、地方公共団体災害要員、情報通信、電気、ガス、水道施設、保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等
- エ. 医療機関へ搬送する負傷者等
- オ. 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

② 第2段階

【1.3.8.2】 第2段階

- ア. 上記第1段階の続行
- イ. 食料、飲料水、その他生命の維持に必要な物資
- ウ. 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- エ. 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

③ 第3段階

【1.3.8.3】 第3段階

- ア. 上記第2段階の続行
- イ. 災害復旧に必要な人員及び物資
- ウ. 生活必需品

(2) 輸送の方法

災害時における輸送は、災害の状況、輸送路の状況、輸送物資の内容等を考慮し、最も迅速・確実に輸送できる適切な方法を用いる。

【1.3.8.4】 輸送方法

- ア. 自動車輸送
- イ. バイク、自転車輸送
- ウ. 鉄道輸送
- エ. 航空機輸送
- オ. 船舶輸送
- カ. 人力輸送

資料編【1.3.8.5】 町有車両保有台数一覧表

(3) 輸送力の確保

① 町有車両等の確保

町は災害時における輸送車両等の運用及び調達については、人員及び物資等の輸送手段の確保をあらかじめ定めておく。

- ア 車両等の掌握は、総務対策部において行う。
- イ 車両等を必要とするとき、各対策部は総務対策部に配車を要請する。
- ウ 総務対策部は、上記要請があった場合、車両等の保有状況を考慮のうえ使用車両等を決定し、要請者に通知する。

② 町有以外の車両等の確保

- ア 各対策部は、町有以外の車両等を確保する必要がある場合、総務対策部に車両等の確保を要請する。
- イ 総務対策部は、上記の要請があった場合は、次の順序で車両等の確保を図る。
 - (ア) 公共団体に属する車両等の借り上げ
 - (イ) 営業用の車両等の借り上げ
 - (ウ) 自家用の車両等の借り上げ

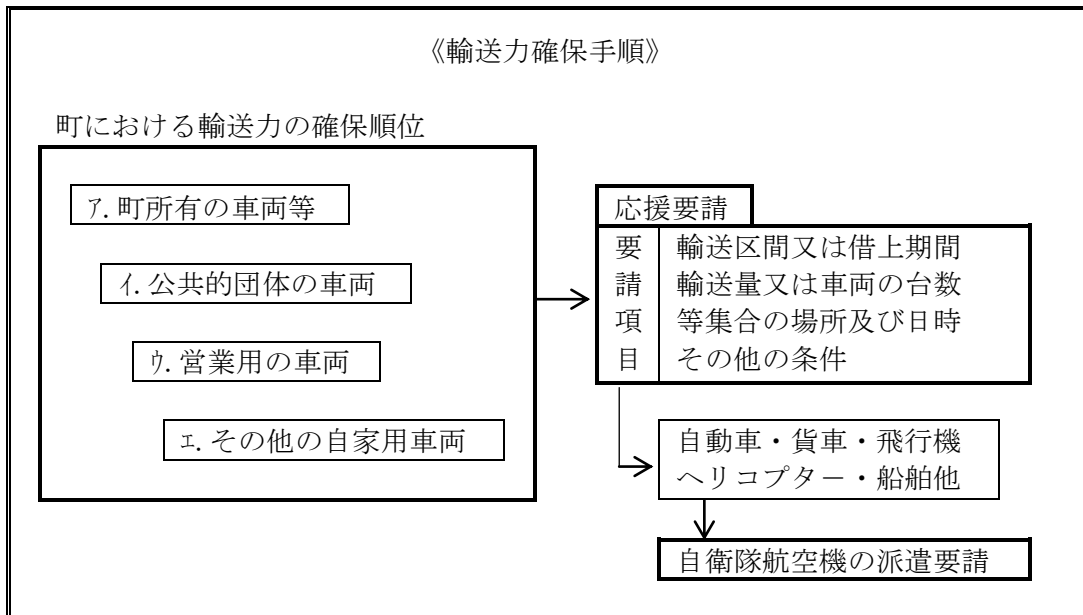
③ 車両等の確保の協力要請

町は、町内で車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両等を確保することが効率的な場合は、周辺の市町村又は県に協力を要請し、車両の確保を図る。

【1.3.8.6】 車両等の確保の協力要請

<p>《 要請内容 》</p> <ul style="list-style-type: none">ア. 輸送区間及び借上期間イ. 輸送人員又は輸送量ウ. 車両等の種類及び台数エ. 集合場所及び日時オ. その他必要な事項
--

【1.3.8.7】 輸送力確保手順



(4) JR九州における鉄道輸送

道路等の被害により車輛による輸送が不可能なため、鉄道輸送が適当なときは、次により輸送の要請を行う。

① 輸送の実施

ア 要請事項

町は、次の事項を明示して要請する。

- (ア) 輸送を必要とする人員
- (イ) 輸送を必要とする区間
- (ウ) 輸送の予定日時
- (エ) その他必要な事項

イ 要請先

なお、鉄道輸送関係者は、緊急輸送の要請が多数競合する場合、県と協議のうえ、輸送が円滑に実施されるよう努める。

② JR九州における措置

風水害、その他、重大な災害の発生するおそれがあり、又は発生した場合には、人命救助並びに被害防止の万全を期し、若しくは迅速な復旧を図るため、必要により対策本部を設ける。

(5) 空中輸送

① 空中輸送の実施

災害による交通途絶、その他の理由により、山間へき地へ緊急に空中輸送の必要が生じた場合は、空中輸送の実施を行う。

② 空中輸送の要請等

空中輸送の要請及び要請後の措置並びに撤収要請等については、本章第5節「自

「自衛隊災害派遣要請計画」に定めるところによる。

③ ヘリポートの整備

町は、空中輸送を受ける場合に備え、ヘリコプターの発着又は飛行機から物資投下可能な場所の選定、整備に努め、被災地における空中輸送の円滑を図る。

④ ヘリコプター発着可能地点の状況

【1.3.8.8】 ヘリコプター発着可能地点の状況

(平成12年現在)

番号	区分	所在地	臨時 ヘリポート名	施設管理者	備考(広さ) 巾m×長さ
1	A	町川内上井野4413	西門川小・中学校運動場等	教育総務課	5,000m ²
2	A	町川内小松	小松沖川原	土木事務所	9,000m ²
3	B	町加草5-1	海浜総合公園運動場	社会教育課	103,000m ²
4	A	町加草4-98	草川小学校運動場	教育総務課	9,579m ²

A：緊急輸送用

B：林野火災用

C：Aに準ずるもの

(6) 船舶輸送

① 船舶輸送の要請等

災害のため、陸上輸送が困難な場合、又は船舶輸送がより効果的な場合は、自衛隊、宮崎海上保安部、九州運輸局等の協力を要請するため、県に依頼する。

ア 県有船舶

イ 海上自衛隊の艦艇

ウ 海上保安庁の巡視船艇

エ 民間船舶及び漁船

② 集積場所の確保

町は、港湾・漁港施設、公共用地等を利用して物資の集積場所を確保する。

(7) 人力等による輸送

① 災害のため車両による輸送が不可能な場合は、人力による輸送を行う。

② 町は、人力による輸送を行う場合に備え、安全かつ効率的な輸送通路について検討を加え、災害時には迅速適切な措置がとれるよう努める。

③ 人力による輸送は、原則として、当該地区の状況に精通した住民に協力を要請して行う。ただし、住民による輸送が困難な場合は、自衛隊の災害派遣を要請して輸送を行う。

(8) 輸送に当たっての配慮事項

① 交通関係諸施設などの被害状況及び復旧状況を把握し、復旧の各段階に応じた的確な対応をとるものとする。

② 緊急輸送は次の優先順位に従って行うことを原則とする。

- ア 人命の救助、安全の確保
- イ 被害の拡大防止
- ウ 災害応急対策の円滑な実施
- エ 県は、県内で輸送手段等の調整ができないとき、国又は災害時における応援協定を締結している各都道府県に協力を要請するとしている。

1.3 災害発生後の各段階において優先されるもの

(1) 第1段階(災害発生直後の初動期)

- ① 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資の搬送
- ② 無線中継基地、無線局の点検・保守のために必要な人員及び資機材の搬送
- ③ 消防・水防活動等、災害の拡大防止のための人員、物資の搬送
- ④ 被災地外の医療機関へ搬送する負傷者、重症患者の搬送
- ⑤ 自治体等の災害対策要員、ライフライン応急復旧要員等、初動期の応急対策要員及び物資の搬送
- ⑥ 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員、物資の搬送
- ⑦ ヘリコプター等の燃料調達

(2) 第2段階(応急対策活動期)

- ① 前記①の続行
- ② 食料、水等生命の維持に必要な物資
- ③ 傷病者及び被災地外へ退去する被災者
- ④ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員、物資

(3) 第3段階(復旧活動期)

- ① 前記(2)の続行
- ② 災害復旧に必要な人員、物資
- ③ 生活用品
- ④ 郵便物
- ⑤ 廃棄物の搬出

1.4 町及び防災関係機関の緊急輸送

(1) 町の緊急輸送

- ① 災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、町が行うことを原則とする。
- ② 町は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、県に対し必要な措置を要請する。
- ③ 緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については、県の防災計画に準ずる。
- ④ 町は、管内の緊急時ヘリコプター離着陸場の緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

(2) 防災関係機関の緊急輸送(県防計画)

防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は、災害対策本部に必要な措置を要請する。

1.5 緊急輸送状況の把握と輸送の調整（県防計画）

- (1) 県は、効率的な緊急輸送を行うために、緊急輸送路の応急復旧状況、交通規制の状況、交通量の状況等の情報を収集するとともに、緊急輸送ルートに関する情報伝達窓口（災害対策本部（支援班））を設置し、緊急輸送主体からの問い合わせに対して的確な情報伝達を行う。
- (2) 県は、市町村及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、次のような場合は、災害対策本部（支援班）において調整を行う。
 - ① 災害の範囲が広域にわたり、車両等の確保配分について調整を必要とする場合
 - ② 輸送の実施機関において、輸送することが不可能と認められる場合

2. 陸上輸送体制の確立

大規模災害発生後、特に初期には、使用可能な陸上交通・輸送ルートを緊急輸送のために確保する必要がある。そのため、県等と連携し、一般車両の通行禁止などの交通規制を直ちに実施するものとする。その後、順次優先度を考慮して、応急復旧のため集中的な人員、資機材の投入を図るものとする。

2.1 対策の概要

- (1) 県警察本部は交通規制を実施し、緊急交通路の確保に努める。
- (2) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等、必要な情報を把握し、町及び県の災害対策本部に連絡する。
- (3) 災害対策本部は、交通可能道路等の情報に基づき、緊急輸送ルートを選定する。
- (4) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。さらに、あらかじめ指定された1次、2次の緊急輸送道路の順に、緊急輸送道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
- (5) 緊急輸送実施者は、輸送手段を確保する。
- (6) 鉄道事業者は速やかに応急復旧を行い、鉄道交通を確保する。

2.2 緊急通行車両の確認

公安委員会が災害対策基本法第76条に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、県知事又は県公安委員会に緊急通行車両確認申請（証明書及び標章の交付）を行う。

- (1) 申請手続（災害対策基本法施行令第33条）

救援通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用人は、「緊急通行車両確認申請書」を、県又は県公安委員会の下記担当部局に提出するものとする。

- ① 県
危機管理課

- ② 県公安委員会
 - ア 県警察本部
 - イ 日向警察署
- (2) 緊急通行車両の標章及び証明書の交付
県知事及び県公安委員会は、緊急通行車両であることを認定したときは、速やかに別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を申請者に交付する。

資料【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

2.3 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、災害発生時の混乱した現場において、緊急通行車両の迅速な確認手続きを実施するため、関係機関から緊急通行車両の事前届出を受理する。

- (1) 事前届出の対象とする車両
事前届出の対象とする車両は、次の事項のいずれにも該当する車両とする。

【1.3.8.10】 事前届出の対象とする車両

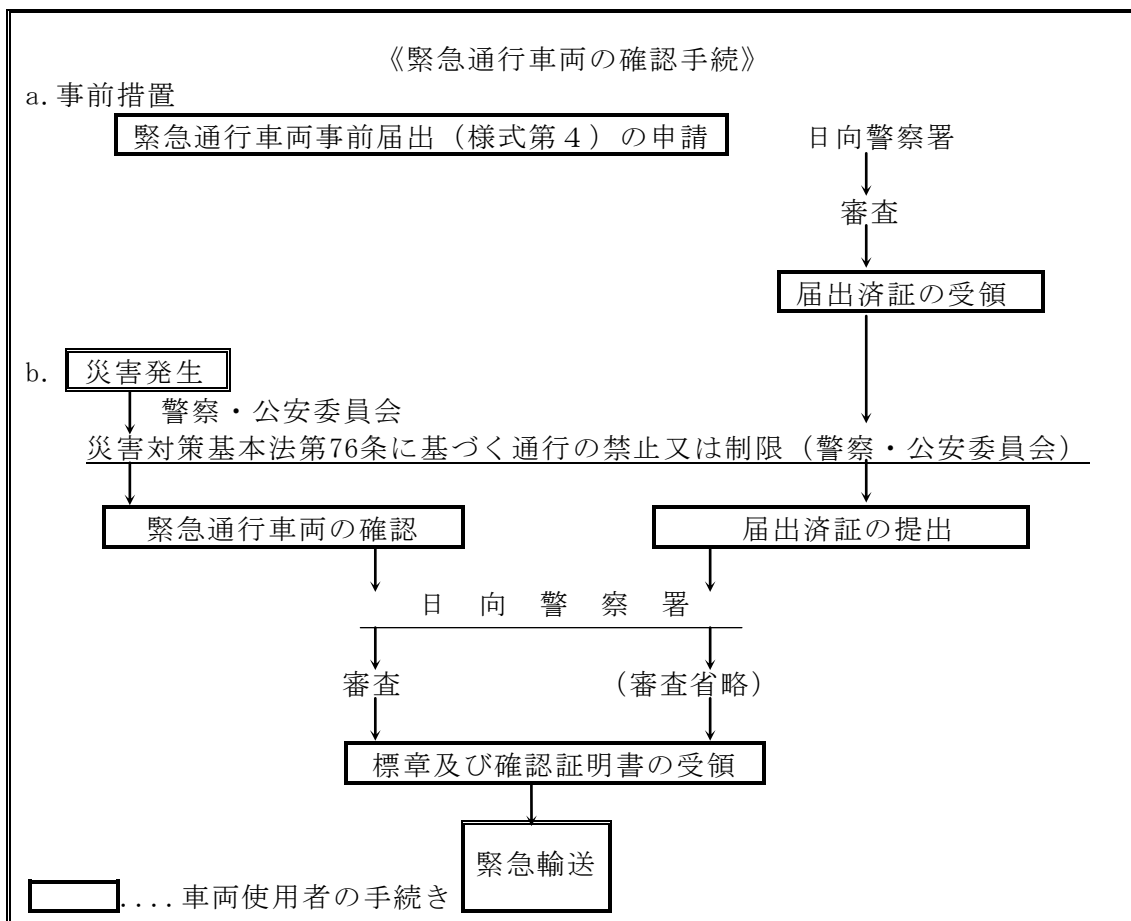
災害時において災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両とする。

- ア. 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- イ. 消防、水防、その他の応急措置に関する事項
- ウ. 被災者の救難、救助、その他保護に関する事項
- エ. 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- オ. 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- カ. 清掃、防疫、その他の保健衛生に関する事項
- キ. 犯罪の予防、交通の規制、その他被災地における社会秩序の維持に関する事項
- ク. 緊急輸送の確保に関する事項
- ケ. その他災害の発生の防ぎよ又は拡大の防止のための措置に関する事項

- (2) 事前届出の申請
 - ① 申請者
事前届出の申請者は、災害対策基本法施行令第33条第1項に基づく緊急通行車両の緊急通行を実施することについて責任を有する者（代行者を含む）。
 - ② 申請先
申請に係る車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署又は県警察本部交通規制課とする。
- (3) 申請書類
 - ① 別記様式第4の緊急通行車両事前届出書 2通
 - ② 申請者が緊急通行車両として使用することを証明する書類 1通

- ③ 自動車検査証の写し 1通
- (4) 標章、証明書の交付
 事前届出車両について、前記の緊急通行車両の確認申請を受けた県又は県公安委員会は、別記様式第2の標章及び別記様式第3の証明書を直ちに申請者に交付する。
- (5) 緊急通行車両の確認手続

【1.3.8.11】 緊急通行車両の確認手続



資料【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

2.4 交通規制の実施及び緊急交通路の確保

- (1) 交通規制の実施責任者
 災害時における交通の規制、交通施設の応急対策及び緊急輸送は、次の者が行うものとする。
 なお、これらの責任者は相互に協力し、り災者、応急対策要員及び応急対策物資等の緊急の輸送が円滑に行われるよう努めるものとする。
- ① 交通の規制

災害時における交通規制の実施責任者は次のとおりである。

ア 道路法に基づく規制（道路管理者）

災害時において道路施設の損害等により、施設構造の保全又は交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、道路管理者は道路交通を禁止し、又は制限するものとする。（道路法第46条）

イ 道路交通法に基づく規制（県公安委員会）

災害時において道路上の危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため必要があると認められるときは、県公安委員会は歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限するものとする。（道路交通法第4条）

また、必要に応じ、警察署長（高速道路交通警察隊長）による交通規制のほか、警察官（交通巡視員）による現場の交通規制を実施するものとする。（道路交通法第4条・第5条）

ウ 災害対策基本法に基づく規制（県公安委員会）

災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、県公安委員会は道路の区間又は区域を指定して、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。（災害対策基本法第76条第1項）

エ 道路管理者が行う道路啓開（災害対策基本法）

緊急車両の通行を優先するために、放置車両や立ち往生車両等がある時は、運転手等に対して車両の移動を運転者に命令することができる。運転者がいない場合は、道路管理者が自ら車両等を移動できる。

② 交通施設の緊急対策

交通施設の応急対策は、それぞれの交通施設の管理者が行うものとする。

(2) 交通規制の種別と措置内容

① 規制の種別

災害時における交通規制の種別は、次のとおりである。

ア 危険箇所における規制

(7) 道路法に基づく規制（同法第46条）

(4) 道路交通法に基づく規制（同法第4条及び第6条）

イ 緊急通行のための規制（県公安委員会）

災害対策基本法に基づく規制（同法第76条第1項）

② 危険箇所における規制

各道路管理者又は県公安委員会は、道路の破損、決壊その他の状況により、通行禁止又は制限をする必要があると認めるときは、禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。必要がある場合は、適当な迂回路の標識を明示し、一般の交通に支障のないように措置するものとする。

③ 緊急通行のための規制

県公安委員会は、本県又は本県に隣接し、若しくは近接する地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策に従事する者、又は

災害応急対策に必要な物資の緊急輸送、その他応急措置を的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があると認めるときは、次により適切な措置をとるものとする。

ア 県公安委員会の措置

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限したときは次の措置をとるものとする。

(ア) 緊急通行車両以外の車両の通行禁止等が行われたときは、災害対策基本法に基づく通行禁止の対象、区域又は区間、及び期間を記載した様式1による標示を設置して行う。緊急を要するために、標示を設置することができないときは、警察官の現場における指示により行う。

(イ) 県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は、制限しようとするときは、あらかじめ当該道路管理者に禁止又は制限の対象、区域又は区間及び理由を通知するものとする。ただし、緊急を要する場合で、あらかじめ当該道路の管理者に通知するいとまがないときは、事後において速やかに通知するものとする。

(ウ) 周知措置

本県、又は本県に隣接し、若しくは近接する県で緊急通行車両以外の車両の通行禁止等の措置をとったときは、直ちにその区域内にある者に対し、通行禁止区域又は道路の区間、その他必要な事項について周知させなければならない。

④ 警察官等の措置命令等

ア 警察官の措置命令（災害対策基本法第76条の3第1項、第2項）

(ア) 警察官は、通行禁止区域等において車両、その他の物件が、緊急通行車両の通行の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障を生じるおそれがあると認めるときは、当該車両、その他の物件の占有者、所有者、又は管理者に対して、車両、その他の物件の移動、その他必要な措置をとることを命じることができる。

(イ) (ア)より措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。

(ウ) (イ)の場合において警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両、その他の物件を破損することができる。

イ 自衛官及び消防吏員の措置

(ア) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛官又は消防吏員が、それぞれ自衛隊用緊急通行車両、又は消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するために、法第76条の3第1項及び第2項において警察官の権限として規定されている措置命令及び措置を準用して自ら行うことができる。

(イ) 自衛官及び消防吏員の警察署長への通知

自衛官及び消防吏員は(ア)の措置をとったときは、直ちにその旨を、当該措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

⑤ 緊急通行車両等の標章及び証明書

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の使用者に対し、次により、標章及び証明書を交付し、被災地における交通混乱の防止を図るものとする。

ア 事前届出済証の交付を受けている車両の確認

(7) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、警察本部又は通行の禁止・制限区域を管轄する警察署、交番、交通検問所等において実施する。

(4) 緊急通行車両であると確認した場合は、車両の使用者に対し、様式2の標章及び様式3の証明書を交付する。

イ 事前届出がなされていない緊急通行車両等の確認

(7) 確認の申請

災害発生時に緊急輸送等に車両を使用する者は、様式4の確認申請書により、必要書類を添付して警察署等に申請するものとする。

(4) 警察署等は、審査・確認を行い、様式2の標章と様式3の証明書を交付する。

ウ 標章の掲示

交付を受けた標章は、当該車両の前面の見やすい箇所に掲示するものとする。

資料編【1.3.8.13】 標示

資料編【1.3.8.14】 標章

資料編【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式)

資料編【1.3.8.15】 様式4 確認申請書(様式)

(3) 緊急交通路の確保

① 緊急交通路の意義

緊急交通路は、次の目的を果たすため、高速自動車国道、一般国道、主要地方道、一般県道等の中から県公安委員会において候補路線を選定し、あらかじめ指定しているものである。また、緊急交通路は、災害発生時において、災害対策基本法又は道路交通法により、通行禁止等を行う可能性が高い道路として想定しているものである。

ア 被災民等の安全かつ円滑な避難の確保

イ 負傷者の救出・救護、消火活動等の災害応急対策を行うための緊急通行車両の通行を確保

② 緊急交通路予定路線の種類及び優先順位

緊急交通路予定路線は、隣接県対応道路、県内主要道路、その他の道路25路線から構成され、高速道路を最優先の指定路線とし、災害による通行不能区間が生じた場合には、通行可能区間を他の予定路線と接続して緊急交通路を確保する。また、高速道路が使用不可能な場合は、被災状況により、通行可能な緊急交通路予定路線を選定し、緊急交通路を確保していく。

資料編【1.2.2.18】 緊急交通路予定路線

③ 交通規制の実施（県防計画）

ア 警察官及び警察署長権限による交通規制の実施(発災直後)

交通調査班の報告等に基づいて、交通規制を行う場合、発災直後の現場は人心も動揺しており、パニック状態となることが予想されるため、次の事項等を総合的に判断し、被災地への流入抑制を重点に交通規制を行うものとする。

- 家屋等の崩壊、火災による危険防止
- 道路損壊、橋梁の崩壊等による危険防止
- 人命救助活動等のための通行路の確保（交通規制路線との接続）
- 避難路の確保
- 交通渋滞緩和のための措置

(7) 緊急交通路指定前の交通規制の範囲

交通規制路線は、県公安委員会の指定する緊急交通路の対象となるため、指定前における交通規制範囲の設定に当たっては、交通規制路線を含んだ区域あるいは同路線に接続する道路を選定するものとする。

(イ) 交通規制の方法

交通規制は、原則として規制標識を掲出して行うが、急を要する場合等にあつては、現場警察官の指示で実施するものとする。

(ロ) 交通規制の対象

交通規制は、被災地への流入車両を対象とし、被災地からの流出車両については原則として制限しないものとする。また、危険防止上必要を認めるときは、歩行者及び軽車両についても対象とするが、緊急車両等については規制から除外するものとする。

(ハ) 迂回路対策

交通規制の実施に伴い、迂回路も併せて設定し、整理誘導を行うものとする。

(ニ) 放置車両等の排除措置

災害対策基本法適用前における放置車両等の排除については、即時強制はできないので、道路管理者と連携し各種法令を根拠に排除するものとする。

イ 災害対策基本法に基づく交通規制の実施（発災直後から4、5日ないし1週間程度）

住民等の避難、負傷者の救出、救護、消火など災害応急対策を迅速に実施するため災害対策基本法に基づく交通規制を行い、緊急交通路の確保を図るものとする。

(7) 緊急交通路の指定

緊急交通路は県公安委員会が指定する。管内に当該指定に係る緊急交通路を有する警察署にあつては、直ちに、交通規制を実施するものとする。この場合、当該路線において既に署長権限規制等を実施中の場合は、速やかに災害対策基本法に基づく緊急交通路の規制に切り換えるものとする。（規制表示の変更）

(イ) 緊急交通路の指定の周知措置

緊急交通路が指定された場合、直ちに通行禁止に係る区域又は道路の区間及びその他必要な事項を一般に広く周知させるものとする。(テレビ、ラジオ、チラシ、看板、現場広報など)

(ロ) 交通規制の方法等

緊急交通路における交通規制は、災害対策基本法に基づく標示を掲出して行い、緊急車両及び緊急通行車両確認標章を掲出している車両以外は全面通行禁止とするものとする。

ただし、被災地域からの流出車両については、原則として制限はしないものとする。

(ハ) 緊急交通路の始点及び終点における措置

緊急交通路の始点及び終点にあっては、緊急通行車両確認標章の申請手続及び緊急通行車両と一般車両との選別を実施するため、相当数の要員を配置するものとする。

また、必要により緊急通行車両等の先導車両を配置するものとする。

(ニ) 迂回路対策

県公安委員会により緊急交通路が指定された際は、必要な場合において、迂回路を設定し、当該迂回路についても、主要交差点に所要の要員を配置し、整理誘導を行うものとする。

(ホ) 交通規制要員の配置等

緊急交通路を確保するための交通規制要員は、すべての交差点への配置が望ましいが、人力的に困難な場合は、主要交差点に重点配置するなど弾力的に運用するものとする。

また、警備業者による交通整理員の配置がある場合は、当該交通整理員と効率的に連携した整理誘導を行うものとする。

(ヘ) 交通規制用資機材の活用

交通規制は、パイロン等の資機材を十分に活用し、要員の効率的な運用を行うものとする。

(ト) 署長権限規制の継続

緊急交通路として指定のない区域又は区間についても、必要により署長権限規制を実施し、迅速・円滑な救助救援活動に資するものとする。

(チ) 路上放置車両等に対する措置

緊急交通路における路上放置車両等は、災害対策基本法第76条の3の規定に基づき措置するものとする。

ウ 道路交通法に基づく交通規制(4、5日ないし1週間以降)

この時期は、防疫、医療活動、被災地への生活物資の補給、ガス、電気、水道等のライフライン等の復旧活動が本格化する一方、道路の啓開等も進み、復旧物資の輸送需要も高まることから、道路交通法に基づく交通規制に切り替えるものとする。

(4) 自動車運転者のとるべき措置

① 根拠

交通の方法に関する教則(昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号)第10章 交通事故、故障、災害などのとき、第3節 災害などのとき

② 内容

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている都道府県（これに隣接し又は近接する都道府県を含む。）において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、災害対策基本法により、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止され、又は制限される。

この交通の規制が行われた場合、通行禁止区域等（交通の規制が行われている区域又は道路の区間をいう）内の一般車両の運転者は次の措置をとらなければならない。

ア 速やかに、車を次の場所へ移動させる。

(ア) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所

(イ) 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路以外の場所

イ 速やかな移動が困難なときは、車をできるだけ道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

③ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車を移動又は駐車する。

なお、警察官は、通行禁止区域等において、車などが緊急通行車両の通行の妨害となっているときは、その車の運転者などに対して、必要な措置をとることを命じることがある。運転者などが命令された措置をとらなかつたり、現場にいないために措置をとることを命じることができないときは、警察官が、自らその措置をとることがある。

この場合、やむを得ない限度において、車などを破損することがある。また、これらの警察官の命令等の職務については、警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣に従事する自衛官や消防吏員が行うことがある。

(5) 自動車運転者のとるべき義務

① 根拠

災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第76条の2

② 内容

ア 自動車運転者のとるべき義務

(ア) 災害対策基本法第76条第1項の規定に基づき、道路の区間について通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐

車しなければならない。

- (イ) 前記の通行禁止が区域について行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車する等、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により、駐車しなければならない。
- (ロ) 前記(イ)、(イ)の規定にかかわらず、通行禁止区域等にある車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

イ 駐車の適用除外

- (ア) 前記①の(イ)、(イ)による駐車については、道路交通法第3章第9節〔停車及び駐車（第44条から第51条の4）〕及び第75条の8（高速自動車国道等における停車及び駐車の禁止）の規定は、適用されない。
- (イ) 前記①の規定による車両の移動又は駐車については、災害対策基本法第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用されない。

2.5 道路（緊急輸送道路）の応急復旧

(1) 被害状況の把握

町及び各道路管理者は、所管する緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握するため、ヘリコプター、トライアル車等を効果的に活用し、速やかに調査を実施する。また、災害対策本部や応急対策を実施する関係機関に対し、調査結果を報告する。

(2) 緊急輸送ルート啓開の実施

県は、緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、警察、自衛隊、消防署、消防団及び占用工作物管理者等の協力を得て、啓開作業を実施するとしている。啓開作業を実施する場合には、第1次緊急輸送道路を最優先とし、次に第2次緊急輸送道路の順に行う。この場合、2車線を確保するのが原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交通ができる待避所を設ける。

町は、行政区域内の緊急輸送ルート上の被害状況、緊急輸送ルート上の障害物の状況を把握し、速やかに県土木事務所に報告する。所管する緊急輸送ルートについては、啓開作業を実施する。

国土交通省、延岡河川国道事務所、西日本高速道路株式会社は、所管する道路の被害状況、道路上の障害物の状況の把握後、速やかに県に報告し、緊急輸送道路に指定されている道路を優先して、啓開作業を実施する。

(3) 啓開資機材の確保（県防計画）

県は、被害状況に基づき、関係業界より使用できる啓開資機材等の調達を行う。

(4) 障害物の除去

各道路管理者は、管理区域内の道路について、路上障害物の状況を把握し、必要と認められる場合は除去を実施する。

(5) 応急復旧

被害を受けた緊急輸送路は直ちに復旧し、交通の確保に努める。

2.6 道路輸送手段の確保

(1) 車両等の確保

① 輸送のために必要とする自動車、及びその運転者（以下「車両等」という。）の確保は、次の各関係機関等の協力を得て行うものとする。

ア 応急対策を実施する機関に所属する車両等

イ 公共的団体に属する車両等

ウ 自衛隊の車両等

エ 営業用の車両等（トラック協会等）

オ 自家用の車両等

② 車両等の確保が困難な場合、又は輸送上、他の市町村で車両を確保する方が効率的な場合は、隣接の市町村又は県に協力を要請して車両等の確保を図るものとする。総務対策部に対し、車両等の確保を要請するものとする。

(2) 九州運輸局の緊急輸送

九州運輸局（陸上輸送に関すること）は、緊急輸送の要請を受けた場合には、宮崎運輸支局を通じて、関係協会及び当運輸支局の管轄地域事業者と迅速に連絡をとる。緊急輸送に使用しうる自動車の出動可能台数等の確認を行う。次いで、関係の自動車運送事業者に、速やかに出動できるよう体制を整えさせることとする。

(3) 集積場所及び要員の確保

① 物資集積場所を事前に定めておくものとする。

② 物資の集積配分義務を円滑に行うため、物資集積場所に、必要に応じ職員を派遣する。

災害派遣等従事車両に対する有料道路料金の免除措置の調整（県防計画）

県は、西日本高速道路株式会社や宮崎県道路公社等の有料道路の管理者と、道路整備特別措置法第24条第1項ただし書きに基づき、高速自動車国道又は自動車専用道路の通行に当たって料金を徴収しない車両のうち、災害応急対策等に従事する車両に対して行われる有料高速道路の免除措置に係る調整を行う。

2.7 鉄道の応急復旧（県防計画）

大規模災害発生時は鉄道施設への被害が予想され、乗客等の安全確保と緊急輸送の確保が重要となる。そこで被害の実態を迅速に把握し、適切な初動体制のもとに、被災列車の救援救護及び乗客の安全確保を最優先に行うとともに、被災施設の早急な復旧に務め、輸送を確保する。

(1) 災害対策本部の設置

大規模災害が発生した場合、必要に応じ自治体等の関係機関との連携をとり、旅客

の救済及び車両、施設、電気設備の復旧を行うため、本社（支社）に大災害対策本部を、被災地に現場対策本部を設置し、社員を非常招集して応急復旧活動を行う。

(2) 情報の収集

災害が発生した場合、防災業務実施計画の定めるところにより、通報・連絡・運輸機関との情報交換を行うほか、必要に応じ、県・市町村・防災関係機関に連絡する。この場合、県防災無線を活用するほか、情報収集や連絡用の優先電話を指定し、表示を行う。また列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、災害情報及び応急措置の連絡指示を行う。

(3) 応急措置の実施

① 旅客の救出救護

旅客の救出救護のための、事前措置、救護の非常招集については、防災業務実施計画による。

ア 駅長が行う避難誘導

(7) 駅長は係員を指揮して、あらかじめ定めた臨時避難場所に、混乱の生じないよう誘導し避難させる。

(4) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、さらに市町村があらかじめ定めた避難場所の位置、災害に関する情報等を伝達し、秩序維持に協力する。

イ 乗務員が行う避難誘導

(7) 列車が駅に停止している場合は、輸送指令員等の指示による。

(4) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。

- ・地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い旅客を降車させる。
- ・特に婦女子に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
- ・隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

② 災害時の輸送

災害時により線路が不通となった場合は、輸送指令はその状況を的確に把握し、迂回輸送、代行輸送、その他適切な措置を講ずる。

③ 広報活動の実施

災害情報、応急対策の実施状況及び復旧の見通し等の広報活動については、大災害対策本部及び現場対策本部が迅速的確に行う。

第9節 避難・収容活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部	○避難勧告、指示、住民への伝達、避難の誘導 ○避難者の状況把握			○応急修理の対象者の選定		
	町民対策部					○避難所の衛生管理	
	総務対策部 (避難所班)	○避難所の開設、運営					
	総務対策部 (援護班)	○福祉避難所の開設、運営					
	総務対策部 (防疫班)					○避難所の生活環境の整備、健康管理	
	消防団	○避難誘導、避難状況の把握					
県					○応急仮設住宅の設置の決定 ○応急修理戸数の決定		
防災関係機関	○避難誘導、パトロール等						

1. 避難勧告、指示、誘導等

(1) 町

本部長は、火災、崖崩れ、洪水、高潮、津波等の事態が発生し、又は発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、速やかに避難の勧告又は指示を行うものとする。国又は県に必要な助言を求めことができるよう、連絡窓口、連絡方法を取り決めておく。また、連絡先の共有を徹底しておくものとする。なお、指定行政機関、指定地方行政機関及び県は、町から求めがあった場合は、避難指示等について助言を行うものとする。

(2) 警察官及び海上保安官（県防計画）

警察官及び海上保安官は、市町村長が指示できないと認めるとき、または市町村長から要求があったとき、もしくは住民の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、直ちに当該地域住民に対し立ち退きを指示するものとする。この場合、避難の指示をした旨を市町村長に通知する。

警察官は、前記の避難の指示のほか、警察官職務執行法第4条第1項の規定により、極めて危険な状態が切迫するなど特別な状況下においては、被害を受ける者に対し避難の措置をとることができる。この場合においては、公安委員会に報告しなければならない。

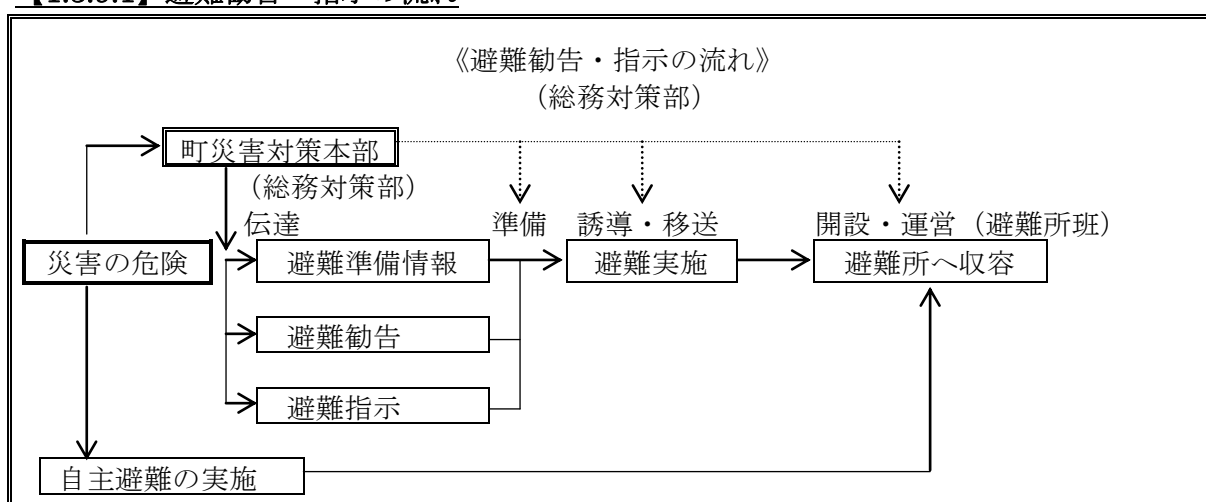
(3) 自衛官（県防計画）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官又は海上保安官がその場にいないときは、危険が切迫している住民等に対して警告を発し、特に急を要する場合は避難させることとする。

(4) 知事又はその委任を受けた職員（県防計画）

- ① 知事は、災害の発生により市町村がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、危険地域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告または指示を行うものとする。
- ② 地すべり等防止法第25条に基づき知事またはその委任を受けた職員は、地すべり等により著しく危険が切迫していると認められるときは、危険な区域の住民に対して立ち退きを指示することができる。

【1.3.9.1】 避難勧告・指示の流れ



1.1 避難勧告・指示の内容

避難の勧告・指示は、次の内容を明示して実施するものとする。

- (1) 発令者
- (2) 差し迫っている具体的な危険予想
- (3) 避難対象地区名
- (4) 避難日時、避難先及び避難経路
- (5) 避難行動における注意事項（携帯品、服装等）
- (6) 出火防止の措置（電気＜配電盤＞の遮断措置等）

1.2 発令権者

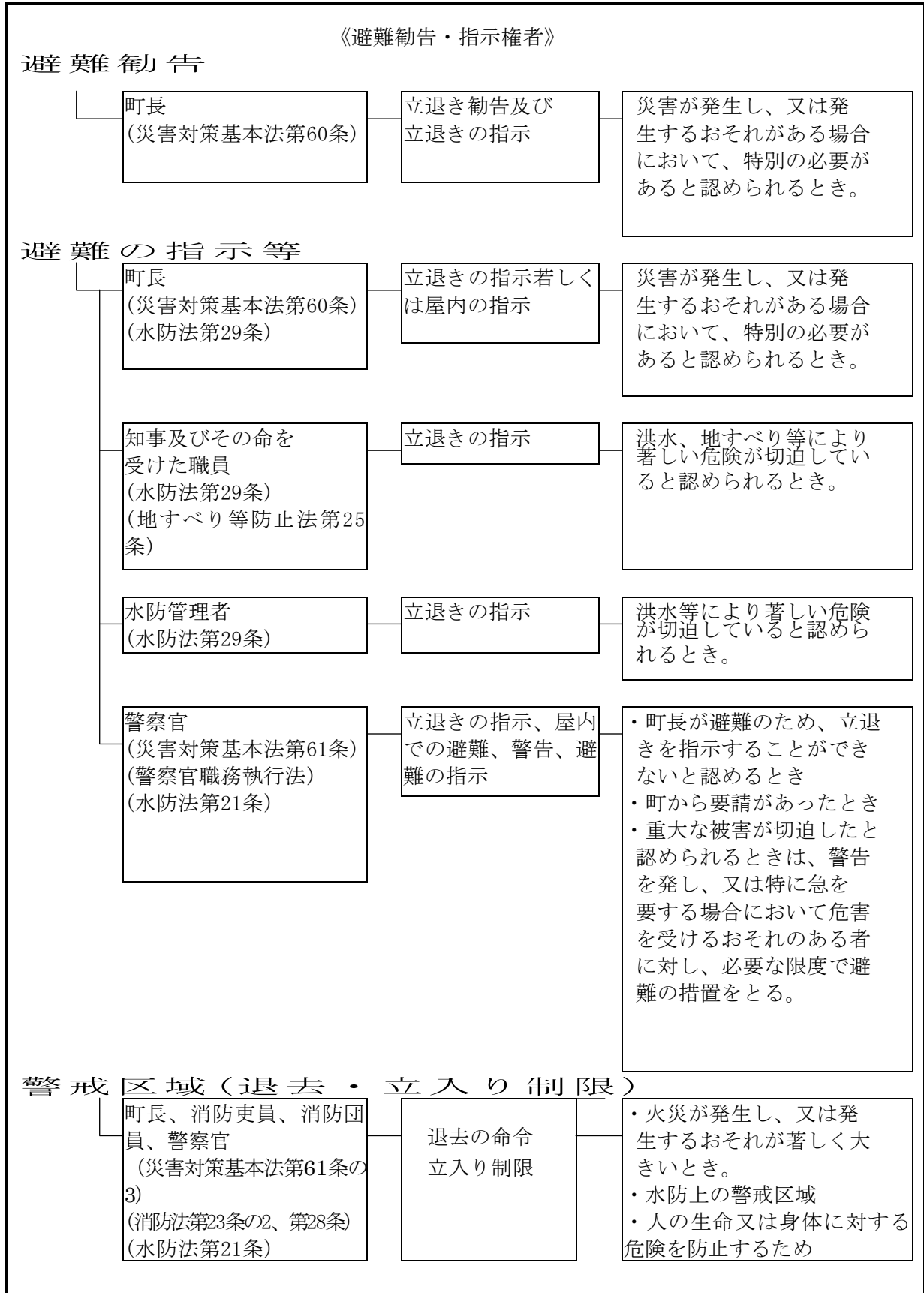
町長及び消防団長又はその命を受けた消防吏員、消防団員。県知事またはその命を受けた職員、並びに法に定めるもの。【1.3.9.2】

町長、その他避難の勧告・指示等の権限を有する者は、災害が発生し、又はまさに発生しようとして危険が切迫している場合、危険区域の居住者に対し、避難のための立ち退きを勧

告し、又は立ち退きを指示する。(災害対策基本法第60条)

なお、町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、町長の実施すべき措置の全部又は一部を知事が代行する。(災害対策基本法第60条第5項～7項)

【1.3.9.2】 避難勧告・指示権者



1.3 発令及び解除の時期

各種警報等の発令や気象状況、及び災害の危険性を勘案しながら、避難勧告等を発令する。

(1) 発令の判断基準

ア 水害 **【1.3.9.3】**

河川名	避難準備情報	避難勧告	避難指示
五十鈴川	・氾濫注意水位(4.0m)に到達し、なお水位の上昇が予想される時。	・避難判断水位(4.8m)に到達し、なお水位の上昇が予想される時。 ・河川氾濫のおそれがある時。	・氾濫危険水位(5.6m)に到達し、なお水位の上昇が予想される時。 ・堤防が決壊するおそれがある時。
その他河川	・近隣での浸水や、河川の増水、当該地域の降雨状況や降雨予測により浸水の危険が高い時。	・近隣で浸水が拡大した時。 ・逆流による内水氾濫が発生されると予想される時。	・危険な水位を観測した時。 ・堤防の決壊、越水した時。 ・大量の漏水や亀裂等を発見した時。
気象情報	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発令された時。 ・浸水の可能性がある時。	・大雨警報(浸水害)、洪水警報が発令され、浸水被害が予想される時。 ・河川施設の異常を確認した時。	・大雨警報(浸水害)が発令され、さらに記録的短時間大雨情報が発表された場合等により、大雨特別警報(浸水害)の発表が高まった時。 ・被害が発生した時。

イ 土砂災害 **【1.3.9.4】**

種別	警報等	その他判断基準
避難準備情報	・大雨警報(土砂災害)が発令され、土砂災害警戒判定メッシュ情報として、予測で土砂災害警戒情報の基準を超過すると予測される時。 ・強い降雨を伴う台風が夜間から明け方に接近・通過を予想される時。	・職員や消防団による監視、地域住民等からの情報で、以下の前兆現象を確認した時。 ○流水の異常な濁り、湧水量の増加、表面流の発生、井戸水の濁り、湧水の枯渇、湧水量の増加等
避難勧告	・土砂災害警戒情報が発表され、被害が発生するおそれがある時。	・職員や消防団による監視、地域住民等からの情報で、以下の前兆現象を確認した時。 ○溪流内で転石の音、流木発生、小石の落下、新たな湧水発生、湧水の濁り、池や沼の水かさの急変、亀裂・段差の発生、樹木の傾き等
避難指示	・土砂災害警戒情報が発表され、土砂災害の前兆又は発生を確認した時。 ・記録的短時間大雨情報が発表された場合等により、大雨特別警報(土砂災害)の発表の可能性がある時。 ・避難すべき時期が切迫し、又は災害が発生した現場に残留者がいる時。	・職員や消防団による監視、地域住民等からの情報で、以下の前兆現象を確認した時。 ○土の臭い、地鳴り、流水の急激な濁り、溪流水位激減、湧水の停止、湧水の噴出、亀裂の発生、山成、地面の振動等

ウ 津波災害 **【1.3.9.5】**

区分	発令基準	避難対象区域
避難指示	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	津波警報が発表された場合	高さ3mの津波により浸水が想定される区域
	津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合	海岸堤防等より海側の区域
※自主避難	強い地震（震度4以上）のゆれ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域

エ 高潮災害 **【1.3.9.6】**

区分	発令基準	避難対象区域
避難準備情報	・高潮注意報が発表された場合 ・台風等の接近その他の気象条件により高潮被害が発生するおそれのある場合	海岸からの越波によって家屋の損壊・流失、住民等の生命又は身体への被害が生ずるおそれのある区域、又は最大クラスの津波により浸水が想定される区域
避難勧告	・高潮警報が発表された場合 ・沿岸における水防警報が発表された場合	
避難指示	・高潮による人的被害発生のおそれが非常に高いと判断される場合 ・異常な越波が発生するおそれがある場合	

(2) 発令解除の判断基準

避難勧告、指示等の発令解除は、危険が消滅し、再度危険が高まらない場合に、次の事項に留意のうえ、行うものとする。

なお、避難指示を発令後、該当事象が避難指示基準以下になったときに避難勧告への切り下げを検討するものとする。

災害種別		解除基準
水害	五十鈴川	・水位が氾濫注意水位以下に下がり、再度上昇のおそれがなく、上流域での降雨がほとんどない場合 ・浸水が発生した場合の解除は、河川の氾濫のおそれがなくなった場合
	その他河川	・河川水位が低下する傾向があり、上流域での降雨がほとんどない場合 ・浸水が発生した場合の解除は、河川の氾濫のおそれがなくなった場合
土砂災害		・土砂災害警戒情報が解除又は大雨警報（土砂災害）が解除され、土石流又はがけ崩れ等のおそれがない場合 ・土砂災害が発生した場合は、発令解除の判断に留意
津波災害		・避難対象区域の大津波警報、津波警報、津波注意報が全て解除された場合 ・浸水が発生した場合の解除は、家屋の浸水が解消した場合
高潮災害		・高潮警報が解除され、潮位の上昇がない場合 ・浸水が発生した場合の解除は、家屋の浸水が解消した場合

1.4 避難勧告・指示の伝達

(1) 住民への伝達

避難勧告・指示等の住民への伝達は、総務対策部が関係機関との連携のもと、広報の伝達要領に基づき行う。

避難の勧告、又は指示を行ったときは、速やかに住民に対し、その周知徹底を図る。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。

- ① テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール）、防災行政無線、サイレン、警鐘、有線放送、拡声器、口頭等を併用し、迅速に必要な地域の居住者、滞在者、その他の者に徹底する。
- ② 県を通じ、報道機関等の協力を得て、住民に広報する。
- ③ インターネットを利用して不特定多数の者に情報を提供するポータルサイト・サーバー運営事業者に対し、避難勧告・指示等に関する情報をトップページに掲載するなど、情報提供の協力を求めることができる。

(2) 県知事への報告（災害対策基本法第60条）

本部長は、避難勧告、避難指示又は立ち退きの指示を行ったときは、速やかに、その旨を県知事に報告する。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(3) 本部長への報告

本部長以外の者が避難の指示を行ったときは、法令に基づき、本部長及び関係機関に通知するものとする。避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、関係地域の住民に対し、その周知徹底を図るとともに、知事に報告するものとする。また、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

(4) 関係機関への連絡

本部長は、避難勧告又は指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。

1.5 避難誘導の実施

(1) 避難誘導の実施

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、住民の生命、身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止する。そのため、本部長等は関係機関の協力を得て、住民の避難に関する勧告・指示を行い、また安全に誘導して、未然に被害をくい止めるものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う避難誘導時の救出に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

町は、災害の危険区域にある住民を安全な場所に避難させるため、避難勧告・指示の伝達、避難誘導、移送、避難所の開設等の方法を確立し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

(2) 避難所の開設、収容

避難の勧告、指示から避難所への誘導までは、それぞれ避難の勧告・指示者が行う。避難所の開設、収容保護は、町が行うものとする。なお、両者は緊密な連絡を保って実施するものとする。

【1.3.9.7】 町指定避難場所 所在一覧表

番号	対象区域	地震・その他の災害	洪水・津波・高潮	電話	海拔
1	松瀬	松瀬集落センター	—	—	—
2	三ヶ瀬	三ヶ瀬集落センター	—	64-1612	—
3	上井野	西門川総合活性化センター	—	64-1031	—
4	大内原		—	64-1112	—
5	小松	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	63-1336 63-0233 63-3204	GH=23.00 GH=12.80 GH=24.00
6	大丸				
7	小園				
8	城屋敷				
9	五十鈴				
10	中山				
11	平城西				
12	平城東				
13	梅ノ木	クリエイティブセンター	クリエイティブセンター 南ヶ丘公民館	63-0002	GH= 7.20 GH=21.00
15	南町1区				
16	南町2区				
17	南ヶ丘	門川小学校 中央公民館 子育て人づくりセンター	門川小学校(屋上) 中央公民館 西ノ山高台	63-1027 63-6060 63-1453	GH=17.00 GH=12.50 — GH= 9.60
18	上ノ町				
19	本町				
20	旭町				
21	尾末東				
22	後向				
23	中尾				
24	下納屋				
25	上納屋1区				
26	上納屋2区				
27	上納屋3区	門川中学校	門川中学校	63-1037	GH=17.00
28	東栄町				
29	西栄町				
30	宮ヶ原				
31	栄ヶ丘	中村公民館	中村公民館		GH=17.00
32	竹名				
33	中村	草川小学校	草川小学校(屋上)	63-1009	GH=18.00
34	加草1区				
35	加草2区				
36	加草3区				
37	加草4区				
38	加草5区	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	63-7780 63-7210	GH=25.00 GH=16.00
39	庵川西				
40	庵川東				
41	牧山	総合福祉センター	総合福祉センター	63-7210	GH=16.00
42	谷の山				

※避難場所(施設)は、この表の区分によらず、身近な場所を利用してください

(3) 被災者の運送 (県防計画)

知事は、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場

所及び期日を示して、被災者の運送を要請するものとし、指定公共機関等がその要請に応じないときは、被災者の保護の実施のために特に必要があるときに限り、当該機関に対し、当該運送を行うべきことを指示するものとする。

1.6 警戒活動等の実施

町長は、風水害の発生のおそれがある場合には河川管理者と連携を図りながら気象情報等に十分注意し、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予測される場合は、住民に対して、早めに避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等を行うとともに、避難誘導活動を実施するものとする。

また、避難情報の発令基準については「本編 第3章 第9節 1. 1.3 発令及び解除の時期」によるものとする。

1.7 要避難状況の早期把握

町は、災害の兆候がある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報の発令や避難勧告、避難指示の発令等をはじめ迅速・確実な避難対策に着手できるよう、避難を要する地域の実態の早期把握に努めるものとする。

なお、避難を開始するための避難準備情報の提供を行う場合は、避難行動要支援者名簿も活用しつつ災害時において避難に支援を要する高齢者等が円滑に避難できるよう配慮するものとする。

1.8 避難対策の必要性の早期判断

(1) 河川災害のおそれのある箇所

気象・降雨状況によって、河川出水による浸水等の被害が生ずることが予想される場合、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町・その他は、警報発表以降、着手する警戒活動により地域の状況を的確に把握し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

(2) 土砂災害のおそれのある箇所

町・その他は、土砂災害の危険性が高い地域における警戒活動により状況を把握するほか、土砂災害警戒情報等も活用して、避難の必要性を判断し、必要な対策を講ずるものとする。

1.9 早期自主避難の実施

町は、風水害発生のおそれがある浸水危険区域や土砂災害発生のおそれのある箇所の住民に対して、台風襲来時や豪雨時に下記のような状況あるいは兆候が見られたときは、自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

(1) 浸水危険区域

河川が氾濫注意水位を突破し、なお水位が上昇する状況で、過去の災害履歴等から判断し浸水の危険性が高まった場合。

(2) 土砂災害発生の兆候

- ① 立木の裂ける音が聞こえる場合や、巨礫の流下する音が聞こえる場合
- ② 溪流の流水が急激に濁りだした場合や、流木等がまざりはじめた場合
- ③ 降雨が続いているにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められているおそれがあるため）
- ④ 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- ⑤ がけ地において落石や崩壊が生じはじめた場合
- ⑥ その他

1.10 避難実施の方法

避難の指示者及び町は、次の点を十分考慮し、避難実施の万全を期するものとする。

(1) 避難の順位

避難の順位は次のとおりとし、防災活動に従事できる者を最後に避難させるものとする。避難に当たっては、近隣者相互の助け合いによる全員の安全避難を図ることとする。

- ① 要配慮者
- ② 防災に従事する者以外の者

1.11 屋外での待避等の安全確保措置の指示

台風襲来時や豪雨の際に、状況により屋外を移動して避難所等へ避難するよりも屋内に留まる方が安全であると町長が認める場合、町は地域の居住者等に対し、屋内での避難等の安全確保措置を指示する。

1.12 避難の誘導

避難誘導は、警察等関係機関の協力のもと、総務対策部及び消防団が主体となり行う。

- (1) 避難実施責任者、避難誘導員をあらかじめ選任しておき、避難活動が円滑に進むようにしておく。
- (2) 誘導・移送に際しては、事前に避難路の安全を確認しておく。危険箇所等については、明確な表示を行い、避難者にあらかじめ指示しておく。また、混乱を避けるため、地域の実情に応じ、避難経路を2ヶ所以上選定しておくものとする。
- (3) 誘導員は、人員の点検を適宜行い、避難中の事故防止を図る。
- (4) 避難に当たっては、所要の装備資機材を活用し、避難時の事故防止、並びに避難の安全迅速化を図るものとする。
- (5) 避難誘導員は、避難立退きに当たっての携行品を必要最少限度に制限し、円滑な立退きについて適宜の指導をするものとする。
- (6) 避難した地域に対しては、事後速やかに残留者の有無を確認するとともに、警戒区域を設定し、その他必要な措置を行う。
- (7) 災害地が広範囲で、大規模な立ち退き移送を必要とし、町において対処できない場合、町は隣接市町村に応援を求めるほか、県に移送を要請する。

1.13 避難路の指定

町は、災害時の避難や災害応急対策を円滑に行うために、県の指定する緊急交通路と接続する道路を指定する。

資料編【1.2.2.19】 町が指定する避難路

1.14 避難場所への職員等の配置

(1) 避難場所の選定

災害の種別に応じて、あらかじめ指定した避難場所のうち、開設する避難場所を選定する。

資料編【1.3.9.7】町指定避難場所所在一覧表

番号	対象区域	地震・その他の災害	洪水・津波・高潮	電話	海抜
1	松瀬	松瀬集落センター	—	—	—
2	三ヶ瀬	三ヶ瀬集落センター	—	64-1612	—
3	上井野	西門川総合活性化センター	—	64-1031	—
4	大内原		—	64-1112	—
5	小松	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	63-1336 63-0233 63-3204	GH=23.00 GH=12.80 GH=24.00
6	大丸				
7	小園				
8	城屋敷				
9	五十鈴				
10	中山				
11	平城西				
12	平城東				
13	梅ノ木	クリエイティブセンター	クリエイティブセンター 南ヶ丘公民館	63-0002	GH= 7.20 GH=21.00
14	城ヶ丘				
15	南町1区				
16	南町2区				
17	南ヶ丘	門川小学校 中央公民館 子育て人づくりセンター	門川小学校(屋上) 中央公民館 西ノ山高台	63-1027 63-6060 63-1453	GH=17.00 GH=12.50 — GH= 9.60
18	上ノ町				
19	本町				
20	旭町				
21	尾末東				
22	後向				
23	中尾				
24	下納屋				
25	上納屋1区				
26	上納屋2区				
27	上納屋3区	門川中学校	門川中学校	63-1037	GH=17.00
28	東栄町				
29	西栄町				
30	宮ヶ原				
31	栄ヶ丘	中村公民館	中村公民館		GH=17.00
32	竹名				
33	中村	草川小学校	草川小学校(屋上)	63-1009	GH=18.00
34	加草1区				
35	加草2区				
36	加草3区				
37	加草4区				
38	加草5区	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	63-7780 63-7210	GH=25.00 GH=16.00
39	庵川西				
40	庵川東				
41	牧山	総合福祉センター	総合福祉センター	63-7210	GH=16.00
42	谷の山				

※避難場所(施設)は、この表の区分によらず、身近な場所を利用してください

(2) 避難場所への職員等の配置

避難場所には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため職員(消防団員を含む。)を配

置する。

1.15 避難場所における救護等

- (1) 避難場所に配置された職員又は警察官は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。
 - ① 火災等の危険の状況の確認、及び避難した者への情報伝達
 - ② 避難した者の掌握
 - ③ 必要な応急の救護
 - ④ 状況に応じ、避難した者への帰宅の指示、保護者への引き渡し、又は避難所への収容
- (2) 設定した避難場所を所有し、又は管理する者は、避難場所の開設、及び避難した者に対する応急の救護に協力するものとする。

1.16 避難状況の報告

- (1) 避難所の開設又は運営にあたる者は、適宜次に掲げる事項を対策本部に報告する。
 - ① 避難の経過に関する報告
危険な事態、その他の異常な事態が発生した場合、直ちに行う。
 - ア 避難に伴い発生した危険な事態、その他異常な事態の状況(場所、人員を含む。)
 - イ 上記事態に対し、応急的にとられた措置
 - ウ 町等に対する要請事項
 - ② 避難の完了に関する報告
避難完了後、速やかに行う。
 - ア 避難場所名
 - イ 避難者数・避難世帯数
 - ウ 必要な救助・保護の内容
 - エ 町等に対する要請事項
- (2) 町は、避難状況について、県へ報告する。

2. 避難所の開設、運営

災害によって住居等を喪失した被災者に対しては、避難所等を開設し、一時的に収容、保護する。避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供、及び維持ができるよう、避難所の開設、運営及び健康管理等に関する業務を積極的に推進していくものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う避難所の開設、運営に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、避難所班を編成し、地域住民等と連携して避難所の開設及び運営を実施する。

2.2 避難所の開設

町長は、避難所を開設する必要があると認められる時は、消防署及び警察署等と十分連絡を図り、次により速やかに避難所を開設する。また、速やかに被災者を避難、誘導すること。なお、町のみでは困難なときは、県に応援を要請する。特に、要配慮者への避難誘導に留意すること。

(1) 基本事項

① 対象者

ア 住家が被害を受け、居住の場所を失った者

(ア) 住家が全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水等（破壊消防による全半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する場所を失った者

イ 現に災害に遭遇し、すみやかに避難しなければならない者（旅行者、旅館等の宿泊者、通行人を含む）

ウ 災害によって、現に被害を受けるおそれのある者

(イ) 本部長の避難命令を受けた者

(イ) 本部長の避難命令は受けていないが、緊急に避難する必要のある者

② 開設場所

ア 避難所は、町立の小中学校、高等学校及び地区集会所等の施設を利用する。

イ あらかじめ指定した避難所の被災状況、周辺火災の延焼の可能性、危険物の有無など、安全性を確認の上、避難所を開設すること。

ウ あらかじめ指定した避難所が利用できない、あるいは不足する場合には、公的宿泊施設、旅館、ホテル等の借り上げや野外に天幕等を設営し、避難所を開設すること。

エ 被害が激甚なため、前記による避難所の利用が困難な場合は、県と協議し、隣接市町村の避難所への収容委託や、隣接市町村の建物又は土地を借り上げて、避難所を開設すること。

オ 要配慮者の避難生活支援のため、福祉避難所を開設し、生活指導員等を配置すること。なお、要配慮者の家族についても、必要に応じて、福祉避難所に避難させること。

カ 災害の状況により避難所を変更した場合は、その都度周知を図る。

③ 開設、収容状況の報告

避難所を開設したときは、県知事に次の事項を報告する。

ア 避難所の開設の日時及び場所

イ 開設数及び収容人員

ウ 開設見込み期間

【1.3.9.9】 避難所開設時の県への報告事項

- | |
|--|
| ア. 避難発令の理由
イ. 避難対象地域
ウ. 避難所開設の日時、場所、施設名
エ. 収容状況及び収容人員
オ. 維持、管理のための責任者
カ. 開設期間の見込み |
|--|

(2) 設置期間

- ① 避難所は、必要最低限の期間設置するものとし、日時が経過し、避難者が減少するときは、逐次開設数を整理縮小すること。
- ② 避難所の開設は、応急的なものであることから、避難所とした施設が本来の施設機能を回復できるよう、できるだけ早期に解消を図ること。
特に、学校を避難所とした場合には、教育機能の早期回復を図ること。
- ③ 避難所の生活が長期化する場合は、必要に応じて公的住宅や借家等への転居、応急仮設住宅の建設を進めること。
- ④ 災害救助法が適用された場合、避難所の開設期間は、最大限7日以内とする。
ただし、期間を延長する必要がある場合には、厚生労働大臣の承認を必要とするため県と協議すること。

(3) 県への要請

町は、避難所の不足や避難所開設に必要な資材等が不足する場合など、避難所の開設、運営に支障が生じた場合には、必要によって隣接市町村等との調整や資材等の調達に関する支援を県に要請すること。

県は町から要請があった場合、あるいは町の被害の状況により必要があると判断した場合は、他の市町村に対して避難所開設について協力を依頼するとともに、必要な資材等の調達を支援すること。

(4) 避難所の受入体制

- ① 各避難所の責任者をあらかじめ定めておき、避難者の受入れや連絡が円滑に進むようにしておく。
- ② 避難所においては、避難者の収容人員を把握するとともに、名簿を作成し、町災害対策本部に報告する。
- ③ 避難所での給食・給水活動等が円滑に行えるよう、平静時より必要物資の備蓄を進めておく。

2.3 避難所の運営

(1) 管理責任者の配置

避難所ごとに、原則として町職員の管理責任者を配置し、避難所の適正な運営にあたるものとする。

ただし、災害発生直後から当面の間は、管理責任者として予定していた者の配置が困難なことも予想される。そのため、本来の施設管理者を管理責任者として充てるこ

とも考えられることから、施設管理者の理解を十分に得ておくこと。

また、管理責任者は昼夜での対応が必要となることが予想されるため、交替ができる体制を整備する。この場合、臨時職員の雇用も考えられる。

(2) 管理責任者の役割

管理責任者は、おおむね次の業務を行う。

- ① 避難者の人数、世帯の構成、住家の被害状況、要配慮者の人数、被服や寝具、その他の生活必需品の不足の状況等を把握できる避難者名簿を整備する。
- ② 避難者名簿に基づき、常に避難者の実態や需要を把握する。要配慮者を把握した場合、必要に応じてホームヘルパーの派遣、社会福祉施設への緊急入所、又は福祉避難所への収容を行うため、関係機関等と連絡調整を行う。
- ③ 被災者に必要な食品、飲料水、その他生活必需品の供給について、常に町災害対策本部と連絡を行う。また、それらの供給があった場合、物資受払簿を整備し、各世帯を単位として配布状況を記録しておく。
- ④ ボランティア組職等の支援に関して、適切な指示を行う。

(3) 生活環境の整備

避難者の生活環境を整備するため、次の事項について対応する。避難者の生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。

- ① 食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努める
- ② 避難者に必要な食品、食料、その他の生活必需品を避難者の世帯人員や不足状況に応じて、公平に配布する。
- ③ 避難所の開設期間の長期化が見込まれる場合は、必要に応じて、次の設備や備品を整備する。

(設備、備品の例示)

- ・畳、マット、カーペット
- ・間仕切り用パーティション
- ・冷暖房機器
- ・仮設風呂・シャワー
- ・洗濯機・乾燥機
- ・仮設トイレ
- ・その他必要な設備・備品

また、次の事項や避難者の健康状態、避難所の衛生状態の把握に努める。それを踏まえ、生活環境の改善対策を順次検討し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- ア 避難者に対するプライバシーの確保
- イ 暑さ寒さ対策の必要性
- ウ 入浴施設設置の有無、入浴頻度
- エ 洗濯の機会の確保
- オ 簡易ベッド等の活用状況
- カ 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
- キ 食料の確保、配食等の状況
- ク ごみ処理の状況など、

- ④ 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合には、要配慮者が利用しやすいよう、速やかに障がい者用トイレ、スロープ等の仮設に努める。
- ⑤ 一定の設備を備えた避難所を維持するため、衛生管理対策を進めるとともに必要な電気容量の確保に努める。
- ⑥ 避難者への情報提供や被災者相互の安否確認を行うため、避難所にラジオ、テレビ、電話、ファクシミリ等の通信手段の確保に努める。
- ⑦ 避難所の防犯対策を進めるため、警察及び、消防団と連携し、各避難所の巡回パトロール等を実施する。なお、避難所の治安・防犯等の観点から、真にやむを得ない理由がある場合には、警備員等の雇用も考慮する。
- ⑧ 避難所の運営における女性の参画を推進する。男女のニーズの違い等、男女双方の視点等、以下のとおり配慮し、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズ等に対応した避難所運営に努めるものとする。

- ア 授乳室や男女別のトイレ、物干し場、更衣室、休養スペースの設置
 - イ 生理用品や下着等の女性用品については、女性の担当者が配布したり、女性専用スペースや女性トイレに常備しておくなど配布方法を工夫すること
 - ウ 仮設トイレを設置する場合は、男性に比べ、女性の方が混みやすいことから、女性用トイレの数を多めにすること。
 - エ 女性や子どもに対する暴力を予防するため、トイレ・更衣室・入浴設備等の設置場所は、昼夜を問わず、安心して使用できる場所を選び、照明をつけること。
 - オ 男女双方に対する相談窓口を整備し、男女共同参画センター等の相談機関等と連携を図りながら、相談窓口の周知広報に努めること。
 - カ 避難スペースの割り振りについては、家族構成や性別等に配慮するものとする。
- ⑨ 避難所からの早期自立を図るため、子育て、介護支援サービスの早期の提供に努めること。

(4) 避難者の状況把握

町は、災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項の把握に努める。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用する。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食品、飲料水、被服や寝具その他生活必需品の必要性の状況
- カ 要配慮者の状況
- キ その他、必要とする項目

② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録する。

③ 登録結果の活用

登録された状況は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。

④ 登録結果の報告

登録の結果は、日々、町の災害対策本部に集約する。なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

⑤ 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合があるため、その状況を把握する。特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず、孤立することのないよう留意する。

(5) 住民による自主的な運営

避難所での生活が長期化する場合には、被災前の地域社会の組織やボランティアの協力を得て、自治組織を育成するなどにより、避難者による避難所の自主的な運営が行われるよう努めること。また、避難者の自主的な生活ルールづくりが、女性、子ども、若者、高齢者、障がい者等の多様な主体の意見を踏まえたものとなるよう支援すること。

あわせて、班を組織して活動する際には、特定の活動（食事づくりやその片付け、清掃など）が片方の性に偏るなど、性別や年齢等により役割を固定化することが無いよう、班の責任者には、男女両方が配置されるよう配慮するものとする。

(6) 指定避難所以外の被災者への支援

やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等、必要な物資の配付、保健師等による巡回健康相談の実施等の保健サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。

県は、被災者の避難所での生活環境を整備するため、関係機関団体との調整を行い、市町村の対応を支援するものとしている。

3. 被災者の把握

避難所の開設に伴い、避難者への食品や飲料水等の供給、被服や寝具、その他生活必需品

の供給、応急仮設住宅の建設、災害弔慰金等の支給等の速やかな対応を効率的に行うためには、被災者の状況を正確に把握することが必要である。

このため、被災者の状況把握に関わる業務を積極的に行っていくものとする。

3.1 避難者、在宅被災者の把握

(1) 避難者の状況把握

災害発生直後より、避難者の状況を把握するため、避難所に被災状況登録窓口を設置し、次の事項を把握するものとする。

なお、把握された事項については、被災地の現地調査、住民登録の台帳との整合を図り、避難所の開設期間の設定や物資の供給に活用すること。

① 登録事項

- ア 世帯主の氏名、年齢、性別、住所、電話番号
- イ 家族の氏名、年齢、性別、学童の学年
- ウ 親族の連絡先
- エ 住家被害の状況や人的被害の状況
- オ 食料、飲料水、被服や寝具、その他生活必需品の必要状況
- カ 支援の必要性（健康状態、保育や介護を要する状況等）
- キ 外部からの問い合わせに対する情報開示の可否
- ク その他、必要とする項目

② 登録の方法

事前に登録事項の様式を作成し、調査責任者を選任のうえ登録すること。

③ 登録結果の活用等

登録結果は、避難所の開設期間、食品や飲料水の要供給数、被服や寝具、その他の生活必需品の要配布数、応急仮設住宅の要設置数、学用品の要給与数、避難所の生活環境の整備等に活用する。なお、避難者の中には、配偶者等からの暴力、ストーカー行為、児童虐待等の被害を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者が含まれることも想定される。そのため、加害者等に居所等が知られることのないよう、当該避難所の個人情報の管理を徹底する。

④ 登録結果の報告

登録結果は、日々、町の災害対策本部に集約する。

なお、災害救助法が適用となった場合は、必要な項目を県の担当課に報告する。

(2) 在宅被災者の状況把握

避難所に避難していない被災者についても、必要に応じて避難所への収容と生活支援が必要な場合がある。そのため、その状況を把握すること。

特に、要配慮者が情報の伝達を受けられず孤立することのないよう留意すること。

3.2 被災認定

町は被災認定を、第3章 第19節 1. 1.2 「被災認定の基準」により行う。

4. 避難生活環境の確保

避難所等の運営に際し、不特定多数の被災者を収容する場合、感染性疾病や食中毒の発生、あるいはプライバシー保護の困難性からくる精神不安定等、様々な弊害が現れる。このため、避難が長期化した場合、避難所の生活環境の整備を図り、良好な避難生活の提供と維持に努めるものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、県は町が行う避難所の生活環境の確保に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、防疫班を編成し、避難所における生活環境の整備、避難者の健康管理等を実施する。

4.2 避難所生活環境の整備

(1) 衛生環境の維持

町は、要配慮者等の被災者が、健康状態を損なわずに生活維持するように努める。そのために必要な各種生活物資、及び清潔保持に必要な石鹸・うがい薬の提供、仮設トイレの管理、必要な消毒及びし尿処理を行う。また、移動入浴車の活用等により、入浴の提供を行う。

県は、町からの要請があった場合、入浴温水シャワー設備を所有する事業者、自衛隊、ゴルフ場及び公衆浴場の管理者等へ協力を依頼するとしている。

(2) 清潔保持に必要な知識の普及

町は県とともに、限られた空間の中で、多人数の人間が生活していくために必要な環境の清潔保持に関すること、プライバシー保護に関すること等、具体的な衛生教育を行う。

4.3 健康管理

(1) 被災者の健康状態の把握

- ① 町は、県と連携し、医師及び保健師等で構成する巡回相談チームを編成し、避難所ごとの健康状態の把握を行う。
- ② 巡回相談で把握した問題等については、個別健康相談票を作成し、チームカンファレンスにおいて、効果的な処遇検討ができるよう努める。
- ③ 継続的内服が必要な者や、食事指導の必要な者についても配慮する。

(2) 被災者の精神状態の把握

- ① 県は、被災によって生ずる PTSD(心的外傷後ストレス障がい)を発症(示している)する(した)者(被災者)や、PTSD による不適応症状を持つ被災者への継続的な対応を行うとしている。そのため、保健所に心の相談所を速やかに設置し、カウンセリング等、適切な対応を行う。また、広報活動により相談所の設置について周知徹底する。(県防計画)
- ② 県は、継続的内服が必要な精神障がい者や、服薬中断により病状の悪化や再燃を引き起こす可能性のある者で、内服薬を被災により紛失した者に対し、保険証の

有無にかかわらず処方できるよう努めるとしている。(県防計画)

- ③ 町は、避難所生活の長期化に伴い、身体的・精神的ストレスが蓄積している被災者を対象に、レクリエーション等を行い、ストレスの軽減に努める。
- ④ 町は、幼児や児童の保育について、避難所に遊び場を確保し、ボランティア等の協力を得ながら行う。

(3) 継続的要援助者のリストアップ

町は県とともに、援助者が代わっても、継続援助が提供できるよう、個別的に継続援助が必要な者について、健康管理票及びリストを作成する。

(4) 関係機関との連携の強化

町は県とともに、症状の安定のために一時的な入院が必要な者、ターミナルケアが必要な者に対して、福祉施設・一般病院及び精神病院等と連携を図り、入院を勧奨する。さらに、本人及び家族が退院後の生活に不安を抱くことがないよう継続的な援助を行う。

5. 要配慮者への配慮

町の65歳以上の高齢者人口は5,224人(平成25年10月1日 住民基本台帳より)。身体障がい者手帳交付数は、1,107人。内、視力障害64人、聴力障害90人、言語障害9人、肢体不自由554人、内部障害340人(平成25年度 福祉課資料による)。また、外国人は46人(平成22年国勢調査による)、内、韓国・朝鮮7、中国33、フィリピン5、その他1。

要配慮者に対しては、その個々の状態に配慮して、情報提供、避難誘導、福祉避難所への収容、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の提供等、災害応急対策の実施にあたり、きめ細かな対応が必要である。自主防災組織、関係施設、ボランティア団体等とも連携を図りながら、対策を推進するものとする。

特に、要配慮者のうち、災害発生時において、自ら避難することが困難な者に対しては、次の対策に記載するとおり、避難行動要支援者名簿に基づき、円滑な避難を行うものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、県は、町の行う要配慮者への配慮に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出するとしている。

(1) 実施主体(特命班)

総務対策部が主体となり、援護班を編成し、関係団体と要配慮者の安否確認、福祉避難所の開設及び運営等を実施する。

5.2 要配慮者に配慮した応急対策の実施

(1) 災害発生直後に必要な対策

- ① 避難行動要支援者に関しては、避難行動要支援者名簿に基づき、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、速やかに安否確認を行うこと。
- ② 避難の必要な避難行動要支援者について、地域住民や民生委員・児童委員等の協力を受け、避難所への速やかな避難誘導を行うこと。
- ③ 避難誘導にあたり、病弱者、高齢者及び乳幼児等の避難行動要支援者を十分考慮

する。

(2) 早期に必要となる対策

要配慮者の避難所での生活支援について、次の事項に留意し、対応に努めること。

① 一般の避難所での対策

ア 避難所の管理責任者は、要配慮者の状況を常に把握し、その生活支援に当たること。

イ 物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備の仮設に努める。

ウ 車椅子の貸与、紙オムツや携帯便器の提供と使用場所の確保、ホームヘルパーの派遣、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者へ保健福祉サービスの提供を行うこと。

エ 要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

オ 食品や飲料水、生活必需品の供給等の避難所での生活支援において、要配慮者が不利とならないよう介助に配慮すること。

また、食品の供与に当たっては、要配慮者が食べやすい食品を供給すること。

カ 避難所での生活情報の伝達において、要配慮者が不利とならないように、聴覚障害に対しては掲示板や手話通訳、視覚障がい者には点字、日本語が理解できない外国人には多言語等、要配慮者の状況に応じた情報を的確に伝える方法を用いること。

キ 要配慮者の介助に関して、必要に応じてボランティア組織や関係団体へ協力を要請すること。

ク 一般の避難所での生活が長期化しないように、速やかに福祉避難所への移行を図ること。

② 福祉避難所での対策

福祉避難所においては、①の対応とともに、次の事項に留意すること。

ア 要配慮者に対して、生活支援・心のケア・相談等を行う上で専門的な知識を有する生活相談員を常時配置する。また、男女双方の視点に配慮すること。

イ 相談等に当たる生活相談員は、要配慮者の健康等の状況を把握し、関係機関と連携を図る。また、他方により提供される介護を行う者(ホームヘルパー)の派遣や社会福祉施設への入所等、保健医療や福祉サービスが受けられるよう配慮すること。

ウ 避難が長期化する場合は、公的住宅への優先入居、福祉仮設住宅の建設、社会福祉施設への入所等、要配慮者の状況に応じた対応を行うこと。

(3) 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ① 町は、必要に応じ、要配慮者が必要とする生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置する。当該避難所には、相談等に当たる介助員等を配置し、日常生活上の支援に努める。

資料編【1.3.10.5】門川町災害応援協定（主なもの） 一覧表

- ② 福祉避難所の設置は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましい。
そのため、福祉仮設住宅等への入居に努め、関係機関と連携を図り、社会福祉施設等への入所等を積極的に斡旋し、早期退所が図られるように努める。

5.3 関係団体等との連携

町は、避難所や在宅の要配慮者の生活支援について、避難所(福祉避難所を含む)の管理者、自主防災組織、地域自治会、社会福祉施設、ボランティア、民生委員・児童委員、保健師、ホームヘルパー、手話通訳、日赤宮崎県支部、保健所、福祉事務所など様々な関係機関・団体と連携を図ること。

5.4 社会福祉施設入所者等に対する安全確保対策

町は県とともに、社会福祉施設の人的被害や建物被害、避難所や他の社会福祉施設への収容の要否、介助職員等の確保の要否等を速やかに確認し、関係機関と連携し、社会福祉施設を支援する。

電気、ガス、水道等の各ライフライン事業者は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、優先復旧に努める。

社会福祉施設の管理者は、次の事項に留意し、入所者の安全確保に努めること。

(1) 救助及び避難誘導

各種防災計画に基づき、施設の防災組織や地域住民等の協力を受け、入所者等を速やかに避難場所へ避難させる。また、状況に応じて、避難所への避難を行うこと。

(2) 搬送及び受入先の確保

災害により、負傷した入所者等の病院への搬送、避難所への搬送を行うこと。

また、施設の被害状況によっては、他の社会福祉施設への受入要請と搬送を行うこと。

(3) 食料、飲料水、生活必需品等の調達

入所者等の食品、飲料水、生活必需品等について、施設の備蓄物資から供給する。

また、不足が生じたときは、町等に対して、供給応援を要請すること。

(4) 介助職員の確保

入所者等の介助等について、必要に応じて、他の社会福祉施設、ボランティア組織等に支援を要請すること。

(5) 相談窓口開設への協力

町の実施する避難所や在宅の要配慮者への相談窓口の開設に協力すること。

(6) その他

厚生労働省からの防災関係の各通知等により、対応すること。

5.5 避難行動要支援者に対する安全確保対策

(1) 支援要員の確保

町は、避難行動要支援者に対する膨大な関連業務が発生することが予想されることから、高齢者、障がい者等への支援対策を円滑に実施できる要員の確保に努めるものとする。

(2) 安否確認、救助活動

町は県とともに、保健医療サービスや福祉サービスを受けている利用者名簿等を活用し、民生・児童委員、近隣住民(自主防災組織)、福祉団体(社協、老人クラブ等)、ボランティア組織等の協力を得て、居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認、救助活動を実施する。

県警察本部は、交番・駐在所の生活安全センターとしての機能を発揮して、避難行動要支援者の把握に努めるとしている。また、自治体等関係機関・団体や地域住民と連携して、安否確認や救助活動を推進する。

(3) 搬送体制の確保

町は県と連携し、避難行動要支援者の搬送手段として、近隣住民(自主防災組織)等の協力を得る。また、救急自動車や社会福祉施設所有の自動車により、避難行動要支援者を搬送する。

(4) 要配慮者の状況調査及び情報の提供

町は県と連携し、民生・児童委員、ホームヘルパー及びボランティア等の協力を得て、チームを編成し、在宅や避難所等で生活する要配慮者に対するニーズ把握など、状況調査を実施する。また、保健・福祉サービス等の情報を随時提供する。

(5) 食料、飲料水、生活必需品等の確保や配布を行う際の要配慮者への配慮

町は、要配慮者に配慮した食料、飲料水、生活必需品等を確保する。また、配布場所や配布時間を別に設けるなど要配慮者に配慮した配布を行う。

(6) 保健・福祉巡回サービス

町は県と連携し、医師、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など、地域ケアシステムの在宅ケアチーム員等により、チームを編成する。住宅、避難所等で生活する要配慮者に対し、巡回により介護サービス、メンタルヘルスケアなど各種保健・福祉サービスを実施する。

(7) 保健・福祉相談窓口の開設

町は県とともに、災害発生後、必要に応じて速やかに、保健・福祉相談窓口を開設し、総合的な相談に応じる。

(8) 避難所における要配慮者に対する支援対策

① 避難所の物理的障壁の除去(バリアフリー化)

物理的障壁の除去(バリアフリー化)されていない施設を避難所とした場合は、障がい者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設する。

② 相談窓口の設置

車椅子、携帯便器、おむつ、移動介助を行う者(ガイドヘルパー)の派遣等、要配慮者の要望を把握するため、避難所等に要配慮者のための相談窓口を設置する。

③ 福祉避難所の指定・設置と管理、運営

- ア 町は、必要に応じ、要配慮者が必要とする生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した福祉避難所を指定・設置する。当該避難所には、相談等に当たる生活相談員等を配置し、日常生活上の支援を行うものとする。
- イ 民間の社会福祉施設等を福祉避難所として指定する際は、町と当該施設管理者との間で十分調整し、福祉避難所の指定に関する協定書を締結するものとする。
- ウ 福祉避難所の設置は、対象者の特性から、できる限り短くすることが望ましい。そのため、福祉仮設住宅等への入居を図るほか、関係部局と連携を図り、高齢者世話付き住宅(シルバーハウジング)への入居、又は社会福祉施設等への入所等を積極的に活用し、早期退所が図られるように努めるものとする。

5.6 外国人に対する安全確保対策

(1) 外国人の避難誘導

町は県とともに、語学ボランティアの協力を得て、広報車や防災無線などを活用して、多言語等による広報を実施し、外国人の安全かつ速やかな避難誘導を行う。

(2) 安否確認、救助活動

町は、警察、近隣住民(自主防災組織)、語学ボランティア等の協力を得て、外国人の安否の確認や救助活動を行う。

(3) 情報の提供

① 避難所及び在宅の外国人への情報提供

町は、避難所や在宅の外国人の安全な生活を支援、確保するため、語学ボランティアの協力を得て、外国人に配慮した継続的な生活情報の提供や、チラシ、情報誌などの発行、配布を行う。

② テレビ、ラジオ、インターネット通信等による情報の提供

町は県と連携し、外国人に適正な情報を伝達するため、テレビ、ラジオ、インターネット通信等を活用して、多言語等による情報提供に努める。

(4) 外国人相談窓口の開設

県は、必要に応じて、速やかに(公財)宮崎県国際交流協会(以下「県国際交流協会」という。)内に、災害に関する外国人の「相談窓口」を開設し、総合的な相談に応じるとしている。

町においても、必要に応じて速やかに、外国人の「相談窓口」を設置し、生活相談に応じる。

また、町は県と連携し、「相談窓口」のネットワーク化を図り、外国人の生活相談に係る情報の共有化に努める。

5.7 語学ボランティア「受入窓口」の設置・運営等

(1) 受入体制の確保

県国際交流協会は、必要に応じて速やかに「受入窓口」を開設し、語学ボランティアの受入体制を確保するとしている。

(2) 「受入窓口」の運営

県国際交流協会が運営する「受入窓口」における主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 語学ボランティアの募集、登録、受入れ、協力依頼、派遣
- ② 県担当窓口や市町村等との連絡調整
- ③ その他

(3) 語学ボランティアの活動内容

語学ボランティアの主な活動内容は、次に示すとおりである。

- ① 外国語の通訳
- ② 外国語の資料の作成・翻訳
- ③ その他、外国人被災者の生活支援に必要な活動

6. 応急住宅の確保

住宅被害によって住居を失い、自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、町、県は次の3種類の方法により応急居住の場を提供するものとする。

- ① 応急仮設住宅の設置
- ② 被災住宅の応急修理
- ③ 既存の公的住宅等の空き家の活用

なお、町が、災害救助法の適用を受けた場合、県は、町が実施する応急仮設住宅の建設及び応急修理に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出している。

6.1 基本事項

(1) 方針

- ① 町が災害救助法の適用を受けた場合、応急仮設住宅の供与及び応急修理は、その規格、規模、構造、単価等、市町村間で格差が生じないように、広域的な調整が必要なことから、原則として知事が行う。

なお、状況が急迫し、知事が行うことができない場合は、町長が行うものとする。

- ② 県は応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に必要な資機材が不足し、調達が必要な場合には、社団法人プレハブ建築協会及び県建設業協会等の業界団体に資機材の供給の支援を要請するものとする。（県防計画）
- ③ 県は必要に応じ、応援協定により他の都道府県に住宅提供等に関する応援を要請する。（県防計画）

(2) 実施責任者

- ① 応急仮設住宅の供与

- ア 応急仮設住宅の建設に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- イ 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、県知事が行うが、県知事の職権の一部を委任された場合、又は県知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

(3) 応急仮設住宅供与の対象者

【1.3.9.10】 応急仮設住宅供与の対象者

災害のため 住家が全壊(焼)又は流失し、居住する住家がない者で、 <u>自らの資力では住家を得ることができない者</u>

自らの資力で住家を得ることができない者とは、災害前の住宅を復旧することは勿論、仮設住宅程度のものも確保できない者である。したがって、相当額の預貯金又は不動産がある者、あるいは親せき知人等から一時的に借金をし、それを返済していけば住宅の再建ができる者は、この制度の対象とならない。この他、例示すれば以下のとおりである。

- ① 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- ② 特定の資産のない失業者
- ③ 特定の資産のないひとり親世帯
- ④ 特定の資産のない高齢者、病弱者並びに身体障がい者
- ⑤ 特定の資産のない勤労者
- ⑥ 特定の資産のない小企業者
- ⑦ 前各号に準ずる経済的弱者

【1.3.9.11】 仮設住宅の供与の要点

《仮設住宅の供与の要点》

- ア. 応急仮設住宅に収容する入居者の選考に当たっては、十分な調査を基本とすべきであり、必要に応じ、民生委員の意見を徴する等、被災者の資力、他の生活条件を十分に調査する。
- イ. 応急仮設住宅は、被災者に一時居住の場所を与えるための仮設建物であって、その目的が達成されたときは撤去されるべき性格のものであるから、入居者にこの趣旨を徹底させるとともに住宅の斡旋等を積極的に行う。

(4) 建設資機材の調達

応急仮設住宅の建設や被災住宅の応急修理に伴い、発生する建設資機材の供給は、あらかじめ締結した建設業者等から、必要に応じて調達する。

6.2 応急仮設住宅の供与・管理

(1) 供与期間等

災害救助法が適用された場合の応急仮設住宅は、災害発生の日から20日以内に着工するものとし、その供与期間は完成した日から2年以内とする。

(2) 設置戸数の決定（県防計画）

県は、災害によって住家を滅失した被災者の住宅需要を市町村を通じて速やかに把握し、市町村と協議の上、設置戸数を決定する。

(3) 設置場所の提供等

① 設置場所は、原則として国、県、町の公有地で、住宅地としての生活環境に適した場所を提供すること。なお、国有地については、国有財産法第19条及び第22条第1項第3号等により、無償貸与を受けられるので、九州財務局宮崎財務事務所と協議すること。

② 民有地については、公租公課等の免除を前提とし、原則として無償で提供を受けられる土地とし、その利用について所有者と設置期間等の利用関係について契約書を締結しておくこと。

(4) 建設資材の調達

災害救助法に規定する応急仮設住宅の規模を基準として、建設資材を調達する。なお、調達に当たっては、社団法人プレハブ建築協会、社団法人宮崎県建築業協会等の協力を得るものとする。

(5) 入居者の選定等

県は、町を通じて被災者の状況を調査の上、次の基準により入居者を決定している。

なお、町は、入所の選定に当たって、災害救助法担当課、民生委員等からなる選考委員会を設置する。

- ① 住家が全焼、全壊又は流出し、現に居住する住家のない者で、自らの資力で住宅を確保できない者

(例示)

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産のない高齢者、障がい者、ひとり親世帯、病弱者等
- ウ 前各号に準ずる者

(6) 福祉仮設住宅の設置

高齢者等、日常生活に特別な配慮を要する者が、利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅も必要によって設置すること。

(7) 応急仮設住宅の管理

- ① 県は、応急仮設住宅を設置した時は、その維持管理に努めなければならないとしている。ただし、その維持管理を応急仮設住宅所在地の市町村長に委任することができる。
- ② 管理者は、常に入居者の実態を把握して、保健・医療・福祉、住宅・就職相談等の各種サービスの提供に努めること。
- ③ 応急仮設住宅に管理人を置く場合には、男女両方を配置すること。
- ④ 応急仮設住宅の入居者名簿は、世帯単位とともに個人単位でも作成すること。また、氏名、性別、年齢、支援の必要性(健康状態、保育や介護を要する状況等)、外部からの問合せに対する情報の開示の可否等を記載すること。また、個人情報の取扱及び管理には十分に注意すること。

(8) 仮設住宅入居者への説明

入居者に対し、応急仮設住宅は一時的に居住の場を提供するためのものであり、一定の期間が経過した後は撤去されるべき性格のものであることを十分説明し、理解を得ておくものとする。

(9) 地域社会づくり

- ① 応急仮設住宅入居者が地域内で孤立しないよう、周辺住民との交流等が図られるよう配慮するものとする。
- ② 大規模な応急仮設住宅団地を設置した場合には、団地内の地域社会づくりを進めるために自治会などの育成を図り、自治会長や副会長等の役員に女性の参画を進めるものとする。
- ③ 自治会では、女性、子ども・若者、高齢者、障がい者等の多様な意見を踏まえたルール作りを行うこと。
- ④ 応急仮設住宅における生活の長期化が想定される場合には、一定戸数以上の住宅においては、自治会活動などの地域社会づくりの拠点として、集会施設の設置に配慮するものとする。
- ⑤ 高齢者や単身入居者等の孤立しがちな者に対しては、自治会を中心に、民生・児童委員やボランティア等の連携体制(ネットワーク)による見守り活動が行われる

よう配慮するものとする。

(10) 応急仮設住宅の早期解消

応急仮設住宅はあくまでも一時的な仮の住まいであるため、次の点に留意し、被災者の恒久住宅への移転を推進・支援すること。

- ① 恒久住宅需要の的確な把握
- ② 住宅再建に対する各種融資等支援策の周知徹底
- ③ 公営住宅等の建設計画や入居条件等の早期提示とその周知
- ④ 高齢者等に配慮した公営住宅等の建設、社会福祉施設等への入所等
- ⑤ その他、住宅等に関する情報の提供

6.3 被災住宅の応急修理

(1) 応急修理の期間

災害救助法が適用された場合の住宅の応急修理は、災害発生の日から1か月以内に完了させる。

(2) 応急修理の戸数の決定

町は、応急修理を要する戸数を速やかに県へ報告し、協議の上、対象数を決定する。

(3) 応急修理の規模

応急修理の面積について、特にその制限はない。居室、炊事場及びトイレ等で、日常生活を維持するのに必要な最小部分について、災害救助法に規定する金額の範囲内で応急的な修理を行う。

(4) 応急修理の対象世帯の選定等

町は被災者の状況を調査の上、結果を県に報告する。

県は、応急修理について、次の基準をすべて満たす対象世帯を決定する。

なお、町では、対象世帯の選定に当たって、災害救助法担当課、民生員等からなる選考委員会を設置する。

- ① 半焼又は半壊の被害を受けた
- ② この被害のため差し当たって日常生活が営み得ない世帯である
- ③ 被害を受けた住宅以外に住むところがない
- ④ 自らの資力で応急的な修理ができない世帯である

(5) 建築相談窓口の設置

町は、土木事務所等に建築相談窓口を設け、住宅の応急復旧に必要な技術指導及び融資制度の利用等についての相談に応ずる。

本部長は、この事務について、町職員のみで対応できないときは、県に対して必要な職員の派遣を要請する。

(6) 応急修理の実施

住宅の応急修理は、被災住宅の居住に必要な最小限度の部分を応急的に補修し、住居の安定を図るものである。

- ① 被害家屋の応急修理に関する計画の樹立と実施は、町が行う。
- ② 災害救助法を適用した場合の被害家屋の応急修理は、町が行う。

【1.3.9.12】 住宅応急修理の対象者

災害のため
住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者
大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者

【1.3.9.13】 住宅応急修理要領

修理戸数	原則として半壊（焼）戸数の3割以内（市町村間で融通可）
修理費用	国が示す限度額以内
修理期間	災害発生日から1ヶ月以内

6.4 被災建築物及び宅地の応急危険度判定

地震災害により被災した建築物が、引き続き安全に居住できるか否か、及び余震等による二次災害に対して安全が確保できるか否かの判定を、県建設業協会等の協力を得て実施する。

(1) 被災建築物及び宅地応急危険度判定調査の実施

地震等発生後、半壊以上の建築物が多数発生し、居住者等への安全指導を実施する必要がある場合には、「応急危険度判定士」等の協力を得て、早期に被災建築物及び宅地の応急危険度判定を実施する。

(2) 被災建築物応急危険度判定（建築物）

被災建築物の応急危険度判定は、次の3段階とする。特に、必要な注意を付して、建物の玄関付近に掲示する。また、関係者へ安全指導を行う。

【1.3.9.14】 被災建築物応急危険度判定

《被災建築物応急危険度判定》	
判定（3段階）	
危険	この建築物に立ち入ることは危険です。
要注意	この建築物に立ち入る場合は、十分注意して下さい。
調査済	この建築物は被害程度は少ないです。

(3) 応急危険度判定士等の協力依頼先

【1.3.9.15】 応急危険度判定士等の協力依頼先

協力依頼先	電話番号	備考
(財)宮崎県建築住宅センター	0985-50-5573	

(4) 応急・復旧措置に関する指導・相談

- ① 倒壊及び外壁等の脱落等のおそれのある建築物等の危険防止に関する相談・指導を行う。また、落下等による事故防止のための住民に対する広報を実施する。
- ② 被災建築物の復旧に関する技術指導及び相談を関係機関の協力を得て、必要に応じて行う。

6.5 公的住宅等の空き家の活用

応急仮設住宅の供与や被災住宅の応急修理では住宅対策が不十分な場合、町は、被災者の住宅を応急的に確保するために、公営住宅等の空き家に一時的に入居させる。激甚な災害の際は、必要に応じ、関係機関等への協力要請を行ったうえで、県や住宅都市整備公団等が管理する公営住宅、公的住宅等を被災者用応急住宅として、一時使用を要請する。

県は、状況に応じ、他県等への被災者の一時入居について要請する。

7. 広域一時滞在

町の区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等へ町民等の収容が必要であると判断した場合、町は、受入について当該市町村に直接協議する。

また、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。

県は、町から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとする。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがないときは、町の要求を待たないで町に代わって広域一時滞在のための協議を行う。

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	総務対策部 (物資班)			○物資等の調達 ○物資等の協力要請		
	環境水道対策部			○応急給水の実施		
	総務対策部 (避難所班)			○炊き出し、物資の配給		
県				○給水、物資等の調達、輸送手配、提供 ○物資等の供給に関する総合調整		
水道事業者				○応急給水の実施		
自衛隊				○物資の輸送		
協定事業者				○物資の提供、輸送		

1. 基本方針

災害による住居被害や食料流通機構の麻痺、ライフラインの寸断等により、被災者が自ら食事を得る手段がない場合、備蓄等から食料を供給する。

食料供給活動は町が実施し、県はそれらの支援及び総合調整を行う。

町は、災害時の主要食糧を確保するため、関係業者と連絡を密にして必要量の把握と主食の供給、業務の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班、避難所班を編成する。

各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

- ① 物資班は、物資等の調達及び調達に関する協力要請を実施する。
- ② 避難所班は、避難者等に対して炊出しや物資の配給を実施する。

1.2 食料の調達

(1) 調達量の把握

町は、避難所及び関係業者と連絡を密にして必要量の把握に努める。

(2) 調達・供給計画

- ① あらかじめ災害時における食糧供給計画を策定し、被災者の食糧の確保と供給に努める。

- ② 必要な食糧の確保と供給ができない場合は、県及び周辺市町村に対し、応援を要請する。
- ③ 米穀の買い受けを円滑に行えるよう、県農産園芸課・九州農政局延岡地域センター及び政府所有米穀を管理する受託事業者・JA日向・宮崎米商の責任者等との連絡・協力体制の整備を図る。
- ④ 政府所有の米穀の調達
災害救助法又は国民保護法が発動された場合で、炊き出し等給食を行う必要があると認められるときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、知事又は町は、速やかに災害発生状況又は、給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（「応急用米穀」という。）の数量等を農林水産省生産局長（以下「局長」という。）に通知し、緊急の引渡要請を行う。

(3) 食糧の調達

- ① 実施責任者
災害時における食糧供給は、町が直接又は知事の委任を受けて行う。
- ② 町は、食糧供給及び炊き出しを実施しようとするときは、直ちに災害応急用米穀の供給を県知事に申請しなければならない。
- ③ 町は、県知事からの通知に基づき、知事の指定するものから給与を受ける。
- ④ 応急食糧の緊急措置
町は、通信・交通の途絶により、知事の指示が受けられない場合は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、農林水産省生産局に対し、直接、引渡要請を行う。
- ⑤ 県は、市町村から支援の要請を受けたとき、または被害の状況等から判断して必要と認めたときは、県が備蓄している食料を放出することはもとより、さらに不足が生じたときは食品製造業及び小売業等関係業界から食料を調達し供給を行う。
(県防計画)

1.3 炊き出し、その他による食料の供給

【1.3.10.1】 炊き出し・食糧配給の対象者

- ア. 避難所に収容された者
- イ. 住家の被害により炊事ができない者
- ウ. 旅行者、列車、船舶、バスの旅客等であって食糧品の持ち合わせがなく調達できない者
- エ. 被害を受け一時縁故先等に避難する者で食糧品を喪失し持ち合わせのない者
- オ. 社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の給与ができない
- カ. その他、町長が供給の必要を認めた者

資料編 【1.2.2.22】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

(1) 炊き出し等の実施

町長は、災害時の住家の被害や食料品の販売機構等の麻痺、水道等ライフラインの寸断等により、被災者が日常の食事を得られない場合、炊き出しや公的備蓄等から食料を供給し、被災者の食生活を確保する。

① 対象者

避難所に収容された者、住家の被害により自炊ができない者、社会福祉施設の入所者等で施設が自ら食品の供給ができない者等、災害により現に食事を得る手段がない者とする。

② 供給の内容

災害直後においては、備蓄食料や産業給食(市販の弁当、おにぎり)等による供給が考えられるが、メニューの多様化や適温食の供給等に配慮し、ボランティア等による避難所等での炊き出しや集団給食施設の利用による供給に転換を図ること。

ア 食品の供給に当たっては、食品の衛生に留意し、食べられる状態にある物を供給すること。

イ 乳幼児、高齢者、病弱者にも配慮した物を供給すること。

ウ 食品の供給の長期化に対応したメニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスを確保すること。

エ 米穀(米飯を含む)、食パン等の主食のほか、必要に応じて漬物及び野菜等の副食、味噌、醤油及び食塩等の調味料についても供給するよう配慮する。なお、乳児に対する供給は、原則として粉ミルクとする。

③ 供給の方法

ア 炊き出し及び食品の配給を実施する場合には、責任者を指定し、各現場にそれぞれ実施責任者を定める。

イ 炊き出しは、奉仕団等の協力を得て行うものとし、町職員が立ち会い、その指示により実施する。

ウ 炊き出し施設は、可能な限り学校等の給食施設、又は集会所、保育所等の既存施設を利用し、できるだけ避難所と同一施設、又は避難所に近い施設を選定して設ける。

エ 炊き出し施設の選定に当たっては、あらかじめ所有者、又は管理者から了解を受けておく。

オ 炊き出しに当たっては、常に食糧品の衛生に留意する。

④ 県、近隣市町村への協力要請

町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等による食料の供給を実施できないと認めるときは、県及び近隣市町村に炊き出し等について協力を要請する。

県は、町から要請を受けたときは、次により措置を講ずるものとしている。

- ア 日赤奉仕団、自衛隊等への応援要請
 - イ 集団給食施設への炊飯委託
 - ウ 調理不要な食パン等の供給
- (2) 食糧の配給の種類及び期間
- ① 種別
 - ア 炊き出し（乳幼児のミルクを含む）
 - イ 食品配給（一時縁故先等に避難する者に、現物をもって3日以内の食糧品を支給する。）
 - ウ 食糧の配給は、被災者が直ちに食べられる現物による。
 - ② 配給品目及び数量
 - ア 配給品目は、米穀、又はその加工品副食品
 - イ 配給数量は、社会通念上の数量とする。1人1日換算、災害救助法適用の枠内。
 - ③ 配給期間
 - ア 災害規模、状況等に即して対応する。
 - イ 災害救助法適用
 - 炊き出し、その他による食品配給期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。
 - ④ 食品の備蓄
 - 主要食糧の備蓄は、第2章第2節第9項「食料・飲料水及び生活必需品等の調達、供給体制の整備」に定めるところによる。
- (3) 応急配給の方法
- ① 主食及び副食の配給
 - 主食の確保、配給の方法については、災害の規模、状況等に応じ、実情に即した措置を講ずる。
 - ② 食糧の輸送等
 - 食糧の保管と併せ、調達業者に依頼し、輸送・保管計画に基づき、実施する。
 - なお、交通規制や避難所との連携についても考慮しておく。

1.4 食料集積地の指定及び管理

- (1) 食料集積地の指定
 - あらかじめ定めた食料の集積地を活用し、調達した食料の集配を行う。
- (2) 集積地の管理
 - 食品の集積を行う場合は、集積地ごとに管理責任者及び警備員等を配置し、食品管理に万全を期するものとする。
- (3) 調達・援助された食糧の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保
 - 町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された食糧の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室や体育館等の施設を確保する。

2. 飲料水の供給及び給水の実施

町長は、災害による水道等の給水施設の破壊あるいは汚染等により、被災者が飲料水を得られない場合、飲料水を供給する。

町は給水計画を樹立し、住民の飲料水の確保を図るよう努める。県はそれらの支援及び総合調整を行う。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町の飲料水の供給に要した費用について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

2.1 飲料水の供給

(1) 給水対象者

避難所に収容された被災者及び在宅の被災者に限らず、災害のために現に飲料水を
得ることができない者。

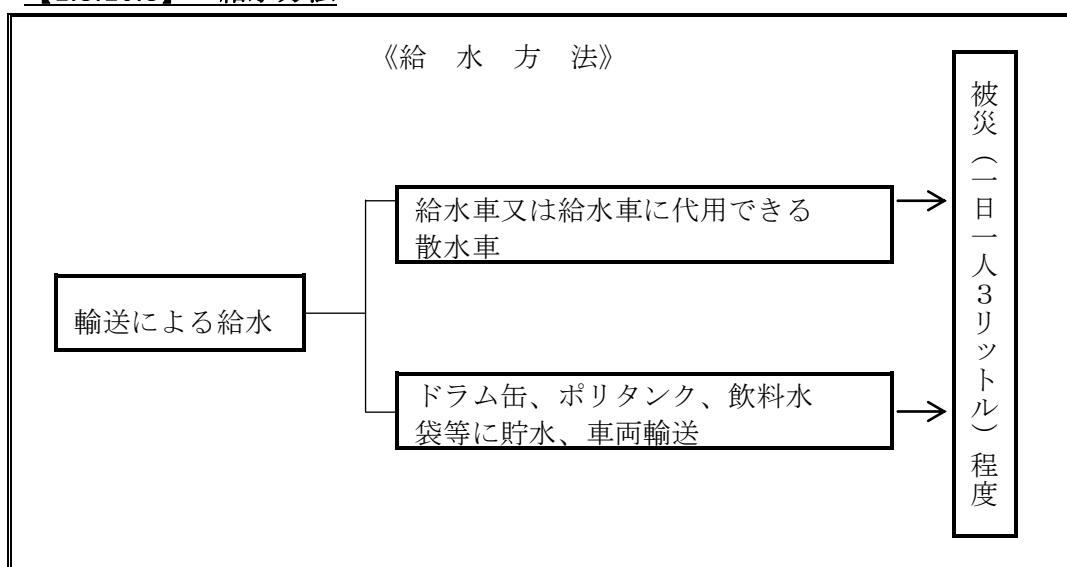
(2) 重要施設の優先的給水

医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行う
ように努める。

(3) 給水方法

- ① あらかじめ定める計画により、飲料水を確保し、被災者に対する給水を実施する。
- ② 災害直後においては、容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等被災者の
飲料しやすい方法により供給する。なお、搬入経路が途絶している場合は、ろ水
器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮すること。
- ③ 給水車等により、隣接市町村から搬送による給水を受けること。
- ④ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに大型ポリタンクを設置するなど
により、被災者で適時給水を受けられるよう配慮すること。

【1.3.10.3】 給水方法



(4) 給水計画の策定

【1.3.10.4】 給水計画の策定

- | |
|---|
| ア. 給水地域
イ. 配給場所
ウ. 給水の広報
エ. 給水量、時間
オ. 配給方法、車両、人員等 |
|---|

- ① 1人1日当たりの給水量3リットル程度を目安とする。
- ② 飲料水の確保及び給水に当たっては、必要な水質検査を実施し、消毒等の措置により万全を期す。
- ③ その他の給水
 - ア 給水車、自動車、舟艇等による搬送給水を開始するまでに、特に飲料水を供給する必要がある場合は、ヘリコプター等による給水を要請する。
 - イ 容器等の不足等も考慮し、市販のペットボトル等、被災者の飲料しやすい方法により供給する。なお、搬入経路が途絶している場合は、ろ水器、浄水剤等の使用による飲料水の確保も考慮する。
 - ウ 断水等が長期化する場合、避難所や地域ごとに、大型ポリタンクを設置するなどにより、被災者で適時給水を受けられるよう配慮する。
 - エ 町が多大な被害を受けたことにより、町において十分な給水を実施できないと認めるときは、県及び近隣市町村に給水等について協力を要請する。
県は、町から要請を受けたときは、飲料水製造業者や小売り業者等、関係業界からの飲料水の供給について支援調整を行う。また、町が災害救助法の適用を受けた場合、流通在庫備蓄等からの供給を行う。

2.2 応急給水の実施

(1) 基本計画

- ① 公平で効率的な応急給水
水道事業者は、水道施設の被災状況や断水状況等を迅速かつ的確に把握し、公平で効率的な応急給水を行うものとする。
- ② 応急給水基本計画の立案
水道事業者は、県内外他事業者等からの応援を有効かつ計画的に活用できるための応急給水基本計画を早急に立案するものとする。

(2) 作業体制の確保

被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速かつ効率的な応急給水を行うものとする。

(3) 応急給水用資機材の確保

- ① 給水車、給水タンク、給水用機械の保有機関の協力を受ける。
- ② 町のみでは、飲料水の確保、給水等が困難なときは、周辺市町村及び県に応援を要請する。

(4) 需要施設の優先的給水

水道事業者は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設及び避難所等の重要施設については、優先的に応急給水を行うものとする。

資料編【1.3.10.5】 門川町災害応援協定（主なもの） 一覧表

【1.3.10.6】 給水量等の目安

《 給水量等の目安 》		
給水の条件	給水量の基準	備考
ア. 飲料水の確保が困難なとき	1人1日当たり 3リットル	飲料水のみ
イ. 飲料水の確保が困難であるが搬送給水できるとき	飲料水＋雑用水 14リットル	洗面、食器洗い
ウ. 感染症予防法により県知事が飲料水施設の使用停止を命じた場合	20リットル	イ.＋洗濯用水
エ. ウ.の場合が比較的長期にわたるとき必要の都度	35リットル	ウ.＋入浴用水

平成22年国勢調査人口：18,854人

(5) 応急給水期間

供給期間は災害救助法により、災害発生の日から7日以内とする。但し、厚生労働大臣の承認を得て期間を延長することができる。

2.3 応急復旧対策

応急復旧工事は、「水道施設の震害対策要綱」（日本水道協会）に準拠した相互応援体制に基づいて実施する。応急復旧が行える体制整備に努める。

(1) 初期の段階（被災後おおむね5日以内）

町管工事組合に応援を求め対応する。

【1.3.10.7】 復旧部隊

復旧部隊 調査員（危険箇所、漏水箇所の調査） 監督員（工事監督、弁操作）
--

(2) 第2段階（被災後おおむね6日以降）

一般行政職の技術職員で対応する。また、近隣の市町村に工事支援を要請し、対応する。

(3) 応急復旧工事の順序

【1.3.10.8】 応急復旧工事の順序

ア. 第1段階	a. 仕切弁を止める b. 導水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） c. 送水管の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。） d. 配水管（幹線管路）の調査及び復旧（仮設配管等の対応含む。）
イ. 第2段階	a. 緊急に水を要する施設（病院、福祉施設等）に対する給水については仮設配管等で対応する。 b. 各家庭における止水栓（第1止水）を止める。 c. 緊急拠点配水地点、学校、地区集会所等の避難所において臨時給水を行う。 d. 配水支管及び給水管の調査を行い、復旧工事を実施の上、通水する。以上の作業を繰り返し継続する。（修理箇所の調査は、配水エリアを限定しながら順次給水区域を拡大する。）
ウ. 第3段階	a. 各家庭に給水栓を設置する。 b. 順次、宅地内漏水の修理を行う。

(4) 配管網図の整備、保管

- ① 上水道管路情報は随時更新し、システムを活用する。
- ② 各浄水施設に配水管網図を配置し、工事支援者への迅速な配布に努める等の応急復旧工事に備える。

(5) 取水施設

取水施設の被災に対しては、応急復旧用資材により復旧を行う。

(6) 浄水施設

- ① 各浄水施設は、原水の処理能力の低下を防止するため、原水処理薬品類を備蓄して所要の浄水能力を確保する。
- ② 沈澱池、浄水池及びろ過等の被害に対しては応急復旧を行う。

(7) 送水施設

- ① 圧力管路の被害に対しては、直ちに本復旧を行う。
- ② 自然流下水路の被害に対しては、本復旧を行う。
- ③ ポンプ場には、送水のための応急措置をとる。停電時の備えとして、自家発電等による施設や機器の運転制御を行い、停電復帰後速やかに加圧送水ができるよう努める。

3. 生活必需品の供給

災害による住宅被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他生活必需品（以下「生活必需品等」という。）を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な被災者に対して、被服、寝具、その他の生活必需品等を供給又は貸与する。

生活必需品等の供給活動は、基本的には町が行うことを原則とし、県はそれらの支援及び総合調整を行うものとする。

町長は、被災者に対し生活必需品等を円滑に供給する。そのため、平素から取扱業者及び調達可能量の把握、確認に努める。災害時においては、速やかな確保と配給に期するものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合で、町が県に対して、生活必需品等の供給要請をした場合、県は備蓄等から生活必需品等を供給する。また、町が生活必需品等の給(貸)与に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

3.1 生活必需品の調達

あらかじめ生活必需品等の供給計画を策定し、被災者の生活必需品等の確保と配給に努める。必要量が確保できないときは、県及びその他の市町村等に対し、応援を要請する。

応援を要請する際は、被災状況に応じて、必要な品目を広報して、供給を促す。

(1) 対象者

【1.3.10.9】 生活必需品等供給計画の対象者

- | |
|--|
| ア. 住家が全壊(焼)、流失、床上浸水等したもの
イ. 被服、寝具等生活上最小限必要な家財を喪失又は毀損したもの
ウ. 生活必需品が無いため、日常生活を営むことが困難なもの |
|--|

(2) 物資の調達及び配給

① 物資調達先

【1.3.10.10】 物資調達先

- | |
|---|
| ア. 日本赤十字社宮崎県支部(救援物資)
イ. 民間業者
(町で調達が困難な場合、県、その他の市町村等に要請) |
|---|

3.2 生活必需品の給(貸)与

住家被害等により被服、寝具、その他の生活必需品等を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、応急的な被服、寝具、その他の生活必需品等を、公的備蓄等から給(貸)与するものとする。

(1) 対象者

住家に被害を受け、又は住家に被害はないが、現に住家に立入が禁止されている等

で、被服・寝具、その他の生活必需品等を喪失・毀損、又は入手できない者。

(2) 給(貸)与の内容

避難所等での生活に必要な寝具、衣類、身の回りの日常生活品等で、次のような一時的な生活の急場をしのぐ程度の品とする。

- ① 寝具(毛布等)
- ② 日用品雑貨(石鹸、タオル、歯ブラシ、歯磨き粉、トイレトペーパー、簡易トイレ、ごみ袋、軍手、バケツ、洗剤、洗濯ロープ、洗濯バサミ、蚊取線香、携帯ラジオ、老眼鏡、雨具、ポリタンク、生理用品、ティッシュペーパー、ウェットティッシュ、紙おむつ等)
- ③ 様々なサイズの衣料品(作業着、下着、靴下、運動靴等)
- ④ 炊事用具(鍋、釜、やかん、包丁、缶切等)
- ⑤ 食器(箸、スプーン、皿、茶碗、紙コップ、ほ乳ビン等)
- ⑥ 光熱材料(ローソク、マッチ、懐中電灯、乾電池、LPガス容器一式、コンロ等付属器具、卓上ガスコンロ等)
- ⑦ 車椅子・松葉杖・補聴器・白杖・ストマ装具などの補装具類
- ⑧ 女性や乳幼児等に対して必要と思われる物資(生理用品、紙おむつ用品、粉ミルク用品離乳食用品、抱っこ紐、授乳用ポンチョ等)
- ⑨ その他(ビニールシート等)

(3) 供給方法

① 供給又は貸与の方法

ア 生活必需品等を一律的に配布するのではなく、被災者の手持ち品の状況に応じて、世帯毎の人員も勘案の上、金銭や商品券等ではなく、現物を給(貸)与すること。

イ 世帯構成等を確認し、配分計画表等も作成の上、給(貸)与すること。

ウ 備蓄物資以外に、義援物資等の搬入も考えられる。そのため、その受払簿の作成、区分の仕方等についても体制を整備し、給(貸)与すること。

② 供給又は貸与の期間

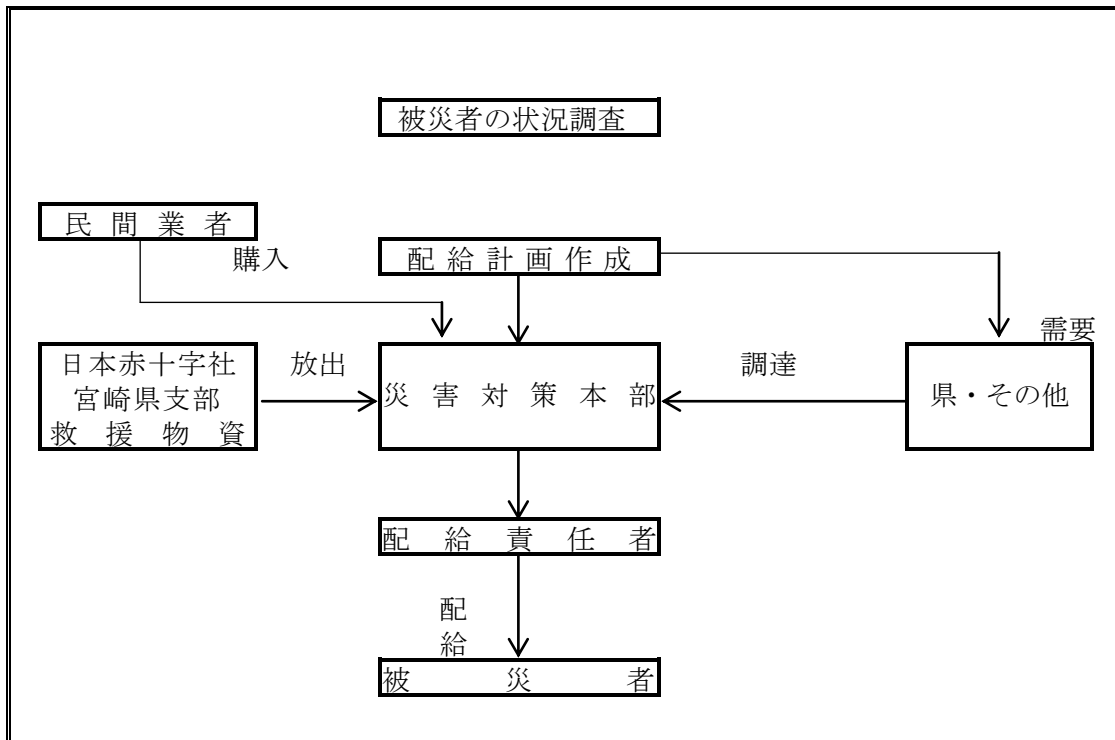
ア 調達可能量

必要物資等に応じ、実情に即した措置を講ずる。

イ 災害救助法の適用

災害発生の日から10日以内。但し、特別の事情があるときは厚生労働大臣の承認(特別基準)を得て延長することができる。

【1.3.10.11】 生活必需品等の配給計画



③ 県、近隣市町村への協力要請

町は、多大な被害を受けたことにより、町において生活必需品等の供給の実施が困難と認めたときは、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

県は、市町村から生活必需品等の調達の支援要請を受けた場合、生活必需品等製造業者及び小売業者等関係業界からの調達を支援する。

(4) 調達・援助された生活必需品等の受入れ、配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、調達又は援助された生活必需品等の受入れ（集積）、配給を行うため、避難所等との調整を行ったうえで、空き教室、体育館等の施設を確保する。

第11節 保健衛生、防疫、ごみ・がれき処理等に関する活動

地震災害による上水道等のライフラインの被災や、避難生活の長期化等は、生活環境の悪化を招く。そのため、町は、保健衛生、防疫、環境対策等について、関係機関の協力を得て積極的に行うものとする。

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
町担当	町民対策部				○救護所、健康に関する相談窓口の設置 ○巡回相談 ○予防教育、広報	
	総務対策部(防疫班)				○防疫活動の実施 ○ごみ、し尿、がれき処理	
	総務対策部(医療支援班)				○感染症患者の検病検査の実施	
	総務対策部(被害調査班)				○河川、道路等の障害物の除去	
県				○健康状態の把握 ○精神科医療チームの派遣 ○防疫活動の実施 ○食品衛生の指導 ○有害物質の調査、指導		
医療機関				○感染患者の把握、通報		

1. 保健衛生対策の実施

町は県とともに、被災状況に応じた保健対策や被災者のニーズ等に的確に対応した健康管理を行う。

特に、被災のショックや長期避難生活等によるストレスは、心身の健康に障害を生じさせるため、被災者に対するメンタルヘルスケアを実施する。

1.1 健康対策の実施

(1) 救護所の設置等

避難所において、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等を設ける。

その際、個室やパーティションを活用し、プライバシーが確保されたスペースで診療等が行えるよう配慮するものとする。

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には、特段の配慮を行う。必要に応じ、福祉

施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得ながら、計画的に実施するものとする。

巡回健康相談の実施

- ① 町は県とともに、避難所や被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行う。そのため、保健師や男女両方の相談員による巡回健康相談、及び家庭訪問を行う。
- ② 町及び県は、仮設住宅入居者が生活環境の変化に適応し、健康で自立した生活ができるよう、訪問指導、グループワーク、健康相談、健康教育等を実施することとする。
- ③ 県は、保健・医療・福祉等のサービスの提供について市町村に助言を行うとともに、福祉関係者やかかりつけ医師、民生・児童委員、地域住民との連携を図るためのコーディネートを行うこととする。（県防計画）
- ④ 県は、巡回健康相談の実施にあたり、市町村と連携して要配慮者をはじめ、被災者の健康状況の把握に努めるものとする。（県防計画）

(2) 巡回栄養相談の実施

- ① 町は県とともに、避難所や仮設住宅、給食施設等を巡回し、被災者等の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため栄養士による巡回栄養相談等を実施することとする。
- ② 町は県とともに、避難所解消後においても被災者の食の自立が困難である場合には、巡回栄養相談を継続するとともに、小グループ単位において栄養健康教育を実施するなど、被災者の栄養バランスの適正化を支援することとする。
- ③ 県は、巡回栄養相談の実施にあたり、町と連携して要配慮者をはじめ、被災者の栄養状態の把握に努めるものとする。

1.2 精神医療、メンタルヘルスケアの実施

(1) 精神科救急医療の確保（県防計画）

県は、治療の中断(薬切れ等)や環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者に対して、県精神病院協会、精神科医療機関の協力を得ながら、入院できるための体制を確保する。

こうした病状の悪化した精神障がい者を受入れる病床の確保については、保健所を通じて各医療機関と調整を行う。

(2) メンタルヘルスケア、カウンセリングの実施

① 心の相談所の設置と救護活動の実施

町は県に協力し、保健所に心の相談所を設置する。

また、必要に応じて、国や他県の精神科医療チームの派遣、及び救護活動の実施の要請を行う。

心の相談所は、各精神科医療チームの派遣等、支援体制の進展に応じて、次のことを実施する。

ア 第一段階

常駐の医師による保健所での診療、保健所からの避難所への巡回診療及び訪問活動

イ 第二段階

精神科医療チームによる巡回診療、近隣の精神科医療機関による診療再開
保健所による長期の継続が必要なケースの把握、対応

ウ 第三段階

各心の相談所におけるメンタルヘルスケアの実施、夜間巡回等

エ 第四段階

(ア) 仮設住宅入居者、帰宅者等への巡回診療、訪問活動

(イ) PTSD(心的外傷後ストレス障害)への対応(県防計画)

心の救護活動の情報の集約及び救護活動を行う関係者への情報の提供(FAX ニュース等)は、原則としてセンターに一元化する。センターは、保健所における心の相談所、一般医療チーム、精神科医療チーム(ボランティアによる派遣チーム等を含む。)等との連絡、調整を行うものとし、被災地の保健・医療の現況、実施に当たっての治療、ケアの方針等を示す。

② 心のケアに対する正しい知識の普及及び相談窓口の設置

被災者の心理的ケアに対応するため、町は県とともに、「心のケア」や「PTSD」に対するパンフレットを被災者に配付する。また、避難所の閉鎖後も継続して「心のケア」に対する相談窓口を設置する。

2. 防疫・食品衛生・愛護動物対策の実施

災害時における衛生環境の悪化による感染症の発生や、まん延を防止するため、町は県とともに、応急措置等を行うための活動体制、薬剤・資機材の確保等を図り、各種の検査、消毒等の予防措置を実施する。

また、食中毒を未然に防止するため、食品取扱施設に対し、安全で衛生的な食品を提供するよう、監視・指導を行う。

さらに、動物愛護及び被災者支援の観点から、飼い主不明や負傷した愛護動物の保護や、同行避難時の適切な飼育指導等の愛護動物の救護を行う。

(1) 実施主体(特命班)

総務対策部が主体となり、医療支援班、防疫班を編成する。

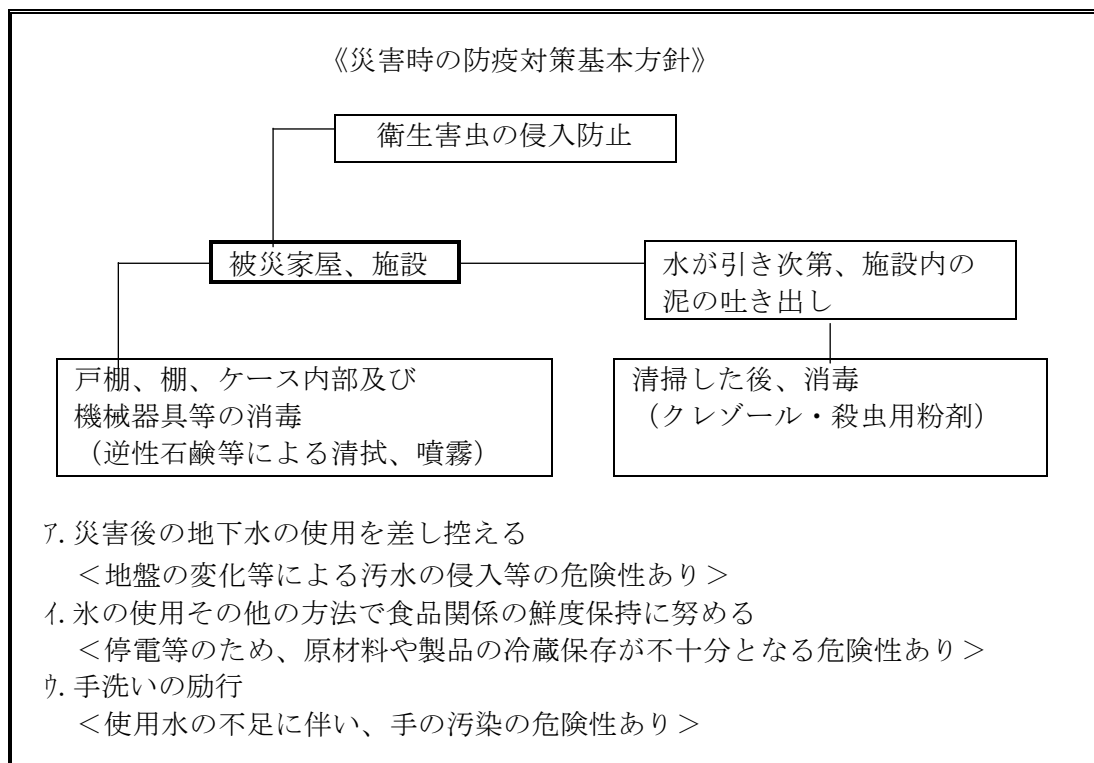
各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

① 医療支援班は、防災関係機関と連携して感染症患者の検病検査を実施する。

② 防疫班は、県と連携して毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動を実施する。

2.1 防疫対策の実施

【1.3.11.1】 災害時の防疫対策基本方針



(1) 防疫組織の設置

① 医療支援班の編成

ア 医療支援班の編成

町は、医療支援班を編成し、保健所、医師会の協力を得て、検病調査を行う。

イ 活動内容

感染症患者の発生状況を把握し、早期発見に努める。患者の入院勧告等、適切な予防措置を講ずるため、検病調査を実施する。

【1.3.11.2】 医療支援班の編成基準

区分	主管	活動内容	編成人員	
医療支援班	総務対策部 日向市郡医師会 保健所	感染症の予防及び応急対策活動	医師	1名
			保健師(看護師)	2~3名
			事務	1~2名

② 防疫班の編成

ア 防疫班の編成

町は、保健所、医師会の協力を得て、防疫実施のための防疫を編成する。

イ 活動内容

感染症患者の発生、拡大を予防するため、消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動を実施する。

【1.3.11.3】 防疫班の編成基準

区 分	主 管	活 動 内 容	編 成 人 員	
防疫班	総務対策部	消毒、ねずみ族・昆虫駆除等の防疫活動	衛生技術者	1名
	日向市郡医師会		担当員	2～3名
	保健所		事務	1～2名

(2) 防疫措置情報の収集・報告

町は県と連携し、気象庁、警察及び消防等との連絡をとり、被害状況等の情報を収集する。また、防疫措置の必要な地域又は場所を把握し、相互に情報の伝達を行う。

医療機関は、被災者にかかる感染症患者や食中毒の発見に努める。患者を発見した場合、又は疑いのある場合は、町又は保健所への通報、連絡を迅速に行う。

なお、適切な防疫措置を講ずるため、被災地に設けられる救護所との連絡を密にする。

(3) 防疫対策

町は県とともに、被害の状況などを考慮し、当該災害に即応した防疫対策を策定する。

① 消毒薬品・器具器材等の調達

町は、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、県、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

② 防疫措置等の実施（県防引用）

県は、被災市町村の実情に応じ、保健所職員をもって組織する防疫班などにより、次の事項を行う。

また被災状況に応じ、自衛隊及び他県等関係機関に対し、防疫活動を要請する。

- ア 被害状況の調査及び町に対する指導
- イ 検病調査及び衛生指導
- ウ 避難所における防疫上必要な設備整備の指導、及び被災住宅・仮設住宅の住人に対する健康診断
- エ 飲料水等の消毒指導
- オ その他の防疫措置に必要な事項

③ 代執行

町の被害が激甚なため、又はその機能が著しく阻害されたため、知事の指示、命令により町が行うべき業務を実施できないか、実施しても不十分であると認められるときは、町長に代わって知事が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第27条の規定の代執行を行う。

④ 優先地域

次の地域を優先的に防疫活動を実施する。

- ア 感染症の保菌者の発見地
- イ 被災地（浸水地域）
- ウ その他、衛生条件に応じて

⑤ へい獣処理

必要に応じて家畜伝染病の予防をするための消毒、その他の衛生処理を実施するとともに、日向保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し、又は焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

(4) 感染症予防活動

① 感染症の患者等に対する措置

被災地に発生した感染症は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、速やかに処置を行う。

② 検病調査活動

【1.3.11.4】 検病調査活動

目 的	方 法	留 意 点
感染症の患者の早期発見	被災地域全域での調査活動	感染症発生地域、避難所、浸水地域等を優先
感染症のまん延防止	健康診断(必要に応じ実施)	

③ 災害防疫業務内容

- ア 消毒方法

【1.3.11.5】 防疫活動における消毒方法

《防疫活動における消毒方法》		
対 象	消毒場所	消 毒 方 法
飲 料 水	井 戸	次亜塩素酸ソーダの投入
	簡易水道	
家 屋 内	炊事場等	逆性石鹼の使用
	床下等	クレゾールを散布
芥溜、溝渠	芥溜周辺	クレゾールの散布
	溝 渠	及び塵芥の焼却

イ 消毒薬剤所要量及び算出基準

【1.3.11.6】 所要量算出方法

区 分	薬 剤 の 種 類	算出の基礎量
床 上 浸 水 (全壊、流失 半壊を含む)	クレゾール	1戸当り 200m ²
	殺虫用粉剤	1戸当り 500 g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200m ²
床 下 浸 水	クレゾール	1戸当り 100m ²
	殺虫用粉剤	1戸当り 500 g
	次亜塩素酸ソーダ	井戸1箇所 200m ²

ウ ねずみ族・昆虫等の駆除

町は知事の指示を受けて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第28条に基づいて、ねずみ族・昆虫等の駆除を行う。

エ へい獣処理

必要に応じて、家畜伝染病を予防するための消毒、その他の衛生処理を実施する。また、日向保健所長の指示に従い、環境衛生上支障のない場所に収集し、又は焼却等の方法で処理する。

また、逸走した危険な動物等の危険防止に努め、関係機関と協力し、その捕獲と処理の検討を行う。

【1.3.11.7】 災害防疫業務内容

ア. 予防教育及び広報活動の強化 イ. 清潔方法及び消毒方法の施行 ウ. ねずみ族、昆虫等の駆除 エ. 家庭用水の供給 オ. 感染症患者のへの入院勧告等 カ. 避難所の衛生管理及び防疫指導

消毒薬品・器具器材等の調達

町は県とともに、災害時の防疫措置に必要な消毒薬品・器具器材等を迅速に調達する。また必要に応じ、薬業団体及び近隣県・市町村などの協力を求める。

災害防疫に必要な最小限度の資材等は、次のとおりである。また、薬剤等は、保健所及び医薬品メーカー、卸売業者から調達・購入するものとし、緊急の場合は、最寄りの薬局等から購入する。

【1.3.11.8】 防疫用資器材

資 機 材	備 考
トラック 水質検査器具 携帯マイク	各保健所に保有 その都度借上げ
液量計 地図 バケツ つるはし シャベル かま くわ じょうろ	現地で補給
作業服	県保健薬務課に保有
手袋 ゴム手袋 ゴム長靴 マスク 腕章 フィルム メガホン	その都度補給
防疫用医薬品	規模に応じて補給

④ 健康診断

検病検査の結果、必要があるときは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第17条の規定により、健康診断を実施する。

⑤ 臨時予防接種

予防接種の必要がある場合は、「予防接種法」第6条の規定により、臨時予防接種を実施する。

⑥ 患者等の措置

被災地において、感染症患者（一部疑似症を含む。）又は病原体保有者を入院させるに当たって、交通途絶等のため感染症指定医療機関に入院させることが困難な場合は、保健所長は感染症指定医療機関以外の病院、若しくは診療所のうち、知事が適当と認める医療機関に入院させる措置を講ずる。

⑦ 予防教育、広報

町は県とともに、パンフレット等により、あるいは関係団体等を通じて、住民に対する予防教育を徹底する。自ら有する広報機能により、又は報道機関に協力を求めることにより、広報活動を行う。予防教育及び広報に当たっては、いたずらに社会不安をあおることがないように努める。

(5) 食品衛生管理

【1.3.11.9】 食品衛生管理

- ア. 食品関係営業施設の実体把握及び監視指導
- イ. 避難所数の把握及び避難所における食品衛生指導及び啓発
- ウ. 炊き出し施設等の衛生指導
- エ. 避難所用弁当調整施設等の監視指導
- オ. 飲料水の衛生確保

(6) 避難所の衛生管理及び防疫指導

町は、避難所を開設したとき、避難所における防疫の徹底を期さなければならない。このため、避難所内の衛生に関して、自治組織を編成させ、その協力を得て、防疫に万全を期する。

【1.3.11.10】 避難所の衛生管理及び防疫指導

- ア. 避難所の清潔方法、消毒方法の実施
- イ. 避難者に対する検病調査の実施（1日1回）
- ウ. 給食従事者に対する健康診断の実施（なるべく専従者とする）
- エ. 配膳時の衛生保持、残廃物、厨芥等の衛生的処理の指導
- オ. 飲料水等の水質検査の実施指導（使用の都度消毒）
- カ. 避難所における衛生に関する自治組織編成の指導

(7) 入浴サービス及び仮設風呂の設置

災害により家屋の倒壊及びライフラインが寸断し、入浴施設が使用不可能となり、住民生活において衛生及び健康上の問題が発生するおそれがある場合は、入浴サービ

ス及び応急仮設風呂を設置する。

① 公衆浴場の斡旋

ア 町公衆浴場の被災現状の把握

イ 斡旋の方策

全国公衆浴場環境衛生同業組合を通じて、受入体制を協議する。

② 入浴サービス

ア 入浴施設の確保

町内の大型浴槽を有するスポーツ・レクリエーション施設等が使用可能な場合、施設管理者の協力を求め、入浴サービスを実施する。なお、ライフラインの復旧工事等の見通しが立たず、町内の大型浴槽を有する施設が使用不能となった場合は、隣接市町村の大型浴槽を有する施設等に協力を求める。

イ 仮設風呂の設置

町内の大型浴槽を有する施設の利用を図るほか、必要に応じて避難所の敷地内に仮設風呂の設置を検討する。

(ア) 仮設風呂の設置

仮設施設（大型浴槽、ユニットバス、シャワー施設）の建設は、事業所又は自衛隊に要請する。

(イ) 給水及び燃料の確保

総務対策部が主体となり、水道、ガス、電気等のライフラインの復旧工事に併せて、入浴施設への給水及びボイラー等の燃料を確保する。

(8) 記録の整備及び状況等の報告

町は、警察、消防等の関係機関や関係団体等の協力を得て、被害状況を把握し、その状況や防疫活動状況等を管轄保健所長に報告する。また、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から20日以内に県に報告する。

記録は、次の事項について行う。

① 災害状況報告書

② 災害防疫活動状況報告書

③ 災害防疫経費所要額及び消毒方法に関する書類

④ ねずみ族・昆虫等の駆除に関する書類

⑤ 家用水の供給に関する書類

⑥ 患者台帳

⑦ 災害防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間・実施後の反省、その他参考事項を記載する。）

2.2 食品衛生対策の実施（県防計画）

(1) 食中毒の未然防止

県は、被災地における食品の衛生確保を図るため、飲食に起因する食中毒を未然に防止し、必要に応じ食品衛生指導班を編成して、監視指導を実施する。

- ① 食品衛生監視員を食品の流通拠点に派遣して、食品の配送等における衛生確保の状況を把握し、必要に応じ監視指導を実施する。
 - ② 食品衛生監視員を避難所等に派遣して、食品の衛生的取扱い・加熱調理・食用不適な食品の廃棄及び器具・容器等の消毒等について、必要に応じ指導する。
 - ③ 食品関係営業施設の実態調査を実施し、施設の構造・食品取扱設備・給水について、衛生上の改善を必要に応じ指導する。
 - ④ 食品衛生協会の食品衛生指導員に対し、被災地の保健所と協力し、食品関係営業施設に対し、加熱調理等食品の衛生的取扱いについて、相談に応じ指導するよう要請する。
 - ⑤ 被災地の保健所との連絡体制を確保し、必要に応じ近隣各県に対し衛生確保のための支援を要請する。
- (2) 食中毒発生時の対応
- 食中毒患者が発生した場合には、被害の拡大及び再発防止に努めるとともに、必要に応じ関係機関等と連絡調整を行う。
- ① 食中毒患者が発生した場合については、食品衛生監視員に検査を実施させるとともに、食中毒の原因食品・原因施設等を調査して、被害の拡大及び再発防止に努める。
 - ② 食中毒被害が拡大し、処理が困難であると認められる場合には、速やかに厚生労働省に報告するとともに、状況により近隣各県や厚生労働省に支援要請を行う。
- (3) 食品衛生に関する広報
- 県は、梅雨期や夏期等を中心に、災害時の食品衛生に関する広報等を行い、食中毒の未然防止に努める。

2.3 愛護動物の救護の実施

- (1) 愛護動物の飼育場所の設置
- 被災地の避難所においては、愛護動物を同行して避難することが予想される。そのため、町は避難所とは別に、愛護動物の飼育場所を設置し、避難所の生活環境の悪化防止に努める。
- (2) 被災地における愛護動物の保護等
- 被災地において、負傷した愛護動物の保護、愛護動物による危害の防止及び被災者の飼育に係る負担の軽減を図るためには、迅速かつ広域的な対応が求められる。このため、県は、町、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、次のとおり愛護動物の保護等を行う。
- ① 負傷した愛護動物の収容・治療・保管
 - ② 飼い主不明の愛護動物の収容・保管
 - ③ 飼養困難な愛護動物の一時保管
 - ④ 愛護動物の飼い主や新たな飼い主探しのための情報の収集、提供
 - ⑤ 愛護動物に関する相談の実施等

3. し尿、ごみ、がれきの処理

町は、災害時の特に処理施設の被害や、通信、交通の輻輳等を十分考慮した上で、し尿、ごみ、がれき処理等の活動を迅速に行い、地域の環境保全を積極的に図っていくものとする。

なお、町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う住家に流入した土石や竹木等の障害物除去に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、防疫班、被害調査班を編成する。

各特命班は次のとおり応急対策を実施する。

- ① 防疫班は、被災地のごみ、し尿、廃棄物の処理を実施する。
- ② 被害調査班は、道路・河川等にある障害物の除去を実施する。

3.1 し尿処理

(1) し尿収集、処理計画

① 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ア 各地域別の被災状況を速やかに把握し、被災家屋の汲取り式便槽のし尿排出量を推計する。
- イ 集落排水及びし尿処理施設の被害状況を把握し、必要に応じて水洗トイレの使用制限を行う。
- ウ 避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道の復旧状況等を勘案のうえ、当該避難所等の仮設トイレの必要数や、し尿の収集・処理見込みを把握する。
- エ し尿処理施設の被害状況と稼働見込みを把握し、処理計画を定める。

② 作業体制の確保

ア 人員、資機材等の確保

し尿処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。

イ 応援要請

- (ア) し尿処理施設の処理能力以上の排出量が見込まれ、早急に処理する必要がある場合は、近隣市町村へ収集、処理の応援要請を行う。
- (イ) 近隣市町村等で応援体制が確保できない場合には、県に対して、広域的な応援の要請を行う。

③ 処理の実施

ア 処理施設の復旧と収集・運搬の実施

し尿処理施設の速やかな復旧に努めるとともに、人員、収集運搬車両を確保して、円滑な収集・運搬に努める。

イ 住民への広報

電気及び上水道の被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず、仮設トイレ等で処理するよう広報を行う。

ウ 河川、プール等の水の利用

電気、上水道の機能停止により、し尿処理が困難となった場合は、河川、プール

等によって水を確保し、できる限り合併浄化槽等の機能の活用を図る。

エ 仮設(簡易)トイレの設置

必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

仮設トイレ等については、近年、吸湿剤や発泡剤等の開発により、し尿の焼却が可能になるなど、比較的簡便な方法で、し尿処理が可能となるような製品も開発されている。

これらの製品は様々な処理方式のため、し尿処理施設等における処理が可能であるか確認し、受入について検討するものとする。

④ 処理施設

災害時のし尿は、許可業者を被災地に重点的に配置して、効率的な収集処理にあたる。収集したし尿は、次の処理場にて処理する。

【1.3.11.11】 処理施設

設置者	施設名	型式	処理能力	所在地	TEL
門川町	門川町衛生センター	好気性 消化処理	40kg□/日	門川尾末2998-1	63-1023

⑤ 仮設(簡易)トイレの設置

町は、必要に応じて水洗トイレの使用の制限を行うとともに、仮設(簡易)トイレを速やかに避難所、住家密集地に設置する。仮設(簡易)トイレの管理については、必要な消毒剤を確保し、十分な衛生上の配慮を行う。

専門業者及び自衛隊等の協力のもと、仮設トイレの設置場所、数量等を確保できるよう体制を整える。

⑥ 県の措置 (県防計画)

ア 県は、市町村からの要請により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請を行うとともに、応援活動の全体調整を行う。

イ 県は、被災市町村や県内市町村でし尿の処理を行うことが困難であると認める場合には、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に対し、支援を要請する。

ウ 県は、大規模災害時等、市町村から要請があった場合に仮設トイレの斡旋を行う。

⑦ 町民及び自主防災組織の行動

ア 合併浄化槽等の被災に伴い、水洗トイレが使用できない場合は、仮設トイレ等を使用し、処理することとする。

イ 自主防災組織が中心となり、仮設トイレの設置及び管理を行う。

3.2 ごみ処理

被災者が当面の日常生活を営むことができるよう、また二次災害を防ぐために、災害によって住家又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの（以下「障害物」という。）除去を行う。被災地域における清掃活動等を適切に処理し、環境保全に努める。

(1) 被害情報の収集と全体処理量の把握

- ① 災害時に処理するごみを、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみと、一般生活により発生するごみとに区分し、各々について排出量を推定する。
- ② 避難所等の避難人員及び場所を確認し、当該避難所等におけるごみ処理の必要性や収集処理見込みを把握する。
- ③ ごみ処理施設の被害状況と稼働見込みを速やかに把握し、処理計画を定める。

(2) 作業体制の確保

- ① 人員、資機材等の確保
迅速に処理を行うため、平常作業に加え、臨時雇い上げによる処理体制を確立する。
- ② 応援要請
処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。

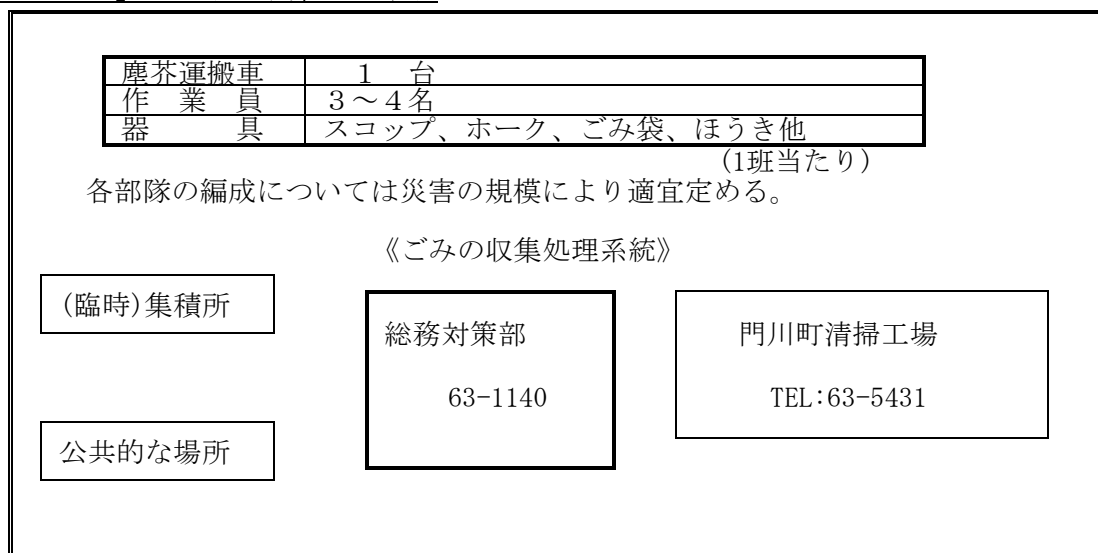
(3) ごみ処理

町又は周辺市町村等の応援により、必要な清掃車を確保し、ごみを収集する。また、収集したごみは焼却炉において焼却するか、必要に応じて埋立て処分する等、環境保全上、支障のない方法で行う。

なお、ごみの収集、運搬、処分に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定める基準に可能な限り準拠し、実施する。

また、倒壊家屋の解体によるがれき等についても、仮置場の確保と、それらに通じる搬送路の選定等について速やかに対処する。

【1.3.11.12】 ごみの収集処理系統



(4) ごみ処理の実施方法

町は、避難所等における生活ごみの処理を適切に行う。また、災害により一時的に大量に発生した生活ごみや粗大ごみについては、できるだけ早く収集を完了することを目標とする。

町は、生活ごみ等を早期に処理ができない場合には、収集したごみの一時的な保管場所を確保するとともに、その管理については、衛生上十分配慮をするものとする。

町は、可燃物・不燃物の分別を行うよう住民及び事業所に広報する。また、速やかに仮集積場と、収集日時を定めて住民に広報する。

また、環境水道対策部が委託業者と連携して、臨時集積所や道路・公園等の公共的な場所へ収集し、処理にあたる。収集したごみは、次の系統により処理する。

3.3 障害物の除去

(1) 障害物除去の義務（災害救助法施行令）

- ① 町は、災害救助法の適用に基づき、障害物の除去は、県知事を補助して行う。
- ② 災害救助法の適用以外の小規模な災害による障害物の除去は、災害の規模、被災者の状況等を勘案し、実情に即して措置する。
- ③ 道路・河川等にある障害物の除去は、所管の管理者が行う。

(2) 障害物除去の対象（災害救助法施行令）

障害物の除去は、日常生活に著しい支障を及ぼしている被災者に対し、これを除去することによりその被災者を保護する。

(3) 障害物除去の方法

- ① 総務対策部は、河川、道路、水路、ダム、橋梁等にある障害物除去のために、被害調査班を設置する。
- ② 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力のもと、速や

- かに行う。
- ③ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
 - ④ 町は障害物除去に必要な資機材を現物供与する。
- (4) 災害救助法の適用範囲
- ① 対象数
除去対象戸数が、半壊・床上浸水世帯数の15パーセント以内、ただし、融通可。
 - ② 処理の期間
災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認（特別基準）を得て延長する事ができる。
- (5) 資機材、人員の確保
- 町はスコップ、ロープ、その他、障害物除去に必要な機械器具及び所要人員の確保に努める。また、不足する場合は、業者の保有する機械器具及び人員を確保する。
- (6) 除去した障害物の処理
- ① 除去した障害物は、原則として町の指示する場所で処理する。
 - ② 除去した障害物の集積場所
 - ア 再び人命、財産に被害を与えない安全な場所を選定する。
 - イ 道路交通の障害とならない場所を選定する。
 - ウ 盗難の危険のない場所を選定する。
 - エ 工作物等を保管した場合は、保管を始めた日から14日間、工作物名、その他必要事項を公示する。

3.4 がれきの処理

- (1) 被害情報の収集と全体処理量の把握
- 町は、損壊建物数等の情報を収集し、がれき処理の必要性を調査し、速やかに全体処理量を把握し、処理計画を定める。また、同時に県に連絡するものとする。
- (2) 作業体制の確保
- ① 人員、資機材等の確保
町は、がれき処理の実施に必要な人員、資機材等の確保に努める。
 - ② 応援要請
町は、県、近隣市町村、民間の廃棄物処理事業者等に応援を要請する。
- (3) 処理の実施
- ① 撤去作業
町は、災害等により、損壊した建物から発生したがれきについて、危険なもの、通行上支障があるもの等から優先的に撤去することとする。
 - ② 中間処理施設、最終処分場及び仮置き用空き地の確保
損壊家屋からの解体廃棄物、がれき、残骸物の処理には長期間を要する。そのため、町は、選別、保管、焼却ができる処理施設とともに、仮置き場を十分に確保する。

破碎、分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。また、最終処分までのルートを確認する。

(4) 県の措置（県防計画）

① 職員の派遣

県は、市町村から要請があった場合、もしくは被災市町村の状況から判断して必要と認める場合には、速やかに職員を派遣して、被害状況等の情報収集、連絡調整等を実施する。

② 最終処分場までのルートの確保

県は、市町村からの要請に基づき、最終処分場までのルートの確保を応援する。

③ 広域的応援要請

県は、必要により、県内各市町村や関係団体に対して、広域的な応援要請をすることともに、応援活動の全体調整を行う。

被災市町村や県内市町村でがれきの処理を行うことが困難であると認められる場合には、県は、広域的な処理体制を確保するため、必要に応じ近隣県や関係省庁に応援を要請する。

④ 計画策定

がれきが大量に発生し、広域的な処理が必要であり、かつ、その処理に長期間を要する場合は、必要により、がれき処理を総合的かつ計画的に行うことができるよう、被災市町村のがれき処理計画をとりまとめ、全体計画を作成する。

4. 環境対策の実施

大規模災害による工場・事業場の損壊等により、有害物質が環境中に漏出するおそれがある。また、災害により発生する障害物の除去や、倒壊建物等の解体・撤去等に当たっても、粉じんの発生やアスベスト等有害物質が飛散するおそれがある。

このため県は、環境中の有害物質の種類・量(濃度)や粉じん等のモニタリング調査を行う。町は県とともに、有害物質の発生や漏出・飛散の防止に努めるものとする。

4.1 被害状況の把握と施設等の稼働体制の確認（県防計画）

(1) 被害状況の把握

① 被害状況の把握

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

② 施設等の稼働体制の確認

県は、大気汚染測定装置、環境分析装置等の資機材について被害の有無を確認のうえ、必要により、早期復旧のための措置を講じ、速やかに、環境濃度の収集解析を行う。

4.2 応急対策の実施（県防計画）

(1) 応急対策の実施

① 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

② 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

③ 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

④ 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

⑤ 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じる恐れがある場合は、直ちに関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

⑥ 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第12節 行方不明者等の搜索、遺体の確認及び埋葬に関する活動

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町担当	総務対策部 (援護班)			○迷い人、行方不明者の把握 ○遺体等の搜索、遺体の通報 ○遺体等の搜索、処理に関する協力要請 ○相談所、遺体収容所等の設置 ○遺体の処理、収容、安置、埋葬					
県				○遺体等の搜索、検察活動の支援					
	県警察本部			○行方不明者相談所の開設 ○遺体等の搜索支援 ○死体見分					
	宮崎海上保安部			○遺体の搜索、収容、死体の調査等、引渡し					

1. 行方不明者及び遺体の搜索

行方不明者及び、遺体の搜索については、家族や近親者にとって切実な問題である。また、住民にとっても関心の深い問題である。

災害による行方不明者、死亡者の遺体を判明しないまま放置することは、人道上からも許されないことであり、混乱期に民心の安定を図るうえからも早急に実施する必要がある。このため、総務対策部が主体となり、援護班を設置し、県・警察・自衛隊等関係機関、地域住民と緊密な連絡をとり、行方不明者等の搜索及び関係情報の入手、早期発見に努めるものとする。

町が災害救助法の適用を受けた場合、県は、町が行う行方不明者及び遺体の搜索に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内で支出する。

1.1 行方不明者の調査（県防計画）

(1) 行方不明者相談所の開設

災害発生後速やかに警察本部及び警察署等に、行方不明者相談所を開設し、行方不明者の搜索及び迷い人等の保護に関する相談活動を行うとともに、行方不明者届の受理を行う。

(2) 迷い人等（迷子・意識障がい者等）の措置

- ① 迷い人等を保護したときは、避難所、病院その他関係機関・施設に対する必要な照会、手配を行い、保護者等の発見に努める。
- ② 保護した迷い人等のうち、保護者等の引取人がない者、及びそれが容易に判明しない者については、児童相談所又は福祉事務所に通告、または引き継ぐ。

(3) 行方不明者の措置

- ① 行方不明者届を受理したときは、避難所、病院その他関係施設に必要な手配を行

うなど、該当者の発見に努める。

- ② 行方不明者が多数に及ぶときは、必要により部隊を編成し、大規模な被災地域を重点とした搜索活動を行い、行方不明者の発見に努める。

(4) 安否照会への対応

避難所等へ被害調査班を派遣して、避難者、迷い人及び行方不明者の把握に努め、把握した避難者等については名簿を作成し、県警察警備本部及び署警備本部に備え付け、一元的に管理するとともに安否の照会に対応する。

1.2 遺体の搜索

【1.3.12.1】 遺体搜索及び収容埋葬対象者

災害により

- ア. 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者
- イ. 死亡の確認された者
- ウ. 行方不明になってから相当の時間を経過している場合
災害発生後3日間救出計画の救出対象となるが3日間を経過したものについては、一応死亡したものと推定する。

(1) 搜索期間

- ① 被害の規模、行方不明者の発見等に応じ、措置を講ずる。
- ② 災害救助法適用

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

(2) 搜索活動の実施

災害による行方不明者等がある場合には、警察、宮崎海上保安部の協力を得て、消防団員、自主防災組織、ボランティア等と搜索する。

2. 遺体の確認、埋葬の実施

遺体の確認、遺族への迅速な引き渡しは、遺族にとって切実な問題である。町長は、これらの業務と埋葬を遅滞なく処理することによって、人心の安定を図るものとする。

遺体の確認等に当たっては、災害という混乱状況の中でも死者の人格を尊重し、遺族・親近者の感情に十分配慮した対応を行う。

町が災害救助法の適用を受けた場合、町が行う遺体識別等のための洗浄及び埋葬に要した経費について、県は災害救助法の規定の範囲内で支出する。

2.1 遺体の処理

(1) 遺体の確認

- ① 遺体を発見した場合、速やかに警察に連絡する。
- ② 警察は、警察に対して届出がなされた遺体、または警察官が発見した遺体について

- て、死体見分その他の所要の処理を行った後、関係者(遺族または市区長)に引き渡す。死体の見分に当たっては、指紋資料の採取、写真撮影等を行う。(県防計画)
- ③ 宮崎海上保安部は海上における遭難者、若しくは陸上から海上に及んだ災害の遺体を、巡視船艇により収容するとともに、死体の見分及び検視を行い、遺族又は関係市町村長に対し引き渡す。(県防計画)
 - ④ 町は、遺体の身元を確認する。遺体処理票及び遺留品処理票を作成し、納棺する。また、埋火葬許可証を発行する。
 - ⑤ 身元不明遺体については、警察、宮崎海上保安部と協力し、人相、着衣、所持品、特徴等を写真撮影する。また、遺品を適切に保存する。歯科医師会の協力を得て、身元の確認に努める。
 - ⑥ 警察及び宮崎海上保安部は、戸籍法第92条第1項並びに第2項、及び死体取扱規則第1項並びに第2項に規定する死亡報告書等を添えて、身元不明の遺体を町に引き渡す。
 - ⑦ 警察及び宮崎海上保安部は、死亡者の身元は明らかであるが引き受け人がいない遺体は、死亡通知書に死体、及び所持品引取書を添えて町に引き渡す。

【1.3.12.2】 遺体の処理方法

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">ア. 遺体の洗浄イ. 遺体の一時保存 <p>(ア及びイは、遺族ができないときに町で実施)</p> |
|---|

(2) 遺体の処理

① 実施主体

援護班が主体となり、県・警察等関係機関の応援を得て実施する。町のみで対応が困難な場合、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

② 検案、検死

検案は、日向市東臼杵郡医師会の協力を得て町が実施する。ただし、遺体が多数の場合等で、町のみで十分な対応が困難な場合には、県及び日本赤十字社宮崎県支部に協力を要請する。

ア 町等が発見した遺体、又は警察官に対して届出がなされた遺体については、遺体取扱規則(昭和33年国家公安委員会規則第4号)の規定により、警察官は所要の遺体の見分調書を作成の後、遺族又は町に引渡す。町は、その後において必要に応じて遺体の処理を行う。

イ 変死体については、直ちに警察官に届け出、検死規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)に定める検死をまって、遺体の引渡しを受け、遺体の処理を行う。

③ 遺体の洗浄・縫合・消毒

災害後の混乱により、遺族が遺体の処理を行うことができない場合、町は、人心の安定上、腐敗防止上又は遺体の識別作業上、必要な措置である遺体の洗浄・縫合・消毒等の措置を行う。遺体を一時保存し、身元確認、検案、埋葬に備える。

(3) 遺体の収容

遺体の身元識別のため相当の時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短時間に埋葬できない場合、遺体を特定の場所（寺院等の施設の利用、又は寺院、学校等の敷地に仮設）に集め、埋葬等の処置をするまで一時保存する。

① 実施主体

遺体の収容、安置については、援護班が主体となり、身元の確認、引渡しに努める。

② 遺体収容所(安置所)の設置

町は被害地域の周辺の適切な場所(寺院 公共建物、公園等)に遺体の収容所(安置所)を設置する。被害が集中した場合、遺体の収容、収容所の設営が困難なことも考えられるため、必要に応じて周辺市町村に収容場所の確保を要請する。

③ 棺の確保

町は、死者数、行方不明者数を早期に把握し、棺、ドライアイス等を確保する。

④ 身元不明遺体の集中安置

町は、延焼火災等の発生により、身元不明遺体が多数発生した場合、遺骨、遺品共に少なく、身元確認に長期間を有する場合も考えられる。そのため、寺院等に集中安置場所を設定し、身元不明遺体を集中安置する。

⑤ 遺体収容、処理（遺留品）調書を作成

2.2 遺体の埋葬

町は棺・骨壺等を支給する。また、火葬又は納骨等により、現物支給をもって行う。身元不明の遺体については、警察、その他の関係機関に連絡し、その調査にあたる。

(1) 死亡者数の確認

町は、適切に埋葬するため、死亡者数について正確な把握に努める。また、相談窓口を設置して、埋葬を支援する。

(2) 遺体の火葬、埋葬

遺体の埋葬は、町が実施し、原則として火葬する。棺、骨つぼ等を確保し、遺族に支給する等、現物給付をもって遺体の埋葬を行う。ただし、災害救助法適用時に県が自ら行うことを妨げない。

死亡者が多数のため、町内の遺体搬送車及び火葬場で対応できない場合、市町村防災相互応援協定に基づき、周辺市町村に対して、遺体搬送車の供与、火葬場の利用を要請する。

身元の判明しない遺骨は、納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、遺族に引き渡す。

(3) 埋・火葬許可証の手続き

(4) 遺体の引渡し

【1.3.12.3】 遺体の埋葬方法

《遺体の埋葬方法（災害救助法の適用）》	
埋葬を実施する場合	方 法
ア. 災害時の混乱の際に死亡した者 イ. 遺族が埋葬を行うのが困難なとき ウ. 災害の際死亡した者の遺族がない場合 エ. 墓地又は葬斎場の浸水・流失等により個人では埋葬を行うことが困難な場合 オ. その他、埋葬を行うことが困難な場合	・ 埋葬、納骨に必要な物資 ・ 場所等の現物給付
(指定火葬場で処理できない場合には周辺市町の協力を得る。)	

《周辺の火葬場》			
施設名	能力	所在地	T E L
日向地区斎場東郷霊園	10体／1日	日向市東郷山陰丙619	0982-63-3147
延岡市斎場 いのちの杜	14体／1日	延岡市熊野江町2985番地	0982-22-7042

(5) 車両・必要資材の確保

収容埋葬に必要な車両・資材は、関係業者の協力を得て、総務対策部・消防署・保健所等で確保する。

第13節 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持、物価の安定等に関する活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部		○帰宅困難者の支援				
	警察署		○警備体制の確立 ○警備活動の強化				

1. 被災地、避難先及びその周辺の秩序の維持

大規模災害時には、一瞬にして社会生活基盤が崩壊し、災害直後から様々な犯罪、事故等の発生が予想される。このため、警察は、災害時には早期に警備体制を確立する。関係機関等との緊密な連携のもとに、災害情報の収集、分析に努め、被災地域等における秩序の維持を図るものとする。

また、被災地等での犯罪、交通、行方不明者等の様々な情報を関係機関等と共有し、地域一体となった活動を推進する。

1.1 予想される混乱

(1) 予想される混乱

災害時に予想される混乱として、次のものが挙げられる。

- ① 交通網の寸断に伴う被災地及び周辺道路における車両の輻輳による交通渋滞
- ② 電話等通信網の寸断、輻輳による混乱
- ③ 盗難、詐欺、恐喝等の犯罪増加及び事故の多発による社会秩序の混乱
- ④ 品薄による売惜しみ、買占め及び悪質商法の横行等による混乱
- ⑤ 真偽不明情報の流言による混乱
- ⑥ 被災地や避難所等での住民の混乱
- ⑦ 行方不明者の相談、搜索活動等の混乱

(2) 町民への広報・伝達

町は、警察及び町の情報等に基づき、混乱が生ずるおそれがあると認めるとき、又は混乱が生じているときは、住民のとるべき措置について、町が有するあらゆる広報手段を用い、また県、報道機関の協力を得て、呼びかけを行うものとする。

1.2 警備活動の強化

警察は、大規模災害が発生した際、警備体制を確立し、警備活動を強化する。

(1) 警備体制の確立（県防計画）

① 警備本部の設置

大規模災害が発生したときは、県警察本部及び警察署に「警備本部」を設置し指

揮体制を確立する。

② 警備部隊の運用

災害の種別、規模及び態様に応じ、災害警備計画の定めるところにより、警備部隊の適正な運用を図るものとする。

(2) 警備内容（県防計画）

警備内容としては、次のものがあげられる。

- ① 被害実態の把握
- ② 救出救助
- ③ 避難誘導
- ④ 交通対策
- ⑤ 遺体の検視、見分
- ⑥ 地域安全対策
- ⑦ 保安対策
- ⑧ 避難所の防犯対策

(3) 地域安全対策（県防計画）

被災地における安全な生活を確保するため、災害の発生に便乗した悪質商法、窃盗犯等、被災地域に密着した犯罪の予防活動等を次により実施する。

実施に当たっては、関係機関・団体、住民が一体となった地域の実情に即した活動となるよう配慮する。

① 地域安全活動の実施

ア 地域安全情報の収集と伝達

被災地における各種犯罪や事故の発生情報、交通状況や危険箇所の情報、捜索活動の進捗状況など安全な生活確保に必要な情報を収集し、地域安全情報として速やかに住民に伝達する。

また、その際、正確で迅速な情報の提供を行うためのネットワークを構築する。

イ 犯罪、事故の発生防止活動

被災地及びその周辺における犯罪、事故の発生を防止するため、警察独自の警戒活動を強化するとともに、地域住民ボランティアと連携した警戒活動や交通誘導活動、道路等の危険箇所点検等を行う。

また、避難場所、救援物資、復旧資材その他生活必需物資の集積所等に対しては、重点的な警戒活動を行う。

ウ 警察安全相談活動

必要により、警察安全相談所を開設し、災害弱者に対する便宜供与、死傷者の確認、その他の相談活動を行う。

エ 訪問活動

高齢者や被災家庭等、犯罪等の被害対象になりやすい世帯については、関係機関、団体や住民ボランティア等と連携して訪問活動を行う。

1.3 保安対策（県防計画）

(1) 危険物等に対する措置

- ① 鉄砲火薬類の製造、販売業者及び所有者に対し盗難、紛失事故のないよう厳重な保管指導に努めるとともに、銃砲刀剣類並びに火薬類の携帯運搬を制限する。家屋の倒壊等により保管場所が被災した場合には、関係業者への保管委託及び警察署での一時預り措置を行う。
- ② 石油類等危険物及び高圧ガス等の製造・貯蔵施設等に対しては関係機関との連携を図り、警戒要員を派遣して、警戒区域(警戒線)内の立入り禁止制限、避難誘導、広報等を実施し、危険物による災害の未然防止と拡大防止に努める。

(2) 経済事犯等に対する措置

商品の不当な買占め、高価販売、土地家屋等の賃貸及び所有権をめぐる紛争等の事案発生に対処するため、関係機関との連携を密にして、情報収集に努め、違法事案の取締りを徹底する。

2. 帰宅困難者対策

災害の発生により交通機能等が停止し、速やかに自宅に帰ることができない通勤・通学・買物客等の帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するために必要な措置を講ずる。

2.1 帰宅困難者対策の実施

町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、関係機関と連携し、一時避難場所に関する情報、鉄道等の交通の運行状況に関する情報等を迅速に提供する。また、帰宅困難者の徒歩帰宅等を支援するため、食料、水、休憩場所の提供や必要な救護、情報提供を行う拠点の確保を図る。その際、例えば、女性専用スペースを設けるなど、できる限り性別や年齢等、多様な主体のニーズに配慮するものとする。

第14節 公共施設等の応急復旧活動

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町 担 当	総務対策部		○通信施設等の応急復旧 ○庁舎等の機能確保						
	総務対策部 (被害調査 班)			○農業用施設の応急復旧 ○道路の応急復旧 ○河川、砂防、治山施設の応急復旧					
	各施設管理 課			○管理施設の応急復旧					
	港湾管理者			○港湾の応急復旧					

1. 町有通信施設等の応急復旧

県や町有の通信施設や庁舎等は、応急対策を推進するうえで、重要かつ不可欠の施設である。これらの施設に被害が生じた場合、直ちに応急復旧を行い、機能を確保するものとする。

1.1 県総合情報ネットワークの機能確保（県防引用）

- ① 端末局に障害がある場合は、県がシート交換による応急措置を行う。また、交換機に障害があった場合は、無線機単位によるプレス通話方式により、通信の確保を図る。
- ② 障害が発生したときは、孤立防止用無線、防災相互無線、町広域無線及び消防全県共通無線を使用して、応急回路の設定により、支部と町、支部と県庁の間の通信を確保する。

1.2 警察無線通信の機能確保（県防計画）

- (1) 固定局の障害については、高出力型携帯無線機、又は無線自動車を固定局の代行として運用する。
- (2) 中継局施設に障害がある場合は、代行中継局を開設して、通信の確保を図る。

1.3 災害応急対策上重要な庁舎等の機能確保

本部（町役場）、及びその他の防災上重要な庁舎の施設、設備を点検し、防災機関としての機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。

2. 公共土木施設等の応急復旧

道路等の交通施設、港湾、河川及びその他の公共土木施設は、住民の日常生活や社会、経済活動、また、災害発生時の応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。

このため、これらの施設については、それぞれ応急体制を整備し、相互に連携を図りつつ、

迅速な復旧を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、被害調査班を編成し、県及び防災関係機関と連携して、道路の応急措置及び応急復旧対策、河川、砂防及び治山施設の応急復旧、農業施設の応急復旧を実施する。

2.2 道路の応急復旧

(1) 応急措置

町は国、県、西日本高速道路株式会社等、各道路管理者とともに、道路、橋梁に関する被害状況を把握し、交通規制及び広報等の対策を講ずる。また、必要に応じて、迂回路の選定を行い、交通路の確保に努める。

(2) 応急復旧対策

町及び各道路管理者は、被害を受けた道路を速やかに復旧し、交通の確保に努める。

(3) 情報の連絡・広報

町及び各道路管理者は、被害の状況、応急措置、復旧状況について、市町村・県の災害対策本部に密に連絡する。また、住民に対して、ラジオ、テレビ、情報板、看板等により、それらの情報を広報する。

2.3 港湾、漁港の応急復旧（県防計画）

(1) 被害状況の把握

港湾、漁港の管理者は、水域施設、外かく施設、けい留施設等の港湾、漁港施設について被害状況を調査する。その際、二次災害の恐れのある被災箇所については、立入禁止のためのバリケードや警告板の設置等を行う。

(2) 応急措置の実施

港湾、漁港の管理者は、被害状況の調査に基づき、被災施設の応急工事を実施する。その際、施設の重要度、必要資機材の入手可能性、工期等を考慮し、優先順位を定め、行うものとする。

(3) 復旧作業の実施

港湾、漁港の管理者は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災施設の復旧工事を実施する。

2.4 河川、砂防及び治山施設の応急復旧（県防引用）

災害により河川、砂防及び治山施設が破壊、崩壊等の被害を受けた場合、町は国、県とともに被害状況を速やかに調査し、施設の応急復旧に努め、被害が拡大しない措置を講ずる。

(1) 河川施設

堤防及び護岸の破壊等については、クラック等に雨水の浸透による増破を防ぐため、ビニールシート等を覆い、速やかに復旧計画を立てて復旧する。

水門及び排水機等の破壊については、二次災害の危険性を考慮して、速やかに対処する。

(2) 砂防施設

砂防施設については、土石流発生の危険調査を行い、下流域での土砂災害防止策の処置を行う。

(3) 治山施設

治山施設については、山腹崩壊、溪流の洗堀等の調査を行い、山林の保護のための施策を実地する。

2.5 農業用施設の応急復旧

町は、災害により農業用施設が被害を受けた場合は、被害状況を速やかに調査し、応急復旧に努める。

(1) 点検

農業用ため池、農業用用水施設、農業用排水施設、幹線水路施設については、受益土地改良区や、水利組合等が点検を行う。農道については、町において通行の危険等の確認、点検を行う。

(2) 用水の確保

農業用ため池、用水施設、幹線水路施設については、人命、人家、公共施設等に被害を及ぼすおそれの高いと判断されるものを優先に補修を行う。

(3) 排水の確保

排水機による常時排水地帯については、可搬ポンプを確保し、優先的に排水を行う。

(4) 農道の交通確保

町は、崩落土砂の除去や、道路決壊の補修を行い、交通の確保を図る。

第15節 ライフライン施設の応急復旧

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部		○被害状況等の把握				
	環境水道対策部		○上水道停止時の代替措置の実施 ○上水道施設の応急復旧の実施				
ライフライン事業者			○ライフライン停止時の措置の実施 ○ライフライン施設の応急復旧の実施				

1. ライフライン途絶時の代替対策

上水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設は、県民の日常生活や社会、経済活動において、また、災害発生時における被災者の生活確保などの応急対策活動において、重要な役割を果たすものである。それぞれの事業者は、復旧時までの間の代替措置を講ずる。

1.1 上水道停止時の代替措置

(1) 上水道停止時の代替措置

「第3章 第10節 2. 飲料水の供給及び給水の実施」参照

(2) 仮設トイレの設置

町は、避難場所、避難所等に仮設トイレを設置する。避難場所等の仮設トイレの汲み取りは、優先的に実施する。

1.2 電力停止時の代替措置（県防計画）

(1) 公共機関広域避難場所、その他重要施設に対し、発電機車・移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

(2) 長期浸水地区における重要施設への供給に対しては、負荷切替、移動用電力ケーブル等の活用により仮送電を行う。

1.3 電話停止時の代替措置

(1) 災害用伝言ダイヤル「171」

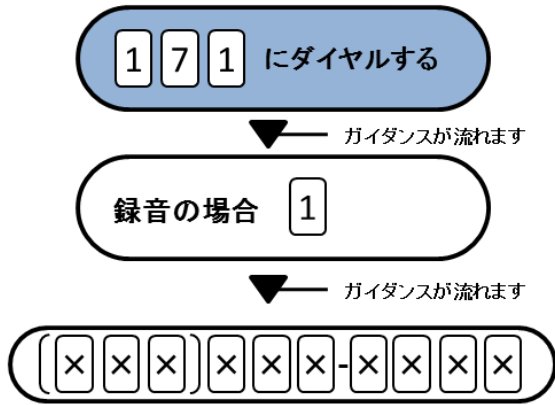
西日本電信電話株式会社が実施する災害用伝言ダイヤル「171」の利用を促す。

① 「171」をダイヤルし、利用ガイダンスにしたがって伝言の録音・再生を行う。

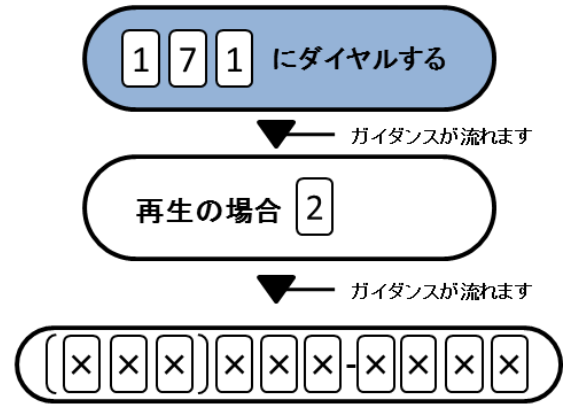
② サービスの提供開始や録音件数等、提供条件についてはNTTで決定し、テレビ・ラジオ等で通知する。

【1.3.15.1】表 災害用伝言ダイヤル「171」の利用方法

伝言の録音方法



伝言の再生方法



※電話番号は市外局番からダイヤルする。

(2) 警察 110 番通話（県防計画）

高度化緊急通信システム導入（平成 11 年 3 月）により、故障等における通信確保を考慮した複数ルートの接続が取れることにより通信の確保を図っている。

(3) 通信の利用制限（県防計画）

災害が発生し、安否の問い合わせやお見舞いの電話がある一定の地域に殺到し、電話がかかりにくくなる。これは通話量が通信設備(交換機等)の許容量を超えてしまったために起こる現象であり、このような場合、電気通信事業法の規定に基づき規制措置を行う。

(4) 輻輳緩和対策（県防計画）

被災者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な「災害用伝言ダイヤル」を導入し、非被災エリアの災害用伝言ダイヤルセンターを活用することにより輻輳緩和を図る。

<災害時のお願い>

- ① ラジオ、テレビ等の情報に注意し、緊急通話以外の電話は暫く控えること。
- ② 災害などで受話器が外れたままになっていると、交換機がマヒ状態になったり、せっかくかかってきた電話もお話中状態になりつながらないため、受話器の確認をすること。
- ③ 電話がかかりにくい場合、続けてダイヤルするのは避ける。続けてダイヤルすると、なお一層かかりにくくなる。
- ④ 電話がつながった場合も、待っている人のことを考えて、通話はできるだけ手短かにすませる。

2. ライフライン施設の応急復旧

上水道、電力、ガス及び電話等のライフライン施設が大規模災害により被害を受け、その復旧に長期間を要した場合、都市生活機能は著しく低下し、まひ状態も予想される。

このため、それぞれの事業者は、施設ごとに安全性の確保や資機材の配備等の対策を実施していくことが必要であり、早期復旧を目指して応急体制を整備する。また、町は、県及び各事業者と相互に連携を図りつつ、迅速かつ円滑な対応を図るものとする。

2.1 上水道施設の応急復旧

(1) 応急復旧基本計画

町は、県内外の他事業者等からの応援を有効的、かつ計画的に活用できるための応急復旧基本計画を早急に立案しておく。

(2) 作業体制の確保

町は、被災時において、早急な状況把握のもとに、効果的な応急復旧計画を立案する。また、被災水道事業者と応援水道事業者の作業分担を明確にするなど、迅速な応急復旧ができるようにしておく。

(3) 重要施設の優先的復旧

町は、人工透析など最も水を必要とする医療機関、福祉施設、避難所等の重要施設については、優先的に応急復旧を行うようにしておくものとする。

2.2 浄化槽施設の応急復旧

(1) 被災状況の把握

町は、災害に関する情報を収集し、被災状況を迅速に把握する。

(2) 作業体制の確保

町は、速やかに作業体制を確立する。また、広域的な範囲で被害が発生し、町のみでは作業が困難な場合は、県に対し、協力を要請する。

(3) 応急復旧

町は、浄化槽の修理業者等に連絡し、応急復旧作業を実施する。

(4) 情報の連絡・広報

① 情報の連絡

町は、被害状況、応急措置、応急復旧状況について、町や県の災害対策本部に密に連絡する。

② 住民への広報

町は 被害状況、応急復旧の見通し等について、住民への広報を実施する。

2.3 ガス施設の応急復旧

地震・洪水等の非常事態の発生により、ガスの製造・供給に支障を生じた場合は、速やかに復旧し、ガスの供給を再開する。被災地住民の人心や、生活の安定に積極的に寄与する必要がある。

ガス事業者は、保安規程、ガス漏えい等処理要領等により、災害復旧活動の組織、人員及

び機材の整備を図り、迅速な復旧を成し得る体制を定めている。

しかし、地震・洪水等の非常事態が発生し、製造設備の被害が大きく、広範囲にわたり供給停止となり、ガス事業者単独では復旧に日数を要する場合には、LPガス協会組織を通じて、救援を要請し、的確な対応を図る必要がある。

(1) 被災状況の把握

災害に関する情報を収集し、被災状況の集約に努める。

(2) 作業体制の確保

① 災害対策本部の設置

災害が発生した場合は、非常災害応急対策要領等の定めるところにより、災害対策本部を設置する。

② 対策要員の確保

ア 対策要員の確保

あらかじめ定められた各対策要員を速やかに召集し、直ちに作業班を編成する。

イ 応援要員の要請

災害対策本部は、予想された被害程度に伴い、他の事業体に応援要員を要請する。

③ 被害復旧活動資機材の備蓄

ア 製造設備の資機材

架構、配管及び電気設備等の部分的な被害に対しては、各製造所において備蓄している復旧用資機材をもって対応する。

イ 導管材料

緊急時の初期復旧対策用としての各種材料は、各事業所、メーカー及び各工事会社等の貯蔵品で対応する。

ウ 車両・工作機械・計器類

非常時には工事会社から動員する。なお、必要に応じて他の事業所から諸機材を借用し、緊急事態に対応する。

(3) 応急措置

災害対策本部は、大規模な災害が発生し二次災害のおそれがあると判断された場合は、直ちに次の措置をとる。

① 製造所の製造量及び送出量の調整・停止

② ガバナーステーションからの送出量の調整・停止

③ ガス施設又は需要家の被害状況によるガス供給の地域的しゃ断

④ 被災状況及び緊急措置に関する関係各機関及び付近住宅への広報

⑤ その他、状況に応じた適切な措置

(4) 復旧対策

非常災害対策本部の指示に基づき、各作業班は有機的な連携を保ちつつ、次の応急復旧作業を実施する。

① 施設の機能、安全性の点検及び必要に応じた調整・修理

② 供給停止地域については供給可能な範囲で速やかなガス供給の再開

③ 復旧措置に関する付近住民及び関係機関等への広報

- ④ その他、現場の状況により適切な措置
- (5) 情報の連絡・広報
 - ① 情報の連絡
災害に関する情報、応急措置、復旧の情報を、市町村・県及び関係機関等に密に連絡する。
 - ② 広報
災害の発生が予想される場合、住民に対して施設被害状況及び復旧状況や、ガス閉栓の確認等についての広報を行う。
広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

【1.3.15.2】 LP ガスの特徴

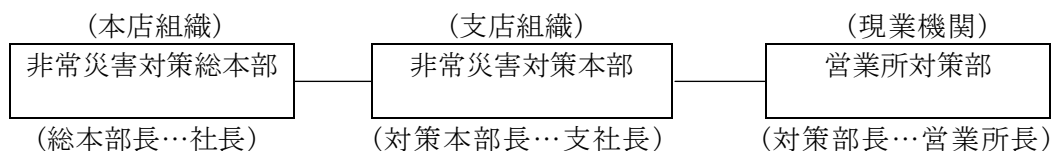
LPガスは、常温常圧下では石油系又は天然ガス系炭化水素を圧縮し、耐圧容器等に充填したもので、空気の1.5倍の重さがあり、漏えいした場合は都市ガスと異なり、低い窪地等に溜まりやすい。

- (6) ガスボンベの転倒防止
感震遮断装置の設置やガス転倒防止等の事前対策を各家庭へ周知しておく。
- (7) 火災発生対策
LPガスが漏えいした場合、拡散しにくいいため、着火の危険性が高いのが特徴である。局地的地域に火災が発生した際は、ガス需要家ごとに、ガス使用をしゃ断し、広範囲に広がる場合は、地域別に、又は全域のガスの使用をしゃ断する等の措置をとる。

2.4 電力施設の応急復旧（県防引用）

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、災害対策組織を設置する。また災害により事業所が被災した場合に備え、非常災害対策活動の代替拠点を予め定めておく。

【1.3.15.3】 災害対策組織図



- (1) 災害時における情報の収集、連絡
 - ① 通報、連絡の方法
通報、連絡は、無線、有線通信用の諸施設及びN T T電話等を利用して行うこととする。
 - ② 情報の収集、報告
災害が発生した場合、対策組織の長は次に掲げる情報を迅速、的確に把握し、速やかに上級対策組織に報告する。

ア 一般情報

(7) 気象、地象情報

(イ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送、道路、橋梁等公共の施設を始めとする当該管内全般の被害情報

(ウ) 対外対応状況

(地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況)

(エ) その他災害に関する情報(交通状況等)

イ 当社被害情報

(7) 電力施設等の被害状況および復旧状況

(イ) 停電による主な影響

(ウ) 復旧機材、応援、食料等に関する事項

(エ) 従業員の被災状況

(オ) その他災害に関する情報

③ 情報の集約

上級対策組織は、下級対策組織からの被害情報等の報告及び独自に国、地方自治体等から収集した情報を集約し、総合的被害状況の把握に努める。

④ 通話制限

ア 災害時の保安通信回線を確保するため、対策組織の長は、必要と認めるとき、通話制限その他必要な措置を講ずる。

イ 防災体制の発令前であっても、保安通信回線を確保する上で必要と認めるときは、本店直轄機関及び現業機関等の長の判断により通話制限、その他必要な措置を講ずる。

(2) 対策要員の確保

① 夜間、休日に災害発生におそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、防災体制の発令に備える。

② 防災体制が発令された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。なお、供給区域内において震度5弱以上の地震が発生した場合には、対策要員は呼集を待つことなく所属する対策組織に出動する。

③ 交通途絶等により所属する対策組織に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する対策組織に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(3) 災害時における復旧資材の確保

災害時において、復旧資材置場および仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

① 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア 現地調達

イ 対策組織相互の流用

ウ 他電力会社等からの融通

② 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等を始め、その他実施可能な運搬手段により行う。

③ 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

(4) 災害時における危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するのが、警察、消防機関から要請があった場合には、対策組織の長は送電停止等適切な危険予防措置を講ずる。

(5) 災害時における応急工事

① 応急工事の実施

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ迅速、適切に実施する。

② 応急工事の基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

ア 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により仮復旧を迅速に行う。

イ 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

ウ 配電設備

仮復旧による早期送電を基本とするが、被害の程度・作業環境及び復旧要員などの条件を考慮し、本復旧も含めて最も適した工法にて対処する。

エ 通信設備

衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

(6) 復旧計画

① 対策組織は、各設備ごとに被害状況を把握し、次に掲げる各号の事項を明らかにした復旧計画をたてると同時に、上級対策組織に速やかに報告する。

- ア 復旧応援要員の必要の有無
- イ 復旧要員の配置状況
- ウ 復旧資材の調達
- エ 復旧作業の日程
- オ 仮復旧の完了見込み
- カ 宿泊施設、食糧等の手配
- キ その他必要な対策

② 上級対策組織は、前項の報告に基づき下級対策組織に対し、復旧対策について必要な指示を行う。

(7) 復旧順位

復旧計画の策定及び実施に当たっては、次表に定める各設備の復旧順位によることを原則とするが、災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから復旧を行う。

【1.3.15.4】 表 復旧順位

重要通信を確保する機関	
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関 警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関 通信の確保に直接関係ある機関 電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス、水道の供給の確保に直接関係ある機関 選挙管理機関、預貯金業務を行う機関 新聞社、通信社、放送事業 第1順位以外の国又は地方公共団体
第3順位	第1順位、第2順位に該当しないもの

資料編【1.3.15.5】 電気通信サービスの復旧順位

(8) 災害時における広報

① 広報活動

災害の発生が予想される場合、又は発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況についての広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するための広報活動も併せて行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

2.5 通信施設の応急復旧（県防計画）

災害により通信サービスに支障をきたした時、以下の対策を講じ通信サービスの早期復旧に努める。

(1) 被災状況の把握

① 社外との連携

災害に関する被災状況、応急措置、応急復旧の情報を、行政機関、防災関係機関と連絡を密にとり、情報交換に努める。

(2) 復旧要員の確保

① 復旧体制

災害が発生した場合、状況に応じNTT西日本宮崎支店災害対策要綱に基づき、災害対策本部を設置する。

体制は、「NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図」による。

② 非常招集と自主出社

ア 災害が発生した場合は、あらかじめ定められた復旧要員を非常招集するとともに、関係グループ会社等に要請する。

イ NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）では、一定の規模以上の地震が発生した場合等、自主的に出社する社員をあらかじめ指定している。

③ グループ一体となった復旧体制

NTT西日本宮崎支店（延岡・都城）で、早期復旧が困難な場合、関連グループ会社等に要請し、グループ一体となった復旧体制を取る。

④ 広域応援体制

大規模災害発生時に、NTT西日本宮崎支店のみでは短期間に復旧困難な場合、広域応援体制をとる。

<レスキュー隊>

大規模災害時に、電気通信サービスのより迅速な復旧を図るため、レスキュー隊を編成し、被災状況調査および移動電源車・衛星通信等による重要、緊急通信の確保等を行うほか、既存設備の迅速な復旧を図る。

⑤ 防災訓練

大規模災害時に備え、定期的を実施すると共に、行政機関の主催する防災訓練にも積極的に参加する。

(3) 復旧対策

① 各種災害対策機器の配備

災害が発生した場合、重要通信を確保するとともに故障を迅速に復旧するため、可搬型無線機、移動電源車及び応急光ケーブル等の災害対策用機器・資材を事前に配備する。

<NTTの主な災害対策用機器・資材>

ア ポータブル衛星：衛星通信により臨時回線、特設公衆電話の設置に使用する。

イ 衛星通信車：衛星通信により中継伝送路等の確保に使用する。

ウ 衛星携帯電話：地震などの大規模災害発生時、地上波を介した通信網が被災した場合に、衛星経由により使用する。

エ 移動電源車：長時間停電が発生し、予備電源も停止した場合に通信電源を確保

する。

オ 非常用交換機：小規模な交換機が被災した場合に使用する。

カ 応急復旧用ケーブル：被災した線路設備を応急復旧するために使用する。

② 広域調達体制

N T T西日本宮崎支店に配備している、各種災害対策用機器・資材が不足する場合は、本社へ依頼し確保する。

③ 緊急輸送

大規模災害発生時、復旧要員、資材及び災害対策用機・資材の緊急輸送が必要となった場合は、ヘリコプター・船舶等を用い、緊急輸送する。ヘリコプターの出動については、行政機関等へ要請する。

④ 復旧の考え方

災害が発生した場合、当該設備及び回線の復旧に関し応急の措置を取ることとし、重要通信の確保に留意し、災害の状況、電気通信設備の被害状況に応じ適切な措置をもって復旧に努める。

資料編【1.3.15.6】 N T T西日本宮崎支店災害対策本部体制図

(4) 広報

災害が発生し、通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び電気通信設備等の応急復旧の状況を広報するとともに通信ができないことによる社会不安の解消に努めるものとする。

① マスメディアによる広報

報道機関の協力を得てテレビ、ラジオ放送、新聞掲載等による広報活動を積極的に実施する。

② 広報車による広報

広報車による巡回広報を行い、地域のお客様に積極的にお知らせする。

【1.3.15.7】 重要通信を確保する機関

設備名	復旧順位
送電設備	①全回線送電不能の主要線路 ②全回線送電不能のその他の線路 ③一部回線送電不能の主要線路 ④一部回線送電不能のその他の線路
変電設備	①主要幹線の復旧に関する送電用変電所 ②都心部に総配電する送電系統の中間変電所 ③重要施設に配電する配電用変電所（この場合重要施設とは、配電設備に記載されている施設をいう。）
配電設備	①病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難所、その他重要施設への供給回線 ②その他の回線
通信設備	①給電用電話回線 ②系統保護制御用回線 ③電力運用監視制御用回線 ④その他の回線

第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

<災害対応フェーズ>

		発災 3時間		72時間		2週間		1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期		
町 担 当	総務対策部				○広報運用体制の整備 ○災害広報の実施 ○生活情報、安否情報の提供				
	総務対策部 (災害相談 窓口班)				○災害相談窓口の設置、問合せ対応				
県					○生活情報の提供				

1. 被災者・町民への的確な情報伝達

被害の状況、応急対策、復旧等に関する情報の広報については、町及び関係機関が迅速かつ的確に被災地住民をはじめ一般住民に広報を行う。民心の安定と速やかな復旧を図るため、きめこまやかで適切な情報提供を行うものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、災害相談窓口の開設及び問合せ対応を実施する。

1.1 ニーズの把握

(1) 被災者のニーズの把握

町は県とともに、被災者のニーズを把握する。そのため、専門に行う職員を避難所等に派遣する。また、住民代表、民生・児童委員、ボランティア等との連携により、ニーズを集約する。

さらに、被災地域が広域にわたり、多数の避難所が設置された場合には、数か所の避難所を巡回するチームを設けて、ニーズの把握にあたる。

- ① 家族、縁故者等の安否
- ② 不足している生活物資の補給
- ③ 避難所等の衛生管理(入浴、洗濯、トイレ、ごみ処理等)
- ④ メンタルケア
- ⑤ 介護サービス
- ⑥ 家財の持ち出し、家の片付け、引っ越し(荷物の搬入・搬出)

(2) 高齢者等要配慮者のニーズの把握

自力で生活することが困難な高齢者(寝たきり、独居、認知証)、障がい者等のケアニーズの把握については、県職員・市町村職員、民生・児童委員、ホームヘルパー、保健師など地域ケアシステムチーム員等の巡回訪問を通じて、各種サービス供給の早

期確保を図る。また、円滑なコミュニケーションが困難な外国人についても、語学ボランティアの巡回訪問等により、ニーズ把握に努めるものとする。

- ① 介護サービス(食事、入浴、洗濯等)
- ② 病院通院介助
- ③ 話相手
- ④ 応急仮設住宅への入居募集
- ⑤ 縁故者への連絡
- ⑥ 母国との連絡

1.2 広報体制の整備

(1) 運用体制の整備

町及び関係機関は、下記により広報運用体制の整備を図る。

- ① 広報重点地区（各災害危険地区）
- ② 地区住民の（要配慮者の）把握
- ③ 広報・公聴担当者の習熟
- ④ 広報文案の作成
- ⑤ 広報優先順位の検討
- ⑥ 伝達ルートが多ルート化

(2) 広報施設の整備・拡充

町及び関係機関は、下記の広報施設の整備・拡充を図り、住民に対する災害広報を実施する。

- ① 防災行政無線
- ② その他の無線放送施設
- ③ 広報車
- ④ 有線放送施設
- ⑤ 関係資機材等

(3) 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問合せや相談等に対応するため、町役場内に災害相談窓口班を設置する。

災害相談窓口においては、問合せや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は、町災害対策本部の各班により編成され、次のような相談に応じる。

- ① 行方不明の受付
- ② り災証明
- ③ 税の減免
- ④ 仮設住宅への入居申請

- ⑤ 住宅応急修理の相談
- ⑥ 医療相談
- ⑦ 生活相談等
- ⑧ 災害によって生じる法律問題

(4) 広報の内容

災害広報は、報道機関に対するものと、住民に対するものとに分けられる。

① 報道機関に対する広報及び報道要請実施要領

ア 放送機関に対する放送要請計画

災害対策基本法第57条に基づき、知事又は町長は各放送局との定めた手続きにより放送を求める。

資料編【1.3.16.1】 放送機関への協力依頼

イ 報道機関に対する災害情報の発表項目は、次のとおりである。

【1.3.16.2】 報道機関に対する発表項目

《報道機関に対する発表項目》
(ア) 災害の種別
(イ) 発生日時及び場所
(ウ) 被害の状況
(エ) 応急対策実施状況
(オ) 住民に対する避難勧告・指示の状況
(カ) 避難所の情報
(キ) 一般住民及び被災者に対する協力・注意事項

ウ 注意事項

【1.3.16.3】 報道に関する注意事項

(ア) 情報の錯そうを防ぐため、広告担当者を決めて行う。
(イ) 報道関係者の立ち入り制限。
(ウ) プレスルームでのみ発表する。

エ 要請手続

要請は、別紙様式「県放送要請様式」による。

資料編【1.3.16.4】 基本法に基づく放送要請に関する協定

資料編【1.3.16.5】 県放送要請(様式)

② 住民に対する広報要領等

ア 広報要領

【1.3.16.6】 住民に対する広報要領

<p>《 広 報 要 領 》</p> <p>ア. 余震、二次災害危険の見通し イ. ガス漏れ、火気使用、電線の感電注意等の留意事項 ウ. 電話混雑解消への協力 エ. 生活関連施設（電気・水道・鉄道・道路等）の被害と復旧の見込み オ. 給食、食料品、生活必需品の確保状況 これらの広報内容については、事前に広報文例や広報録音テープを作成しておくのが望ましい。</p>
--

イ 広報要点

町は、災害応急対策の第一次の実施機関として、その文案及び優先順位をあらかじめ定め、直ちに地域住民への広報を行う。

【1.3.16.7】 住民に対する広報要点

<p>《 広 報 要 点 》</p> <p>ア. 災害に関する注意報・警報及び指示等に関すること イ. 避難勧告・指示等に関すること ウ. 自主防災組織等に対する活動実施要請に関すること エ. 災害応急対策実施の状況に関すること オ. 安否情報に関すること カ. 避難所の設置に関すること キ. 応急仮設住宅の供与に関すること ク. 炊き出し ケ. 飲料水 コ. 被服、寝具の給与又は貸与に関すること サ. 災害応急復旧の見通しに関すること シ. その他</p>

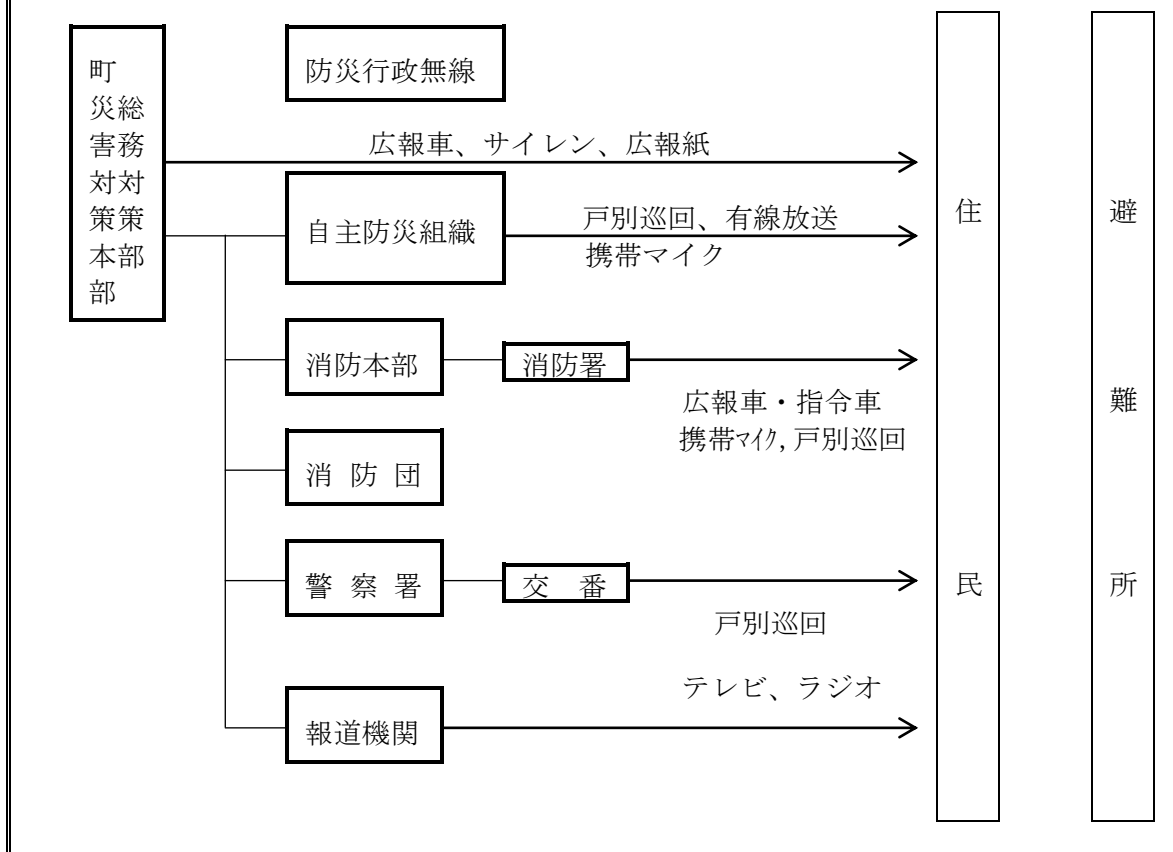
③ 広報の実施方法

関係機関は、効果的な実施方法を適宜選択し、速やかに広報活動を行う。

【1.3.16.8】 災害広報伝達経路及び方法

- ア. 報道機関による広域広報
- イ. 広報車等による現場広報
- ウ. 行政区長による有線放送
- エ. 避難所・避難地等における派遣広報
- オ. 広報紙の掲示・配布等による広報
- カ. 防災行政無線
- キ. インターネットによる広報（町ホームページ）

《災害広報伝達経路及び方法》



1.3 生活情報の提供

各機関は、被災者の生活向上と早期自立のために有意義な情報を、各種媒体を活用して積極的に提供する。

(1) 同報系無線の活用

屋外拡声器、文字表示装置や地域コミュニティー無線装置を用いて、町内全域に必要な情報を提供する。

(2) テレビ、ラジオの活用

県内のテレビ（NHK、MR T及びUMK）、ラジオ局（FM宮崎、FM日向及びF

M延岡)、CATV局(ケーブルテレビワイワイ)の協力を得て、定期的に被災者に対する放送を行い、生活情報の提供を行う。

(3) パソコン通信の活用

パソコンネットワークサービス会社の協力を得て、災害情報サービスを提供し、情報の入手が可能となる場を設ける。また、防災関係機関は情報の提供に努める。

(4) インターネットの活用

ホームページを活用して、被災者や住民に不可欠な生活情報の提供を行う。

(5) ファクシミリの活用

避難所に対する文書情報の同時提供のため、NTT、電器メーカー等の協力を得て、ファクシミリを活用した、定期的な生活情報の提供を行う。

(6) 災害ニュースの発行

様々な生活情報を集約して、新聞紙面を借り切るなどの措置を講じ、震災ニュースとして、避難所、各関係機関等に広く配布する。

2. 相談窓口の設置

被災者の多種多様な悩みに対応するため、各種相談窓口を設置するものとする。

2.1 総合窓口の設置

以下に示す各種相談窓口を代表する総合窓口を設置し、県、他の市町村、防災関係機関、その他団体の設置する窓口業務を把握しておき、様々な形で寄せられる問合せに対して、適切な相談窓口を紹介する。

2.2 各種相談窓口の設置

被災者のニーズに応じて、以下の様な相談窓口を設置する。

これらの相談窓口は、専門的な内容も多いため、関係団体、業界団体、ボランティア組織等の協力を得て、準備、開設及び運営を実施する。

また、災害の長期化に対応できるよう、適宜、相談組織の再編を行う。

<相談窓口の例>

住宅、医療・衛生、福祉、雇用・労働、消費生活、廃棄物、ライフライン、金融、法律相談、保険、教育、心の悩み、外国人等

3. 町民等からの被災者の安否確認について

被災者の安否について、住民等から照会があったときは、被災者等の権利、利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否確認情報を回答するよう努めるものとする。その際、消防、救助等、人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で対応するものとする。

安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。

なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるお

それがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることがないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努めるものとする。

第17節 二次災害の防止活動

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町 担 当	総務対策部		○水防体制の強化				
	建設対策部		○二次被害防止活動の実施				
	総務対策部 (応急危険 度判定班)				○判定士の派遣要請 ○建築物、宅地の判定		
県		○土砂災害発生危険箇所の情報提供 ○判定士の派遣 ○危険物施設の応急措置					
危険物等取扱施 設の管理者		○施設の巡視、点検 ○拡散防止の処理					

1. 水害・土砂災害対策

地震発生により、河川や海岸、ため池、斜面等に支障が生じた場合、氾濫等による水害や崩壊による土砂災害といった二次災害が起きる可能性がある。二次災害やそれによる死傷者等をできる限り軽減するため、防災関係機関は相互の連携を図りつつ、地域住民、自主防災組織等の協力のもとに、効果的な防止対策を実施するものとする。

1.1 水害防止対策

震災時における水防活動は、水防管理者が定める水防計画、県の地域防災計画や水防計画によるほか、本計画の定めるところによる。

(1) 水防管理団体及び町の措置

地震が発生した場合、河川施設、ダム、ため池等の被害、又はダム放流による洪水、津波による浸水の発生が予想される。そのため、町長は地震(震度5強以上)が発生した場合、水防計画や、その他水防に関する計画に基づく通信、情報、警戒、点検及び防御体制を強化する。

(2) 県の措置(県防計画)

県は、地震による洪水又は津波による浸水が発生し、若しくは発生するおそれがある場合は、水防管理団体等における迅速・的確な水防活動が確保されるよう水防計画に準ずる配備体制をとり、次の措置を講ずる。

① 水防情報の収集・伝達

- ア 水防警報の発表及び伝達
- イ 気象予警報等の伝達
- ウ 津波及び潮位に関する情報の収集・伝達
- エ 被害及び水防活動に関する情報の収集・伝達

② 水防に関する指示等

知事は、水防上緊急の必要があると認めるときは、水防法第30条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、水防管理者または市町村長に対し必要な指示、勧告または助言を行う。

なお、予想される指示、勧告または助言等の内容は概ね次のとおりである。

- ア 避難
- イ 災害防御の実施方法
- ウ 他の水防管理団体または市町村への応援

③ 自衛隊等に対する応援及び協力の要請

知事は、水防管理者または市町村長から要請があり、または災害の状況により必要と認めるときは、自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

(3) 施設管理者の措置

① 応急措置

河川施設、ダム、ため池等の管理者は、地震(ダム、堤高15m以上のため池及び国土交通省の管理する施設は震度4、その他の施設は震度5弱以上)が発生した場合は、直ちに(津波が来襲するおそれがある場合は、その危険が去った後に)施設の巡視、点検を行い、被害の有無、予想される危険等を把握する。必要に応じ、関係機関及び地域住民に連絡する。また、水門等の操作体制を整え、状況により適切な開閉等の措置を講ずるものとする。

② 情報の広報

- ア 河川管理者である国土交通省及び県は、河川施設等の被害が発生し、洪水などの恐れがあると認めるときは、迅速・的確に水防警報を発表するとともに、関係機関に伝達し、地域住民に周知させる。(県防計画)
- イ ため池の管理者である町及び土地改良区等は、ため池の決壊が予想され、下流域に土砂災害などのおそれがあると認められるときは、関係機関に伝達し、迅速・的確に避難等について、地域住民に周知させる。

1.2 土砂災害防止対策

土石流危険渓流、地すべり危険箇所、急傾斜地崩壊危険箇所、山地災害危険地、また、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される渓流(小流域)について、地震により災害が発生すること、あるいは地震後の降雨により土砂災害の危険性が高まることがある。土砂災害(急傾斜地崩壊、土石流発生、地すべり等)は、ひとたび発生すれば、多数の人命と財産が瞬時に失われてしまう特徴がある。関係機関は、このことを認識し、危険の切迫する前に十分余裕をもって、適切な処置を行う。なお、県は、宮崎地方气象台とともに、必要に

応じて土砂災害警戒情報の発表基準の引き下げを検討・実施するものとしている。

(1) 災害原因情報の収集・伝達経路

町及び関係機関は、本章第2節「迅速かつ円滑な災害応急対策への備え」を活用し、緊密な連携のもとに、災害情報の収集に努めるものとする。特に、大雨洪水注意報・警報の伝達周知については、各危険地域の危険性を考慮し、その徹底を図る。

(2) 現地状況の把握

土砂災害発生箇所に関する情報を早期に収集する他、国土交通省が調査を行っている深層崩壊が想定される溪流（小流域）、土砂災害の危険箇所及び土砂災害警戒区域等について、巡視等により状況把握に努める。

① 前兆現象（異常現象）の把握

町及び関係機関は、所管する各危険地域のパトロールを実施して、前兆現象の把握に努める。

② 降雨状況の把握

警戒体制をとる場合の雨量基準に注意し、各危険地域の雨量測定を行う等、降雨状況の把握に努める。

③ 関係機関からの情報の把握

深層崩壊など、大規模な土砂災害が急迫している状況において、適切に住民の避難勧告の判断等を行えるようにする。そのため、国土交通省や県と連携し、被害の想定される区域・時期の情報を把握する。

(3) 警戒体制の確立

町は、気象業務法に基づいて発表される注意報、警報等に注意し、時期を失することなく、速やかに警戒体制を確立する。

① 定義

ア 第1次警戒体制：危険区域の警戒巡視や住民等への広報を行う。

イ 第2次警戒体制：住民への避難準備の広報や避難の指示の処置を行う。

② 急傾斜地崩壊危険箇所の場合

ア 警戒体制の基準

【1.3.17.1】 第1次警戒体制をとる基準

《第1次警戒体制をとる基準》	
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
24時間雨量が50mmをこえたとき	24時間雨量が100mmをこえたとき
《第2次警戒体制をとる基準》	
前日までの連続雨量が100mm以上あった場合	前日までの降雨がない場合
24時間雨量が50mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき	24時間雨量が100mmをこえ、時間雨量30mm程度の強い雨が降りはじめたとき

（資料：昭和44年8月20日消防防第328号 参考）

イ 警戒体制の実施

(7) 第1次警戒体制の場合

- ・防災パトロールを実施する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(イ) 第2次警戒体制の場合

- ・住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ・必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。
- ・消防団等の活動を要請する。

③ 土石流発生危険渓流の場合

ア 警戒体制の実施

(7) 第1次警戒体制の場合

- ・防災パトロールを実施する。
- ・必要に応じて、警戒区域の設定を行う。

(イ) 第2次警戒体制の場合

- ・住民等に避難準備を行うよう広報を行う。
- ・必要に応じて、災害対策基本法に基づく、避難勧告・指示を行う。
- ・消防団等の活動を要請する。

④ 地すべり地の場合

ア 警戒・避難体制の基準

【1.3.17.2】 警戒・避難体制の基準

《警戒・避難体制をとる基準：地すべり速度及び前兆現象の危険度》			
警戒体制の基準	要注意	警戒	避難
伸縮計等による基準値	1日1mm以上	1日10mm以上	時間2mm以上を2時間継続 又は1時間以上4mm以上
前兆現象	地表の凹凸等・家の建て付け の異常値		小崩壊等

イ 警戒避難体制

資料編【1.3.17.3】 警戒避難体制

(4) 応急措置

崖崩れや地すべり、土石流等が発生する可能性がある判断された場合、直ちに二次災害の防止のための適切な処置に努める。

- ① 避難勧告
- ② 立ち入り規制
- ③ クラックに水等の流入を防ぐ崩壊防止応急措置
- ④ 観測機器の設置、観測

(5) 復旧対策

被災箇所や二次災害の危険箇所について、速やかに復旧計画をたてるとともに、これに基づき、危険性の除去対策を行う。

二次災害の危険性がある箇所については、定期的に巡視をおこない、危険性の拡大等の状況を把握し、適切な処置を行う。

2. 建築物等の倒壊対策

地震・津波により、被災した建築物等が倒壊することによる二次災害を防止するため、応急危険度判定調査等を実施するものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、応急危険度判定班を編成し、県と連携して被災建物の応急危険度判定活動の実施する。

2.2 応急危険度判定

(1) 判定士の派遣要請及び派遣

① 判定士の派遣要請

余震等による二次災害を防止するため、応急危険度判定士の派遣を県に要請する。

② 判定士の派遣（県防計画）

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに判定士の派遣を行う。

(2) 応急危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象建築物は、町が定める判定街区の建築物とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度で、一人の判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

- ア 町は、判定の実施主体として、判定作業に携わる判定士の指揮、監督を行う。
- イ 県は、判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。（県防計画）

③ 判定作業概要

- ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。
- イ 応急危険度の判定は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」（全国被災建築物応急危険度判定協議会発行）の判定基準により、木造、鉄骨造、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造の3種類の構造種別ごとに行う。
- ウ 判定の結果は、「危険」、「要注意」、「調査済」に区分し、表示を行う。
- エ 判定調査票を用い、項目にしたがって、調査のうえ判定を行う。
- オ 判定は、原則として「目視」により行う。
- カ 判定は外部から行い、外部から判定が可能な場合には、内部の調査を省略する。

2.3 二次災害防止のための応急措置

町は、建物応急危険度判定結果に基づき、立ち入り制限等の措置を行う。

3. 爆発及び有害物質による二次災害対策

地震・津波による危険物等の災害を最小限にとどめるためには、危険物等施設の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための応急措置を講じて、施設の被害を最小限にとどめる。また、施設の従業員や周辺住民に対する危害防止を図るために、関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を確立するものとする。

3.1 危険物等流出対策

地震により、危険物等施設が損傷し、河川、海域等に、大量の危険物等が流出又は漏えいした場合、町は県や危険物等取扱事業所とともに、次の対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防止に努める。

(1) 連絡体制の確保（県防計画）

危険物等取扱事業所は、地震等により危険物等流出事故が発生した場合、速やかにその状況を把握し、県、市町村、海上保安機関等に通報するとともに、防災関係機関、隣接事業所とそれぞれの業務等について相互に密接な連携を図り、応急措置が迅速かつ的確に行えるよう協力して実施する。

(2) 危険物等取扱事業所の自衛対策（県防計画）

危険物等取扱事業所は、危険物等が大量に流出した場合には拡散を防止するため、あらかじめ定めた防災マニュアルに基づき、迅速に危険物等の作業の停止、施設等の緊急停止、オイルフェンスの展張等の自衛措置を実施するとともに、化学処理材等により処理する。

① 町の対応

危険物等取扱事業所から危険物等流出の連絡を受けた場合、速やかに被害状況を調査し、その結果を県に報告する。また、県や防災関係機関と連携を図り、速やかに応急処置を実施する。

② 地域住民に対する広報

地震等により危険物等の流出事故が発生した場合、地域住民の安全を図るため、次により広報活動を実施する。

ア 危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速かつ的確に広報する。また、町、県、防災関係機関に必要な広報を依頼するものとする。

イ 町は、広報車、防災行政無線等により、災害の状況や避難の必要性等の広報を行う。また、県及び報道機関の協力を得て周知を図る。

ウ 県は、災害の状況、応急対策の状況等について関係機関と連絡を密にし、防災救急ヘリコプター等により広報を行う。また、ラジオ・テレビ放送等、報道機関の協力を得て、周知を図る。（県防計画）

3.2 石油类等危険物施設の安全確保

(1) 事業所における応急処置の実施（県防計画）

地震による被害が発生した場合、危険物施設の管理者は各危険物施設の災害マニュアルなどに基づく応急処置を適正かつ速やかに実施する。また、被害状況等については消防、警察等防災関係機関に速やかに報告する。

(2) 被害の把握と応急措置

町は、管轄範囲の危険物施設の被害の有無を確認する。被害が生じている場合は、消火・救助等の措置を講ずる。また、被害状況を県に対して報告し、自地域のみでは十分な対応が困難な場合には応援を要請する。

3.3 高圧ガス及び火薬類取扱施設の安全確保（県防計画）

(1) 防災活動の実施

高圧ガス取扱事業所、液化石油ガス販売事業者及び火薬類取扱事業所は地震発生後、緊急に行う高圧ガス設備等の点検や応急措置について定めた防災マニュアルに基づき適切な処置を行う。

(2) 災害情報の収集

県及び県内各高圧ガス団体は、地震発生時には、被災事業所と密接な連携を図りつつ、被災情報の収集に努めるとともに、関係機関等に対し速やかに情報を伝達する。

(3) 高圧ガス取扱施設及び液化石油ガス販売事業所間の相互応援体制の活用

県及び県内各高圧ガス団体は、高圧ガス取扱事業所間及び液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制が円滑に機能するよう連絡調整を行う。

3.4 毒劇物取扱施設の安全確保（県防計画）

毒劇物取扱施設の管理者は、毒物または劇物の保管施設等に異常がないかどうかの点検を行う。さらに、当該施設管理者は、施設外への毒物または劇物の流出等をおこす恐れがある場合、または流出等をおこした場合には、直ちに応急措置を講ずる。また、管轄保健所、警察署、市町村、消防署等に連絡し、被害の拡大防止に努める。

4. 宅地等の崩壊対策

地震等により被災した宅地等が、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、被災宅地の危険度判定調査等を実施するものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、応急危険度判定班を編成し、県と連携して被災宅地の応急危険度判定活動の実施する。

4.2 宅地危険度判定

(1) 宅地判定士の派遣要請及び派遣

① 宅地判定士派遣要請

町は、余震又はその後の降雨により生ずる二次災害を軽減・防止するため、宅地判定士の派遣を県に要請する。

② 宅地判定士の派遣（県防計画）

県は市町村の要請を受け、必要と認められた場合には、直ちに宅地判定士の派遣を行う。（県防計画）

(2) 宅地危険度判定活動

① 判定の基本的事項

ア 判定対象宅地は、町が定める判定実施区域内の宅地とする。

イ 判定実施時期及び作業日数は、2週間程度。一人の宅地判定士は3日間を限度に判定作業を行う。

ウ 判定結果の責任については、町が負う。

② 判定の関係機関

ア 町は、判定の実施主体として判定作業に携わる宅地判定士の指揮、監督を行う。

イ 県は、宅地判定士の派遣計画や判定の後方支援を行う。（県防計画）

③ 判定作業概要

ア 判定作業は、町の指示に従い実施する。

イ 宅地危険度の判定は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」（被災宅地危険度判定連絡協議会発行）の判定基準により、擁壁、のり面、自然斜面ごとに行う。

ウ 調査は、判定調査票の項目にしたがって、主として宅地の外観からの目視や簡便な計測により行う。

エ 判定結果は、「危険宅地」、「要注意宅地」、「調査済宅地」の3ランクに区分し、宅地ごとの認識しやすい場所に、宅地判定ステッカーを貼付することで

危険度の表示を行う。

第18節 自発的支援の受入れ

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部 (ボランティア班)			○ボランティアの受入れ			
	総務対策部 (物資班)			○義援物資、義援金の受付、管理 ○義援物資、義援金の分配			
県				○ボランティアの調整・支援			
県社会福祉協議会				○ボランティア支援本部の設置、運営 ○ボランティア救援対策本部の設置、運営			
町社会福祉協議会				○町ボランティア現地本部の設置、運営			
日本赤十字社宮崎県支部				○赤十字防災ボランティアの活動			

1. ボランティア活動の受入れ

大規模な災害の発生に際しては、災害応急対策に多数の人員が必要となり、町防災関係機関の職員だけでは、十分対応しきれないことも予想される。

このような場合、様々な災害応急対策の的確な実施を図るため、関係諸団体との連携のもと、日本赤十字奉仕団や他のボランティアの参加を求める。また、その受入体制の整備に努めるものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、ボランティア班を編成し、防災関係機関と連携してボランティアの受入れを実施する。

1.2 ボランティア班の設置・運営

災害発生時及び復旧期における防災ボランティアの活動支援については、災害対策本部内にボランティア班を編成し、ボランティアの総合調整を図るものとする。

町は、県、日本赤十字社、町社会福祉協議会等と連携し、ボランティアに関する情報の収集、ニーズの把握に努める。また、情報を示して、ボランティアの参加・協力を求め、労務の提供を受ける。

(1) 受入れ体制の確保

① 町社会福祉協議会の措置

町は、災害発生後直ちに、門川町福祉協議会が中心となり、町ボランティア現地本部を設置し、ボランティア団体及び個人登録等の活動体制の確立を依頼し、業務遂行のための支援及び補助を行う。

② 県社会福祉協議会の措置（県防計画）

被害が甚大で、被災地の市町村のみでは対応できないと判断される場合、県社会福祉協議会は事務局内にボランティア支援本部を設置し、ボランティア現地本部を支援する。

(2) 「受入れ窓口」の運営

① 町ボランティア現地本部の活動内容

- ア 被災地の生活ニーズの把握と活動プログラムの策定と提供
- イ ボランティア活動の支援のための資機材、物資等の募集、確保と提供
- ウ 活動中のボランティアへの支援
- エ ボランティア保険の加入促進と相談、加入手続き
- オ 被災者やボランティアに対する情報提供
- カ ボランティア連絡会議の開催
- キ ボランティア活動のための地図の作成、提供
- ク 在宅要配慮者のデータの作成、提供
- ケ 災害対策本部との連絡調整
- コ 「ボランティア支援本部」及び「ボランティア救援対策本部」への支援要請
- サ ボランティアコーディネーターの受入れ
- シ その他、被災者の生活支援に必要な活動

② ボランティア支援本部の活動内容（県防計画）

- ア 報道機関等への情報提供・広報
- イ パソコン・FAX等を活用した情報提供
- ウ 他都道府県からの支援受入れと要請
- エ ボランティア現地本部や災害対策本部内に編成されるボランティア対策班との連絡調整

③ ボランティア救援対策本部の活動内容（県防計画）

ボランティア救援対策本部は、激甚災害の場合に現地本部を支援するために県社会福祉協議会が主体となり、ライフラインの回復が早く、通信・交通のアクセスが良いなど比較的被害の小さい現地又は近隣市町村に設置する。

ボランティア救援対策本部は、現地本部が被災地域での生活支援等の活動に専念できるよう全国からのボランティアの登録、派遣等のコーディネート等を一体的に行うほか、ボランティア活動保険の加入手続きや現地本部が必要としている機材・物資等の調達・供給を行うなどボランティア現地本部の役割の大部分を担うこととする。

- ア ボランティア現地本部の支援
- イ 県内外からのボランティアの登録と派遣
- ウ 全国からの支援の受入れと提供
- エ ボランティアコーディネーターの派遣要請と受入れ
- オ 被災地災害対策本部及びボランティア支援本部との緊密な連携

④ 町災害対策本部

町災害対策本部は、ボランティア調整機関が立ち上がるまでの間、ボランティアの支援、ボランティアが活動しやすい環境づくりや、活動が長期化した場合の支援及び条件整備に努める。

資料編【1.3.18.1】 門川町災害ボランティア推進協議会

1.3 ボランティア活動の内容

(1) ボランティア「受入窓口」との連携・協力

① 町ボランティア現地本部との連携

ボランティア班は、災害発生後、コーディネートを担当する班員を配置し、町と町ボランティア現地本部との連絡調整、情報収集・提供活動等を行う。

② ボランティアに協力依頼する活動内容

ボランティアの活用は、町が町社会福祉協議会が設置する町ボランティア現地本部に協力を求めて行うものとする。

ボランティアに協力依頼する活動内容は、主として次のとおりとする。

ア 災害・安否・生活情報の収集・伝達

イ 避難生活者の支援(水くみ、炊き出し、救援物資の仕分け・配布、高齢者等の介護等)

ウ 在宅者の支援(高齢者等の安否確認・介護、食事・飲料水の提供等)

エ 配送拠点での活動(物資の搬出入、仕分け、配布・配達等)

オ その他、被災者の生活支援に必要な活動

③ 活動拠点の提供

町は、ボランティア活動が円滑かつ効率的に行われるよう、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、その支援に努める。

④ ボランティア保険の加入促進

町は、ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア保険についての広報を実施するなど、ボランティア保険への加入を促進する。

⑤ ボランティア等への啓発

町は、民間支援団体やボランティア等が被災地において支援を行う際は、次に掲げる事項をはじめとして、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について、周知・伝達するよう努める。

ア 被災地では基本的に2人以上で行動する。

イ 被災者宅を訪問する場合等は、男女のペアとすることが望ましい。

ウ 被災者は、同姓でないと把握できない悩みを抱えている場合を想定する。

エ 女性に対する暴力等を予防する。(防犯ブザーの携帯等)

1.4 高校生のボランティア活動(県防計画)

高校生のボランティア活動については、保護者の承諾を受け、安全面への配慮を十分検討

した上で、校長が許可する。許可を受けた生徒は、公欠扱いとする。

- (1) 一般ボランティア
 - ① 救援物資の運搬、配布
 - ② 食事の準備
 - ③ 危険の少ない範囲での片付け
 - ④ 負傷者の看護補助
- (2) 専門ボランティア
 - ① 専門高校の学科の特性を生かした参加
(看護科、工業科、農業科、水産科、家庭に関する学科等)
 - ② 無線部を有する学校の部活動の参加

1.5 赤十字防災ボランティアの活動（県防計画）

- (1) 赤十字防災ボランティア「受入窓口」の設置・構成等
 - ① 赤十字防災ボランティアセンターの設置
災害発生後直ちに、日本赤十字社宮崎県支部にボランティアセンターを設置しボランティアの受入れ体制をつくる。また、県に設置されるボランティア対策本部と連携しボランティアの受入れを実施する。
 - ② 赤十字防災ボランティアセンターの構成等
赤十字防災ボランティアセンターの構成等については、その都度、支部災害対策本部の定めるところによる。
- (2) 防災ボランティア「受入窓口」との連携・協力
赤十字防災ボランティアセンターは、ボランティア現地本部及び支援本部と連絡を密にして被災状況、被災者のニーズ等を把握し、活動内容及び派遣人員などの調整を行う。
- (3) 赤十字防災ボランティアの活動
 - ① 赤十字防災ボランティアの活動内容
日本赤十字社宮崎県支部は、積極的に赤十字防災ボランティアの参加・協力を求めて災害救護活動の一層の推進を図ることとし、災害時に赤十字防災ボランティアに対し、次の技術・技能的な専門性のある活動を依頼する。
ア 救出活動、応急手当、担架搬送、救護所の設営、医療救護
イ 避難誘導、避難所の設営、避難所の世話、炊き出し、仮設住居等の設置
ウ 救援物資等搬送、救援物資の整理・配送
エ 障害物の除去、被災地片付け
オ 情報収集・伝達、交通案内、通訳、カウンセリング、安否調査
カ 赤十字防災ボランティアの受付・連絡調整
キ その他災害時に赤十字防災ボランティアに要請される活動
 - ② 赤十字防災ボランティアの招集
赤十字防災ボランティアの配備基準及び緊急連絡系統図は、別に定めるものとする。

③ 赤十字防災ボランティア派遣の決定

支部長は、災害の状況に応じ、派遣する赤十字防災ボランティアの人数等を決定をする。

(4) 赤十字防災ボランティア保険の加入促進

活動を希望するボランティアに対し、赤十字防災ボランティア保険の積極的加入の呼び掛けを行う。

1.6 地域安全ボランティアの活動（県防計画）

(1) 「地域安全ボランティア活動」推進体制の整備

「地域安全活動」は、「安全で住み良い地域社会を実現するために、住民生活に危険を及ぼす犯罪、事故、災害を未然に防止する」ための地域住民によるボランティア活動である。

ついでには、災害発生時にあって、「地域安全活動」を地域住民のニーズに沿った的確、かつ効果的な活動とする。そのため、ボランティアを中心に、防犯協会、警察、社会福祉協議会及び県、近隣市町村との連携・協力体制の構築に努めるものとする。

(2) 地域安全活動ボランティアリーダーの育成

地域安全活動を地域住民主体の活動とし、平常時及び災害時の活動を地域の状況に応じた活動へと展開するために、地域に密着するボランティアグループや個人ボランティアを育成する必要がある。また、県及び警察は、宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議の構成団体を通じて、情報誌の発行などにより、地域に必要な情報を積極的に提供していくとともに、地域における自主防犯活動が展開されるよう努めるとしている。

(3) 平常時及び災害時における地域安全活動内容

① 平常時における(災害時に備えた)主な地域安全活動

- ア 災害時の避難場所や避難経路の確認と、高齢者や障がい者等、要配慮者世帯に対する周知活動
- イ 危険箇所の点検活動
- ウ 地域安全意識の高揚を目的とした地域安全活動研修会の開催
- エ 地域でのパトロール活動
- オ 地域安全ニュース等による情報提供活動等

② 災害時における主な地域安全活動

- ア 地域での安全パトロール活動
- イ 避難場所の設置箇所や事件、事故等の発生状況等、地域での安全な生活のため必要な情報を提供する活動
- ウ 高齢者等の弱者宅を訪問する活動
- エ 防犯灯・街路灯の損壊により、犯罪・事故等の恐れのある、新たな危険箇所を確認する活動
- オ 防犯協会の防犯資機材や各地からよせられる救援物資の分配に協力する活動等

2. 義援物資、義援金

義援金及び義援物資は、被災者の生活に対する善意により寄せられる貴重な寄託物である。そのため、町及び関係機関は、連携をとりながら、被災者に対する計画的、効果的な活用を図るものとする。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、物資班を編成し義援物資及び義援金の受付、配分を実施する。

2.2 義援物資、義援金の募集

被災者に寄贈された義援金品の受付及び配分は、受付及び配分計画を樹立し、効率的、効果的な配分に努める。義援金品については、配分計画に基づく管理配分を行っていく。

(1) 義援金の募集

災害の発生に際して、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援金の募集を行う。

募集に際しては、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

(2) 義援物資の募集

災害の発生に際して、市町村及び関係機関は連携し、必要に応じて被災者への義援物資の募集を行う。

募集に際しては、被災者が必要とする物資の種類・量を把握し、それらが敏速に被災者に配分されるよう、募集方法、期間等を定め、報道機関等を通じて支援を要請する。

なお、募集方法については、物資を円滑に受入れることができるよう、次のことを周知することも考慮する。

- ① 品目別に区別して発送することとし、できるだけ単品で1包みとすること。
- ② 梱包は開かなくても内容がわかるよう、識別表等により内容を表示すること。
- ③ 物資は、新品が望ましいこと。
- ④ 物資の整理等について、必要によってはボランティア等の支援も合わせて要請すること。
- ⑤ 物資については、応援協定を結ぶ自治体・企業等からの大口の物資調達を基本とし、個人からの小口の義援物資については、原則として受け取らないこととし、義援金での支援に理解を求めること。

《義援金品の受付要領》

【1.3.18.2】 義援金品の受付要領

- ア. 受付期間はおおむね災害発生の日から1ヶ月以内とする。
 イ. 住民等への周知は、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関の協力を得て行う。(県→報道)
 ウ. 義援金品は、被災者を指定したものを受け付けない。
 エ. 義援品で腐敗変質のおそれのあるものは受け付けない。
 オ. 受付機関は、義援金品の収支を明らかにする帳簿を備え付ける。(義援金品は町に集積する。)

【1.3.18.3】 受付帳簿の様式

義援金品受付状況報告 (担当)

受付月日	金額	寄 贈 者	
	(品名・数量)	氏 名	住 所

2.3 義援金品の配分方法

物資の配送を受けた場合、ボランティア等の支援も受け、速やかに被災者への物資を配分すること。

なお、配分に当たっては、被災者の状況を把握し、配分計画書等を作成の上、計画的に配分すること。配分基準は、第三者機関である「配分委員会」を設置し、配分方針を決定する。義援金の適正な配分が達成されるよう、公平性や透明性を確保する。

(1) 配分基準の目安

【1.3.18.4】 配分基準の目安

《義援金配分基準》

区 分	配分比率
死 者	10
重傷者 (1ヶ月以上の治療)	5
軽傷者 (1ヶ月未満の治療)	3
全壊 (焼) 世帯	2
半壊 (焼) 世帯	1
床上浸水世帯	1

《義援品配分基準》

区 分	配分比率
全壊 (焼) 世帯	3
半壊 (焼) 世帯	2
床上浸水世帯	1

2.4 義援品の受入れ及び配給のための拠点となる施設の確保

町は、災害が発生した場合において、義援品の受入れ (集積) 、配給を行うための施設の

確保に努める。

2.5 輸送

町及び関係機関は連携の上、集積された物資の輸送について、被災者の状況等に応じて、輸送先を決定し、緊急輸送路を活用し、速やかに輸送する。

第19節 災害救助法の適用

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	総務対策部 関係課			○被害状況等の把握 ○災害救助法の適用を申請			
県				○災害救助法の適用の公示 ○災害救助法に基づく救助の実施			

1. 災害救助法の適用

大規模災害発生時には、家屋の倒壊、火災、土砂崩れなどの各種災害により、多大の人的被害及び物的被害が発生する。

被災後、被害が適用基準に達した場合は迅速に災害救助法を適用し、同法に基づく救助を円滑に実施するよう速やかに所定の手続きを行うものとする。

1.1 実施責任者（県防計画）

救助法に基づく救助は、国の責任において知事が実施する。

救助法第13条により、知事は、救助を迅速に行うため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を町長が行うことができる。

（救助の種類）

- ① 避難所及び応急仮設住宅の供与
- ② 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ③ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- ④ 医療及び助産
- ⑤ 被災者の救出
- ⑥ 被災した住宅の応急修理
- ⑦ 学用品の給与
- ⑧ 埋葬
- ⑨ 死体の捜索及び処理
- ⑩ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

1.2 被災認定の基準

災害救助法の適用に当たっては、被害状況の把握及び認定を、次の基準で行う。

- (1) 被災世帯の算定

被災世帯の算定は、住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯1世帯をもって被災世帯1世帯。住家が半焼、半壊等、著しく損傷した世帯については2世帯をもって被災世帯1世帯。床上浸水、土砂の堆積等により、一時的に居住不能となった世帯にあつては、3世帯をもって被災世帯1世帯とみなして算定する。

(2) 住家の滅失等の算定

① 住家の全壊、全焼、流失

住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の70%以上に達した程度のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のもの。

② 住家の半壊、半焼

住家の損壊、焼失、若しくは流失した部分の床面積が、その延床面積の20%以上70%未満のもの。又は住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の20%以上50%未満のもの。

③ 住家の床上浸水

①及び②に該当しない場合であつて、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。又は、土砂、竹木等の堆積等により、一時的に居住することができない状態となったもの。

【1.3.19.1】 住家の滅失

住家の滅失

算 定

住家が全壊、全焼、流失等により滅失した世帯は1とする

住家が半焼、半壊等著しく損傷した世帯については2世帯をもって1とみなす

住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能となった世帯にあつては3世帯をもって1とみなす

用 語

全壊、全焼又は流失

- ・ 住家の損壊（焼失）若しくは流失した住家の延床面積の70%以上に達したもの
又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の50%以上に達したもの

半壊又は半焼

- ・ 住家の損壊（焼失）部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの又は、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のもの

床上浸水

- ・ 浸水がその住家の床上に達した程度のもの
又は、土砂・竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

【1.3.19.2】 住家・世帯の定義

住家
人が起居できる設備のある建物 現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるか問わない
(解釈) 必ずしも一戸の建物に限らない。例えば炊事場、浴場又は便所が別棟であったり、離家が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の戸数は合して1戸とする。なお、社会通念上、住家と称せられる程度のものであることを要しない。一般に非住家として取り扱われる土蔵、小屋等であっても現実に住家として人が居住しているときは住家に入れるべきである。
世帯
生計を一にしている実際の生活単位
(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となる。

(3) 住家及び世帯の単位

① 住家

現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等は、それぞれ1住家として取り扱う。

② 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

1棟の建物内で、それぞれの世帯が独立した生計を営んでいる場合も、それぞれひとつの世帯として取扱う。

1.3 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、町内の被害が下記のいずれかに該当し、かつ現に応急的な救助を必要とするときに行う。

- (1) 町内の住家の被害が、次の表の左欄に掲げる人口に対し、当該右欄の被災世帯に達したとき。
- (2) 被害が相当広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が、1,500世帯以上であって、町内の被災世帯数が当該市町村の人口に応じ、(1)の被災世帯数の2分の1に達した

とき。

- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の被災世帯数が7,000世帯以上であって、町内の被害状況が特に救助を要する状態にあるとき。
- (4) 町内の被災が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ① 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。
 - ② 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

【1.3.19.3】 災害救助法の適用基準

市町村の人口		被災世帯数
	5,000人未満	30世帯
5,000人以上	15,000人未満	40世帯
15,000人以上	30,000人未満	50世帯
30,000人以上	50,000人未満	60世帯
50,000人以上	100,000人未満	80世帯
100,000人以上	300,000人未満	100世帯
300,000人以上		150世帯

【1.3.19.4】 災害救助法による市町村別適用基準法

(県人口 1,135,233人)

区分	人口	適用世帯数
市町村名		
門川町	18,854	50

(平成22年10月1日現在(平成22年国勢調査結果))

【1.3.19.5】 災害救助法の適用基準(県内の被災世帯数が1,500世帯以上の場合)

(県人口 1,135,233人)

区分	人口	適用世帯数
市町村名		
門川町	18,854	25

(平成22年10月1日現在(平成22年国勢調査結果))

1.4 災害救助法の適用手続

(1) 県への要請

町内の被害が「3 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当するときは、災害報告要領により町は、ただちにその旨を知事に報告し、災害救助法の適用を申請するものとする。なお、申請は口頭によるものでも可とする。

さらに、災害の事態が急進して、知事による救助の実施を待つことができないときは、町は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況をただちに知事に報告し、その指揮を受ける。

(2) 県の措置(県防計画)

- ① 知事は、市町村長からの申請に基づき、救助法を適用する必要があると認めるときは、ただちに同法に基づく救助の実施について、当該市町村長に指示するとともに関係行政機関、厚生労働大臣に報告するものとする。
- ② 災害救助法を適用したときは、速やかに公示するものとする。

【1.3.19.6】 災害救助法の適用手続

《災害救助法の適用手続》	
県知事に 報告・要請 その後活動	災害に際し、町における災害が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは町長は直ちにその旨を県知事に報告するとともに、災害救助法を適用する必要がある場合は、あわせてその旨を要請するものとする。
活動後 事後報告	災害の事態が急迫して、県知事による救助の実施を待つ事ができないときは、町長は災害救助法による救助に着手し、その状況を直ちに県知事に報告し、その後の処置に関して県知事の指揮を受けなければならない。

1.5 救助の組織

災害救助法に基づく救助は、県知事が実施する。この場合、町は県知事の補助機関として実施する。なお、災害救助法の適用にいたらない災害についての被災者の救助は、本計画に定めるところにより、町長が実施する。（災害救助法第2条）

【1.3.19.7】 救助の種類

<ul style="list-style-type: none"> ア. 避難所及び応急仮設住宅の供与 イ. 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給 ウ. 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与 エ. 医療及び助産 オ. 被災者の救出 カ. 被災した住宅の応急修理 キ. 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与 ク. 学用品の給与 ケ. 埋葬 コ. 死体の捜索及び処理 サ. 住居又はその周辺の土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼすものの除去

1.6 災害救助法による救助の程度と期間

災害救助法による救助の程度、方法、並びに期間の基準は、災害救助法施行令に定めるとおりである。救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において、厚生労働大臣の承認を得て、延長することがある。

以下の災害救助法等を参考資料編に示す。

資料編【1.3.7.10】 災害救助法による救助の程度、方法並びに期間（早見表）

1.7 災害対策基本法の定める応急処置

災害対策基本法及び関係法令に定めるもので、災害が発生し、又はまさに発生しようとする場合の町の応急措置は、以下のとおりである。

(1) 応急処置についての責任（災害対策基本法第62条第1項）

町は、災害が発生し、又はまさに発生しようとするときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防、水防、救助、その他の災害の発生を防ぎ、災害の拡大を防止するために必要な応急措置を速やかに実施する。

(2) 出動命令（災害対策基本法第58条）

町は、災害が発生するおそれがあるときは、法令、又は本計画の定めるところにより、消防署、消防団、若しくは関係職員等に出動準備をさせ、出動を命じ、又は警察官、若しくは海上保安官の出動を求める等、施設管理責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請し、若しくは求めるものとする。

(3) 事前措置（災害対策基本法第59条）

町は、設備又は物件の占有者、所有者、又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため、必要な限度において当該設備又は物件の除去、保安、その他必要な措置をとることを指示することができる。

(4) 警戒区域の設定権（災害対策基本法第63条）

町は、人命又は身体の危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限若しくは禁止、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

(5) 工作物等の使用、収容等

- ① 災害対策基本法施行令第24条に限定する手続きによって、当該町の区域内の他人の土地、建物、その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹林、その他の物件を使用し、若しくは収用することができる。（災害対策基本法第64条第1項）
- ② 町は工作物の使用、収容等の処分が行われた際の、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。（災害対策基本法第82条第1項）

(6) 工作物等の除去（災害対策基本法第64条第2項）

町は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、現場の災害を受けた工作物、又は物件で、応急措置の実施の支障となるものを除去し、その他必要な措置をとる。

(7) 従事命令

- ① 応急措置を実施するため、緊急の必要があると認めるときは、区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させることができる。（災害対策基本法第65条第1項）
- ② 区域内の住民、又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、従事した者が死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、災害対策基本法施行令第36条に規定する基準に

従い、条例で定めるところにより、その者又は、その者の遺族、若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。（災害対策基本法第84条第1項）

(8) 応援要求等（災害対策基本法第67条第1項）

- ① 町内に災害が発生した場合において、応急措置を実施するため、応援を必要と認めるときは、他の市町村長に対し、応援を求める。

(9) 職員の派遣要請等

① 職員の派遣の要請

ア 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該指定地方行政機関の職員の派遣を要請する。（災害対策基本法第29条第2項）

イ 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、他の市町村長に対し、職員の派遣を求める。（地方自治法第252条の17）

ウ 町は、ア、イによる職員の派遣の要請を行う場合は、要請に準じた文書をもって行う。

② 職員の派遣の斡旋

ア 町は、災害応急対策又は災害復旧の必要があるときは、県知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣について、斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第1項）

イ 町は、災害応急対策又は復旧の必要があるときは、県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について斡旋を求める。（災害対策基本法第30条第2項）

ウ 町は、ア、イによる職員の派遣斡旋を求める場合は、①の要請に準じた文書をもって行う。

(10) 委員会・委員等の応急処置（災害対策基本法第62条第2項）

町の委員会又は委員、町の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者、その他、法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該区域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、本計画の定めるところにより、町の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌事務に係る応急措置を実施し、又は町の実施する応急措置に協力する。

第20節 要員確保計画

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	各対策部			○災害応急対策の要員確保			
県				○応援派遣			
その他関係機関				○応援派遣			

災害応急対策を実施するに当たって、町災害対策本部員及び関係職員等の動員のみでは労力的に不足するとき、及び特殊な作業のため、技術的な労力が必要なときのために、平素から必要な労働者を把握し、速やかな対応ができる体制づくりに努める。

1. 労働者等確保の手段

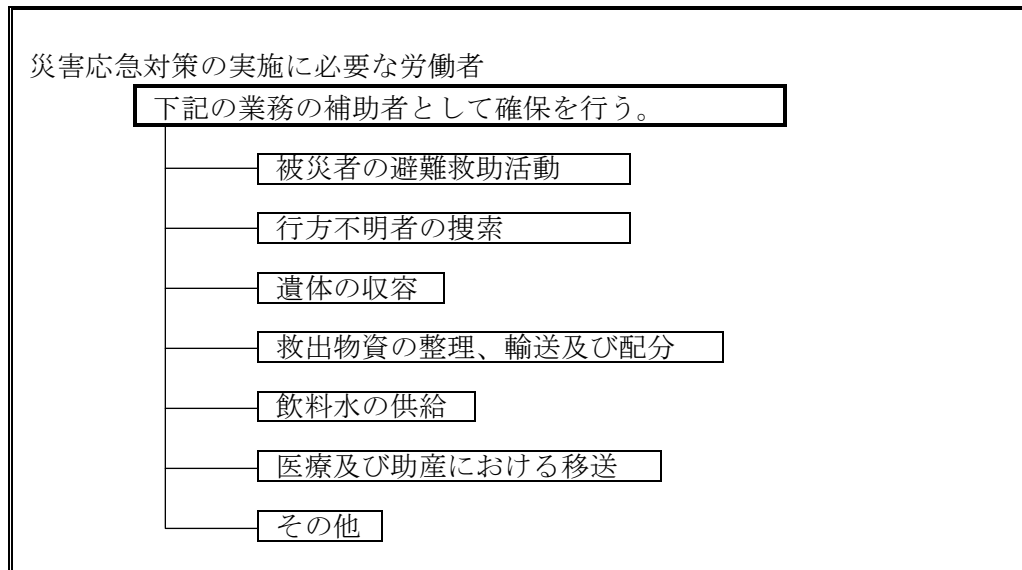
1.1 労働者の要請

災害対策を実施するための必要な労働者等の確保の手段は、おおむね次による。なお、災害時の状況に応じ適切な手段を採用する。

- (1) 災害対策実施機関の関係者等の動員
- (2) 日赤奉仕団
- (3) ボランティアの協力動員
- (4) 公共職業安定所による労働者の斡旋
- (5) 関係機関の応援派遣による技術者等の動員
- (6) 緊急時における従事命令等による労働者等の動員

1.2 作業種別

【1.3.20.1】 労務供給の基本



2. 公共職業安定所等の労働者確保

2.1 必要労働者の確保・依頼事項

公共職業安定所に対しては、次の事項を明らかにして、必要労働者の紹介斡旋を依頼する。
公共職業安定所は、災害対策実施機関の要求に応じ、必要労働者の紹介斡旋を行う。

(1) 必要労働者の確保・依頼事項

【1.3.20.2】 必要労働者の確保・依頼事項

- ア. 必要労働者数
- イ. 男女別内訳
- ウ. 作業の内容
- エ. 作業実施期間
- オ. 賃金の額
- カ. 労働時間
- キ. 作業場所の所在
- ク. 残業の有無
- ケ. 労働者の輸送方法
- コ. その他必要な事項

2.2 雇上げの範囲

災害救助法に基づく救助の実施に必要な作業員の雇上げの範囲は、次のとおりである。

(1) 被災者の救出作業員

① 被災者の救出作業員

- ② 被災者救出に要する機械器具、その他の資材の操作、後始末をするための作業員

- (2) 遺体捜索・収容作業員
 - ① 遺体の捜索に必要な機械器具、その他の資材の操作及び後始末に要する作業員
 - ② 遺体の洗浄、消毒等の処置をする作業員
 - ③ 仮安置所まで輸送するための作業員
- (3) 救助用物資の整理、輸送及び配分作業員
 - 物資の整理、輸送及び配分に要する作業員
- (4) 飲料水の供給作業員
 - ① 飲料水を供給するための機械器具の運搬、操作等に要する人夫
 - ② 飲料水を浄化するための医薬品等の配布に要する作業員
 - ③ 飲料水を供給するために必要とする作業員
- (5) 医療及び助産における移送作業員
 - ① 患者を病院、診療所に運ぶための作業員
 - ② 医師、助産師、看護師等の移動に伴う作業員

第21節 貯木、在港船舶対策計画

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	産業振興対策部	○港への災害情報の通報、指導、勧告の実施の要請 ○貯木対策についての関係機関への要請					
その他関係機関		○在港船舶の被害防止対策の実施 ○貯木対策の実施					

台風等によって生じる流木の流出、船舶の座礁、遭難事故等に対処するため、平素から関係機関との連携を密にし、けい留施設の整備強化、障害物除去、船舶の安全強化を要請する。また、沿岸住民への被害防止に努めるものとする。

1. 貯木災害応急対策

河川、港湾、山林及び製材所等の貯木に対して行う。

1.1 事前措置

町は、流木等のおそれがある場合、関係機関と連絡調整し、事前措置をとる。

1.2 関係機関への要請

- (1) 台風接近時には、木材の所有者又は管理者に対して、大型木材の貯木を制限又は禁止等の措置を要請する。
- (2) 洪水、高潮、波浪等による貯木の流出が目前に迫ったときは、貯木の管理者に対し、流出しないような措置を勧告する。
- (3) 洪水、高潮、波浪等により貯木が流出し、家屋、その他の建造物等に災害の発生が予想される場合は、木材所有者に対し、貯木が逸散しないよう勧告又は指示する。

2. 在港船舶対策

海上保安部、運輸支局、県、警察、町及び漁業協同組合は、台風、高潮等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、船舶の破壊を防止し、船舶による漁港施設の損害を軽減する等の対策に万全を期するため、相互に緊密な関係のもと、次の措置を講ずるものとする。

2.1 船舶の被害防止対策

船舶の被害を防止するため、災害が発生するおそれのある場合は、関係機関は港内放送あるいは無線連絡、又は巡視船の巡回伝達等の方法で、在港船舶及び沿岸航行中の船舶に通報し、災害情報の周知徹底を図るほか、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 港内停泊船舶は安全な泊地に移動させるほか、港内における停泊方法を指導する。

- (2) 岸壁係留船舶は離岸して錨泊させるか、離岸できないときは、岸壁等に取り上げないように係留方法について指導する。
- (3) 荷役中の船舶は速やかに荷役を終了又は中止させる。
- (4) 航行中の船舶は早めに安全な港に避難するよう勧告する。
- (5) 災害により港内又は港内の境界付近に船舶交通を阻害するおそれのある漂流物、沈没物、その他の物件を生じたときは、その物件の所有者等に、その物件の除去を命ずる。また、港内船舶又は入港船舶に対し、その旨を通報する。

2.2 避難港の状況

県内における避難港は、資料「県内における避難港一覧表」のとおりである。

資料編【1.3.21.1】 県内における避難港一覧表

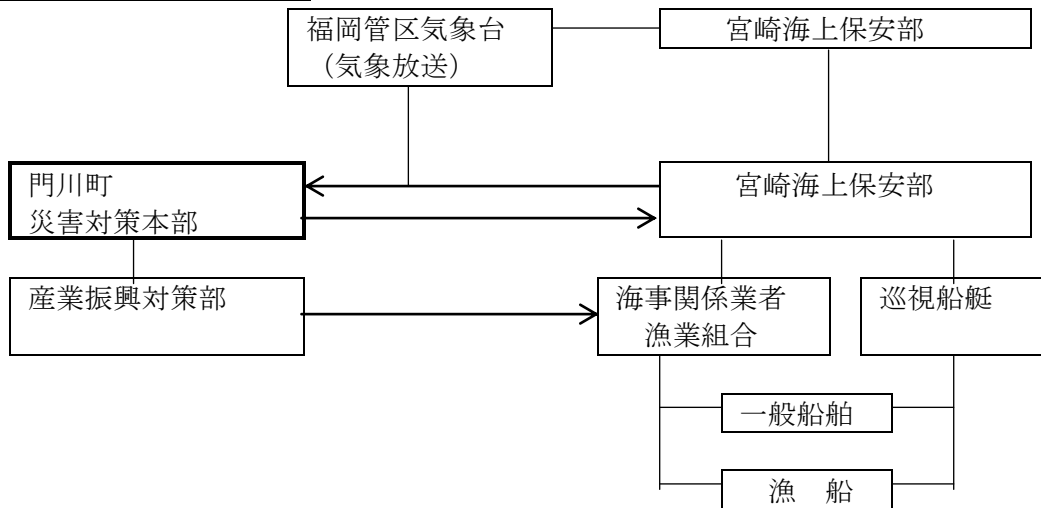
2.3 関係機関への要請

台風等の接近により、港内における船舶の災害が予想される場合、次の措置を講ずる。

- (1) 台風等の状況と、在港船舶の動静を把握する。また、油津海上保安部等の機関を通じて適切な措置を要請し、船舶及び周辺住民に周知する。
- (2) 関係機関と連携し、在港船舶に対し、必要と認めたときは、避難の勧告又は指示を行う。
- (3) 避難に対する勧告・指示

台風情報、気象情報等により、船舶及び漁船に対する出港の見合わせ、避難の指示等は次の経路で行う。

【1.3.21.2】 避難等の指示



第22節 文教対策

学校は、災害発生時における児童、生徒の安全を最優先に確保するものとする。

災害復旧等により通常の教育が困難な場合は、応急的に円滑な教育活動を行う計画を定め、学校運営の正常化、文教施設の応急復旧、教科書、学用品の応急処置等の措置を講ずる。

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期
教育総務対策部	教育総務対策部		○教育委員会との調整 ○児童、生徒の安全確保	○児童生徒の健康管理	○就学援助等の対応 ○学校施設の応急復旧、代替校舎の確保 ○教職員の補充の調整 ○応急教育の支援	
	社会教育対策部			○文化財の応急対策		
県					○児童生徒の就学援助	
県教育委員会				○応急教育の支援 ○文化財の応急対策		

1. 学校教育対策

1.1 基本方針

(1) 実施責任者

災害時における文教に関する応急対策の実施者は、次のとおりとする。

- ① 町立小中学校、その他の文教施設の災害応急復旧は、町が行う。
- ② 町立小中学校の児童、生徒に対する応急措置等は、町教育委員会が行う。
なお、災害救助法が適用されたとき、又は町で実施することが困難な場合は、知事又は県教育委員会、関係機関の協力を求め、適切な措置をとる。
- ③ 災害救助法による教科書、教材及び学用品の支給については、知事の補助機関として、町が行う。
- ④ 県立学校の応急教育は、県教育委員会が定める管理運営規則に基づき、各学校においてこれを実施する。
- ⑤ 私立学校の文教施設の災害応急復旧及び学生、生徒の応急の教育は、学校経営者が行うものとする。

(2) 児童・生徒の安全確保

【1.3.22.1】 児童・生徒の安全確保

- ア. 休校処置(災害発生のおそれがあるとき、又は発生したとき)
- イ. 保護者又は教員が引率しての登下校(避難)
- ウ. 安全な通学路(避難路)、避難所の周知徹底

1.2 応急教育

(1) 実施場所

【1.3.22.2】 応急措置(学校教育対策)の実施場所

- ア. 被害施設・箇所の速やかな応急修理
- イ. 一部使用不能な場合(室内体育館・講堂等の利用)
- ウ. 多くの施設が使用不能な場合(集会所、寺院等公共施設の利用)
- エ. 応急仮校舎の建設
- オ. 町教育委員会は、応急対策に当たって町内に適当な施設がない場合は、教育事務所を通じ県教育委員会に対して、施設の斡旋を要請する。
- ウ. は、教育委員会及び学校と協議のうえ、あらかじめ確保しておく。

(2) 実施方法

【1.3.22.3】 応急措置(学校教育対策)の実施方法

- 教育委員会の指示により
- ア. 臨時に学校を休校する。
 - イ. 教室を分散しての出張授業
 - ウ. 休校による自宅学習及び巡回指導

(3) 応急教育計画の作成とその実施

応急教育の実施責任者は、あらかじめ災害を想定して、教育の方法、施設の確保等について計画を定め、適切な応急対策を実施する。

(4) 児童、生徒の安全の確保措置

授業を継続実施することにより、児童生徒の安全の確保が困難であると思われる場合、町教育委員会は、県教育委員会と連携し、臨時に授業を行わない等、適切な措置をとる。

(5) 校長の措置

① 事前準備

- ア. 校長は、学校の立地条件等も考慮し、応急教育計画を作成し、実施する。また、危険等発生時対処要領(危機管理マニュアル)を作成し、職員に周知する。
- イ. 校長は、災害の発生に備えて、次のような対策、措置を講じなければならない。

② 災害時の体制

- ア 校長は、状況に応じ、適切な緊急避難の指示を与える。
- イ 校長は、災害の規模、児童生徒、職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握する。また、町教育委員会に連絡し、災害対策に協力する。校舎の管理に必要な職員を確保するなど、万全の体制を確立する。
- ウ 校長は、準備した応急教育計画に基づき、臨時の学級編制を行うなど、災害状況に応じた調整を速やかに実施する。
- エ 応急教育計画については、町教育委員会に報告する。また、決定次第、速やかに児童、生徒及び保護者に周知徹底を図る。

③ 災害復旧時の体制

- ア 校長は、教職員を掌握する。また、校舎の整備を行い、被災状況を調査し、町教育委員会に連絡し、教科書及び教材の供与に協力するよう努める。
- イ 正常な授業の再開に際して、保健安全上の障害処理について、指導、助言を行う。また、危険物の処理、通学路の点検整備については、関係機関の援助等により処置する。
- ウ 疎開した児童、生徒については、職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努める。
- エ 災害の推移を把握し、町教育委員会と連絡のうえ、平常授業に戻るよう努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

④ 私立学校における措置

私立学校における災害時の児童生徒の安全確認については、公立学校に準じて措置を講ずるものとする。

(6) 施設の応急整備

災害により、被害を受けた町立学校の施設・設備について、正常授業を確保するための応急対策は、次の要領による。

① 町立学校が施設・設備の滅失、破損等の被害を受けた場合

町において応急復旧工事を実施する。

② 災害時における代替校舎の確保

校舎等の全部又は一部の使用が困難となった場合で、教育を実施するのに必要な施設・設備を校長において確保することができない場合、町教育委員会は県教育委員会に対して、協力を要請する。

(7) 教職員補充措置

災害発生時において教職員に被害があり、授業の継続に支障をきたすおそれのある場合、次により迅速に教職員の補充を行う。

① 災害発生時における教職員の被害状況について、町教育委員会は速やかに県教育庁教育事務所を経由して、県教育委員会に報告するものとする。

② 県教育委員会は、上記報告に基づいて教職員の被害状況に応じ、速やかに次の措置を講じ、教職員の補充を行う。

- ア 臨時学級編成による教育の実施
- イ 条例定数の範囲内において、できうる限りの補充を行う。
- ウ 被災学校以外の学校にいる教職員を被災学校に兼任するよう措置する。
- エ 小・中学校にあっては、必要に応じて、教員免許所有者の臨時採用等、非常勤講師の配当を行う。
- オ 上記イ～エの措置によってもなお補充が十分でないときは、臨時職員(地公法第22条)の予算措置を講ずる。さし当たって、被災地以外の教育委員会事務局、教育研修センター等に勤務する教職員を被災学校に臨時に派遣するよう措置する。

1.3 就学援助に関する措置

被災により就学が困難となり、また学資の支弁が困難となった児童、生徒に対し、町長は県とともに、次により援助支援を行う。

- (1) 被災により就学困難となった町立学校の児童、生徒の就学援助費の支給に必要な措置をとるよう、町教育委員会に対し、指導及び助言を行う。
- (2) 被災により教科書及び学用品を喪失又は、き損した児童、生徒に対して、町は県を通じて、その供給を支援する。各学校は、児童、生徒の学用品に被害のあった場合、その被害の種類、程度、数量等を速やかに町教育委員会を通じて、県に報告し、おおむね次の方法によって応急処置をとる。

【1.3.22.4】 教科書・学用品等の配給

教科書・文房具・通学用品	教育委員会を経て、災害救助法に基づく給与申請
その他の教材等	管内・地区内の各学校、その他機関への救援要請

なお、県は、町が災害救助法の適用を受けた場合、義務教育中の児童、生徒への教科書及び学用品の給与に要した経費について、災害救助法の規定の範囲内において支出する。

- (3) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった高等学校等（専修学校高等課程、特別支援学校を含む）及び中等教育学校（後期課程）等の生徒の就学を援助するため、希望者に対し奨学金の緊急貸付を行う。
- (4) 自宅等の被災により、学費の支弁が困難となった私立高等学校の生徒の就学を援助する。そのため、授業料の免除を行った町内に私立高等学校を設置する学校法人に対して補助を行う。
- (5) 被災家庭の特別支援学校の児童生徒の就学を援助するため、就学奨励費の追加支給について必要な措置をとる。

1.4 学校給食の応急措置

- (1) 教育委員会は門川町学校給食共同調理場長、及び学校長と協議のうえ、次の状況になった場合は学校給食を中止する。
 - ① 給食施設の被害のため、給食実施が不可能な場合
 - ② 学校給食施設が災害救助のため使用される場合
 - ③ 伝染病その他の疾病流行で、危険が予想される場合
 - ④ 給食用物資の入手が困難な場合
 - ⑤ 給食の実施が適当でないと考えられる場合
- (2) 災害時において授業を継続する場合の学校給食の実施については、次の事項に留意するものとする。
 - ① 被害があってもできうる限り継続実施するよう努めること。
 - ② 給食施設等が被害のため給食実施が困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めること。
 - ③ 避難場所として使用されている学校については、その給食施設は、被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意すること。
 - ④ 被災地においては、伝染病発生のおそれがあり、衛生については特に留意すること。

1.5 災害時における環境衛生の確保

- (1) 事前準備
 - ① 校長は、保健室常備の救急用器材、薬品の確保及び井戸の汚染防止等に必要な処置を施す。
 - ② 校長は、常に児童、生徒に災害時における衛生について、十分周知するよう指導する。
- (2) 災害時の措置

災害後の伝染病、防疫対策について、校長は、保健所の指示、援助等により、必要な措置を速やかに行い、伝染病発生等の事故防止に努める。

 - ① 校舎内外の清掃
 - ア 建具等を移動し、乾燥しやすくする。
 - イ 建具、床板等はよく清掃し、なるべく消毒薬で拭浄。
 - ウ 便所はよく清掃したのち消毒する。
 - ② 飲料水の使用方法
 - ア 水道水
なるべく煮沸して使用
 - イ 井戸水
消毒したものでも煮沸して使用
 - ③ 保健管理・指導

- ア 疾病の早期発見、早期治療
- イ 保健指導の強化
- ④ 調理従事者の保健管理・指導
 - ア 健康診断の実施
 - イ 下痢のある者の従業禁止及び検便の実施
 - ウ 身体衣服の清潔保持、手洗いの励行
- ⑤ 感染症集団発生における処置
 - ア 教育委員会・保健所等への連絡及び患者の万全な処置
 - イ 健康診断、臨時休校、消毒等による予防処置
 - ウ 保護者、その他の関係者への集団発生状況の周知及び協力要請
 - エ 児童生徒の食生活についての注意及び指導
- (3) 災害時における心の健康への支援
 - 被災した児童、生徒の健康管理に配慮し、健康相談等を実施するなど児童、生徒の心の健康の保持に努める。また、これまでの自然災害の経験を生かした指導を行う。
 - ① 事前準備
 - ア 「生命尊重」、「思いやりの心」を育てたり、ボランティア活動への参加を積極的に勧める。
 - イ 災害後の「心の健康」の保持に関する指導の重要性や方法について、教職員の研修を実施する。
 - ② 災害時の措置
 - 災害が発生した場合、児童生徒の臨時の健康診断や健康相談及び日常の心の健康の保持に関する支援を組織的に行う。

1.6 教育の再開

教育の再開については、避難住民の安全、健康管理等の十分な対策が優先されなければならないので、次のような臨時の措置で対処する。

- (1) 臨時のカリキュラムでの対応
 - ① 教室・体育館等が避難所になる場合が想定されるので、代替としての学習の場の確保についてその可能性を検討する。
 - ② 多くの児童生徒の住宅が被害にあっている場合は、安全を確認したうえで、午前中を授業として、午後は自宅の手伝い、あるいは近隣の被災地等へのボランティア活動に取り組みせるなど、状況に応じた弾力的な対応を行う。
- (2) 公共施設の利用（公民館や図書館など）
 - 道路等が切断されている場合は、地区ごとに公民館等の公共施設を活用して授業を再開する。
- (3) 民間施設の活用
- (4) プレハブ教室の設置を早期に行う。
- (5) 訪問教育の実施等
 - ① 児童、生徒の通学路が著しく被災し、安全面の保障ができなくて登校できない状

- 態が長期化する場合等は、教師による訪問指導を組織的・計画的に実施する。
- ② 家庭学習の充実やレポート学習を工夫する。

2. 文化財保護対策

大規模災害の被害から文化財の保護を図るため、町教育委員会が必要な計画を立てる。また、所有者・管理者に対し、災害対策の必要性について、意識啓発を図る。

木質系の文化財については、火災による焼失被害を防止するために、消防署、消防団と連携しながら所要の防火上の措置を講じていくものとする。

2.1 予防対策の実施（県防計画）

- (1) 各市町村教育委員会を指導し、管内文化財の防災計画の樹立を図り、警察及び消防機関と常時連携を密にして災害予防の確立を期する。
- (2) 文化財の所有者、管理者の防災思想を啓発し、環境の整理、整とんを図るように奨励する。
- (3) 文化財の指定地域内に居住する所有者に防火に十分注意をするよう指導する。
- (4) 文化財保護指導委員による文化財パトロールを通じて状況を把握し市町村との連携を図って災害の防止に努める。
- (5) 防災施設の必要な国指定文化財は、国庫補助事業により完備を図るとともに、県指定文化財についても防災施設の設置等の措置を講ずる。
- (6) 文化財防火デー(毎年1月26日)の趣旨の徹底と文化財に対する防災思想の普及啓発を図る。

2.2 被害状況の把握と応急対策の実施（県防計画）

県教育委員会は、市町村教育委員会や発掘現場等の情報収集により被災文化財の具体的な被災状況を把握するとともに、被災文化財については県文化財保護審議会委員や専門家の意見を参考にして、文化財としての価値を維持するよう、被災文化財個々についての応急対策を指示し指導するものとする。

指定文化財が被害を受けた時は、その保存をできるだけ図るものとするが、人命にかかわる被害が発生した場合であって、被災者の救出・救助のために必要やむを得ない場合はこの限りでない。

2.3 埋蔵文化財対策（県防計画）

緊急を要する復旧事業等を実施している際に、埋蔵文化財の所在が確認された場合、必要に応じて発掘調査の実施を検討する。

復旧・復興の本格化に伴う発掘調査については、近隣地方公共団体への派遣要請等により十分な人的支援を整備する。

第23節 農林水産物応急対策計画

<災害対応フェーズ>

		発災	3時間	72時間	2週間	1カ月	
		警戒期	発災期	初動期	展開期	復旧期	復興期
町担当	産業振興	○家畜、農林水産物の事前対策 ○家畜、農林水産物の状況把握、指導 ○施設の応急対策					
県		○家畜、農林水産物の応急措置					

大規模な地震・津波災害が発生した場合、農林水産物にも被害が及ぶことが予想される。このため、関係機関職員は情報を収集し、被害農林水産物に対する緊急技術指導を行うなど、被害拡大の防止を図るものとする。

1. 農林水産物の事前及び事後対策

1.1 事前対策（県防計画）

県は台風等により、農林水産物に甚大な被害を及ぼすおそれがあるときは、直ちに事前対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事前対策について指導を行うものとする。

1.2 事後対策（県防計画）

県は台風等災害の発生により、農林水産物に甚大な被害を受けたときは、直ちに事後対策を樹立し、報道機関を通じて周知徹底を図るとともに、県出先機関及び市町村を通じて事後対策について指導を行うものとする。

2. 農林水産業用施設等災害応急対策

関係機関は、災害時において、農林水産業用施設の被害の実情を早期に調査し、応急復旧を図る。

2.1 農林業用施設応急対策

- (1) かんがい排水施設の被害状況を速やかに把握するとともに、被害の程度に応じ施設の管理者に対し、必要な指示を行って処置させるとともに、事後の本復旧が速やかに進行するよう努める。
- (2) 出水等により広範囲にわたる湛水の危険がある場合は、関係機関と即時連絡を取り、災害区域全体の総合調整の上施設の応急対策を実施する。
- (3) 農林業施設の応急対策の基本
 - ① 用水路やポンプ等による排水
 - ② 破損箇所の応急復旧
 - ③ 流入した土砂・樹木等の除去

④ 農林道の応急復旧

3. 農産物応急対策

3.1 情報の収集（県防計画）

県は、市町村及び農業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

3.2 農作物等応急処置

(1) 種苗確保

- ① 町は、災害により、農作物の播きかえ及び植えかえを必要とする場合は、関係農業協同組合に必要種苗の確保を要請するとともに、その旨を県に報告する。
- ② 町の要請を受けた農業協同組合は、直ちに需要量を取りまとめる。管内で確保できないものは、上部機関の連合会等に種苗の購買を発注して、必要量を確保する。

(2) 病虫害防除対策（県防計画）

① 緊急防除対策の樹立

県は、県病虫害防除協議会に諮り、災害による病虫害緊急防除対策を樹立し、市町村及び農業関係団体に対し具体的な防除を指示するものとする。

② 緊急防除指導班の編成

県は、特に必要と認めたときは、緊急防除指導班(営農支援課、農産園芸課、総合農業試験場、病虫害防除・肥料検査センターの担当職員で構成)を編成し、現地指導の徹底を図るものとする。

③ 農薬の確保

災害により緊急に農薬の必要を生じた場合は、宮崎県経済農業協同組合連合会及び宮崎県農薬卸組合に対し、手持農薬の緊急供給を依頼するものとする。

3.3 農産物対策（県防計画）

県は、市町村及び農業関係団体と協力して、生産者へ次の対策の徹底を図る。

(1) 水稲

- ① 地割れ等で漏水がある場合の早急修復と間断灌漑等水分確保
- ② 成熟期で品質低下が懸念される場合の早期収穫
- ③ 地震後、田植えの際のていねいな代かきと漏水防止への配慮

(2) 野菜

施設の破損箇所の早期復旧対策

(3) 果樹

- ① 露出した根部の覆土(地震により、地割れ、地滑り等が発生したが、樹園地が崩壊しない軽度の場合)
- ② 倒伏した果樹の引き起こしと支柱等による補強
- ③ 施設の破損箇所の早期復旧対策

(4) 花き

施設の破損箇所の早期復旧対策

- (5) その他露地作物等
地割れで倒伏の危険がある場合の培土の実施

3.4 農産物流通対策（県防計画）

県は、被害の場所、生産物の種類ならびに被害の程度により異なるが、関係者に対し出荷先の変更及び輸送経路の迂回等の指導を行い、滞貨を防止し、価格の維持に努めるものとする。

卸売市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

4. 林産物応急対策

4.1 林産物応急対策

町は、災害時において、被災立木竹による二次災害防止と林道機能確保及び林産物の被害を軽減するため、次のとおり県と協議のうえ被災立木竹の除去（道路網については林道のみ）、病虫害の防除、林業用種苗の供給に努める。

(1) 被災立木竹の除去

- ① 被災立木竹による二次災害防止のため、公共的施設及び人家に災害を及ぼすおそれのある木竹の除去に努める。
- ② 被災立木竹による遮断林道の機能回復に努める。

(2) 病虫害の防除

被災立木竹は、菌による腐朽及び害虫の食害を受けやすく、健全木竹への被害の蔓延を防ぐため、枯損、倒伏、折損等の木竹は速やかに林外に搬出するほか、焼却又は薬剤処理等により病虫害の防除に努める。

(3) 林業用種苗の供給

林業用種苗の被害を最小限に食い止めるため、町は森林組合、農業協同組合等と協力し、対策の技術指導を行うとともに、必要に応じて助成を行い、林業用種苗の確保に努める。

① 干害対策

- ア 灌水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

② 浸冠水対策

- ア 排水を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

③ 風害対策

- ア 即効性追肥を実施する。
- イ 病虫害の防除を実施する。

【1.3.23.1】 応急措置（林産物）

作物	災害種別	応急処置の内容
林産物	風水害 干害	ア. 苗木の確保（県緑化樹苗農業協同組合等と協力） イ. 種子の確保

5. 家畜応急対策

5.1 家畜等応急対策

(1) 家畜の処置

① 家畜の安全性等を確保するため、事前に避難措置を飼育者に要請する。

町は、必要に応じて避難場所の選定、避難の方法について計画する。

(2) 家畜の防疫

① 被災家畜には、感染性の疾病の疑いがある場合、又は感染症の発生のおそれがある場合には、防疫及び消毒部隊を被災地に派遣し、緊急予防処置をとる。

② 死亡家畜については、化製場で処理する。なお、道路の寸断等により、そのような処理ができない場合は、家畜の飼養者にて、町に届出を行わせるとともに県知事の許可を受けて、死体の埋没又は焼却を行う。

③ 町は、災害のため、正常な家畜の診療が受けられない場合、県に派遣を要請し、家畜の感染症に対処する。

④ 県の獣医師会の協力のもと組織される家畜防疫班、家畜消毒班及び家畜衛生班等により必要な防疫を実施する。

(3) 飼料の確保

町は、政府保有の飼料用穀類の放出、農業団体及びその他飼料製造販売業者への必要数量の確保及び供給の斡旋を必要に応じ県へ要請する。

【1.3.23.2】 家畜管理のための応急処理方法

家畜管理のための応急処置方法	
感染症予防	7. 家畜衛生保健所による予防注射の実施 4. 診療部隊（延岡家畜保健衛生所・農業共済組合）による巡回家畜診療の実施 5. 治療を要する一般疾病の発生に際しては、県、獣医師会及び農業共済組合に治療を要請する。
飼料の確保	7. 県への政府保管の飼料放出依頼 4. 県への飼料業者に対する確保・供給の斡旋依頼
干害	7. 灌水が可能な場合は実施する 4. 発芽不良の場合は被害程度に応じ追播を行うか播きなおしを行う。
風水害	7. 早急に排水を行う。 4. 窒素を主体とした追肥を行い、生育の回復を行う。 5. 倒伏後の回復の見込みが無い場合は、早急に刈り取り、青刈り又はサイレージ調製を行い利用する。

5.2 家畜防疫対策

- ア 町及び関係団体は、把握している畜舎及び家畜の被害状況を県に報告する。
- イ 町及び関係団体は、死亡獣畜の処分施設や処分場所について確保する。
- ウ 畜産の流通
 - (7) 農業共済組合家畜診療所及び開業獣医師は、被災家畜の予後を判定し、必要に応じて農家に緊急出荷を指導する。
 - (4) 家畜市場の開設者は、施設の破損箇所の把握に努めるとともに、早急に修復する。

6. 水産物応急対策（県防計画）

県は、市町村及び水産業団体と協力して、災害についての情報収集に努める。

6.1 水産物応急対策

- (1) 水産養殖用の種苗並びに飼料等の確保

災害により水産養殖種苗あるいは飼料等の供給、補給の必要を生じた場合は、県は被災市町村長の要請に基づき、その生産を確保するための斡旋の措置を講ずるものとする。
- (2) 病虫害等の防除指導

災害により水産養殖物に病虫害発生のおそれがある場合又はその発生まんえんのため被災市町村長の要請があった場合は、県は水産試験機関に対し防除対策について指導を行わしめるものとする。

6.2 水産物対策

県は、市町村及び水産関係団体と協力して、漁業者等へ次の対策の徹底を図る。

(1) 漁船漁業

漁船、漁具等の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(2) 養殖業

漁船、養殖施設等の破損及び養殖魚の被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

(3) 水産物加工業

加工場等施設の破損、被害状況の把握に努めるとともに、早急な復旧作業を指導する。

第4章 災害復旧・復興計画

第1節 地域の復旧・復興の基本的方向の決定（県防引用）

町及び県は、被災の程度、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、災害に強いまちづくり等の中長期的課題に立った計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本的方向を定めるものとする。

1. 被害が比較的軽い場合の基本的方向

災害による被害が比較的少なく、局地的な場合は、迅速な原状復旧を原則とし、復旧が一段落したら従来とおり、中・長期的な災害に強い地域づくり、まちづくりを計画的に推進する。

2. 被害が甚大な場合の基本的方向

災害による被害が、広範囲に及び甚大な被害が発生した場合は、迅速な原状復旧を目指すことが困難になる。その場合、災害に強い地域づくり等中長期的課題の解決をも図る復興を目指す。

被災地の復旧・復興は、県及び関係市町村が主体となって住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行い、その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の災害要配慮者の参画も促進するものとする。この場合、被災地である市町村等がその応急対策、復旧・復興において多大な費用を要することから、適切な役割分担のもとに、財政措置、金融措置、地方財政措置等による支援を要請するとともに、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣、その他の協力を求める。

第2節 迅速な現状復旧の進め方(県防引用)

災害復旧に当たっては、各施設の原形復旧に併せ再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画とし、災害応急対策計画に基づく応急復旧終了後、被害の程度を検討して計画するものとする。

この場合、関係各機関は、災害復旧の効果が十分に発揮できるよう事前協議を行い、その調整を図るものとする。

1. 激甚災害特別援助法に基づく激甚災害の指定促進

著しく激甚である災害(以下「激甚災害」という。)が発生した場合は、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう努めるものとする。

2. 緊急災害査定促進

町は県とともに、被害状況を速やかに調査把握し、緊急に災害査定が行われるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速に行われるよう努めるものとする。

3. 災害復旧資金の確保措置

県及び市町村は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる等、災害復旧事業の早期実施を図るものとする。

被災市町村において、災害復旧資金の必要を生じた場合は、緊急つなぎ資金の融資の途を講じ財源の確保を図るものとする。

4. 激甚災害の指定

4.1 激甚災害に係る財政援助措置

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう措置を講ずるものとする。

(1) 制度の概要

激甚災害については、広域的(全国レベル)な「本激甚指定基準」と、市町村レベルの局地的な被害に対して救済しようとする「局地激甚指定基準」の二通りの指定基準がある。激甚災害に指定されると、公共土木施設災害復旧事業等について、国庫負担率又は国庫補助の嵩上げ等の特別の財政援助が行われる。

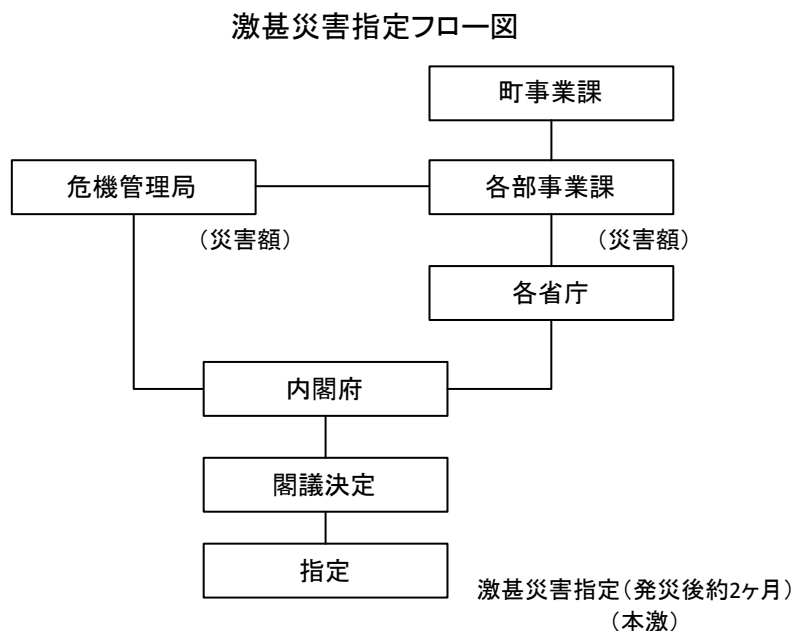
指定については、公共土木施設災害復旧事業、農地、農業用施設及び林道の災害復旧などその基準別に個別に指定される。

(局地激甚災害については、該当する災害は全国で年間かなりの件数にのぼるため、年度末に一括して指定される。)

4.2 災害調査

町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。
知事は市町村被害状況等を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、各関係部局に必要な調査を行わせる。
知事は、調査結果をとりまとめ、内閣総理大臣に報告する。

【1.4.2.1】 激甚災害指定フロー図



4.3 激甚災害指定の手続き

内閣総理大臣は、知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。

中央防災会議は、指定基準に基づいて内閣総理大臣に答申する。

(災害の発生後、関係各省庁が被害額等を所管事項ごとに把握したうえで被害状況を取りまとめ、内閣府において激甚災害に該当するか、及び何条の措置を適用するかについて、政令の原案を作成する。これを中央防災会議に諮った後、閣議を経て政令が公布、施行される。)

資料編【1.4.2.2】 激甚災害及び適用措置の指定手順

4.4 激甚災害指定の促進

(1) 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、関係各部局長は、国の機関と密接な連絡の上、指定の促進を図るものとする。

① 激甚災害指定基準(局激)

資料編【1.4.2.3】 激甚災害指定基準(本激)

資料編【1.4.2.4】 激甚災害指定基準(局激)

第3節 計画的復興の進め方（県防引用）

被災地域の復興に当たっては関係機関が連携し、計画的に事業を推進していくものとする。なお、災害対策基本法第28条の2第1項に規定する国の緊急災害対策本部が設置された特定大規模災害に関する復興に関しては、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）に基づき対応するものとする。

1. 災害復興対策本部の設置

1.1 復興事業の実施

(1) 復興対策本部の設置

町は、被害状況を速やかに把握し、災害復興の必要性を確認した場合に、町長を本部長とする災害復興対策本部を設置する。また、町は、災害復興に関する専門の担当部署を設置する。

また、県と連絡調整及び災害復興に関する技術的な支援を受けるため、県に職員派遣を要請する。

(2) 災害復興事業の実施

町は、災害復興に関する担当部署を中心に災害復興計画に基づき、災害復興事業を推進する。

2. 災害復興方針・計画の策定

2.1 災害復興方針の策定

町は、学識経験者、有識者、町議会議員、町民代表、行政関係職員より構成される災害復興検討委員会を設置し、災害復興方針を策定する。災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2.2 災害復興計画の策定

町は、災害復興方針に基づき、具体的な災害復興計画の策定を行う。本計画では、市街地復興に関する計画、産業復興に関する計画、生活復興に関する計画、及びその事業手法、財源確保、推進体制に関する事項について定める。

3. 災害復興事業の実施

3.1 市街地復興事業のための行政上の手続きの実施

(1) 建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定

県は、町内の被災した市街地で土地区画整理の必要が認められる場合には、建築基準法第84条の規定による建築制限区域の指定を行い、その旨の告示を行う。

(2) 被災市街地復興特別措置法上の手続き

町は、被災市街地復興特別措置法第5条の規定により、必要に応じて都市計画に被災市街地復興推進地域を指定し、建築行為等の制限等を行う。

被災市街地復興推進地域は、通常の都市計画決定の手続きと同様の手順で行う。

県は、町による被災市街地復興推進地域の指定の承認を行う。

3.2 災害復興事業の実施

(1) 災害復旧事業計画

① 災害復旧事業の種別

公共施設等災害復旧事業の対象として次の事業を実施する。

- ア 公共土木施設災害復旧事業計画
 - a 道路施設災害復旧事業計画
 - b 河川施設災害復旧事業計画
 - c 海岸施設災害復旧事業計画
 - d 砂防設備災害復旧事業計画
 - e 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - f 港湾施設災害復旧事業計画
 - g 漁港施設災害復旧事業計画
 - h 地すべり防止施設災害復旧事業計画
 - i 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業計画
 - j 下水道施設災害復旧事業計画
 - k 公園施設災害復旧事業計画
- イ 農林水産施設災害復旧事業計画
- ウ 都市災害復旧事業計画
- エ 上水道災害復旧事業計画
- オ 住宅災害復旧事業計画
- カ 社会福祉施設災害復旧事業計画
- キ 公共医療施設病院等災害復旧事業計画
- ク 学校教育施設災害復旧事業計画
- ケ 社会教育施設災害復旧事業計画
- コ 復旧上必要な金融その他資金計画
- サ その他の計画

② 事業の促進

町は事業計画を速やかに作成し、実施に必要な職員の配備・応援・派遣等、活動体制についての必要な処置をとる。

③ 災害復旧資金の確保

町は、災害復旧に必要な資金需要額を把握し、その負担すべき財源を確保するため、所要の措置を講ずる。

(2) 公共土木施設災害復旧事業計画と財政援助措置

- ① 河川、砂防施設、治山施設、道路、橋梁について災害発生の原因を追求し、関係機関との総合的連携のもとに迅速、適切な復旧事業を施行し、さらに、施設の新設改良等を検討する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.1】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）

(3) 農林水産施設災害復旧事業計画

- ① 農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設の復旧については、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、関係機関との総合的連携のもとに迅速に復旧事業が施行されるよう努める。また、災害復旧事業のみでは将来、復旧施設が再度災害を被るおそれがある場合には、復旧施設又はこれに関連する施設を改良するために災害復旧事業と併せ行う災害関連事業により、再度災害発生の防止に努める。
- ② 受益者負担が生ずる事業についての地元調査をすみやかに行う。
- ③ 復旧事業等に関する特別の助成（激甚法第5～11条の2）

資料編【1.4.3.2】 適用すべき措置（農林水産施設災害復旧事業計画）

(4) 都市施設災害復旧事業計画

- ① 都市計画区域における街路、公園、都市下水路（雨水、汚水混合）等の災害、市街地における土砂堆積等について早期復旧を図る。
- ② 復旧に当たっては都市環境の整備、都市の防災構造化を推進する。

(5) 住宅災害復旧事業計画

- ① 住民生活の安定を図るため、公営住宅法の規定に基づき迅速適切な公営住宅や共同施設の建設又は補修を進める。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.3】 適用すべき措置（復旧事業等に関する特別の財政援助）

(6) 文教施設災害復旧事業計画

- ① 児童、生徒に対する正常な教育を実施するため、迅速適切な復旧を促進する。
- ② 再度の災害を防止するため、原因を検討し、不燃堅ろうの防災施設の設置を計画する。
- ③ 復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第16～25条）

資料編【1.4.3.4】 適用すべき措置（文教施設災害復旧事業計画）

(7) 社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画

- ① 施設の性格上緊急に復旧する必要があるため、国、県、その他関係機関の融資を得る。
- ② 再度の災害を防止するため、設置場所、構造、その他防災施設等について十分検討する。
- ③ 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.5】 適用すべき措置（社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画）

(8) 医療施設災害復旧事業計画

- ① 住民の健康を増進し、公衆衛生の向上を図るため迅速適切な復旧計画により早期復旧を促進する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.6】 適用すべき措置（医療施設災害復旧事業計画）

(9) 企業災害復旧事業計画

- ① 住民及び社会経済に与える影響を勘案して早期復旧を促進する。
- ② 復旧事業等に関する特別の財政援助（激甚法第12～15条）

資料編【1.4.3.7】 適用すべき措置（企業災害復旧事業計画）

(10) 公用財産災害復旧事業計画

公共的、社会的な影響を勘案して早期復旧を促進する。

(11) ライフライン・交通輸送機関災害復旧事業計画

特に、住民の日常生活と密接な関係があるので早期復旧を促進し、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

(12) その他

- ① 復旧事業等に関する特別の財政援助

資料編【1.4.3.8】 適用すべき措置(その他)

第4節 被災者の生活再建等の支援（県防引用）

災害時には、多くの人がり災し、住居や家財の喪失、経済的困窮、あるいは生命の危険にさらされ、地域社会が混乱に陥る可能性があり、速やかな災害復旧を妨げる要因となる。そのため、災害時の人心の安定と社会秩序の維持を図ることを目的として、民生安定のための緊急措置を講ずるものとする。

1. 被災者への広報及び相談窓口の設置

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、災害相談窓口の設置、問い合わせ対応を実施する。

1.2 総合相談窓口の設置

(1) 災害相談窓口の開設

町は、大規模災害の発生等により、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、災害相談窓口班を編成し、町役場内に「災害相談窓口」を設置する。

災害相談窓口においては、問い合わせや相談等の情報をもとに、住民が必要としている行政サービスや解決すべき問題等の把握に努めることにする。

また、災害相談窓口は、行方不明の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受けつける。

1.3 出張相談所の開設

特に被害の大きかった地域においては、被災者の相談に応じるため市町村と共同で出張相談所を開設するものとする。

出張相談所は県においては地方支部が調整を行う。

2. 生活確保資金の融資等

災害により被害を受けた住民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する資金の融資等の措置により、被災者の生活の確保を図るものとする。

2.1 災害弔慰金等の支給

(1) 災害弔慰金等の支給等

資料編【1.4.4.14】 門川町災害弔慰金の支給等に関する条例

① 災害弔慰金(窓口：福祉課)条例抜粋

ア 定義

災害により被害を受けた当時、町に住所を有する者が暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による被害を生じること（以下「災害」という。）で死亡したとき、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給等に関する条例により災害弔慰金を支給する。

イ 災害弔慰金を支給する遺族

災害弔慰金を支給する遺族の順位は、次に掲げる法第3条第2項の遺族の範囲とする。

(ア) 死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(イ) 前述の場合において、同順位の遺族については次に掲げる順序とする。

- | |
|------|
| ①配偶者 |
| ②子 |
| ③父母 |
| ④孫 |
| ⑤祖父母 |

(ロ) 前述の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

(ハ) 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により(イ)(ロ)に掲げることが難しいときは、(ア)に掲げる遺族のうち、本部長が適当と認める者に支給することができる。

(ニ) 前述(ハ)の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

ウ 災害弔慰金の額

(ア) 災害により死亡した者1人あたりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し、災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とする。

(イ) その他の場合にあっては250万円とする。

ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金を控除した額とする。

エ 死亡の推定

(ア) 災害の際、現にその場にいられた者についての死亡の推定については、法第4条（災害弔慰金に関する法律）の規定による。当該災害がやんだ後、3ヶ月間その生死がわからない場合は死亡したものと推定する。

オ 支給の制限

(ア) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(イ) 令第2条（災害弔慰金に関する法律第5条政令）に規定する場合

(ロ) 災害に際し、本部長の避難に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため、本部長が支給を不相当と認めた場合

カ 支給の手続

(7) 町は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行う。

(4) 町は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

② 災害障害見舞金(窓口：福祉課)

ア 定義

災害により災害を受けた当時、町に住居を有する者が、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、その他異常な自然現象による災害で負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む）に下記に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障がい者」という）に対し、弔慰金の支給等に関する条例により災害障害見舞金を支給する。

イ 災害障害見舞金の額

(7) 障がい者1人あたりの災害障害見舞金の額は、当該障がい者が災害により負傷し、又は疫病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とする。

(4) その他の場合にあっては125万円とする。

ウ 障害の程度

(7) 両眼が失明したもの

(4) 咀嚼及び言語の機能を廃したもの

(6) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(5) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの

(4) 両上肢をひじ関節以上で失ったもの

(3) 両上肢の用を全廃したもの

(2) 両下肢をひざ関節以上で失ったもの

(1) 両下肢の用を全廃したもの

(7) 精神又は身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各号と同程度以上と認められるもの

③ 災害援護資金(窓口：福祉課)

ア 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。

前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

イ 災害援護資金の限度額等

災害援護資金の1災害における1世帯あたりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、下記に掲げるとおりとする。

(7) 療養に要する期間がおおむね1ヶ月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- ①家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
- ②家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
- ③住居が半壊した場合 270万円
- ④住居が全壊した場合 350万円
- (イ) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合
 - ・家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
 - ・住居が半壊した場合 170万円
 - ・住居が全壊した場合（④の場合を除く。） 250万円
 - ・住居が全壊、全焼又は流失により滅失した場合 350万円
- (ウ) (ア)の③又は(イ)の②若しくは③において、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替える。
- ウ 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。
- エ 利率
災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。
- オ 償還等
災害援護資金は年賦償還とする。
 - (ア) 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。
 - (イ) 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定による。
- (2) 世帯更生資金（窓口：町社会福祉協議会）
被災した低所得者世帯で資金の貸し付けと民生委員の指導援助により自立自活できると認められ、かつ他の機関等からの融資が困難な者に対して貸し付けられる。

2.2 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付

(1) 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の災害臨時経費の貸付（県防計画）

「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、災害により被害を受けた低所得世帯・障がい者世帯・高齢者世帯に対し、災害を受けた事による困窮から速やかな自立更生を促すため、民生・児童委員及び市町村社会福祉協議会の協力を得て、生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅資金」の貸付を行う。

資料編【1.4.4.1】 生活福祉資金（福祉資金・福祉費）の「災害臨時経費」、「住宅経費」

2.3 母子寡婦福祉資金の貸付

(1) 母子寡婦福祉資金の貸付（県防計画）

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（昭和39年法律第129号）に基づき、災害により被害を受けた母子家庭及び寡婦に対し、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、母子寡婦福祉資金の貸付を行う。

資料編【1.4.4.2】母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金

2.4 宮崎県・市町村災害時安心基金

(1) 生活保護（窓口：福祉課）

災害により生活が困窮し最低生活の維持ができない者に対し、生活保護法に基づき必要な援助を行い、最低限度の生活を保障するとともに自立を助長する。

【1.4.4.3】生活保護法に扶助の種類

《生活保護法による扶助の種類》

ア. 生活扶助	オ. 介護扶助
イ. 教育扶助	カ. 出産扶助
ウ. 住宅扶助	キ. 失業扶助
エ. 医療扶助	ク. 葬祭扶助

(2) 災害復興基金の設置

① 基金の設置

町は、被災者の救済及び自立支援や復旧・復興対策等を進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設置等について検討する。

② 基金の運用

基金は、災害による取りくずし金として交付するほか、次に掲げる運用を行う。

ア 財政資金の融資斡旋

イ 災害応急事業資金の貸し付け

(3) 被災者生活再建支援制度（県防計画）

被災者生活再建支援法人は、「被災者生活再建支援法」に基づき、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活の開始を支援する。

① 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した県の区域に係る自然災害
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（10万人未満に限る。）における自然災害
- オ アからウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害

② 支給対象世帯

- ア 住宅が全壊した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

③ 支援金の支給額

支給額は、次の2つの支援金（基礎支援金、加算支援金）の合計額となる。
（※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の4分の3の額）

- ア 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

【1.4.4.4】 住宅の被害の程度に応じて支給する支援金

住宅の被害の程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ②アに該当	解体 ②イに該当	長期避難 ②ウに該当	大規模半壊 ②エに該当
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

【1.4.4.5】 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200万円（又は100万円）

(4) 支給の仕組み

資料編【1.4.4.6】 支給の仕組み（県と市町村）

(5) 宮崎県・市町村災害時安心基金

自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するため、市町村及び県は共同で基金を設置し、被災者に支援金を交付する。

① 基金の額

6億円（平成19年度から県、市町村が1億円ずつ3年間積み立て）

② 基金の設置場所

財団法人宮崎縣市町村振興協会

③ 支援金交付対象市町村

自然災害により全壊、半壊又は床上浸水の住家被害があった市町村（1世帯でも床上浸水以上の住家被害のあった市町村）

④ 支援金の額

1世帯当たりの支援金の額は、以下のとおり。

ア 全壊 20万円

イ 半壊 15万円

ウ 床上浸水 10万円

⑤ 支援金交付先

被災市町村（被災者へは被災市町村が支給）

⑥ 支給の仕組み

資料編【1.4.4.7】 支給の仕組み(都道府県と国)

2.5 り災証明の交付

町長は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、平時より住家被害の調査の担当者の育成、他の市町村や民間団体との応援協定の締結を計画的に進めるなどり災証明の交付に必要な業務の実施体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者にり災証明書を交付する。

(1) 実施主体（特命班）

総務対策部が主体となり、災害相談窓口班を編成し、り災台帳の作成及びり災証明書の発行を実施する。

(2) り災証明の発行

り災証明は、被災者の応急的な救済を目的とする災害救助法による各種施策や町税の減免等を実施するに当たって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第2条に定める防災に関する事務の一環として、町が確認できる程度の被害について証明する。

① り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第2条第1項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の項目の証明を行う。

ア 全壊、流失、半壊、床上浸水、一部破損、床下浸水

イ 火災による全焼、半焼、水損

② り災証明を行う者

り災証明は、証明の対象となる家屋が所在する町が行う。

ただし、火災、その他消防に関係のある災害についてのり災証明は、日向消防署長が行う。

③ り災証明書の発行

り災証明書は、り災証明の対象となる家屋の所有者、占有者及び一時滞在者の申請に基づき、町がり災証明書を発行する。ただし、1世帯1枚の発行とする。

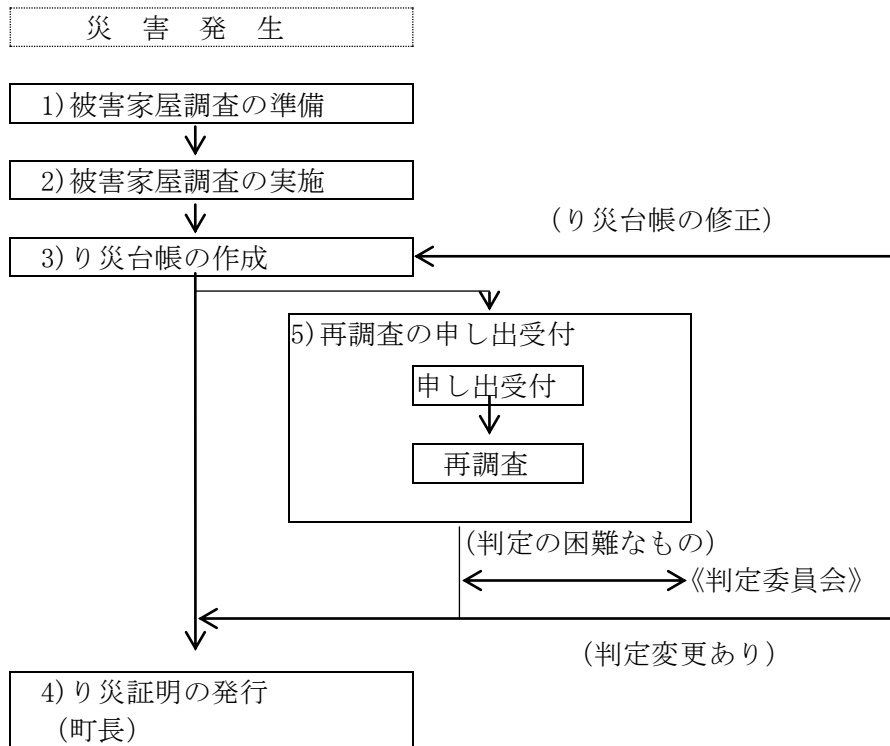
④ 被害家屋の判定基準（上記1.の1）に係るもの

ア 家屋の被害の判定は、「災害の被害認定基準の統一について」（昭和43年6月14日結審第115号内閣総理大臣官房審議室長）に基づき実施する。

イ 被害の判定は、1棟全体で、部位別に、表面的に、おおむね1ヶ月以内の状況のもとに行う。

(3) り災証明の発行の流れ

【1.4.4.8】 り災証明発行の流れ



① 被害家屋調査の準備

被害状況の速報を基に、各課は、次の準備作業を実施する。

- ア 建築技術関係者を中心とした調査員を確保する。なお、町職員のみでは対応できないと判断した場合は、近隣市町村及び民間団体への協力を要請する。
 - イ 調査担当地区と担当調査員の編成表を作成する。
 - ウ 調査票、地図、携帯品等の調査備品を準備すると共に車両等の手配を行う。
- ② 被害家屋調査の実施
- ア 調査期間
初回被害家屋調査は、災害発生後おおむね1ヶ月以内に実施する。なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。
 - イ 調査方法
被害家屋を対象に2人1組で外観目視による調査を実施する。なお、再調査は、1棟ごとの内部立入調査により実施する。
- ③ り災台帳の作成
- 固定資産税課税台帳を基に、り災証明書の発行に必要な被害情報等を入力し、り災台帳を作成する。
- ④ 再調査の申し出と再調査の実施
- 被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、やむを得ない事情と認められる場合を除いて、災害発生日から3ヶ月以内であれば再調査を申し出ることができるものとする。被害調査は、申し出のあった家屋に対し、迅速に再調査を実施し、判定結果を被災者に連絡すると共に必要に応じてり災台帳を修正し、り災証明書を発行する。
- なお、判定の困難なものについては、必要に応じて判定委員会を設置し、判定委員会の意見を踏まえ、町が判定する。
- ⑤ り災証明に関する広報
- り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置すると共に広報紙等により被災者への周知を図る。
- ⑥ り災証明の様式（検討）

資料編【1.4.4.9】 り災証明(様式)

3. 金融措置

3.1 災害応急措置

(1) 金融措置

① 金融措置の種類等

【1.4.4.10】 金融措置の種類等

区分	援助・助成措置	担当窓口	備考
支給	ア. 災害弔慰金	福祉課	
支給	イ. 災害障害見舞金	福祉課	
支給	ウ. 生活再建支援金	福祉課	
貸付	エ. 災害援護資金	福祉課	
貸付	オ. 生活福祉資金	町社会福祉協議会	
貸付	カ. 母子寡婦福祉資金	福祉事務所	
貸付	キ. 金融機関等の融資	金融公庫等	

② 町の措置

- ア 町は、「災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年6月条例第24号）」に基づき、災害弔慰金、災害障害見舞金を支給する。
- イ 町は、災害弔慰金、災害障害見舞金、災害援護資金を含めた各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に災証明の交付体制を確立し、被災者に災証明を交付する。
- ウ 被災者の自立に対する援助、助成措置について広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。

3.2 災害復旧関係金融措置

(1) 災害復旧関係金融措置

被災地における金融秩序を維持し災害復旧に必要な金融の適正を期するため、被害状況及び復旧関係の資金需要の調査、把握に努め、必要と認められる復旧資金の融通について、金融機関の適切な措置がとられるよう指導する。

4. 雇用の確保（県防計画）

災害により被害を受けた住民がその痛手から速やかに再起更生するよう被災者に対する職業の斡旋、失業給付等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

4.1 離職者への措置

(1) 離職者への措置

公共職業安定所の長は、災害により離職を余儀なくされた者の再就職を促進するため、離職者の発生状況、求人、求職の動向等の情報を速やかに把握するとともに、以下の措置を行い、離職者の早期再就職への斡旋を行うものとする。

① 窓口の設置

被災者のための臨時職業相談窓口を設置する。

② 公共職業安定所に出頭することが困難な地域への措置

公共職業安定所に出頭することが困難な地域において、臨時職業相談所の開設、

又は巡回職業相談を実施する。

③ 諸制度の活用

職業訓練受講指示、又は職業転換給付金制度等を活用する。

④ 労働者の斡旋

災害救助法が適用された市町村長から労務需要があった場合は、労働者を斡旋する。

4.2 雇用保険の失業給付に関する特例措置

(1) 証明書による失業の認定

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害により失業の認定日に出頭できない受給資格者に対して、証明書により事後に失業の認定を行い、失業給付を行うものとする。

(2) 激甚災害による休業者に対する基本手当の支給

被災地域を管轄する公共職業安定所の長は、災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）第25条に定める措置を適用された場合は、災害による休業のための賃金を受けることができない雇用保険の被保険者（日雇労働被保険者は除く。）に対して、失業しているものとみなし基本手当を支給するものとする。

4.3 被災事業主に関する措置

宮崎労働局は、災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対して、必要があると認めるときは、概算保険料の延納の方法の特例措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予を行うものとする。

5. 税対策等による被災者の負担の軽減

災害により被害を受けた住民の自力復興を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、租税の徴収猶予措置、公共料金の特例措置等の対策を積極的に推進していくものとする。

5.1 税等の徴収猶予及び減免の措置

(1) 町税の減免等の措置（窓口：税務課）

被災者に対する町税の減免・申告、申請等の書類の提出に関する期限の延長・徴収猶予は町条例等の規定に基づき実施する。

- ① 町税の申告、申請、納付、納入等の期限の延長（町税条例 第18の2：条例第7号）災害により、町税の申告、申請、納付、納入等を行うことができないときは、災害がおさまった日から、納税者については2ヶ月以内、特別徴収義務者については30日以内において当期限を延長することができる。

② 町税の徴収猶予

災害により、財産に被害を受けた納税義務者が町税を一時に納付又は納入することができないときは、申請に基づき1年以内の延長を行うことができる。（地方税法

第15条)

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、さらに1年以内の延長を行うことができる。

③ 町税の減免（町税の減免に関する規則：規則第11号）

被災した納税義務者に対し、該当する各税目について減免を行うことができる。

ア 死亡した場合

イ 障がい者となった場合

ウ 災害による農作物の減収損失の所得税

エ 災害を受け作付不能又は使用不能となった農地又は宅地の固定資産税

オ 災害を受け償却資産の固定資産税

(2) 県税の減免等の措置（窓口：日向県税事務所）（県防計画）

① 県税に関する期限の延長

知事は「地方税法第20条の5の2」に基づき、「県税条例第22条」により、法又はこの条例の定める申告、申請、請求、その他書類の提出(不服申立に関するものを除く。)又は納付もしくは納入に関する期限までに、これらの行為をすることができないと認めるときは、納税義務者等の申請により、その災害のやんだ日から2月をこえない限度において当該期限の延長をするものとする。ただし、災害等が広範囲にわたる場合においては、納税義務者等の申請によらず、知事が当該地域を指定し、当該期間を延長することができる。

② 県税の徴収猶予

知事は「地方税法第15条」の規定に基づき、納税義務者等が、その財産について災害を受けた場合等において、その事実に基づいて、県税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、その申請により1年以内の期間を限り（やむを得ない理由があると認められるときは、すでに猶予した期間とあわせて2年以内）、その徴収を猶予することができる。

③ 県税の減免

知事は地方税法第72条の62、第73条の31、第162条及び第194条の規定に基づき、「県税条例第23条」により、次に掲げる者について、その納付すべき事業税、不動産取得税、自動車税及び鉾区税を減免することができる。

ア 事業税の減免(個人の事業税に限る。)

次の者に対しては、災害を受けた日の属する年において納付すべき当該年の4月1日の属する年度分の税額のうち、災害を受けた日以後に納期が到来する当該税額について、次表の所得区分ごとに順次減免の割合を適用して計算した金額の合計額を減免することができる。

(ア) 自己の所有に係る事業用の資産について、災害により受けた損害の金額(保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。(イ)において同じ。)が当該資産の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第72条の49の8第1項から第5項までの規定によって計算した事業の所得が1,000万円以下であるもの

(イ) 自己(控除対象配偶者又は扶養親族を含む。)の所有に係る住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が当該住宅又は家財の価格の2分の1以上である者で、前年中の地方税法第23条第1項第13号に規定する合計所得金額が500万円以下であるもの

(3) 国税等の減免等の措置（県防計画）

① 県による措置

県は、被災した納税者又は特別徴収義務者(以下「納税義務者等」という。)に対し、地方税法及び宮崎県税条例(以下「県税条例」という。)の規定により、期限の延長、徴収猶予及び減免について適宜、適切な措置を講ずる。

② 国による措置

国は、被災者に対する納税緩和措置として、国税の徴収猶予等に関して適宜、適切な措置を講ずる。

ア 申告等の期限の延長

イ 徴収猶予

(ア) 納期限未到来の場合の徴収猶予

(イ) 通常の場合の徴収猶予

(ウ) 災害減免法に基づく徴収猶予等

ウ 減免措置

(4) 介護保険料の徴収猶予（窓口：福祉課）

町は、介護保険納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合、納付義務者の申請によって、徴収を猶予する。

① 猶予期限等

ア 期限：6ヶ月以内

イ 金額：納付することができないと認められる金額を限度とする。

② 対象者

ア 第1号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者（以下「生計中心者」という。）が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたとき。

イ 生計中心者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したとき。

ウ 生計中心者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したとき。

エ 本部長が特別の理由があると認めるとき。

【1.4.4.11】 事業の所得

事業の所得	減免の割合
500万円以下の金額	全部
500万円を超え、750万円以下の金額	10分の5
750万円を超える金額	10分の2.5

③ 不動産取得税の減免等

- ア 災害のやんだ日から3年以内において、災害により滅失した不動産に代るものと知事が認める不動産を取得した者には当該取得した不動産に対して課する不動産取得税の税額から滅失した不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。
- イ 不動産を取得した者で当該不動産取得税の納期限(当該納期限が当該不動産を取得した日から起算して6か月を経過しているときは6か月经過日の前日)までに災害により当該不動産を滅失した場合、当該不動産に係る不動産取得税を減免するものとする。
- ウ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(昭和47年法律第132号)第3条に規定する集団移転促進事業計画に定める移転促進区域その他これに準ずるものとして知事が指定する区域内に住居を有する者で、災害を避けるため、これらの区域外に住居を移転する場合において、当該住居の用に供している不動産に代るものとして知事が認める不動産を取得したものは、当該取得した不動産に対して課する不動産取得税から住居の用に供していた不動産の価格に不動産取得税の税率を乗じて得た額に相当する税額を控除するものとする。

④ 自動車税又は鉦区税の減免

災害により自動車又は鉦区について損害を受けた者で、その損害金額が当該資産の価格の2分の1以上であるものについて、災害の日以後に納期が到来する当該年度分の自動車税又は鉦区税の税額の2分の1を軽減するものとする。

(5) その他公共料金の特例措置（県防計画）

① 郵便事業

- ア 被災者に対する通常はがき(1世帯当たり5枚)・郵便書簡(1枚)の無償交付
被災地の支店長が決定する。
- イ 被災者の差し出す郵便物(第一種、第二種又は盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物(速達も可)及び電子郵便)の料金免除
郵便事業株式会社九州支社長が決定する。
- ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (ア) 災害救助法の適用があった場合において、支店長が郵便事業株式会社九州支社長の指示に基づいて実施する。
 - (イ) 被災地の援助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金

連合会にあてた被災者援助を内容としたゆうパック又は現金書留で、分配方法等について条件をつけないものに限る。

② 通信事業

「電話サービス契約約款第111条」に基づき、災害が発生しまたは発生する恐れがあるときは、被害状況を勘案し基本料金等及び工事に関する費用を減免する。

③ 電気事業

原則として災害救助法適用地域の被災者が対象。経済産業大臣の認可が必要。

ア 電気料金の早収期間及び支払い期限の延伸

イ 不使用月の電気料金の免除

ウ 建て替え等に伴う工事費負担金の免除(被災前と同一契約に限る)

エ 被災者の家屋修復等、復旧にかかる臨時電灯・電力使用のための臨時工事費の免除

オ 被災により使用不能となった電気設備に相当する基本料金の免除

カ 被災により1年未満で廃止または減少した契約の料金精算の免除

キ 被災に伴う引込線・メーター類の取付け位置変更のための諸工料の免除

6. 住宅確保の支援（県防計画）

県は、自力で住宅建設できない被災者に対する恒久的な住宅確保のため、町が実施する災害公営住宅の建設及び既設公営住宅の復旧に対する指導、支援を適切に行い、町で対応が困難な場合は県が代わって災害公営住宅を建設し、居住の安定を図る。

また、自力で住宅を建設する被災者に対して住宅金融支援機構による住宅資金の貸付等に対する情報の提供と指導を行うものとする。

6.1 災害公営住宅の建設

(1) 災害公営住宅の建設

① 災害公営住宅は、次の各号の一に該当する場合において、滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、国庫補助を受けて建設するものとする。

ア 地震、暴風雨、洪水、高潮、その他の異常な天然現象による災害の場合

(ア) 被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき

(イ) 一市町村の区域内の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(ウ) 滅失戸数がその区域内住宅戸数の一割以上のとき

イ 火災による場合(同一期に同一場所で発生したとき)

(ア) 被災地域の滅失戸数が200戸(激甚災害は100戸)以上のとき

(イ) 滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の一割以上のとき

② 災害公営住宅は原則として市町村が建設し管理するものとする。

③ 災害公営住宅の入居者資格及び建設戸数は、おおむね次によるものとする。

ア 入居者資格

次の各号（老人等にあつては、(ア)、(ウ)及び(エ)）の条件を具備する者

(ア) 災害により滅失した住宅に居住していた者であること。

- (イ) 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- (ロ) その者の収入が公営住宅法施行令第6条第5項第2号に規定する金額を超えないこと。
- (エ) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

イ 建設戸数

- (ア) 市町村別建設戸数は被災滅失住家戸数の3割(激甚災害は5割)以内とする。
ただし、他市町村で余分があるときは、3割(激甚災害は5割)をこえることができる。
- (イ) 県においては、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の3割(激甚災害は5割)以下の場合、3割(激甚災害は5割)に達するまで建設することがある。

6.2 災害住宅融資

(1) 災害住宅融資

① 災害復興住宅融資対象地域の決定

災害が発生した場合、町は県とともに、被害状況を調査し、住宅金融支援機構から被害状況の報告を求められた場合は、迅速に対応することとする。

また、災害復興住宅融資の実施が決定されたときは、り災者に対し、当該融資が円滑に行われるよう機構に協力し、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

② 災害復興住宅（新規、購入、補修）融資

融資の対象地域内に、災害により滅失した住宅を災害当時所有し、又は使用していたり災者（り災の日から2年を経過しない場合に限る。）は、融資を受けることができるので、町は県とともに、り災者に対し当該資金の融資が円滑に行われるよう、制度の周知を図るとともに、借入手続きの相談等を行うものとする。

また町は、り災証明の発行を行い、融資希望者の同資金申込みに支障がないように努めるものとする。

7. 災害復興基金の設立

町は県とともに、被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討するものとする。

7.1 中小企業の復興支援（県防計画）

県は、被災した中小企業の再建を促進するための資金対策として、市中金融機関(普通銀行、信用金庫、信用組合)及び政府系金融機関(株日本政策金融公庫、商工組合中央金庫)の融資並びに小規模企業者等設備導入資金等の貸付、信用保証協会による融資の保証等により施設の復旧に必要な資金並びに事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう措置するとともに、国に対しても要望するものとする。

(1) 資金需要の把握連絡通報

県は、中小企業関係の被害状況について調査し、再建のための資金需要について速やかに把握する。

(2) 緊急連絡会の開催と資金貸付の簡易迅速化、条件の緩和等の措置

県は、関係金融機関等と緊急連絡会を開催して、災害融資の円滑化を図るものとする。

また、被災地を管轄する金融機関に対して被害の状況に応じ貸付手続きの簡易迅速化、貸付条件の緩和等について特別の取り扱いを実施するよう要請する。

(3) 中小企業者に対する金融制度の周知

県は、市町村を通じ、国、県並びに政府系金融機関等が行う金融の特別措置について中小企業者に周知徹底を図る。

(4) 金融相談の実施

県は、信用保証協会、関係商工会議所、関係商工会、中小企業団体中央会等の協力を求めて、金融相談を行うものとする。

(5) 国に対する要請

県は、国に対して災害特別融資を要請するものとする。

(6) 融資の弾力的運用

県は、関係金融機関に対して融資の円滑化及び既往貸付金の返済猶予など弾力的対応を要請するとともに県中小企業融資制度「経済変動・災害対策貸付」「セーフティネット貸付」による融資が円滑に行われるよう必要な措置を講ずる。

小規模企業者等設備導入資金（設備貸与を含む。）、中小企業高度化資金の返済猶予、償還期間の延長など弾力的に対応するとともに、小規模企業者等設備導入資金等の貸付が円滑に行えるような措置を講ずる。

資料編【1.4.4.12】 経済変動・災害対策貸付の融資条件等

資料編【1.4.4.13】 セーフティネット貸付の融資条件等

(7) その他の措置

県は金融の円滑化を図るため、必要に応じ一般金融機関及び政府系金融機関（商工組合中央金庫）に対し、県資金を預託するとともに、県信用保証協会に対し、損失補償等の措置を行う。

資料編【1.4.4.14】 門川町災害弔慰金の支給等に関する条例

第2編 南海トラフ地震 防災対策推進計画編

第2編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 計画の趣旨

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

なお計画の策定に当たり、南海トラフ地震防災対策推進計画作成例及び県地域防災計画（平成26年3月）の津波災害対策編を参考とした。

第2節 南海トラフ地震の被害想定

1. 地震の特徴

静岡県駿河湾から日向灘まで延びる南海トラフと呼ばれる海溝では、歴史上たびたび東南海・南海地震（マグニチュード8クラス）や日向灘地震（マグニチュード7クラス）などが発生している。国は、「東北地方太平洋沖地震」を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の震度分布や津波高、各種被害を想定し、公表した。県は、この国の想定を踏まえながら、県内の現況を可能な限り反映させ、地震・津波に関するより詳細な予測を行うとともに、それらに起因する各種被害の想定を行った。

1.1 強震断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを選定した。

資料編【2.1.2.1】 県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデル

1.2 津波断層モデル

内閣府の「南海トラフ巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

資料編【2.1.2.2】 津波断層モデル

2. 被害想定概要

2.1 地震動について

宮崎県内に最大クラスの揺れをもたらすと想定される強震断層モデルとして、内閣府の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の4ケースのうち、宮崎県に大きな影響を及ぼす「陸側ケース」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルとして、県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデルを想定した。

以上の2つのモデルによる地震動の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの地震動を想定した。予測される震度分布は、以下のとおり。

資料編【2.1.2.3】 予想される震度分布

2.2 津波浸水について

宮崎県沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府の

「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表(2012年8月)の11ケースのうち、宮崎県沿岸に大きな影響を及ぼす「ケース④」「ケース⑩」を選定した。また、日向灘を中心に発生した断層破壊が周辺の領域に影響して広がる、宮崎県独自の断層モデルを想定した。

以上の3つのモデルによる津波の想定結果を重ね合わせて、最大クラスの津波を想定した。予測される津波浸水想定は、以下のとおり。

これによると、最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達するとしている。

資料編【2.1.2.4】 津波の想定結果

2.3 被害想定について

県内に影響の大きい次の2つのケースについて、各種想定を行った。

ア 想定ケース①

内閣府(2012年)が設定した強震断層モデル(陸側ケース)及び津波断層モデル(ケース⑩)を用いて、本県独自に再解析した地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

イ 想定ケース②

県独自に設定した強震断層モデル及び津波断層モデルによる地震動及び津波浸水の想定結果に基づくケース。

資料編【2.1.2.5】 最大震度及び最大津波高

資料編【2.1.2.6】 被害想定

(1) 建物被害

津波による建物被害は、想定ケース②の場合、町で全壊約2,000棟、半壊約1,000棟である。県内全域では、全壊約19,000棟、半壊約19,000棟と想定されている。

資料編【2.1.2.7】 想定ケース①②冬18時(建物被害)

(2) 人的被害(死傷者数)

建物倒壊による人的被害は、想定ケース②の冬深夜の場合、町では津波による死者約2,800人、負傷者450人、県内全域で死者約24,000人、負傷者5,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.8】 想定ケース①②(人的被害 死傷者数)

(3) 人的被害(要救助者数)

津波による要救助者は、想定ケース②の冬深夜の場合、町では約250人、県内全域で11,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.9】 想定ケース①②（人的被害 要救助者数）

(4) ライフライン被害（上水道）

断水率は想定ケース②の場合、被害直後の町では給水人口約 18,000 人、断水人口は約 18,000 人で断水率はほぼ 100 パーセント、県内全域で給水人口約 1,094,000 人、断水人口 1,058,000 人、断水率は 97 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では断水人口は約 8,100 人で断水率は 44 パーセント、県内全域で断水人口 240,000 人、断水率は 22 パーセントと想定されている。

資料編【2.1.2.10】 想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）

(5) ライフライン被害（電力）

機能支障率は想定ケース②の場合、被害直後の町では電灯軒数約 8,700 軒、停電軒数は約 8,500 軒で停電率は 97 パーセント、県内全域で電灯軒数約 590,000 軒、停電軒数約 541,000 軒、機能支障率は 92 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では停電軒数は約 3000 軒で停電率は 35 パーセント、県内全域で停電軒数 43,000 軒、停電率は 7 パーセントと想定されている。

資料編【2.1.2.11】 想定ケース①②（ライフライン被害 電力）

(6) ライフライン被害（通信）

① 固定電話

不通回線率は想定ケース②の場合、被害直後の町では回線数約 5,100 回線、不通回線数は約 5,000 回線で不通回線率は 98 パーセント、県内全域で回線数約 372,000 回線、不通回線数約 343,000 回線、不通回線率は 92 パーセントとなり、被災 1 ヶ月後で町では不通回線数は約 1,700 回線で不通回線率は 33 パーセント、県内全域で不通回線数 18,000 回線、不通回線率は 5 パーセントと想定されている。

② 携帯電話

不通ランクは想定ケース②の場合、被害直後の町では停波基地局率 14 パーセントで不通ランクは A、県内全域で停波基地局率は 13 パーセントで不通ランクは A となり、被災 1 週間後で町では停波基地局率 49 パーセントで不通ランクは A、県内全域で停波基地局率は 21 パーセントで不通ランク外と想定されている。

資料編【2.1.2.12】 想定ケース①②（ライフライン被害 通信）

(7) 交通施設被害

道路の津波浸水被害（箇所）は想定ケース①の場合、町では約 40 箇所、県内全域で数約 320 箇所と想定されている。

漁港の被害は想定ケース①の場合、門川漁港で岸壁の被害として6箇所、その他係留施設の被害として10箇所が想定されている。

資料編【2.1.2.13】 想定ケース①②（交通施設被害）

(8) 生活への影響（避難者）

避難者の数は想定ケース①の場合、被災1日後の町では避難者数約11,000人でそのうち、避難所に約7,400人、避難所外に約3,800人、県内全域では避難者数約333,000人でその内避難所に約211,000人、避難所外に約122,000人と想定されている、被災1ヶ月後で町では避難者数約11,000人のうち、避難所に約3,300人、避難所外に約7,600人、県内全域では避難者数約383,000人でその内避難所に約115,000人、避難所外に約268,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.14】 想定ケース①②（生活への影響 避難者）

(9) 生活への影響（帰宅困難者）

帰宅困難者の数は想定ケース①②共に、町では就業者・通学者数が約5,900人で帰宅困難者が約650人、県内全域では就業者・通学者数が約479,000人で帰宅困難者が約45,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.15】 想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）

(10) 生活への影響（物資需要量）

必要とする物資の需要量は想定ケース①の場合、被災1日後の町では食糧約26,000食、飲料水約54,000リットル、毛布16,000枚、県内全域では食糧約760,000食、飲料水約2,783,000リットル、毛布371,000枚と想定されている。被災1ヶ月後の町では食糧約12,000食、飲料水約34,000リットル、毛布7,500枚、県内全域では食糧約414,000食、飲料水約748,000リットル、毛布177,000枚と想定されている。

資料編【2.1.2.16】 想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）

(11) 生活への影響（医療機能）

医療需要は想定ケース①の場合、町では要入院約840人、要外来約410人、県内全域では要入院約20,000人、要外来約12,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.17】 想定ケース①②（生活への影響 医療機能）

(12) 災害廃棄物等

災害廃棄物等は想定ケース①の場合、町では災害廃棄物が約40トン、津波堆積物が約20～40トンと想定されている。県内全域では災害廃棄物が約750トン津波堆積物が約390～830トンと想定されている。

資料編【2.1.2.18】 想定ケース①②（産業廃棄物等）

(13) その他の被害（要配慮者）

要配慮者の避難者の数は想定ケース①の場合、被災1日後の町では避難者数約2400人でその内、避難所に約1600人、避難所外に約830人、県内全域では避難者数約73,000人でその内避難所に約47,000人、避難所外に約27,000人となり、被災1ヶ月後で町では約2400人でその内、避難所に約720人、避難所外に約1700人、県内全域では避難者数約84,000人でその内避難所に約25,000人、避難所外に約59,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.19】 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者）

(14) その他の被害（要配慮者の内訳）

要配慮者の内訳は想定ケース①の場合、町では65歳以上の単身高齢者約380人、身体障害者約510人、県内全域では65歳以上の単身高齢者約12,000人、身体障害者約13,000人と想定されている。

資料編【2.1.2.20】 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者1週間後の避難所避難者に占める）

(15) その他の被害（孤立集落）

孤立集落は想定ケース①の場合、町では農業集落1箇所、総数2箇所、県内全域では農業集落34箇所、総数575箇所と想定されている。

資料編【2.1.2.21】 想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）

(16) 経済被害（資産等の被害）

建物被害額は想定ケース②の場合、県内全域で3.4兆円と想定されている。

資料編【2.1.2.22】 想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）

(17) 経済被害（生産・サービス低下による影響）

農林水産業に対する影響は想定ケース①の場合、県内全域で1.6兆円と想定されている。

資料編【2.1.2.23】 想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）

(18) 経済被害（交通寸断による影響）

交通寸断による道路の人流の影響は、想定ケース①の復旧完了までに1ヶ月の場合、県内全域で1.1（百億円）と想定されている。

資料編【2.1.2.24】想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）

第3節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

県が公表した最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達すると想定されており、5メートル以上の津波被害が発生するおそれのあるとされる地区は次のとおり。

1. 南町地区

当区域の海拔は3.5メートル～10.0メートルである。避難場所は、クリエイティブセンター一屋上、日向病院3階以上のフロアー、南町1区の潤島神社周辺の山や南町2区の梶木山、更に南ヶ丘公民館付近である。

2. 上町・本町・中須地区

当区域の海拔は2.9メートル～8.9メートルである。避難場所は、役場屋上、門川小学校屋上、平城ふれあい広場、愛宕山、中央公民館等である。

3. 尾末8地区

当区域の海拔は1.7メートル～10.0メートルである。避難場所は、中央公民館、西ノ山高台、上ノ山高台、門川小学校屋上等である。

4. 加草地区

加草1区が3.4メートル～5.4メートルで避難場所は永願寺周辺の山手。加草2区が2.2メートル～3.8メートルで、避難場所はじんじん山や加草地蔵尊及び加草愛宕山。加草3区が2.2メートル～4.8メートルで、避難場所は草川小学校屋上や須賀崎配水地、加草地蔵尊。加草4区が1.9メートル～3.6メートルで避難場所は須賀崎配水地、草川小学校屋上。加草5区が2.0メートル～4.3メートルで、避難場所は草川小学校屋上、庵川近隣公園等である。

5. 須賀崎地区

当区域の海拔は1.6メートル～4.1メートルで、避難場所は須賀崎配水地、庵川西近隣公園等である。

6. 庵川西地区

当区域の海拔は1.9メートル～5.8メートルで、避難場所は庵川西近隣公園、心の杜、総合福祉センター及び自宅周辺の裏山である。

7. 庵川東地区

当区域の海拔は2.1メートル～3.5メートルで、避難場所は総合福祉センター、法蔵寺、及び自宅周辺裏山等である。

第4節 実施事業の種類と達成期間

町津波避難の対象施設等地域ごとに実施すべき事業の種類について、その目標と達成期間は次のとおり。

- (1) 学校給食共同調理場の高台移設（平成27～平成37年度）
役場近くの高台に避難所や備蓄倉庫を兼ねた施設の設置。併せて海側からの避難道路の整備を行う。
- (2) 町道加草～中村線の整備（平成27～平成37年度）
低宅地が多い加草地区と、山林や高台が多い中村地区を鉄道が遮断しているため、全幅18メートルの高架道路を設置して、避難幹線道路を完成させる。
- (3) 中央公民館の耐震工事及び対策本部仕様改築、備蓄倉庫の整備、自家発電機の設置（平成27～平成31年度）
建物の耐震工事を行い、対策本部で活用できるスペース確保や通信施設等の増設を行う。また、備蓄倉庫の増設を行う。
- (4) 文化会館避難所整備（平成27～平成37年度）
屋上避難階段、屋上手摺、夜間照明、屋根の設置をおこない、高台に避難する事が出来ない利用者の避難場所の確保を行う。
- (5) 庵川東町宮団地避難場所整備（平成27～平成31年度）
庵川東町宮団地建て替え（4F）に合わせて、1～2Fの高齢者、障害者フロアから屋上への避難エレベーターを併設し、併せて屋上を避難場所として整備する。
- (6) 各避難所への誘導標識を50か所程度増設（平成27～平成31年度）
- (7) 消防機庫整備（平成28～平成38年度）
町内の、津波浸水区域内にある消防機庫が、地震や津波による全壊を免れ、事後の災害応急対策の拠点となるべく整備を行う。
- (8) 防災活動拠点整備（平成28～平成38年度）
地震、津波発災後に、支援部隊等の防災活動拠点の一つとして活用するために、防災ステーションの整備拡充を行う。

第2章 地震津波に関する備え

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

計画作成に当たっては、具体的な目標及びその達成期間を定めるものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう整備の順序及び方法について考慮するものとする。

- (1) 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化
- (2) 避難場所の整備
- (3) 避難経路の整備
- (4) 土砂災害防止施設
- (5) 津波防護施設
- (6) 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設
消防団による避難誘導のための拠点施設、緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設、平成25年総務省告示第489号に定める消防用施設
- (7) 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備
- (8) 通信施設の整備
 - ① 町防災行政無線
 - ② その他の防災機関等の無線
- (9) 緩衝地帯として設置する緑地、広場、その他公共空地の整備
石油コンビナート等特別防災区域に係る町、県及び特定事業所は、緩衝地帯としての緑地、広場その他の公共空地の整備を行うものとする。

1. 都市防災構造の強化(避難路の整備等)

1.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、人口の集中した都市部の被害が大きくなっており、津波による被害を最小限にするためには、津波に強いまちづくりを進めることが重要である。

今後、津波防護施設の整備や住民避難などハード・ソフトの施策を組み合わせ「多重防御」による推進を規定した「津波防災地域づくりに関する法律」等の活用も検討しながら、将来にわたって安心して暮らすことのできる津波災害に強い地域づくりについて、住民との連携を図りながら、長期的課題として検討する。

1.2 防災都市づくり計画の策定

町は、地震・津波に強い都市づくりを計画的に推進するため、防災都市づくりの計画を策定するよう努める。

また、津波被害を受ける可能性のある地域について、津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート、防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策の推進に努めるものとする。

1.3 防災空間の確保

町は、地震・津波に強い都市づくりを進めるために不可欠である防災空間を確保するため、これらを形成する道路、公園、河川等の根幹的な公共施設の整備を推進する。

防災空間の確保については、「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.2 防災空間の確保」によるものとする。

1.4 都市の再開発等の推進

都市の再開発等の推進については、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.3 都市の再開発等の推進」に基づき実施する。

(1) 河川施設の整備

河川管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行うとともに、避難路、避難地、緊急用河川敷道路並びに防災活動拠点、緊急消火用水の供給地等として利用することも考慮して河川整備を進めることとする。

(2) 海岸施設の整備

海岸管理者は、堤防等の高さなどの情報を住民に周知し、避難活動の支援を行う。

(3) 都市公園施設の整備

都市公園管理者は、都市公園の整備に当たっては、避難地、防災資機材等の備蓄の場等としての機能を備えるとともに、災害対策活動の拠点ともなるよう整備を行い、地域防災空間の機能をあわせ持つものとする。

1.5 緊急避難場所、避難路の確保

緊急避難場所等の確保について、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.4 緊急避難場所の確保等」によるものとする。

(1) 指定緊急避難場所の確保

町は、津波から住民の生命を保護するため、様々な形態の避難場所を確保する。

① 津波避難ビル

「津波避難ビル等に係るガイドライン（平成17年6月）」に基づき、行政や民間が管理するビルについて、施設管理者と協議により津波避難ビルとしての指定を行う。

② 高台

高台については、昇降道（階段）や照明灯及び整地や防護柵等の設置等を行い、避難場所としての整備を行う。

③ 複合型の津波避難施設

高台がなく、避難場所の確保が困難な地域は、平常時は公民館や歩道橋等として利用でき、災害発生時には避難場所として利用できる等の複合型の津波避難施設の整備を行う。

(2) 避難路の確保

町は、地震の揺れによる段差の発生、避難行動に伴う車両の増加、停電時における信号滅灯等による交通渋滞又は事故を考慮し、高台に向かう道路の整備等、地域の実態

に応じた避難路を確保する。

1.6 町役場庁舎及び代替施設

① 町役場庁舎の整備

町は、町役場庁舎の耐震性の強化及び浸水防止機能の確保について検討する。

② 代替施設の検討

町は、津波で被災した場合に町役場庁舎に代わる施設をあらかじめ検討する。また、代替施設においても迅速な対応ができるよう、通信設備の設置及び非常用発電機等の燃料確保について検討する。

1.7 重要施設の立地誘導

町は、町有施設、要配慮者に関わる施設等について、浸水の危険性の低い場所に立地するよう誘導及び整備を図る。

2. 海岸・河川施設の整備と管理（県防計画）

2.1 基本方針

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備をはじめ、海難船舶、漂流物による航行船舶二次災害の防止などを推進するとともに、あらかじめ震災に備えた点検要領を定めておくものとする。

施設の整備については発生頻度の高い津波を想定して設計対象とするが、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスに対しても施設の効果が発揮できるようにする。

また、水門、陸閘等の施設は、町、県、並びに操作・点検等を受託した団体等が連携してそれぞれの役割に応じて維持管理を行い有事の際には操作者の安全確保が図られた上で適切な措置（水門等開閉操作等）が講じられるようあらかじめ体制を整えておくものとする。

2.2 海岸保全施設

(1) 施設点検、耐震性の確保

海岸保全施設の地震に対する安全性を確保するため、点検要領等により計画的に点検を実施し、その結果に基づき設計指針等により緊急性の高い箇所から計画的・重点的な耐震性確保に努める。

(2) 災害危険箇所の調査、整備

① 地震に起因する堤防の沈下により生じる被害を防止するため、海岸堤防等の耐震性の向上を推進する。

② 災害危険箇所を定期的点検を実施し、危険箇所整備計画を策定するとともに、計画的な整備に努める。

2.3 河川施設

(1) 施設点検、耐震性の強化

国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

また、排水機場・閘門・水門等の河川構造物についても検討を行い耐震補強に努める。

(2) 水門、樋門、排水機場等の河川管理施設及び許可工作物における管理体制整備

災害時に一貫した管理がとれるよう操作マニュアルの作成、関係機関との連絡体制の確立など管理体制の整備、徹底を図る。

(3) 防災体制等の整備

河川、ダム情報等のテレメーターシステムを整備し、地震発生時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行うとともに、地震発生後に予想される河川区域使用の要請について基本的な対応方針を定めておく。

3. 道路等交通関係施設の整備と管理

3.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査地震被害想定調査においては、道路等の公共施設の被害が想定されている。

道路等交通関係施設の設備と管理については、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第1節 7. 道路等交通関係施設の設備と管理」に基づき実施する。

3.2 道路施設等

町は、避難対象地域から住民等が迅速に避難行動が実施できるよう支援するため、避難誘導の標識整備に努める。

3.3 港湾、漁港施設

(1) 港湾

- ① 想定される津波高さの把握及び港湾利用者等への情報提供
- ② 港湾施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 貯蔵危険物の流出防止対策など危険物取扱施設の安全確保
- ④ 港湾区域における非常時航路の確保及び沈船、漂着物等の除去対策
- ⑤ 緊急輸送路の確保と利用可能施設による災害支援体制の確立

(2) 漁港

- ① 想定される津波高さの把握及び漁港利用者等への情報提供
- ② 漁港施設に対する安全性の確認及び津波対策施設の整備推進
- ③ 油類等危険物の流出防止対策
- ④ 沈船、漂流物等の除去対策
- ⑤ 主要漁港の補完として、門川漁港及び庵川漁港における緊急輸送路の確保と災害復旧・復興支援体制の確立

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1. 情報の収集・連絡体制の整備

1.1 津波監視体制の整備

町は、震度4以上の地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、テレビ・ラジオ等放送機関を通じ発表される津波に関する情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜にある者、海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示し、生命、身体の安全を図るものとする。また、あらかじめ定めておく監視場所、監視担当者により安全性を確保して津波監視を行うものとする。

【2.2.2.1】 津波監視場所

監視場所	監視者	監視情報
門川町役場屋上	消防団員・消防職員	海面変化
遠見山中継所		

(1) 海上からの監視

航行中の船舶及び出漁中の船舶等にあつては、異常な海象等を発見した場合には速やかに無線等で海岸局へ通報するものとする。

(2) 陸上からの監視

ア 陸上からの監視

津波監視場所は、監視者の安全性の確保のうえ、過去の津波記録等を勘案し、津波の早期発見に適した場所に設定するものとする。海岸近くの低地での監視は行わないものとする。

イ 津波監視担当者の選任

地震発生後速やかに津波監視を開始できる者を津波監視担当者として選任するものとする。

ウ 遠方監視設備等の導入

潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、地震発生直後からの潮位等海面の変化を監視するための遠方監視設備（監視カメラ等）の導入に努めるものとする。

1.2 画像伝送システムの整備充実

総合情報ネットワークを通じて、防災ヘリからの災害現場画像情報を迅速に県及び市町村等で見ることができるシステムを構築している。また、県警ヘリからの映像及び国の河川等の監視カメラの映像も見ることができるように整備している。

1.3 町防災行政無線の整備

町防災行政無線の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 2. 2.3 防災行政無線の整備」によるものとする。

1.4 通信訓練、研修会の実施等

町及び県は、震災時における通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的実施するとともに、非常通信の取扱い、通信機器操作の習熟に向け、通信訓練や研修会を実施するものとする。

1.5 津波に関する情報の迅速な伝達体制の整備

津波に関する情報をより早く伝達して、素早く待避・避難できる体制を準備することが人的被害を防ぐ上で特に重要であり、沿岸地域住民、海浜来場者、船舶関係者等に対する伝達体制を整えておくものとする。

(1) 津波に関する情報の伝達の迅速化・確実化

① 町における情報伝達

町は、住民等に対し、津波に関する情報の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メールを含む。）、サイレン、半鐘等多様な手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難経路、避難場所の周知をしておくものとする。

また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、防災情報処理システムの適正な管理に努めるとともに、防災情報処理システムと町同報無線の自動接続設備の適正な維持管理に努めるものとする。

さらに、多数の人出が予想される海岸及び港湾周辺の水産事業者等への情報伝達体制を継続する。

② 防災関係機関における情報伝達

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町村や船舶等への津波に関する情報の伝達の迅速化を図るとともに、夜間、休日における確実な津波に関する情報の伝達体制を整えておくものとする。

(参考) 津波に関する情報の種類（県防引用）

宮崎地方气象台（気象庁）が通知する津波に関する情報の種類は次のとおりである。

① 大津波警報・津波警報・津波注意報・津波予報

ア 大津波警報→予想される津波の高さが高いところで3メートルを超える場合

イ 津波警報→予想される津波の高さが高いところで1メートルを超え、3メートル以下の場合

ウ 津波注意報→予想される津波の高さは高いところで0.2メートル以上、1メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合

エ 津波予報→地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合

オ 津波警報等の解除→津波による災害のおそれなくなったと認められる場合

② 津波情報

- ア 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
- イ 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
- ウ 津波観測に関する情報
- エ 沖合の津波観測に関する情報
- オ 津波に関するその他の情報

③ 地震解説資料

県内で震度4以上を観測した場合や津波予報区「宮崎県」に津波警報・注意報を
 発表した場合に作成し提供する。

過去に発生した地震状況、震央分布図、地震活動経過図などの情報。

2. 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難勧告又は指示の発令基準は、原則として次のとおりとする。

また、強い地震（震度4以上）のゆれ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合には、津波警報や避難指示を待たずに、自主避難を行うようあらかじめ住民に周知するものとする。

【2.2.2.2】 発令基準

区分	発令基準	避難対象区域
避難指示	大津波警報が発表された場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域
	津波警報が発表された場合	高さ3mの津波により浸水が想定される区域
	津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがある場合	海岸堤防等より海側の区域
※自主避難	強い地震（震度4以上）のゆれ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じた場合	最大クラスの津波により浸水が想定される区域

3. 避難収容体制の整備

3.1 基本方針

宮崎県地震・津波被害想定調査においては、多数の長期避難者の発生が想定されている。

このうち、住居等を喪失するなど引き続き救助を必要とする者に対しては、収容保護を目的とした施設の提供が必要である。このため、避難所としての施設の指定及び整備を積極的に行っていくものとする。

3.2 津波避難計画等の策定

(1) 津波避難計画の策定（津波避難計画策定指針）

町は、津波避難対策推進マニュアル検討会報告書（平成25年3月）を踏まえ、住民、自主防災組織、防災関係機関等の多様な主体の参画により、具体的かつ実践的な津波避難計画の策定等を行う。また、策定した津波避難計画の内容を住民等への周知徹底

を図るものとする。

津波避難計画の策定に当たっては、下記の事項に留意するものとする。

① 津波浸水想定の設定

津波浸水想定は、最大クラスの津波が悪条件下を前提に発生したときの浸水の区域及び水深を設定するもので、H25.2 県設定の「宮崎県津波浸水想定」を参考に設定するものとする。最大規模の地震・津波における津波浸水想定によると、町の津波高は12メートル、最短16分で津波が到達するとしている。

資料編【2.2.2.3】 宮崎県津波浸水想定 門川町①

資料編【2.2.2.4】 宮崎県津波浸水想定 門川町②

② 避難対象地域の指定

津波が発生した場合に被害が予想されるため避難が必要な地域であり、避難勧告や避難指示を発令する際に避難の対象となる地域で、H25.2「宮崎県津波浸水想定」に基づき、自主防災組織や町内会の単位あるいは地形等を踏まえて指定する。

③ 避難困難地域の検討

予想される津波の到達時間までに避難対象地域の外へ避難することが困難な地域をいい、抽出に当たっては、地図上で想定するだけでなく、避難訓練等を実施して津波到達予想時間内に避難できるか否かを確認した上で、設定する必要がある。

④ 緊急避難場所等、避難路等の指定

町は、指定した緊急避難場所等の機能維持・向上に努める。

なお、避難する場合の方法は、原則として徒歩とするが、地域によっては次のような事項により避難行動要支援者の円滑な避難が困難となることが考えられるため、地域の実情に応じた避難方法をあらかじめ検討するものとする。

ア 徒歩での避難の場合、緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離があること。

イ 自動車等を利用した避難の場合、渋滞や交通事故が発生すること。

ウ 自動車等を利用した避難の場合、徒歩による避難者の円滑な避難を妨げること。

⑤ 初動体制（職員の参集等）

勤務時間外に大津波警報・津波警報や津波注意報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合の職員の連絡・参集体制、情報受信・伝達体制等について定める。

⑥ 避難誘導等に従事する者の安全の確保

避難広報や避難誘導等を行う職員、消防団員、民生委員などの安全確保について定める。津波到達予想時間等を考慮した退避ルールを確立し、退避ルールについて地域での相互理解を深め、情報伝達手段の整備などについて定める。

⑦ 津波情報等の収集・伝達

気象庁から発表される大津波警報・津波警報、津波注意報や津波情報の受信手段、受信経路等を定める。また、大津波警報・津波警報、津波注意報が発表された場合、

あるいは強い地震の揺れを感じた場合等には、国、県等による津波観測機器による観測情報、安全な場所での津波の実況把握等により、津波の状況や被害の様相を把握するための手順、体制等を定める。これらの情報等を住民等に迅速かつ正確に伝達するため、伝達系統及び伝達方法を定めるに当たっては、地域の実情に応じ、各情報伝達手段の特徴を踏まえ、複数の手段を有機的に組み合わせ、災害に強い総合的な情報伝達システムを構築する。

⑧ 避難指示等の発令

報道機関の放送等により大津波警報・津波警報の発表を認知した場合及び法令の規定により大津波警報・津波警報、津波注意報の通知を受けた場合や強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合などにおいて、避難指示又は避難勧告を発令する基準を定める。

避難指示又は避難勧告の発令基準については、「第1編 第3章 第9節 避難・収容活動」によるものとする。

⑨ 平常時の津波防災教育・啓発

津波発生時に円滑な避難を実施するために、津波の恐ろしさや海岸付近の地域の津波の危険性、津波避難計画等について、地域の実情に応じた教育、啓発を継続的かつ計画的に実施する。また、家庭内で家族の安否確認方法を共有するとともに、地震発生後、速やかに避難できるように建物の耐震化、家具の耐震固定などの地震対策について啓発することが重要である。

⑩ 避難訓練

津波避難訓練の実施に当たっては、地域の実情に応じた訓練体制、内容等を検討する。

訓練を継続的に実施し、津波浸水想定区域や避難路・避難経路、避難に要する時間等の確認、水門や陸閘等の点検等を行うことは、いざというときの円滑な津波避難に資するだけでなく、防災意識の高揚にもつながるものであり、少なくとも毎年1回以上は、津波避難訓練を実施することが大切である。また、訓練の成果や反省点を津波避難計画等に反映させることが重要である。

⑪ その他の留意点（観光地等の利用者の誘導、避難行動要支援者の避難誘導等）

観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等とあらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導に対しての手段を定めておくものとする。また、場所に応じて案内板等により地形や津波に対する特徴を周知するものとする。

要配慮者等が利用する施設は、津波に対して安全な場所を確保するものとし、自主防災組織や地域住民等に、避難行動要支援者の避難誘導に対して協力をあらかじめ得るものとする。

また、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民政児童委員等の多様な主体の協力を得ながら平常時より避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。

3.3 避難場所等の広報と周知

町は、住民が的確な避難行動をとることができるようにするため、避難場所等や避難経路等を明示した津波ハザードマップや広報誌・PR紙を活用して避難に関する広報活動の実施を通じて住民等に対する周知を徹底するとともに、定期的に津波ハザードマップなどの見直しとその充実を図るものとする。

(1) 避難場所等の広報

避難場所等の指定を行った町は、広報紙等により地域住民に対し周知徹底を図るとともに予想される津波による浸水域や浸水高、避難場所・津波避難ビル等や避難階段の位置等をまちの至る所に示すことや、蓄光石やライトを活用して夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民が日常の中で、常に津波災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行うものとする。なお、浸水高等の「高さ」をまちの中に示す場合には、数値が海拔なのか、浸水高なのかなどについて、住民等に分かりやすく示すよう留意すること。

町は「門川町津波ハザードマップ」、「門川町海拔マップ」を活用し、各地区の海拔及び津波浸水域について周知する。

(2) 避難のための知識の普及

町は、住民に対し次の事項の普及に努める。

ア 平常時における避難のための知識

イ 避難時における心得（特に、徒歩避難の原則、必要最低限の必需品の避難所への携行）

ウ 避難収容後の心得

3.4 避難施設の安全性確保と設備の整備

避難施設の安全性確保と設備の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 7. 7.3 避難施設の安全性確保と設備の整備」によるものとする。

3.5 応急仮設住宅の供与体制の整備

応急仮設住宅の供与体制の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 7. 7.4 応急仮設住宅の供与体制の整備」によるものとする。

3.6 交通対策

(1) 道路管理者及び県公安委員会の交通対策（県防引用）

道路管理者は、津波浸水のおそれがある地域において、道路利用者の安全確保及び地域住民の迅速な避難活動を支援するため、あらかじめ当該地域における道路規制の実施方法や周知方法等について、広域的な整合性に配慮しつつ、関係する道路管理者及び交通管理者と調整の上、具体的な対応策を定めるものとする。また、当該地域において道路規制を行う計画を定めた場合は、あらかじめ県民へ周知するものとする。

なお、県公安委員会は、災害応急対策を的確かつ円滑に実施するための緊急通行車両等の通行を確保するため、緊急交通路を指定することができるが、この様な広域的

な交通規制を実施するに当たっては、九州管区警察局及び隣接する県公安委員会等と緊密に連携の上、調整を図り、交通規制の整合性を図るものとする。

(2) 宮崎海上保安部及び海事関係者の交通対策（県防引用）

- ① 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な避難方法についてあらかじめ検討しておくなど、自らその避難計画を定めておくものとする。
- ② 宮崎海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等の場を通じて津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難方法等について指導啓蒙を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導及びその交通整理に当たるものとする。

(3) JR九州株式会社の交通対策（県防引用）

走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行の停止や旅客や駅に滞在する者の避難誘導等の必要な安全確保対策について、あらかじめ講じておくものとする。

4. 要配慮者に係る安全確保体制の整備

4.1 基本方針

町の65歳以上の高齢者人口は5,224人（平成25年10月1日 住民基本台帳より）。身体障害者手帳交付数は、1,107人。内、視力障害64人、聴力障害90人、言語障害9人、肢体不自由554人、内部障害340人（平成25年度 福祉課資料による）。また、外国人は46人（平成22年国勢調査による）、内、韓国・朝鮮7人、中国33人、フィリピン5人、その他1人である。

近年の災害では、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の犠牲が多くなっている。このため、町、県及び津波浸水想定区域内にある要配慮者を入所させる社会福祉施設、学校等の管理者（以下「施設等管理者」という。）等は、津波災害から要配慮者を守るため、日頃より避難訓練の実施等に取り組むとともに、必要に応じ高台移転等も含め、安全対策の一層の充実を図り、平常時から地域における要配慮者の安全確保体制について整備に努めるものとする。

4.2 社会福祉施設等の防災体制の充実

社会福祉施設等の防災体制の充実について、「共通対策編 第2章 第2節 11.11.1 社会福祉施設、病院等の防災体制の充実」によるものとする。

4.3 避難行動要支援者の救護体制の整備

避難行動要支援者の救護体制の整備について、「共通対策編 第2章 第2節 11.11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備」によるものとする。

4.4 福祉避難所の整備

福祉避難所の指定について、下記の事項とともに「共通対策編 第2章 第2節 11.

11.2 (5) 福祉避難所の指定等」に基づき実施する。

(1) 福祉施設の指定

町は、津波や土砂災害等から安全性が確保されており、施設内がバリアフリー化されている等の要配慮者に配慮された施設を有する者の同意を得て福祉避難所として指定する。

(2) 福祉避難所の整備

町は、要配慮者における良好な生活環境を確保するために必要な、洋式トイレ、車イス、簡易ベッド等の障がい者及び高齢者に配慮した設備や、ミルク、ほ乳びん等の乳児備品等の女性や子育てに配慮した設備に努める。

4.5 外国人に対する防災対策の充実

外国人に対する防災対策の充実について、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.3 外国人に対する防災対策の充実」によるものとする

5. 防災訓練計画及び防災知識の普及

5.1 防災訓練計画

- ① 町及び防災関係機関は、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施するものとする。
- ② ①の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年1回以上実施するよう努めるものとする。
- ③ ①の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- ④ 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求めるものとする。
- ⑤ 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行うものとする。
 - ア 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - イ 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - ウ 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - エ 災害の発生の状況、避難勧告・指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に都府県及び防災関係機関に伝達する訓練

5.2 防災訓練の実施に当たって配慮すべき事項

- ① 津波からの避難について、避難訓練を繰り返し実施することにより、避難行動を個人に定着させるよう工夫すること。
- ② 津波高や津波到達時間等を想定に盛り込むなどにより、それぞれの地域の状況を踏まえた実践的な訓練とすること。

6. 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進するものとする。

(1) 職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課・局、各機関ごとに行うものとする。防災教育の内容は次のとおり。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- ④ 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- ⑤ 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- ⑥ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(2) 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を実施するものとする。町は平成20年4月に「津波ハザードマップ」、平成23年11月に「門川町洪水・内水氾濫ハザードマップ」、「門川町津波ハザードマップ」を、平成26年3月に「海拔マップ」を発行しているが、暫時見直し改訂を行い適宜発行する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることに留意しながら、実践的な教育を行うものとする。

- ① 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- ② 地震・津波に関する一般的な知識
- ③ 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- ④ 正確な情報入手の方法
- ⑤ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- ⑥ 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- ⑦ 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- ⑧ 避難生活に関する知識
- ⑨ 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

(3) 船舶所有者に対する教育

町は、以下を基本として、あらかじめ地域特性に応じた避難ルールについて検討する。

- ① 沖合で航行・操業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸から離れた水深の深い安全水域(以下「沖」という。)へ避難すること。ただし、沖合であっても、海底地形、港形によって沖への避難が困難な地域では、陸上への避難を検討する。
- ② 沖へ退避した船舶は、大津波警報、津波警報、津波注意報が解除されるまで岸や港へは近づかないこと。
- ③ 港内で作業中に大津波警報、津波警報、津波注意報が発表されたら、直ちに陸上の避難所及び避難場所へ避難すること。

(4) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

① 相談窓口の設置

町及び県は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図るものとする。

第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第1節 職員の配備体制

大規模地震・津波により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、町その他の防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進し、災害の規模に応じて必要な職員の配備及び動員を図る。

1. 配備体制

町は、県内沿岸に津波警報が発令された場合には町津波災害警戒本部を設置する。

また県内沿岸に大津波警報が発令された場合並びに津波による被害が発生した場合には町津波災害対策本部を設置する。

第2節 津波からの防護

1. 津波からの防護

- (1) 町又は河川の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- (2) 町又は河川の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行うものとする。
 - ① 堤防、水門等の点検方針・計画
 - ② 堤防、水門等の補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ③ 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - ④ 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の方針及び計画
 - ⑤ 防災行政無線の整備等の方針及び計画

第3節 津波に関する迅速な情報の伝達等

1. 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の連絡体制は以下のとおり。

資料編【2.3.3.1】 津波警報等の連絡体制図

2. 津波に関する情報の地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達

2.1 津波予報の発表・解除とその基準

津波注意報、津波警報、大津波警報（以下「予報」という。）の発表及び解除は、気象業務法に基づき、気象庁が行い、宮崎地方気象台が関係機関へ通知する。

(1) 津波予報の種類

【2.3.3.2】 津波予報の種類

種類	発表基準	津波の高さ予想の区分
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m<高さ
		5m<高さ≤10m
		3m<高さ≤5m
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1m超え、3m以下の場合。	1m<高さ≤3m
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	0.2m<高さ≤3m
津波予報	地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合。	—
津波情報	津波警報等が発表された場合、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを発表。	—

2.2 津波予報情報伝達計画

迅速かつ的確な津波予報を行うために、宮崎県防災情報端末と連動した固定系防災無線で津波情報一斉伝達を行う。

(1) 警報、注意報発令

① 情報伝達体制

ア 町職員及び消防団は沿岸地域での海面調査を実施する。

イ 潮位の変化を認めた場合は、町長の指示により沿岸地域住民に固定系防災無線で避難の準備又は指示を行う。

(2) 津波予報区

津波予報区及び区域は、宮崎県である。

2.3 異常現象発見時における措置

地震及び津波に関する異常現象を発見した場合は町役場若しくは防災関係機関に通報する。

2.4 監視体制

(1) 監視体制

津波予報等の発表以前であっても、津波が来襲するおそれがある。次の場合は厳重な監視体制をとる。

- ① 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき
- ② 弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき

(2) 避難指示前の事前措置

町は、海岸付近の住民等へ津波予報の発表があった場合、直ちに海岸から退避、安全な場所に避難するよう周知する。また、可能な限り固定系防災行政無線広報やラジオ、テレビの放送を聴取するよう周知徹底しておく。

(3) 避難指示

町は、津波予報の発表があった場合、海岸に残留する者、海岸付近の住民等に直ちに海岸から退避し、高所で堅ろうな施設に避難するように指示する。

第4節 避難対策等

町は、津波避難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則として避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

また、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。

資料編【2.3.4.1】 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域

- (1) 町は、津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図るものとする。
 - ① 地域の範囲
 - ② 想定される危険の範囲
 - ③ 避難場所（屋内、屋外の種別）
 - ④ 避難場所に至る経路
 - ⑤ 避難の勧告又は指示の伝達方法
 - ⑥ 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - ⑦ その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装等）
- (2) 町が、避難所の開設時における、応急危険度判定を優先的に行う体制、各避難所との連絡体制、避難者リストの作成等については、「共通対策編 第3章 第2節 2. 町の活動体制の確立」によるものとする。
- (3) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておくものとする。
- (4) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難の勧告又は指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとるものとする。
- (5) 避難行動要支援者に対しては、避難支援者の避難に要する時間に配慮しつつ、「共通対策編 第2章 第2節 11. 11.2 避難行動要支援者の救護体制の整備」により定めた体制で支援を行うものとする。
- (6) 避難所における救護上の留意事項
 - ① 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおり。
 - ア 収容施設への収容
 - イ 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置

- ② 町は救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。
- ア 災害発生時における支援活動に関する協定書に基づく、物品などの調達要請
 - イ 県に対し都府県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ウ その他必要な措置
- (7) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

第5節 消防機関等の活動

- (1) 消防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずるものとする。
- ① 津波警報の情報の的確な収集・伝達
 - ② 津波からの避難誘導
 - ③ 管轄区と共同して地区別避難計画の作成を行う。
 - ④ 管轄区と共同して、避難誘導訓練等を行う。

第6節 水道、電気、ガス

1. 水道

町は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を軽減させるための措置に努める。

2. 電気

- (1) 電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講ずるとともに、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するものとする。

3. ガス

- (1) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

第7節 交通

1. 道路

町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知するものとする。

2. 海上

- (1) 海上保安部（海上保安監部）及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施するものとする。

3. 鉄道

- (1) 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上の措置を行うものとする。

第8節 町が管理等を行う施設等に関する対策

1. 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ア 津波警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等にあつては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、研修所等による措置
 - (7) 当該学校等が、町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - (イ) 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学級等）これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

2. 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

2.1 町における措置

災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、1の(1)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

また、災害対策本部等を町役場本館以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請するものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

2.2 学校及び社会教育施設における措置

避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、

配備に協力するものとする。

3. 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断するものとする。

第9節 迅速な救助

1. 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、救助・救急に関する体制の整備及び車両・資機材の確保に努めるものとする。

2. 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を行うよう努める。

3. 実働部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図るものとする。

4. 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の充実を図るものとする。

消防団の充実について、「共通対策編 第2章 第3節 3. 3.3 消防団の育成」及び「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるものとする。

第10節 帰宅困難者への対応

1. 一斉帰宅の抑止

町は「むやみに移動を開始しない」という基本原則を広報等で周知するほか、民間事業者との協力による一斉帰宅の抑制対策を進めるものとする。

2. 一時滞在施設等の確保

帰宅困難者が発生することが予想される場合は、帰宅困難者に対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進めるものとする。

第4章 関係者との連絡協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配

1. 物資等の調達手配

- (1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な資機材（以下「物資等」という。）が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておくものとする。
- (2) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資等の供給の要請をすることができる。

2. 人員の要請

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請するものとする。

3. 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

- (1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。
- (2) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定めるものとする。

第2節 広域応援活動

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に協力し、防災活動に万全を期す。

広域応援活動について、次の事項とともに「共通対策編 第3章 第5節 広域応援活動」によるものとする。

1. 受入体制の確保

町は、応援要請と同時に応援部隊の受入体制を整備する。

2. 応援部隊の活動計画

町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入体制を整備する。

また、要請した応援部隊に対して、どこで、何を、いつまで応援活動を要請するか等、応援部隊の活動計画を作成する。

3. 食料、飲料水、宿舎等の準備

応援部隊は食料、飲料水などを持参するのが原則であるが、必要に応じて食料、飲料水、宿舎、待機場所、駐車場等は、町において準備する。

第3節 他機関に対する応援要請

町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は次のとおり。町は必要があるときは、応援を要請するものとする。

資料編【2.4.2.1】門川町災害応援協定一覧

第4節 海外からの支援の受入

町は、大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申出があった場合、県及び関係機関と十分連絡調整を図りながら対応する。

1. 海外からの救援活動の受入

町は、海外からの救援活動等の支援について、以下の情報を収集して県に報告し、受入等を行う。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携帯品等
- (5) その他必要と思われる事項

2. 救援内容の確認

海外から救援隊派遣や救援物資の提供の申出があった場合、次の事項について確認し、県と連絡調整を図りながら対応する。

2.1 救援隊の派遣内容

- (1) 協力内容・人数・派遣日程
- (2) 受入方法
- (3) 案内・通訳の必要性

2.2 救援物資の内容

- (1) 品名・数量
- (2) 輸送手段・ルート
- (3) 到着予定

3. 関係機関との協力体制

海外からの救援隊派遣や救援物資の受入について、警察、消防及び自衛隊並びに航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第3編 特殊災害対策編

第3編 特殊災害対策編

第1章 火山災害対策

第1節 計画の概要等

1. 基本的な考え方

1.1 計画の目的

本章は、霧島山火山、阿蘇山等の噴火による災害を軽減するための災害予防対策を示すとともに、噴火が起こったり、又はそのおそれがある場合において、災害応急対策を実施するための手順及び災害復旧・復興の進め方を示すことを目的とする。なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

1.2 計画の目標

(1) 霧島山火山、阿蘇山等の危険性の認識とその周知

研究機関等と協力して、霧島山火山について研究するとともに、地域住民及び観光客等へ防災思想と防災知識の普及を図る。

また、県、関係市町村、関係機関等が推進する防災事業の周知にも努める。

(2) 火山災害に強い地域づくり

治山、治水事業等の基盤の整備を進め、災害が発生しても被害を軽減できるような地域づくりを進める。

また、各種の施設、機器、資材等の整備を進め、火山災害に備える。

(3) 応急対策を円滑に行える組織づくり

火山災害が発生した場合に、降灰処理、医療活動等が円滑に行えるように各防災関係機関の防災力の向上を図るとともに、各防災関係機関相互の協力と連携体制の充実を図る。

2. 災害の想定

2.1 予想される噴火

歴史時代の噴火記録の中で最大規模の噴火と考えられる788年、1716年～1717年規模の噴火及びそれに伴う現象を計画対象噴火とする。噴火場所は歴史時代以降活動の盛んな硫黄山、大幡池、新燃岳、御鉢の何れかとする。

平成7年度に霧島火山の噴火災害危険区域予測図を作成し、788年規模の噴火が起った際の災害要因の影響範囲などを推定していることから、本計画では、平成7年度の噴火災害危険区域予測図の成果を想定災害とする。

第2節 火山災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

火山噴火に伴う情報は、住民から送られてくる噴火前兆現象や被害に関する情報と、県及び市町村が収集する情報及び気象台から発表される噴火警報等とに大きく区分される。

(1) 住民からの連絡体制

町は、住民からの前兆現象及び被害情報等が円滑かつ迅速に伝達できるようにあらかじめ連絡体制を整え、住民への周知徹底を図るものとする。

2. 町民の防災活動の促進

2.1 町民の防災活動の促進

(1) 火山災害時の行動マニュアル等の資料作成・配布

町及び県は、それぞれの火山の特質を考慮して、霧島山火山防災マップを基にした火山災害時の行動マニュアル等を作成し、それを基に研修を実施する等防災知識の普及啓発に努める。

(2) イベント等の開催

町及び県は、防災週間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、火山災害や二次災害の防止に関する総合的な知識の普及に努める。

第3節 火山災害応急対策計画

1. 災害発生直前の対策

1.1 火山災害に関する情報の伝達

町民や観光客等に対して、火山災害が発生する前の火山情報、異常現象に関する情報等を迅速かつ的確に伝達するとともに、必要があれば避難の誘導、登山規制等の措置を講ずる。

(1) 噴火前兆現象情報の収集と通報

① 通報体制

住民等が、噴火前兆現象と思われる異常を発見した場合、町及び関係機関は、情報を収集する。

② 異常現象の通報事項

通報すべき噴火前兆現象と思われる異常現象は、次のとおりである。

なお、住民等からの通報は、異常現象の内容が不明確となる場合があるが、発生場所（発見場所）については正確な情報を把握するよう努める。

資料編【3.1.3.1】 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

③ 異常現象の調査と速報

住民等から異常現象発見の通報を受けた町職員、消防職員及び警察官は、通報後直ちに現場を調査し、次の内容をそれぞれの通報体系にしたがって速報する。

ア 速報の内容

発 生 の 事 実	(発生又は確認時刻、異常現象の状況、通報者等)
発 生 場 所	(どの火口で確認されたか)
発 生 に よ る 影 響	(住民、動植物、施設への影響)

(2) 噴火警報等の発表と伝達及び通報

① 噴火警報等の種類

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は噴火警報等を発表する。また、噴火警戒レベルが定められた火山については、噴火警戒レベルを噴火予報、噴火警報により発表する。

資料編【3.1.3.2】 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード

資料編【3.1.3.3】 霧島山（新燃岳）の噴火警戒レベル

資料編【3.1.3.4】 霧島山（御鉢）の噴火警戒レベル

② 降灰予報

降灰予報は、気象業務法第13条第1項及び第14条第1項の規定により、噴煙の火口からの高さが3千メートル以上、あるいは噴火警戒レベル3相当以上の噴火など、一定の規模以上の噴火が発生した場合に、噴火発生からおおむね6時間後までに火山灰が降ると予想される地域を発表する。

③ 火山現象に関する情報

鹿児島地方気象台及び福岡管区気象台は、噴火警報・予報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況に応じ、次の火山現象に関する情報を発表する。

- ア 火山の状況に関する解説情報
- イ 火山活動解説資料
- ウ 週間火山概況
- エ 月間火山概況
- オ 噴火に関する火山観測報

④ 火山情報の発表及び通報伝達官署

宮崎県に關係する火山情報の発表及び通報伝達官署は、次のとおりである。

資料編【3.1.3.5】 火山情報の発表及び通報伝達官署

⑤ 噴火警報等の通報・伝達系統

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。

資料編【3.1.3.6】 噴火警報等の通報・伝達系統

⑥ 関係市町村における措置

町は、県から伝達を受け、伝達に係る事項を関係機関及び住民、その他関係のある団体に伝達する。この場合において必要があると認められるときは、予想される災害の事態及びこれに対して取るべき措置について、必要な通報又は警告をする。

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、緊急情報が発表され、事態が重大と認められるとき、又は噴火により災害が発生し、その対策を要すると認められるときは、町長は、災害対策本部等を設置し、県及び防災関係機関の協力を得て、応急対策に万全を期する。

なお、火山活動の活発化に伴い、災害防止のため必要があると認められるときは、県に準ずる体制をとるものとする。

3. 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

3.1 災害状況等の緊急把握

町及び県は、特に次の措置を講じ、災害状況等の緊急把握に努めるものとする。

(1) 災害情報等の収集及び報告事項

町における災害情報等の収集及び報告すべき事項は、おおむね次のとおりとする。

- ① 人的被害及び住家被害の状況
- ② 住民の避難基準及び避難の状況

- ③ 被災地域の範囲、被害の種別、被害の程度等
- ④ 交通確保の状況
- ⑤ 噴火規模及び火山活動の状況
- ⑥ 噴火による噴石、火山れき（小石程度のもの）、降灰等の分布状況（最終報告の際は、5万分の1の図面にその分布を図示し報告のこと。なお、降灰の分布状況は、堆積の深さ5センチメートル単位で図示すること）。

4. 農林水産物応急対策

町は、噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜防疫、乳牛の搾乳、生乳の集送、家畜の運搬・と殺、資金対策等の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

4.1 農産物応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された土壌の改良、病虫害の防除、資材種苗の確保、資金対策等の措置を講じ、農産物被害の防止軽減を図るものとする。

4.2 家畜応急対策

噴火に伴う降灰のため汚染された飼料の不足分の確保、家畜の防疫対策、資金対策の他、乳牛の搾乳、生乳の集送、肉畜の運搬・と殺等流通対策の措置を講じ、家畜被害の防止軽減を図るものとする。

4.3 林産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた幼令木、苗木、林産物等の対策及び資金対策を講じ、林産物被害の防止軽減を図るものとする。

4.4 水産物応急対策

噴火に伴う降灰のため被害を受けた養魚対策として、養殖用種苗及び飼料の確保、河川漁業の資源回復、資金対策等の措置を講じ、水産物被害の防止軽減に努めるものとする。

第4節 火山災害復旧・復興計画

1. 継続災害への対応方針

霧島山火山の噴火は過去の経緯等からみて長期化することは考えにくいですが、長期化する場合は町及び県は、被災の状況、噴火等の動向を勘案しつつ、安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成する。

2. 被災者の生活支援対策

町及び県は、火山災害の長期化に伴い、地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し、必要に応じて、災害継続中においても、生活支援、生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧、その他の被災地域の復興を図るための措置を国（厚生労働省、中小企業庁、農林水産省、国土交通省、文部科学省）に要請し、実施する。

第2章 航空災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

町内で航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害(以下「航空災害」という。)が発生した場合、又はまさに発生しようとしている場合に、早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関がとるべき対策について、必要な事項を定めるものとする。

第2節 航空災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な航空災害応急対策への備え

1.1 活動体制の整備

(1) 災害応急体制の整備

町は、実情に応じ、職員の非常参集体制の整備を図るとともに、必要に応じ、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するよう努める。

1.2 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」によるものとする。

1.3 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

1.4 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

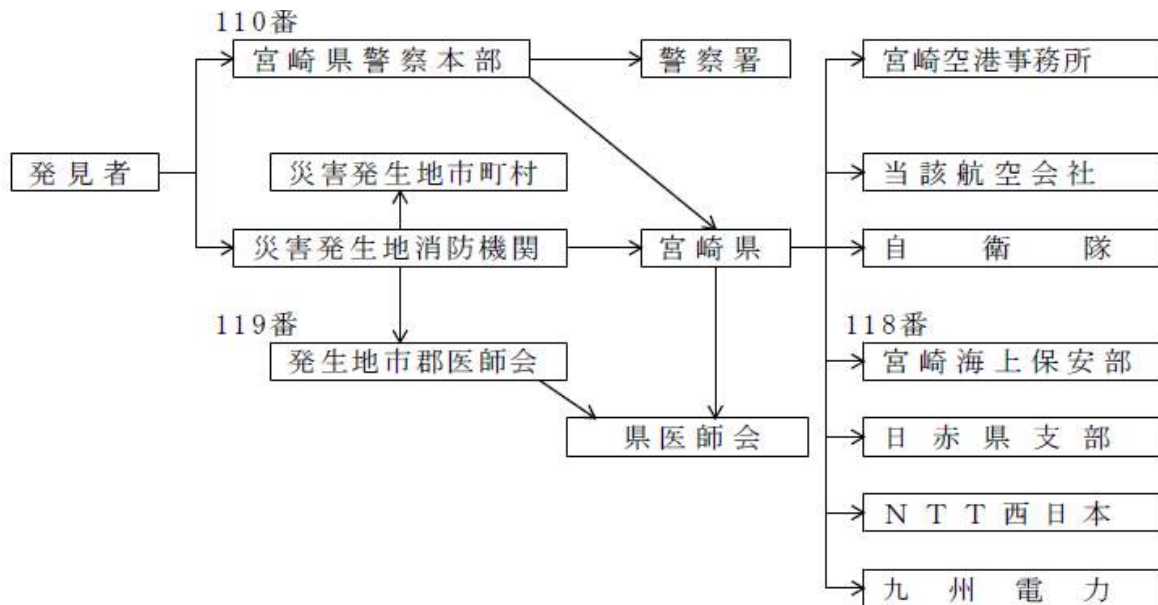
第3節 航空災害応急対策計画

1. 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 航空災害情報の収集・連絡

航空災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の通信連絡系統は、次のとおりとする。

【3.2.3.1】 航空災害情報の通信連絡系統



(1) 各機関の措置

① 町における措置

航空災害が発生した場合においては、消防職員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

② 警察における措置（県防引用）

航空災害が発生した場合においては、直ちに事故発生地を管轄する警察署員等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

また、墜落現場が山間へき地等の場合には、現場の地形、周辺の道路状況、現場に至る行程、気象条件等の情報も迅速に収集するものとする。

③ 宮崎海上保安部における措置（県防引用）

海上における航空災害が発生した場合においては、巡視船艇等を墜落現場に急行させ、情報収集活動を行うものとする。

1.2 通信手段の確保

(1) 無線（陸上移動局）等の現地への緊急配備（県防引用）

無線（陸上移動局）等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設（県防引用）

設置箇所、設置数を明示してNTT公衆回線等の緊急増設をNTT西日本に要請す

る。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用（県防引用）

大規模な航空災害の発生情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策用車両等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。また、県災対本部・現地災対本部共に、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用（県防引用）

ヘリコプターテレビ伝送システムにより、航空災害の状況把握を行う。また、必要に応じて他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

2. 活動体制の確立

2.1 宮崎空港事務所の活動体制（県防引用）

宮崎空港事務所は、宮崎空港及び隣接区域に航空災害が発生したときは、「合同対策本部」を設置し、速やかに、事故の概要を把握するとともに、応急対策活動を実施する。

2.2 県の活動体制（県防引用）

県は、災害の規模が拡大し、広範囲の又は広域的協力体制が必要と判断される場合は、「宮崎県災害対策本部」を設置する。

宮崎空港内に合同対策本部が設置された場合は、職員を派遣する。

また、空港周辺及びその他の地域で大規模な航空災害が発生したときは、現地災害対策本部を設置するとともに、必要と認められる場合は関係機関と協議のうえ、災害対策現地合同調整本部を設置し、知事が指名した職員が合同本部を総括する。

2.3 町の活動体制

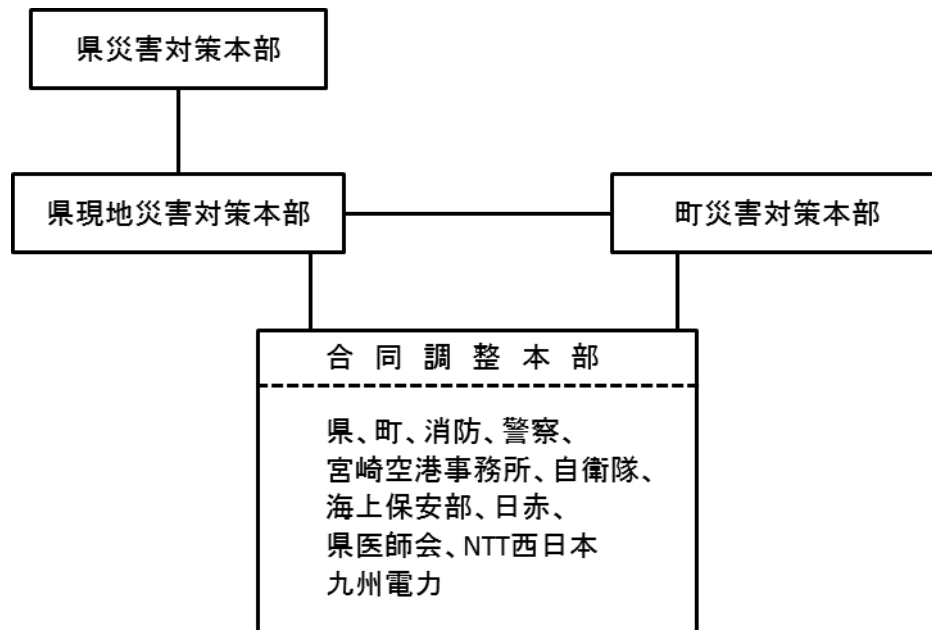
町は、「町災害対策本部」を設置し、県の災害対策本部と緊密な連携のもとに効果的な活動を行う。

2.4 関係機関の活動態勢（県防引用）

関係機関は、宮崎県内において大規模な航空災害が発生したときは、速やかに初動体制を確立するとともに、迅速かつ的確に応急対策を実施する。

また、災害対策現地合同調整本部等が設置されたときは、職員を派遣するものとする。大規模な航空災害の発生に際し、迅速かつ適切な応急対策を実施するための組織は次のとおりとする。

【3.2.3.2】 関係機関と活動体制



3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 搜索、救助・救急及び消火活動

4.1 搜索活動

航空機の墜落現場が不明又は航空機の行方が不明になるなど、遭難事故が発生した場合の搜索活動は次によるものとする。

- (1) 国における搜索活動（県防引用）
東京救難調整本部を通じて、相互に密接に協力して搜索活動を行う。
- (2) 県警察本部における搜索活動（県防引用）
交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員に情報収集に当たらせるとともに、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し搜索活動に当たるものとする。
- (3) 宮崎海上保安部における搜索活動（県防引用）
巡視船艇、航空機を活用し、海上での搜索活動に当たるものとする。
- (4) 自衛隊における搜索活動（県防引用）
必要に応じて、搜索活動を行うものとする。

- (5) 町における捜索活動
消防団員等を動員し、捜索活動に当たるものとする。

4.2 消火救難活動

航空災害にかかる消火救難活動に関しては、宮崎空港及び隣接区域については宮崎空港消火救難救急医療緊急計画によるものとし、それ以外の地域については共通対策編第3章第4節によるものとするが、概要は次のとおりとする。

- (1) 航空災害に係る火災が発生した場合、消防団は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- (2) 航空災害に係る火災が発生した場合、町長、町長の委任を受けた吏員及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- (3) 災害の規模等が大きく、町消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、近隣市町村消防機関に応援を求めるものとする。
(宮崎県消防相互応援協定による。)

4.3 救急・救助活動

- (1) 町、宮崎空港事務所の措置
消防機関の行う救急・救助活動は、高規格救急車、救助工作車等を投入し、迅速な救急・救助活動を行うものとする。
- (2) 警察の措置（県防引用）
航空災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、関係機関と緊密に連携し、乗客・乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。
航空機の墜落現場の捜索に当たっては、広範囲にこれを行い、生存者等の迅速な発見に努めるものとする。
- (3) 宮崎海上保安部の措置（県防引用）
海上において航空災害が発生した場合においては、巡視船艇、航空機を投入し、これにより救出救助活動を行う。
また、必要に応じ、自衛隊、漁業協同組合等に対して応援を要請する。

5. 医療救護活動

5.1 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 交通規制及び警戒区域の設定等

6.1 交通規制

航空災害が発生した場合、県警察は空港に通じる道路及び空港周辺道路又は災害地周辺道

路について必要な交通規制を行う。

6.2 警戒区域の設定等

町は警察とともに、空港事務所と協力して危険防止のための措置を講じ、必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、一般住民等の立入制限・退去を命ずる。

また、航空機が人家密集地域へ墜落した場合、その他被害が拡大するおそれがある場合には、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を迅速かつ的確に行うものとする。

7. 関係者等への的確な情報伝達活動

7.1 被災者及びその家族への対応

町は、県や関係機関と連携して、被災者やその家族への対応は次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

航空機災害に係わる航空会社(以下「航空会社」という。)は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助体制

被災者及びその家族への対応については、航空災害の全体状況を把握し、被災者及びその家族への配慮もできる相応の地位にある者を選任し、専担させる。

(3) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(4) 被災者及びその家族への情報の提供

航空会社及び関係機関は、被災者及びその家族に対し、航空災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供するものとする。

7.2 広報活動

町は、県や関係機関と連携して、航空災害が発生した場合の広報の方法は、次のとおり実施する。

(1) 空港及び隣接区域で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空機災害に係わる航空会社、宮崎市及び宮崎南警察署等が、災害応急対策実施の理解を求めするため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、旅客、送迎者及び地域住民等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名、そのほか必要な事項

(2) 空港周辺で災害が発生した場合

宮崎空港事務所、航空会社、宮崎市及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求め
るため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、
旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 宮崎市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

(3) その他の地域で災害が発生した場合

航空会社、災害発生地市町村及び警察等は、災害応急対策実施の理解を求め
るため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地域住民、
旅客及び送迎者等に対して広報を行う。主な広報事項は次のとおりとする。

- ① 町及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ② 避難の指示、勧告及び避難先の指示
- ③ 乗客及び乗務員の住所、氏名
- ④ 地域住民等への協力依頼
- ⑤ そのほか必要な事項

第3章 海上災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 計画の目的

本章は、宮崎県にかかる海上における船舶の坐礁、接触、衝突、沈没等による災害並びにこれらの災害による大量の有害液体物質、廃棄物の排出及びそれに伴う火災（以下「海上災害」という。）が発生した場合に、人命救助、消火活動、排出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、国、町、県等関係防災機関及び漁業協同組合等関係団体並びに事故原因者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 防災責任者の処理すべき事務又は業務の大綱

海上災害対策に関し、防災責任者が処理すべき事務又は業務の大綱は、「共通対策編 第1章 第6節 防災関係機関の実施責任と処理すべき業務の大綱」に定めるところによるほか、次のとおりとする。

2.1 宮崎県（県防引用）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報
- (2) 災害の規模等に応じた災害警戒（対策）本部・支部の設置
- (3) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会との連絡調整、運営協力
- (4) 関係防災機関への協力要請
- (5) 関係防災機関との連絡調整
- (6) 宮崎県救護班の出動
- (7) 日本赤十字社宮崎県支部及び国立、公立、私立医療機関等に対する活動の要請
- (8) 市町村等が行う排出油の拡散防止・除去活動への協力
- (9) 排出油防除資機材の調達・斡旋
排出油防除資機材とは、次のものをいう。
油吸着材、油処理剤、消火剤、オイルフェンス、油吸入ポンプ、空ドラム缶、ひしゃく、バケツ、土のう袋、油回収機、油回収船等
- (10) 排出油が河川、港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者、隣接県等に対する通報及び河川、港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (11) 漁業資源、自然環境等への影響及び被害状況の把握
- (12) 野生生物及び文化財（天然記念物等）の保護・保全
- (13) 漁業者、観光業者等の復旧支援
- (14) 市町村、漁業者、観光業者等の補償請求に係る助言

2.2 宮崎県警察本部（県防引用）

- (1) 被害実態の把握及び関係防災機関への通報

- (2) 被災者の救出・救護及び身元確認
- (3) 避難誘導、立入禁止区域の設定及び交通規制
- (4) 事故現場及び現場周辺の警戒・警備
- (5) 現場保存
- (6) 遺体の収容及び検死
- (7) 関係防災機関の活動に対する支援

2.3 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集並びに関係防災機関への連絡通報
- (2) 関係防災機関との調整
- (3) 死傷病者の救出、救護（搬送・収容）
- (4) 死傷病者の身元確認
- (5) 沿岸へ漂着した、又はそのおそれのある排出油の除去及び処理等
- (6) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近の住民に対する避難の勧告、指示
- (8) 宮崎県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 排出油が河川又は港湾等に流入し、又は流入のおそれのある場合における河川管理者、港湾（漁港）施設管理者等に対する通報及び河川流域又は港湾等の沿岸の農・漁業者、漁業協同組合等に対する指導・支援
- (10) 排出油防除資機材及び消火資機材の整備
- (11) 漁業者、観光業者等の復旧支援

2.4 海上保安機関（県防引用）

- (1) 的確な情報収集及び関係防災機関への通報、協力要請
- (2) 災害対策本部等の設置
- (3) 海上における遭難者の救助・搬送及び行方不明者の捜索
- (4) 一般船舶、出漁船等に対する事故状況の連絡周知、人命救助の協力要請
- (5) 船舶火災及び死傷病者の地上搬送に係る最寄りの市町に対する出動要請
- (6) 宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会の開催及び排出石油等災害対策連絡調整本部の設置
- (7) 事故原因者等に対する排出油の応急防除措置の指導
- (8) 排出油の拡散防止、回収等の応急防除措置の実施
- (9) 一般船舶の安全確保及び船舶交通の規制
- (10) 死傷病者の身元確認
- (11) 応援医師及び緊急物資の海上輸送

2.5 自衛隊（県防引用）

- (1) 被害状況の調査、死傷病者の救助・搬送及び行方不明者の捜索

- (2) 消火並びに排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (3) 応援要員、傷病者及び救援物資等の輸送
- (4) 交通規制の支援

2.6 九州運輸局（県防引用）

救援船舶のあつ旋並びに海上輸送及び港湾荷役作業の円滑な実施に関する指導及び連絡調整

2.7 九州地方整備局（県防引用）

排出油の拡散防止及び回収処理等に対する協力並びに応急活動

2.8 漁業協同組合（漁業協同組合連合会）（県防引用）

- (1) 共同利用施設の被害応急対策及び復旧対策
- (2) 被害組合員に対する融資又は斡旋
- (3) 生産資材、応急資材等の確保又は斡旋
- (4) 海上災害防止センターとの委託契約に基づく排出油の拡散防止及び回収処理等の応急活動
- (5) 漁業関係者の被害補償の取りまとめ

2.9 海上災害防止センター（県防引用）

- (1) 海上保安庁長官の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有

3. 事故原因者等の責務（県防引用）

石油類を排出させたタンカー等船舶の所有者、占有者又は船長等災害発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりとする。

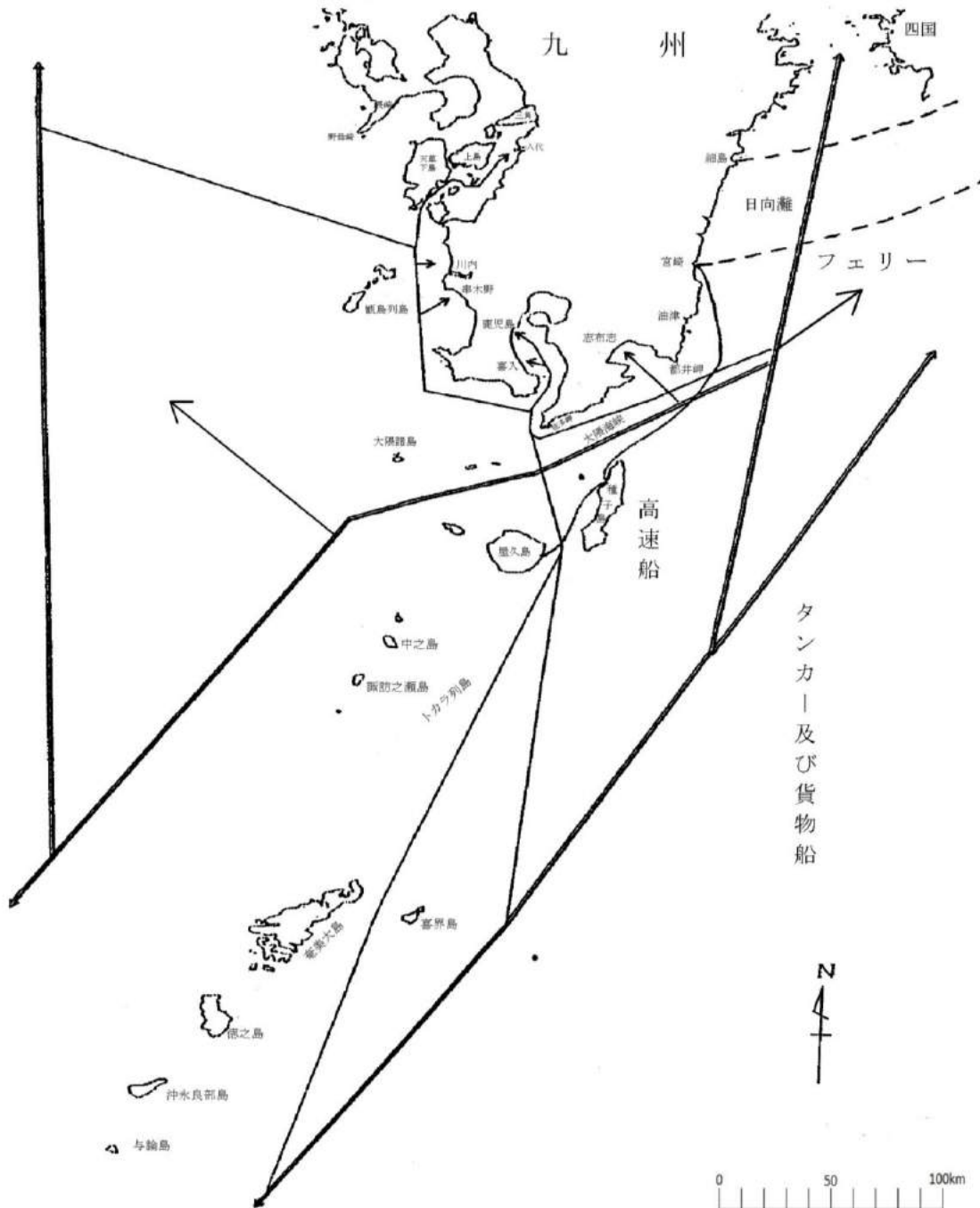
- (1) 海上保安機関、消防、警察等に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び事故発生地市町村との連絡・協議
- (2) 現地における事故対策本部の設置（海上における事故の場合は、最寄りの陸上）
- (3) 関係防災機関の設置する合同対策本部への責任者の派遣
- (4) 遭難船舶乗組員等の捜索・救助活動
- (5) 現地における医療その他の応急措置
- (6) 死傷病者の身元確認及び家族への通知
- (7) 見舞人、遺族の受け入れ及び整理並びに問合せへの応対
- (8) 排出油の警戒及び拡散状況等の調査並びに拡散防止の措置
- (9) 排出油の早期回収及び処理並びに事故現場の早期復旧
- (10) 関係防災機関に対する土地建物等の施設その他必要な資機材の貸与又は提供等
- (11) 被害者の損害に対する補償対応

(タンカー事故の場合原則的には、油濁損害は、先ず船舶所有者(又はP&I保険)が賠償し、これを上回る損害については、国際油濁補償基金が上限を定め補償する。)

4. 日向灘近海における船舶の運行状況等

4.1 主要船舶の航跡図等

【3.3.1.1】主要船舶の航跡図



第2節 海上災害予防計画

1. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

海上災害が発生した場合に、人命救助や被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び付近の船舶の安全確保を図るため、町は県や関係機関等と連携して、円滑な応急対策が行えるよう緊急時の情報連絡体制を確立しておくものとする。

1.2 活動体制の整備

(1) 危険物の排出時における活動体制の整備

海上災害により危険物等が大量に排出した場合に備え、町は県や関係機関等と連携して、地域住民等の避難誘導活動、危険物等の防除活動等を行うための体制の整備を図るものとする。

1.3 救急・救助及び消防活動体制の整備

救急・救助及び消防活動体制の整備については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消防活動体制の整備」によるほか、以下のとおりとする

(1) 海上災害用装備資機材の整備

- ① 宮崎海上保安部は、船艇及び救難用機材(機付ゴムボート、投光器、高性能拡声装置等)の整備に努めるものとする。(県防引用)
- ② 町は、海上災害に備え、水難救助用資機材(救命用ボート、救護用ゴムボート、水上バイク、水中ライト、救命胴衣、潜水用具セット等)の整備に努めるものとする。
- ③ 警察は、海上災害に備え、潜水用具セット、水中通話装置等救出救助用機材の整備充実に努めるものとする。(県防引用)

(2) 警察用船舶の広域運用に必要な措置(県防引用)

警察は、平素から、管轄する水域の全域についての海図、航路図等の警察用船舶の広域運用に必要な基礎資料を整備するとともに、気象・海象情報の収集、係留場所の確保、燃料の確保、相互通信の確保、回航又は運航が可能な経路の把握等警察用船舶の広域運用に必要な措置を講ずるものとする。

(3) 消防用資機材の整備

- ① 宮崎海上保安部は、ガソリンポンプ、化学消火剤、消防ホース継手等の消防用資機材の整備に努めるものとする。(県防引用)
- ② 町は、船舶火災用の消防用機械・資機材の整備に努めるものとする。

(4) 宮崎海上保安部と町消防機関との連携体制の整備

宮崎海上保安部と町は、消防に関する業務協定を締結し、状況の変化に対応して必要な見直しを行うとともに、入港船舶の危険物積載の状況、化学消火剤の備蓄状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報について常時相互に交換するなど、連携体制の整備に努めるものとする。

1.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

1.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

1.6 危険物等大量排出時の防除体制の整備

(1) 排出油防除資機材等の整備

- ① 宮崎海上保安部は、オイルフェンス、油回収装置、油処理剤、油吸着材等の排出油防除資機材等の整備に努めるものとする。（県防引用）
- ② 県は、海上災害による石油類の排出時に、市町村等が行う防除作業を支援するために必要とする排出油防除資機材の備蓄に努めるものとする。
また、市町村その他関係防災機関、関係団体等が保有する排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の保有状況の調査把握及び緊急調達方法、集中使用方法等の調査研究に努めるものとする。（県防引用）
- ③ 町は、排出油防除資機材及び化学消火薬剤等消火機材の整備に努めるものとする。
- ④ 海上災害防止センターは、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託により排出油防除措置を実施するために、又は船舶所有者等の利用に供するために必要な排出油防除資機材を保有する。（県防引用）

(2) 宮崎県北部排出油等防除協議会の運営（県防引用）

宮崎県（南部・北部）排出油等防除協議会を円滑に運営し、災害時に、会員その他関係防災機関が万全の対応を図れるよう努める。

なお、同協議会は次の業務を行う。

- ① 排出油防除計画の策定
- ② 排出油防除に必要な施設、機材の整備の推進
- ③ 排出油防除に関する研修及び訓練の実施
- ④ 排出油防除活動の実施の推進
- ⑤ その他排出油防除に必要な事項

資料編【1.2.2.17】宮崎県北部排出油等防除協議会会則

1.7 海上防災訓練、研修等

町は、県、宮崎海上保安部等関係防災機関、関係団体等との連携のもと、県総合防災訓練等における大規模海難や危険物等の大量排出等海上災害への対応を迅速・的確に行うための訓練に参加する。

第3節 海上災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

1.1 門川町の活動体制の確立

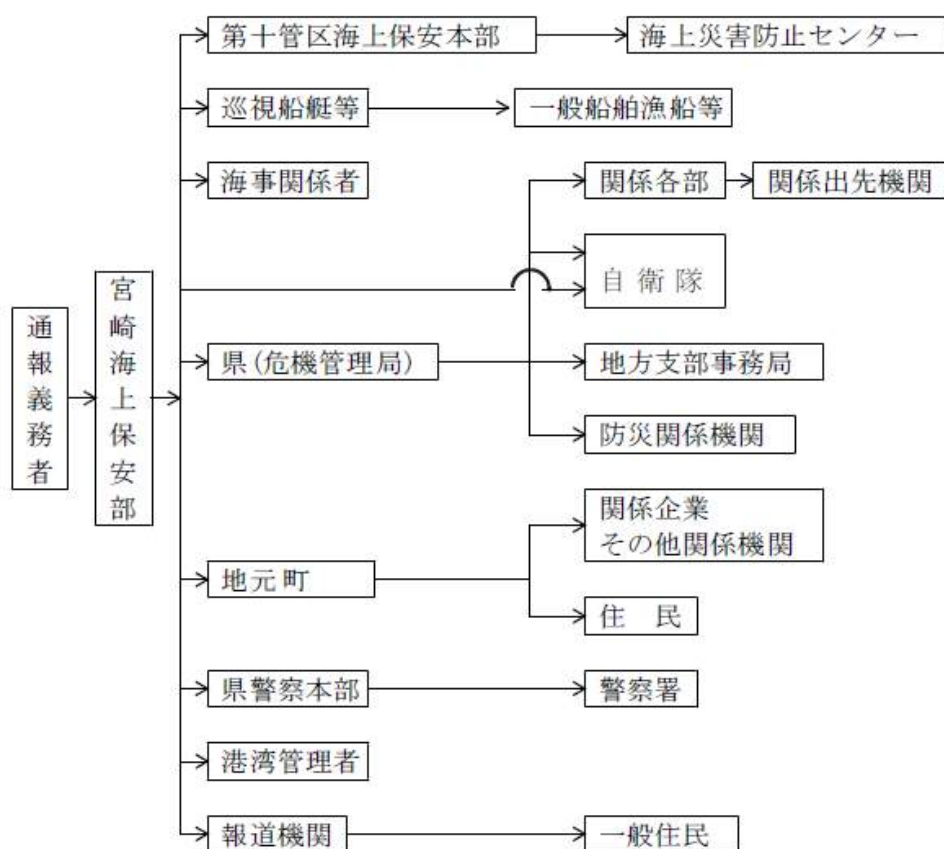
町の区域に海上災害が発生し、被害が発生又は発生するおそれがある場合において、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町は、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。

2. 情報の収集・連絡

2.1 通報連絡系統

海上災害が発生した場合の通報連絡系統は次のとおりである。

【3.3.3.1】 通報連絡系統



2.2 早期の被害状況の把握（県防引用）

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生したことを覚知したときは、必要に応じ航空機又は巡視船艇を災害発生海域に派遣し、その状況の把握に努め、その情報を関係防災機関及び関係団体へ伝達する。

【県】

- (2) 県は、早期に海上災害に係る被害の状況を把握するため、宮崎海上保安部等からの情報収集に努める。

また、必要に応じ県警ヘリコプター等からの画像伝送、災害現場からの静止画像伝送システムの活用などにより、早期の情報収集に努める。

県は、収集した情報を、他の関係機関、関係団体、隣接県等関係者に伝達するものとする。

【警察】

- (3) 警察は、大規模な海上災害が発生し、又は発生するおそれのある事案を認知した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、直ちに被害状況等についての情報収集活動を行うものとする。

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

3.3 海上保安庁に対する支援要請

「共通対策編 第3章 第5節 3. 海上保安庁に対する支援要請」によるものとする。

4. 捜索、救助・救急及び消火活動

捜索、救助・救急及び消火活動については、共通対策編第3章第6節によるほか、以下のとおりとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 海上災害が発生し、人命の救助及び財産の保全をする必要がある場合には、速やかに巡視船艇、航空機、又は特殊救難隊を災害発生海域に派遣し、海上から救助活動を行うとともに、必要に応じて警察、消防機関、自衛隊等関係機関及び関係団体に対し協力を要請する。（県防引用）
- (2) 船舶火災又は海上火災が発生した場合、速やかに巡視船艇、航空機、特殊救難隊又は機動防除隊により消火活動を行うとともに、必要に応じて関係機関に対し協力を要請する。（県防引用）
- (3) 危険物等が排出された場合、その周辺海域の警戒を厳重に行い、必要に応じて火災発生防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。（県防引用）

【警察】

- (4) 警察は、海上災害が発生して多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が生じた場合に

においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。（県防引用）

なお、沿岸における捜索活動及び救出救助活動については、潮の流れなどを踏まえ、広範囲に行うものとする。（県防引用）

- (5) 町は、沿岸において大規模な海上災害が発生した場合には、水難救助用資機材等を活用し、海上保安部、警察等関係機関と協力し、迅速な捜索活動及び救出救助活動を実施するものとする。

消火活動については、次により行うものとする。

下記に掲げる消火活動は消防機関が担任し、宮崎海上保安部はこれに協力するものとする。

- ① 埠頭又は岸壁等の陸岸施設に係留された船舶及び上架又は入渠中の船舶火災
- ② 河川湖沼における船舶火災

上記以外の海上災害における消火活動は宮崎海上保安部が担任し、消防機関はこれに協力するものとする。

5. 医療救護活動

5.1 医療機関による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 1. 医療機関による医療救護活動」によるものとする。

5.2 医療救護班による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 2. DMAT及び医療救護班による医療救護活動」によるものとする。

5.3 搬送体制の確保

「共通対策編 第3章 第7節 3. 搬送体制の確保」によるものとする。

5.4 医薬品等の供給

「共通対策編 第3章 第7節 4. 医薬品等の供給」によるものとする。

5.5 医療情報の確保

「共通対策編 第3章 第7節 5. 医療情報の確保」によるものとする。

5.6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動については、共通対策編第3章第8節によるほか、以下のとおりとする。

(1) 海上安全の確保（県防引用）

海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

【宮崎海上保安部】

- ① 船舶交通の輻輳が予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ② 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ③ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずるべきことを命じ、又は勧告する。
- ④ 船舶交通の混乱をさけるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段等、船舶の安全運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ、船舶への情報提供を行う。

7. 危険物等の大量排出に対する応急対策

7.1 排出石油等災害対策連絡調整本部の設置（県防引用）

宮崎海上保安部は、海上災害により石油類が排出し、大規模な災害が発生又は発生するおそれがある場合には、次により、排出石油等災害対策連絡調整本部を設置し、関係機関一体となって応急対策に当たるものとする。

【宮崎海上保安部】

- (1) 排出石油等の災害による人命救助、消火、排出石油等の防除、船舶の安全確保及び沿岸住民に対する被害防止等の対策を実施する関係機関の連携を密にし、その対策の調整を図るため、必要に応じ宮崎海上保安部長が、同保安部に排出石油等災害対策連絡調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。
- (2) 調整本部が設置された場合は、関係機関の長は、調整本部に防災担当者を派遣するものとする。防災担当者は、関係機関との排出石油等対策の調整について協議するものとする。

【県、警察、消防等関係機関】

県、警察、消防等関係機関は、排出石油等災害対策連絡調整本部が設置された場合は、職員を派遣するとともに、その運営に協力するものとする。

【事故原因者】

事故原因者は、排出石油等災害対策連絡調整本部に出席し、災害状況や事故原因者が今後取る措置等について説明を行うものとする。

7.2 各機関における被害状況等の把握

(1) 県の措置（県防引用）

県は、海上災害により、石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、市町村及び関係防災機関と緊密に連絡して、市町村別にその被害状況をまとめる。

① 被害報告の集計

地方支部長は、管内市町村から報告のあった排出油漂着状況、油防除措置実施状況等を取りまとめて災害対策本部に報告する。

② 現地調査の実施

市町村から応援を求められたとき、その他必要と認められるときは、速やかに職員を派遣して、次の現地調査を実施する。

ア 排出油の漂着及び漂着が予想される海岸線の陸上パトロール

イ 県有船舶による海上調査

ウ 必要に応じ、県警察本部のヘリコプターや自衛隊ヘリコプターの出動を要請し、上空からの調査を実施する。

(2) 町の措置

町は、当該区域又は近隣海域において海上災害により石油類が排出し、被害が発生又はそのおそれがあるときは、海岸線の陸上パトロール等を実施し、速やかにその状況を取りまとめて所轄県地方支部を経由して、県災害対策本部に報告するものとする。

① 油漂着状況報告

町の区域内に排出油が漂着したとき又はそのおそれがあるときは、その状況を報告する。

② 油防除措置状況報告

町の区域内に排出油が漂着し、防除作業が実施されているときは、次の項目について報告する。

ア 現場汚染の状況（地域別に記載。以下同じ。）

イ 実施作業内容

ウ 実施予定作業内容

エ 防除資機材の状況（現場集積量・使用済量・残量）

オ 不足する防除資機材の状況（種類・数量）

カ 防災出動勢力（人員・隻数）

キ 排出油等の回収量

ク 漂着の状況（既往分及び新たな漂着の有無）

ケ 使用した油処理剤の数量

コ 作業済み割合

サ 問題点等特記事項

③ 報告の方法

報告は、原則としてファクシミリをもって行うこととし、災害の経過に応じて、把握した事項から逐次報告する。

(3) 警察（県防引用）

警察は、危険物等の大量排出等の海上災害が発生した場合においては、県警ヘリコプター、警察用船舶等を活用するとともに、沿岸における警ら活動を行い、漂着物の状況等を把握するための沿岸調査及び警戒監視活動を行うものとする。

(4) 事故原因者等（県防引用）

- ① 船舶の船長は、当該船舶から海洋・河川への大量の油の排出があったとき、又は排出のおそれがある場合には、電話、電信その他最も早く到達する手段により、直ちに最寄りの海上保安機関及び市町村等関係防災機関に通報する。
また、海面に大量の油が漂流していることを発見した者においても同様とする。
- ② 事故原因者等又は海上災害防止センターは、市町村の区域ごとに、回収した油の搬出作業状況（搬出先、搬出量等）を、県災害対策本部（災害対策本部が未設置又は廃止の場合は危機管理局）に逐次報告する。

7.3 排出油の防除・除去計画

(1) 防除方針の決定

町は、宮崎海上保安部、県、関係機関と連携して次のとおり実施する。

- ① 排出した油は、海上で除去することが最良であるため、防除方針の決定に当たり、海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努めるものとする。
- ② 排出油等の防除は、排出油の種類及び性状、排出油の拡散状況、気象・海象の状況その他の条件によってその手法が異なるため、除去作業を行うに当たっては、まず、排出油の拡散及び性状の変化の状況について確実な把握に努め、海上保安庁等の行う油排出事故の影響評価結果を踏まえて、状況に応じた適切な防除方針を速やかに決定するとともに、初動段階において有効な防除措置を集中的に実施することにより、迅速かつ効率的な排出油の拡散防止、回収及び処理を行うものとする。
- ③ 防除措置は、油による被害及び講ずる措置による二次的な影響が最小になるように、関係防災機関が連携し状況に応じた様々な方法を組み合わせ行うものとする。
なお、沿岸部で油処理剤を使用する場合にあっては、事前に漁業関係者等の同意を得るものとする。
- ④ 原因者活動のみでは十分な対応ができない場合、漂着油の防除について、地方公共団体並びに港湾、漁港、河川及び海岸の管理者が中心となって対応する。

(2) 防除作業の実施（県防引用）

【宮崎海上保安部】

① 排出油の拡散防止

事故船から大量の油が排出したとき、又は排出が予想されるときは、事故船船主、船舶代理店（以下「事故船関係者」という。）に対して、直ちにオイルフェンスの展張等排出油防除措置をとらせるとともに必要に応じて排出油の拡散防止にあたらせる。

② 事故船の災害局限措置

油排出等の災害の拡大を防止するため、事故船関係者に対し、事故船関係者が保有している消火機材及び排出油防除資機材の活用並びに積載油の抜き取り移し替え等について指導する。

③ 排出油の回収及び除去

- ア 事故船関係者に対して、排出油の回収及び除去に努めるよう指導し、又は海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づきその除去を命ずる。
- イ 緊急を要し、かつ、必要と認める場合は、海上災害防止センターに対し海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づき排出油防除のための必要な措置を講ずることを指示する。
- ウ 排出油による急迫した危険を防止するため、事故船関係者の対応が不十分なときは、被害を最小限にとどめるため自ら排出油防除資機材による応急措置を講じ、関係防災機関、関係団体等に対し派遣を要請する。
- エ 排出石油等災害対策連絡調整本部を運営し、会員たる関係防災機関の協力を得て排出油防除活動を実施する。

④ 事故船の移動

事故船舶に防除措置を施した後、必要に応じ、巡視船又は曳船等により事故船を事故海域から他の安全海域へ移動させる。

⑤ 漂流物の除去等

船舶の安全航行を図るため、漂流物の除去等必要な措置を講ずる。

(3) 防除作業の実施（県防引用）

【県】

- ① 市町村の行う排出油の防除作業を支援するものとする。
- ② 市町村の行う防除作業を支援するため、必要に応じ職員を派遣し防除作業を実施する。
- ③ 市町村の行う防除作業に必要な排出油防除資機材の調達、提供の申出に対する受入れ・斡旋を行うとともに、排出油防除資機材が不足するときは、「九州・山口9県災害時相互応援協定」等に基づき他県等に対し提供の協力を要請するなどにより、その確保に努めるものとする。
- ④ 回収した油等の処理施設を紹介し、回収油の適正な処分が行われるよう指導するものとする。

(4) 防除作業の実施

町は、防除作業について次のとおり実施する。

- ① 事故原因者等の要請に基づき、必要に応じ排出油の除去に協力するものとする。
- ② 排出油の漂着により海岸が汚染され、又はそのおそれがある場合は、排出油による被害を防止するため、必要に応じ回収等応急の防除措置を講ずるものとする。
- ③ 必要がある場合は、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の設定を行う。

(5) 防除作業の実施（県防引用）

【警察】

関係機関と密接に連携し、地域住民の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制等を実施するとともに、危険物等の防除活動を行うものとする。

その際、必要な装備資機材の迅速な調達にも配慮するものとする。

(6) 防除作業の実施（県防引用）

【海上災害防止センター】

海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に基づく海上保安庁長官の指示又は船舶所有者等の委託に基づき、排出油の防除措置を契約防災措置実施者、漁業協同組合連合会等を介して実施する。

(7) 防除作業の実施（県防引用）

【漁業協働組合】

海上災害防止センターと漁業協同組合連合会との契約に基づき、必要な排出油の防除措置を実施する。

(8) 防除作業の実施（事故原因者等）

事故原因者等は、防除作業について次のとおり実施する。

- ① オイルフェンスの展張、その他排出した油の拡散を防止するための措置を講ずる。
- ② 損傷箇所の修理、残油の移し替えその他の排出防止措置を講ずる。
- ③ 排出油の回収、油処理剤の散布等による処理を行う。
- ④ 回収した油の適正な処理を行う。

(9) 回収計画の策定

町は、海岸線に漂着した油等の状況及びその回収状況を常に把握し、地区ごとに計画的・効率的な回収方法を選定し、効率的な防除作業の実施に努める。

なお、回収計画の策定に当たっては、回収油の一時保管場所の指定管理を考慮するものとする。

7.4 油回収作業従事者の健康対策

(1) 実施責任者

町は、被害地における健康対策を実施する。また、必要に応じて健康対策の実施について県に要請する。

(2) 健康相談の実施

油回収作業従事者の健康相談等に対応するため、町は、保健師、看護師等による健康相談チームを編成するとともに、漂着油回収作業現場等に仮設する救護所等と連携しながら、油回収作業従事者の健康保持に努める。

① 活動体制

ア 町は油回収作業従事者の健康状態等を把握し、その状況を速やかに、管轄保健所長に報告するとともに、必要な場合は、保健所に協力要請を行う。

イ 協力要請を受けた保健所長は、町が作成する活動計画、健康相談チームの編成等に指示を行うとともに、必要に応じて、健康相談チームに保健師等の派遣を行う。

② 事業内容

ア 救護所等と連携して健康相談所を開設し、作業従事者に対し、油回収作業上の

注意事項等についての普及啓発を行う。

- イ 回収作業の長期化に伴う精神的・身体的疲労等からの健康状態の悪化を防止するため、地域巡回等による健康相談を行い、必要な措置を講ずる。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

8.1 広報活動（県防引用）

県をはじめ関係機関は広報を担当する部・課及び担当責任者を定め、情報の収集と公表の一元化を図るものとする。

(1) 県の広報活動

県民への広報は、次のような項目について行うものとする。

- ① 捜索、救助・救急活動の実施状況
- ② 人命損失が生じた場合は、人数、氏名等
- ③ 県、市町村の措置状況
- ④ 排出油の漂流、漂着等の状況（市町村・区域別）
- ⑤ 応急対策の実施状況
 - ア 出動人員（行政関係者・地元住民・漁業関係者・ボランティア等に区分）
 - イ 排出油の回収量
 - ウ 作業地域
 - エ 主な使用資機材
 - オ 翌日の作業予定
 - カ その他
- ⑥ 回収した油の搬出作業状況
- ⑦ 環境影響等に関する調査の実施結果
- ⑧ ボランティアの要請
- ⑨ その他必要と認められる事項

(2) 県民への広報要領

特に、県民に協力を要請すべき事項については、その実効性を期するため、災害の規模、今後の動向等を検討し、次に掲げる方法により、効果的かつ迅速な広報を行う。

- ① 新聞、ラジオ、テレビ等報道機関に対し、特に報道方要請すること。
- ② 市町村防災行政無線、CATV、市町村有線放送による広報を要請すること。
- ③ 広報番組（テレビ・ラジオ）、広報紙、チラシ、ポスターを利用すること。
- ④ インターネットを利用すること。

(3) 各省庁に対する広報

県は、被害状況を写真等により記録収集し、県東京事務所を通じて、関係省庁、国会等に対する広報に努める。

8.2 被災者等への対応【県、市町村、宮崎海上保安部、関係機関】

- (1) 海上災害により、死傷者が生じた場合は、被災者及びその家族に対し災害の状況及び救出作業等に係る情報をできる限りきめ細かく提供するものとする。

- (2) 海上災害による石油類の排出においては、町は、被害地において臨時被害相談所等
を関係防災機関等の協力を得て設置し、被災者が抱える生活上の多くの不安を解消
するため、要望、苦情等多様な生活等の問題について、適切に相談に応じ、速やか
に関係機関に連絡して、早期解決に努める。
- (3) 関係防災機関は、石油類排出に関する、被害地住民、町民等からの各種の問い合わ
せに対して、相談窓口を設置するなどにより、それぞれ担当者を明らかにして対応
する。

9. ボランティアの受入れ

9.1 ボランティア受入環境の整備

- (1) 災害ボランティアが十分な漂着油の回収作業等を行えるよう、災害ボランティアの
受入・派遣調整に当たる県・町社会福祉協議会は、油回収作業現場との連絡を密に
し、回収作業場所、必要人員、作業実施に必要な持参品、健康上の留意事項等に係
る十分な情報を収集し、ボランティア活動希望者に提供する。
- (2) 町は、県・町社会福祉協議会に対し、必要な助言及び情報提供を行うとともに、ボ
ランティア保険への加入促進の利便提供等、ボランティア活動が円滑に実施できる
環境整備に努めるものとする。

9.2 ボランティアの受入上の留意事項

- (1) ボランティアのコーディネート
ボランティアを受け入れた町は、漁業協同組合等関係団体と連携し、防除作業の効
率性を確保するため、回収作業の実施に必要な指示を行う職員を作業責任者として油
回収作業現場に派遣するとともに、社会福祉協議会に対し、ボランティアコーディネ
ーターの派遣を要請し、あるいはコーディネートに携わるボランティアを募るなどし
て、ボランティアのコーディネート体制を整備する。
さらに、回収作業の実施に必要な防除資機材の確実な配備に努めるものとする。
- (2) 作業実施上の安全性の確保
作業責任者等は、各ボランティアに対して、防除作業開始前に、ボランティア保険
への加入の有無の確認と加入促進を行うとともに、安全性を確保するため、作業の目
的、役割分担、安全に係わる事項等、作業実施上の注意事項等について説明するもの
とする。

10. 環境保護対策

10.1 計画の方針（県防引用）

海上災害により、大気及び公共用水域等の環境汚染が発生した場合に、県民の健康と生活
環境への影響及びその拡大を防止するとともに、地域住民への被害の防止及び軽減を図る。

10.2 環境影響の応急及び拡大防止措置

海上災害に伴って、環境汚染が発生、又はそのおそれがある場合は、次の措置をとる。

(1) 県の措置（県防引用）

県は、市町村が行う住民等への通報、指示等に関し、必要な指導・助言その他の支援を行うとともに、次の施策を行う。

- ① 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- ② 住民の生命・身体に危険が予測される場合の周知及び避難誘導について、市町村に依頼又は指示する。
- ③ 環境影響調査（大気、水質、動植物等）を実施する。

(2) 町の措置

- ① 環境汚染に関する情報を関係防災機関等へ通報する。
- ② 住民の生命・身体に危険が予測される場合は、住民への周知及び避難誘導を行う。
- ③ その他、県の行う施策に協力する。

10.3 文化財（天然記念物等）の応急対策（県防引用）

町は、特別天然記念等文化財について現地調査を行い、被害状況等を調査するとともに、予防・応急対策について、管理者等と協議し、予防・応急・復旧計画を定めるほか、未指定文化財については、その被害状況について関係機関の協力を得て把握に努めるものとする。

10.4 野生生物の保護（県防計画）

県は、油排出等により海鳥、海がめ等に被害が発生した場合には、油が付着した海鳥等の洗浄、油付着に伴う疾病の予防、回復までの飼育等海鳥等の救護が、獣医師、関係団体等の協力を得て円滑かつ適切に実施されるよう措置する。

10.5 漂着油の事後の監視（県防計画）

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第4節 海上災害復旧計画

海上災害による石油類等危険物の排出に伴う災害復旧については、共通対策編第4章災害復旧・復興計画によるほか、以下のとおりとする。

1. 水産業施設復旧計画（漁港、漁場を含む）

町及び県は、関係団体等と連携し、排出油の漂着により被害を受けた水産業施設の回復措置を図るための対策を講ずる。

2. 漁業経営安定対策の実施

町及び県は、被害を受けた漁業者及び水産関係団体に対して、その状況に応じた融資制度の活用等による漁業生産の安定対策を講ずる。

3. 中小企業経営安定対策の実施（県防引用）

県は、油排出事故等により経営の悪化した中小企業者に対して、関係機関と連携し、その状況に応じた経営相談の実施、融資制度の活用等による経営安定対策を講ずる。

4. 風評被害対策の実施

町及び県は、油排出事故に起因する風評による観光客離れ、魚介類等水産物の消費離れ等を防止するため、観光関連団体、漁業関係団体等と連携し、誘客・消費拡大を図るため、必要に応じ観光キャンペーン等の対策を講ずる。

5. 補償対策等

- (1) 油排出事故が発生したときは、事後の補償請求事務を円滑に進めるため、海事鑑定人に対し、現地事務所の速やかな設置を要請するものとする。
- (2) 漁業協同組合連合会は、海上災害防止センターとの排出油防除に係る委託契約に基づき、防除に要した経費を海上災害防止センターに請求するものとする。
- (3) タンカーからの油排出に伴う、排出油の防除、清掃等に要した経費、漁業被害、旅館・観光業者等の被害等について、被害等を受けた者はそれぞれ、「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」、「油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」、「船舶油濁損害賠償保障法」等関係法令に基づき、船舶所有者、P&I 保険及び国際油濁補償基金に対し、補償請求するものとする。
- (4) 損害の早期回復を期すため、必要に応じ補償金の概算支払いを請求するものとする。
- (5) 町及び県は、漁業協同組合、観光業者等関係団体が行う補償請求について情報提供、又は助言を行うものとする。

6. 事後の監視等の実施（県防引用）

関係防災機関は、応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じ、相互の連携のもと、漂着油の自然浄化の状況等環境への影響の把握に努める。特に、油排出事故による

沿岸域の生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することがあることから、大気、水質、動植物等への影響の調査を綿密に実施し、講じた措置の効果を検証する。また、必要に応じて補完的な対策を講ずるものとする。

第4章 鉄道災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な鉄道災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県、鉄道事業者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における鉄道概況

町内には、JR九州日豊本線が通っており、門川駅がある。なお、1日平均の乗車人員は480名となっている。(宮崎県統計年監第130回(平成25年度)より)

第2節 鉄道災害予防計画

1. 鉄道交通の安全のための情報の充実（県防引用）

鉄道事業者は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

また、鉄道施設等の異常を迅速に発見し、速やかな応急対策を図るために、雨量計・風速計等観測施設を整備するとともに、列車無線・指令電話・鉄道電話等を利用して、情報の収集、連絡体制の整備を図る。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備（県防引用）

(1) 情報の収集体制の整備

鉄道事業者は気象台との連絡を緊密に行い、予報及び警報の伝達、情報の収集、観測施設の相互間の連絡等に必要な気象観測施設、通信連絡設備、警報装置等を整備しておくものとする。

また、災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握するため、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくとともに、関係機関と密接な情報連絡を行いうるよう、必要な措置等を定めておくものとする。

(2) 通信手段の確保

鉄道事業者は大規模な鉄道災害が発生した場合の情報収集、連絡を行うため、携帯電話、可搬型衛星通信装置など、無線系通信設備を配備しておくものとする。

2.2 災害応急体制の整備

(1) 職員の招集・参集体制の整備

町、県及び鉄道事業者は、それぞれの実情に応じ、大規模な鉄道災害が発生した場合の職員の参集範囲を具体的に定め、また勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう招集連絡手段を整備するなど、職員の招集・参集体制の整備を図るものとする。

(2) 関係機関相互の連携体制の整備

町、県、鉄道事業者及び関係機関は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行い、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うなど関係機関相互の連携体制の確立に努めるものとする。警察は、鉄道上及びその直近で落石その他の異常が発見された場合における鉄道事業者への連絡体制を図るものとする。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、調達体制の整備（県防引用）

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、資機材等の整備、備蓄を図るとともに、災害時において直ちに入手する方法及び輸送の計画をたて、調達・輸送管理体制を確立しておくものとする。

(4) 訓練・研修の実施（県防引用）

鉄道事業者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して総合訓練、情報伝達

訓練、通信機器訓練など実践的な訓練を行い、大規模な事故災害への対応能力の向上を図るものとする。

2.3 救急・救助及び消防活動体制の整備

共通対策編によるほか、次のとおりとする。

(1) 鉄道事業者の避難誘導體制の整備（県防引用）

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努めるものとする。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

第3節 鉄道災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等の状況の把握と確認（県防引用）

鉄道事業者は、自己の管理する鉄道上での事故災害等発生の特報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。

1.2 通信手段の確保

(1) 通信手段の確保（県防引用）

鉄道事業者は、必要に応じ、非常無線の発動、移動無線機の運用、臨時回線の構成、中継順路の変更等の通信回線運用措置をとるとともに、非常無線通信による相互活用を図る。

また、優先電話を指定し、緊急以外の通話を制限するなど、通信回線の輻輳を回避する措置を講ずるものとする。

2. 活動体制の確立

2.1 災害対策本部の設置（県防引用）

(1) 災害対策本部の設置等

県は、県内で大規模な鉄道災害が発生したときは、災害対策本部等を設置し、関係防災機関の協力を得て、その所掌事務に係る被害予防・応急対策を速やかに実施するとともに、鉄道事業者及び市町村が処理する被害予防・応急対策の実施を支援し、かつ総合調整を行う。

(2) 災害対策現地合同調整本部の設置等

① 知事は、大規模な鉄道災害が発生し、防災関係機関の相互連携により、被災者の効率的な救助・救出等が必要であると認められる場合は、鉄道事業者等関係機関と協議し、災害対策現地合同調整本部を設置するものとする。

② 組織及び任務

本部長は、宮崎県の職員のうちから知事が指名する職員をもって充てる。

その他、現地合同調整本部の組織及び任務については、宮崎県災害対策現地合同調整本部設置要綱によるものとする。

2.2 町の活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な鉄道災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置する。

他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

2.3 鉄道事業者の活動体制の確立（県防引用）

鉄道事業者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

3. 広域応援活動

3.1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 救助・救急活動

4.1 鉄道事業者の措置（県防引用）

鉄道事業者は、事故発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を行う各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

4.2 町の措置

町は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、消防職員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、要配慮者等の救出救助を優先して行うものとする。

4.3 警察の措置（県防引用）

警察は、大規模な鉄道災害が発生した場合においては、事故発生地を管轄する警察署員、広域緊急援助隊員等を直ちに出勤させ、乗客、乗務員等の救出救助活動を迅速に行うものとする。この場合、高齢者、障がい者、負傷の程度が重い者等の救出救助を優先して行うものとする。

5. 医療救護活動

5.1 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 二次災害の防止活動

6.1 後続車両の衝突等の防止（県防引用）

鉄道事業者は、警察と連携し後続車両の衝突等の二次災害の防止措置を確実に行うものとする。

また、鉄道上への落石、土砂崩れ等に起因する災害の現場においては、監視員を置くなどの措置を確実に行うものとする。

6.2 立入禁止区域の設定等

町は、警察と連携し、脱線した鉄道車両が、高架から人家密集地域や道路に転落するおそれがある場合、その他被害が拡大するおそれがある場合等においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、地域住民等に対する避難誘導を的確に行うものとする。

7. 交通の確保・緊急輸送活動（県防引用）

7.1 代替交通手段の確保

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合は、他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとする。

7.2 復旧用資材等の緊急輸送

鉄道事業者は、警察の協力のもとに救助要員の派遣、復旧用資材等の運搬などを、迅速に行うものとする。

8. 関係者等への的確な情報伝達活動

8.1 被災者及びその家族への対応

町は、県及び鉄道事業者と連携し、被災者及びその家族への対応について、次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

鉄道事業者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとともに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

鉄道事業者は、被災者及びその家族に対し事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、鉄道事業者総括者が行うことを原則とする。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、関係各機関は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

8.2 報道機関への広報

町は、県及び鉄道事業者と連携し、報道機関への広報について、次のとおり実施する。

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地が主体となって報道機関に対し

情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して、記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等、関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努める。

第4節 鉄道災害復旧・復興計画

1. 応急資材の確保

応急資材の確保については、緊急調達の活用、災害復旧用資材の適正な保有及び配置、緊急配給体制の確立等により、迅速な供給の確保を図るものとする。

2. 災害復旧の実施に関する基本方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業等を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施するものとする。

3. 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施するものとする。本復旧計画の実施に当たっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期するものとする。

第5章 道路災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内の道路において、相当の人的・物的被害が生じるなど大規模な道路災害が発生した場合に、人命の救出・救助活動や緊急輸送のための道路の啓開、通行の禁止又は制限など、被害の軽減又は拡大防止のため町、県及び道路管理者等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における道路概況

町内の道路は、高速道路、国管理道路、県管理道路、町管理道路に分かれている。

資料編【3.5.1.1】 町内の道路

道路の管理については、次表のとおりである。

資料編【3.5.1.2】 道路の管理

第2節 道路災害予防計画

1. 道路交通の安全のための情報の充実

- (1) 町、県、関係機関等は、気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、気象庁と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。
また、道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を図るために、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者とその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

【警察】

- (2) 道路交通の安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。(県防引用)

2. 道路施設等の管理と整備

2.1 事故災害等発生防止のための措置

(1) 管理する施設の巡回及び点検

町、県、関係機関等は、管理する施設の事故及び災害に対する安全性確保のため、以下の巡回及び点検を実施する。

- ① 管理する施設について、所定の要領等に基づき、定期的に巡回及び点検を実施する。特に、山(崖)崩れ危険箇所等については、重点的に行うものとする。
② 大規模な地震、津波、洪水などの直後に、災害の施設への影響を確認するため、所定の要領等に基づき、巡回及び点検を実施する。

(2) 安全性向上のための対策の実施

町、県、関係機関等は、施設の巡回及び点検において、詳細な調査が必要と判断された施設について詳細点検を行い、その結果に基づき、緊急性の高い箇所から計画的・重点的に対策の実施に努める。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報収集体制の整備

町、県、関係機関等は、情報収集体制の整備について、次のとおり実施する。

- ① 施設管理者に対する災害発生情報の迅速な到達の確保及び関係機関への連絡
災害等の発見者から施設管理者へ、災害発生情報が迅速、確実に到達する状況を確保するため、日頃から、次のような体制を整備する。

ア 発見者等からの情報連絡

施設管理者は、その管理している施設に関連して、事故災害が発生した場合には、発見者等から速やかに災害発生情報の連絡が入るような体制づくりを行う。

イ 関係機関への連絡

一般の情報提供者から県警察、消防及び施設管理者等に入った事故災害等の発生

情報を、県警察、消防及び施設管理者等の間で速やかに相互に連絡できるような情報連絡体制を整えておく。

② 緊急時の通信体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等の発生現場において、迅速に臨時の専用無線回線を設置できる体制を整備するとともに、NTT公衆回線の緊急増設を要請する連絡体制の整備をしておく。

③ 機動的な情報収集体制の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、現地において機動的な情報収集を行うため、衛星通信移動局、災害情報収集連絡用ヘリコプター(県にあっては県警ヘリコプター)及び災害現場調査チームの出動体制の整備をしておく。

(2) 通信手段の整備

① 情報通信手段の整備

ア デジタル化の促進

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の画像伝送など高速大量の情報伝送に対応するため、専用回線のデジタル化を促進するとともに、デジタル公衆回線の利用を行い、効率的な通信手段の確保に努める。また、端末で使用する設備についても、相互運用性に留意しつつ多様化・高度化を進める。

イ 通信経路の多ルート化、通信手段の多様化

道路管理者は、大規模な事故災害等発生時などの通信回線の断線等に備え、専用回線の基幹回線である多重回線の多ルート化を図るとともに、移動系、衛星系など通信手段の多様化を進める。

また、公衆回線についても、一般回線のほか、携帯電話、自動車電話、携帯衛星電話などの多様な通信手段の利用を進める。

ウ 最新の情報通信機器等の整備

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の情報通信機器の整備を図る。

3.2 活動体制の整備

(1) 担当職員の招集・参集体制の整備

① 参集範囲の明確化

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合の担当職員の参集範囲について具体的に定めておくものとする。

② 招集連絡手段の整備

道路管理者は、職員の勤務時間外の招集が迅速かつ確実に実行できるよう、災害対策用の通信連絡手段等と整合をとりつつ招集連絡手段を整備する。

(2) 関係機関相互の協力体制の整備

道路管理者は、あらかじめ大規模な事故災害等が発生した場合に備えて、警察、消防、自衛隊等関係機関と連絡調整を行うものとする。また、各種の災害に応じた応急対策、被災者及びその家族への対応、広報活動等の役割分担等について協議を行うな

ど、関係機関相当の協力体制の確立に努める。

(3) 応急対策のための資機材等の整備、備蓄

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、迅速な応急対策等に備えて、災害対策用機械、装備、資材、物資の整備、備蓄を図るとともに、特殊な資機材については、緊急に迅速に調達し得るよう、関係業界との協力体制の整備に努める。

(4) コンサルタント、関係業界との協力体制の確立

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合には、コンサルタント、関係業界の協力が得られるようあらかじめ協定を締結しておくなど、協力体制の整備に努める。

(5) 研究機関等との連携

道路管理者は、必要な場合には大学、その他の研究機関から、速やかに学識経験者や専門家の応援等が得られるよう、協力体制の整備に努める。

3.3 救急・救助及び消火活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 4. 救急・救助及び消火活動体制の整備」によるものとする。

3.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

3.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

3.6 訓練、研修等の実施

道路管理者は、大規模な事故災害等が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、研修、講習を実施するほか、関係機関とも連携して情報伝達訓練、通信訓練、通信機器緊急配置訓練、総合訓練など実践的な訓練を行い、大規模な道路災害への対応能力の向上を図るものとする。

4. 道路利用者に対する防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第3節 道路災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡及び通信の確保

1.1 災害情報の収集・連絡

(1) 事故災害等の状況の把握と確認

道路管理者は、自己の管理する道路での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示し、事故災害等状況の確認を行い、事故災害等の状況を関係機関に通報するものとする。

(2) 通行の禁止又は制限（道路法第46条）

道路管理者は、事故災害等による道路の破損、その他の理由により、通行が危険であると認められる場合は、区間を定めて、管理する道路の通行を禁止、又は制限する。この場合、事後において速やかに当該禁止又は制限の内容及び理由を県公安委員会に通知する。

(3) 二次災害等のおそれがある場合における住民等への情報提供

大規模な事故災害等が発生した場合、道路管理者は、二次災害の危険性、通行禁止措置の発動状況、迂回路の設置状況等について、必要に応じて直ちにパトロール車等を利用して、一般住民への情報提供を行う。この場合、報道機関の協力も得ておく。

1.2 通信手段の確保

(1) 無線(陸上移動局)等の現地への緊急配備

道路管理者は、無線(陸上移動局)等を現地に緊急配備し、無線通信回線の確保を図る。

(2) NTT公衆回線の緊急増設

道路管理者は、設置箇所、設置数を明示して、NTT公衆回線等の緊急増設をNTTに要請する。

(3) 最新の情報通信機器等の積極的な活用

道路管理者は、大規模な事故災害等の発生の情報を入手した場合、速やかに衛星通信移動局・災害対策車等を現地に派遣し、画像情報等必要な災害情報の収集のための措置を講ずる。また、パソコン通信、電子カメラ、携帯電話等の最新の通信手段を積極的に活用する。

(4) 災害情報収集用ヘリコプターの利用

道路管理者は、ヘリコプターテレビジョンシステム（県にあっては県警ヘリコプター）により、事故災害等状況の把握を行う。また、必要に応じて国土交通省等の他機関に航空機、ヘリコプターの派遣を要請する。

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、町の区域に大規模な道路災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置する。

他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その

有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努める。なお、現地合同調整本部が設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

2.2 道路管理者の活動体制の確立

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

3. 広範な応援体制の確立（県防引用）

道路管理者は、法令又は防災業務計画、防災に関する計画等に基づき、災害(事故)対策本部を設置し、応急対策を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。なお、現地合同調整本部が、設置された場合は、適任者と認める職員を派遣し、現地合同調整本部との連携のもとに応急対策を実施するものとする。

(1) 国土交通省への支援の要請

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

道路管理者は、必要に応じて国土交通省に対し現地での応急対策に関する技術的支援のための専門家の派遣、事故災害調査・事故原因調査のための人材の派遣、情報収集・連絡等のための要員の派遣、資機材に関する支援等を要請する。

(2) 大学、研究機関への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、大学その他の研究機関に対し、応急対策に関する技術的支援、事故災害調査・事故原因調査のための支援等を要請する。

(3) コンサルタント、関係業者への依頼

【県、九州地方整備局、西日本高速道路株式会社】

必要に応じ、コンサルタント、関係業者に対し、被災状況等を正確に把握するために必要な測量等の調査、応急対策を行う上で必要な技術的検討等を指示する。

4. 交通誘導及び緊急交通路の確保

町は、県及び関係機関とともに、交通誘導や交通路の確保について、次のとおり実施する。

(1) 一般住民等への情報提供

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合には、遅滞なく関係機関や道路交通情報センター等に連絡するとともに、道路情報提供システムを操作し、一般住民等への情報提供を行う。また、迂回路等の案内表示等を行い、交通障害の解消に努める。

さらに、現地周辺においては、関係機関等と連携を図り、交通の誘導等を行い、救出作業関係車両の現地への速達性の確保に努める。

(2) 迂回路の確保

道路管理者は、道路の通行禁止の措置を講じた場合、迂回路となる道路の道路管理者に協力を要請し、冬期においては除排雪の強化を図るなど、円滑な道路交通の確保に努める。

(3) 救出作業の前提となる障害物の除去作業

警察、消防、自衛隊などが被災者の救出作業を行うに当たって支障となる障害物の除去を、業者等に指示して行わせるとともに、必要に応じコンサルタント等に作業方法の検討を行わせる。

(4) 仮設運搬路の構築、道路上の障害物の除去作業

道路管理者は、業者等に指示して、救出作業及び障害物除去作業を行うために必要となる仮設運搬路の構築及び道路上の障害物の除去を行う。

(5) 危険物の流出に対する応急対策

道路災害の発生により、タンクローリー車等危険物を運搬中の車両が被災し、危険物が流出した場合には、地域住民等の避難誘導等を実施するほか、危険物の防除活動を行うものとする。

(6) 二次災害の防止

道路災害現場における救出・救助活動に当たっては、山(崖)崩れ等による二次災害の防止のため、監視員をおくなどの措置を確実に行うものとする。

5. 救助・救急及び消火活動

「共通対策編 第3章 第6節 救助・救急及び消火活動」によるものとする。

6. 医療救護活動

6.1 重大事故等、突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

7. 道路施設の応急復旧

「共通対策編 第3章 第14節 2. 2.1 道路の応急復旧」によるものとする。

8. 関係者等への的確な情報伝達活動

8.1 被災者及びその家族への対応

町、県、関係機関は連携して、被災者及びその家族への対応について、次のとおり実施する。

(1) 被災者及びその家族に対する援助活動への協力・支援

道路管理者は、関係機関が行う被災者及びその家族の待機場所の確保、連絡手段の確保、待機に必要な物資の提供等の援助活動に対し、協力・支援を行う。

(2) 被災者及びその家族への援助の役割分担の明確化

被災者及びその家族への援助に当たっては、関係機関の役割分担を明確にするとと

もに、相互の連携を密にし、迅速かつ遺漏のない対応を心掛ける。

なお、対応に当たっては、被災者及びその家族の置かれている心情を十分理解し、誠意をもって適切な措置と対応に努める。

(3) 被災者及びその家族への情報の提供

道路管理者は、被災者及びその家族に対し、事故災害及び救出作業等に係る情報をできるだけきめ細かく提供する。

被災者及びその家族に対する説明は、道路管理者総括者が行うことを原則とする。

なお、総括者等の説明は、広報担当者と連携を取りつつ、報道機関に対する発表前に行う。その際、難解な専門用語等の使用を避け、図面やTV画像等を利用するなど分かりやすい表現に心掛ける。

(4) 現地合同調整本部との連携

県による現地合同調整本部が設置された場合、現地対策調整本部は、相互の連携の下に、被災者及びその家族に対する対応を行う。

8.2 報道機関への広報

町、県、関係機関は連携して報道機関への広報について次のとおり実施する。

(1) 現地主体の広報と広報窓口の一元化

事故災害等の状況や救出活動の状況について、現地在主体となって報道機関に対し、情報提供することを基本とする。また、あらかじめ大規模な事故災害等の発生時に広報活動を専担して行う候補者を選任しておくものとする。

(2) 記者発表の方法

記者発表は広報内容の伝達経路の輻輳、情報内容の齟齬などを来さないために、あらかじめ場所と時間を決めて行う。また、報道関係者に対して、記者発表の予定や見通しについても、常時明らかにしておくよう努力する。

記者発表に当たっては、警察、消防、自衛隊等関係機関と十分協議した上で、これらの機関と共同で行うよう努めるものとする。合同調整本部が設置された場合は、合同調整本部で記者発表するものとする。記者発表に当たっては、あらかじめどのような情報が求められているのか把握した上で、正確な情報の提供に努めるとともに、図面やTV画像等を用いるなど分かりやすい情報提供を心掛ける。

(3) 報道機関との協力

報道機関への情報提供に当たっては、現地報道機関に対して、その組織化と幹事社の決定を要請し、幹事社との打合せに基づいて一元的に実施するよう努めるものとする。

第6章 危険物等災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において危険物の漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、高圧ガスの漏洩・流出、火災、爆発による多数の死傷者等の発生、毒物・劇物の飛散、漏洩、流出等による多数の死傷者等の発生、火薬類の火災、爆発による多数の死傷者等の発生といった危険物等の災害が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における危険物等施設の概況

資料編【3.6.1.1】 消防本部別危険施設数

資料編【3.6.1.2】 高圧ガス施設の状況

資料編【3.6.1.3】 火薬類製造・販売所の状況

資料編【3.6.1.4】 火薬庫設置状況（棟数）

資料編【3.6.1.5】 危険物施設現況

第2節 危険物等災害予防計画

危険物施設は、消防法の規制に従って監督・自主保安体制がとられているため、届出以外の危険物は把握されていない。

また、主に石油類の取り扱い施設が大半で、幹線道路に沿うように分布する。今後、交通網の拡大により危険物輸送の危険性も大きくなることが考えられる。

1. 危険物等施設の安全性確保

危険物等(危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物をいう。以下同じ)による災害を防止するため、取扱施設の現況を把握し、消防法令等関係法令に基づく安全確保対策を推進するため、今後とも法令遵守の徹底を図るものとする。

各危険物等取扱事業所等への災害に対するマニュアル(災害時に対する応急措置・連絡系統の確保など)作成指導の徹底のほか、各消防本部等関係機関の施設立入検査の徹底を図り、法令遵守に基づく危険物等施設の安全確保を推進する。

また、施設全体の安全性能向上の確立を図る。

1.1 危険物施設の安全化

危険物施設は消防法及び関係法令により細部にわたり規制基準が示されており、町及び県は、これらの法令に基づき規制の強化、事業所に対する指導の強化を行う。

また、危険物施設の被害、機能障害を想定したマニュアル作成指導を推進し、マニュアルに基づく訓練、啓発などの実施励行による、防災意識の高揚を図る。

(1) 施設の保全及び安全化

危険物施設の管理者等は、消防法第12条(施設の基準維持義務)及び同法第14条の3の2(定期点検義務)等の規定を遵守し、危険物施設の保全に努めるとともに、設置地盤の状況を調査し、安全化に努める。

(2) 大規模タンクの安全化

一定規模以下の貯蔵タンクについても不等沈下、移動、配管の切断、亀裂等の事故防止のため、タンクが設置される箇所の地盤調査、工法等技術上の基準について配慮するよう指導する。また、既設タンクについては、事業所に対し、常時沈下測定を行い、基礎修正及び各種試験による自主検査体制の確立について指導を行う。

また、万一の漏えいに備えた、防油堤、各種の安全装置等の整備に努める。

(3) 保安確保の指導

町は県とともに、危険物施設の位置・構造・設備の状況及び危険物の貯蔵・取扱いの方法が、危険物関係法令に適合しているか否かについて立入検査を実施し、必要がある場合は、事業所の管理者等に対し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(4) 危険物取扱者に対する保安教育(県防引用)

県は、危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施し、危険物取扱者の資質の向上に努める。

(5) 自主防災体制の確立

危険物施設の管理者は、消防法第14条の2の規定に基づく予防規程の内容を常に

見直し、操業実態に合ったものとするよう努めるとともに、従業員等に対する保安教育や防災訓練を実施し、自主防災体制の確立に努める。

また、隣接する事業所間の自衛消防隊の相互協力体制の強化を図るとともに、消火薬剤、流出油処理剤等の防災資機材の備蓄に努める。

1.2 高圧ガス大量貯蔵所の安全化

(1) 高圧ガス設備等の予防対策（県防引用）

県は、高圧ガス設備及び液化石油ガス消費設備等の安全化を促進するため、次の対策を推進する。

これらの対策については、県内各高圧ガス保安団体との密接な連携を図りつつ、事業者に対する周知徹底に努めながら円滑かつ効果的な推進を図る。

① 防災マニュアル等の整備

事業所の高圧ガス設備並びに液化石油ガスの販売施設及び一般家庭用消費設備の安全化対策や災害時の行動基準等に関するマニュアル等の策定を指導するとともに、関係者に周知徹底を図る。

② 高圧ガス設備等の安全化の促進

法令により耐震基準が適用される高圧ガス設備については、その遵守を徹底させるとともに、それ以外の設備についても、必要に応じ安全化の促進を図る。

さらに、一般家庭用液化石油ガス消費設備等についても安全化の促進を図る。

③ 事業者間の相互応援体制の検討、整備

災害時に高圧ガス又は液化石油ガスによる災害が発生し、又はそのおそれがあるとき、その被害等の状況を速やかに把握しつつ、被害の発生又はその拡大を防止するため、高圧ガス取扱事業者間又は液化石油ガス販売事業者間の相互応援体制の整備を検討する。

④ 災害対策用安全器具の普及

液化石油ガス消費設備については、災害時に一般家庭の液化石油ガスによる災害を防止するため、安全器具の普及促進を図る。

⑤ LP ガス集中監視システムの普及

液化石油ガス販売事業者が災害時に液化石油ガス消費設備の発災状況等の情報収集や緊急措置を行う上で有効な集中監視システムの普及促進を図る。

(2) 火薬類の予防対策

① 製造所への対策

ア 従事者に対する保安教育を実施し、保安意識の高揚と技術指導を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

② 火薬庫への対策

ア 火薬類取扱保安責任者の講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

イ 定期自主検査の完全実施を指導する。

ウ 保安検査を実施する。（年1回以上）

③ 点検及び通報

火薬庫等は人家から離れた場所に設置される例が多いため、災害による影響が発生した場合も発見に時間を要することから、一定規模以上の災害が県内で発生した場合は、火薬庫、製造所等の所有者又は占有者は速やかにその施設の点検に赴き、被害の有無等を県へ通報するよう指導する。

1.3 毒劇物取扱施設の安全化（県防引用）

県は、毒物及び劇物取締法の規定により登録している施設等に対して、自己点検等の保安体制の整備など危害防止対策に理解を求めることとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

情報の収集・連絡体制の整備については「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるほか、以下のとおりとする。

- (1) 町、県、関係機関は、危険物等の災害が発生した場合に備え、情報の収集、関係機関相互の連絡体制の整備を図るものとする。
- (2) 危険物等の施設管理者は、管理する施設において災害が発生した場合に備え、警察や消防機関等の関係機関に迅速に通報する体制を確立しておくものとする。

2.2 活動体制の整備

(1) 町及び県の活動体制の整備

町は、危険物災害の発生時の職員の非常参集体制の整備を図るものとする。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図る。

(2) 危険物等の災害用資機材の整備

町及び警察は、危険物等災害に備え、以下の資機材の整備充実に努めるものとする。

- ① 生化学防護服、特殊型防護ガスマスク等、防護用機材
- ② ガス等測定器、送排風機、消火器、毛布等、救出救助用機材

2.3 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

町は、危険物等災害による出火に備えるため、危険物等の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の消防計画を作成し、その推進を図るものとする。

(2) 出火防止体制の整備

① 事業所等に対する指導

町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震等の災害による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。

② 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導

町は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

町は、化学消防車等危険物等による火災に対応する設備の充実に努めるものとする。

(4) 消防水利の確保

「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.3 消防水利の確保」によるものとする。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

2.6 避難収容体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるものとする。

2.7 防災関係機関等の防災訓練の実施

各関係機関は、災害の発生を防止し、また、災害発生時の被害の軽減及び鎮圧活動の円滑を図り、防災に関する知識及び技能の向上と住民に対する防災知識の向上を図ることを目的とした訓練及び教育を実施するものとする。

(1) 訓練の方法

各関係機関は、それぞれ訓練計画を定め、単独又は共同して実施するものとする。

(2) 訓練の種別

訓練は、実地及び図上で、それぞれの災害応急対策の万全を期すため、次の訓練を実施するものとする。

- ① 緊急通信訓練
- ② 避難救助訓練
- ③ 資機材調達輸送訓練
- ④ 火災防御訓練(危険物、高圧ガス等)
- ⑤ 総合訓練
- ⑥ その他

3. 防災知識の普及

3.1 防災教育

町は、県及び危険物等施設の管理者とともに、特定事業所の石油等の取扱者及び従業員に対し、関係する組織、機関はそれぞれの定めるところにより、実効ある教育を実施するものとし、特定事業者は積極的に教育を受けさせるものとする。

(1) 教育の種別

① 消防法関係

危険物取扱者保安講習、防火管理者講習

② 高圧ガス関係

関係事業所の従業員に対し、高圧ガス等について必要に応じ講習会・研修会等を実施する。

③ 労働安全衛生関係

ア 雇入れ時及び作業内容変更時の安全衛生教育

イ 職長等の教育

ウ 化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者、特定化学物質等作業主任者及び四アルキル鉛等作業主任者の技能講習及び能力向上教育

エ 特殊化学設備の取扱い、修理、整備の業務の特別教育

④ 海上関係

ア 海上災害の予防に関すること

イ 海上災害発生時における防除措置に関すること

第3節 危険物等災害応急対策計画

1. 発災直後の災害情報の収集・連絡

危険物等災害情報の収集・連絡に当たっては、危険物等に対する専門的知識に基づいた正確な情報の収集・連絡に努めることを基本とする。

1.1 危険物等災害発生直後の被害情報等の収集

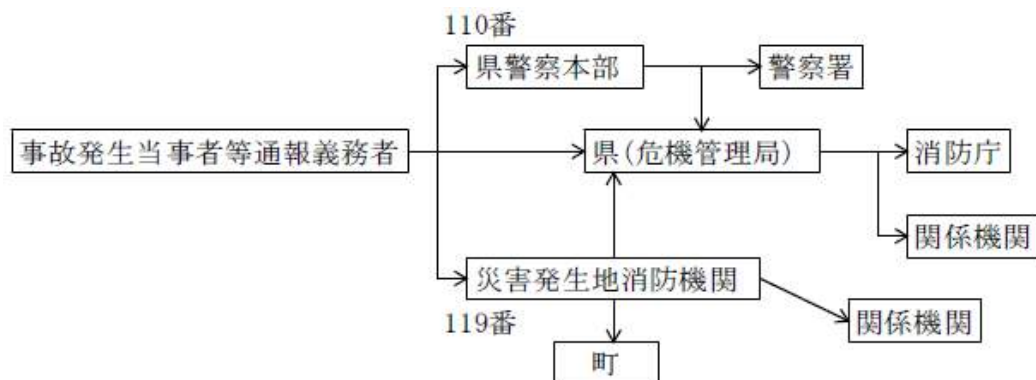
- (1) 危険物等施設管理者は、自己の管理する施設での事故災害等の発生の通報を受けた場合は、職員に出動を指示するとともに、事故災害等状況の確認を行い、直ちに関係機関に通報するものとする。
- (2) 町は、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに電話等によって県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。
報告に当たっては「事故等即報要領」によって、災害発生後直ちに無線電話・ファクシミリ等によって行うものとする。
- (3) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。（県防引用）
県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。
- (4) 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。（県防引用）
- (5) 町及び県は、必要に応じ、画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

1.2 通報連絡系統

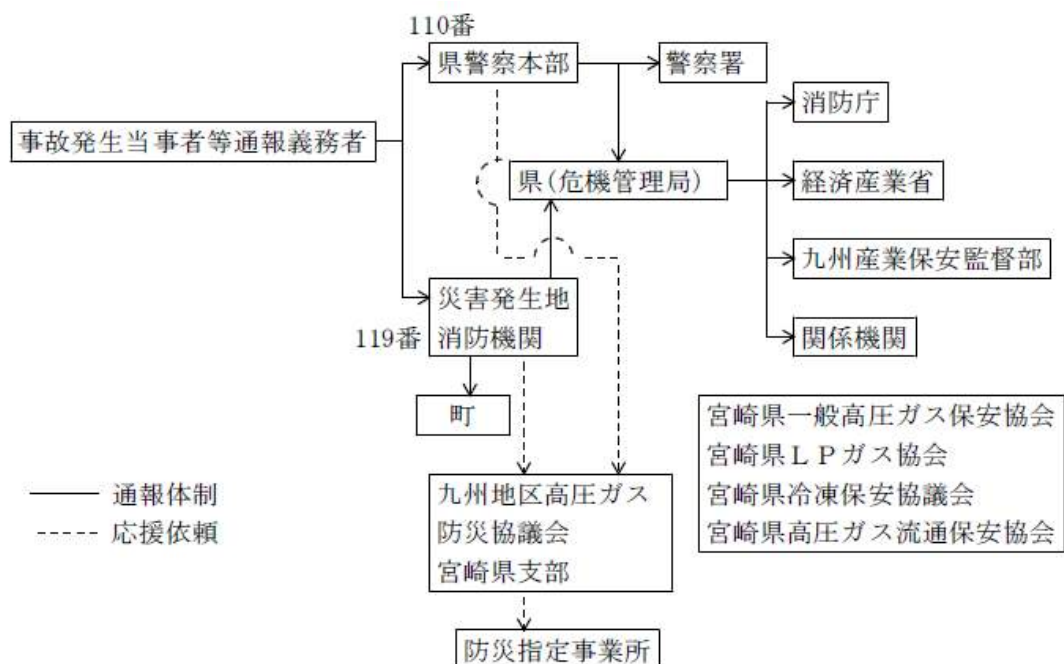
危険物等災害発生時の通報連絡系統は次のとおりとする。

- (1) 危険物施設

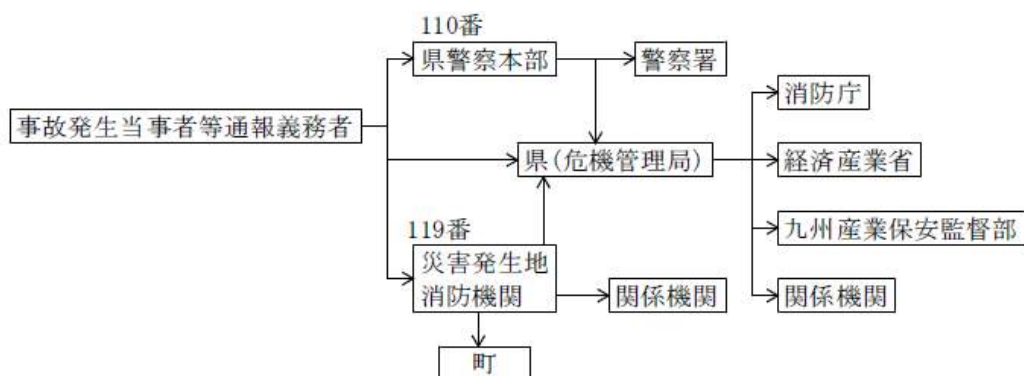
【3.6.3.1】 危険物



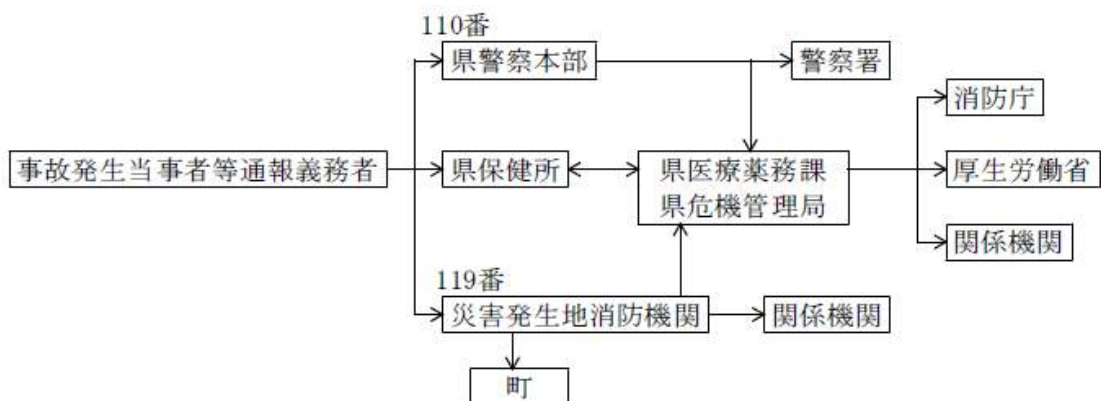
(2) 高压ガス施設



(3) 火薬類施設



(4) 毒劇物施設



1.3 即報基準

事故等即報を報告すべき基準は、次のとおりとする。

(1) 危険物に係る事故

危険物に係る次の事故のうち、周辺地域住民に影響を与えたもの、その他大規模なもの

- ① 危険物施設の事故
- ② 無許可施設の事故
- ③ 危険物運搬中の事故

(例示)

- ・死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者を生じたもの
- ・爆発により周辺に被害を及ぼしたもの
- ・周辺地域住民等が避難行動を起こしたもの
- ・大規模タンクの火災、爆発又は漏えい事故
- ・海上への危険物流出事故
- ・その他、事故の発生形態、被害の態様から社会的に影響度が高いと認められるもの

2. 活動体制の確立

2.1 町の活動体制の確立

町は、町の区域に危険物等災害が発生した場合は、第一次的に被害予防・応急対策を実施する機関として、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

2.2 職員の参集及び動員

職員の参集及び動員については、「共通対策編 第3章 第2節 4. 職員の参集及び動員」によるほか、次のとおりとする。

2.3 危険物等取扱事業者の活動体制の確立

- (1) 事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等、必要な体制をとり、速やかに災害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 事業者は、消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

3.3 海上保安庁に対する支援要請

「共通対策編 第3章 第5節 3. 海上保安庁に対する支援要請」によるものとする。

4. 災害の拡大防止活動

4.1 事業所の災害拡大防止措置

都市ガス、高圧ガス、火薬類、危険物、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。

- (1) 周辺地域の居住者に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。
- (2) 門川町役場、消防機関、警察に通報、駆けつける等可能な手段により直ちに通報する。
- (3) 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

4.2 警戒区域の設定（災害対策基本法第63条）

町長及び警察官は、危険物等が漏洩、流出又は飛散した場合には、直ちに立ち入りを制限するため、警戒区域を設定して、被害の拡大防止に努めるものとする。

5. 救助・救急及び消火活動

5.1 消火活動

消防機関による消火活動に当たっては、危険物等の性状を十分考慮し、化学消防車等を活用するほか、職員の安全確保に努めるものとする。

5.2 救助・救急活動

警察官及び消防団は、救出・救助活動等に当たっては、生化学防護服、特殊型防護ガスマスク、ガス等測定器、送排風機等の装備資機材を有効に活用して、被災者及び職員の安全確保に努めるものとする。

5.3 事業所による消火活動（県防引用）

- (1) 火災が発生した場合の措置
 - ① 自衛消防隊(班)等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。
 - ② 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

6. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 医療救護活動」によるものとする。

7. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする。

8. 危険物等の大量流出に対する応急対策

8.1 河川等への流出の場合の対策

危険物等が河川等に大量流出した場合、町は直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。

防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

8.2 交通規制等の実施（県防引用）

警察は、危険物等が大量に漏出、流出又は飛散した場合には、関係機関と緊密に連携し、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を実施するほか、危険物等の防除活動を行うものとする。

9. 避難・収容活動

避難・収容活動については「共通対策編 第3章 第9節 避難・収容活動」によるほか、以下のとおりとする。

危険物等災害時における住民等の避難誘導は、危険物の種類、事故状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

9.1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流若しくはガス流の方向を予測し、可能な限り主火流・ガス流と直角方向になるように行う。なお、火勢あるいは流出が激しく、延焼・拡散範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 同報系防災無線又は移動系防災無線

事故発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼・拡散のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機

延焼・拡散地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

10. 被災者等への的確な情報伝達活動

町は、県、関係機関、事業者とともに危険物等災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、要配慮者に対応した伝達を行うものとする。

第7章 大規模な火事災害対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

本章は、町内において大規模な火災が発生した場合に、被害の軽減又は拡大防止のため町、県等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における大規模な火災の概況

【3.7.1.1】大規模な火災の概況

年 月 日	場 所	原 因	被 害
大正6年2月6日	門川村		焼失44戸
昭和31年2月7日	門川町九州木産社	不明	全焼22戸 半焼1戸 り災者数 20 名
昭和46年2月4日	門川町大字加草受地区	たばこの火	焼損面積4,773a 損害額9,810千円

2.昭和 22 年から 38 年までは消防庁刊行の「火災年報」により本県関係分を掲載した。

3.昭和 39 年以降は、県消防防災課(平成 16 年度以降は県消防保安室)の調査による。
ただし、県下の主な火災の要件は、昭和 55 年から次のいずれかに該当する火災とする。

- (1) 死者が 3 名以上生じた火災。
- (2) 負傷者が 10 名以上生じた火災。
- (3) 全焼 5 棟かつ全損 5 世帯以上の建物火災。
- (4) 焼損面積 1,000 m²以上の建物火災。
- (5) 焼損面積 5,000a 以上の林野火災。
- (6) 損害額 50,000 千円以上の火災。

(注)

昭和 55 年から昭和 60 年までの損害額 20,000 千円以上の火災。

昭和 61 年から損害額 50,000 千円以上。

平成元年から損害額 100,000 千円以上。

第2節 大規模な火事災害予防計画

1. 大規模な火事に強いまちづくり

1.1 大規模な火事に強いまちの形成

(1) 防災空間の確保

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.2 防災空間の確保」によるものとする。

(2) 都市の再開発等の推進

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.3 都市の再開発等の推進」によるものとする。

(3) 避難地、避難路の整備

「共通対策編 第2章 第1節 3. 3.4 指定緊急避難場所の確保等」によるものとする。

1.2 火災に対する建築物の安全化

「共通対策編 第2章 第1節 4. 4.3 建築物の不燃化の促進」によるものとする。

2. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

2.1 情報の収集・連絡体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 2. 情報の収集・連絡体制の整備」によるものとする。

2.2 活動体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 3. 活動体制の整備」によるものとする。

2.3 消火体制の整備

(1) 消防計画の作成

町は、次の項目について計画を作成し、その推進を図るものとする。

① 消防組織の整備強化

家屋の密集度を十分検討の上、必要に応じ常備消防体制の強化を図る。

② 消防施設整備計画

③ 火災警報等計画

④ 消防職員、団員招集計画

⑤ 出動計画

⑥ 応援部隊受入誘導計画

⑦ 特殊地域の消防計画

ア 特殊建物、施設の多い地域の計画

(ア) 密集地域の計画

(イ) 重要文化財の計画

(ロ) バラック建物等の地域の計画

(ハ) 重要建物、施設の計画

(ニ) 高層建物の計画

- (カ) 地下構造物及び施設の計画
- (キ) その他
 - イ 危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所が多い地域の計画
 - ウ 港湾等沿岸地域の計画
 - エ 急傾斜地域の計画
 - オ その他
- ⑧ 異常時の消防計画
 - ア 強風時の計画
 - イ 乾燥時の計画
 - ウ 飛火警戒の計画
 - エ 断水又は減水時の水利計画
- ⑨ その他の消防計画
 - ア 林野火災の計画
 - イ 車両火災の計画
 - ウ 船舶火災の計画
 - エ 航空機火災の計画
- ⑩ 消防訓練計画
 - ア 機械器具操法訓練
 - イ 機関運用及び放水演習
 - ウ 自動車操縦訓練
 - エ 非常招集訓練
 - オ 飛火警戒訓練
 - カ 通信連絡訓練
 - キ 破壊消防訓練
 - ク 林野火災防御訓練
 - ケ 車両火災防御訓練
 - コ 船舶火災防御訓練
 - サ 航空機火災防御訓練
 - シ 危険物火災等特殊火災防御訓練
 - ス 災害応急対策訓練
 - セ 自衛消防隊の指導
- ⑪ 火災予防計画
 - ア 防火思想普及計画
 - イ 予防査察計画
- (2) 出火防止体制の整備
 - ① 一般家庭に対する指導
 - 町及び県は、出火防止のため、防災訓練や広報媒体を通じて、一般家庭に次の事項の知識の普及に努める。

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理
 - イ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等の普及
 - ウ 灯油等の危険物の安全管理、可燃物の転倒落下防止策、ストーブ上での洗濯物乾燥の厳禁、ガスの元栓の閉止等の指導徹底
 - エ 火を使う場所での不燃化及び整理整頓
 - オ カーテン等防災物品及び防災製品の普及
 - カ 発災時において、ゆれを感じたとき、ゆれが止んだとき、燃え始めたときのそれぞれの機会における出火防止及び消火装置の徹底
- ② 事業所等に対する指導
- ア 町は、多数の者が利用する学校、病院、百貨店等の施設については、防火管理者を必ず選任させ、自衛消防に関する組織、地震対策等も含んだ消防計画の作成、避難訓練の実施、消防用設備の整備、火気の使用監督等について、十分指導を行うものとする。
 - イ 町は、予防査察を実施し、消防計画に基づく消火、避難等の訓練の実施、火気の使用又は取扱いに関する指導を行うとともに、消防法の規定に基づく消防用設備等を整備させ、これらの施設に対する防火体制を推進する。
 - ウ 町は、化学薬品を保管している事業所、教育機関、研究機関等に対して地震による容器の破損が生じないように、管理を適切かつ厳重に行うよう指導するものとする。
- ③ 高圧ガス、毒劇物等の貯蔵又は取扱いの指導
- 町は、消防法等の規定に基づき、一定数量以上の危険物、圧縮アセチレンガス、液化石油ガス等の高圧ガス、シアン化水素やアンモニア等の毒物劇物等を貯蔵し、又は取り扱う者に対して規制を行い、適切な査察指導等を行って、火災発生の未然防止を図るものとする。
- ④ 建築同意制度の活用
- 町は、消防法の規定に基づき、建築計画を防火上の見地からチェックし、同制度の効果的な運用を図り、消防用設備等の設置等建築物に関する火災予防を十分に図っていくものとする。
- ⑤ 防災物品の普及及び管理指導
- 町は、消防法の規定に基づき、防災性能を有する物品等を設置しなければならない防火対象物に対し、その設置及び管理を指導するとともに、火災発生及び拡大の防止に努めるよう指導を行うものとする。
- ⑥ 火災予防条例の活用
- 町は、火気を使用する設備・器具、火気の使用制限、少量危険物等の取り扱い及び避難管理等について規定した火災予防条例を活用し、火災の発生を未然に防止し、また、百貨店等については、消防用設備等の維持管理及び避難施設の適切な保持を確保するため、各種広報手段による啓発や巡回指導を行うものとする。
- ⑦ 消防設備士制度の活用

県は、消防設備士に対して、消防用設備等の技術の進歩や関係法令の改正等に伴い、これらに対応して資質の向上を図るため、消防用設備等の工事又は整備に関する講習を実施する。

また、町は、防火対象物の消防用設備等が、技術上の基準に適合し、かつ有効に機能するよう点検報告を励行させるなどにより、当該対象物の関係者(特に、消防設備士、点検資格者)に対し、万全な指導を行うものとする。

⑧ 火災予防運動の実施

町及び県は、毎年、火災の多発期に当たる11月から3月にわたり、秋季全国火災予防運動(11月9日～11月15日)、宮崎県林野火災予防運動(1月30日～2月5日)、春季全国火災予防運動(3月1日～3月7日)を通じて、火災予防のための諸行事を実施し、広く住民に対し火災予防思想の普及向上に努めるものとする。

(3) 消防力の充実強化

消防力の充実強化については、「共通対策編 第2章 第2節 4. 4.2 消防力の充実強化」によるほか、以下のとおりとする。

① 消防職団員の教育訓練(県防引用)

消防職員及び消防団員に、消防に関する高度の知識及び技能を習得させるため、県は、県消防学校において、教育訓練を行うとともに、町が行う一般教養訓練について指導するものとする。

② 消防職団員の教育訓練

町は、消防職員及び消防団員の知識及び技能の向上を図るため、県消防学校及び消防大学校に必要な応じ派遣するほか、一般教養訓練の計画を策定し、実施するものとする。

※ 県消防学校での教育訓練

ア 消防職員

(ア) 初任教育

(イ) 専科教育(救助、救急の各科、課程)

(ロ) 幹部教育(初級及び中級科)

(ハ) 特別教育(訓練指導科及びはしご自動車講習)

イ 消防団員

(ア) 普通科

(イ) 特別教育(指導員科及び訓練指導科)

(ロ) 幹部教育(幹部科及び上級幹部科)

(ハ) 現地教育(町の要請により教官を派遣して実施)

ウ 自衛消防隊

企業等の自衛消防隊員に対し、要請により教育訓練を実施する。

(4) 消防水利の確保

「共通対策編 第2章 第1節 10. 10.3 消防団の強化」によるものとする。

(5) 地域の初期消火力の向上

自主防災組織を中心とし、消火器、バケツ、可搬ポンプ等の消火資機材を備えるとともに、防火用水の確保、風呂水のためおきなどを地域ぐるみで推進する。また、事業所においても、地域の自主防災組織等との連携を図り、自らの初期消火力の向上に努める。

2.4 医療救護体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 5. 医療救護体制の整備」によるものとする。

2.5 緊急輸送体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 6. 緊急輸送体制の整備」によるものとする。

2.6 避難収容体制の整備

「共通対策編 第2章 第2節 7. 避難収容体制の整備」によるものとする。

2.7 防災関係機関の防災訓練の実施

「共通対策編 第2章 第2節 14. 防災関係機関の防災訓練の実施」によるものとする。

3. 町民の防災活動の促進

3.1 防災知識の普及、予防啓発活動

「共通対策編 第2章 第3節 2. 防災知識の普及」によるものとする。

(1) 火災予防運動の推進

春季及び秋季の火災予防運動については、毎年火災の多発期を迎える3月と11月に、消防庁の提唱で全国一斉に実施されているが、本県においても県と町が中心となって、関係者の協力のもとに、住民に対する火災予防思想の普及をはじめ、消防機関による建物の予防査察の実施、各事業所における消火、通報、避難の各種訓練等、多彩な行事を実施し、火災予防に努めるものとする。

火災予防運動の重点目標としては、次のとおり。

- ① 住宅防火対策の推進
- ② 地域における防火安全体制の充実
- ③ 物品販売店舗・旅館・ホテル等不特定多数の者が出入りする防火対象物に係る防火安全対策の徹底
- ④ 社会福祉施設、病院等自力避難が困難な者が多数入所している施設における防火安全対策の徹底
- ⑤ 乾燥及び強風時の火災発生防止対策

(2) 民間防火組織の育成・強化

火災予防に対する意識の高揚をはかるため、年少の頃から火に対する知識、火に対する安全適切処置などを習得する事が望まれる。また、家庭における火気を取扱う機会の多い婦人を対象として、火災予防の知識を養うことが必要である。このため、県では、昭和54年に「宮崎県少年婦人防火委員会」（平成3年「宮崎県幼少年婦人防火委員会」に改称）を設置し、町の協力を得て、幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成強化を推進している。

今後ともこれら民間防火組織の育成強化に努めるものとする。

(3) 防火管理者制度の充実・強化

火災のほとんどが人為的原因、すなわち不注意により発生し、施設の不備等のため、拡大するに至っている経緯をみると、火災の未然防止はもちろん、焼失による損害や煙や熱のための人的損害等も日頃の防火管理如何によって防ぐことは可能である。

また、単に物的な設備面をいかに充実しても、それを活用する人的裏付けと、日頃の維持管理が適切でなければ十分な効果が期待できない。消防法では収容人員が30～50人以上となる事業所等は、有資格者の中から防火管理者を選任して防火管理の業務を行わなければならないことになっている。今後とも防火管理者資格認定講習会の実施等により、防火管理者制度の充実強化に努めるものとする。

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

1. 活動体制の確立

1.1 町の活動体制の確立

町の区域に大規模な火事災害が発生した場合は、町災害対策本部等を設置し、他の市町村、県等関係防災機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能をあげて被害予防・応急対策の実施に努めるものとする。

2. 災害情報の収集・連絡

2.1 気象に関する情報の伝達と火災防止のための措置

(1) 火災気象通報及び火災警報の収集・伝達

火災による町民の生命・財産への被害を最小限とするため、宮崎地方気象台、町、県は迅速・的確に火災気象通報及び火災警報の伝達を行う。

① 火災気象通報（消防法第22条）

消防法に基づいて宮崎地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるとき(具体的には下記の条件)に、その状況を直ちに知事に通報するものである。知事は、この通報を受けたときは直ちにこれを町長に通報する。

＜宮崎地方気象台の値＞

ア 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が40パーセントを下り、最大風速が7メートル毎秒を超える見込みのとき。

イ 平均風速10メートル毎秒以上の風が1時間以上継続して吹く見込みのとき。(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

② 火災警報

消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

③ 火災気象通報及び火災警報の伝達系統

【3.7.3.1】火災気象通報及び火災警報の伝達系統



④ 火災警報の周知方法

- ア 主要公共建物の掲示板に必要な事項を掲示
- イ 警報信号の使用(消防法施行規則別表第1の3)
- ウ 主要地域における吹流しの掲揚
- エ 防災行政無線による放送
- オ その他広報車による巡回宣伝

(2) 被害の未然防止、拡大防止のための住民への呼びかけ

火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、

町は、住民に対して、火の元の確認など被害の未然防止、拡大防止を促す呼びかけを行い、住民に注意を喚起することとする。

① 県の措置（県防引用）

県は、宮崎地方気象台から火災気象通報を受けた場合、市町村に対して、これを直ちに一斉ファックスにより伝達し、注意を促す。

② 町の措置

町長は、防災行政無線、広報車等を用いて、住民に対して火の元の確認などを呼びかけ、被害の未然防止・拡大防止を図る。

2.2 災害情報の収集・連絡

(1) 大規模な火事発生直後の被害情報等の収集

① 町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。ただし、消防機関へ通報が殺到する場合は、直接消防庁へ報告するものとする。

② 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも必要な被害規模に関する概括的な情報を把握し、これらの情報を消防庁に報告する。（県防引用）

県警察本部は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。（県防引用）

③ 県は、県警ヘリコプターによる目視、撮影等による情報収集を行うとともに、必要に応じ、自衛隊ヘリコプターの出動を要請する。

また、町及び県は、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

④ 町及び県は、消防庁等への報告に当たっては「火災・災害等即報要領」によって災害発生後直ちに無線電話、ファクシミリ等によって行うものとする。

資料編【3.7.3.2】第1号（火災）（様式）

(2) 即報基準（県防計画）

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

① 一般基準

火災等即報については、原則として次のような人的被害を生じた火災及び事故について報告すること。

ア 死者3人以上生じたもの

イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの

② 個別基準

次の火災及び事故については①の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するものについて報告すること。

ア 建物火災

- (ア) 特定防火対象物で死者の発生した火災
- (イ) 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- (ロ) 「適マーク」を交付した防火対象物の火災（複合用途防火物で「適マーク」対象物の部分からの出火を含む）
- (ハ) 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- (ニ) 損害額1億円以上と推定される火災

イ 林野火災

- (ア) 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- (イ) 空中消火を要請したもの
- (ロ) 住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

ウ 交通機関の火災

- 船舶、航空機、列車、自動車等の火災で社会的に影響度が高いもの
(例示)
- (ア) 大型タンカー火災、港湾内のタンカー火災
 - (イ) トンネル内車両火災
 - (ロ) 列車火災で乗客等が避難したもの

エ その他

- 以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの
(例示)
- 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

3. 広域応援活動

3.1 地方公共団体による広域的な応援体制

「共通対策編 第3章 第5節 1. 地方公共団体による広域的な応援体制」によるものとする。

3.2 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

「共通対策編 第3章 第5節 2. 自衛隊派遣要請・受入体制の確保」によるものとする。

4. 救助・救急及び消火活動

4.1 消火活動

(1) 消防機関による消火活動

消防機関による消火活動については、「共通対策編 第3章第6節 3. 3.1 消防機関による消火活動」によるほか、以下のとおりとする。

① 大規模火災への対応

火災の発生状況に応じて、次の原則にのっとり、それぞれの防御計画に基づき鎮圧に当たる。

ア 避難地及び避難路確保優先の原則

火災が延焼拡大している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ、避難地及び避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に消火活動を行う。

ウ 市街地火災消火活動優先の原則

大工場、大量危険物貯蔵取扱施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、部隊を集中して消火活動に当たる。

エ 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防護上に必要な消火活動を優先する。

特に危険物の漏えい等により災害が拡大し、又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。

オ 火災現場活動の原則

(f) 出場隊の指揮者は、火災の態様を把握し、人命の安全確保を最優先とし、転戦路を確保した延焼拡大阻止及び救助・救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。特に救護活動の拠点となる病院、及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。

(g) 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻勢的現場活動により火災を鎮圧する。

(h) 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建造物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

② 異常時の消防活動

平均風速が10mを越える強風下の火災は、風速に比例して延焼速度を増し火粉の発生により、飛火延焼の可能性が強く、風下へ一方的に延焼し、防御活動は極めて困難であることにかんがみ、火勢の状況を把握することに努め、主流に対して側面狭撃の態勢をもって防圧に当たり、風下方面は、事前注水部隊及び飛火警戒部隊をもって延焼阻止に努め、また、風位の変化により延焼方向の変化に備えるため、別に予備隊を編成して待機せしめるものとする。同時多発火災発生のおそれがある場合においては、続発火災及び増援部隊の必要を考慮して、残留部隊を確保するため、応援部隊をもって増強し、臨機即応の出動態勢の強化を図る。

(2) 県のとる措置（県防引用）

① 消防情勢の把握

県は、防災救急ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊ヘリコプター、消防機関又は市町村長からの情報等により火災の状況、消防機関の活動状況等の消防情勢を把握する。

② 防御措置に関する指示

知事は、消防上緊急の必要があると認めるときは、消防組織法第43条及び災害対策基本法第72条第1項の規定に基づき、市町村長又は消防長に対し災害防御の措置に関し次の指示を行う。

ア 災害防御実施方法

イ 他市町村への消防隊員の応援出動

ウ 防御用資機材の輸送その他の応援

③ 応援及び協力の要請

知事は、消防の応援について市町村長から要請があり、災害その他の状況により県内の消防力では対処できないと認められるときは、次の措置を講ずる。

ア 消防組織法第44条の規定により、緊急消防援助隊又は「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく他の都道府県及び消防機関所有のヘリコプターの派遣等を消防庁長官に要請する。

なお、消防庁長官は特に緊急を要する場合等は、県の要請を待たずに他の市町村長に応援出動等の措置を求めることができる。

イ 自衛隊その他関係機関の応援及び協力に関し必要な措置を講ずる。

資料編【3.7.3.3】 大規模災害における緊急の広域消防応援フロー

5. 医療救護活動

5.1 医療機関による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 1. 医療機関による医療救護活動」によるものとする。

5.2 医療救護班による医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 2. DMAT 及び救護班による医療救護活動」によるものとする。

5.3 搬送体制の確保

「共通対策編 第3章 第7節 3. 搬送体制の確保」によるものとする。

5.4 医薬品等の供給

「共通対策編 第3章 第7節 4. 医薬品等の供給」によるものとする。

5.5 医療情報の確保

「共通対策編 第3章 第7節 5. 医療情報の確保」によるものとする。

5.6 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策

「共通対策編 第3章 第7節 6. 重大事故等突発的災害発生時の救急医療対策」によるものとする。

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする。

7. 避難収容活動

避難収容活動については「共通対策編 第3章 第9節 避難・収容活動」によるほか、以下のとおりとする。

大規模火災時における住民等の避難誘導は、出火点の位置、延焼状況、地形、気象等により、その難易度に差があるが、下記のとおりとする。

7.1 避難誘導

避難誘導を行うに当たっては、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

火災発生を知らせ、住民を安全地帯に誘導する。

(2) 広報車、パトカーや携帯拡声器

広報車やパトカーで知らせたり、携帯拡声器を携行し、延焼のおそれのある地域の住民を安全地帯に誘導する。

(3) 航空機（県防引用）

延焼地域が広範囲に及ぶと予想されるような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

8. 被災者等への的確な情報伝達活動

「共通対策編 第3章 第16節 被災者等への的確な情報伝達活動」によるものとする。

8.1 被災者等への的確な情報伝達活動

市町村、県及び関係機関は、被災者のニーズを十分把握し、大規模な火事災害の状況、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者に対応した伝達を行うものとする。

9. ごみ・がれき・漂着油等の処理等に関する活動

9.1 被害状況の把握（県防引用）

県は、市町村、関係機関及び工場・事業場と連絡を取り、有害物質の漏出等の有無、汚染状況、原因等、必要な情報の迅速かつ的確な収集を行う。

9.2 応急対策の実施（県防引用）

(1) 環境モニタリングの実施

県は、災害の状況、工場の被災状況に応じて、必要な環境モニタリング調査を実施するものとする。

(2) 被災工場・事業場に対する措置

県は、被災地域の有害物質を使用する工場・事業場に対して現地調査を実施し、環境関連施設の被災状況の調査、有害物質の漏出状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

(3) 廃棄物処理に伴う環境汚染防止の指導

県は、被災により発生した廃棄物の不適正な処理に伴う環境汚染を防止するため、工場等の関係者に対し適切な処分処理を指導する。

(4) 建築物の解体撤去工事等に対する措置

県は、被災により損壊した建築物の解体撤去工事において生じる、粉じんやアスベストの飛散を防止するため、建築物の損壊状況の実態調査を行うとともに、当該建築物等の所有者及び解体工事事業者等に対し、粉じんやアスベストの飛散防止等環境保全対策を実施するよう指導する。

(5) 環境情報の広報

県は、工場・事業場からの有害物質の漏出による大気、公共用水域、地下水及び土壌の汚染等により、住民の生命身体に危険が生じるおそれがある場合は、直ちに関係機関へ連絡するとともに、報道機関の協力等を得て広報を行い一般への周知を図る。

(6) 被災地域以外の環境保全担当機関に対する支援の要請

県は、被害が大規模で地域内の機関だけでは十分な対応が困難である場合は、近隣県や環境省に対し、支援を要請する。

第8章 林野火災対策

第1節 基本的考え方等

1. 基本的考え方

町の総面積は 12,048ha であるが、そのうち国有林野面積が 16ha、民間林野面積が 10,059ha、民間林造林が 11ha であり、町は森林資源に恵まれている。（宮崎県統計年監第 130 回（平成 25 年度）より）

また、近い将来に主伐期を迎える人工林が増えるため、供給体制の確立も必要となっており、間伐材の利用促進などに力を入れている。

町内において火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災が発生した場合に、被害の拡大防止のため県、市町村等がとるべき対策について必要な事項を定めるものとする。

なお、本章に特別の定めのない事項については、共通対策編に基づき運用するものとする。

2. 町における過去の主な林野火災

【3.8.1.1】過去の主な林野火災

発生年月日	場所	焼失面積 (ha)	原因
昭和 46 年 2 月 4 日	門川町大字加草受地区	125.0	たばこ
昭和 53 年 2 月 28 日	門川町大字加草竹名地区	125.0	不明
平成 7 年 1 月 29 日	門川町庵川 黒岩地区	7.0	突風で飛び火

第2節 林野火災予防計画

防災関係機関は、町域における森林資源の重要性並びに林野火災の特殊性に鑑み、積極的に予防対策を推進するものとする。

1. 林野火災に強い地域づくり

1.1 林野火災対策にかかる事業計画の作成と推進

町は、「林野火災特別地域対策事業計画」を作成し、これを推進するものとする。

事業計画は、関係機関と緊密な連絡をとり、おおむね次の事項について計画するものとする。

- (1) 防火思想の普及宣伝、巡視、監視等林野火災の予防に関する事項
- (2) 火災予防上の林野管理に関する事項
- (3) 消防施設・設備の整備に関する事項
- (4) 火災防御訓練に関する事項
- (5) その他林野火災の防止に関する事項

1.2 防火機能を有する林道、森林、予防施設の整備

(1) 林道、森林の整備

国、町及び県は、林野火災発生時における消火活動を容易にするため、林道及び作業道の整備に積極的に取り組むものとする。

また、防火線、防火樹帯の設置や造林地における防火樹等の導入の指導を行い、防火森林の整備に努める。

町は消防機関とともに、林野火災の危険性の高い民有林が所在する地域に、簡易防火用水等の林野火災予防用機材を重点的な配備に努める。

また、1月下旬～2月上旬までの宮崎県林野火災予防運動期間には、予防対策を強化する。

- ① 防火水槽の増強を図る。
- ② 自然水利用施設の増強を図る。
- ③ ヘリポート・補給基地の整備。
- ④ 防火線、防火帯林、防火管理道等延焼防止のための防火施設の整備を検討する。
- ⑤ 休憩所等にドラム缶等を利用した防火用水を整備する。
- ⑥ 土管等を利用した路端用灰皿等を整備する。
- ⑦ 河川への乗り入れ道の設置

1.3 監視体制の強化

① 県森林保全巡視員の配置

町域における林野火災発生の監視、連絡通報等の職務にあたらせるため、森林保全巡視員（「宮崎県森林保全巡視事業実施要領」の定める）を配置し、林野火災の予防を強化する。

林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに次の事項を実施する。

② 監視員等の配置

県が実施する森林保全巡視員による巡視・監視に協力し、火災危険区域等のほか、国有林及び保安林において森林原野の火入れ時期、火災多発時の巡視の徹底に期する。

③ 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置を講ずる。

④ 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報等を通じ、周知徹底を図る。

⑤ 火入れの協議

町は火入れの適正な実施と林野火災の防止を図る。

ア 火入れによる出火を防止するため、森林法に基づく町長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分調整する。

イ 火入れの場所が隣接市町に近接している場合は、関係市町に通知する。

⑥ 火入れ等の制限

ア 火入れ条例による届出許可の遵守。

イ 異常乾燥又は強風注意報が通知されている場合等の火入れの禁止。

ウ 火入れ実施責任者において気象状況が急変した場合の応急処置。

エ 気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。

オ 町長は、特に必要と認めるときは、火入れに関する条例等に基づき、期間を限って、一定区域内の火入れの差し止め等を制限する。

1.4 林野所有（管理）者への指導

町及び県は、林野火災予防のため、林野所有(管理)者に対し、次の事項を指導する。

- (1) 防火線、防火樹帯の設置及び造林地における防火樹の導入
- (2) 自然水利の活用等による防火用水の確保
- (3) 事業地の防火措置の明確化、作業者に対する防火に関する注意の徹底
- (4) 火入れに当たっては、森林法に基づく条例等による許可のほか、消防機関との連絡体制の確立
- (5) 火災多発期(11月～3月)における見巡りの強化
- (6) 林野火災消火用諸資機材の整備

1.5 林野火災特別地域対策事業の推進

町は、林野火災対策を強化する必要のある地域として、林野火災特別地域対策事業の対象となっており、町は本事業の推進に努めるものとする。

2. 災害防止のための気象情報等の充実

宮崎地方気象台は、林野火災防止のため、気象の実況の把握に努め、情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

2.1 乾燥注意報

空気が乾燥し、火災発生の危険が大きいと予想されるときは、宮崎地方気象台は乾燥注意報を発表する。

発表の基準は、最小湿度 40 パーセント以下で、実効湿度が 65 パーセント以下になると予想される場合である。

2.2 火災気象通報

気象の状況が火災の予防上危険であるときは、消防法第 22 条に基づき、宮崎地方気象台は、直ちに県(危機管理局)に通報を行う。(消防法第 22 条第 1 項)

通報を受けた県は、直ちに町に通報するものとする。(消防法第 22 条第 2 項)

火災気象通報の基準は、次のとおりである。

- (1) 実効湿度が 60 パーセント以下で、最小湿度が 40 パーセントを下り、最大風速が 7 メートル毎秒を超える見込みのとき。
- (2) 平均風速 10 メートル毎秒以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。
(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

町長は、この通報を受けたとき、又は気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときは、火災警報を発令する。(消防法第 22 条第 3 項)

町長が火災警報を発令する基準は次のとおりである。(火災警報発令基準規程第 2 条)

- (1) 実効湿度が 55 パーセント以下で最少湿度が 25 パーセント以下になったとき。
- (2) 実効湿度が 60 パーセント以下で最少湿度が 30 パーセント以下となり、最大風速毎秒 10 メートルを超える見込みのとき。
- (3) 風速毎秒 12 メートル以上の風が 1 時間以上連続して吹く見込みのとき。

3. 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

3.1 林野火災対策用資機材の整備

関係機関は、消防力の強化のため、資機材の整備と備蓄を積極的に推進する。

(1) 消火作業機器等の整備

空中消火用資機材、可搬式ポンプ・送水装置、ジェットシュータ、チェーンソー等、消火作業用機器等の計画的な整備を推進する。

なお、資器材の整備については、計画的な整備を図る。

(2) 消火薬剤等の備蓄

第一リン酸アンモニウム (map)、第二リン酸アンモニウム (dap)、吸着剤等、消火薬剤等の備蓄を推進する。

3.2 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 多様な情報収集手段の活用

① 【県、警察本部】

上空からの林野火災状況の把握が、林野火災対策上極めて有効なことから、県警ヘリコプター・テレビ伝送システムの適正な維持管理に努める。(県防引用)

② 町は、高所監視カメラ等、高所における監視所の整備をすすめるとともに、林野火災における出火防止と早期発見のためには、消防職員及び消防団員などによるパトロールが効果的であることから、巡視員用の無線機、双眼鏡等の装備を充実強化するものとする。

(2) 通信手段の確保

県は、総合情報ネットワークの適正な維持管理に努め、災害時の通信手段を確保する。

町は、住民に対する災害情報等を広報するため、市町村防災行政無線の整備を推進する。

町及び県は、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等災害時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。この場合、非常無線通信協議会との連携に十分配慮する。また、災害時の情報通信手段については、平常時よりその習熟に努めるものとする。

3.3 活動体制の整備

(1) 町及び県の活動体制の整備

町及び県は、林野火災発生時の職員の非常参集体制の整備を図る。参集基準を明確にするとともに、応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知させ、活動手順、資機材や装備の使用法の習熟、関係機関等との連携について徹底を図るものとする。

(2) 関係機関との連携

① 「林野火災対策連絡会議」

県は、県内における大規模林野火災に対処するため、関係機関が相互の連携を密にして、林野火災の予防活動、消火活動及び火災防御訓練等の林野火災対策事業を推進することを目的として設置された林野火災対策連絡会議を年1回以上開催し、連携を強化する。(県防引用)

(3) 林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備

県は、林野火災発生時の情報連絡及び応急対策をスムーズに行うため、林野火災マップ、上空からの森林現況写真等の整備充実を行う。(県防引用)

(4) 緊急時ヘリコプターの離発着場の把握と整備

県は、林野火災発生時に空中消火の拠点となる緊急時ヘリコプターの離発着場を把握し、台帳を整備する。

町は、緊急時ヘリコプターの離発着場及び補給基地の整備、維持管理に努める。

3.4 消火体制の整備

(1) 消防体制の整備

町及び関係行政機関は、自衛隊、警察等の協力を得て、地域における総合的な消防体制の確立を図る。

また、初期消火の徹底を期するため、森林組合等による自衛消防体制の組織化を図る。更に、県内市町村消防相互応援協定等により、広域的な消防体制の確立を図る。

(2) 消防施設・設備の整備

町は、防火水槽や自然水利利用施設の増強を図るとともに、設備の整備に努める。

(3) 林野火災対策用資機材の整備（県防引用）

県は、空中消火用資機材の整備と備蓄並びにその維持管理に努める。

県は、予防資機材(予防立て看板、のぼり旗等)及び初期消火資機材(背負式消火器等)の配備を行う。

4. 町民の防災活動の促進

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

4.1 防災知識の普及、予防啓発活動

関係機関は、火災発生期を重点的に予防広報を積極的に推進する。

(1) 「宮崎県林野火災予防運動」の推進

関係機関は、毎年1月30日～2月5日の林野火災予防運動実施期間中に、広報紙等を活用し、周知徹底を図る。

(2) 防火パレードの実施

町及び県は、関係機関と一体となって、自動車による防火パレードを実施し、林野火災予防の啓発活動を実施する。

(3) 広報等の実施

町及び県は、林野火災に対する喚起を促すため、航空機や新聞広告等による広報宣伝に努める。

(4) その他各種広報の実施

町及び県は、あらゆる機会を利用し、町民に対する効果的な啓発活動を行う。

4.2 防災訓練の実施

町及び県は、林野火災対策のための訓練を実施する。訓練に当たっては、自衛隊や県警察本部、NTT、生コンクリート組合、トラック協会等、関係機関の参加を得て行うものとする。

第3節 林野火災応急対策計画

林野火災の特異性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に対処し住家被害、森林資源の焼失等の軽減を図る。

1. 活動体制の確立

1.1 門川町の活動体制

(1) 迅速な連絡と出動体制

町は、林野火災の通報を受けた場合、直ちに関係機関に通報するとともに、迅速に出動体制を整える。林野火災は「人海戦術」と言われるように、人員の確保が第1であり、初動体制が消火活動の成否を左右する。

(2) 災害対策本部の設置

消火活動に当たっては、町は災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携協力して防衛に当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町村等への応援出動要請の準備を行う。

なお、火災が拡大し、町では対処できないなど、災害の拡大が予想されるときは、次の事項を実施する。

- ① 応援協定等に基づく隣接市町村等の応援隊の出動要請
- ② 空中消火の要請の検討
- ③ 応援隊、飛火警戒隊、補給隊等の編成
- ④ 警戒区域の指定

1.2 関係機関の活動体制（県防引用）

(1) 県警察本部

人命保護を最重点として所要の活動を行うとともに、県警ヘリコプターによる上空からの状況把握を行う。

(2) 国

- ① 国有林野で火災が発生したときは、職員を派遣し状況把握を行う。
- ② 県災害対策本部が設置されたときは、その方針に基づき活動する

(3) 自衛隊

- ① 県等から通報を受けた場合は、必要により空中偵察等により火災の状況を把握するとともに現地連絡員を派遣する。
- ② 県知事の要請により、空中消火、地上消火活動を実施する。

2. 災害情報の収集・連絡

2.1 火災通報

- (1) 町は、火災発生通報を受けた場合は、あらかじめ定める出動体制をとるとともに、防災関係機関(警察署、隣接市町村等)に通報を行う。
- (2) 町は、地区住民、入山者等に対して火災発生の周知を図る。
- (3) 町は、火災の規模等が次の条件に達するとき、又は必要と認めるときは県(危機管理

局)に即報を行う。

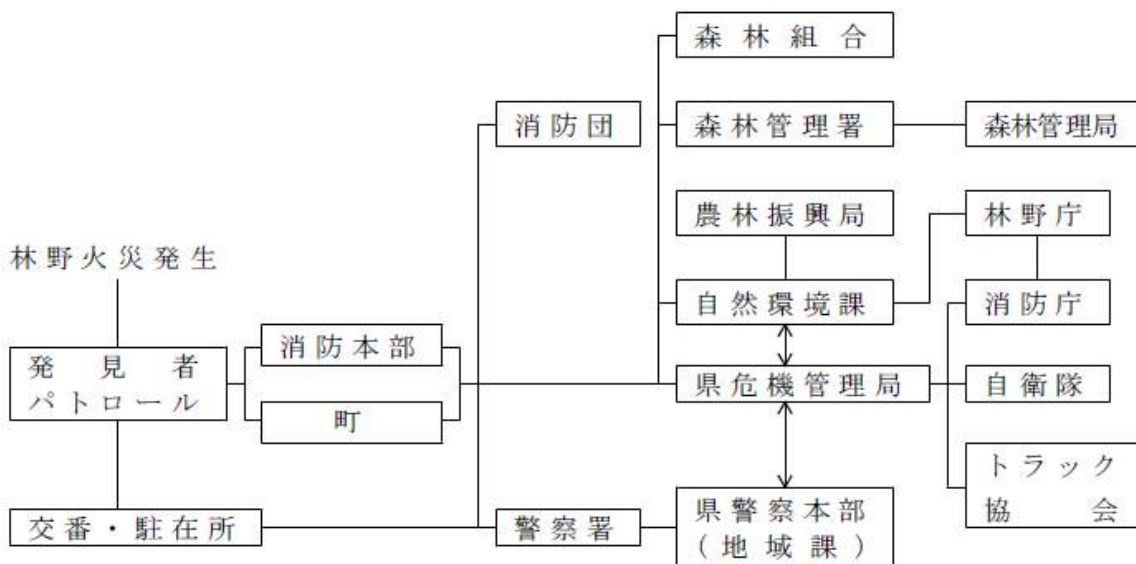
- ① 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、覚知から1時間以内に鎮圧できないか、又は鎮圧することができないと予想される場合
- ② 火災の状況、気象状況及び火災現場の地形等から判断して、空中消火を必要とすることが予想される場合
- ③ 林野火災によって人的被害が発生するか、又はその危険が予想される時
- ④ 近くに火薬工場や火薬の保管倉庫あるいは危険物施設などが存在し、2次災害の危険性が予想される時
- ⑤ 以下の国の即報基準に達するか、又は達することが予想される場合
 - ア 焼損面積が10ヘクタール以上と推定されるもの。
 - イ 空中消火を要請したもの。
 - ウ 住家等へ延焼するおそれがあるなど社会的に影響度が高いもの。

資料編【3.7.3.2】 第1号様式 (火災)

2.2 林野火災通報等連絡系統

林野火災通報にかかる連絡系統は次のとおりである。

資料編【3.8.3.1】 連絡系統



2.3 林野火災マップによる情報の連絡

関係機関は、林野火災の発生場所等を連絡する際は、林野火災マップを利用するものとする。

このマップは、国土地理院発行の地図に経緯度法による基準地域メッシュで、約1km²に区画したものである。

資料編【3.8.3.2】宮崎県山林火災マップ（抜粋）

3. 広域応援活動

3.1 自衛隊派遣要請・受入体制の確保

4. 消火活動及び救急・救助活動

4.1 地上防御

(1) 消火体制の確立

町は、林野火災を覚知した場合は、火煙の大きさ、規模などを把握し、迅速に消火体制を整え出動する。林野火災は、強風下でしかも異常乾燥が続く気象条件下で多く発生する。従って延焼速度は速く、第2次火点をつくり次々と延焼する。このような情勢では、町は自らの人員を増強するほか、宮崎県消防相互応援協定に基づく広域応援を要請するなど、火勢に対応できる消火体制を迅速に確立しなければならない。

(2) 防御作戦

町は、現場の状況を的確に把握し、迅速かつ有効な防御作戦を展開する。

林野火災の防御戦術として、一般にU字戦術が用いられているが、過去に拡大した林野火災を収集分析してみると、地形と風速によってU字あるいは横C字に延焼していることが分かる。

防御活動のための消火隊員の進入、展開方法は、以下の方法があるが、風向き、地形、林相等を総合的に判断して決める。

- ① 延焼方向の側面から進入する方法
- ② 焼け跡から進入する方法
- ③ 等高線から進入する方法
- ④ 谷川から進入する方法
- ⑤ 山の反対側から侵入する方法

(3) 地上における消火活動

地上における林野火災の防御方法には、注水による防御、叩き消し、土掛けによる防御、防火線による防御、迎え火による防御の方法があるが、火災の規模、水利の方法、植生の状況、地形等を考慮して、最も効果的な方法で対処しなければならない。

(4) 安全管理

林野火災における防御は、安全第一でなければならない。過去の事例に見られるように、林野火災現場においては、人身事故の危険が大きい。町の現場指揮者はもちろん、関係者全員が細心の注意を払い、事故を未然に防止し、災害の防止に努めなければならない。

(5) 残火処理と跡地対策

林野火災は、焼失面積が大きくなりがちで、区域全般にわたり、詳細に残り火を点検し、処理することが困難である。特に堆積可燃物(地被物)内の深部、空洞木、根株又は朽木類の残り火は、長時間にわたって燃焼を続け、これらが風にあおられて火の粉をまき散らし、残存可燃物に着火して再出火する危険が大きい。

また、残火処理の段階に至ると隊員の疲労が重なり、注意力も散漫になりやすいため、町の現場指揮者は、残火処理の重要性を認識させ、注意力を喚起して、残火処理に万全を期するものとする。

また、広範囲な林野火災の跡地は、風雨に弱く、強風時に灰や土煙りが発生して風下に対して公害を発生させる。雨の多い場合は、保水性の低下から土石流の原因になり易いので、草木が繁茂するまでは、町は巡視を行い、異状を発見したならば直ちに対策をたてる。

4.2 空中消火

(1) 空中消火等の概要

本章でいう空中消火とは、ヘリコプターにより空中から火点又はその付近に消火剤水を散布し、消火を行う作業のほか、現地指揮本部の設置、空中消火基地及び火災現場の作業を含めた活動をいう。

① 現地指揮本部

町が空中消火を要請した場合の現地指揮本部は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関からの連絡員を含めて構成するものとする。

空中消火を効果的に実施するため、消火計画を立て、各機関との連携を図り、統一的な指揮を行う。

現地指揮本部には、臨時の仮設電話等を設置し、連絡体制に万全を期す。

② 空中消火基地

消火薬剤準備場所、ヘリコプター離発着場、飛行準備場所(燃料集積所を含む。)からなり、空中消火活動の拠点となる。空中消火の実施が決定された時点で、町は、県(危機管理局)及びヘリコプター運用機関と協議の上、適地を決めるものとする。

③ 空中消火用資機材等

ア 水のう

イ 水槽

④ 空中消火方法

空中消火の方法には直接消火法と間接消火法がある。

ア 直接消火法

火線に沿って飛行し、火点に直接消火剤水を散布して消火する方法。主に、火勢の弱い初期消火、飛火消火、残火処理等及び人命、家屋等に危険が迫った場合に用いる。

イ 間接消火法

火線の前方に消火剤水を散布し、防火線を作り延焼防止を図る方法で空中消火法の主体をなすものである。

(2) 空中消火の要請基準

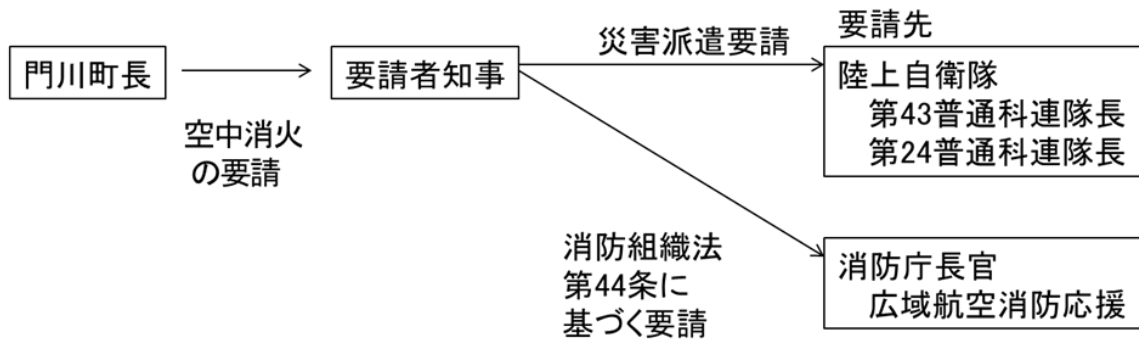
町が空中消火を要請する基準は以下のとおりとする。

- ① 地形等の状況により、地上の防御活動が困難な場合。
- ② 火災規模に対して、地上の防御能力が不足、又は不足すると判断される場合。
- ③ 人命の危険、人家等への延焼の危険、その他重大な事態を避けるため必要と認められる場合。
- ④ 火災の状況から判断して、初期消火時点での空中消火が延焼防止のために極めて有効であると認められる場合。

(3) 空中消火の要請手続き

空中消火の要請は、以下の系統図により行う。

【3.8.3.3】 災害派遣要請先



町から県(危機管理局)に対する電話等による依頼は、町長が行うものとする。ただし、緊急の際で、町長が不在等の場合は、「共通対策編 第3章 第2節 2. 2.3 意志決定権者代理順位」に基づき、町長の職務代理者が行うものとする。

空中消火の要請に当たって明確にすべき事項は、次のとおりとする。

- ① 空中消火基地の設置場所、その周辺の状況及び目標物
- ② 空中消火要請市町村の連絡場所及び連絡者
- ③ 資機材等の空輸の必要の有無
- ④ 空中消火用資機材等の整備状況
- ⑤ その他空中消火を実施するに当たり、参考となるべき事項

(4) 空中消火の準備

① 現場の状況等の報告

町長等は、災害情報を県に報告する。

② 空中消火基地の選定

空中消火基地は、火災現場に近く、資機材輸送のための大型車両等の進入が容易で、連続した空中消火に対応できる十分な水利を有している平坦な場所を選定する。

なお、ヘリコプター離発着場の設置については、県（危機管理局）及びヘリコプター運用機関と協議の上、所要の措置をとる。

③ 火災現場付近の状況把握

空中消火を効果的かつ安全に実施するため、気象状況(天候、風向、風速)を常に把握する。また、ヘリコプターの飛行地域の障害物を把握する。

④ 資機材の確保

現有の資機材の状況を把握し、不足、故障に備え、県(危機管理局)は他県への応援要請も考慮し、他県の資機材保有状況も把握しておく。

⑤ 輸送手段等の確保

資機材等を空中消火基地に運ぶため、県(危機管理局)及び町は、輸送ルート、輸送手段を確立しておく。また、必要に応じて、県警は輸送車の先導、あるいは交通規制等の措置をとる。

⑥ 地上活動要員の確保

空中消火を実施するには、消火薬剤の混合、水のうへの散布液の注入等多数の人手を要するので、町は地上防御活動要員とは別に、空中消火支援のための要員(消防団員等)を確保する。

なお、薬剤の混合については、念のため混合の知識を有する専門業者を立ち合わせるものとする。

(5) 空中消火活動

① 現地指揮本部の役割

空中からの偵察結果、現場の消防機関等からの情報の収集とそれを踏まえた対策を立てる。検討された結果は、町及び県へ報告するものとする。

② 空中消火作業

地上での消火薬剤の調合の後、ヘリコプターで水のうを引き上げる方法で消火活動を行う。地上部隊と空中消火部隊との連携を取るため、事前に打ち合わせを行う。

③ 報告

町は、空中消火を実施する(実施した)場合、速やかに県(危機管理局)に以下の事項について報告する。県はその報告を受け、消防庁防災課に報告する。

ア 発生場所

イ 発生時間及び覚知時間

ウ 空中消火を要請した時刻

エ 現場の状況

オ 消防吏員及び消防団員の出場状況

カ その他必要な事項

(6) 空中消火の実施に伴う経費の分担

次の経費は町の負担とする。

① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費

ア 資機材の引渡し及び返納に要する費用

イ 使用期間中における資機材の維持管理及び補修に関する費用

ウ き損又は消費した資機材の購入補填に要する費用

エ 資機材の使用により人身又は物件に対し、損害を与えた場合、その補償に要す

る費用

② 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用

ア 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金

イ 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料

ウ 活動のため現地で調達した資機材の費用

エ その他必要な経費については、事前に協議しておくものとする。

上記「① 県の保有する資機材の使用にかかる次の経費」及び「② 自衛隊の派遣部隊等にかかる次の費用」とも、2以上の市町村にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定めるものとする。

4.3 救助・救急活動

「共通対策編 第3章 第6節 2. 救助・救急活動」によるものとする

5. 医療救護活動

「共通対策編 第3章 第7節 医療救護活動」によるものとする

6. 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「共通対策編 第3章 第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」によるものとする

7. 住民等の避難及び救助対策

林野火災時における入山中のハイカー、林業従事者、住民等の避難誘導並びに救助活動は、火点の位置、延焼状況、地形、気象、林相等に応じて、下記のとおりとする。

7.1 入山者等の実態の把握

- (1) 町は、林業作業期(夏 下草刈、秋～冬 枝落とし、春 植栽)においては、森林管理者が入山していることが多いので、森林所有者又は家族等から入山の状況、所在等について確認する。
- (2) ハイキングコース等のある林野では、行楽期には入山者が多数にのぼり、かつ、範囲が広くその実態を把握することは困難であるが、町は、避難者、付近住民等からの情報収集に努め、入山状況を確認する。
- (3) 町は設置している同報系防災無線等を活用して、入山関係者及び各家庭に呼びかけ、入山者の有無を確認する。

7.2 避難誘導

避難誘導を行うにあたり、町及び警察は、火流の方向を予測し、可能な限り主火流と直角方向になるように行う。なお、火勢が激しく、延焼範囲が広く、住民の安全確保が困難な場合は、相当の時間的余裕をもって避難するよう指示する。

避難誘導は、次の手段で行う。

(1) 防災無線又は有線放送

山中の集落及び入山者に火災発生を知らせ、住民及び入山者を安全地帯に誘導する。

(2) 航空機

入山者が山深くに入っている場合、又はハイキングなどで多数の入山者が広範囲に散在するような場合、県警察本部は航空機による上空からの避難誘導を行う。

8. 二次災害の防止活動

火災により、荒廃した地域の下流部においては、土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて、町は、県、関係機関とともに十分留意し、二次災害の防止に努めるものとする。

危険箇所の点検等を行うとともに、危険性が高いと判断された箇所については、関係住民への周知を図り、警戒避難体制の整備を行うものとし、速やかに砂防設備、治山施設、地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

また、林野等の所有者・管理者は、焼失した林地が放置されて崩壊等を起こすことのないよう、速やかに植林や治山工事等の二次災害防止措置を行うものとする。

第9章 原子力災害対策

第1節 基本的考え方

1. 基本的考え方

本県には、原子力災害対策特別措置法（平成11年12月17日法律第156号）に規定される原子力事業所の立地はない。

また、県境に最も近い原子力事業所である、鹿児島県薩摩川内市の九州電力株式会社川内原子力発電所（以下「川内原子力発電所」という。）については、54キロメートルの距離があり、門川町までは直線距離で約150キロメートルの距離がある。

原子力災害発生時には、住民等に対する被ばくの防護措置を短期間で効率的に行うため、原子力災害対策特別措置法第6条の2の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」において、「原子力災害対策重点区域」が定められているところである。

川内原子力発電所のような実用発電用原子炉については、「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）がおおむね半径5キロメートルとされ、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）については、おおむね30キロメートルを目安とすることとされている。

なお、「プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA:Plume Protection Planning Area）」については、今後検討することとされており、現段階で本県の区域が含まれることになるのかは不明である。

しかし、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及んだことを踏まえ、更に門川町は年間を通じた風向は西北西が最も多く、川内原子力発電所が風上にあるので、原子力発電所において、万一同様の事故が発生した場合を想定し、被害の軽減及び拡大防止のため、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策指針及びその他関係法令等の趣旨を踏まえて、予防対策、応急対策及び復旧対策について本計画で定めるものとする。

2. 計画の基礎とするべき災害の想定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、その影響が立地県のみならず近隣県やその他の地方公共団体の広範囲に及んだところであり、このことを踏まえると、万一本県周辺で原子力災害が発生した場合、何らかの影響が本県に及ぶことが想定される。

その中で、地理的な関係から本県に影響を及ぼす可能性が最も高いのは、川内原子力発電所での原子力災害と考えられることから、本計画は、同発電所で次の(1)～(3)に掲げる事象が発生した場合を想定し、作成するものである。

なお、本県境から距離が約150キロメートルの九州電力株式会社玄海原子力発電所、約90キロメートルの四国電力株式会社伊方原子力発電所での原子力災害についても本計画に沿って対応するものとなっているが、門川町においては、門川町の西北約200kmに位置する佐賀県の玄海原発が、門川町の年間最多風向（西北西）の風上に当たるので、特に留意を要する。

- (1) 警戒事態又はこれに準ずる事象（あらかじめ県と九州電力株式会社において定める事象をいう。以下同じ。）の発生について、九州電力株式会社から連絡を受けたとき
- (2) 施設敷地緊急事態が発生したとき
- (3) 全面緊急事態が発生したとき

第2節 原子力災害予防計画

1. 情報の収集・連絡体制等の整備

県は、国、鹿児島県、九州電力株式会社及びその他の防災関係機関との原子力災害対策に関する情報の収集及び連絡を円滑に行い、必要な対策を迅速に講ずるため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

1.1 情報の収集・連絡体制の整備

町、県その他の防災関係機関は、平常時から緊急時の情報通信手段の確保に努める。

特に、県は、九州電力株式会社や鹿児島県との連携を密にし、有事の際の連絡方法や体制の確認を行うものとする。

1.2 情報の分析整理（県防引用）

(1) 人材の育成・確保

県は、原子力災害時における適切な判断を行い、円滑な防災対策を実施するため、国等が行う原子力防災に関する研修会に可能な限り職員を派遣するなど、原子力災害対策に関する専門知識を備えた職員の育成に努める。

(2) 原子力災害対策関連情報の収集・蓄積

県は、平常時より原子力災害対策関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

(3) 災害対策上必要とされる資料

県は、鹿児島県や九州電力株式会社と連携して、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に収集・整備するものとする。

1.3 通信手段の確保（県防引用）

県は、市町村等への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図る。

また、伝送路の多ルート化などの災害に強い伝送路の構築に努めるものとする。

2. 応急体制の整備（県防引用）

2.1 防災関係機関相互の連携体制（県防引用）

県は、平常時から国、鹿児島県、市町村、自衛隊、警察、海上保安庁、医療機関、指定公共機関、指定地方公共機関、原子力事業者及びその他の関係機関と原子力災害対策に係る体制について相互に情報交換し、各防災関係機関の有する機能の把握に努めるなど、相互の連携体制の強化を図るものとする。

2.2 モニタリング体制等（県防引用）

県は、原子力災害時における県内の環境への影響の評価に資するため、環境放射能水準調査を継続して実施する。

また、国が実施する原子力災害発生時のモニタリング体制強化に備え、県の保有する資機材の点検や整備を行い、さらに、使用方法の研修等を実施し、従事できる職員の育成に努める。

加えて、モニタリング機器の故障やその他の事態に備え、県に代わってモニタリングの実施が可能な外部機関等の事前把握に努める。

2.3 人材及び防災資機材の確保等に係る連携（県防引用）

県は、地震、津波等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により、防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し、これらの確保等において、市町村や関係機関と相互の連携を図るものとする。

3. 住民避難のあり方の検討

県は、原子力災害時の避難や一時移転、屋内退避の基本的な考え方について検討を進める。

なお、検討に当たっては、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦、傷病者、入院患者等の要配慮者や一時滞在者への対応及び男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。

なお、町の65歳以上の高齢者人口は5,224人（平成25年10月1日 住民基本台帳）。身体障がい者手帳交付数は、1,107人。内、視力障害64人、聴力障害90人、言語障害9人、肢体不自由554人、内部障害340人（平成25年度 福祉課資料による）。また、外国人は46人（平成22年国勢調査による）、内、韓国・朝鮮7人、中国33人、フィリピン5人、その他1人。

4. 医療体制及び健康相談体制の整備

県は、救護所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染に要する資機材及び、安定ヨウ素剤の配備等が必要となる可能性があることを念頭に、今後の原子力災害対策指針の改定において、PPA及びそれを超える区域で必要とされる防護措置等が示された場合、県内の医療機関等の協力を得ながら実施体制の整備を進めるものとする。

また、県は、町と連携し、健康及び医療等に係る住民等からの相談に対応できるよう、対応窓口を明確化するなど、相談体制の整備を図る。

5. 住民等への的確な情報伝達

県は、住民等に対し、原子力災害に関する情報提供を迅速かつ確実に実施できるよう、災害の状況に応じて提供すべき情報の項目について事前に整理しておく。

また、県は、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多種媒体の活用に努めるものとする。

特に要配慮者に対しては、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、住民、自主防災組織等の協力、情報通信機器の活用や情報伝達体制の整備について、必要に応じて町に助言を行うこととする。

さらに県は、町等と連携し、速やかに住民等からの問合せに対応する相談窓口が設置できる体制の構築に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、迅速

かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うために、同報系防災行政無線の使用をはじめ、複数の伝達方法を検討するものとする。

第3節 原子力災害応急対策計画

1. 基本方針

本章は、警戒事態、施設敷地緊急事態の発生があった場合の対応及び全面緊急事態が発生した場合の応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

2. 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保（県防引用）

県と九州電力株式会社は、平成25年7月16日に「川内原子力発電所に係る防災情報等の連絡に関する覚書（以下「覚書」という。）」を締結しており、これに定められた「非常時」又は「異常時」の各事態区分に該当する事象が川内原子力発電所において発生した場合には、本県に対してあらかじめ定めた方法により、情報連絡が行われることとなっている。

原子力災害対策指針においては、事態区分を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分しているところであるが、本覚書における「非常時」は、同指針における施設敷地緊急事態又は全面緊急事態と同義であり、「異常時」は、同指針における警戒事態を包含している。

原子力災害対策指針においては、上記の3つの事態区分ごとに、原子力災害対策重点区域内の対処をあらかじめ決定しており、国の防災基本計画も同様の整理がなされていることから、本章における事態区分は、これらの区分によることとする。

2.1 警戒事態等（「覚書」に基づく「異常時」の事象）が発生した場合の連絡体制（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社は、速やかに、県に対して事象の概要を記した文書をファクシミリで送付するものとし、併せて電話による連絡も行う。
- (2) 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとする。なお、必要と認められる場合は電話による連絡も併せて行う。

2.2 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態（「覚書」に基づく「非常時」の事象）が発生した場合の連絡体制（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社の原子力防災管理者は、直ちに、県に対し事象の概要を記載した文書をファクシミリで送付するものとする。さらに九州電力株式会社は、県に対して、電話によりファクシミリの着信及び記載内容を確認するものとする。
- (2) 県は、九州電力株式会社から通報・連絡を受けた事項について、市町村及び関係機関に直ちにファクシミリで連絡するものとし、併せて電話による連絡も行う。

2.3 施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡及び収集（県防引用）

- (1) 九州電力株式会社から、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態発生後の応急対策活動等に係る情報連絡があった場合

- ① 九州電力株式会社は、原子力規制委員会等のほか、県に対しても、施設の状況、九州電力の応急対策活動の状況、被害の状況等を記載した文書をファクシミリで連絡するものとする。
- ② 県は、九州電力株式会社から連絡を受けた事項について、直ちに市町村及び関係機関に連絡するものとする。

(2) 県による情報の収集

県は、国及び隣接県に対して情報の提供を求め、又は自らの情報収集活動により、災害の状況、本県への影響、隣接県及び原子力事業者による緊急事態応急対策の実施状況その他の必要な情報の収集を行う。

この場合において、県は、必要に応じ、原子力事業所が立地する隣接県等に職員を派遣し、情報の収集を行うものとする。

2.4 一般回線が使用できない場合の対処（県防引用）

県は、地震や津波等の影響に伴い、一般回線が使用できない場合は、防災行政無線等を活用し、情報収集・連絡を行うものとする。

2.5 放射性物質又は放射線の影響の早期把握のための活動（県防引用）

県は、国による緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）が開始された場合は、その情報収集に努める。

3. 活動体制の確立

町は、川内原子力発電所における原子力災害を覚知した際は、その状況に応じて体制をとる。

4. 住民等への的確な情報伝達活動

4.1 住民等への情報伝達活動

県は、住民等の適切な判断や行動に資するよう、インターネットやメール等の多種媒体を活用して情報伝達を行う。

その際、事故の状況や影響の度合い、県が講じている対策、モニタリング情報等を分かりやすく整理し、正確に伝える。

特に、急を要する場合や、その他必要と認められる場合は、報道機関の協力を得て、迅速な広報に努める。

町は、県から施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る連絡を受けた場合において、同報系防災行政無線等により、迅速かつ確実に住民等に対して情報伝達を行うものとする。

4.2 住民等からの問合せに対する対応

町は、住民等の安心に資するため、県と連携し、必要に応じて問合せに対応する相談窓口を設置する。

なお、住民等のニーズを踏まえて、情報の収集・整理・発信を行うものとする。

5. 広域一時滞在の受入れ（県防引用）

県は、川内原子力発電所での原子力災害に伴い、国、鹿児島県から広域一時滞在のための協力要請がなされた場合には、受入れ可能な施設の調査や、受入れに係る調整等を関係機関と連携して、行うものとする。

第4節 原子力災害復旧・復興計画

1. 風評被害等の影響軽減（県防引用）

県は、国や関係機関と連携し、科学的根拠に基づく農林水産業、地場産業の産品等の適切な流通が確保されるよう広報活動等を行うものとする。

2. 住民健康相談

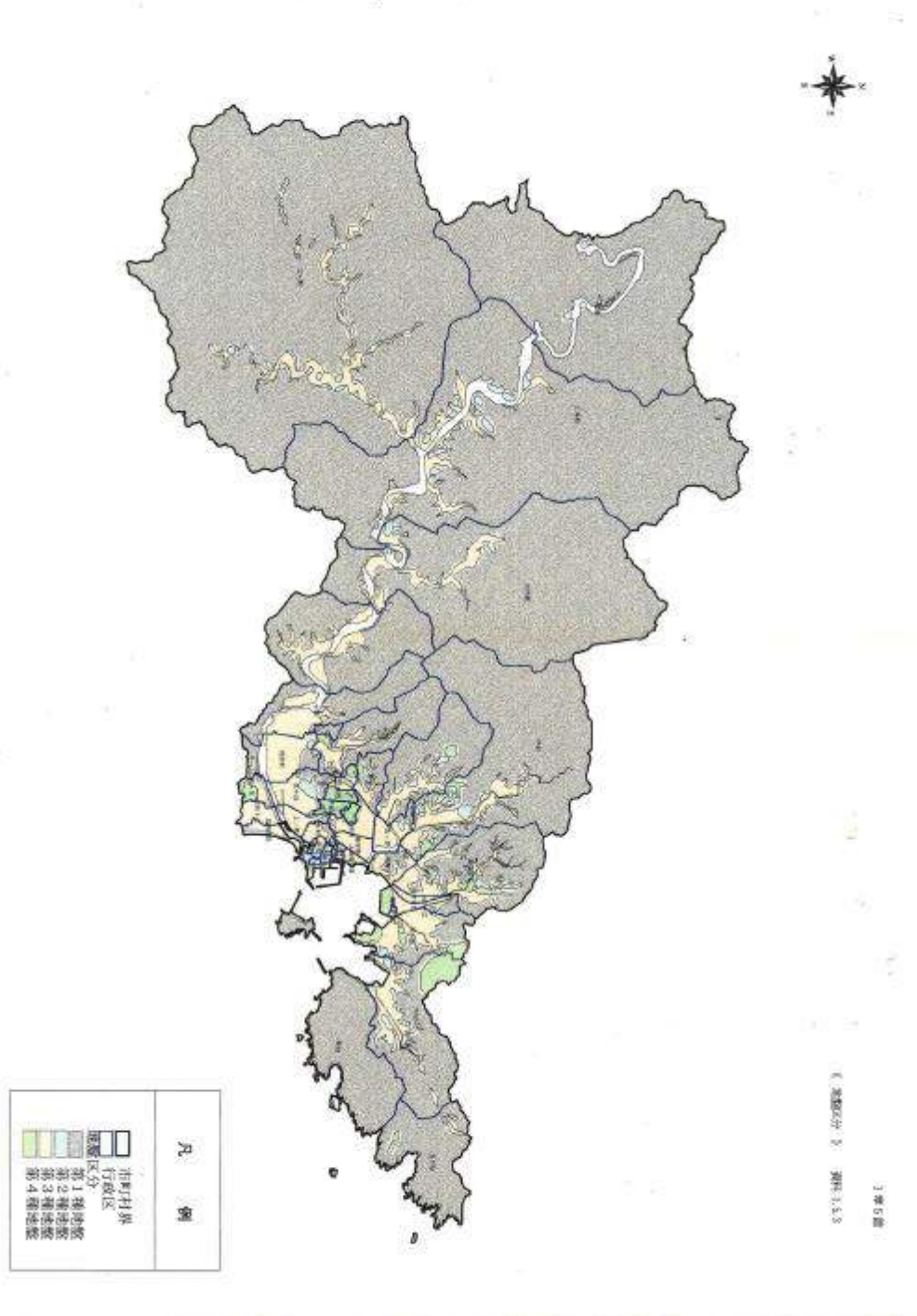
町は、県及び医療機関等の協力を得て、被ばく者のアフターケアを行うとともに、避難等を行った住民や避難者の受入に協力した住民等の心身の健康に関する相談に応じるための体制をとる。

3. 放射性物質による汚染の除去等（県防引用）

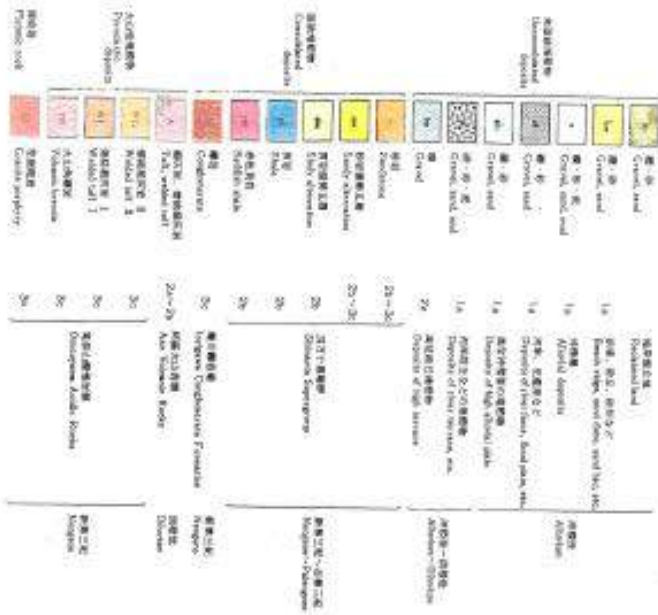
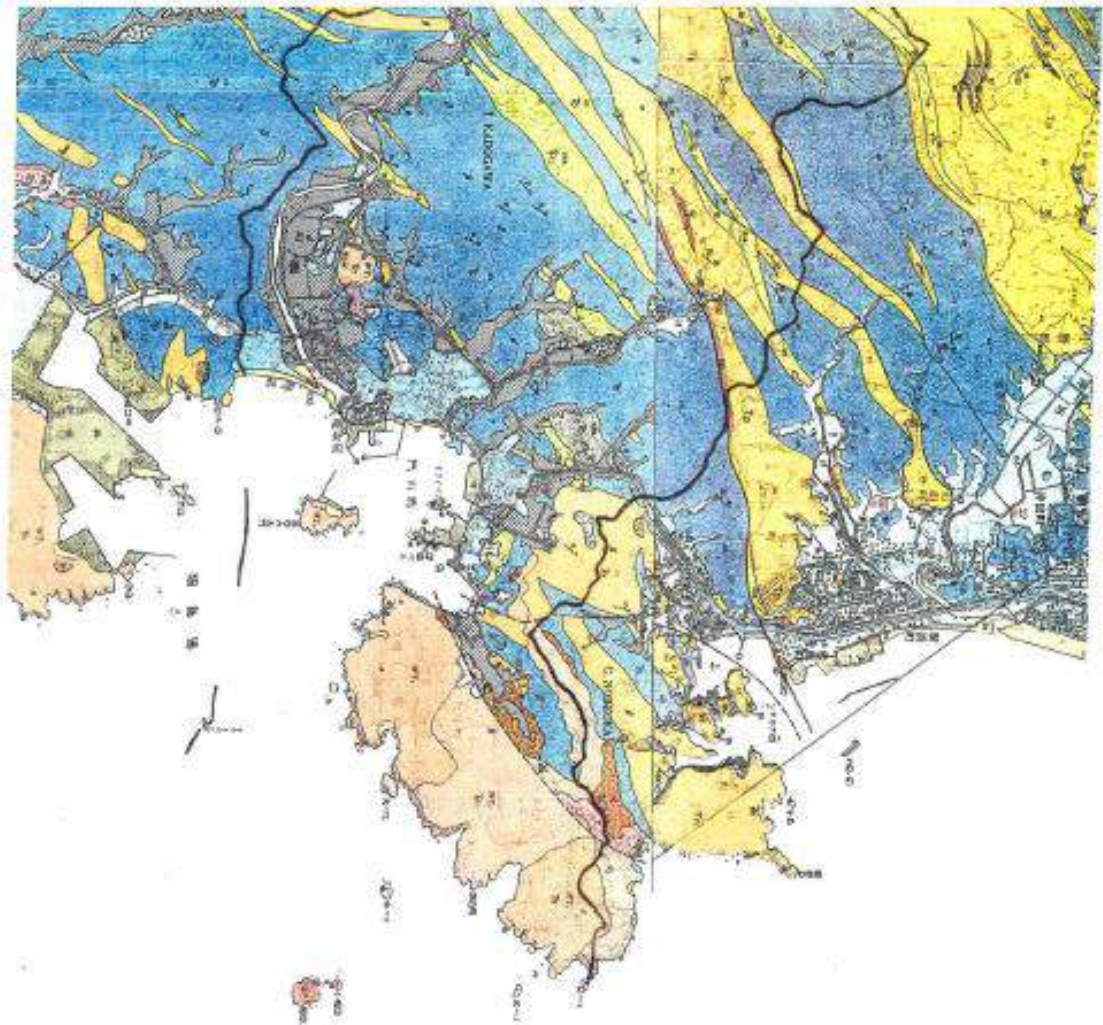
県は、国等と協議・調整し、県内において放射性物質の除染が必要と認めた場合は、関係機関と連携して除染作業に必要な調整を図る。

第4編 資料編

【1.1.4.4】地質区分



【1.1.4.5】地盤区分



【1.1.4.6】 気象概況

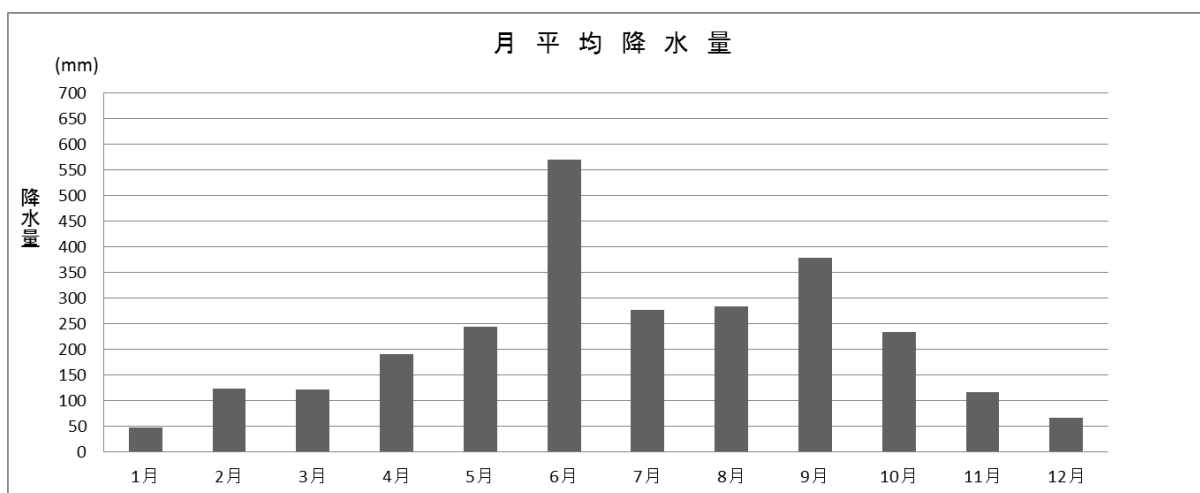
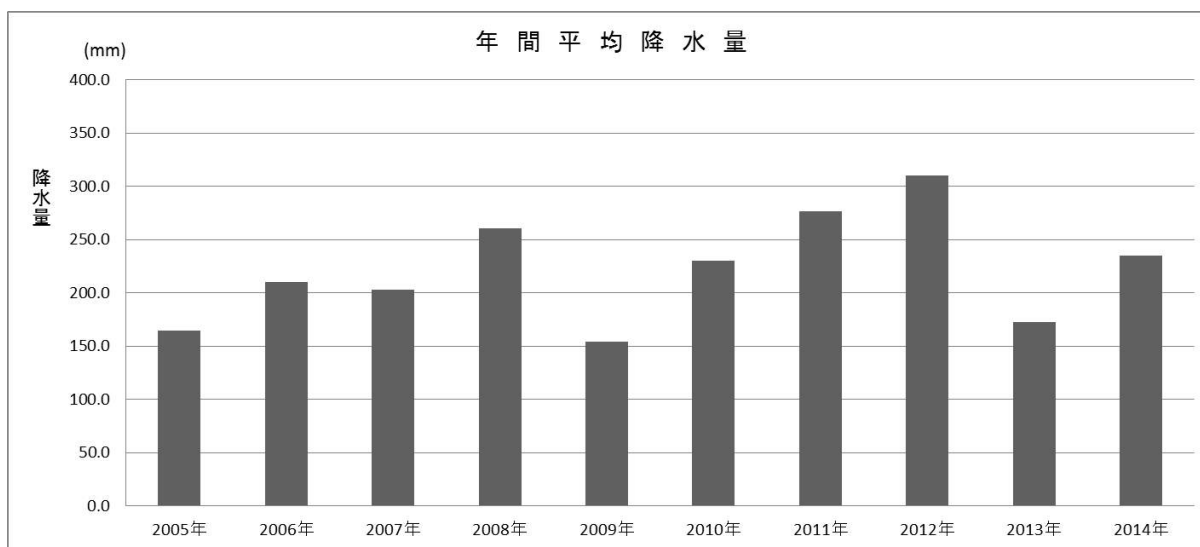
気象(降水量)

日向観測所

(単位:mm)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	合計	平均
2005	42	189	71	48	171	151	157	123	809	130	64	16	1971	164.3
2006	113	120	145	190	351	263	426	415	187	6	195	113	2524	210.3
2007	11	60	77	124	211	296	869	228	367	48	49	95	2435	202.9
2008	123.0	31.0	214.5	171.5	348.5	663.0	51.0	471.5	671.5	204.0	151.0	30.5	3131	260.9
2009	81.5	131.5	179	149.5	105.5	215.5	85	226	196	197.5	243	42.5	1852.5	154.4
2010	19.5	164	224	419	301	747	161	293.5	84	222.5	40.5	86.5	2762.5	230.2
2011	0	61.5	21.5	12	445	684	343	177	733	591.5	180.5	71	3320	276.7
2012	37.5	167	133	362	146	1208	237.5	445.5	440.5	312.5	116.5	113.5	3719.5	310.0
2013	47.5	101.5	40.5	183.5	89.5	669	130.5	84.5	185.5	417.5	42	78.5	2070	172.5
2014	11.5	208.5	112	250	283.5	806.5	311.5	378.5	119.5	210.5	92.5	31	2815.5	234.6
平均	48.7	123.4	121.8	191.0	245.2	570.3	277.2	284.3	379.3	234.0	117.4	67.8	2660.1	221.7

(2005年~2014年 気象庁HPより)



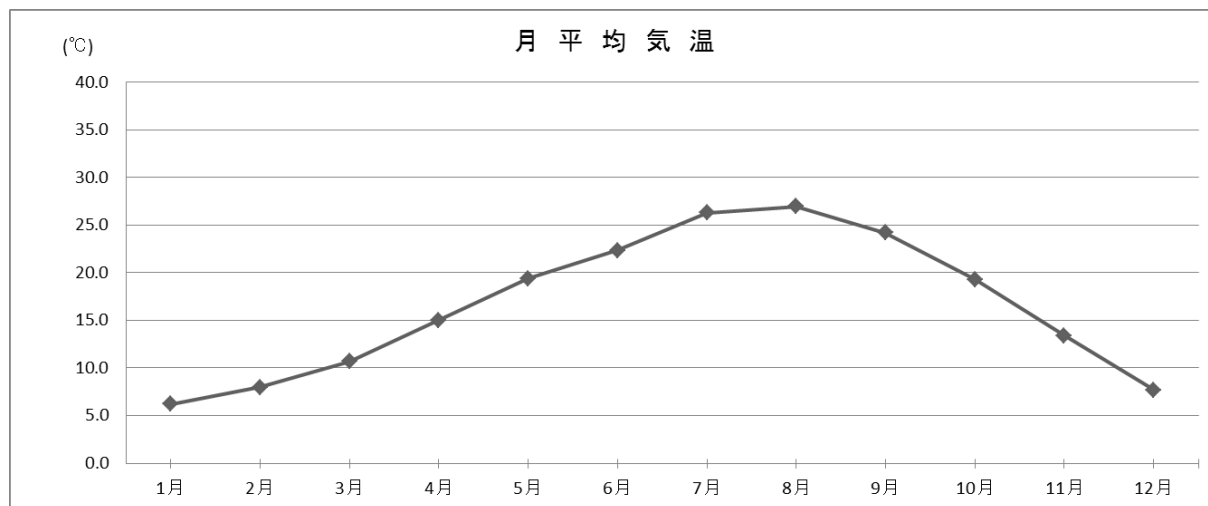
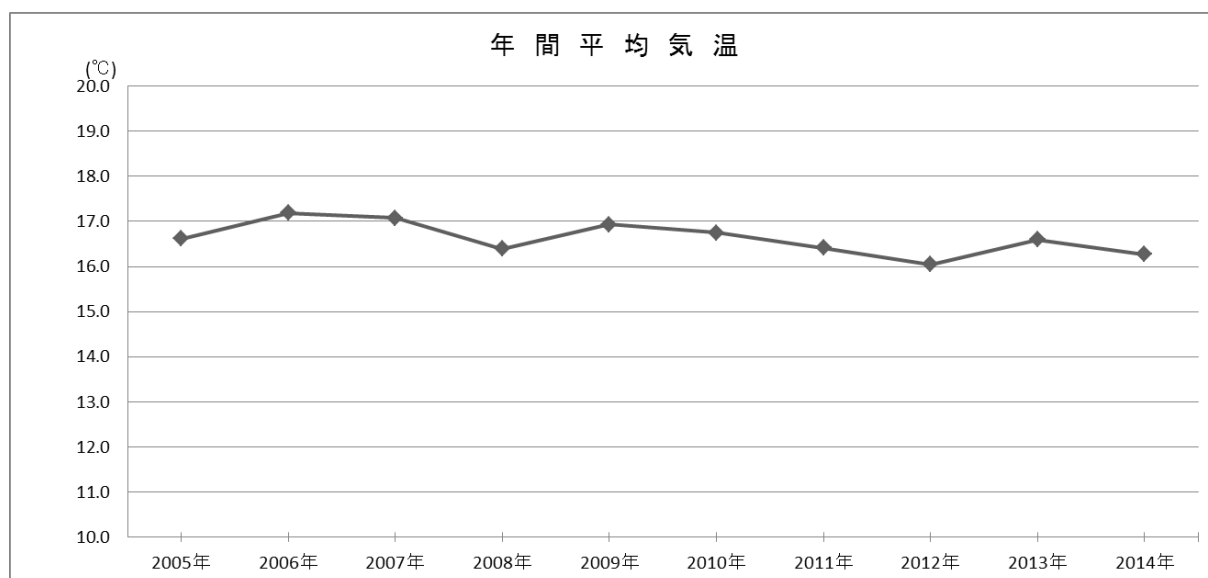
気象(気温)

日向観測所

(単位:°C)

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2005	5.8	6.7	9.6	16.3	19.6	23.7	26.6	27.1	25.2	19.8	13.6	5.4	16.6
2006	6.8	8.7	9.9	14.9	20	22.9	26.6	27.5	23.8	20.7	14.9	9.5	17.2
2007	7.5	9.3	11	14.7	19.4	22.4	25.6	27.1	25.6	20	13.2	9.1	17.1
2008	7.0	5.5	10.8	15.2	19.1	21.6	26.9	26.3	24.0	19.1	12.6	8.6	16.4
2009	6.8	9.9	11.2	15.6	19.7	22.7	26	26.8	24	18.3	13.8	8.4	16.9
2010	6.5	9.8	11.1	14.2	19	22	26.1	27.5	25	19	12.6	8.2	16.8
2011	3.9	8.4	9.2	14.6	19.3	22.7	26.2	26.6	24.2	18.9	15.3	7.6	16.4
2012	5.7	6.5	10.6	15.4	19.6	21.8	26.2	26.5	23.5	18.3	11.7	6.7	16.0
2013	5.3	7.9	12.3	14.2	19.4	22.2	27.2	28.2	24	19.7	12.2	6.6	16.6
2014	6.9	7.3	11.2	15.1	19	21.4	25.6	26.2	22.8	19.3	13.9	6.6	16.3
平均	6.2	8.0	10.7	15.0	19.4	22.3	26.3	27.0	24.2	19.3	13.4	7.7	

(2005年～2014年 気象庁HPより)

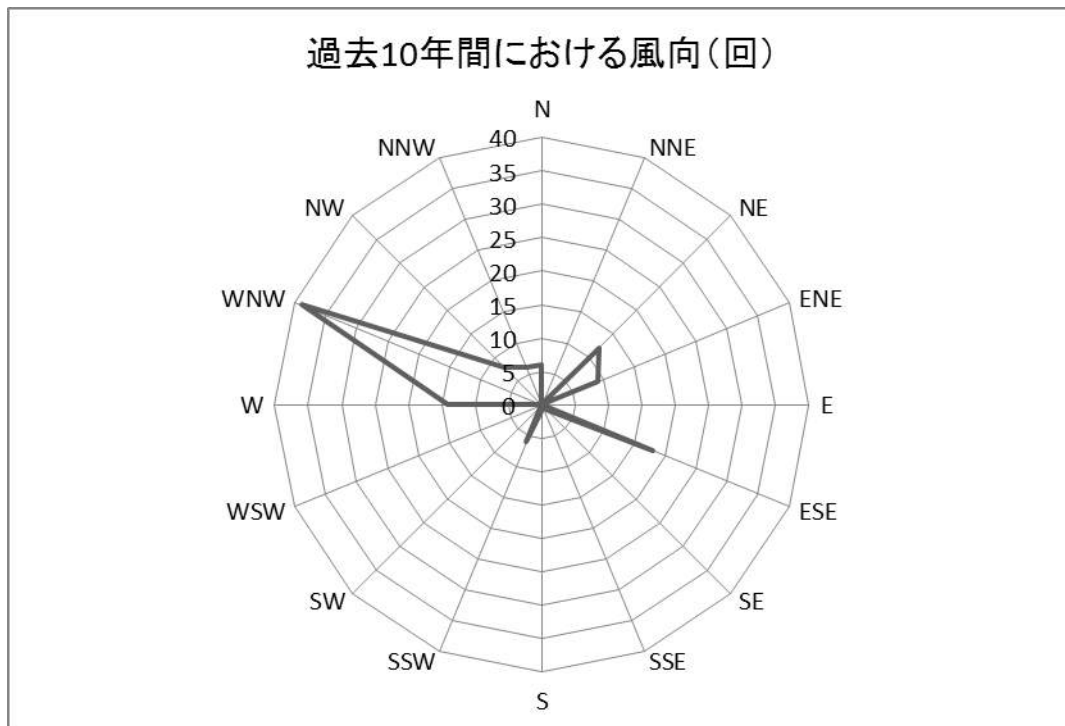


気象(風向)

日向観測所

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
2005	WNW	WNW	W	W	ESE	SSW	NE	SE	ESE	WNW	NE	WNW
2006	W	WNW	W	WNW	WNW	ESE	W	NE	ESE	W	ENE	W
2007	WNW	NE	ENE	WNW	W	NE	ENE	NE	ESE	WNW	WNW	WNW
2008	ENE	WNW	NE	NE	ENE	WNW	W	ENE	NE	W	WNW	N
2009	NNW	NW	NE	NW	NNW	W	SSW	ESE	N	WNW	ENE	WNW
2010	N	WNW	W	ESE	W	ESE	SSW	ESE	ESE	NNW	WNW	NW
2011	WNW	NW	WNW	W	WNW	ESE	NE	ESE	WNW	SSW	WNW	WNW
2012	N	N	WNW	WNW	NNW	ESE	ESE	ESE	ESE	WNW	WNW	WNW
2013	WNW	NW	NE	WNW	ESE	S	WNW	SSW	N	WNW	WNW	WNW
2014	NNW	NW	WNW	NNW	ESE	ENE	NW	WNW	SSW	ENE	NW	WNW

(2005年~2014年 気象庁HPより)

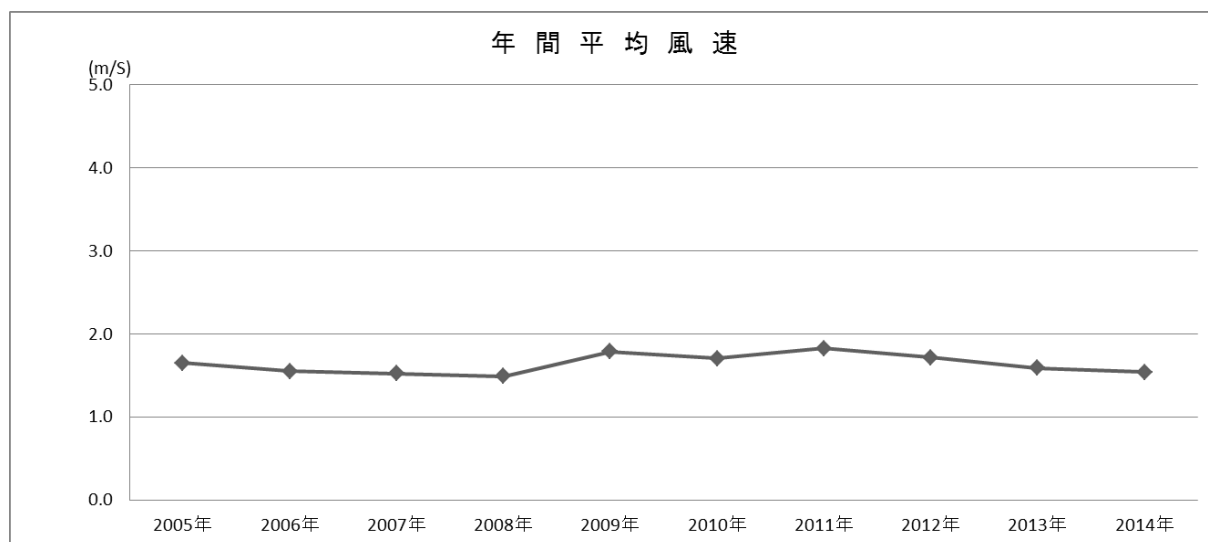


気象(風速)

日向観測所

年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	平均
2005	1.9	1.8	1.9	1.8	1.5	1.4	1.1	1.5	1.8	1.5	1.7	1.9	1.7
2006	1.6	1.7	1.9	1.8	1.3	1.3	1.1	1.6	1.3	1.6	1.7	1.7	1.6
2007	1.7	1.8	1.9	1.6	1.5	1.1	1.2	1.6	1.4	1.3	1.5	1.7	1.5
2008	1.5	1.8	1.7	1.6	1.4	1.0	1.3	1.2	1.3	1.4	1.6	2.1	1.5
2009	2.2	1.8	1.9	2.1	1.9	1.5	1.2	1.5	1.7	1.8	1.9	2	1.8
2010	2.1	1.8	1.8	1.8	1.7	1.3	1.2	1.5	1.6	1.7	1.9	2.1	1.7
2011	2.4	2	2.2	2	1.5	1.2	1.6	1.5	2	1.7	1.7	2.1	1.8
2012	1.9	1.9	1.9	1.9	1.6	1.3	1.4	1.6	1.6	1.7	1.8	2	1.7
2013	1.8	1.7	1.7	1.8	1.5	1	1.3	1.5	1.6	1.7	1.6	1.9	1.6
2014	1.8	1.6	1.8	1.6	1.5	1.2	1.2	1.3	1.3	1.9	1.4	1.9	1.5
平均	1.9	1.8	1.9	1.8	1.5	1.2	1.3	1.5	1.6	1.6	1.7	1.9	1.6

(2005年～2014年 気象庁HPより)



【1.1.4.7】 防災単位地区別人口及び世帯数

防災単位別人口及び世帯数							2014. 10. 1	
番号	単位区	小学校区	男	女	計	世帯数	70歳以上	
1	松瀬	西門川	21	16	37	24	14	37.8%
2	三ヶ瀬	西門川	126	120	246	113	84	34.1%
3	上井野	西門川	118	128	246	111	84	34.1%
4	大内原	西門川	46	41	87	45	35	40.2%
5	小松	五十鈴	60	54	114	49	30	26.3%
6	大丸	五十鈴	60	76	136	54	40	29.4%
7	小園	五十鈴	132	129	261	121	64	24.5%
8	城屋敷	五十鈴	145	140	285	117	86	30.2%
9	五十鈴	五十鈴	187	206	393	146	96	24.4%
10	中山	五十鈴	92	94	186	84	48	25.8%
11	平城西	五十鈴	431	519	950	404	136	14.3%
12	平城東	五十鈴	389	447	836	369	180	21.5%
13	城ヶ丘	五十鈴	291	310	601	225	73	12.1%
14	梅ノ木	五十鈴	190	197	387	145	67	17.3%
15	竹名	門川	50	62	112	49	29	25.9%
16	南町1区	門川	263	265	528	229	132	25.0%
17	南町2区	門川	106	111	217	91	47	21.7%
18	南ヶ丘	門川	299	344	643	288	132	20.5%
19	上ノ町	門川	328	349	677	276	115	17.0%
20	本町	門川	271	261	532	213	100	18.8%
21	東栄町	門川	507	540	1,047	455	223	21.3%
22	西栄町	門川	589	671	1,260	533	250	19.8%
23	宮ヶ原	門川	636	696	1,332	548	207	15.5%
24	栄ヶ丘	門川	250	290	540	215	54	10.0%
25	旭町	門川	93	107	200	88	48	24.0%
26	尾末東	門川	50	67	117	62	33	28.2%
27	後向	門川	70	76	146	64	53	36.3%
28	中尾	門川	142	160	302	134	84	27.8%
29	下納屋	門川	217	250	467	221	122	26.1%
30	上納屋1区	門川	81	107	188	91	61	32.4%
31	上納屋2区	門川	67	91	158	77	52	32.9%
32	上納屋3区	門川	90	82	172	78	47	27.3%
33	中村	門川	144	190	334	145	87	26.0%
34	加草1区	草川	296	283	579	234	79	13.6%
35	加草2区	草川	344	353	697	277	129	18.5%
36	加草3区	草川	164	188	352	160	80	22.7%
37	加草4区	草川	278	329	607	245	117	19.3%
38	加草5区	草川	82	87	169	72	43	25.4%
39	庵川西	草川	908	917	1,825	705	244	13.4%
40	庵川東	草川	231	260	491	205	140	28.5%
41	牧山	草川	59	65	124	57	34	27.4%
42	谷の山	名水	10	14	24	9	8	33.3%
	地球館	草川	27	122	149	149	145	97.3%
	田中病院	門川	20	25	45	45	17	37.8%
	日向病院	門川		1	1	1	1	100.0%
	計		8,960	9,840	18,800	8,023	3,950	21.0%

【1.1.4.8】 土地利用変遷

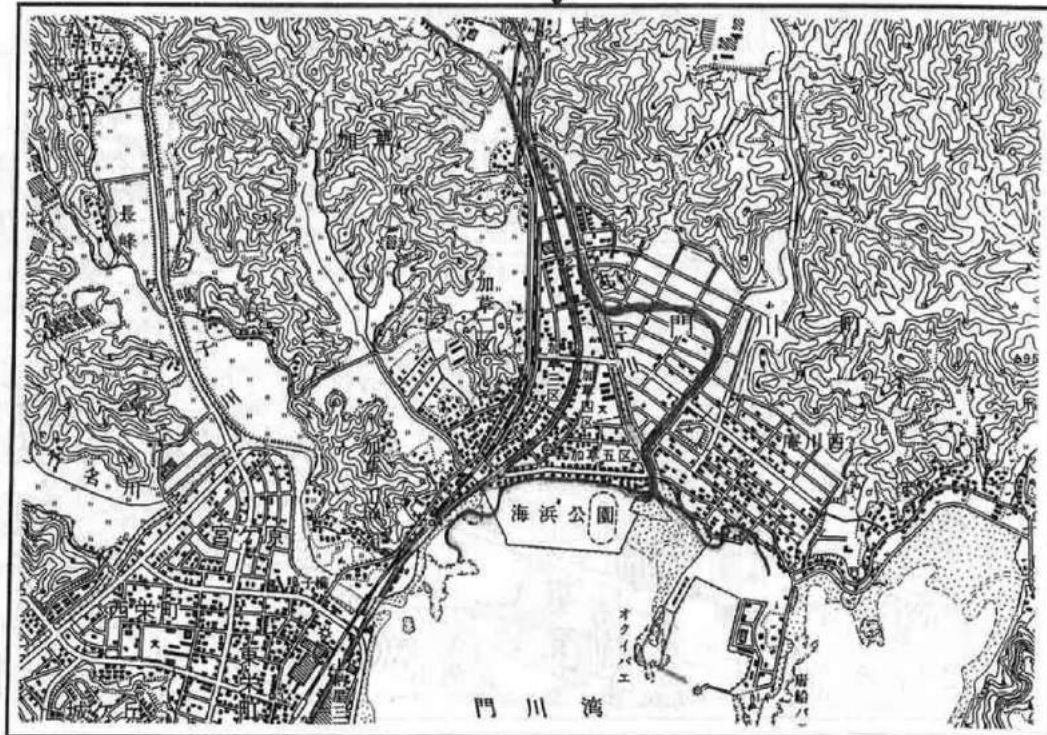
A. 旧河川、ため池、水面等の埋立・盛土による土地利用の拡大（地震の影響）

①丸バエ川東側、庵川西の宅地・・・旧河川道及び人工改変による切盛地

旧年地形状況



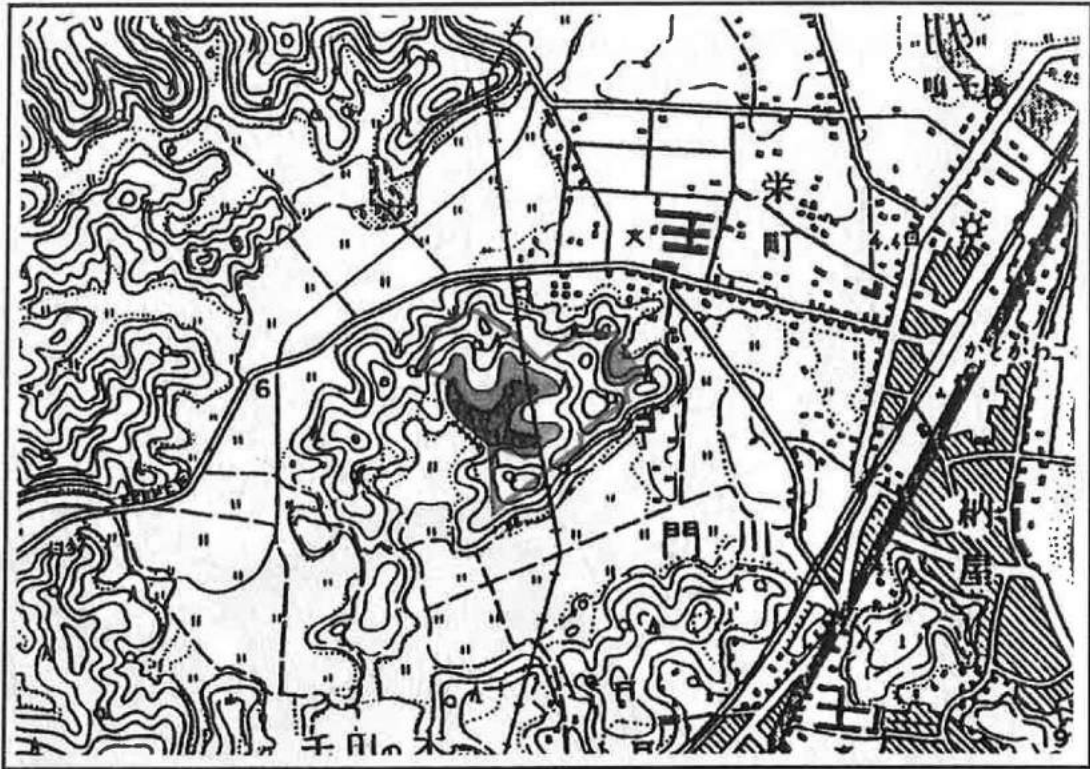
近年地形状況



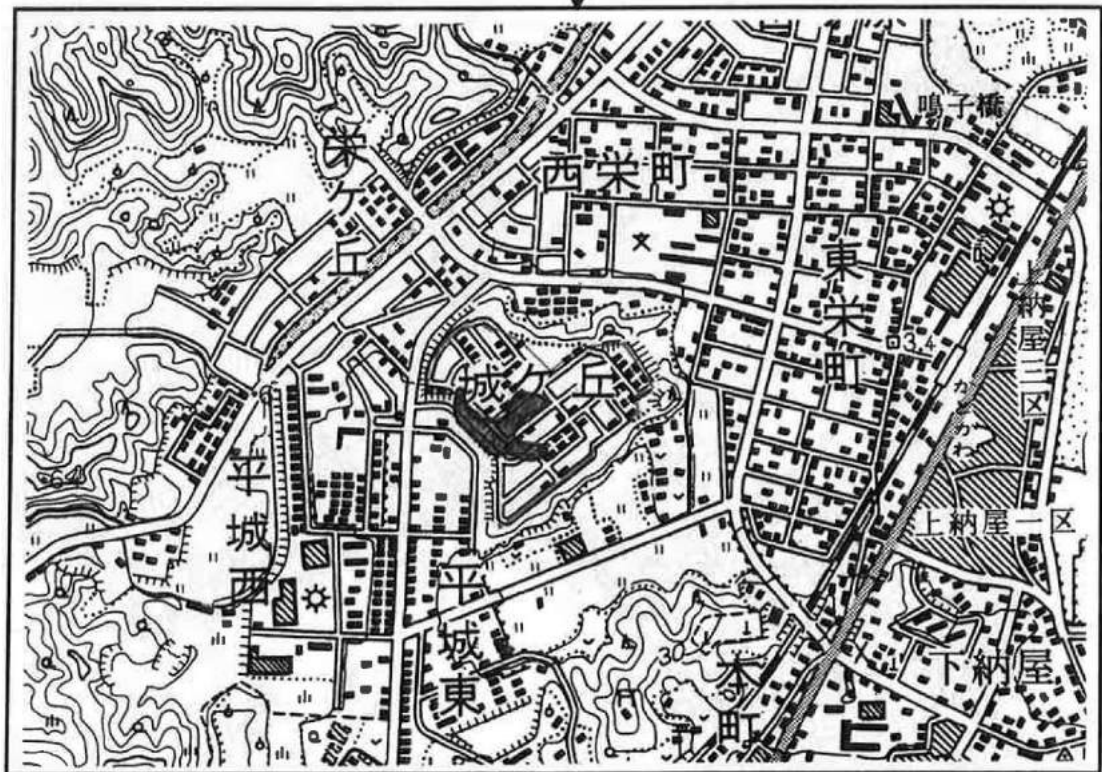
A. 旧河川、ため池、水面等の埋立・盛土による土地利用の拡大（地震の影響）

②城ヶ丘の宅地・・・ため池の埋立及び人工改変による切盛地

旧年地形状況



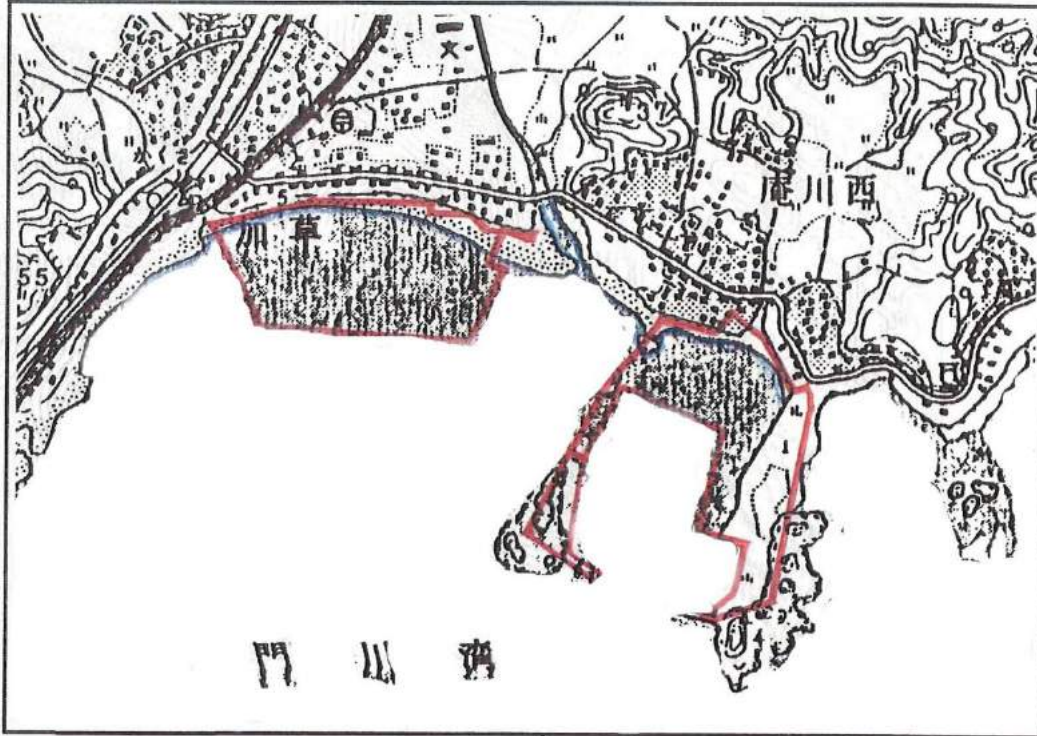
近年地形状況



A. 旧河川、ため池、水面等の埋立・盛土による土地利用の拡大（地震の影響）

③門川湾（海浜公園・庵川漁港・・・門川湾の埋立地

旧年地形状況



近年地形 状況



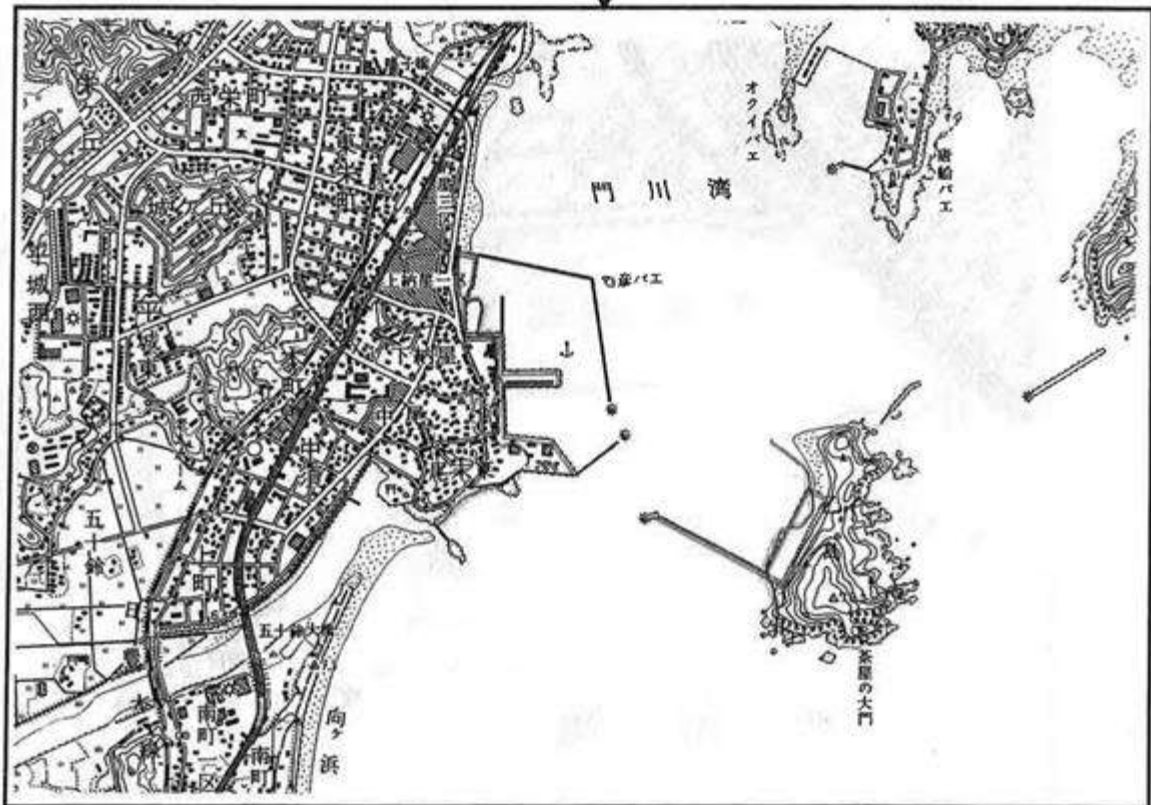
A. 旧河川、ため池、水面等の埋立・盛土による土地利用の拡大（地震の影響）

④門川湾（門川漁港）・・・・門川漁港の埋立地

旧年地形状況

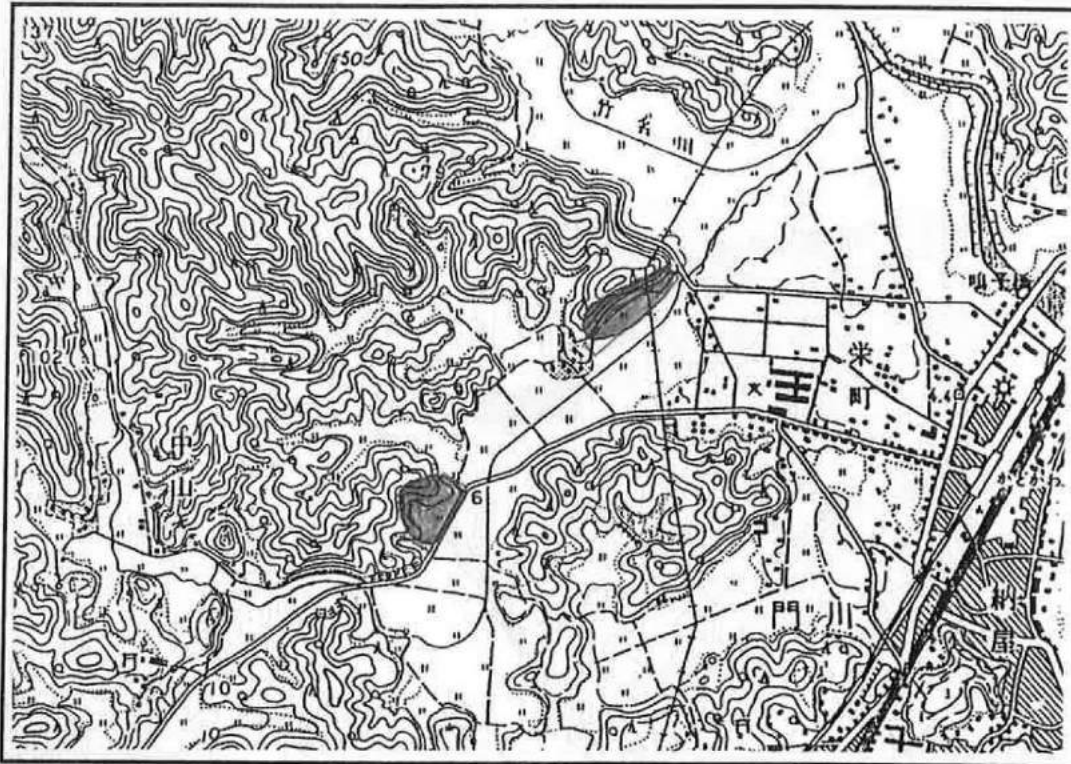


近年地形 状況

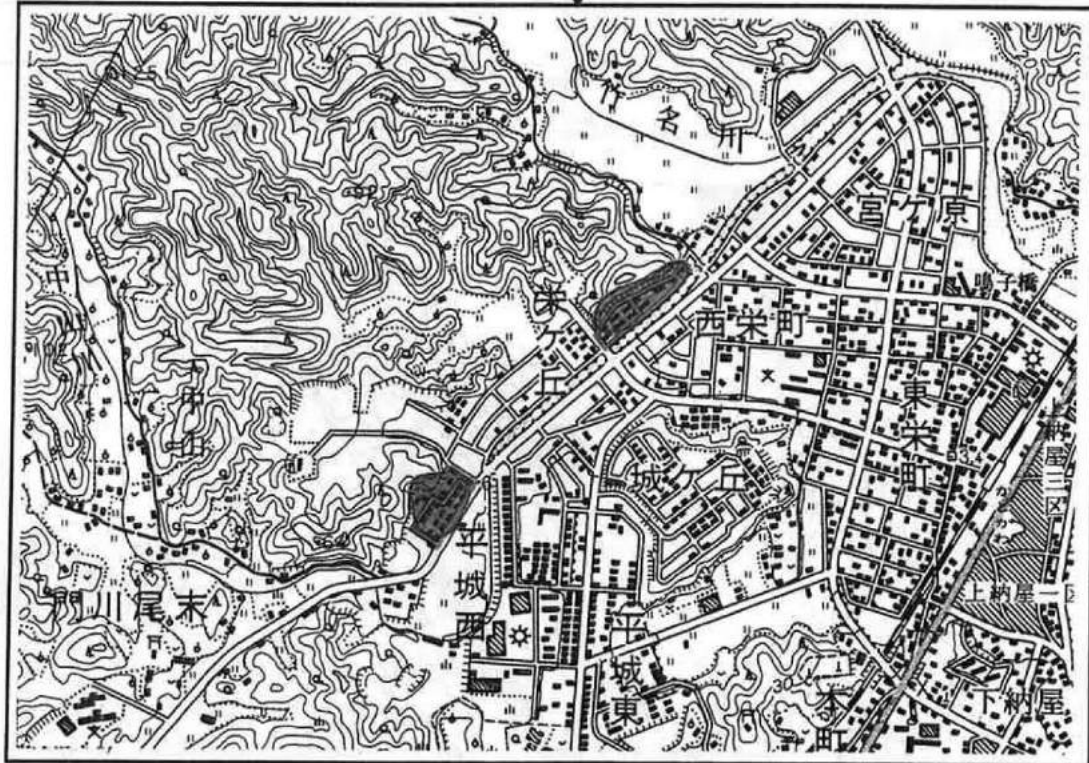


⑤栄ヶ丘、平城西の住宅・・・・宅地等の開発による土砂災害危険箇所の増加

旧年地形状況



近年地形状況



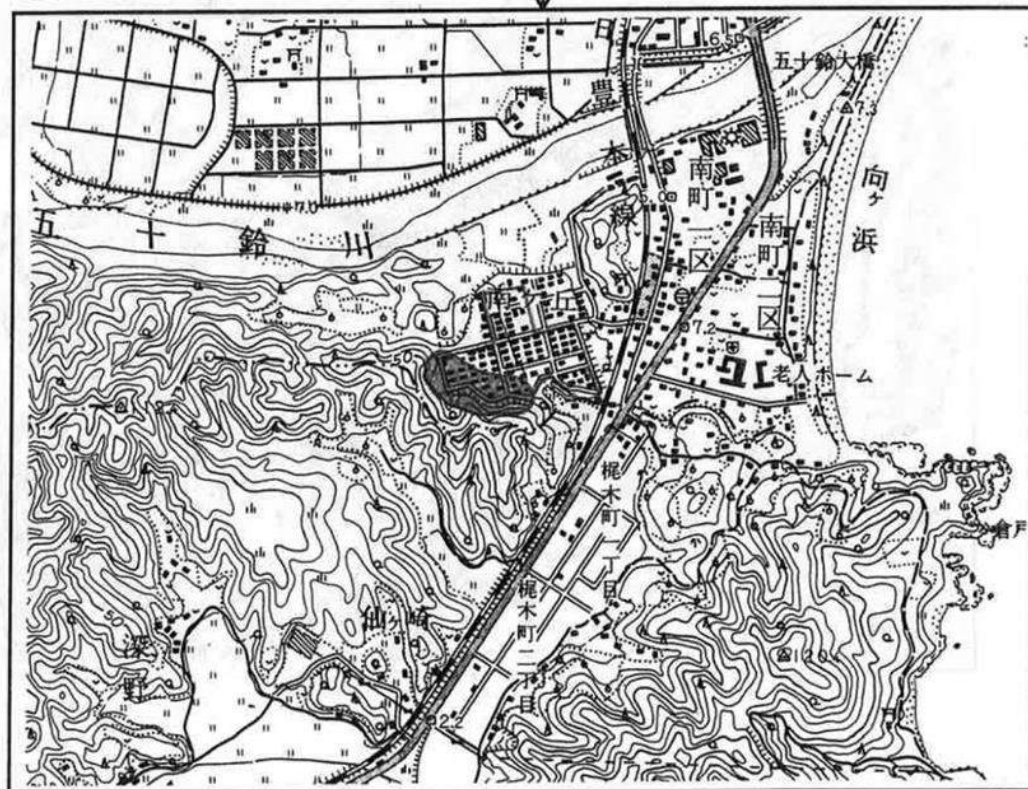
B. 宅地開発・改変等による土地利用の拡大状況（風水害時の影響）

⑥南ヶ丘の住宅・・・・宅地等の開発による土砂災害危険箇所の増加

旧年地形状況



近年地形状況



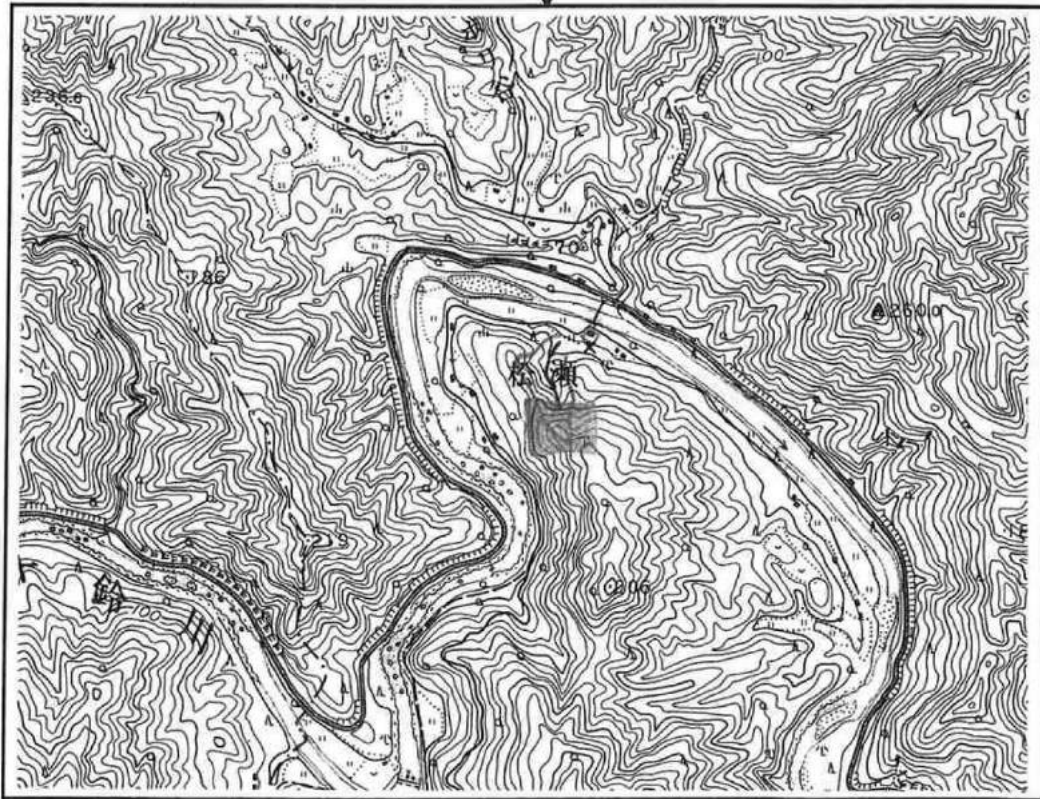
B. 宅地開発・改変等による土地利用の拡大状況（風水害時の影響）

⑦松瀬の小学校・・・・・施設の開発による土砂災害危険箇所の増加

旧年地形状況



近年地形状況



第5節 門川町防災会議

【1.1.5.1】 門川町防災会議条例

○門川町防災会議条例

(昭和38年9月20日条例第23号)

改正 平成12年3月31日条例第3号 平成24年9月11日条例第19号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、門川町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 門川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和24年法律第193号)第25条の水防計画を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 宮崎県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 宮崎県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 日向市消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 前各号に定める者のほか、町長が任命する者
- 6 前項第1号、第2号、第3号、第4号及び第7号、第8号の委員の定数はそれぞれ2人、3人、1人、6人及び1人、2人とする。
- 7 第5項第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前

任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮崎県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月20日から施行する。

附 則(平成12年3月31日条例第3号)抄

(施行期日)

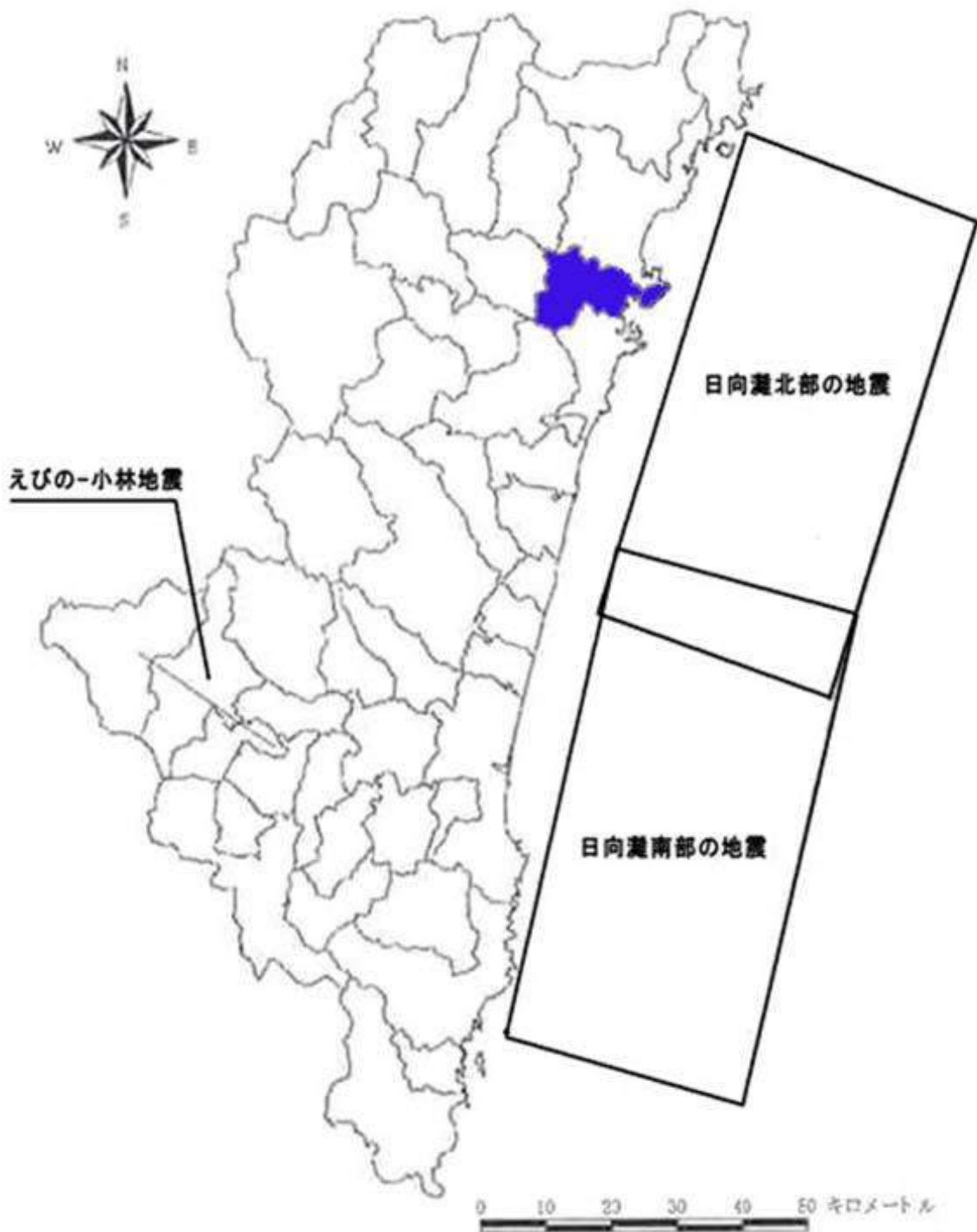
1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月11日条例第19号)

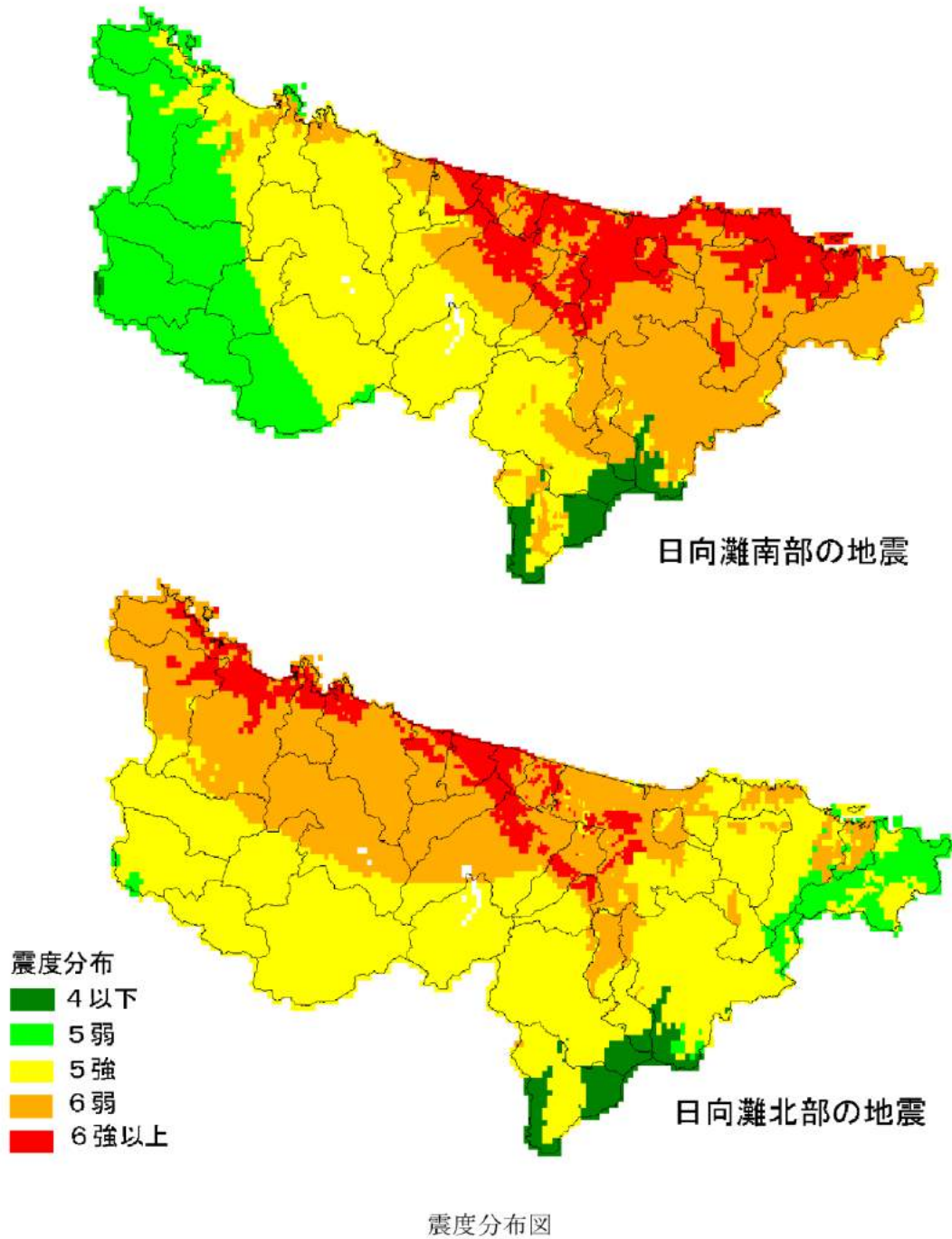
この条例は、公布の日から施行する。

第8節 地震被害想定

【1.1.8.1】 日向灘地震の想定震源域



【1.1.8.3】 日向灘地震の震度分布

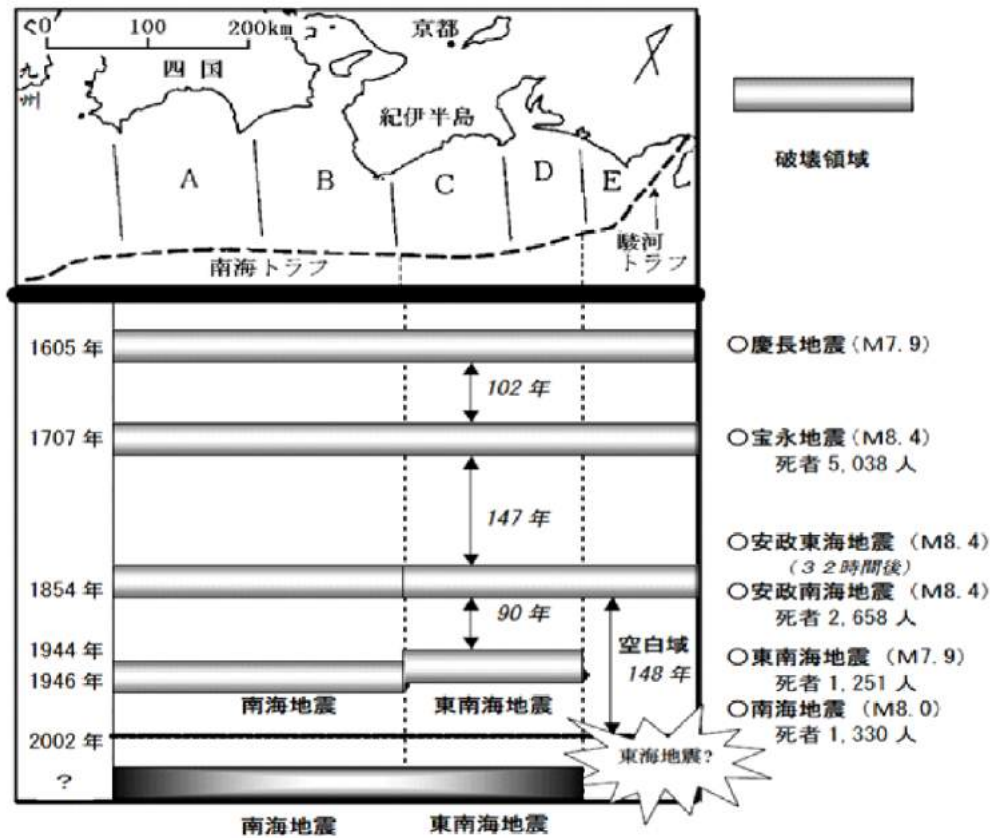


【1.1.8.4】 日向灘地震の被害想定（県防引用）

		日向灘北部地震	日向灘南部地震
最大震度		震度6強	震度6強
津波の高さ		約5m	約5m
人的被害	死者数		
	揺れによるもの	約330名	約880名
	※津波によるもの	最大約670名	最大約670名
建物被害	全壊棟数		
	揺れによるもの	約14,400棟	約22,600棟
	※津波によるもの	最大5,200棟	最大5,200棟

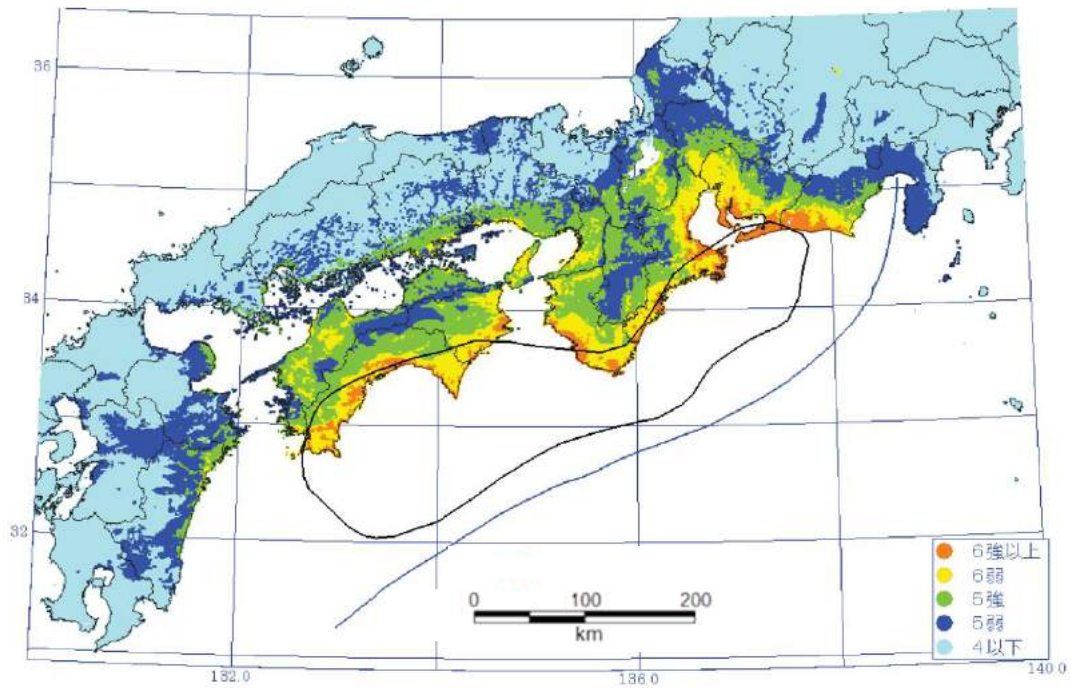
資料：宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。

【1.1.8.5】 南海地震（県防引用）



資料：中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門委員会」（2003）

【1.1.8.6】 震度分布、被害想定結果の概要（県防引用）



最大震度			震度6強
津波の高さ			約6m
人的被害	死者数	揺れによるもの	約20名
		※津波によるもの	約670名
建物被害	全壊棟数	揺れによるもの	約700棟
		※津波によるもの	約5,200棟
資料：中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」による。 ※ただし、津波による被害（人的・建物）は、宮崎県「平成18年度地震減災計画策定に係る地震・津波被害想定調査」による。			

第9節 風水害被害想定

【1.1.9.1】 月別気象災害発生件数（県防引用）

月別気象災害発生件数（昭和20年～平成8年）

月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計
台風	暴風雨害						5	23	40	32	11	2		113
	風害							1	2	3	1			7
	水害						1	6	11	2	1			21
梅雨	水害					6	64	34	1					105
低雨	暴風雨害	1						1						2
気	大（豪）雨害	2	4	9	21	17	23	11	22	32	16	8	1	166
圧線	強風害	1	1	5	3	3						2		15
	雷雨害			1	2	1		3	3					10
	大雪害	6	3										2	11
	長雨害		1	1	2	2		2		3			1	12
	干害	1			1	1	3	3	2			1	1	13
	暖冬害		1										2	3
	寒（冷）害	10	1	1	1			1						14
	季節風害		2											2
	凍霜害	6	1	10	14	2						2	1	36
	たつ巻・せん風害		1		1	1	1	1	5	7	3	2	1	23
	高潮害								1	2				3
	落雷害			1	1		2	5	7	1	1			18
	雹害			1		6	4					1		12
	視程障害					1								1
	高水害							1						1

- (注) 1. 上表の干害、暖冬のような長期にわたる災害はその発生月の欄に揚げた。
 2. 二つ以上の現象があった場合は重複して算出した。
 3. 上表は宮崎県刊行の「宮崎県災異史」による。

【1.1.9.4】 台風による日最大風速の累計順位（県防引用）

台風による日最大風速の累計順位 (m/sec)

	地名	種別/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大風速	宮崎	風速	39.2	35.2	32.6	31.3	30.7	1886.1 ～
		風向	SSE	SE	SSE	SE	ESE	
		年月日	1945.9.17	1954.9.7	1955.9.30	1954.9.26	1911.9.21	2011.12
	延岡	風速	23.7	23.7	22.7	21.8	21.7	1961.8 ～
		風向	S	SSE	SSE	SSE	NW	
		年月日	2004.9.7	1965.8.6	1971.8.5	2005.9.6	1964.9.24	2011.12
	都城	風速	35.0	34.7	30.4	28.3	28.1	1943.1 ～
		風向	SSE	SE	NE	NNE	SSE	
		年月日	1945.9.17	1951.10.14	1954.9.7	1946.7.29	1955.9.30	2011.12
	油津	風速	37.0	33.6	33.2	32.8	32.8	1949.1 ～
		風向	SE	SSE	ESE	S	S	
		年月日	2004.8.30	2007.7.14	1982.8.26	1951.10.14	1949.6.20	2011.12

【1.1.9.5】 台風による日最大瞬間風速の累計順位（県防引用）

台風による日最大瞬間風速の累計順位 (m/sec)

	地名	種別/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日最大瞬間風速	宮崎	風速	57.9	46.8	45.3	44.3	44.0	1937.1 ～
		風向	SE	SE	SE	SE	SSE	
		年月日	1993.9.3	1969.8.22	1981.7.31	2004.8.30	1955.9.30	2011.12
	延岡	風速	51.9	47.2	45.0	44.9	43.1	1961.6 ～
		風向	SSE	SSE	S	SSE	SE	
		年月日	1999.9.24	2004.8.30	2004.9.7	1992.8.8	2005.9.6	2011.12
	都城	風速	51.4	46.7	45.5	44.7	44.6	1951.1 ～
		風向	SE	E	NE	ESE	SE	
		年月日	1951.10.14	1993.9.3	1954.9.7	1955.9.29	1992.8.8	2011.12
	油津	風速	55.9	55.8	48.0	47.7	47.6	1950.4 ～
		風向	SSW	S	S	SSW	SE	
		年月日	2007.7.14	2004.8.30	1989.9.19	1996.7.18	2005.9.6	2011.12

【1.1.9.6】 日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位（県防引用）

日最大降水量・日最大1時間降水量の累年順位（mm）

	地名	種類/順位	1位	2位	3位	統計期間
日最大降水量	宮崎	降水量	587.2	490.2	437.5	1886.1～
		年月日	1939.10.16	1886.9.24	1990.9.29	2011.1
	延岡	降水量	363.5	315.0	308.4	1961.8～
		年月日	2001.10.16	2004.10.20	1966.8.15	2011.1
	都城	降水量	429.0	400.5	344.5	1943.1～
		年月日	2005.9.5	1982.8.26	1971.8.29	2011.1
	油津	降水量	348.7	346.0	325.0	1949.1～
		年月日	1951.6.30	2008.9.18	1988.7.25	2011.1
	高千穂	降水量	355.0	317.0	314.0	1979.1～
年月日		2005.9.6	2004.8.30	1997.9.16	2011.1	
神門	降水量	628.0	584.0	535.0	1979.2～	
	年月日	2005.9.6	2004.8.30	2005.9.5	2011.1	
西米良	降水量	354.0	333.0	331.0	1979.1～	
	年月日	2005.9.5	2005.9.6	2004.8.30	2011.1	
えびの	降水量	715.0	688.0	639.0	1976.1～	
	年月日	1996.7.18	1997.9.16	2005.9.6	2011.1	
見立	降水量	558.0	540.0	530.0	1978.8～	
	年月日	2005.9.5	1993.9.3	2005.9.6	2011.1	
日最大1時間降水量	宮崎	降水量	139.5	134.0	91.6	1925.1～
		年月日	1995.9.30	1939.10.16	1942.6.23	2011.1
	延岡	降水量	82.7	80.0	76.0	1961.6～
		年月日	1963.10.25	2000.7.27	2000.9.22	2011.12
都城	降水量	76.5	73.5	72.5	1942.6～	
	年月日	2008.8.5	1949.6.19	2006.6.24	2011.12	
油津	降水量	89.5	84.0	77.5	1949.1～	
	年月日	1981.9.25	1974.9.26	1970.7.3	2011.12	

【1.1.9.7】 台風の経路別風速表(宮崎地方気象台観測) (県防引用)

①上陸縦断型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 20. 9.17	枕崎台風	SSE 39.2
29. 9. 7	台風第13号	S E 35.2
30. 9.30	台風第22号	SSE 32.6
39. 9.24	台風第20号	ESE 29.2
44. 8.22	台風第9号	S E 29.2
平成 5. 9. 3	台風第13号	S E 27.4

②西方型

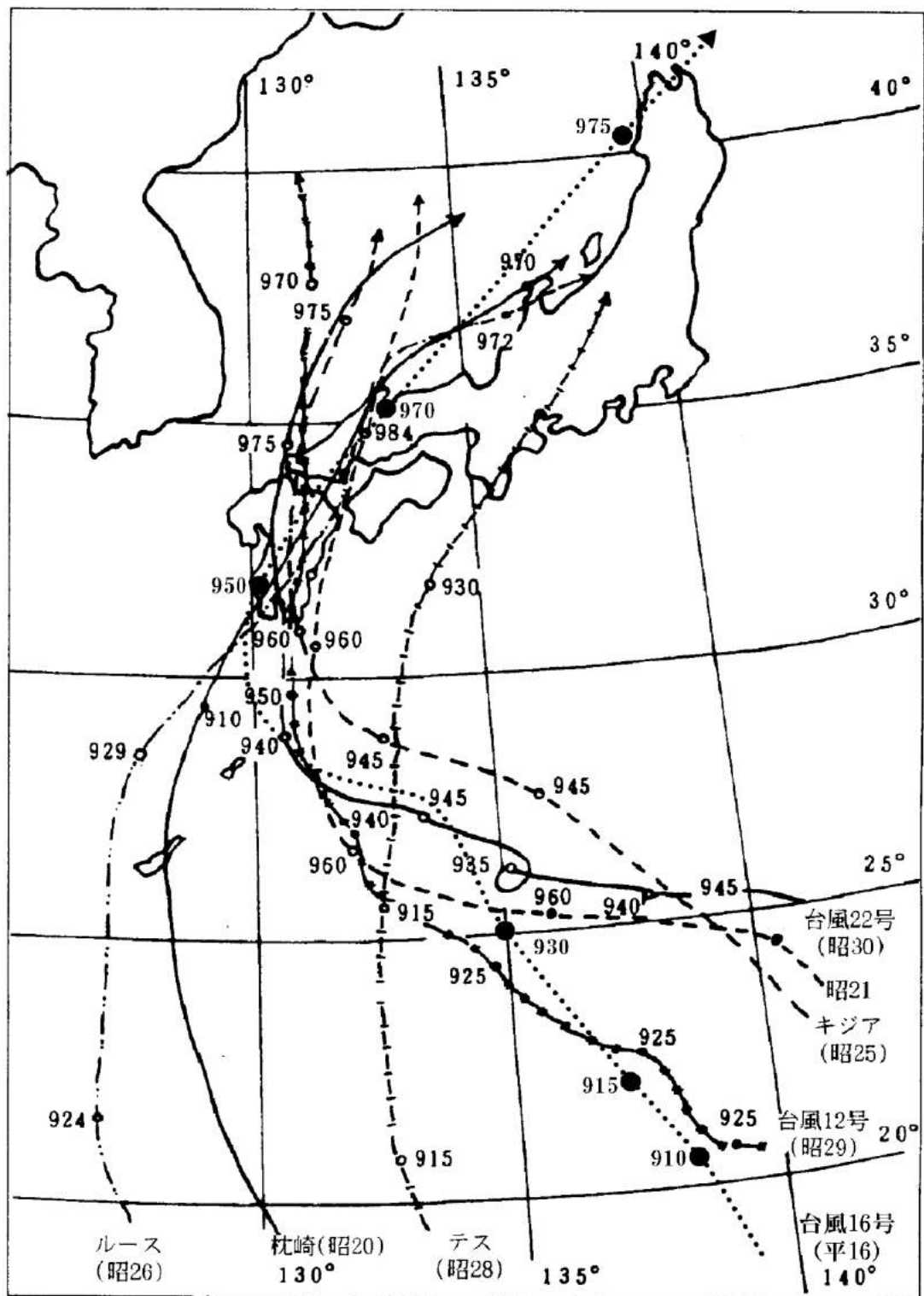
来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 24. 7.17	フェイ台風	ESE 20.1
25. 7.20	グレイス台風	S E 18.0
31. 9.10	台風第12号	SSE 18.8
32. 8.19	台風第7号	ESE 22.0
平成 1. 7.27	台風第11号	E 20.4
5. 8.10	台風第7号	ESE 17.5
17. 9. 6	台風第14号	ESE 21.1

③東方型

来襲年月日	台風名	最大風速 (m/s)
昭和 36. 9.16	第2室戸台風	W 19.7
38. 8. 8	台風第9号	N E 18.0
54. 9.30	台風第16号	N 17.3
平成 2. 9.29	台風第20号	N E 17.0
15. 8. 8	台風第10号	N E 15.9
16.10.20	台風第23号	NNE 16.9

(統計期間：1945～2008年)

【1.1.9.10】 日向灘沿岸に高潮を起こした台風の経路（県防引用）



【1.1.9.11】 竜巻の強さと基準(藤田スケール) (県防引用)

(参考) 竜巻の強さと基準 (藤田スケール)

F0	17～32m/s(約15秒間の平均)
	煙突やテレビのアンテナが壊れる。小枝が折れ、根の浅い木が傾くことがある。非住家が壊れるかもしれない。
F1	33～49m/s(約10秒間の平均)
	屋根瓦が飛び、ガラス窓は割れる。ビニールハウスの被害甚大。根の弱い木は倒れ、強い木の幹が折れたりする。走っている自動車が横風を受けると、道から吹き落とされる。
F2	50～69m/s(約7秒間の平均)
	住家の屋根がはぎ取られ、弱い非住家は倒壊する。大木が倒れたり、ねじ切られたりする。自動車が道から吹き飛ばされ、また汽車が脱線することがある。
F3	70～92m/s(約5秒間の平均)
	壁が押し倒され住家が倒壊する。非住家はバラバラになって飛散し、鉄骨造りでも潰れる。汽車は転覆し、自動車が持ち上げられて飛ばされる。森林の大木でも、大半は折れるか倒れるかし、また引き抜かれることもある。
F4	93～116m/s(約4秒間の平均)
	住家はバラバラになってあたりに飛散し、弱い非住家は跡形もなく吹き飛ばされてしまう。鉄骨造りでもペシャンコ。列車が吹き飛ばされ、自動車は何十メートルも空中飛行する。1トン以上もある物体が降ってきて、危険この上ない。
F5	117～142m/s(約3秒間の平均)
	住家は跡形もなく吹き飛ばされるし、立木の皮が剥ぎ取られてしまったりする。自動車、列車などが持ち上げられて飛行し、とんでもないところまで飛ばされる。数トンもある物体がどこからともなく降ってくる。

第10節 門川町の主な災害危険地域

【1.1.10.1】 河川の危険と予想される地域

【1.1.10.2】 重要水防区域

河川の危険と予想される区域

番 号	河川名 (水系名)	区 分	管 理 団 体	右岸・左岸 の 別	延 長 (m)	所 在 地 (被害区域含む)	危険箇所の状況	予想される事態	被害の種類	備 考
1	鴨子川 (鴨子川)	2級	宮崎県	左岸	3,000	中村馬渡橋～ 河口まで	河川が狭小であり 堤防が低い 土砂堆積	増水時、越水 浸水滞留	住家浸水	
2	丸ノエ川 (丸ノエ川)	2級	宮崎県	左岸	2,400	大迫秋ノ内～ 河口まで	河川が狭小である 土砂堆積	増水時、浸水 滞留	住家浸水、 国道10号、鉄道途絶	
3	五十鈴川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	8,400	上井野～河口まで	河川が暫定改修の ため、狭小である 土砂堆積	増水時、越水 浸水滞留	住家浸水、 国道388号途絶	
4	市ノ原川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	3,300	三ヶ瀬奥野橋上流 ～	河川が狭小である 土砂堆積	増水時、越水 浸水滞留	住家浸水、町道 大原仁久志線途絶	
5	三ヶ瀬川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	3,300	三ヶ瀬川合流点まで	河川が狭小である 堤防が低い 土砂堆積	増水時、越水 浸水滞留	住家浸水、県道 八重原延岡線途絶	
6	中山川 (鴨子川)	2級	宮崎県	左岸	6,800	三ヶ瀬赤木上流 ～	河川が狭小である 堤防が低い 土砂堆積	増水時、越水 浸水滞留	住家浸水、県道 土々呂日向線途絶	
				右岸	3,000	梅ノ木橋上流～ 鴨子川合流点まで	河川が狭小である 土砂堆積	増水時、浸水 滞留	住家浸水、県道 土々呂日向線途絶	

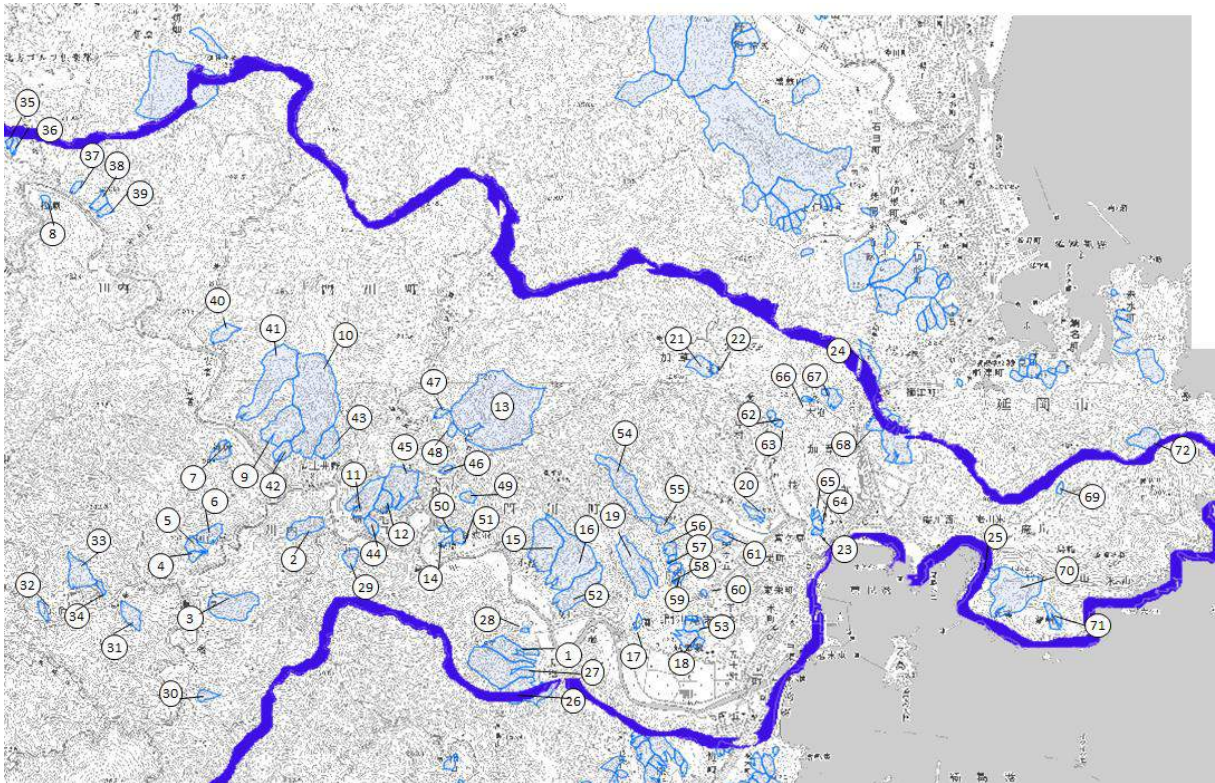
作成年月：平成26年10月 ※こちらの情報は宮崎県のHPにて随時更新が行われます。

重要水防区域

番 号	河川名 (水系名)	区 分	管 理 団 体	右岸・左岸 の 別	延 長 (m)	所 在 地 (被害区域含む)	危険箇所の状況	予想される事態	被害の種類	備 考
1	鴨子川 (鴨子川)	2級	宮崎県	左岸	3,300	中村防災ダム～ 河口まで	宅地、圃場冠水 道路寸断	越水	民家 4戸	
2	丸ノエ川 (丸ノエ川)	2級	宮崎県	左岸	2,400	大迫秋ノ内～ 河口まで	宅地、圃場冠水 道路寸断 の潮位が影響	越水	民家 120戸	
3	五十鈴川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	8,400	上井野～河口まで	宅地、圃場冠水、道路 寸断、美郷町北郷区 の降水量が影響	越水	民家 104戸	
4	市ノ原川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	4,600	三ヶ瀬奥野橋上流 ～	宅地、圃場冠水 道路寸断 の降水量が影響	越水	民家 15戸	
5	三ヶ瀬川 (五十鈴川)	2級	宮崎県	左岸	3,300	三ヶ瀬川合流点まで	宅地、圃場冠水 道路寸断 の降水量が影響	越水	民家 15戸	
6	中山川 (鴨子川)	2級	宮崎県	左岸	6,800	三ヶ瀬松ヶ原 ～	宅地、圃場冠水 道路寸断 の降水量が影響	越水	民家 300戸	
				右岸	3,000	梅ノ木橋上流～ 鴨子川合流点まで	宅地、圃場冠水 道路寸断	越水	民家 300戸	

門 川 町

【1.1.10.3】 土砂災害関連図



本サイトの地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図200000(地図画像)及び数値地図50000(地図画像)、数値地図25000(地図画像)を複製及び数値地図(空間データ基盤)を使用したものです。(承認番号 平18総複、第103号)(承認番号 平18総使、第63号)

【1.1.10.5】 急傾斜地危険箇所一覧

横断形状

- ①オーバーハングがある。
- ②斜面上部に凹凸がある。
- ③斜面全体に凹凸がある。
- ④斜面下部に凹凸がある。
- ⑤平坦な斜面である。

地表の状況

- ①亀裂が発達・開口しており、転石・浮石が点在する。
- ②風化・亀裂が、発達した岩である。
- ③礫混り土、砂質土
- ④粘質土
- ⑤風化・亀裂が、発達していない岩である。

番号	町	県	箇所名	位置		危険箇所延長m	地形			地質			環境			保全対象				他事業の区域指定	急傾斜地崩壊危険区域の指定年月日	施工状況	備考
				大字	小字		傾斜度	高さm	横断形状	地表の状況	表土の厚cm	地盤の状況	植生の種類	伐採根状況	湧水の状況	崩壊歴状況	人家戸数	公共的建物					
人工斜面																							
人工1	54	南ヶ丘	門川尾末	南ヶ丘	245	44	45	②	③	20	軟岩	広葉樹	無	降雨時湧水有	無	27	保育所	1	町道	600			未
自然斜面																							
1	1151	松瀬	川内	松瀬	130	33	30	⑤	③	40	崩積土	針葉樹	無	斜面がシズメ	有	1	旧分校公民館	1	町道	150			未
2	1152	奥野	川内	奥野	140	43	70	③	③	50	崩積土	広葉樹	無	降雨時湧水有	無	4			町道	200			既
3	1153	前田	〃	前田	200	46	50	③	③	50	崩積土	針広混合	無	無	無	8	公民館	1	町道	150	14.10.21		既
4	1154	松ヶ原	〃	松ヶ原	150	52	30	③	③	50	軟岩	広葉樹	無	斜面がシズメ	新しい崩壊有	4			県道	50	58.3.15	中	H17~
5	1155	赤木	〃	宇登木股	200	43	60	②	⑤	40	軟岩	広葉樹	無	斜面がシズメ	無	6			町道	150	砂防	53.2.10	既
6	1156	大原	〃	清水谷	280	49	60	③	③	50	崩積土	針・広混合	無	降雨時湧水有	無	9			町道	50	砂防	54.4.20	既
7	1157	鶴ノ前	〃	鶴ノ前	230	50	30	①	②	40	軟岩	広葉樹	無	無	無	5	公民館	1	県道	330			未
8	1158	竹の下	〃	竹の下	180	44	60	⑤	③	40	崩積土	針葉樹	無	降雨時湧水有	無	5			国道町道	13090	54.4.6		既
9	1159	阿仙原	〃	阿仙原	390	55	20	②	③	50	崩積土	針・広混合	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	14			県道町道	36040	砂防	54.4.6	既
10	1160	曾の田①	〃	曾の田	150	37	20	⑤	③	50	崩積土	針・広混合	無	斜面がシズメ	古い崩壊有	5			国道	150		58.3.15	未
11	1161	西の園	〃	西の園	670	52	80	③	⑤	40	軟岩	針・広混合	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	16			国道	100		54.4.6	既
12	1162	神舞	〃	神舞水流	200	43	30	③	③	50	崩積土	針葉樹	無	降雨時湧水有	無	11			町道	180	砂防	2.12.28	未
13	1163	丸尾	〃	丸尾	420	63	60	①	⑤	30	硬岩	針・広混合	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	9	小中学校	1	町道	50	砂防	54.4.6	既
14	1164	下の内	川内	下の内	170	50	90	③	②	20	軟岩	針・広混合	有	降雨時湧水有	古い崩壊有	5			町道	30	砂防		未
15	1165	幸谷	〃	幸谷	100	47	100	③	③	20	崩積土	広葉樹	有	降雨時湧水有	有	5			町道	30	砂防		未
16	1166	小切畑	〃	下小切畑	250	45	20	⑤	③	20	崩積土	針葉樹	無	降雨時湧水有	無	10			国道	190	砂防	60.5.1	既
17	1167	笠原	〃	笠原	230	50	40	⑤	③	20	崩積土	針・広混合	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	7			県道町道	9090		62.5.1	既
18	1168	小松	〃	北ノ内	430	46	40	④	③	20	崩積土	針・広混合	有	無	無	21	公民館	1	町道河川	250130	砂防	1.2.7	既
19	1169	大池	〃	下大池	225	49	30	⑤	③	20	崩積土	広葉樹	無	無	古い崩壊有	9			町道	300	砂防	2.12.28	既
20	1170	宮川内	門川尾末	下宮川内	110	41	40	③	②	20	軟岩	広葉樹	有	無	古い崩壊有	5			国道	30			未
21	1171	宮ノ脇	〃	宮ノ脇	300	48	50	①	②	20	軟岩	広葉樹	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	16	公民館	1	国道町道	60200			既
22	1172	平田	〃	平田	480	48	30	①	②	30	軟岩	針葉樹	有	無	古い崩壊有	16			国道	40			未
23	1173	城屋敷	〃	城屋敷	380	31	35	⑤	⑤	40	軟岩	針・広混合	無	降雨時湧水有	無	26			町道	600		45.4.20	既
24	1174	土橋	〃	土橋	565	52	20	①	②	20	軟岩	針・広混合	有	降雨時湧水有	古い崩壊有	32			町道	50			既
25	1175	千田ノ木	〃	古城	275	67	17	①	③	30	軟岩	針・広混合	有	降雨時湧水有	古い崩壊有	25	高校	1	町道	100		1.2.7	既
26	1176	上の町	〃	上の町	590	63	20	①	③	20	崩積土	広葉樹	有	降雨時湧水有	古い崩壊有	17			町道	220		56.9.4	既
27	1177	其田	門川尾末	其田	200	60	20	③	③	20	軟岩	針・広混合	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	6			町道JR	11050			部既
28	1178	上の山①	〃	尾末東	250	44	15	⑤	③	10	崩積土	草地	無	降雨時湧水有	古い崩壊有	32			町道	120		45.4.20	既
29	1179	天の山	〃	天の山	209	53	7	⑤	②	10	軟岩	なし	無	常時	有	36			町道	30			既
30	1180	上の山②	〃	西の山	150	63	7	③	②	10	軟岩	草地	無	降雨時湧水有	無	32	保育所	1	町道	100		52.5.17	既
31	1181	橋山原	〃	橋山原	200	50	25	④	③	10	崩積土	竹林	有	降雨時湧水有	無	30			町道	150		45.4.20	既
32	1182	カギ田	〃	カギ田	220	49	45	②	②	30	軟岩	広葉樹	無	降雨時湧水有	無	73	公民館	1	町道	220		45.4.20	既
33	1183	中山	〃	堀ノ内	105	42	30	③	③	20	崩積土	広葉樹	有	降雨時湧水有	新しい崩壊有	12			町道	190	砂防	5.8.2	既
34	1184	梅ノ木	〃	橋ノ口	250	47	25	③	②	20	軟岩	針・広混合	有	降雨時湧水有	無	49			町道	150			未
35	1185	竹名	〃	堂ノ本	385	43	30	①	③	20	崩積土	広葉樹	有	降雨時湧水有	古い崩壊有	13			町道	320			既

横断形状

- ①オーバーハングがある。
- ②斜面上部に凹凸がある。
- ③斜面全体に凹凸がある。
- ④斜面下部に凹凸がある。
- ⑤平坦な斜面である。

地表の状況

- ①亀裂が発達・開口しており、転石・浮石が点在する。
- ②風化・亀裂が、発達した岩である。
- ③礫混り土、砂質土
- ④粘質土
- ⑤風化・亀裂が、発達していない岩である。

番 号	町 区	箇所名	位 置		危険箇所延長 m	地 形			地 質			環 境					保 全 対 象				他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域 の指定年月 日	施 工 状 況	備 考
			大字	小字		傾斜 度	高 さ m	横 断 形 状	地表の 状況	表土の 厚 cm	地盤の 状況	植生の 種類	伐採根 状況	湧水の 状況	崩壊歴 状況	人家 戸数	公共的建物		公共施設					
													種類	数	種類	数								
36	1186	宮ノ迫	〃	宮ノ迫	95	47	8	④	③	50	崩積土	広葉樹	無	降雨時 湧水有	無	3	集会所	1	町道	95		56. 9. 4	既	
37	1187	長 峰	加草	長 峰	180	45	10	①	③	30	崩積土	草地	無	常時有	新しい 崩壊有	10			町道	180			部既	
38	1188	中 村	加草	中 村	50	54	7	①	③	20	崩積土	草地	無	降雨時 湧水有	有	2			町道	60			未	
39	1189	枝①	〃	枝	120	45	30	③	③	50	軟岩	広葉樹	有	降雨時 湧水有	古い 崩壊有	5			町道	100			未	
40	1190	鳴 子	〃	鳴 子	400	67	30	①	②	20	軟岩	広葉樹	無	降雨時 湧水有	古い 崩壊有	15			町道	300		59.12.14	既	
41	1191	細 狩	加草	細 狩	152	56	12	③	②	20	軟岩	広葉樹	無	無	無	10					59. 9. 6	既		
42	1192	城 畑	庵川	城 畑	870	40	15	②	②	20	軟岩	広葉樹	有	降雨時 湧水有	古い 崩壊有	48	寺 神社	1 1	町道	450		56. 9. 4	既	
43	1193	庵 川	〃	桜 井	720	38	14	③	②	20	軟岩	草地	有	降雨時 湧水有	古い 崩壊有	32			町道	150		59. 9. 4	既	
44	1194	塩屋崎	〃	塩屋崎	350	56	20	①	③	20	軟岩	広葉樹	有	降雨時 湧水有	無	18			町道	400		53. 2.10	既	H17完
45	1195	中村②	〃	中 村	400	51	18	①	③	40	崩積土	針・広 混合	無	降雨時 湧水有	古い 崩壊有	11			町道	400			未	
46	3445	曾の田②	川内	曾の田	100	56	20	③	③	50	軟岩	なし	有	無	無	5			国道	70			未	
47	3446	曾の田③	川内	曾の田	90	47	20	⑤	③	50	軟岩	針葉樹	無	無	無	5			国道	70			既	
48	3447	宮ノ脇②	門川 尾末	宮ノ脇	300	64	50	③	②	20	軟岩	広葉樹	有	降雨時 湧水有	崩壊有	9		1	町道	200			未	
49	3448	其田②	門川 尾末	其田	90	47	20	③	③	20	軟岩	針・広 混合	有	降雨時 湧水有	崩壊有	5			町道	100			未	
50	3449	梅ノ木②	門川 尾末	橋ノ口	120	54	25	③	②	20	軟岩	針・広 混合	有	降雨時 湧水有	崩壊有	20			町道	120			未	
51	3450	船越-1	加草	船越	123	51	36	③	②③	50	崩積土 軟岩	広葉樹	無	無	無	8			国道 河路工	40 130			未	
52	3451	船越-2	加草	船越	165	39	26	⑤	②③	60	崩積土 軟岩	広葉樹	無	降雨時 湧水有	無	16			町道	120			未	
53	3452	船越-3	加草	船越	69	40	14	③	②③	60	崩積土 軟岩	広葉樹	無	無	無	6							未	
55	3454	加草二区	加草	加草二区	174	37	10	⑤	③⑤	60	崩積土 軟岩	広葉樹	無	降雨時 湧水有	無	7							既	
56	3455	須賀崎-1	須賀 崎	—	170	50	34	③	②③	60	崩積土 軟岩	針・広 混合	無	無	無	20			町道	350			未	
57	3456	須賀崎-2	須賀 崎	—	256	37	26	⑤	③	60	崩積土	広葉樹	無	無	無	13			町道	400			既	
58	3457	庵川西-1	庵川 西	—	56	43	24	③	②③	60	崩積土	針・広 混合	無	無	無	5			町道	180			未	
59	3458	中山-1	門川 尾末	中山	100	32	31	③	①	60	崩積土 軟岩	針・広 混合	無	降雨時 湧水有	無	7			町道	140			未	
60	3459	中山-2	門川 尾末	中山	180	36	25	③	③	50	軟岩	広葉樹	無	無	無	12		1	町道	185			未	
61	3460	宮ヶ原-1	宮ヶ 原	—	60	37	18	①	③	40	崩積土	針・広 混合	無	降雨時 湧水有	無	5			町道	150			既	
62	3461	柴ヶ丘-1	柴ヶ 丘	—	130	52	28	③	③	50	軟岩	針・広 混合	無	無	無	12			町道	180			既	
63	3462	平城西-1	平城 西	—	175	41	25	③	③	60	崩積土	広葉樹	無	降雨時 湧水有	有	12			町道	260			未	
64	3463	城ヶ丘-1	城ヶ 丘	—	166	30	15	⑤	③	40	崩積土	なし	無	無	無	16			町道	260			既	
65	3464	城ヶ丘-2	城ヶ 丘	—	550	40	19	③	③	30	崩積土 軟岩	広葉樹	無	無	無	73			町道	550			既	
66	3465	加草一区-1	加草	加草一区	250	38	22	③	③	60	軟岩	針・広 混合	無	無	無	14			町道	160			未	
67	3466	鳴子-1	加草	鳴 子	160	49	24	③	②③	40	崩積土 軟岩	針・広 混合	無	無	無	12			町道	220			未	
68	3467	庵川西-2	庵川 西	—	225	38	36	①	②③	60	崩積土 軟岩	広葉樹	無	常時有	無	8			町道	260			未	
69	3468	庵川西-3	庵川 西	—	375	42	20	③	②③	60	崩積土 軟岩	広葉樹	無	降雨時 湧水有	無	22		1	町道 県道	640 120			既	
70	3469	右松-1	庵川 東	右松	110	44	18	③	②③	40	崩積土 軟岩	広葉樹	無	無	無	12			町道	80			既	
71	3470	曾根-1	庵川 東	曾根	50	35	35	③	③	60	崩積土	針・広 混合	無	降雨時 湧水有	無	8			町道	60			未	
72	3471	中山-3	門川 尾末	中山	140	48	22	③	③	60	軟岩	広葉樹	無	無	不明			1					既	

〈第4編 資料編〉

横断形状 ①オーバーハングがある。 ②斜面上部に凹凸がある。 ③斜面全体に凹凸がある。 ④斜面下部に凹凸がある。 ⑤平坦な斜面である。

地表の状況 ①亀裂が発達・開口しており、転石・浮石が点在する。 ②風化・亀裂が、発達した岩である。 ③礫混り土、砂質土 ④粘質土 ⑤風化・亀裂が、発達していない岩である。

番 号	町 区	箇所名	位 置		危険箇所延長 m	地 形			地 質		環 境			保 全 対 象				他事業の 区域指定	急傾斜地崩壊 危険区域の 指定年月日	施 工 状 況	備 考				
			大字	小字		傾斜 度	高 さ m	横 断 形 状	地表の 状況	表土の 厚 cm	地盤の 状 況	植生の 種 類	伐採根 状況	湧水の 状 況	崩壊歴 状況	人 家 戸 数	公共的建物					公共施設			
														種類	数	種類	数								
73	3472	千田ノ木-1	門川 尾末	千田ノ木	140	30	11	③	③	60	崩積土	広葉樹	無	無	無			1						未	
74	3473	南ヶ丘-1	門川 尾末	南ヶ丘	240	39	10	③	③	60	崩積土	広葉樹	有	無	不明	12			町道	250				既	
75	3474	南町一区-1	門川 尾末	南町一区	60	36	18	③	① ③	60	崩積土	広葉樹	無	降雨時 湧水有	不明	10			鉄道	90				未	
76	3475	尾地ヶ谷	川内	尾地ヶ谷	150	45	27	⑤	② ③	50	崩積土	広葉樹	有	降雨時 湧水有	有	7			町道	170				未	
77	3476	熊毛田-1	川内	熊毛田	120	43	32	③	⑤	50	軟岩	針・広 混合	無	降雨時 湧水有	不明	5			町道	140				未	
78	3477	熊毛田-2	川内	熊毛田	110	66	20	③	⑤	50	軟岩	針・広 混合	無	無	無	5			国道	150				既	
79	3478	津々良-1	川内	津々良	120	37	36	⑤	③	60	崩積土	広葉樹	有	無	無	6								未	
80	3479	津々良-2	川内	津々良	45	33	31	⑤	③	50	崩積土	広葉樹	無	無	有	1		1	国道	30				未	
81	3480	下大池-1	門川 尾末	下大池	130	42	46	③	③	50	崩積土	広葉樹	無	無	有	5			町道	170				未	
82	3481	庵川西-4	庵川 西	—	60	34	18	⑤	② ③	30	崩積土 軟岩	広葉樹	有	無	無	8			町道	110				未	
83	3482	庵川西-5	庵川 西	—	30	33	14	③	③	60	崩積土	植樹	無	無	無	2		1	町道	110				未	
84	3483	南町一区-2	門川 尾末	南町一区	115	35	19	①	③	60	崩積土	広葉樹	無	降雨時 湧水有	有	1			町道	160				未	
85	3484	米田-1	加草	米 田	123	40	25	⑤	③	60	崩積土	針葉樹	無	降雨時 湧水有	無	6			町道	70				未	
86	3485	庵川西-6	庵川 西	—	179	40	12	③	①③⑤	50	崩積土	針・広 混合	無	無	有	2								既	
87	6486	幸谷②	川内	幸谷	100	39	30	③	③	20	崩積土	広葉樹	有	降雨時 湧水有	無	4			町道	30				未	
88	6487	其田-3	門川 尾末	其田	200	65	20	⑤	③	20	軟岩	広葉樹	無	無	有	4			鉄道	160				未	
89	6488	枝②	加草	枝	50	50	30	③	③	50	軟岩	広葉樹	有	降雨時 湧水有	有	2			町道	60				未	

作成年月：平成26年10月 ※こちらの情報は宮崎県のHPIにて随時更新が行われます。

【1.1.10.7】 地すべり危険箇所一覧

番 号	河川名			位置	危険区域の現況			活動の状況			区域内の保全対象現況				地 す べ り 法 指 定	施 工 状 況	備 考					
	町	県	農 林 省		箇所名	水系	幹・支川	溪流名	大字	小字	面積 ha	勾 配 度	地質及び 地質の種類	クラ ック 状 況				現在 陥没 及び 隆起	過去 地すべ り発生 年次	河川へ の影響 m	住 家 戸	耕 地 ha
1	31-1			松 瀬	五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川	川内	松 瀬	14.8	22	中生堆岩 砂岩、頁岩	無	無	—	62,000	5	1.5	小学校 町道	1 500	未	
2	31-2			松瀬下	五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川	川内	前 平	6.8	26	中生堆岩 砂岩、頁岩	無	無	—	35,000	0	0	国道	300	未	
3	31-3			安者上	五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川	川内	舟 方	8.0	29	中生堆岩 砂岩	無	無	—	55,000	0	0	国道	400	未	
4	31-4			上井野	五十鈴川	五十鈴川	五十鈴川	川内	カキ畑	2.0	65	中生堆岩 砂岩、頁岩	有	有	S.59	70万	0	0	国道	400	既	

作成年月：平成26年10月 ※こちらの情報は宮崎県のHPにて随時更新が行われます。

【1.1.10.11】 山地災害危険地区(崩壊土砂流失)1

番号	地区名	位置		面積 ha	保安林等 の指定		地すべり防止の 指定		崩壊土砂流出区間の自然条件		保全 対象		他法令指定		治山事業進捗状況									
		大字	小字		指定 年月日	保安 林種	指定 区域 面積 ha	所 管 庁 省	指 定 年 月 日	指 定 区 域 面 積 ha	転石 混入 率 %	発生源 直下の 渓床勾 配 度	平均 延長 m	高低 差 m	平均 配 度	人 家 数 戸	公共施設 種類 数量	道路 種類 数量 m	砂防 指定 地 有 無	急傾斜 地崩壊 危険地 区 有 無	着手済 既成 未成	未着手		
421-0010	柿ノ木田	川内	柿ノ木	1.80			林野庁			20	9	10	600	50	4	30	県道	100					○	
421-0020	堀ノ内	門川尾末	堀ノ内	1.20			林野庁			20	6	10	400	35	5	18	町道	100		有			○	
421-0030	宮ノ脇	門川尾末	宮ノ脇	1.65			林野庁			20	2	11	500	10	1	28	県道	100					○	
421-0040	畑ノ内	川内	畑ノ内	2.40			林野庁			20	8	10	800	80	6	6	県道	100					○	
421-0050	茶園平	川内	茶園平	5.70	日:07 3/14	水源涵養 保安林	林野庁			10	15	10	1900	190	6	42	1	県道	100				○	
421-0060	池田	川内	池田	1.44			林野庁			20	11	12	400	70	10	23		県道	100	有			○	
421-0070	北の内	川内	北の内	1.80			林野庁			10	4	12	500	30	3	1		県道	100			一部		
421-0080	下大池 NO.1	川内	下大池	1.20			林野庁			20	9	10	400	60	9	16				有			○	
421-0090	下大池 NO.2	川内	下大池	0.90			林野庁			10	5	10	300	25	5	14				有			○	
421-0100	秋ノ内	加草	秋ノ内	1.20			林野庁			20	2	10	400	10	1	7							○	
421-0110	船越	加草	船越	0.99			林野庁			20	8	11	300	40	8	10		国道	100				○	
421-0120	堂ノ内	加草	堂ノ内	0.72			林野庁			20	5	8	300	25	5	3		国道	100				○	
421-0130	神田作	庵川	神田作	1.50			林野庁			20	6	10	500	30	3	4							○	
421-0140	本津々良	川内	本津々良	1.44			林野庁			20	5	12	400	30	4	22		町道	100			一部		
421-0150	元仁田 NO.1	川内	元仁田	2.52			林野庁			20	17	12	700	140	11	10		県道	100				○	
421-0160	元仁田 NO.2	川内	元仁田	1.20			林野庁			20	9	10	400	50	7	4		県道	100				一部	
421-0170	下刈谷	川内	下刈谷	2.97			林野庁			20	2	11	900	20	1	10							一部	
421-0180	清水谷	川内	清水谷	1.44			林野庁			20	15	12	400	80	11	26				有			○	

【1.1.10.13】 山地災害危険地区(崩壊土砂流失)3

番号	地区名	位置		面積 ha	保安林等の指定		地すべり防止の指定			崩壊土砂流出区間の自然条件				保全対象			他法令指定		治山事業進捗状況						
		大字	小字		指定年月日	保安林種	指定区域面積 ha	所管省庁	指定年月日	指定区域面積 ha	転石混入率 %	直下の渓床勾配 度	平均渓流延長 m	平均渓流幅 m	高低差 m	平均勾配 度	人家数 戸	公共施設種類	道路種類	数量	砂防指定地	急傾斜地崩壊危険地区	着手済	未着手	
421-0350	水無 NO.1	川内	水無	0.48	S:46 3/29	水源涵養 保安林	32.90	林野庁			30	15	7	400	90	13	2								
421-0360	塩谷ヶ谷	加草	塩谷ヶ谷	2.25				林野庁			10	6	15	500	40	5									
421-0370	甲ノ口	川内	甲ノ口	3.90	S:46 3/29	水源涵養 保安林	38.80	林野庁			30	5	10	1300	120	5									
421-0380	水無 NO.2	川内	水無	0.36	S:46 3/29	水源涵養 保安林	1832.37	林野庁			10	18	2	600	180	17	5		1	その他					○
421-0390	前平	川内	前平	4.20	S:55 8/26	水源涵養 保安林	2360.32	林野庁			20	12	10	1400	210	9									○

【1.1.10.15】 土石流危険渓流一覧表

市町村	番 号		水系名	河川名	溪流名	位 置		渓 流 概 況		住家戸数	公共施設		その他の指定	備 考
	番 号	流 号				林野庁	大字	小字	渓流長 (km)		面積 (k㎡)	種 類		
1	094211001		五十鈴川	五十鈴川	中ノ内谷川	川内	大 池		0.16	8	公民館	1		砂防ダム1基
2	094211002		五十鈴川	五十鈴川	幸谷川	川内	小切畑		0.1	5				砂防ダム1基
3	094211003		五十鈴川	三ヶ瀬川	大原川	川内	小切畑		0.22	5				砂防ダム1基
4	094211004		五十鈴川	三ヶ瀬川	阿仙原谷川2	川内	阿仙原		0.03	6	県道	70		砂防ダム1基
6	094211006		五十鈴川	三ヶ瀬川	阿仙原谷川1	川内	阿仙原		0.09	6	県道	110		砂防ダム1基
7	094211007		五十鈴川	五十鈴川	神舞谷川1	川内	神舞		0.06	6	集会所	1		砂防ダム1基
8	094211008		五十鈴川	五十鈴川	松瀬谷川1	川内	松瀬		0.02	0	旧分校 公民館	1 1		
9	094211009		五十鈴川	五十鈴川	尾地ヶ谷川	川内	上井野		0.23	5	国道	90		
10	094211010		五十鈴川	五十鈴川	日ノ平川	川内	上井野		0.72	15	小中学校	1		砂防ダム1基
11	094211011		五十鈴川	五十鈴川	小切畑谷川1	川内	小切畑		0.17	10	国道	100		砂防ダム1基
12	094211012		五十鈴川	五十鈴川	熊ヶ田川	川内	熊ヶ田		0.06	6				
14	094211014		五十鈴川	五十鈴川	笠原川	川内	笠原		0.02	5				
15	094211015		五十鈴川	五十鈴川	北ノ内川	川内	北ノ内		0.24	10	寺院 集会所	1 1		砂防ダム2基
16	094211016		五十鈴川	五十鈴川	下ノ地川	川内	小松		0.39	12	国道	130		砂防ダム1基 治山ダム1基
17	094211017		五十鈴川	五十鈴川	宮ノ脇川	門川 尾末	宮ノ脇		0.02	10	公民館	1		
18	094211018		千田木谷川	千田木谷川	千田木谷川	門川 尾末	千田木		0.02	0	高校	1		
19	094211019		鳴子川	中山川	堀ノ内谷川	門川 尾末	堀ノ内		0.26	13				砂防ダム1基
20	094211020		鳴子川	中山川	宮ヶ原谷川	宮ヶ原	宮ヶ原		0.04	9	体育館 集会所	1 1		
21	094211021		鳴子川	中山川	受谷川1	加草	受		0.07	7				
22	094211022		鳴子川	中山川	受谷川2	加草	受		0.01	6				
23	094211023		鳴子川	中山川	鳴子谷川	加草	鳴子		0.01	14				
24	094211024		丸バエ川	丸バエ川	船越谷川	加草	船越		0.09	7	県道	110		砂防ダム1基
25	094211025		曾根谷川	曾根谷川	曾根谷川	庵川	曾根		0.05	8				
26	094212001		五十鈴川	五十鈴川	大池谷川	川内	大池		0.21	2				
27	094212002		五十鈴川	五十鈴川	下大池谷川	川内	大池		0.33	3				砂防ダム1基
28	094212003		五十鈴川	五十鈴川	上大池谷川	川内	上大池		0.01	1				
29	094212004		五十鈴川	五十鈴川	小切畑谷川2	川内	小切畑		0.05	2				
30	094212005		五十鈴川	三ヶ瀬川	赤木谷川	川内	赤木		0.04	2				
31	094212006		五十鈴川	市の原川	市の原谷川	川内	市の原		0.08	1				
32	094212007		五十鈴川	市の原川	市の原谷川1	川内	市の原		0.03	1				
33	094212008		五十鈴川	市の原川	市の原谷川2	川内	市の原		0.13	1				
34	094212009		五十鈴川	市の原川	市の原谷川3	川内	市の原		0.01	2				
35	094212010		五十鈴川	市の原川	松瀬谷川2	川内	市の原		0.01	2				
36	094212011		五十鈴川	五十鈴川	松瀬谷川3	川内	松瀬		0.02	1				
37	094212012		五十鈴川	五十鈴川	松瀬谷川4	川内	松瀬		0.02	1	国道	20		
38	094212013		五十鈴川	五十鈴川	松瀬谷川5	川内	松瀬		0.04	1	国道	40		
39	094212014		五十鈴川	五十鈴川	松瀬谷川6	川内	松瀬		0.03	1	国道	20		

〈第4編 資料編〉

市町村	番 号		水系名	河川名	溪流名	位 置		溪 流 概 況		住家戸数	公共施設		その他の指定	備 考
	番 号	林野庁				大字	小字	溪流長 (km)	面積 (k㎡)		種 類	数 量 m		
40	094212015		五十鈴川	五十鈴川	庭谷谷川	川内	庭谷		0.06	2	国道	70		
41	094212016		五十鈴川	五十鈴川	神舞谷川2	川内	神舞		0.41	1	国道	90		
42	094212017		五十鈴川	五十鈴川	上井野谷川1	川内	上井野		0.05	2	国道	50		
43	094212018		五十鈴川	五十鈴川	九の方	川内	上井野		0.11	4	国道	80		砂防ダム1基
44	094212019		五十鈴川	五十鈴川	上井野谷川2	川内	上井野		0.04	1	国道	40		
45	094212020		五十鈴川	五十鈴川	熊ヶ田谷川	川内	熊ヶ田		0.22	4				砂防ダム1基
46	094212021		五十鈴川	津々良川	津々良谷川1	川内	津々良		0.02	2				
47	094212022		五十鈴川	津々良川	津々良谷川2	川内	津々良		0.02	2				
48	094212023		五十鈴川	津々良川	津々良谷川3	川内	津々良		0.02	2				
49	094212024		五十鈴川	津々良川	大内原谷川	川内	大内原		0.03	1				
50	094212025		五十鈴川	五十鈴川	笠原谷川	川内	笠原		0.02	1	国道	40		
51	094212026		五十鈴川	五十鈴川	谷波婦谷川	川内	谷波婦		0.03	2				
52	094212027		五十鈴川	五十鈴川	小松谷川	川内	小松		0.21	1	国道	40		砂防ダム1基
53	094212028		鳴子川	中山川	中山谷川1	門川尾末	中山		0.05	1	国道	50		
54	094212029		鳴子川	中山川	中山谷川2	門川尾末	中山		0.23	1				その他ダム2基
55	094212030		鳴子川	中山川	中山谷川3	門川尾末	中山		0.04	2				
56	094212031		鳴子川	中山川	中山谷川4	門川尾末	中山		0.02	1				
57	094212032		鳴子川	中山川	中山谷川5	門川尾末	中山							
58	094212033		鳴子川	中山川	中山谷川6	門川尾末	中山		0.02	3				
59	094212034		鳴子川	中山川	中山谷川7	門川尾末	中山		0.03	1				
60	094212035		鳴子川	中山川	橋ノ口谷川	平城西	橋ノ口		0.01	1	国道	40		
61	094212036		鳴子川	中山川	竹名谷川	門川尾末	竹名		0.04	1				
62	094212037		鳴子川	鳴子川	中村谷川1	加草	中村		0.01	2				
63	094212038		鳴子川	鳴子川	中村谷川2	加草	中村		0.01	2				
64	094212039		加草谷川	加草谷川	加草谷川1	加草	加草		0.02	3				
65	094212040		加草谷川	加草谷川	加草谷川2	加草	加草		0.02	1				
66	094212041		丸バエ川	丸バエ川	大追谷川1	庵川	大追		0.01	1				
67	094212042		丸バエ川	丸バエ川	大追谷川2	庵川	大追		0.01	1				
68	094212043		丸バエ川	丸バエ川	庵川西谷川	庵川西	庵川西		0.07	1	国道	60		
69	094212044		内田谷川	内田谷川	内田谷川	庵川	内田		0.01	1				
70	094212045		金磯谷川	金磯谷川	金磯谷川	庵川	金磯		0.35	2				
71	094212046		鍋崎谷川	鍋崎谷川	鍋崎谷川	庵川	鍋崎		0.05	1				
72	094212047		谷ノ山谷川	谷ノ山谷川	谷ノ山谷川	庵川	谷ノ山		0.1	1				

第11節 災害の危険性

【1.1.11.1】 昭和以降宮崎県内 震度4以上の地震観測表(県防引用)

(宮崎県地方気象台資料)

発生日時		震源					各地域の震度				記事
年	月 日 時分	震央地名	緯度	経度	深さ (km)	規模 (M)	宮崎	延岡	油津	都城	
1927(昭和2)	6 10 0251	宮崎県南部山沿い	32° 02'	130° 59'	0	4.0	3				高岡5
	9 11 1554	宮崎南部平野部	31 53	131 21	47	4.5	2	③			寒川5
1928(" 3)	1 20 1906	日向灘	31 45	131 47	14	2	2				高岡5
1929(" 4)	5 22 0135	日向灘	31 45	131 53	59	6.9	5		④	③	三ヶ所5
1930(" 5)	1 11 0314	日向灘	31 38	131 53	37	5.2	3	③	⑤	③	寒川5
1931(" 6)	11 2 1902	日向灘	31 47	132 00	28	7.1	5	④	④	⑤	宮崎県死者1
	12 21 1447	熊本県天草芦北地方	32 29	130 29	0	5.5	2			③	加久藤4
	12 22 2207	熊本県天草芦北地方	32 30	130 30	15	5.6	2	③		③	加久藤4
1932(" 7)	5 3 0829	種子島近海	31 00	131 17	22	5.8	4	②		③	
	6 18 1031	日向灘	32 36	132 05	0	5.6	3	③	②		川内名・祝子川4
1933(" 8)	5 24 0136	種子島近海	30 56	131 15	18	5.4	2			③	福島4
	6 2 1638	種子島近海	30 50	131 42	37	5.9	2		④	③	
1934(" 9)	6 3 0629	日向灘	31 28	131 53	16	5.3	3		③	③	小林・高原4
	10 27 0211	奄美大島近海	29 17	131 29	98	6.1	2	③		③	飢肥・福島4
1935(" 10)	5 23 1510	大分県南部	32 56	131 43	70	5.0	2	①		①	祝子川・高鍋4
	7 3 0916	宮崎県北部平野部	32 06	131 21	0	4.6	2				高岡4
1936(" 11)	12 1 1509	鹿児島県西方沖	30 57	129 33	311	5.9	2	④	②	③	高原・岩戸4
1937(" 12)	1 6 0638	四国沖	30 58	132 48	60	6.2	3	③		③	高岡4
	1 23 1750	大分県中部	33 04	131 29	100	5.0	2	③			高鍋4
	1 27 1604	熊本県熊本	32 44	131 49	30	5.1	2	③	②	②	高千穂4
	1 28 0943	熊本県熊本	32 46	131 39	10	5.1	2	③	②	②	高千穂4
	2 27 2342	伊予灘	33 48	132 14	10	5.9	2	③		③	川内名4
	6 24 0541	種子島近海	31 22	131 06	0	5.3	3	②	④	④	
	8 27 0354	種子島近海	30 46	131 15	30	6.0	3	③	③	④	
	10 4 0537	日向灘	32 11	131 47	0	5.1	2	③	③	③	中ノ又4
	12 25 2252	日向灘	32 39	132 14	30	5.6	2	④	③	③	
1938(" 13)	1 11 0554	奄美大島近海	29 56	131 52	90	5.7	2	②	④	①	
	3 1 1500	日向灘	31 28	131 37	30	5.2	3	③	④	③	
1939(" 14)	3 20 1222	日向灘	32 17	131 58	20	6.5	4	④	④	④	宮崎県死者1
1941(" 16)	7 20 0013	日向灘	31 44	131 53	27	6.1	4	③	③	③	寒川5
	11 19 0146	日向灘	32 07	132 08	33	7.2	5	⑤	③	④	死者2、負傷18
1942(" 17)	1 25 0554	日向灘	32 04	132 09	0	5.4	2				寒川5
	4 13 2306	日向灘	31 46	131 50	48	6.0	4	③	④	③	
	8 22 1800	日向灘	32 07	132 21	7	6.2	3	②	③	③	南郷4
	8 25 2354	日向灘	32 19	132 11	0	6.0	2	②			須木4
1943(" 18)	4 12 1801	日向灘	31 50	131 50	51	5.4	4	③		3	
1944(" 19)	1 5 1153	日向灘	32 00	131 58	10	5.6	4	③	④	③	
	6 7 1915	日向灘	33 17	131 53	60	6.0	2	③			高原4
1946(" 21)	12 21 0419	紀伊半島沖	32 56	135 51	24	8.0	4		③	3	
1948(" 23)	5 9 1109	日向灘	31 49	132 06	34	6.5	4		3	3	
1949(" 24)	3 20 0319	鹿児島県大隅地方	31 33	130 53	178	5.9	3		2	2	北方4
1950(" 25)	9 16 2148	宮崎県北部山沿い	32 49	131 23	133	5.6	2			2	川南・高千穂4
1960(" 35)	3 4 1253	鹿児島湾	31 03	130 40	140	6.4	3		4	4	
	11 7 2223[日向灘	32 17	132 10	50	5.7	3		2	3	三ヶ所4
1961(" 36)	2 27 0310	日向灘	31 38	131 53	37	7.0	5	④	5	5	死者2、全壊3
	3 16 0716	鹿児島県薩摩地方	32 00	131 41	0	5.3	1			2	
1961(" 36)	11 27 1457	種子島近海	31 17	131 10	111	6.0	4	2	4	3	
1963(" 38)	10 4 0824	日向灘	32 09	132 07	1	6.0	4	3	4	4	
1967(" 42)	11 28 1136	宮崎県南部山沿い	32 05	130 57	130	6.0	4	3	4	5	

〈第4編 資料編〉

発生日時				震源				各地域の震度					記事	
				震央地名	緯度	経度	深さ (km)	規模 (M)	宮崎	延岡	油津	都城		
年	月	日	時分											
1968(" 43)	2	21	0851	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	5.7	3	2	0	2	京町5	
	2	21	1044	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	6.1	4	4	3	3	京町6	
	2	22	1919	宮崎県南部山沿い	32 00	130 46	0	5.6	2	2	0	2	京町5	
	2	25	1749	鹿児島県薩摩地方	32 02	130 44	10	4.7	1	0	0	0	京町5	
	3	25	0058	鹿児島県薩摩地方	32 01	130 43	0	5.7	3	3	0	3	京町5	
	3	25	0119	宮崎県南部山沿い	31 59	130 46	20	4.5	2	2	0	1	京町5	
	4	1	0942	日向灘	32 17	132 32	30	7.5	4	5	4	4	宮崎負傷者7	
	4	1	1613	日向灘	32 18	132 23	0	6.3	3	4	3	3	宮崎負傷者15	
	8	6	0117	豊後水道	33 18	132 23	40	6.6	4	4	4	3		
	9	7	0422	種子島近海	30 54	131 59	70	5.3	3	0	4	3		
	1	14	2111	日向灘	31 32	131 53	10	5.3	2	1	4	3		
	1969(" 44)	4	21	1619	日向灘	32 09	132 07	10	6.5	4	4	4	3	宮崎負傷者2
		9	18	0340	種子島近海	30 56	131 41	0	5.9	4	2	3	4	
	1970(" 45)	9	18	0351	種子島近海	31 12	131 08	0	5.5	3	0	4	3	
		7	26	0741	日向灘	32 04	132 02	10	6.7	5	4	5	5	宮崎負傷者13
1971(" 46)	7	26	1610	日向灘	32 06	132 07	10	6.1	4	3	4	3		
	5	25	2200	日向灘	31 20	131 30	0	5.8	4	1	4	4		
1974(" 49)	5	26	1513	日向灘	31 10	131 44	40	5.6	3	0	4	3		
	5	29	1752	日向灘	31 16	131 41	20	5.8	4	2	4	4		
1978(" 53)	1	31	1603	日向灘	31 45	131 59	20	5.7	4	3	3	3		
1978(" 53)	5	23	1650	鹿児島県西方沖	30 59	130 22	160	6.4	4	3	4	4		
	7	4	1140	宮崎県北部山沿い	32 40	131 21	120	6	4	3	3	3		
1983(" 58)	8	26	0523	大分県南部	33 33	131 36	116	6.6	3	4	2	③		
	2	5	1053	日向灘	32 29	131 55	41	5.3	3	4	0	3		
1984(" 59)	8	7	0406	日向灘	32 22	132 09	33	7.1	4	4	4	③	宮崎負傷者9	
1987(" 62)	3	18	1236	日向灘	31 58	132 04	48	6.6	5	4	4	4	死者1負傷6	
1994(平成6)	4	30	1228	日向灘	31 17	131 34	48	6	4	2	4	4		
1996(" 8)	10	19	2344	日向灘	31 47	132 00	34	6.9	5弱	4	4	4		
	12	3	0717	日向灘	31 46	131 41	38	6.7	5弱	3	4	4		
1997(" 9)	3	26	1731	鹿児島県薩摩地方	31 58	130 21	12	6.6	3	2	2	4		
	5	13	1438	鹿児島県薩摩地方	31 56	130 18	9	6.4	3	2	3	4		
1998(" 10)	12	16	0918	日向灘	31 17	131 35	24	5.6	3	1	3	3	南郷町4	
2000(" 12)	6	25	1534	種子島近海	31 02	131 37	36	6	3	0	3	3	南郷町4	
2001(" 13)	3	24	1527	安芸灘	34 07	132 41	46	6.7	2	3	2	3	高千穂町4	
2001(" 13)	4	25	2340	日向灘	32 47	132 20	39	5.7	3	3	2	2	北浦町	
2002(" 14)	11	4	1336	日向灘	32 24	131 52	35	5.9	3	4	1	2	延岡市4	
2005(" 17)	5	31	1104	大隅半島東方沖	31 18	131 32	29	5.8	4	2	3	3	南郷町4	
2006(" 18)	3	27	1150	日向灘	32 36	132 94	35	5.5	2	4	1	1	高千穂町4	
2006(" 18)	6	12	0124	大分県西部	33 81	131 26	145	6.2	4	4	3	3	高千穂町4	
2008(" 20)	5	11	0419	宮崎県南部山沿い	31 58	130 57	8	4.1	2	1			小林市4	
2009(" 21)	4	5	1836	日向灘	31 55	131 53	28	5.6	4	3	3	3		
2009(" 21)	9	3	2226	薩摩半島西方沖	31 07	130 18	167	6	3	2	3	3	都城市高崎4	
2010(" 22)	1	25	1615	大隅半島東方沖	30 52	131 09	49	5.4	2	0	2	3	日南市南郷4	
2012(" 24)	1	30	0318	日向灘	32 86	132 00	39	4.9	1	3		1	延岡市北川町4	
2012(" 43)	6	4	1551	宮崎県-南部山沿い	32 03	130 55	9	4.4	2	1		2	小林市貴方4	

第2章 災害予防計画

第1節 災害に強いまちづくり

【1.2.1.2】 土砂崩壊防備保安林及び保安施設地区の指定状況(県防引用)

環境森林部自然環境課
平成20年3月31日現在

市町村名	保安林		保安施設地区	計
	土砂流出防護	土砂崩壊防護		
東白杵郡	門川町	22	—	22
	美郷町	381	1	382
	諸塚村	175	—	175
	椎葉村	219	3	222

県 HP より東白杵郡のみ抜粋

【1.2.1.3】 ため池(県防引用)

【1.2.1.4】 海岸(県防引用)

ため池

番号	溜池名	所在地 (被害区域を含む)	施設管理者名	危険箇所の状況				被害の種類	備考	
				堤体延長 (m)	堤高 (m)	満水面積 (㎡)	貯水量 (%)			状況
1	柿迫溜池	門川町大字門川尾末字柿迫 (竹名)	門川町	20		300	1,500	満水越水時、 堤防決壊	住家10戸 人員40名 町道決壊、耕地 (冠水) 15ha	農業用水

海岸

番号	海岸名 (港湾漁港名)	管理者名 (県主管課)	所在地 (被害区域を含む)	危険箇所の状況		水防計画の『高潮に よる危険が予想され る箇所』の番号	被害の種類	備考
				延長 (m)	状況			
1	門川漁港	北部港湾 事務所	門川町大字門川尾末字尾末東	480	高潮時、浸水	9	住家浸水	
2	庵川漁港	北部港湾 事務所	門川町大字庵川字中島	490	高潮時、浸水	10	住家浸水	
3	北原山海岸	北部港湾 事務所	門川町大字門川尾末字北原山	1,000	越波、侵食	11	住家浸水	
4	上納屋海岸	北部港湾 事務所	門川町大字門川尾末字上納屋	200	越波、侵食	12	住家浸水	

【1.2.1.5】 避難施設整備計画

1) 避難所の選定基準

避難場所の一般的な選定基準は、概ね次のとおりである。

ア. 一次的避難所は、居住地の近辺の主たる公共的施設とする。

イ. 救護活動を実施することが可能で耐震、耐火建物もしくは仮設住宅等を設置することが可能な規模の公園・広場等の相当の広さを有し、かつその場所または周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽などがあること。

ウ. 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他建造物、あるいは崖等がないこと。

エ. 周囲に防火帯、防火壁があり、かつ延焼の媒介となる建造物、あるいは多量の可燃性物品がないこと。

オ. 延焼の危険があるとき、または収容人員が安全度を越えたときは、さらに他へ避難するのに便利なこと。

カ. その他、緊急を要するような場合には、近辺の安全な公共施設等を避難所として適宜使用する。

キ. 二次的避難所は、大規模な災害で避難人員が多い場合や、一次的な避難所が避難所として不適當になった場合に使用する。

2) 避難路の選定基準

災害時に迅速かつ安全に避難するための避難路の一般的な選定基準は、概ね次のとおりである。

ア. 適当な道路幅員を有し、なるべく道路付近に延焼・倒壊等危険のある建物、危険物取扱施設がないこと。

イ. 地盤が軟弱でないこと、浸水等のおそれがない道路であること。

ウ. 避難路は通学路を中心に、現地の状況に応じて適宜決定する。

以上の避難場所・避難路について、避難が円滑に行われるよう伝達の方法も含め、あらかじめ住民に周知しておくものとする。また、収容予定地区及び施設管理者等を平常時において把握しておき、災害時の問い合わせ等に対し円滑に対応できるようにする。

【1.2.1.6】 主要交通途絶予想箇所

主要交通途絶予想箇所

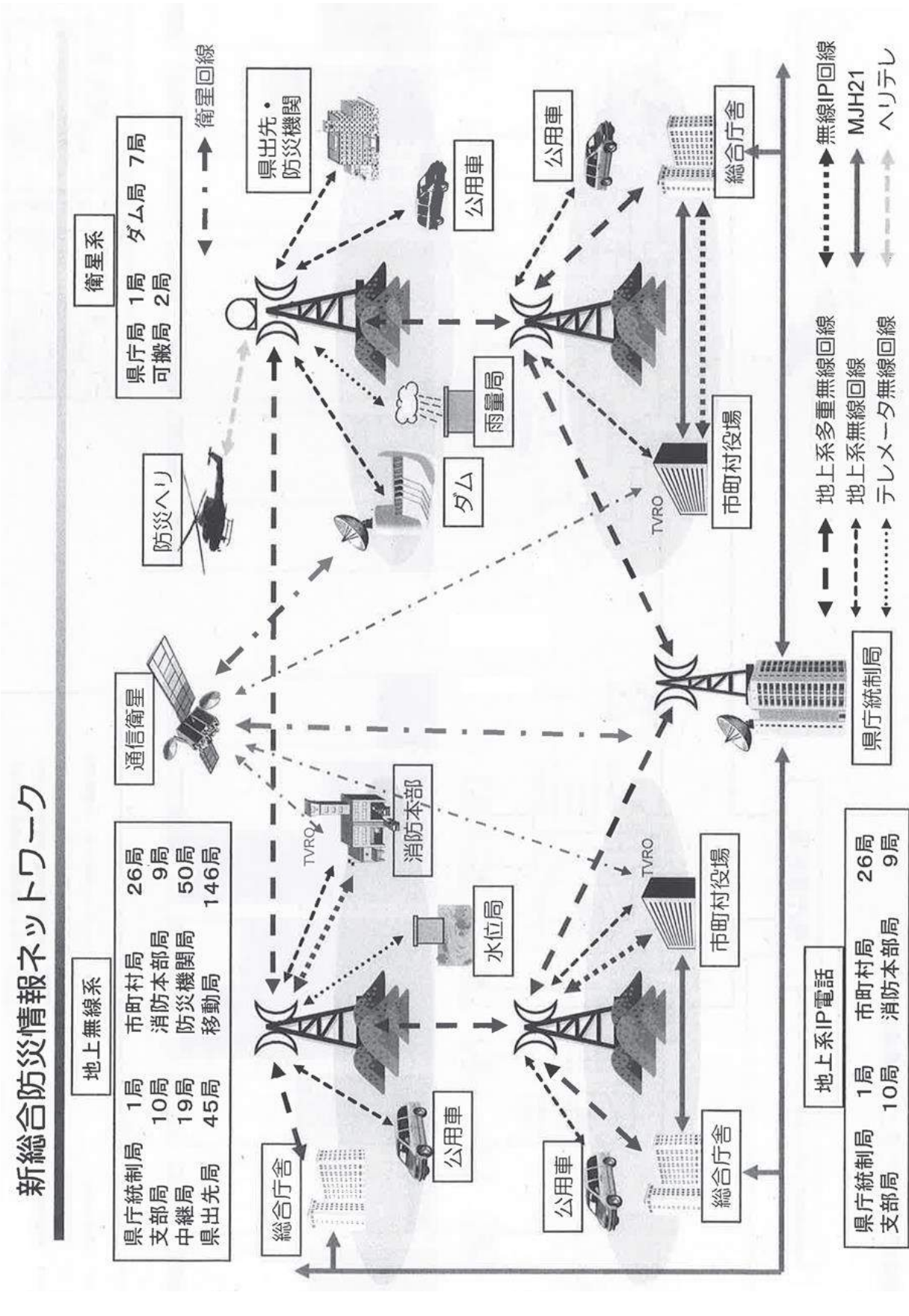
番 号	関係土木事務所		関係河川	路線名	予想される事態	区 域	延 長 (m)	代 替 路 線
	市 町 村	県						
1		日向土木事務所	丸バエ川	国道10号線	路面冠水	加草、船越	600	県道土々呂日向線(平成17,18年度車道嵩上げ)
2		日向土木事務所	丸バエ川	町道本町加草線	路面冠水	加草	500	県道土々呂日向線
3		日向土木事務所	五十鈴川	国道388線	路面冠水	丸口・小松	300	無し
4		日向土木事務所	五十鈴川	国道388線	路面冠水	熊毛田	200	無し
5		日向土木事務所	五十鈴川	国道388線	路面冠水	上井野	500	無し
6		日向土木事務所	三ヶ瀬川	県道八重原延岡線	路面冠水	阿仙原	300	無し
7		日向土木事務所	中山川	県道土々呂日向線	路面冠水	西栄町	100	町道栄町区画1号線

【1.2.1.7】 県内の鉄道施設の点検・整備拠点及び担当区間

鉄道事業部	担当箇所名	担当線区	担当駅	備考
宮崎総合鉄道事業部	南延岡工務センター(保線・電力・信号通信)	日豊本線	市棚～都農	
		日豊本線	都農～五十市	
	宮崎工務センター(保線・電力・信号通信)	日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	
		吉都線	吉松～都城	信号通信のみ担当
鹿児島鉄道事業部	国分工務センター(保線)	日豊本線	志棚～五十市	
		日南線	南宮崎～志布志	
		宮崎空港線	田吉～宮崎空港	

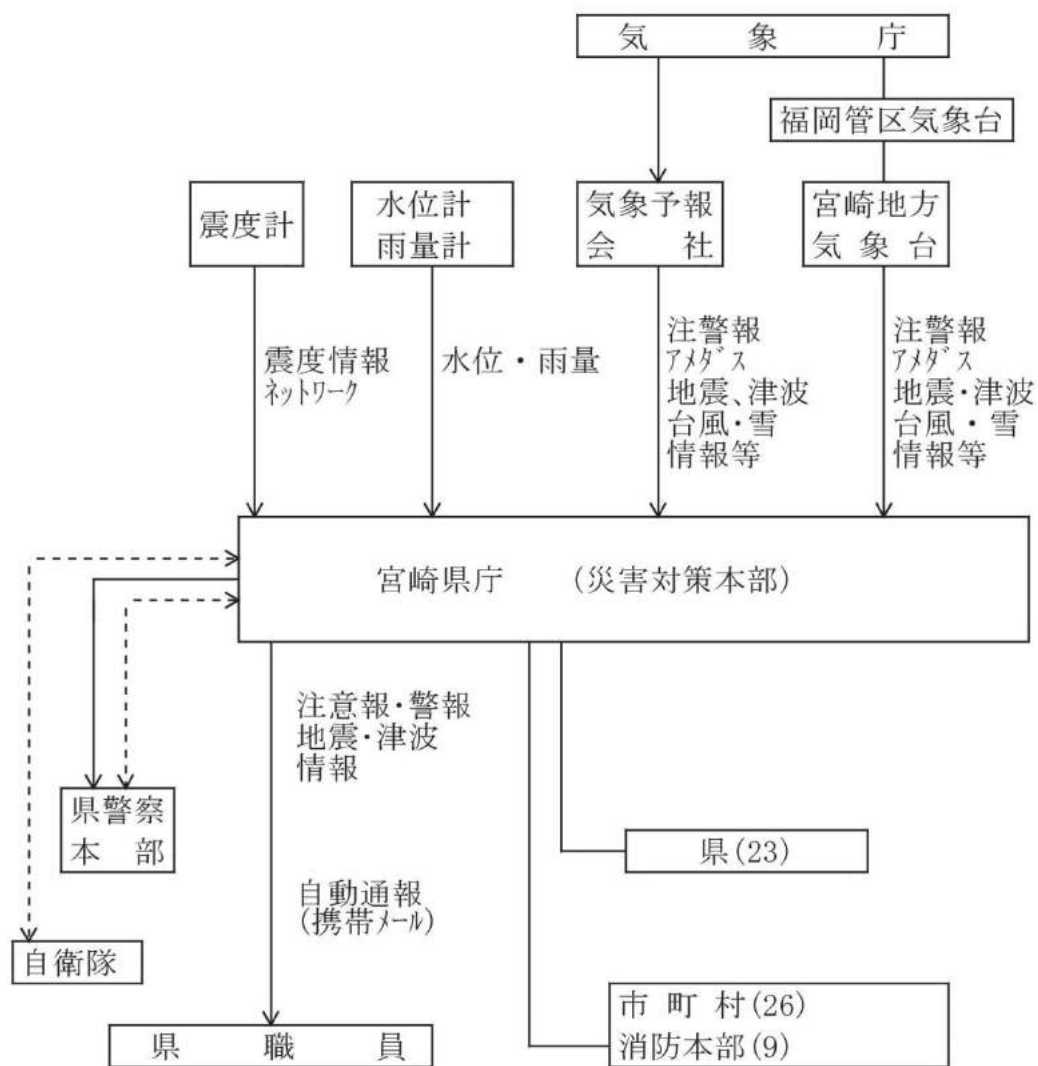
第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

【1.2.2.2】 新総合防災情報ネットワーク（県防引用）



【1.2.2.3】 宮崎県防災情報システム（県防引用）

〈宮崎県防災情報システム〉

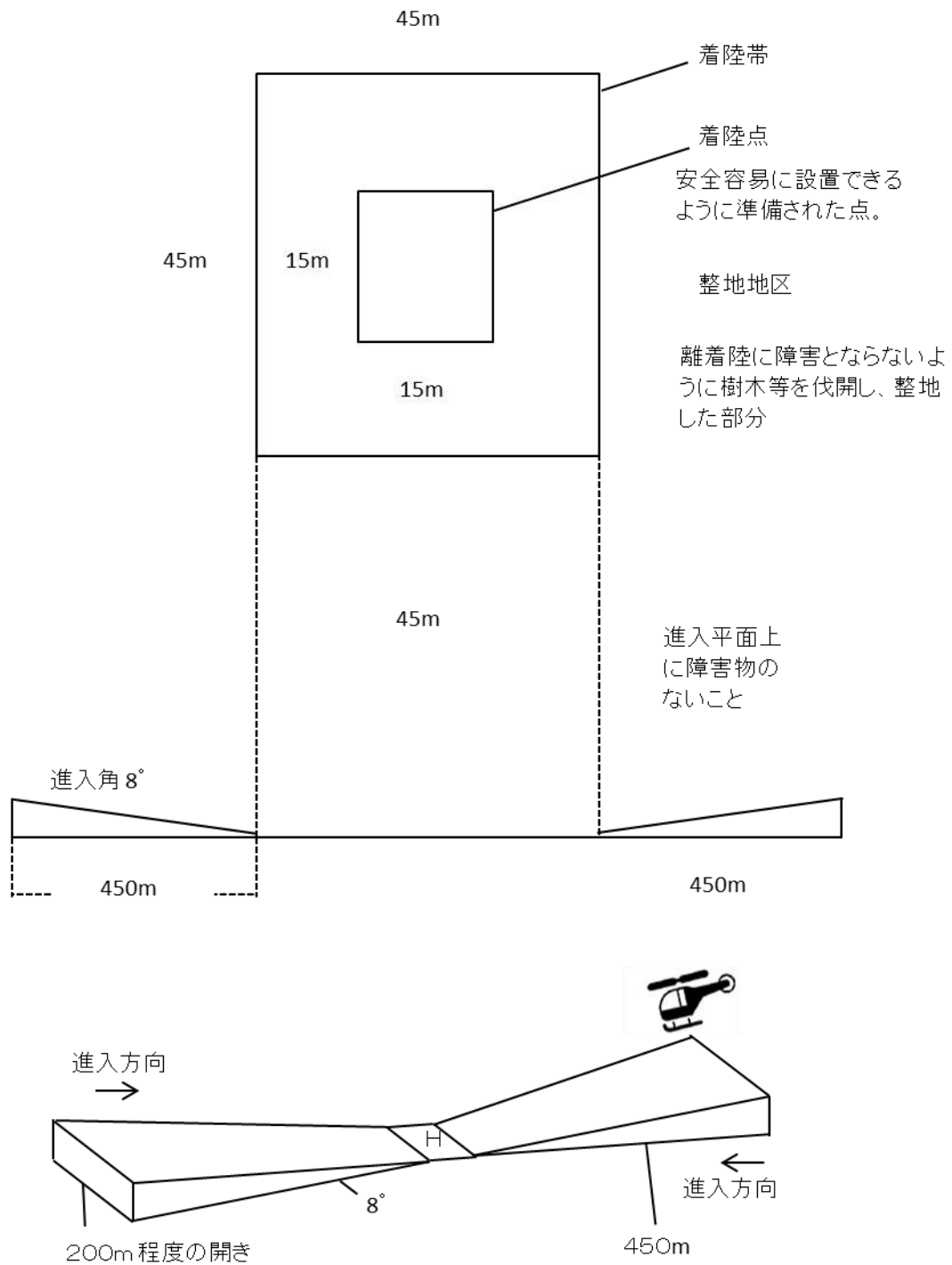


——→ 気象情報
- - - -> 災害情報

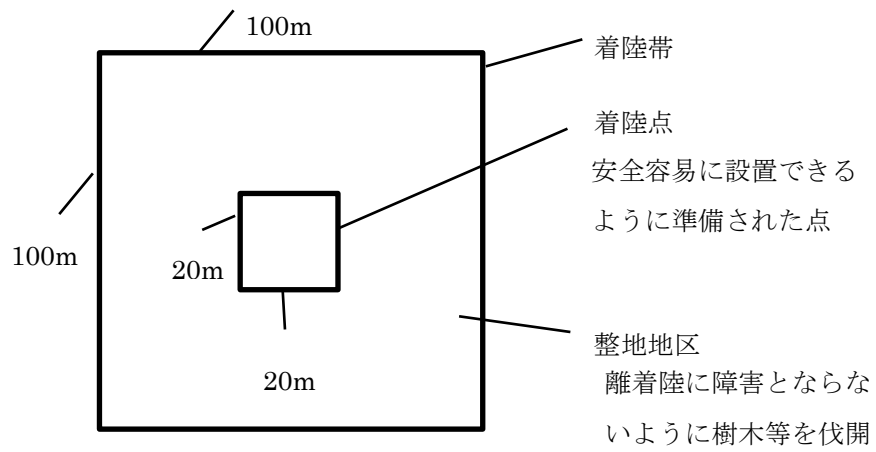
【1.2.2.5】 災害時臨時ヘリポート

門川町内のヘリポート 一覧				2014. 12月現在
	名 称	住 所	所 有 者(管理者)	連 絡 先
1	門川海浜総合公園	大字加草5丁目1-1	門川町(門川ふるさと文化財団)	63-0002
2	五十鈴小学校	大字門川尾末6270	門川町(五十鈴小学校長)	63-0233
3	草川小学校	加草4丁目98番地	門川町(草川小学校長)	63-1009
4	西門川総合活性化センター	大字川内2671-3	門川町(産業振興課長)	63-1140
5	門川中学校	西栄町2-3-1	門川町(門川中学校長)	63-1037
6	南町近隣公園	南町6丁目45番地	門川町(建設課長)	63-1140
7	かどがわ温泉心の杜	大字庵川1942	門川町(心の杜保全会)	63-7780
8	西門川小・中学校	大字川内4413	門川町(西門川中学校長)	64-1004

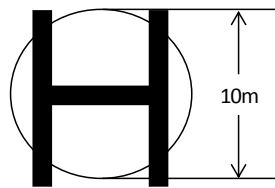
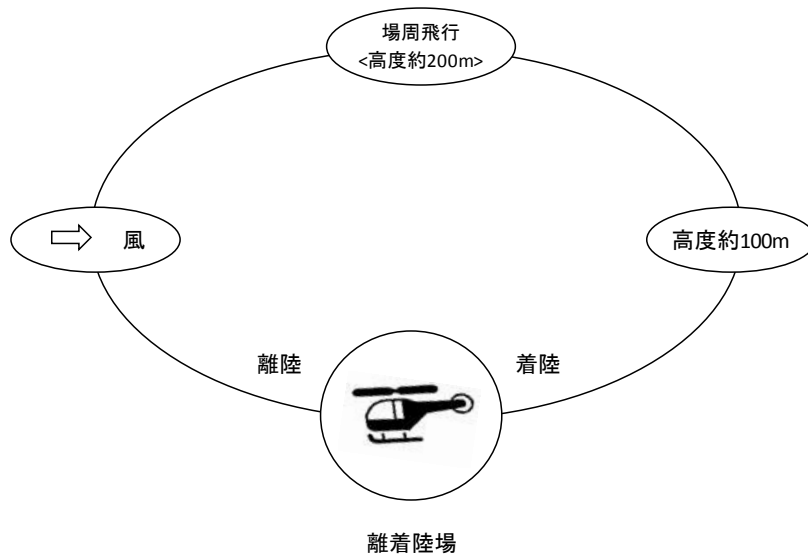
【1.2.2.6】 離着陸のための必要最小限度の地積（県防引用）



【1.2.2.7】 参考(CH47ヘリ離着陸のための必要最小限度の地積) (県防引用)



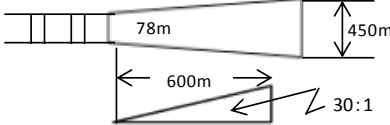
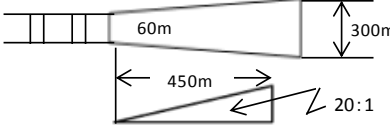
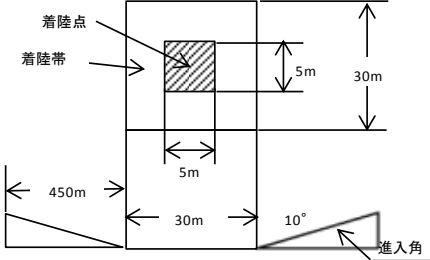
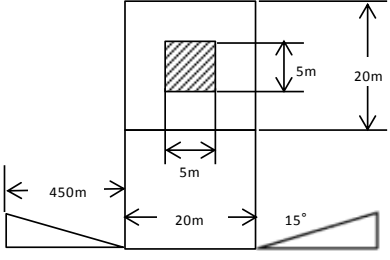
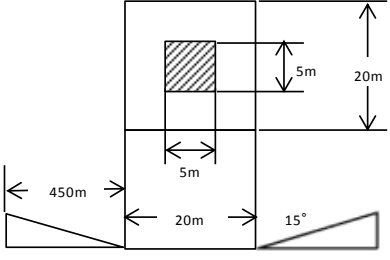
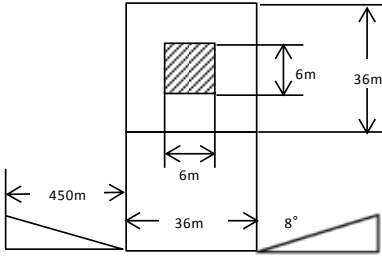
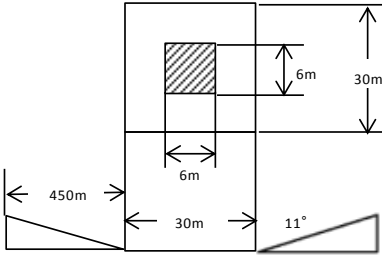
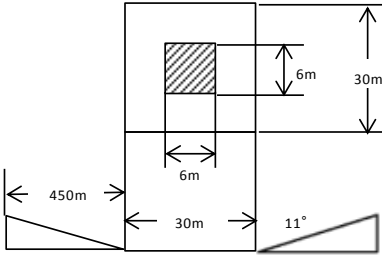
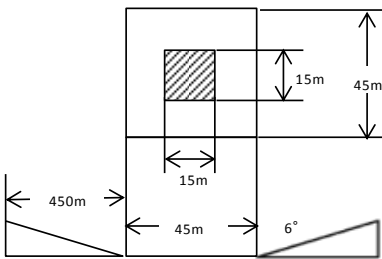
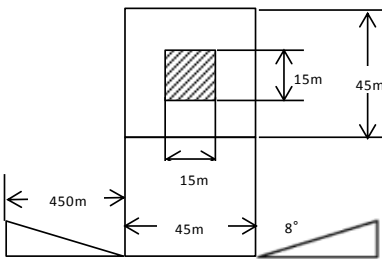
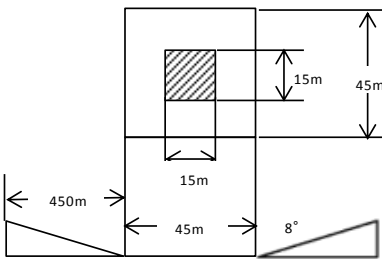
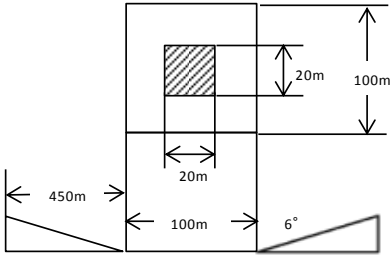
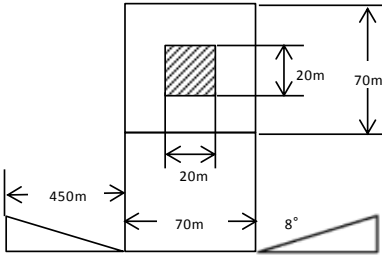
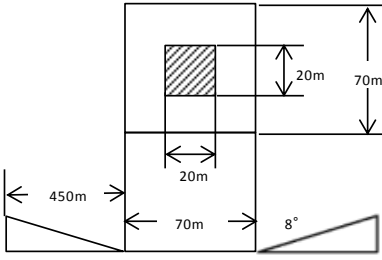


【1.2.2.8】 離着陸場（県防引用）



【1.2.2.9】 軽飛行機及びヘリコプター離着陸(発着)のための必要最小限の地積 (県防引用)

1 着陸のための最小限所要地積

1		a	b	c
		項 目	標 準	応 急
2	固定翼機	LR-1	滑走路 30m 	20m 
		LR-1	進入区域 	
3	回 轉 翼 機	OH-6		
				
4	回 轉 翼 機	UH-1H AH-1S		
				
5	回 轉 翼 機	V-107 UH-60J		
				
6	回 轉 翼 機	CH-47		
				
備 考		1 LR-1用滑走路は、路面を転圧する必要がある。 2 回轉翼機を全方向進入とする場合は、着陸帯の形状を円形とすることが必要である。		

【1.2.2.10】 回転翼機離発着のための最小限所要地積（県防引用）

回転翼機離発着のための最少限所要地積

1	a	b	c
	機種	同時発着機数	
		4	12
2	OH-6	30m×120m	—
3	UH-1H AH-1S	50m×150m	150m×150m
4	V-107 UH-60J	75m×200m	150m×300m
5	CH-47J	300m×300m	—

【1.2.2.11】 旗による信号（県防引用）

旗による信号

旗の色別	事態	事態の内容	希望事項	摘要
赤旗	緊急事態発生	人命に関する非常事態（患者又は緊急に手当を要する負傷者）が発生している。	緊急着陸又は隊員の降下を乞う。	旗の規格は1辺1mの正方形の布を用い上空から見やすい場所で旗面が航空機から判明しやすい角度で大きく振るものとする。
黄旗	異常事態発生	食料又は飲料水の欠乏等異常が発生している。	役場又は警察官に連絡を乞う。できれば通信筒をつり上げてもらいたい。	
青旗	異常なし	別段の異常は発生していない。	特に連絡する事項はない。	

【1.2.2.12】 身振り信号（県防引用）

信号の種類	意 味	信号の種類	意 味
	医療手当を要す		ここに着陸するな
	当方の受信機は作動している		ここに着陸せよ
	通信筒を使用せよ		器材的援助及び部品を要する
	然り（YES）		間もなく進行できるので出来れば待て
	否（NO）		収容頼む 航空機は大破した
	万事OK 待つ必要なし		

【1.2.2.13】 生存者対空信号（県防引用）

生存者の使用する対空目視信号の記号

番号	記号	意味
1	V	援助を要する。
2	X	医療援助を要する。
3	N	否定。
4	Y	肯定。
5	↑	この方向に前進中。

【1.2.2.14】 地上からの信号に対する航空機の回答要領（県防引用）

地上からの信号に対する航空機の回答要請

事項	信号
了解	翼を振る（ヘリコプターの場合は機体を左右交互に傾斜させる。）
了解できず	蛇行飛行（機首を左右交互に向ける）

【1.2.2.15】 航空機から地上に対する信号要領（県防引用）

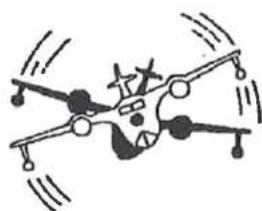
事項	信号	信号の内容
投下	急降下	物資又は信号筒を投下したい地点の上空で急降下をくり返す。
誘導	旋回等で捜索隊又は住民の注意を喚起したのち、誘導目的地点に向かい直線飛行し、目的地上空で急降下を繰り返す。	ある地点で異常を発見し、その地点まで地上の人員を誘導したい場合に行う。
督促	連続旋回	地上からの信号等通信事項を求める際に行う。

〈対空目視信号〉

・航空機の応答信号

ア 昼間又は月夜

翼を振る



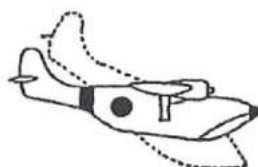
意味：連絡事項は了解した！

右旋回をする



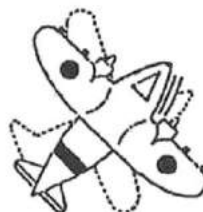
意味：信号は受けたが理解できない！

ピッチングをする



意味：然り（YES）！

ヨウイングする



意味：否（NO）

イ 夜間

(ア) 発光信号（緑）による点滅「・―」の連続

意味：連絡事項は了承した！

(イ) 発光信号（赤）による点滅の連続

意味：信号は受けたが理解できない！

※ 地上にヘリコプターの着陸を希望する際は、その希望地点を直径10mのHを図示し、風向を吹流し、又はT字形（風向→┆）で明確に示すものとする。

【1.2.2.16】防災拠点の一覧表（県防引用）

拠点種類	拠点名	備考	拠点数	道路区分	
				第1次	第2次
1. 地方公共団体	県庁舎		1	●	
	地域中心都市の役場	延岡、日向、西都、宮崎、都城、小林、日南	7	●	
	その他の市町村役場(支庁を含む)		37		●
	支庁	西臼杵支庁	1		●
	道路管理事務所	土木事務所	16		●
	水道局	宮崎市、延岡市、都城市3	3		●
	災害対策本部	宮崎県庁(県庁舎と同じ)	(1)1		●
	災害対策地方支部	農林振興局、土木事務所、支庁(支庁、土木事務所と同じ)	(9)9		●
	2. 指定行政機関／ 指定地方行政機関等	国土交通省	河川国道事務所	2	
		出張所	14		●
		宮崎港湾・空港整備事務所	1		●
		大阪航空局宮崎空港事務所	1		●
		宮崎地方気象台	1		●
		宮崎海上保安部	1		●
		宮崎運輸支局	1		●
財務省		宮崎財務事務所	1		●
農林水産省		九州農政局宮崎農政事務所	1		●
厚生労働省		宮崎労働局(財務事務所と同じ)	(1)1		●
警察機関		県警本部	1		●
		警察署	13		●
消防機関		消防署	13		●
3. 指定公共機関／ 指定地方公共機関等		日本郵便	宮崎中央郵便局	1	
		普通郵便局	11		●
	西日本高速道路	工事事務所	1		●
		高速道路事務所	1		●
	道路公社	宮崎県道路公社	1		●
		道路管理事務所	2		●
	ライフライン	電気	9		●
		電話	8		●
		ガス	3		●
	鉄道管理者	JR 総合鉄道事業部	1		●
		JR 保線区	2		●
4. 自衛隊	自衛隊	陸上自衛隊	2		●
		航空自衛隊	1		●
		地方連絡部	1		●
5. 救援物資等の備蓄 拠点又は集積拠点	空港	宮崎空港	1	●	
	ヘリポート	大型ヘリ離着陸可能地	50		●
	港湾、漁港	重要港湾	3	●	
		地方港湾13 ●	13		●
		第2種、第3種、第4種漁港	12		●
	鉄道駅前広場	地域中心都市	6		●
	物流拠点	市場	3		●
		トラックターミナル	29		●
	都市公園を利用した防災拠点	県総合運動公園	1		●
	備蓄基地	食料、医薬品、衣料(赤十字社、延岡土木と同じ)	(2)6		●
道路空間を利用した 防災拠点	I.C.、S.A.、P.A	17		●	
	道の駅	8		●	
6. 災害医療拠点	総合病院等	日本赤十字社	1		●
		国立病院	5		●
		県立病院	5		●
		その他公立病院	19		●
		その他総合病院	56		●
		血液センター	1		●
		保健所	8		●
計			(13)425		

【1.2.2.17】緊急輸送道路ネットワーク計画図（県防引用）

【第1次緊急輸送道路ネットワーク】

県庁所在地、地方中心都市および重要港湾、空港等を連絡する道路

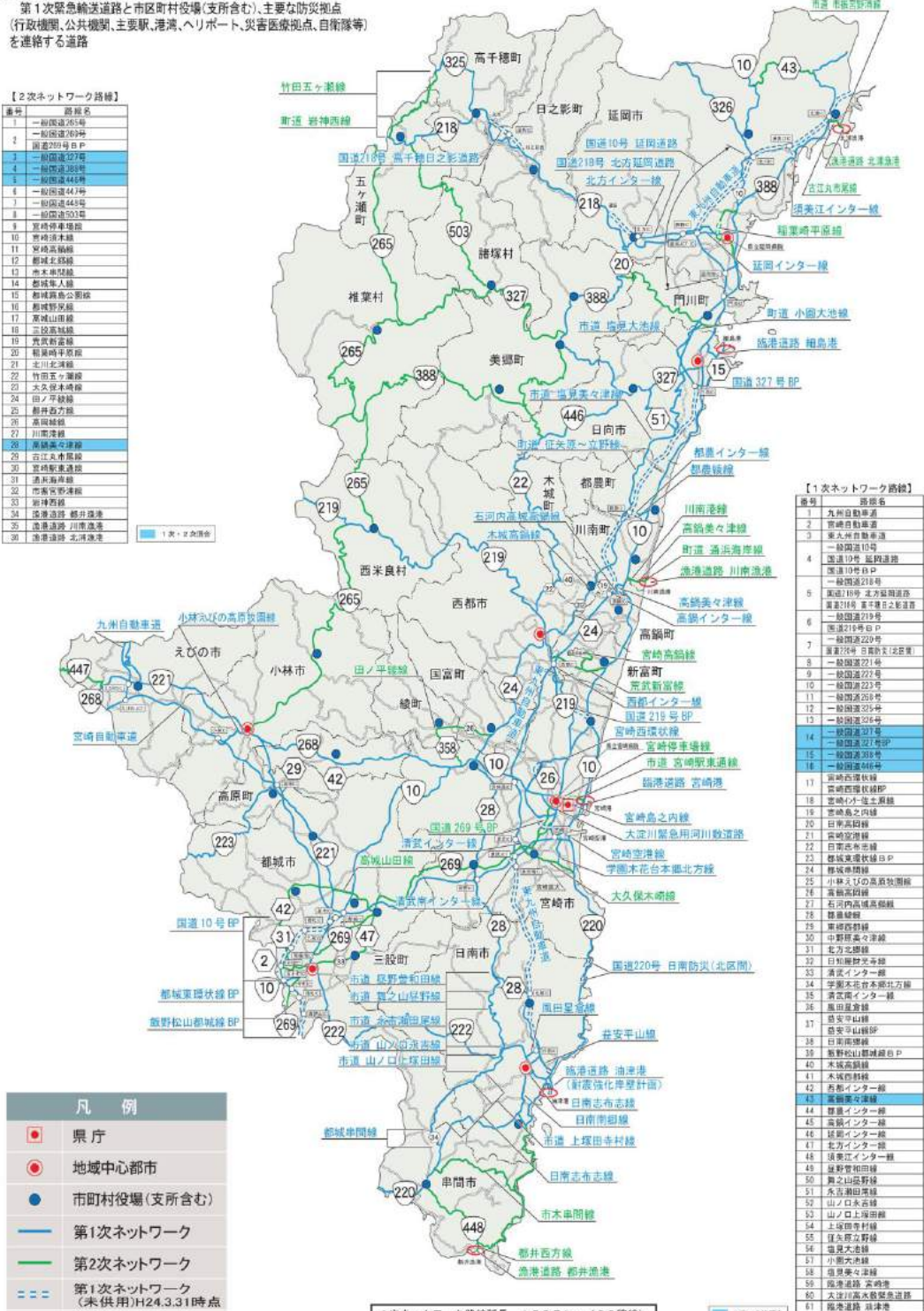
【第2次緊急輸送道路ネットワーク】

第1次緊急輸送道路と市区町村役場(支所含む)、主要な防災拠点(行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等)を連絡する道路

【2次ネットワーク路線】

番号	路線名
1	一般国道265号
2	一般国道219号
3	一般国道259号B F
4	一般国道127号
5	一般国道388号
6	一般国道444号
7	一般国道445号
8	一般国道503号
9	宮崎自動車道
10	宮崎自動車道
11	宮崎自動車道
12	宮崎自動車道
13	宮崎自動車道
14	宮崎自動車道
15	宮崎自動車道
16	宮崎自動車道
17	宮崎自動車道
18	宮崎自動車道
19	宮崎自動車道
20	宮崎自動車道
21	宮崎自動車道
22	宮崎自動車道
23	宮崎自動車道
24	宮崎自動車道
25	宮崎自動車道
26	宮崎自動車道
27	宮崎自動車道
28	宮崎自動車道
29	宮崎自動車道
30	宮崎自動車道
31	宮崎自動車道
32	宮崎自動車道
33	宮崎自動車道
34	宮崎自動車道
35	宮崎自動車道
36	宮崎自動車道

緊急輸送道路ネットワーク計画図



【1次ネットワーク路線】

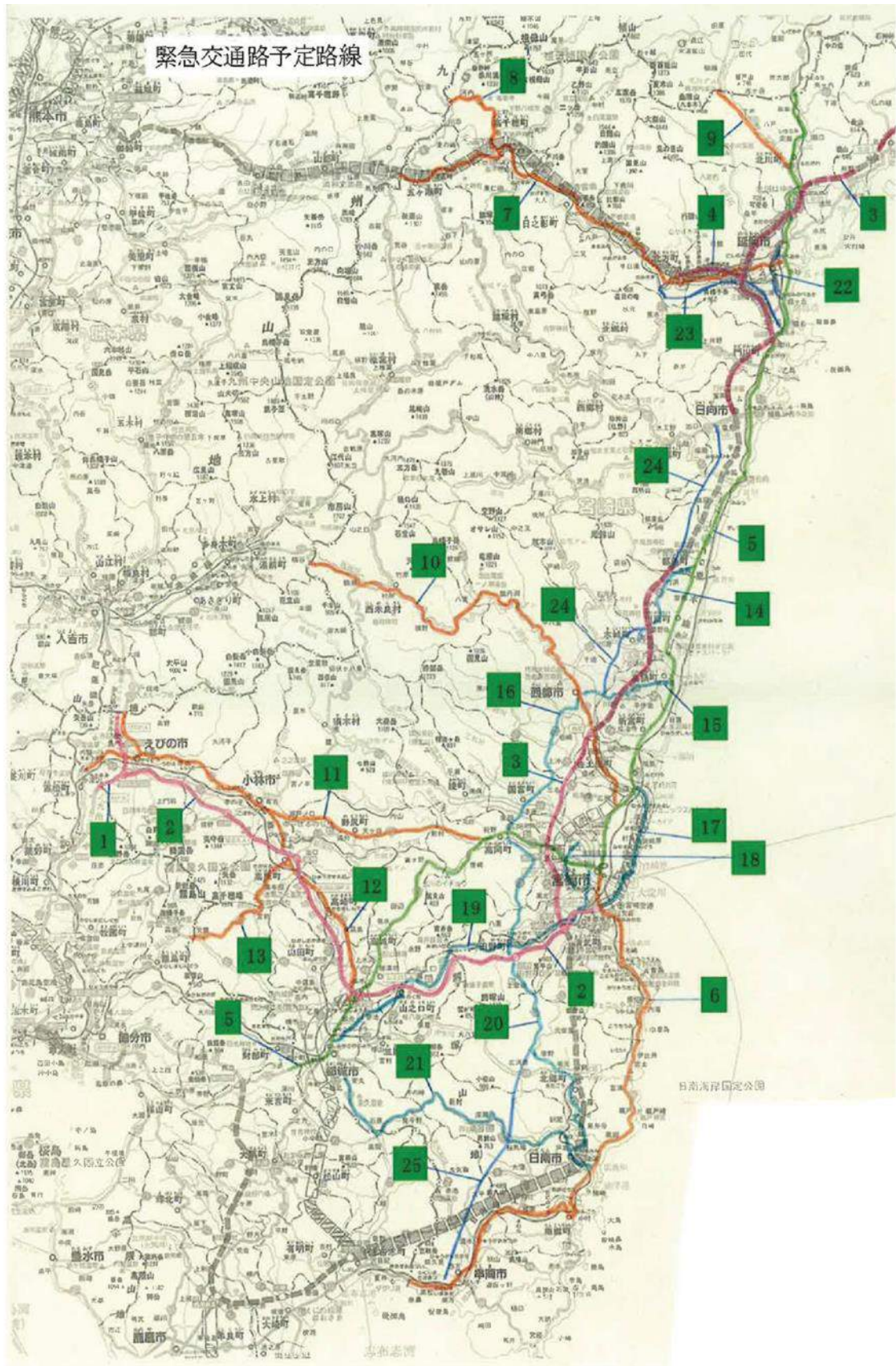
番号	路線名
1	九州自動車道
2	宮崎自動車道
3	東九州自動車道
4	一般国道115号
5	一般国道218号
6	一般国道219号
7	一般国道220号
8	一般国道221号
9	一般国道222号
10	一般国道223号
11	一般国道224号
12	一般国道225号
13	一般国道226号
14	一般国道227号
15	一般国道228号
16	一般国道229号
17	一般国道230号
18	一般国道231号
19	一般国道232号
20	一般国道233号
21	一般国道234号
22	一般国道235号
23	一般国道236号
24	一般国道237号
25	一般国道238号
26	一般国道239号
27	一般国道240号
28	一般国道241号
29	一般国道242号
30	一般国道243号
31	一般国道244号
32	一般国道245号
33	一般国道246号
34	一般国道247号
35	一般国道248号
36	一般国道249号
37	一般国道250号
38	一般国道251号
39	一般国道252号
40	一般国道253号
41	一般国道254号
42	一般国道255号
43	一般国道256号
44	一般国道257号
45	一般国道258号
46	一般国道259号
47	一般国道260号
48	一般国道261号
49	一般国道262号
50	一般国道263号
51	一般国道264号
52	一般国道265号
53	一般国道266号
54	一般国道267号
55	一般国道268号
56	一般国道269号
57	一般国道270号
58	一般国道271号
59	一般国道272号
60	一般国道273号
61	一般国道274号
62	一般国道275号

凡例	
●	県庁
●	地域中心都市
●	市町村役場(支所含む)
—	第1次ネットワーク
—	第2次ネットワーク
—	第1次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
—	第2次ネットワーク(未供用)H24.3.31時点
○	耐震強化岸壁

1次ネットワーク路線延長	1307km (62路線)
2次ネットワーク路線延長	563km (36路線)
総路線延長	1870km (94路線)
※1次・2次混合(4路線)	

【1.2.2.18】緊急交通路予定路線（県防引用）

区分	路線名	優先番号	図面番号	起点	終点	関係所屬	備考
隣 接 県 道	高速道路(九州道)	A	1	えびの市熊本境	えびの市鹿児島境	高速隊、えびの	熊本・鹿児島方面
	高速道路(宮崎道)	A	2	えびの市	宮崎市	高速隊、えびの、小林・都城・宮崎南	熊本・鹿児島方面
	高速道路(東九道)	A	3	宮崎市清武町	都農市	高速隊、宮崎南・宮崎北・高岡・西都・高鍋・日向・延岡	大分方面
	北方延岡道路	A	4	延岡市	延岡市	延岡	熊本方面
	国道10号	B	5	延岡市大分境	都城市鹿児島境	延岡・日向・高鍋・宮崎北・宮崎南・高岡・都城	大分・鹿児島方面
	国道220号	C	6	宮崎市	串間市鹿児島境	宮崎北・宮崎南・日向・串間	鹿児島方面
	国道218号	B	7	延岡市昭和町	西臼杵郡高千穂町熊本境	延岡・高千穂	熊本方面
	国道325号	C	8	西臼杵郡高千穂町	熊本境	高千穂	熊本方面
	国道326号	C	9	延岡市	延岡市大分境	延岡	大分方面
	国道219号	C	10	宮崎市新名爪	児湯郡西米良村熊本境	宮崎北・西都	熊本方面
	国道268号	B	11	高岡町赤谷交差点	えびの市鹿児島境	高岡・小林・えびの	鹿児島方面
	国道221号	B	12	都城市都北町	えびの市熊本境	都城・小林・都城	熊本方面
県 内 主 要 道 路	国道223号	C	13	西諸県郡高原町	都城市鹿児島境	小林・都城	鹿児島方面
	主地都農線	B	14	児湯郡都農町	原湯郡本城町	高鍋	
	主地宮崎高鍋線	C	15	児湯郡高鍋町	児湯郡高鍋町	高鍋	
	主地高鍋高岡線	C	16	宮崎市高岡町	高鍋町	高岡・西都・高鍋	
	主地宮崎インター・佐土原線	B	17	佐土原町佐土原ランプ	宮崎市本郷南方本郷ランプ	宮崎北・宮崎南	一ツ葉有料道路北線～南線
	主地宮崎西環状線	C	18	宮崎市柳江	宮崎南	宮崎南	
	国道269	B	19	宮崎市北高松町	都城市平江町	宮崎北・宮崎南・都城	
	主地日向高岡線	C	20	日向市	高岡町	日向・宮崎南・高岡	
	国道222号	C	21	日向市	都城市	都城・日向	
	主地稲葉崎平原線	C	22	延岡市	延岡市	延岡	
そ の 他	主地北方土々呂線	C	23	延岡市	延岡市	延岡	
	広域農道	B	24	日向市	西都市	日向・高鍋・西都	高速都農日向開通までの代替え道路
	広域農道(黒潮ロード)	C	25	日向市	串間市	日向・串間	



【1.2.2.19】 町が指定する避難路

避難路

	番号	路線名
1	A - 1	松瀬・川水流線
2	2	井・椎の木線
3	3	松瀬・本村線
4	4	松瀬通り線
5	6	大原・仁久志線
6	18	西門川小学校線
7	25	貝ノ木・本津々良線
8	56	熊毛田・貝ノ木線
9	58	活性化センター通線
10	B - 8	荒谷・尾ノ宮線
11	10	中山・堀ノ内線
12	11	土有・大田線
13	24	土橋農高線
14	28	門川高校通線
15	29	南町・平城線
16	39	平城区画10号線
17	46	北原山通線
18	47	南原山通線
19	50	古川・萩ノ下線
20	68	中尾通線
21	69	臨港通線
22	108	栄町通線
23	129	栄町区画22号線
24	133	竹名中通り線
25	134	竹名・橋山原線
26	158	西ノ山区画1号線
27	B - 164	中央通り線
28	178	南ヶ丘6号線
29	196	本町門川港線
30	197	門小通り線
31	198	西ノ山6号線
32	254	本町・加草線
33	292	文化会館通線
34	312	小園・栄ヶ丘線
35	329	小園・大池線
36	333	中山通線

	番号	路線名
37	C - 1	元山・小原線
38	4	一ノ口・中村線
39	9	加草・枝橋線
40	18	加草区画3号線
41	19	加草区画4号線
42	26	加草区画11号線
43	30	船越秋ノ内線
44	63	長峰・海田線
45	D - 1	海岸通り線
46	6	白方通線
47	7	須賀崎通線
48	9	福祉センター通線
49	19	庵川内の田線
50	21	曾根米ノ山線
51	26	庵川西通線
52	32	草川小学校線
53	59	庵川西4号線
54	77	心の杜通線

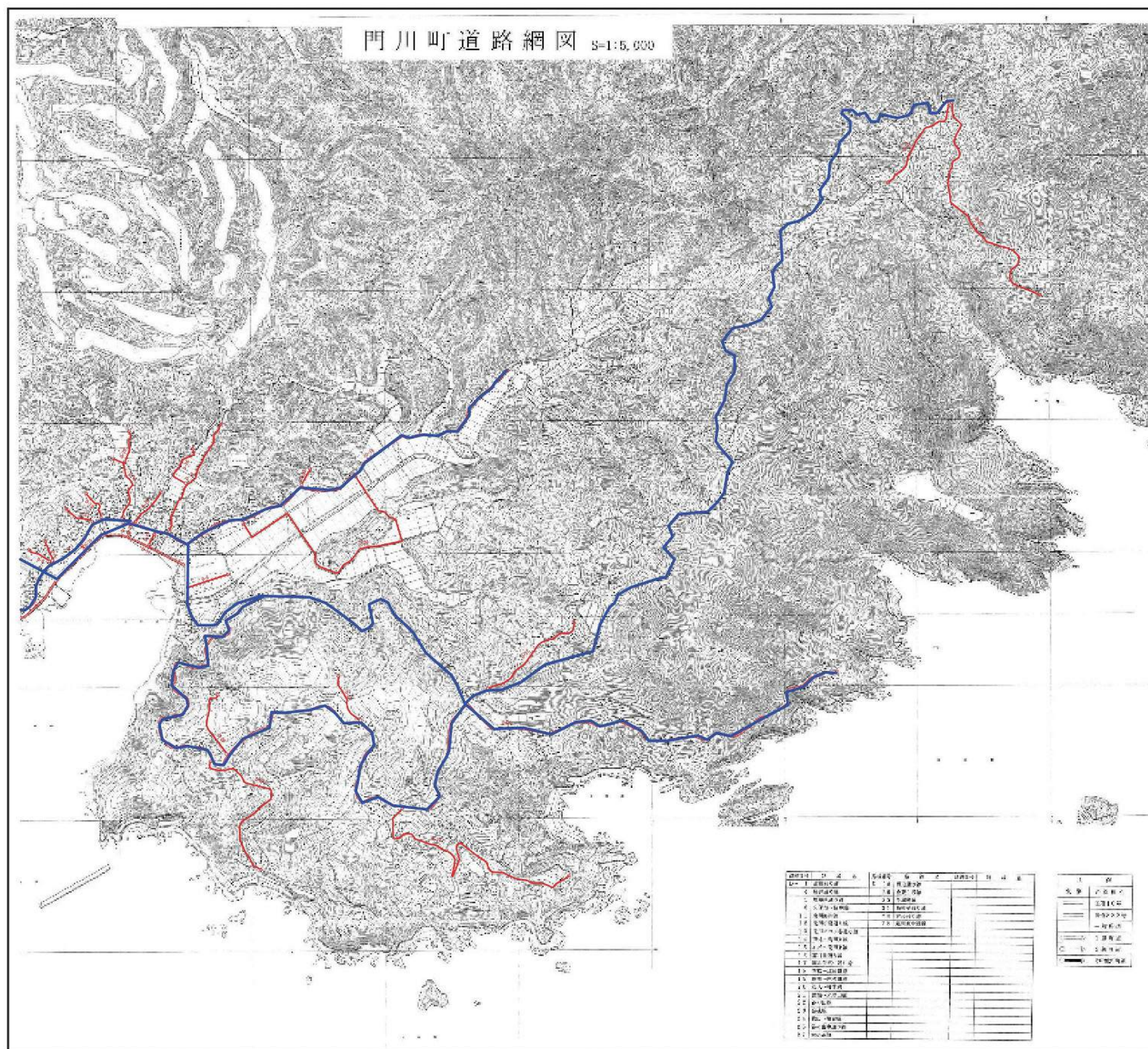
計 町道 54路線

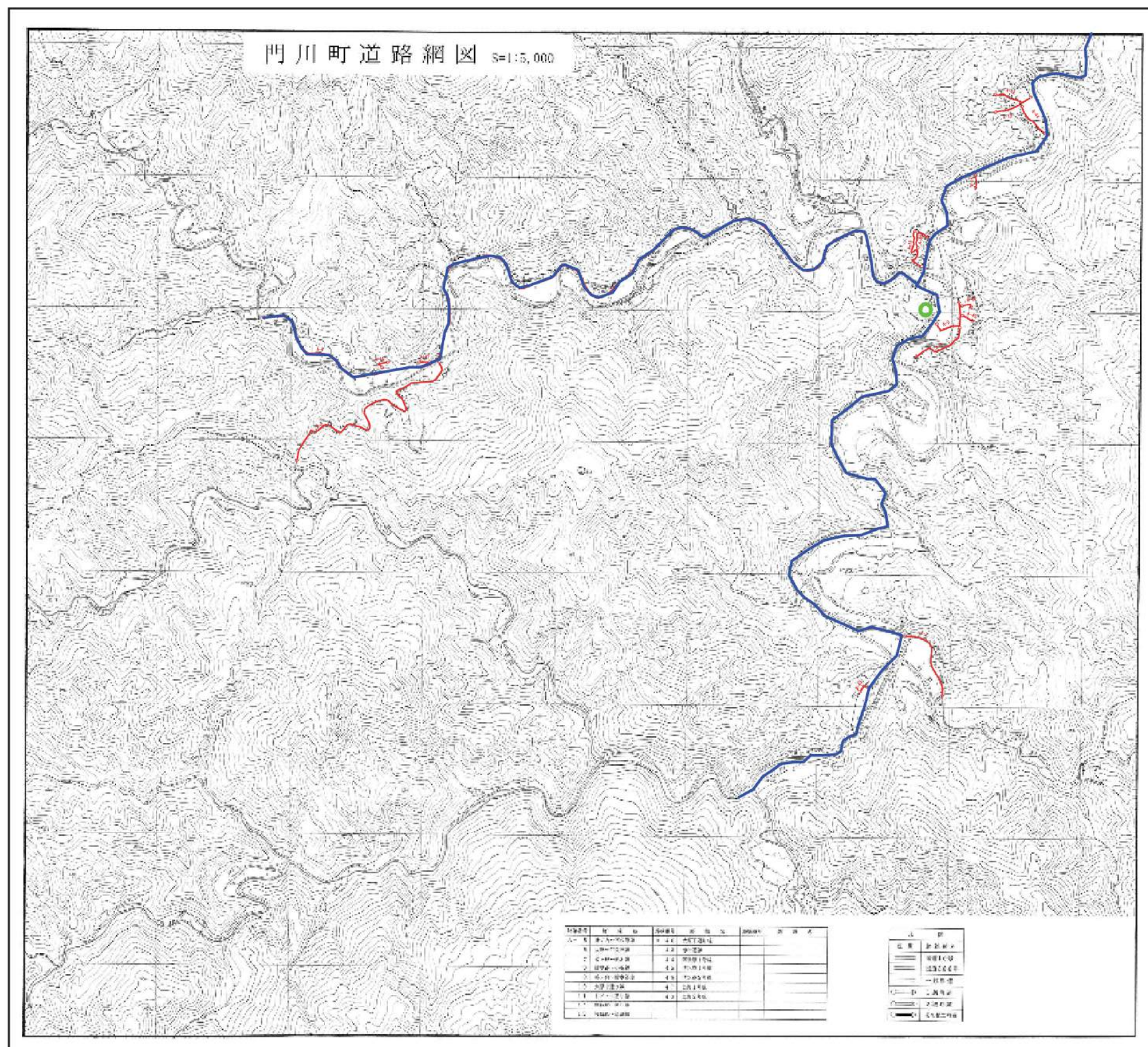
	路線名
1	国道10号
2	国道388号
3	県道 八重原・延岡線
4	県道 門川停車場線
5	県道 門川港線
6	県道 土々呂・日向線
7	県道 遠見半島線

計 国道 2路線

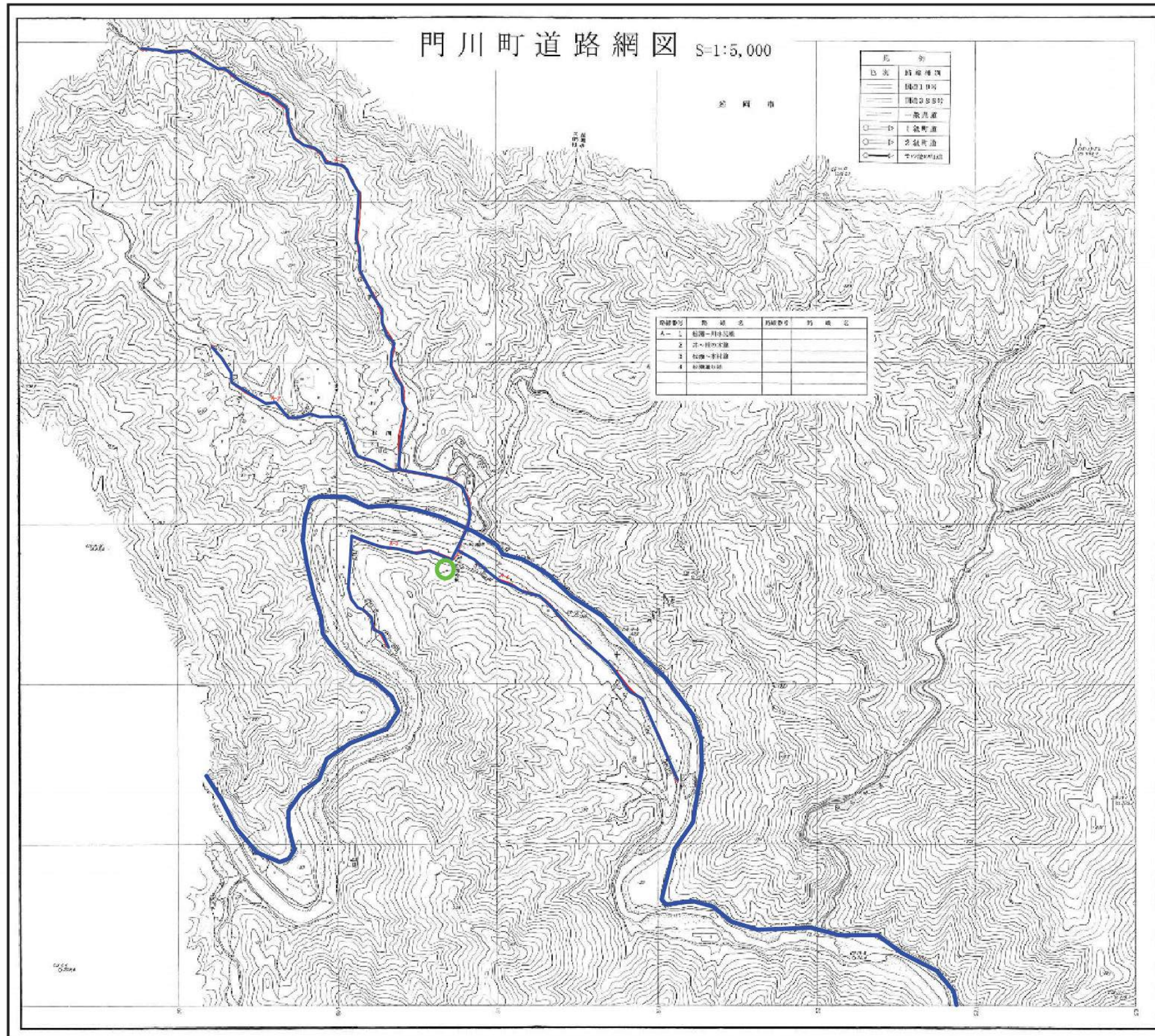
計 県道 5路線

避難路①庵川・牧山

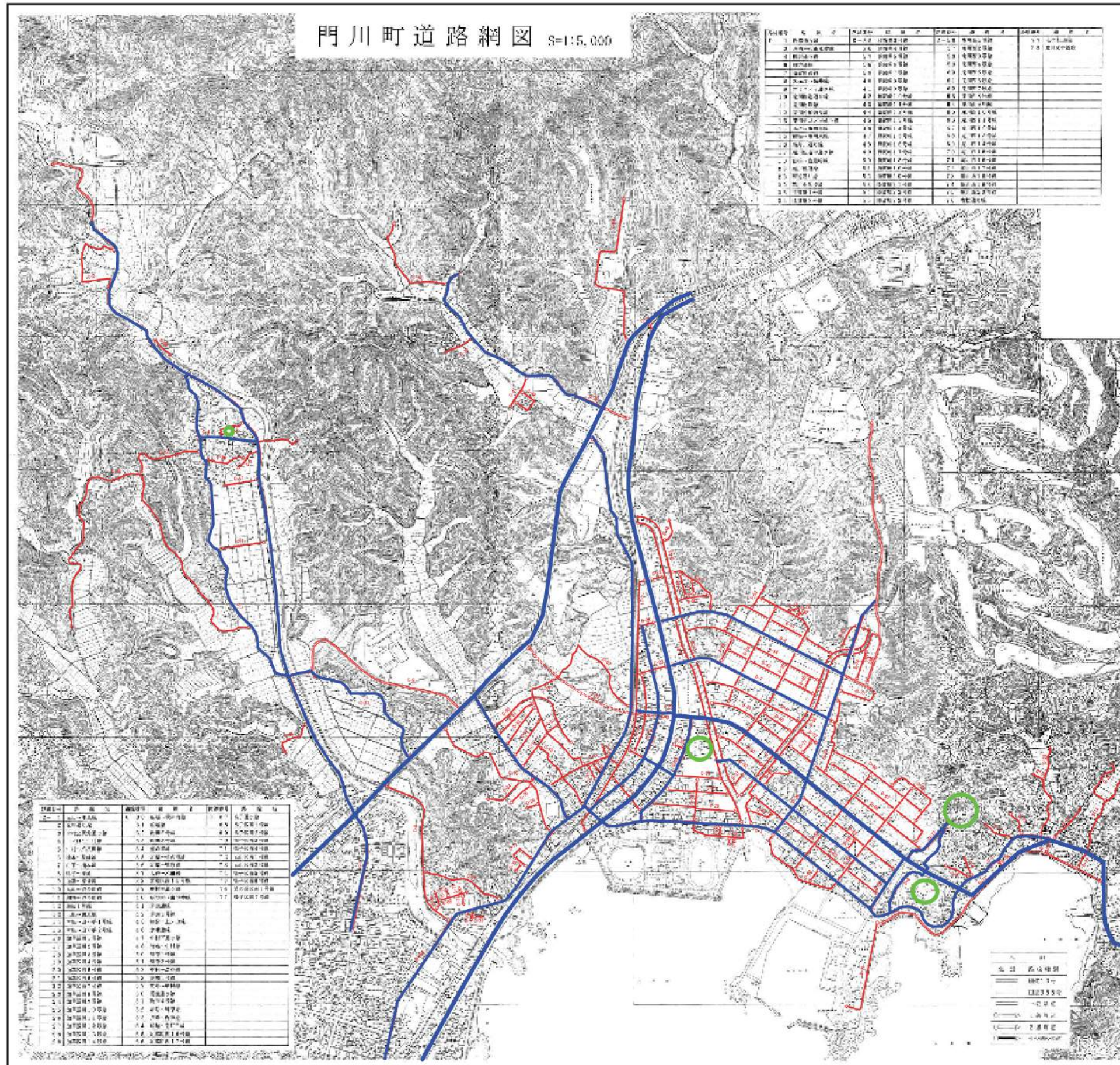




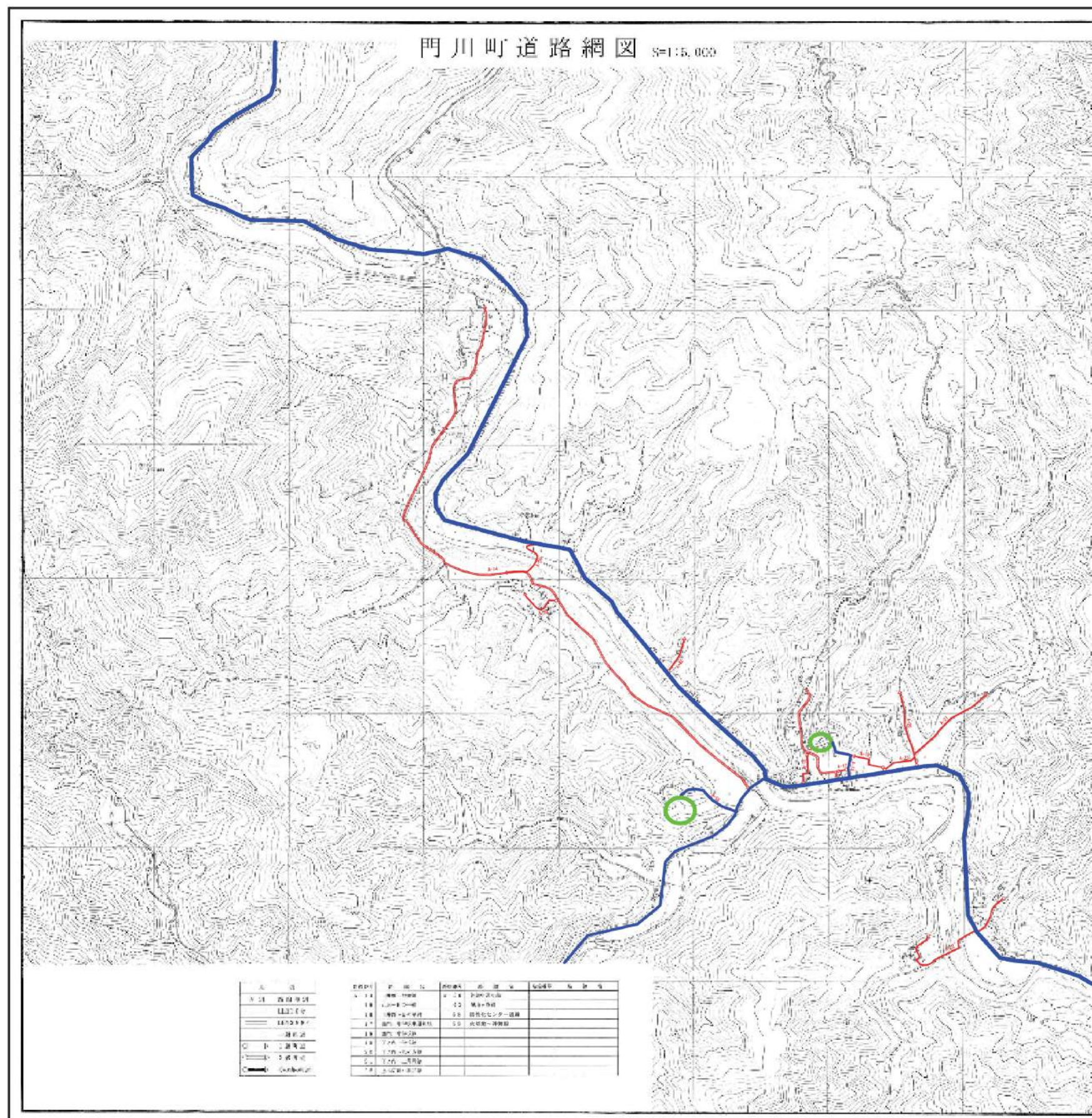
避難路③松瀬

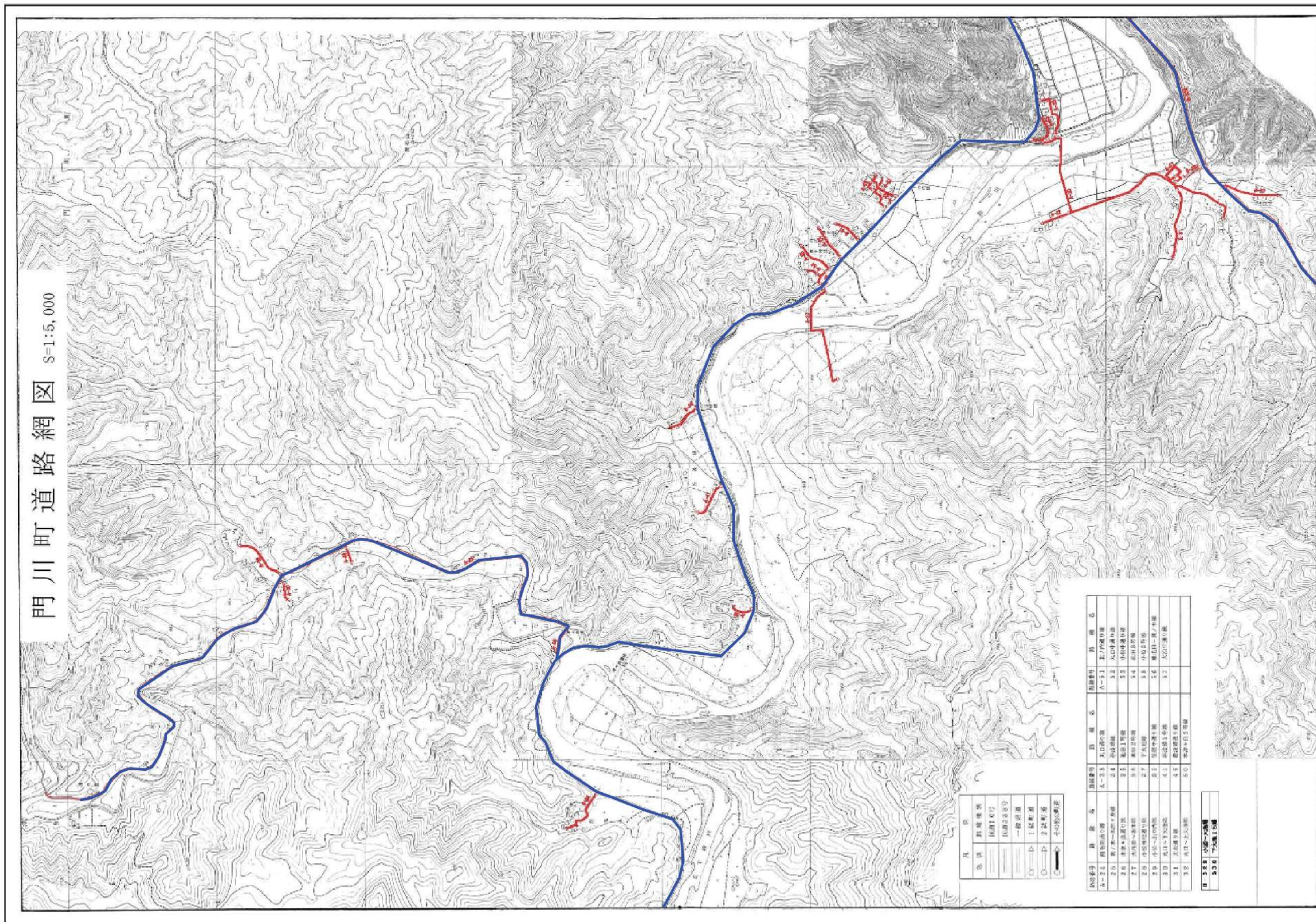


避難路④加草・庵川

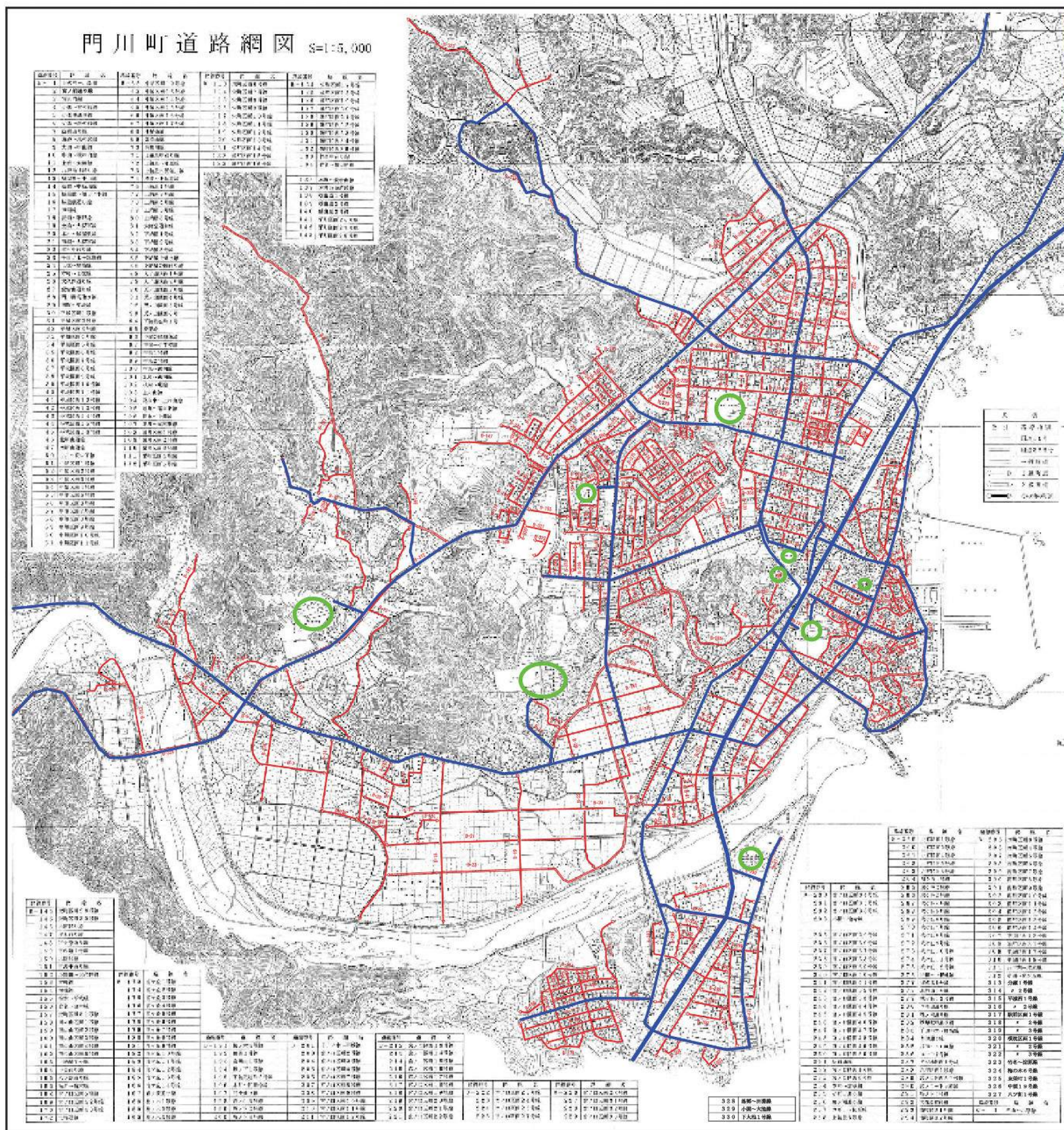


避難路⑤上井野





避難路⑦中心部



【1.2.2.22】 米穀の買入れ・販売等に関する基本要領

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（抄）

（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）

第4章 政府所有米穀の販売

I 通常時の販売

第10 災害救助法及び国民保護法が発動された場合の特例

1 災害救助用米穀の引渡しの体制整備

(1) 局長は、次に掲げる法律が発動された場合に、被災地等を管轄する都道府県知事（以下「知事」という。）又は市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）からの政府所有米穀の緊急の引渡要請を踏まえ対応する。

ア 災害救助法（昭和22年法律第118号）が発動され、救助を行う場合

イ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が発動され、救援を行う場合

(2) (1)の具体的な内容は、次のとおりとする。

ア 局長が、知事又は市町村長の要請に応じて引き渡す米穀（以下「災害救助用米穀」という。）は、国内産米穀とする

イ 知事は、災害救助用米穀を局長から全量買い受ける

ウ イの米穀を販売する価格は、原則として法律が発動される直前の受託事業体に指示した予定価格等を基準に決定する。

エ 代金の納付期間は次のとおりとし、担保及び金利を徴しない

(ア) (1)のアの場合は、30日以内（次に掲げる要件をすべて満たす場合は、3か月以内）であって局長と知事が協議して決定した期間とする。

a 大規模な災害が発生し、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき政府が緊急災害対策本部又は非常災害対策本部を設置したこと。

b 自衛隊の派遣が行われていること。

c 知事から30日を超える延納措置を必要とする旨の要請があり、局長がやむを得ないと認めること。

(イ) (1)のイの場合は、3か月以内であって局長と知事が協議し決定した期間とする。

2 災害救助用米穀の引渡方法

局長は、知事からの要請に応じて災害救助用米穀を知事に販売するときは、以下により販売手続を行う。

(1) 局長は、災害救助用米穀を知事又は市町村長の要請に応じて引き渡すときは、知事と売買契約書（案）様式4-23により契約を締結する。

(2) 局長は、契約の締結を受けて受託事業体に対して、知事又は知事が指定する引取人に災害救助用米穀を引き渡すよう指示する。

【1.2.2.23】 主食、副食等及び調味料の調達先

主食、副食等及び調味料の調達先

3-1	締結日	協定名称	協 定 先	協 定 の 概 要	備 考
25	H21.3.6	災害発生等における総合的支援に関する協定書	宮崎県商工会連合会	知事からの要請で ①食料品・飲料水 ②寝具 ③日用雑貨品 ④衣料品 ⑤炊事用具 ⑥高熱材料 ⑦衣料品の供給・運搬を行う	宮崎県
26	H21.3.26	災害発生等における支援活動に関する協定書	門川町商工会	公共施設の機能回復のための応急作業、建築資材等の調達、生活必需品等の供給（寝具、医療品、日用品、食糧品等）	門川町

※門川町災害応援協定（主なもの） 一覧表より

【1.2.2.25】 県北流出油災害対策協議会会則

宮崎県北部排出油等防除協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、北緯32度線以北の宮崎県北部の周辺海域において、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)第43条の6に基づく協議会として、大量の油等排出事故等が発生した場合の防除活動(以下「油等防災」という。)について、その連携を図り、必要な事項を協議し且つ防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称及び事務局)

第2条 会の名称を「宮崎県北部排出油等防除協議会」(以下「排防協」という)と呼称し、事務局を日向海上保安署に置く。

(業務)

第3条 「排防協」は、次の業務を行う。

- ① 「油等防除計画」の協議
- ② 「油等防災」の連携についての総合調整
- ③ 「油等防災」に必要な資料の収集及び提供
- ④ 「油等防災」に関する技術調査及び研究
- ⑤ その他、「油等防災」に必要な事項の協議

(会員)

第4条 「排防協」は、県北部海域の「油等防災」に関係ある別表に掲げる行政機関及び企業団体の長、又はその指名する職員をもって会員とする。

(役員)

第5条 「排防協」に会長、副会長、委員若干名を置く。

- ① 会長は、日向海上保安署長をもって充てる。
- ② 副会長は、総会の互選により選出した者を充てる。
- ③ 委員に、会執行委員を置き、会務執行委員は会員の内から会長が委嘱する。
- ④ 副会長、委員の任期は、3年とする。但し再任を妨げない。

(役員の仕事)

第6条 会長は、「排防協」を代表し会務を統括する。

- ① 副会長は、会長を補佐する。
- ② 委員は、委員会に付託された事務の処理に当る。

(会議)

第7条 会議は、定期総会、臨時総会及び会務執行委員会とし、会長が招集する。

- ① 定期総会は、年1回、臨時総会及び会務執行委員会は必要がある場合随時開催する。
- ② 会議の議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

(総会)

第8条 総会においては、次の事項を協議決定する。

- ① 業務計画
- ② 会則第1条の目的を達成するために必要な事項
- ③ 会則の改正
- ④ その他、会長が必要と認める事項

(会務執行委員会)

第9条 会務執行委員会は、会長、副会長及び会務執行委員会により構成し、次の事項を協議する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 会則第3条の業務に関する事項
- ③ その他、会長が必要と認める事項

(情報提供及び防除活動)

第10条 会長は、大量の油若しくは有害液体物質が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

- 2 各会員は、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」及び固有の事務等の規定に基づき防除活動を実施するものとする。

(総合調整本部)

第11条 調整本部の設置等

- ① 会長は、必要と認めた場合は、直ちに総合調整本部を日向海上保安署、又は会長の指定する場所に設けその旨を会員に連絡するものとする。
- ② 出動の要請を受けた会員は、別表に掲げる所属の職員を総合調整本部に派遣し、連絡調整に当らせるものとする。
- ③ 会長は、必要と認めた場合、防除措置を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその他の防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者を参加させるものとする。
- ④ 会長は、総合的な「油等防災」の必要が無くなった場合は、総合調整本部を

解散する。

(資料の交換)

第12条 会員は、「油等防災」に必要な次の資料を別添様式により年1回(3月31日現在)会長に提出するものとし、会長は提出された資料に基づき必要な事項を会員に周知するものとする。

- ① 船艇の状況
- ② 防災資機材の備蓄状況
- ③ 沿岸危険物貯蔵所等の設置状況
- ④ 沿岸漁業権等関係図
- ⑤ 情報連絡体制(昼夜間の電話番号等)

(訓練)

第13条 会員は、協力して「油等防災」訓練を原則として年1回以上行うものとする。

(経費の求償事務)

第14条 各機関の使用した経費の算出計上及び請求書作成の事務は、各々の出動機関が行い、「排防協」はその調整及び促進を図るものとする。

(災害賠償)

第15条 「油等防災」に出動した者が、そのために死亡、負傷し若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当るものとし、「排防協」はその調整及び促進を図るものとする。

(運営)

第16条 「排防協」の維持運営に関しては、別途協議して定める。

(協議)

第17条 この会則に疑義を生じた場合及びこの会則に定められていない事項についての協議の必要がある場合には、その都度、会務執行委員会に諮るものとする。

(排出油防除計画に係る意見の提出)

第18条 「排防協」は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、県北部海域に関する同法律第43条の5第1項の排出油防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

(隣接協議会との防除活動)

第19条 会長は、隣接排出油等防除協議会から要請があった場合、会員と調整のうえ、出動を要請するものとする。

なお、応援活動等については、各協議会との協定書に基づくものとする。

(庶務)

第20条 「排防協」の庶務は、日向海上保安署にて行う。

(その他)

第21条 県北部に隣接する海域等における「油等防災」の支援活動を目的として、会員の協議により、「排防協」から資機材の搬出等の協力・支援ができるものとする。

(付則)

この会則は、昭和49年10月1日から施行する。

「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号)第43条の3第1項に基づく「排防協」としての位置づけに係る本措置は、平成8年6月5日から施行する。

- ※ 平成10年6月16日 一部改正
- ※ 平成11年6月25日 一部改正(協議会名改正)
- ※ 平成14年6月25日 一部改正(隣接協議会との応援活動改正)
- ※ 平成19年12月12日 一部改正(協議会名等の改正)
- ※ 平成22年12月9日 一部改正(日向海上保安署への名称変更)

第3節 防災活動の促進

【1.2.3.1】 防災教育の時期と設備

区分	内容・特徴 効果等	時期	場所
学校における 防災教育	授業、防災副読本、 実地見学講演会 映画会	乳児・児童の発達段階に応じて、 学校等の年間予定の中に組み入 れる。	授業 (課外授業等も含む)
防災 キャンペーン	テレビ・ラジオ等のマスコミ や防災展をを通じてのキャ ンペーン	水害等の生じ易い季節に合わせて 広報を実施する。(地震・火山は 年間通して適宜繰り返す。)	広報紙、テレビ・ラジオ等マスコミ や防災展等を活用する。
防災訓練	目的に応じたプログラムに より訓練の効果を上げる。	水害等の生じ易い季節に入る前に 実施する(地震は年間通して適宜 繰り返す。)	訓練の目的・規模による。学校、職 場、各種防災センターでできる場 合と野外グラウンド等の特設会場 を必要とする場合がある。
防災セミナー ・講演会	テーマ・内容に応じてその 効果を上げる。	テーマ・内容に応じて、セミナー・ 講演会等の時期を選ぶ。	各種集会施設、 ホール、 コミュニティ防災センター等
防災教育施設	防災センター、防災科学 館・博物館・資料館等にお ける教育	来観者が訪れる都度実施する。 テーマによっては、特別に企画を 立てる時期もある。	消防学校、コミュニティ防災セン ター、防災科学館、博物館、資料 館等
防災に関する 言い伝え等	地域特性に応じてその有 効性が発揮される。		

【1.2.3.2】 発達の段階に応じた防災教育

発達の段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に取り組む。

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

ア 知識・思考・判断

・災害発生メカニズムの基礎や地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。

イ 危険予測・主体的な行動

・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考え備えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

ア 知識・思考・判断

・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。

イ 危険予測・主体的な行動

・災害時における危険を認識し日常的な訓練等を生かして、自らの安全を確保することができる

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・自他の生命を尊重し、災害時及び発生後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

ア 知識・思考・判断

・教師の話や指示を注意して聞き理解する。
・日常の園生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。

イ 危険予測・主体的な行動

・安全・危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付けた時、身近な大人にすぐ知らせる。

ウ 社会貢献・支援者の基盤

・高齢者や地域の人と関わり、自分のできることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

※学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開（平成25年3月文部科学省）

【1.2.3.3】 防災教育年間計画(中学校の例)

1学年の目標

- ・防災に関する日常の備えを見直し、災害に対して適切な行動ができるようになる。

主な指導内容

- ・災害の発生とメカニズム、自然体験教室
- ・情報収集の仕方、防災避難訓練
- ・通学路の確認、地域の活動に参加する

1学期	2学期	3学期
◇世界の様々な地域(社会科) ◇「地域ボランティア団体による講話」(学級活動) ◇「避難訓練(竜巻想定)」(学校行事) ◇「遠足・宿泊学習」(学校行事)	◇大地の成り立ちと変化(理科) ◇安全・安心な生活のための技術(技術・家庭科) ◇「緊急地震速報を活用した訓練」(学校行事)	◇「過去が光って見えるとき」人間愛、思いやりの心(道徳) ◇「クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動の体験」(資源ごみの回収等)(生徒会活動)

2学年の目標

- ・応急手当の技能を身に付け、自己の安全ばかりでなく他の人々の安全にも配慮できるようになる。

主な指導内容

- ・災害の特徴、傷害の防止
- ・災害時の初期対応、安全な行動の仕方、応急手当
- ・ボランティア活動の意義と理解

1学期	2学期	3学期
◇身近な地域の歴史(社会科) ◇気象とその変化(理科) ◇自然と郷土(社会科) ◇「くらしの安全を守る」職場体験学習における防災学習(総合的な学習の時間) ◇「避難訓練(竜巻想定)」(学校行事)	◇自然災害による傷害の防止(保健体育科) ◇衣生活・住生活と自立(技術・家庭科) ◇「緊急地震速報を活用した訓練」(学校行事)	◇現代の日本と世界(社会科) ◇ボランティア活動の意義の理解と活動時の安全(学級活動) ◇クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動(生徒会活動)

3学年の目標

- ・災害時等の非常時にも、地域社会の一員として、自主的に地域の活動に参加できるようになる。

主な指導内容

- ・災害に応じた安全な避難、日常の備え
- ・パニックの防止と安全な行動、避難所の役割
- ・地域防災訓練への参加、自主的な組織活動

1学期	2学期	3学期
◇私たちと国際社会の諸課題(社会科) ◇ボランティア活動などの社会参加(生徒会活動) ◇「避難訓練(竜巻想定)」(学校行事)	◇「災害後の暮らし」ボランティア活動の意義の理解と参加(学級活動) ◇緊急地震速報を活用した訓練(学校行事)	◇自然の恵みと災害(理科) ◇「クリーン作戦・全校美化活動、地域ボランティア活動」(高齢者配食サービス)(生徒会活動)

※学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開(平成25年3月文部科学省)

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害発生直前の対応

【1.3.1.3】 警報注意報発表基準一覧表

警報・注意報発表基準一覧表

平成26年12月2日現在
発表官署 宮崎地方気象台

門川町	府県予報区	宮崎県		
	一次細分区域	北部平野部		
	市町村等をまとめた地域	延岡・日向地区		
警報	大雨 (浸水害) (土砂災害)	雨量基準	1時間雨量70mm	
		土壌雨量指数基準	178	
	洪水	雨量基準	1時間雨量70mm	
		流域雨量指数基準	五十鈴川流域=28	
		複合基準	1時間雨量50mm かつ 流域雨量指数 五十鈴川流域=23	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s
			海上	20m/s
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う
			海上	20m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ10cm
			山地	24時間降雪の深さ30cm
	波浪	有義波高	6.0m	
高潮	潮位	2.0m		
注意報	大雨	雨量基準	1時間雨量40mm	
		土壌雨量指数基準	124	
	洪水	雨量基準	1時間雨量40mm	
		流域雨量指数基準	五十鈴川流域=17	
		複合基準	-	
		指定河川洪水予報による基準	-	
	強風	平均風速	陸上	10m/s
			海上	10m/s
	風雪	平均風速	陸上	10m/s 雪を伴う
			海上	10m/s 雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	平地	24時間降雪の深さ5cm
			山地	24時間降雪の深さ10cm
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.6m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	陸上	100m
			海上	500m
	乾燥	最小湿度40%で、実効湿度65%		
	なだれ	積雪の深さ100cm以上で、次のいずれか		
1 気温3℃以上の好天				
2 低気圧等による降雨				
低温	3 降雪の深さ30cm以上			
	夏期: 平年より平均気温が4℃以上低い日が3日続いた後、さらに2日以上続くと予想される場合			
霜	冬期: 平野部で最低気温-5℃以下 山沿いで最低気温-8℃以下			
	11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜 最低気温4℃以下			
着水・着雪	大雪警報・注意報の条件下で、気温-2℃~2℃、湿度90%以上			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	120mm		

(1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される当該市町村等に対して発表する。

- (2) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報、濃霧注意報には表中の欄で基準として用いる気象要素を示す。また、記録的短時間大雨情報には表中の欄で基準を示す。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害がきわめて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報についてはその欄を空白で、大雨及び洪水警報・注意報の雨量基準、土壌雨量指数基準、流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“—”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨及び洪水の欄中においては、「平坦地、平坦地以外」等の地域名で基準値を記述する場合がある。「平坦地、平坦地以外」等の地域は別添地図 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_h.html) を参照。
- (7) 大雨警報については、雨量基準に到達することが予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に到達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (8) 土壌雨量指数基準値は1km四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準値の最低値を示している。1km四方毎の基準値については、別添資料 (http://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html) を参照のこと。
- (9) 洪水の欄中、「○○川流域=30」は、「○○川流域の流域雨量指数 30 以上」を意味する。
- (10) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「○○川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である○○川に発表された洪水予報において、△△基準観測点ではん濫警戒情報、または、はん濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点ではん濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (11) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。
- (12) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の

基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

【1.3.1.4】 特別警報発表基準

特別警報の発表基準

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置付ける)	
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置付ける)	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(居住地域)を特別警報に位置付ける)	

【1.3.1.5】 地図 宮崎県の細分区域図（県防引用）

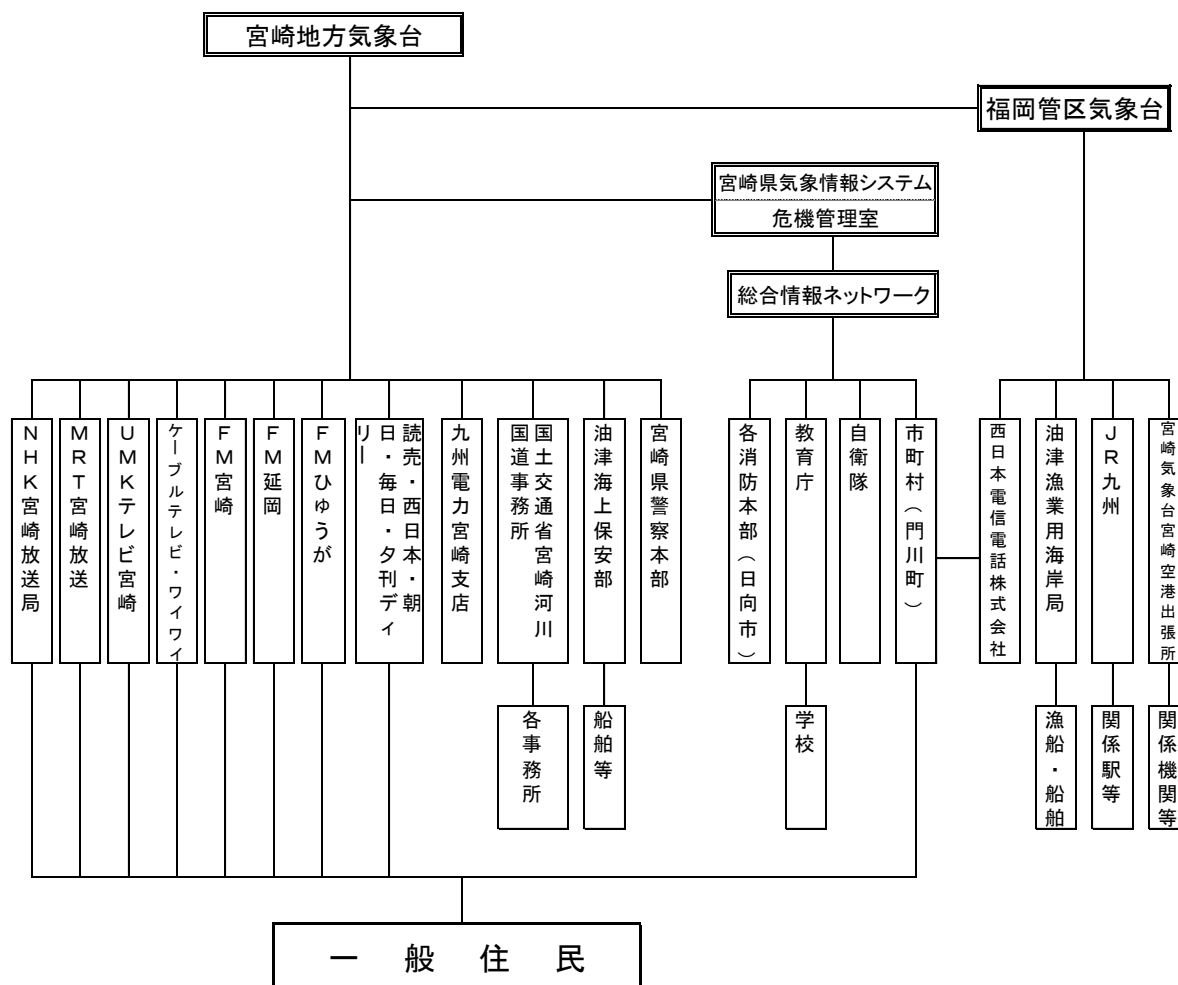


【1.3.1.8】 気象庁の震度階級

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

【1.3.1.9】 気象予報・警報等の伝達系統図

◀ 気象予報等伝達系統図 ▶



第2節 活動体制の確立

【1.3.2.1】 町災害対策本部条例

門川町災害対策本部条例

(昭和38年9月20日条例第24号)
改正 平成24年9月11日条例第20号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、門川町災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年9月20日から施行する。

附 則(平成24年9月11日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

【1.3.2.2】 町災害対策本部規程

門川町災害対策本部規程

(昭和39年9月24日規程第4号)

改正 昭和44年5月16日規程第8号 昭和56年5月1日規程第6号
昭和63年4月1日訓令第3号 平成6年6月27日規程第1号
平成19年3月30日規程第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、門川町災害対策本部条例(昭和38年条例第24号)第4条の規定に基づき、門川町災害対策本部(以下「本部」という。)に関し必要な事項を定める。

[門川町災害対策本部条例(昭和38年条例第24号)第4条]

(副本部長)

第2条 災害対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、副町長及び教育長をもって充てる。

(本部長の職務代理)

第3条 災害対策本部長(以下「本部長」という。)及び副本部長に事故があるときは、あらかじめ本部長が指名した者がその職務を代理する。

(本部員)

第4条 災害対策本部員は、別表第1に掲げる部の部員をもって充てる。

(組織)

第5条 本部に別表第1に掲げる部を置く。

2 部に部長を置く。

3 部長は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

4 本部に部のほか消防団を置く。消防団の組織等は門川町消防団の組織等に関する規則(昭和39年規則第6号)の定めるところによる。

5 部長に事故があるときは、あらかじめ部長が指名した者がその職務を代理する。

6 部員は、町職員のうちから町長があらかじめ指名した者をもって充てる。

(部長等の職務)

第6条 部長(消防団長を含む。以下同じ。)は、本部長の命を受け、部(消防団を含む。以下同じ。)の事務を掌理し所属の部員を指揮監督する。

2 部員は、部長の命を受け部の事務を掌理する。

(部の事務分掌)

第7条 部の事務分掌は、別表第2に掲げるとおりとする。

(本部会議)

第8条 本部に本部会議を置く。

2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、災害予防、災害応急対策その他災害時の防災に関する重要な事項について協議する。

3 本部会議は、必要のつど本部長が招集する。

4 本部長は、本部会議の議長となる。

(事務の優先)

第9条 災害予防及び災害応急対策の実施に関する事務は、他のすべての事務に優先して行うものとする。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44年5月16日規程第8号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年5月1日規程第6号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年4月1日訓令第3号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成6年6月27日規程第1号)

この規程は、平成6年7月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日規程第2号)

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

別表第1及び別表第2 略

【1.3.2.4】 各対策部の事務分掌

課	災害時の事務分掌
総務対策部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 対策本部員、その他職員の動員及び配置調整に関する事。 (2) 災害(水防)対策本部の庶務、総括に関する事。 (3) 対策本部長及び副本部長の秘書に関する事。 (4) 災害対策本部の設置及び解除に関する事。 (5) 消防団に関する事。 (6) 避難命令、勧告、指示の伝達に関する事。 (7) 行方不明者の捜索・救助に関する事。 (8) 人的・家屋及び町所有施設における被害情報の収集、集約及び報告に関する事。 (9) 気象情報の収集、連絡及び各種注意報・警報に関する事。 (10) 報道機関に関する事。 (11) 各課所管施設における避難所の開設指示に関する事。 (12) 避難所、救援等の広報に関する事。 (13) 各避難所の救助物資のとりまとめに関する事。 (14) 災害対策本部員の給食に関する事。 (15) 関係機関との情報共有に関する事。 (16) 災害の警戒や防ぎよに関する事。 (17) 帰宅困難者の一時滞在施設等への誘導、情報や物資の提供に関する事。 (18) 緊急輸送の調整に関する事。 (19) 必要車両等の確保及び緊急通行車両の運用に関する事。 (20) 自主防災組織等との防災体制及び活動の調整に関する事。 (21) 管内現地被害状況の調査・伝達・集約に関する事。 (22) 災害の記録に関する事。 (23) 防災行政無線の管理及び運用に関する事。 (24) 庁内LAN,電子機器等、OA機器類の被害状況の把握及び復旧に関する事。 (25) 現地対策本部設置及び運営に関する事。 (26) 県、その他関係機関に対する要望、災害状況報告等に関する事。 (27) 広域相互応援要請及び受入れ体制に関する事。 (28) 自衛隊の派遣要請、受入れ等に関する事。 (29) ヘリコプター派遣の要請手続きに関する事。 (30) その他、各課の所管に属さないものの処理に関する事。 (31) 災害相談窓口の開設、被災者の相談に関する事。 (32) 災害時における車両輸送の協力に関する事。 (33) 応急輸送、物資集積及び配給、管理に関する事。 (34) 災害時における生活物資の供給協力に関する事。 (35) 特命班の設置及び解散の指示に関する事。

課	災害時の事務分掌
	<p>(特命班の役割) 情報班 災害対策本部が情報班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 被害調査班 災害対策本部が被害調査班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 援護班 災害対策本部が援護班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 避難所班 災害対策本部が避難所班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 医療支援班 災害対策本部が医療支援班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 物資班 災害対策本部が物資班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) ボランティア班 災害対策本部がボランティア班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 防疫班 災害対策本部が防疫班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 災害相談窓口班 災害対策本部が災害相談窓口班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
	<p>(特命班の役割) 応急危険度判定班 災害対策本部が応急危険度判定班の設置を指示した場合、主管課を総務対策部として設置・運営にあたる。</p>
<p>企画財政対策部</p>	<p>(1) 課内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 庁舎及び町有財産等の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 庁内の非常用電源に関すること。 (5) 災害の対策及び町災害対策本部等の予算措置、出納に関すること。 (6) 公用負担などによる損失補償、弁償等に関すること。 (7) 災害対策用物資の調達・供給に関すること。</p>

課	災害時の事務分掌
	(8) 土地利用対策の総合調整に関すること。 (9) 応急復旧に係る物品調達、工事請負等の契約に関すること。 (10) 燃料等の調達に関すること。 (11) 応急復旧及び復興工事に係る工事担当業者との連絡調整に関すること。 (12) 他課及び特命班の応援に関すること。
税務対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 被災世帯及び固定資産等の調査に関すること。 (3) 被災者に係る納税の減免・猶予に関すること。 (4) 税等の相談に関すること。 (5) 住家の被害調査並びに記録に関すること。 (6) 他課及び特命班の応援に関すること。
町民対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 被服、寝具、その他生活必需品の確保及び斡旋に関すること。 (4) 被災地及び避難所に必要な食糧、物資の調査・調達に関すること。 (5) 被災者に対する国民健康保険、被保険者証の再交付、国民年金等の免除等に関すること。 (6) 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (7) 日本赤十字社及び医療施設等との連絡調整に関すること。 (8) 医療機関に対する救護要請に関すること。 (9) 災害時における食品衛生に関すること。 (10) 被災者の健康管理（含むメンタルケア）に関すること。 (11) 保健、医療等の相談の連絡調整に関すること。 (12) その他保健指導及び医療全般に関すること。 (13) 医療機関や医師会等の協力に基づく医療救護活動に関すること。 (14) 他課及び特命班の応援に関すること。
福祉対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 所管施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 福祉施設、団体及びボランティアとの連絡調整に関すること。 (4) 赤十字奉仕団との連絡調整に関すること。 (5) 要配慮者の安否確認に関すること。 (6) 福祉避難所の設置、運営、管理に関すること。 (7) 施設利用者の安否確認・一時保護に関すること。 (8) 被災地における児童相談に関すること。 (9) 保育施設等の被害状況の把握と応急措置に関すること。 (10) 保育の一時休止及び再開に関すること。 (11) 助産に関すること。

課	災害時の事務分掌
	<ul style="list-style-type: none"> (12) 炊き出しに関する事。 (13) 義援金品等の申請受付及び支給に関する事。 (14) 義援金品等の受付窓口の設置に関する事。 (15) 義援金品等の配布状況についての報告に関する事。 (16) 被災者の生活保護及び世帯更正資金貸付等に関する事。 (17) 災害弔慰金、災害障害見舞金、災害障害資金等の配布に関する事。 (18) 被災者生活再建支援金の受付に関する事。 (19) 他課及び特命班の応援に関する事。
産業振興対策部	<ul style="list-style-type: none"> (1) 課内職員の動員及び配置調整に関する事。 (2) 農林畜産物・施設等の被害調査及び災害対策に関する事。 (3) 農業関係機関との連絡調整に関する事。 (4) 食料米の調達に関する事。 (5) 農作物種苗及び家畜飼料の補給対策に関する事。 (6) 農林作物の病虫害及び家畜伝染病の防疫に関する事。 (7) 被災農林畜産関係者に対する金融に関する事。 (8) 林野火災に関する事。 (9) 災害対策用木材の調達に関する事。 (10) 農地海岸保全施設の被害調査、災害対策に関する事。 (11) 農用地扉門の管理及び操作に関する事。 (12) 防災ダムの管理及び操作に関する事。 (13) 防災ダムの気象観測及び報告に関する事。 (14) 水産物及び水産施設及び漁港の被害調査及び災害対策に関する事。 (15) 高潮対策に関する事。 (16) 所管及び関連施設等の情報収集、伝達に関する事。 (17) 水難救護法に関する事。 (18) 関係機関への災害情報伝達に関する事。 (19) 商工・観光施設の被害調査及び災害対策に関する事。 (20) 被災商工水産業者に対する融資に関する事。 (21) 農林道の交通規制に関する事。 (22) 他課及び特命班の応援に関する事。

課	災害時の事務分掌
建設対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関する事 (2) 公共土木施設の被害調査及び災害対策に関する事 (3) 都市計画施設の被害調査及び災害対策に関する事 (4) 水防業務に関する事 (5) 所管の扉門施設に関する事 (6) 被災住宅復興資金に関する事 (7) 建設機械、配車及び建設資材の確保調達に関する事 (8) 被災者の住宅相談に関する事 (9) 建設関連業者との連絡調整に関する事 (10) 応急仮設住宅の設置及び町営住宅の供給管理に関する事 (11) 建築物の災害対策及び被害調査に関する事 (12) 応急危険度判定に関する事 (13) 他課及び特命班の応援に関する事
会計対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関する事 (2) 物品及び金銭の出納に関する事 (3) 義援金、その他金銭の収納保管に関する事 (4) 他課及び特命班の応援に関する事
環境水道対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関する事 (2) 所管施設の被害調査及び災害対策に関する事 (3) 応急給水と給水計画に関する事 (4) 応急給水についての広報に関する事 (5) 水質管理に関する事 (6) 水道施設の応急復旧計画の策定と実施に関する事 (7) 漁業集落排水処理施設の被害調査及び災害対策に関する事 (8) 災害時における公害対策に関する事 (9) 応急、仮設トイレの設置及び維持管理に関する事 (10) 遺体の処置に関する事 (11) 逸走した危険な動物の危害防止に関する事（狂犬病予防関係に限る。） (12) 被災地の消毒に関する事 (13) ごみ、し尿、廃棄物の処理に関する事 (14) 他課及び特命班の応援に関する事
教育総務対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関する事 (2) 学校教育施設の被害調査及び災害対策に関する事 (3) 児童・生徒等の避難及び安全確保・一時保護等に関する事 (4) 教育委員会との連絡調整に関する事 (5) 教職員の安否確認に関する事 (6) 通学路の安全確認に関する事

課	災害時の事務分掌
	(7) 災害時の応急教育に関すること。 (8) 災害後の学校環境保健衛生に関すること。 (9) 所管施設を避難所として設置、運営、管理に関すること。 (10) 避難所での炊き出しに関すること。 (11) 他課及び特命班の応援に関すること。
社会教育対策部	(1) 課内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 社会教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 (3) 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 (4) 炊き出しに関すること。 (5) 他課及び特命班の応援に関すること。
議会対策部	(1) 局内職員の動員及び配置調整に関すること。 (2) 災害対策本部の支援に関すること。 (3) 他課及び特命班の応援に関すること。
消防団	(1) 消防及び水防組織法による業務。 (2) 避難誘導に関すること。 (3) 人命救助及び救護活動に関すること。 (4) 傷病者の救急搬送に関すること。 (5) 行方不明者の捜索に関すること。 (6) 非常警備に関すること。 (7) 危険物対策に関すること。

特命班について

- ① 災害時に、緊急かつ集中的に対応する業務を行うに当たり、他の人的応援を要する場合及び必要に応じて特命班を設置する。
- ② 特命班は災害対策本部長が総務対策部長に設置を指示する。特命班の設置は部署横断的に部員の配置を行い、災害状況や業務量の増減に応じて臨機応変な人員配置を行う。
- ③ 特命班は、他の自治体等職員やボランティアを受け入れて配置し、各課の優先業務の早期再開や復興本部体制に移行できる運営を図る。

班	災害時の事務分掌
情報班	(1) 行方不明者、要救助者の情報収集・集約・伝達に関する事。 (2) 人的・建物等の被害状況の収集・集約・伝達に関する事。 (3) 関係機関との情報共有に関する事。 (4) 災害情報の公表・記録に関する事。 (5) 報道機関に関する事。
被害調査班	(1) 河川・道路・水路・ダム・橋梁等にある障害物除去に関する事。 (2) がけ地等、危険箇所対策に関する事。 (3) 緊急輸送道路の確保に関する事。 (4) 通行規制に関する事。
援護班	(1) 避難行動要支援者の支援に関する事。 (2) 在宅避難者の把握と支援に関する事。 (3) 福祉避難所に関する事。 (4) 行方不明者の捜索及び遺体処理に関する事。
避難所班	(1) 避難所の設置、運営、管理に関する事。 (2) 避難所入所記録及び物品受払に関する事。 (3) 避難所でのボランティアとの協働に関する事。 (4) 炊き出しに関する事。
医療支援班	(1) 医療救護班の編成と救護所の設置運営に関する事。 (2) 医療機関との連携に関する事。 (3) DMAT等の医療機関の受入れに関する事。 (4) 医薬品及び衛生材料の調達及び配分に関する事。 (5) 入院治療を要する者の収容に関する事。
物資班	(1) 災害時における生活物資の調達、供給に関する事。 (2) 災害緊急輸送手段、及び物資・燃料等の調達確保に関する事。 (3) 災害救援物資等の受け取り、配布に関する事。 (4) 災害義援金、見舞金品等の受け取り、保管に関する事。
ボランティア班	(1) ボランティアの需要情報の把握にかんすること。 (2) ボランティアの受け入れに関する事。 (3) ボランティアの要請及び配置に関する事。
防疫班	(1) 被災地の消毒に関する事。 (2) 清掃及び環境衛生に関する事。 (3) 感染症患者の発生、拡大予防に関する事（消毒、ねずみ族・昆虫駆除等） (4) ごみ、し尿、廃棄物等の処理、その他環境衛生指導に関する事。
災害相談窓口班	(1) 被災者の相談に関する事。 (2) り災証明、台帳の作成に関する事。

班	災害時の事務分掌
応急危険度判定班	(1) 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定に関すること。 (2) 応急危険度判定のボランティア受入れ及び活動支援に関すること。 (3) 応急危険度判定結果に基づいた立ち入り制限に関すること。

※その他本部長が特命班の設置を認めた場合に新たな班の設置を行う。

【1.3.2.8】 通知または公表の方法

通知又は公表先	担当部	通知又は公表の方法
本部構成員	総務対策部	庁内放送、電話、その他迅速な方法で通知
日向地方支部	総務対策部	システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知
宮崎県	総務対策部	システム、電話、FAX、その他迅速な方法で通知
宮崎県警察		

【1.3.2.9】 配備の体制

種別	配備内容	配備基準
警戒配備 (災害警戒本部)	非常連絡員が配置につき、その他の職員は待機の体制をとる。	気象業務法に基づく各種の警報が発令される等、災害の発生が予想される時、又は副町長が配備を必要と認めた場合。
非常配備 (災害対策本部)	各対策部の所要職員が配置につき、その他の職員は、必要に応じて配置につく体制をとる。	災害対策が全部の部、又は多数に及ぶ災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき。さらに、町長が配備を必要と認めた場合。

【1.3.2.18】 関係機関連絡先

関係機関連絡先

区分	機関名	所在地	電話番号
指定行政機関 内閣総理大臣	①内閣府 ①総務省 ②法務省 ③外務省 ④財務省 ⑤農林水産省		
	⑦国土交通省 ⑧環境省 ⑨経済産業省 ⑩文部科学省 ⑪防衛省		
	①警察庁 ②海上保安庁 ③中小企業庁 ④資源エネルギー庁 ⑤消防庁 ⑥気象庁		
	⑦金融庁 ⑧文化庁 ①原子力規制委員会 ②国土地理院 ①国家公安委員会		
指定地方行政機関 内閣総理大臣	1 九州管区警察局(日向警察署)	日向市鶴町2-1-13	0982-53-0110
	2 九州財務局宮崎事務所	宮崎市橘通東3-1-22	0985-22-7101
	3 九州地方厚生局宮崎事務所	宮崎市橘通西1-2-17-6F	0985-72-8880
	4 延岡労働基準局	延岡市大貫1-2885-1	0982-34-3331
	5 九州森林管理局延岡森林事務所	延岡市西階1-2408-2	0982-21-2272
	6 九州地方整備局(延岡河川国道事務所)	延岡市大貫1-2889	0982-31-1155
	7 福岡管区気象台宮崎地方気象台延岡・日向測候所	延岡市天神小路255-4	0982-21-5500
	8 九州農政局(延岡地域センター)	延岡市大貫1-2915	0982-33-0700
	9 油津海上保安部日向海上保安署	日向市日知屋16847-5	0982-54-4999
	10 陸上自衛隊 都城駐屯地	都城市久保原1-12	0986-23-3944
	11 航空自衛隊新田原基地	新富町新田19581	0983-35-1121
指定公共機関 内閣総理大臣	12 九州旅客鉄道(株)(日向市駅)	日向市上町1-19	0982-52-3061
	13 (株)NTTフィールドテクノ九州支店 宮崎営業所	宮崎市中村東3-4-30	0985-54-1908
	14 日本銀行宮崎事務所	宮崎市橘通東4-2-2	0985-23-6241
	15 日本赤十字社宮崎県支部	宮崎市別府3-1	0985-22-4045
	16 日本放送協会宮崎放送局	宮崎市江平西3	0985-29-1231
	17 延岡国道維持出張所	延岡市松原町1-46	0982-37-0240
	18 日本通運(株)宮崎支店	宮崎市高千穂通2-6-18	0985-22-2181
	19 九州電力日向営業所	日向市北2-9	0982-52-2181

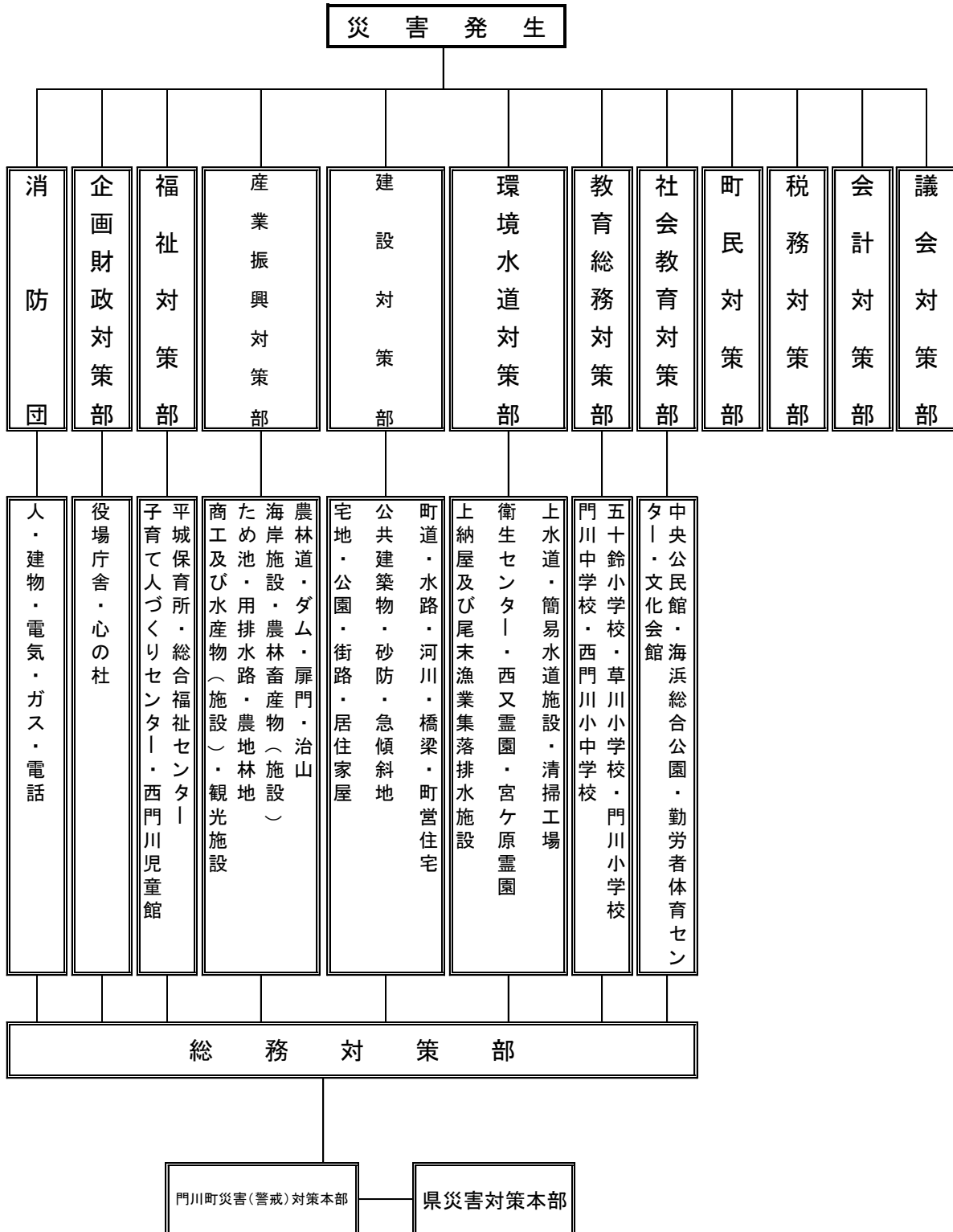
関係機関連絡先

区分	機関名	所在地	電話番号	
宮崎県	21 危機管理課	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7064	
	22 日向土木事務所	日向市中町2-14	0982-52-4171	
	23 東臼杵農林振興局	延岡市愛宕町2-15	0982-32-6135	
広域	24 日向市消防本部	日向市亀崎2-23	0982-52-2840	
指定地方公共機関	25 宮崎交通(株)日向営業所	日向市鶴町2-1-8	0982-52-7221	
	26 宮崎日日新聞社	宮崎市高千穂通1-1-38	0985-25-2371	
	27 扇興運輸(株)	延岡市愛宕2-1-5	0982-32-3351	
	28 (株)宮崎放送	宮崎市橘通西4-6-7	0985-25-3111	
	29 (株)テレビ宮崎	宮崎市祇園2-78	0985-31-5111	
	30 (株)エフエム宮崎	宮崎市祇園2-78	0985-22-3344	
	31 宮崎市郡医師会	宮崎市新別府船戸738-1	0985-24-9119	
	32 宮崎県歯科医師会	宮崎市清水1-12-2	0985-29-0055	
	知事	33 宮崎県薬剤師会	宮崎橘通東4	0985-25-8069
		34 宮崎県看護協会	宮崎市学園木花台西2-7499-142	0985-58-0622
35 宮崎県LPガス協会		宮崎市赤江774	0985-52-1122	
36 宮崎県管工事協同組合連合会		宮崎市鶴島3-1751	0985-24-2301	
37 宮崎県トラック協会		宮崎市恒久1-7-21	0985-53-6767	
38 宮崎県警備業協会		宮崎市旭1-6-15-5	0985-28-0518	
39 (株)ケーブルテレビ ワイワイ		延岡市愛宕2-1-12	0982-22-1500	
公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 地方自治法 第157条	40 門川町社会福祉協議会	門川町庵川西6-60	0982-63-7210	
	41 門川町商工会	門川町大字門川尾末9246-2	0982-63-1514	
	42 日向地区建設業協会門川支部	門川町大字加草134-1	0982-63-6228	
	43 門川町管工事組合	門川町東栄町4-3-23	0982-50-4333	
	44 JA日向	門川町大字門川尾末7992	0982-63-1500	
	45 門川町森林組合	門川町大字門川尾末7992	0982-63-1500	
	46 門川漁業協同組合	門川町大字門川尾末8807-60	0982-63-2123	
	47 庵川漁業協同組合	門川町庵川西6-185	0982-63-1048	
	48 門川町水産加工業協同組合	門川町大字門川尾末8817	0982-63-1156	
	49 五十鈴土地改良区	門川町大字門川尾末3873-1	0982-63-1816	
その他	50 (株)FMひゅうが	日向市原町1-97-3	0982-50-0707	
	51 (株)FM延岡	延岡市大貫2-1302	0982-28-0886	
	52 読売新聞延岡支局	延岡市野田2-4-7-301	0982-33-5101	
	53 西日本新聞社延岡支局	延岡市柳沢1-4-6-605	0982-32-2801	
	54 朝日新聞延岡支局	延岡市中町2-2-7	0982-35-2806	
	55 毎日新聞社延岡通信部	延岡市緑ヶ丘2-29-8	0982-21-2717	
	56 夕刊ディリー新聞社	延岡市大貫2-1302	0982-34-5000	

第3節 発災直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

【1.3.3.1】 被害情報収集伝達系統図

〈被害情報収集伝達系統図〉



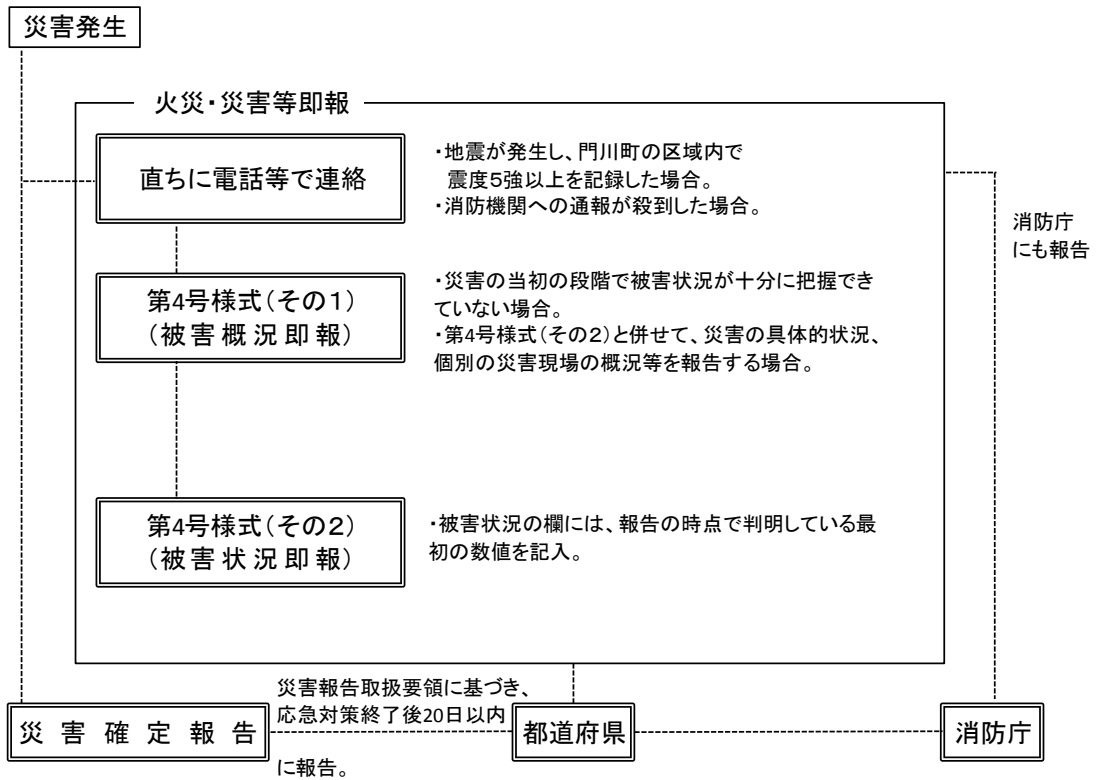
【1.3.3.2】 被害認定の基準（県防引用）

被害区分		判定基準
1 人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、または死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1か月未満で治療できる見込みのものとする。
2 住家の被害	住家	現実に居住のため、使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくとも同じ宅地内にあるもので非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は同一棟とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、これを1世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したもので、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊がはなはだしいが補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分はその住家の延べ面積20%以上70%未満のものまたは、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
	一部破損	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度の小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
3 非住家被害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊または半壊の被害を受けたもののみ記入するものとする。

被害区分		判定基準
4 田畑の被害	田の流失・埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流失・埋没 畑の冠水	田の例に準じて取扱うものとする。
5 その他の被害	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、ろう学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち橋梁を除いたものとする。
	橋梁	道路を連結するために、可川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
	砂防	砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	崖崩れ	山及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	ろ、かいのみをもって運行する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。	
ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

被害区分		判定基準
5 その 他の 被害 (つづき)	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生活を—にしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	火 災 発 生	地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。
	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には農地農業用施設、林業用施設、漁業施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には河川、海外、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農 産 被 害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林 産 被 害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜 産 被 害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水 産 被 害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
商 工 被 害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。	

【1.3.3.3】 事務処理フロー（県防引用）



	平 日	夜間・休日
報 告 先 消 防 庁	(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537(FAX) (消防防災無線) 90-49013 90-49033(FAX) (地域衛生通信ネットワーク) TN-048-500-90-49013 TN-048-500-90-49033(FAX)	(NTT回線) 03-5253-7777 03-5253-7553(FAX) (消防防災無線) 90-49012 90-49036(FAX) (地域衛生通信ネットワーク) TN-048-500-90-49012 TN-048-500-90-49036(FAX)

【1.3.3.4】 第4号様式(その1)(様式) (県防引用)

第4号様式(その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

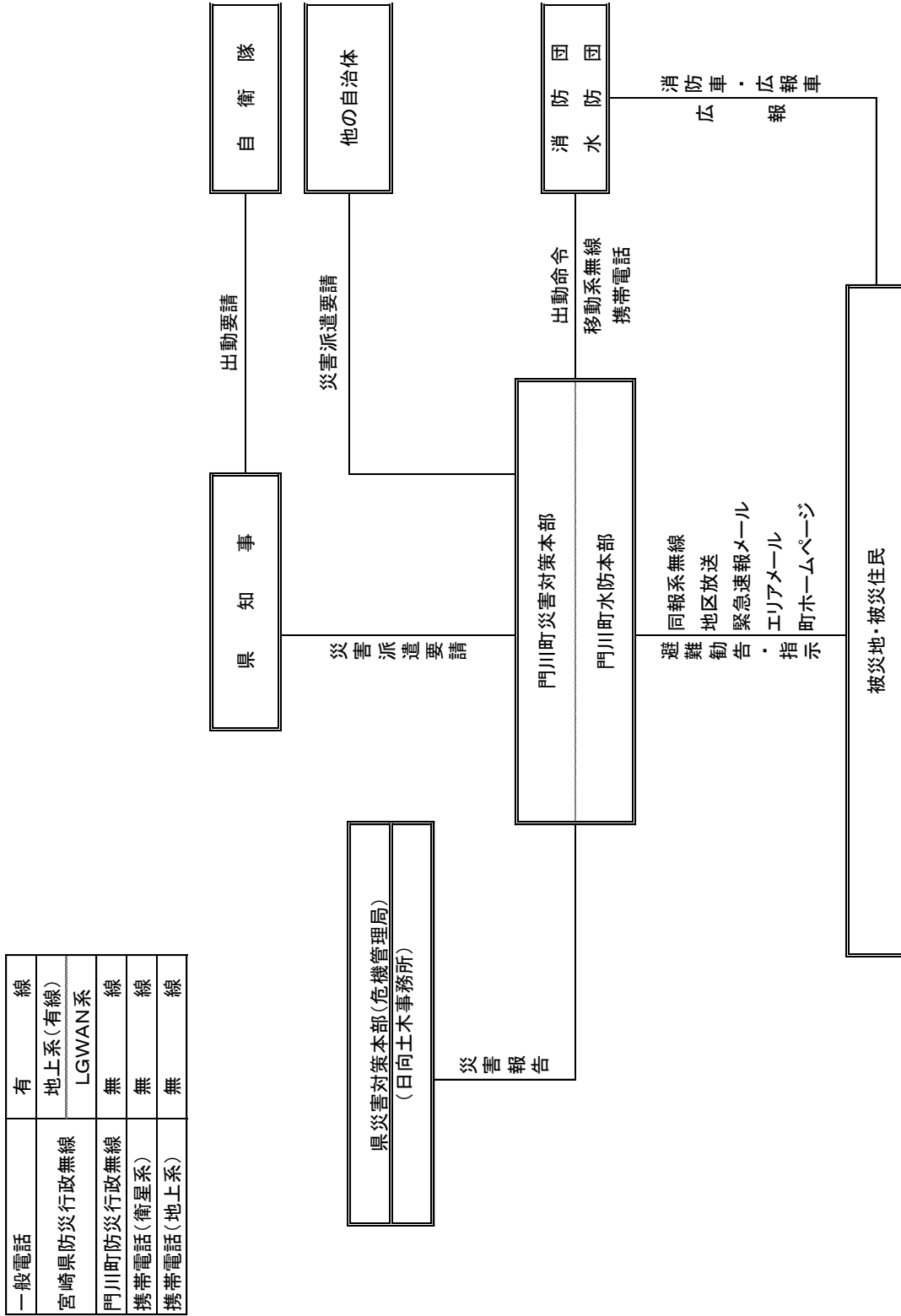
災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況	(都道府県)			(市町村)					

(注)第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【1.3.3.15】 町における通信利用系統図

《 通信利用系統図 》



【1.3.3.16】 無線通信施設

門川町消防IP無線

設置場所	通称呼び出し名称	備 考	
団長	消防門川40		IP携帯無線機
前任副団長	消防門川41		IP携帯無線機
後任副団長	消防門川42		IP携帯無線機
指導分団長	消防門川43		IP携帯無線機
第一分団長	消防門川51		IP携帯無線機
第二分団長	消防門川52		IP携帯無線機
第三分団長	消防門川53		IP携帯無線機
第四分団長	消防門川54		IP携帯無線機
消防防災係	消防門川44		IP携帯無線機
総務課	消防門川45		IP携帯無線機
役場	シレイシャ	本部指令車	IP車載可搬
役場機庫	消防門川21	本部ポンプ車	IP車載可搬
役場機庫	ケイ セキサイシャ	本部軽積載車	IP車載可搬
1部機庫	消防門川 1	1部積載車	IP車載可搬
2部機庫	消防門川 2	2部積載車	IP車載可搬
3部機庫	消防門川 3	3部積載車	IP車載可搬
4部機庫	消防門川 4	4部積載車	IP車載可搬
5部機庫	消防門川 5	5部積載車	IP車載可搬
6部機庫	消防門川 6	6部積載車	IP車載可搬
7部機庫	消防門川 7	7部積載車	IP車載可搬
8部機庫	消防門川 8	8部積載車	IP車載可搬
9部機庫	消防門川 9	9部積載車	IP車載可搬
10部機庫	消防門川10	10部積載車	IP車載可搬
11部機庫	消防門川11	11部積載車	IP車載可搬
12部機庫	消防門川12	12部積載車	IP車載可搬
13部機庫	消防門川13	13部積載車	IP車載可搬

【1.3.3.17】 孤立防止対策用衛星電話設置一覧表参照（県防引用）

ZC (DC)	DC (TC)	UC (EO)	呼出番号 (ちきゆう)	Ku-1ch配備場所	端末機設置場所	配備先電話番号	備考		
宮崎	宮崎	山下	87	去川小学校	宮崎市高岡町内山3621	0985-83-1231			
		内海	86	南海漁業協同組合	宮崎市内海1064-1	0985-67-0001	※		
		小河内	88	黒荷田公民館	南那珂郡北郷町北河内				
		都井	101	串間市役所都井支所	串間市大字都井2157	0987-71-4011			
		市木	102	市木小学校築島分校	串間市大字市木9017	0987-77-0355			
		石河内	92	石河内小学校	児湯郡木城町石河内375	0983-39-1021			
		村所	93	西米良村役場	児湯郡西米良村大字村所15	0983-36-1111	固定型		
		延岡	延岡	模峰	103	美々地小学校	延岡市北方町菅原未995	0982-48-0027	
				妙	104	大野町集会場	延岡市大野町9	0982-29-1018	
				島野浦	85	島野浦小学校	延岡市島野浦町14-7	0982-43-0702	
			高千穂	見立	105	藤本商店	西臼杵郡日之影町見立2052	0982-89-1112	
				上野	106	高千穂町役場上野支所	西臼杵郡高千穂町上野4963	0982-77-1001	
				田原	107	高千穂町役場田原支所	西臼杵郡高千穂町河内45	0982-75-1111	
		日之影	108	日之影町役場	西臼杵郡日之影町石井川3398	0982-87-3900			
		五ヶ瀬	90	五ヶ瀬町役場	西臼杵郡五ヶ瀬町三ヶ所1670	0982-82-1700			
		八戸	109	八戸小学校	西臼杵郡日之影町七折1765	0982-88-1101			
	日向	七ツ山	84	七ツ山小学校	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山	0982-65-4004	※		
		上渡川	110	古園集会場センター	東臼杵郡美郷町南郷区上古園				
		松尾	83	松尾多目的集会センター	東臼杵郡椎葉村大字松尾396-6	0982-67-1905			
		神門	95	美郷町南郷総合支所	東臼杵郡美郷町南郷区神門287	0982-59-1111			
		諸塚	111	諸塚村役場	東臼杵郡諸塚村大字家代2683	0982-65-1111			
		上椎葉	82	椎葉村役場	東臼杵郡椎葉村上椎葉	0982-67-3111			
		大河内	91	九州大学農学部付属 宮崎演習林	東臼杵郡椎葉村大字大河内949	0983-38-1116	可搬1124		
都城	都城	四家	97	四家地区公民館	都城市高城町1029	0986-55-1234			
	小林	須木	80	小林市須木支所	小林市須木大字中原1757	0984-48-3111			
		紙屋	96	野尻町役場紙屋支所	小林市野尻町紙屋1992	0984-46-0101			
予備機			99				可搬1125		
設置者		設置年度		衛星携帯電話機 管理者・保管場所	衛星携帯電話番号		備考		
門川町		平成25年4月		三ヶ瀬地区区長 区長宅	870-776710087		充電器一式		
門川町		平成25年4月		松瀬地区区長 区長宅	870-776710088		充電器一式		
門川町		平成26年2月		役場総務課 消防防災係	870-776398496		充電器一式		
門川町		平成26年2月		役場総務課 消防防災係	870-776398497		充電器一式		

※ 連絡先は、施設を管理している自治会長など

【1.3.3.18】 災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（県防引用）

基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第57条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と日本放送協会宮崎放送局長は、同法施行令第22条の規定に基づく協議の結果を次の通り協定する。

昭和40年12月1日

宮崎県知事 黒木博
日本放送協会宮崎放送局長 池田次雄

基本法に基づく放送要請に関する協定

第1条 宮崎県知事が災害対策基本法（以下「法」という。）第57条の規定に基づき、日本放送協会宮崎放送局長（以下「NHK宮崎放送局長」という。）に対し、法第55条の規定による通知または要請の放送を求める場合は、この協定の定めるところによるものとする。

第2条 宮崎県知事は、法第57条の規定に基づき放送を求める場合は、NHK宮崎放送局長に対し、次の事項を明らかにして行うものとする。

- 1 放送を求める理由
- 2 放送の内容
- 3 その他必要な事項

第3条 NHK宮崎放送局長は、前条による放送を求められ、その内容が法第55条の規定に適合すると認めるときは、放送内容、放送の種別および日時等を決定し、放送を行うものとする。

第4条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和40年12月1日から施行する。

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定第4条による協議事項

1 連絡責任者

災害対策基本法に基づく放送要請に関する協定（以下「放送要請に関する協定」という。）の円滑な実施を図るため、連絡責任者を次のとおり定める。

宮崎県福祉生活部消防防災課長

日本放送協会宮崎放送局放送部長

2 県における手続き

(1) 本庁各課および出先機関が協定第2条に基づき放送を求める場合は、連絡責任者（消防防災課長）を通じて行うものとする。

(2) 県は、市町村から放送要請の依頼を受けたときは前項に定める要領により放送を求めるも

のとする。

3 NHK 宮崎放送局における措置

NHK 宮崎放送局は放送要請に関する協定第 3 条に基づき、放送の内容、放送の種別および日時等を決定したときは、その内容等について、県に連絡するものとする。

第4節 水防計画

【1.3.4.1】 水防警報発令の段階

配備区分	配備体制
待機	水防団及び消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	水防団及び消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、ダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	水防団及び消防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令をしたとき

水防計画作成の手引き(水防管理団体版) 平成27年2月

洪水・高潮時の河川に関する水防警報

種類	内容	発令基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの。	気象予・警報等及び河川状況等により、必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。	雨量、水位、流量とその他の河川状況により必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。	氾濫注意情報等により、又は、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位(警戒水位)を超えるおそれがあるとき。
警戒	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な越水(水があふれる)・漏水・法崩(堤防斜面の崩れ)・亀裂等河川の状況を示しその対応策を指示するもの。	氾濫警戒情報等により、又は、既に氾濫注意水位(警戒水位)を超え、災害のおこるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。	氾濫注意水位(警戒水位)以下に下降したとき、又は水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。

水防計画作成の手引き(水防管理団体版) 平成27年2月

洪水・高潮時の河川に関する水防警報

種類	内容	発令基準
待機・準備	波浪の発達により越波が懸念される場合・高潮が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保に努める。	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。 ＜活動内容＞ ・海岸巡視 ・避難誘導 ・土のう積み ・排水ポンプ作業等	気象・波浪・高潮状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
距離確保準備	激しい越波・高潮が発生する危険が迫っていることを警告し、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生が迫ってきたとき。
距離確保	激しい越波・高潮の発生を警告するとともに、越波・高潮から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波・高潮の発生或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波・高潮のおそれがなくなった旨の通知及び水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波・高潮の発生及びおそれがなくなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨及び一連の水防警報を解除する旨を通知するもの。	気象・波浪・高潮状況・CCTV等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防作業を必要とする状況が解消したと認められるとき。

水防計画作成の手引き(水防管理団体版) 平成27年2月

【1.3.4.2】 水防信号

区分 \ 方法	警 鐘 信 号			サイレン信号			
(水防第1信号) 警戒信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒
					休止		休止
(水防第2信号) 警戒信号	○○○	○○○	○○○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒
					休止		休止
(水防第3信号) 警戒信号	○○○○	○○○○	○○○○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒
					休止		休止
(水防第4信号) 警戒信号	乱		打	約1分	約5秒	約1分	約5秒
					休止		休止

(備考)1.信号は適宜の時間継続すること。

2.必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。

3.危険がなくなったときは口頭伝達により周知させるものとする。

第5節 広域応援活動

【1.3.5.6】 治安施設

〈 治 安 施 設 〉

番号	名 称	所 在 地	電 話	備 考
1	日向警察署	日向市鶴町2丁目1-13	53-0110	24時間
2	門川交番	大字門川尾末8600-31	63-1442	
3	西門川連絡所	大字川内4451	64-1100	警察宿舎

【1.3.5.9】 災害派遣の活動範囲

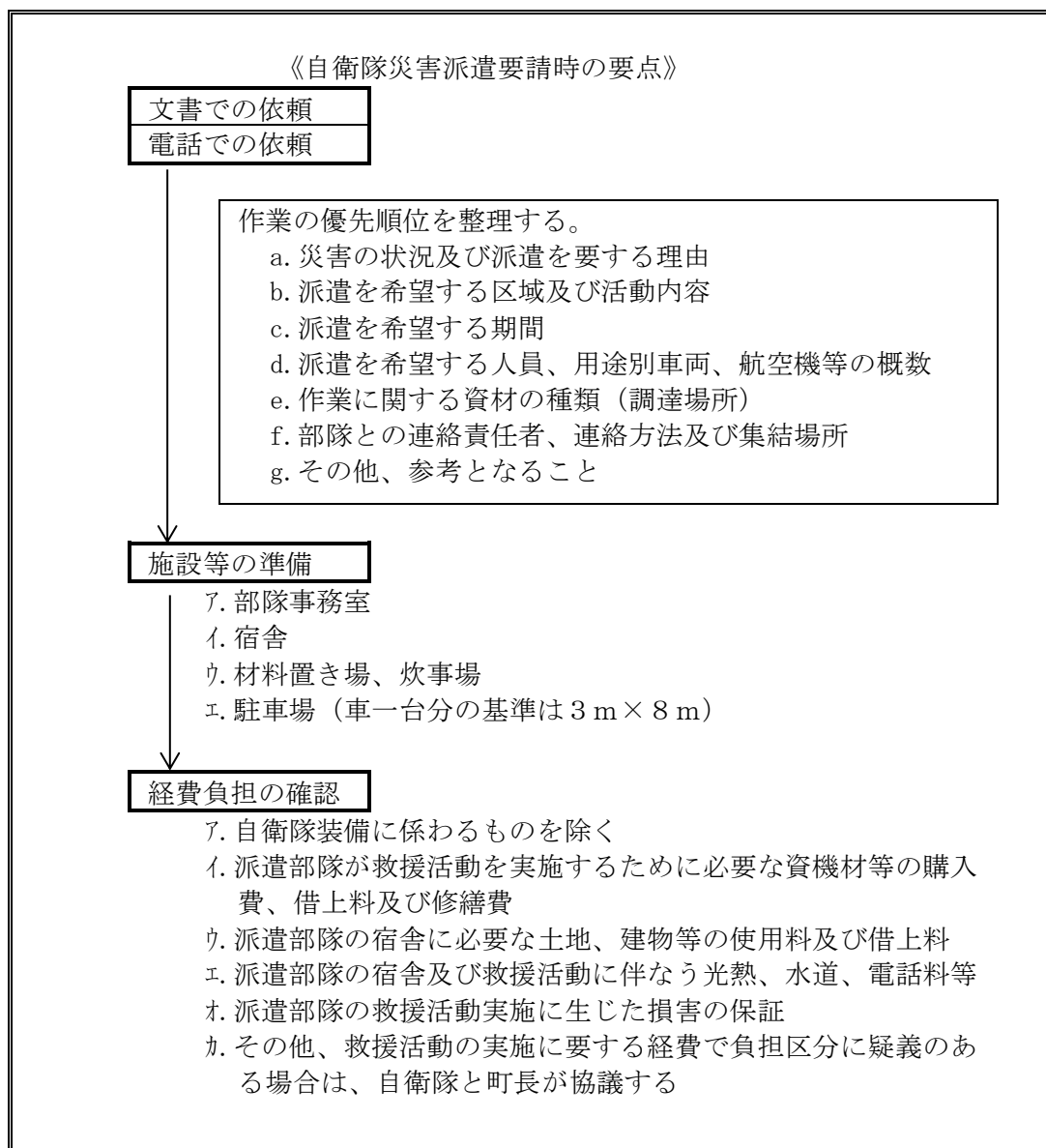
災害派遣の活動範囲

項目	内容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行って被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合が必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者の捜索・救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に際しては、上のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に際しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たるが、消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し又は障害物がある場合は、それらの啓開または除去に当たる。
応急医療・救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、及び防疫を行うが、薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用するものとする。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救護活動に必要な人員及び援助物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救援物資の無償貸与又は譲与	「防衛庁の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」(S,33.総理府令第1号)に基づき、被災者に対し救援物資を無償貸付けし又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。
通信支援	通信機器を用いて情報の収集及び伝達を行う。
広報活動	航空機、車両等を用いて、住民に対する広報を行う。
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

【1.3.5.10】 大震災時の自衛隊の活動内容と県庁の連絡調整部課組織図(県防引用)

自衛隊 支援内容	県庁	
	課	部
知事、副知事との連絡調整	秘書広報課	県民政策部
TacCP 等県庁内施設の使用	総務課	総務部
損害賠償事故の処理要請	危機管理局	総務部
物品の管理	総務事務センター	総務部
緊急調達	総務事務センター	総務部
経費負担区分に対する協定	財政課	総務部
記者発表、資料提供	秘書広報課	県民政策部
被害状況全般	危機管理局	総務部
避難者情報、避難警告（命令）状況	危機管理局	総務部
道路被害・復旧情報	道路保全課	県土整備部
緊急輸送ルートの確立	道路保全課	県土整備部
河川被害・復旧情報	河川課	県土整備部
鉄道被害・復旧情報	総合交通課	地域生活部
山崩れ、崖崩れ等被害・復旧情報	危機管理局	総務部
被害情報		警察本部
緊急輸送ルートの決定	危機管理局	総務部
水道断水・復旧情報	衛生管理課	福祉保健部
住宅（仮設住宅等）情報	建築住宅課	県土整備部
ガス被害・復旧情報	危機管理局	総務部
給水・浴場関連情報	衛生管理課	福祉保健部
災害派遣要請等に関する調整	危機管理局	総務部
部隊運用に関する全般調整（県庁全般）	危機管理局	総務部
テント設営のための組み立て足場輸送	危機管理局	総務部
生活必需品等の輸送	危機管理局	総務部
入浴	衛生管理課	福祉保健部
トラックによる遺体輸送	衛生管理課	福祉保健部
自転車の保健所への輸送	福祉保健課	福祉保健部
衛生物資の輸送	福祉保健課	福祉保健部
がれき対策	環境対策推進課	環境森林部
食事の運搬	農産園芸課	農政水産部
食事の充実	農産園芸課	農政水産部
医療品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
港湾施設災害復旧	港湾課	県土整備部
緊急給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
病院に対する給水の実施	衛生管理課	福祉保健部
生活用水の供給	衛生管理課	福祉保健部
防塵マスクの輸送		警察本部
崖崩防災点検（陸航空）	道路保全課	県土整備部
	河川課	県土整備部
	砂防課	県土整備部
ヘリポート敵地調整	危機管理局	総務部
ヘリによる患者輸送	危機管理局	総務部
避難所巡回診察	福祉保健課	福祉保健部
避難所救護センター医療スタッフ差出	医療薬務課	福祉保健部
患者輸送	医療薬務課	福祉保健部
避難所歯科診療	医療薬務課	福祉保健部
倒壊地域の防疫（消毒）	健康増進課	福祉保健部
医薬品の輸送	医療薬務課	福祉保健部
県庁内電話の構成	営繕課	県土整備部
	危機管理局	総務部
緊急物資等揚陸	港湾課	県土整備部
船舶係留岸壁の調整	港湾課	県土整備部

【1.3.5.13】 災害派遣要請系統図



【1.3.5.14】 知事への災害派遣要請書(様式) (県防引用)

〈知事への要求書様式〉

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日 (市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について		
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。		
記		
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

【1.3.5.15】 撤収要請書(様式) (県防引用)

〈知事への自衛隊撤収要請様式〉

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日 (市町村長)	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。		
記		
1. 撤収開始日時		
2. 撤収の理由等		

第7節 医療救護活動

【1.3.7.1】 災害拠点病院等

H25・県地域防災計画 第1巻 第2編 第3章 第5節 抜粋

災害拠点病院 H15. 2 県内11病院	種 別	二 次 医 療 圏 名	医 療 機 関 名	電 話
基幹災害拠点病院	宮崎県内	宮崎県内	県立 宮崎病院	0985-24-4181
地域災害拠点病院	宮崎県北部	宮崎県北部	県立 延岡病院	0982-32-6181
	日向入郷	日向入郷	(恩) 宮崎県済生会日向病院	63-1321
	日向入郷	日向入郷	医療法人 泉和会 千代田病院	52-7111
	日向入郷	日向入郷	医療法人 誠和会 和田病院	52-0011

【1.3.7.8】 医療救護班の編成

医療救護班の編成

機 関 名	名 称	備 考	電 話
県 立 病 院	県立 延岡病院		0982-32-6181
日本赤十字社	宮崎県支部 常備救護班(第三班)	宮崎県済生会日向病院に委託(1班・6名態勢)	0985-22-4045
医 師 会	JMAT(日本医師会災害医療チーム)	日向市・東臼杵郡医師会	52-0222
保 健 所	保健所 医療救護班	日向保健所	52-5101

※医療救護班の構成

医 師	保健師	助産師	看護(準)師	計	臨時救護所を設置する施設
1名	2名			3名	①災害救助法適用市町村の区域内の病院及び診療所 ②①の区域に隣接する市町村の区域内の病院及び診療所

※災害救助業務委託契約(災害救助法第23条) 宮崎県知事と日本赤十字社宮崎県支部長契約に基づく (昭和34年10月30日)

業務委託内容 1. 医療及び助産 2. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案

【1.3.7.10】 災害救助法による救助の程度、方法並びに期間(早見表)(県防引用)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考							
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり 310円以内 (加算額) 冬期別に定める額を加算 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超えて加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上							
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自らの資力で住宅を得ることができない者	1 規格1戸当たり平均29.7㎡(9坪)を基準とする。 2 限度額1戸当たり2,530,000円以内 3 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(規模、費用は別途定めるところによる。)	災害発生の日から20日以内着工	1 平均1戸当たり29.7㎡、2,530,000円以内であればよい。 2 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 3 給与期間最高2年以内 4 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。							
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	1人1日当たり1,040円以内	災害発生の日から7日以内	食品供与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。(1食は1/3日)							
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流出、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬期(10月～3月)の季別は、災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内		災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は、年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。						
		区分	1人世帯			2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼	夏			17,800	22,900	33,700	40,400	51,200	7,500
			冬			29,400	38,100	53,100	62,100	78,100	10,700
		半壊 半焼 床上 浸水	夏			5,800	7,800	11,700	14,200	18,000	2,500
冬	9,400		12,300	17,400	20,600	26,100	3,400				

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者 (応急的措置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前 又は以後7日以内に 分べんした者であつて 災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、 使用した衛生材料等の実費 2 助産婦による場合は、慣行料金の100分80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
災害にかかった者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
災害にかかった住宅の応急処理	1 住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 547,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は、毀損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童4,100円 中学校生徒4,400円 高等学校等生徒4,800円	災害発生の日から (教科書) 1か月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 201,000円以内 小人(12歳未満) 160,800円以内	災害の発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害の発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,300円以内 一時保存 — 既存建物借上費 — 通常の実費 — 既存建物以外 — 1体当たり — 5,000円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害の発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯当たり 133,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助の種類	範囲	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号に規定する者	災害救助法第17条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

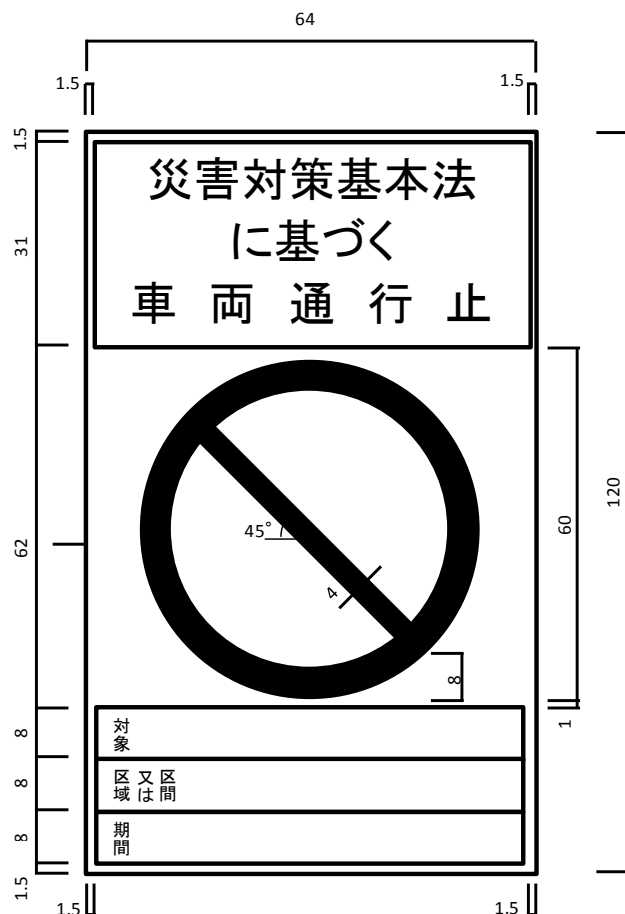
※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。
内閣府政策統括官(防災担当)

第8節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

【1.3.8.5】 町有車両保有台数一覧表

町所有車両			2014年10月	
NO	主管課	種別	主要な用途	緊急車両の登録
1	総務課	トヨタクラウン	2号車 (町長)	なし
2		トヨタプロボックス	5号車	なし
3		トヨタプロボックス	3号車	なし
4		スズキキャリートラック	軽トラック	なし
5		スズキランディ	1号車	なし
6		日産 キャラバン	10人乗ワゴン	なし
7		消防車	3部車	有
8		消防車	12部車	有
9		消防車	10部車	有
10		消防車	1部車	有
11		消防車	本部車	有
12		消防車	6部車	有
13		消防車	9部車	有
14		消防車	4部車	有
15		消防車	2部車	有
16		消防車	5部車	有
17		消防車	8部車	有
18		消防車	7部車	有
19		ダイハツ	軽積載車	有
20		消防車	11部車	有
21		消防車	13部車	有
22		トヨタブラド	指令車	有
23		マツダデミオ	青色パトロール車	なし
24		ニッサン	10人乗ワゴン	なし
25	税務課	トヨタラクティス	普通乗用車	なし
26		ダイハツハイゼット	軽貨物	なし
27	町民課	ホンダフィット	普通乗用車	なし
28		スバルsanbar	軽四輪貨物	なし
29	福祉課	スズキワゴンR	軽乗用	なし
30		スズキワゴンR	軽乗用	なし
31		三菱ekワゴン	軽乗用	なし
32	産業振興課	トヨタラッシュ	普通乗用車	なし
33		スズキキャリー	軽トラック	なし
34		トヨタカローラワゴン	ステーションワゴン	なし
35		トヨタファンカーゴ	軽乗用	
36	建設課	トヨタアゲ	普通車	なし
37		スズキキャリー	軽トラック	なし
38		カローラフィールダー	小型乗用	なし
39	環境水道課	カローラフィールダー	普通乗用車	なし
40		三菱	塵芥車	なし
41			塵芥車	なし
42		三菱ekワゴン	軽乗用	なし
43		日産ディーゼル	分別収集車 (2t)	なし
44		三菱キャンター	ダンパー	なし
45		三菱キャンター	分別収集車 (3.5t)	なし
46	教育総務課	スズキエヴリィ	軽貨物	なし
47	社会教育課	トヨタプロボックス	小型乗用	なし
48	心の杜	三菱エアロミディ	マイクロバス	なし

【1.3.8.13】 標示（県防引用）



備考

- 1 色彩は文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

【1.3.8.14】 標章（県防引用）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期間」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第9節 避難収容活動

【1.3.9.7】 町指定避難場所 所在一覧表

番号	対象区域	地震・その他の災害	洪水・津波・高潮	電 話	海 抜
1	松瀬	松瀬集落センター	—	—	—
2	三ヶ瀬	三ヶ瀬集落センター	—	64-1612	—
3	上井野	西門川総合活性化センター	—	64-1031	—
4	大内原		—	64-1112	—
5	小松	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	門川高等学校 五十鈴小学校 平城保育所	63-1336 63-0233 63-3204	GH=23.00 GH=12.80 GH=24.00
6	大丸				
7	小園				
8	城屋敷				
9	五十鈴				
10	中山				
11	平城西				
12	平城東				
13	梅ノ木	クリエイティブセンター	クリエイティブセンター 南ヶ丘公民館	63-0002	GH=7.20 GH=21.00
14	城ヶ丘				
15	南町1区				
16	南町2区				
17	南ヶ丘	門川小学校 中央公民館 子育て人づくりセンター	門川小学校(屋上) 中央公民館 西ノ山高台	63-1027 63-6060 63-1453	GH=17.00 GH=12.50 — GH=9.60
18	上ノ町				
19	本町				
20	旭町				
21	尾末東				
22	後向				
23	中尾				
24	下納屋				
25	上納屋1区				
26	上納屋2区				
27	上納屋3区	門川中学校	門川中学校	63-1037	GH=17.00
28	東栄町				
29	西栄町				
30	宮ヶ原				
31	栄ヶ丘	中村公民館	中村公民館		GH=17.00
32	竹名				
33	中村	草川小学校	草川小学校(屋上)	63-1009	GH=18.00
34	加草1区				
35	加草2区				
36	加草3区				
37	加草4区				
38	加草5区	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	かどがわ温泉心の杜 総合福祉センター	63-7780 63-7210	GH=25.00 GH=16.00
39	庵川西				
40	庵川東				
41	牧山				
42	谷の山				

※避難場所(施設)は、この表の区分によらず、身近な場所を利用してください

指定避難場所（地震・その他の災害）

★はこれまでの状況から役場が想定

		地区名	避難場所
1	★	松瀬	自宅裏山
2	★	三ヶ瀬	自宅裏山
3		上井野	西門川活性化センター
			上井野公民館
			西門川小・中学校
4	★	大内原	自宅裏山
5		小松	神様の山
6	★	大丸	国道388号線丸口バス停西側
			広域農道(幸進社付近)
7		小園	小園公民館裏山
			金丸商店裏山
			高速道トンネル入り口付近
8		城屋敷	狗山(私有地)
9		中山	中山神社
			五十鈴小学校
			宮崎部品(広域農道)
			中山運動公園
10		五十鈴	門川高校
			市杵嶋神社
			巖島神社
11		平城東	平城多目的公園
			門川高校
			平城保育所
			城ヶ丘高台
			愛宕山公園
12	★	城ヶ丘	城ヶ丘公園
13		平城西	門川高校
			平城児童公園
14		梅ノ木	緑地帯 高台
			駐車場(私有地)
15		南町1区	潤島神社及び周辺の山
			日向病院
16		南町2区	日向病院
			梶木山(私有地)
17		南ヶ丘	南ヶ丘区公民館
18	★	上町	門川神社
			愛宕山公園
			門川高校
19		本町	門川小学校屋上
			コモ田墓地
			中央公民館
			愛宕山公園
20	★	東栄町	城ヶ丘公園
21		西栄町	門川中学校
			城ヶ丘
			松尾継彦氏の山

		地区名	避難場所	
22		宮ヶ原	北宮ヶ原児童公園 田中病院 門川中学校	
23	★	栄ヶ丘	栄ヶ丘町営住宅 清掃工場	
24		竹名	株式会社メタルフオージ 地区内(自宅裏山)法面 竹名地区公民館	
25		旭町	中央公民館 門川神社境内 門川小学校東校舎3階	
26	★	尾末東	上ノ山高台	
27		後向	天の山 上の山広場	
28	★	中尾	中央公民館	
29	★	下納屋	西の山高台 天の山	
30	★	上納屋1区	西の山高台	
31	★	上納屋2区	西の山高台 中央公民館	
32	★	上納屋3区	西の山高台	
33		中村	安井(株)前 町道 長峰墓地 中村公民館 奥の院	
34		加草1区	永願寺 近隣の高台(7か所)	
35		加草2区	加草地蔵尊 加草愛宕山	
		大迫	天照神社 高速道路門川IC 大船共同墓地 加草共同墓地	
			加草3区	加草地蔵尊 濱田高一氏私有地高台
			加草4区	草川小学校屋上 タワー 須賀崎貯水タンク場
38		加草5区	草川小学校屋上 タワー 庵川近隣公園 延岡家畜市場	
	39		庵川西	心の杜 庵川西近隣公園 須賀崎貯水タンク場 延岡家畜市場
				40
41		★ 庵川東		
	42		牧山	
43	★	谷ノ山	自宅裏山	

第10節 食料・飲料水及び生活必需品の調達、供給活動

【1.3.10.5】 門川町災害応援協定(主なもの) 一覧表

(平成25年12月18日現在)

締結日	協定名称	協定先	協定の概要	備考
H7.6.19	宮崎県消防相互応援協定	県内9市28町7村3組合	消防組織法第1条に規定する消防の任務 火災予防、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による被害者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。	
H8.8.29	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内9市28町7村	災害応急措置としての①応援隊員の派遣②食料品、飲料水、生活必需品の提供③避難及び収容施設並びに住宅の提供④医療及び買入れに必要な資機材および物資の提供⑤団体火葬施設の提供⑥ゴミ、し尿処理用装備、施設の提供⑦車両、資機材の提供⑧ボランティア団体の受け入れ及び活動調整⑨その他応援に必要な事項	
H10.7.24	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する協定	県内9市28町7村1企業団	災害及び漏水時に①職員員の派遣②応急給水実施③応急復旧④給水に係る衛生措置の確保⑤関係機関との連絡調整⑥飲料水の提供⑦関係機関との連絡調整	
H12.12.3	災害時における総合的支援に関する協定書	宮崎県石油商業組合	①緊急避難場所及び一時休憩所として施設を提供②テレビ、ラジオ、地図等による道路情報の提供③水道水、トイレの提供④非常物資の集積場として施設を提供⑤緊急車両に対する優先給油	宮崎県
H18.4.28	災害発生時における支援活動に関する協定書	日向地区建設業組合	①被災調査を実施、被害状況の報告②支援活動に必要な人員、建設機材、資材を確保③応急復旧工事	門川町
H18.6.5	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合	生活(飲用除く)用水、消防用水の供給	宮崎県
H18.7.20	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内9市19町3村2組合	原協定の一部変更	県内1市19町9村2組合
H19.7.3	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	宮崎県環境保全事業連合会	被災地域で①発生するし尿・浄化槽汚泥・ごみ等の収集・運搬②仮設トイレの設置③その他支援活動可能な事項	宮崎県
上記同時期	災害時における協定書	(社)宮崎県産園地協会(社)日本産園建設業協会 宮崎県支部	①避難地の樹木、瓦礫の除去および処理②清掃③復旧の現状回復④避難地の被災情報収集⑤その他必要と認める事項	宮崎県
H19.7.20	災害時相互支援に関する協定書	日向市、養父町、諸塚村、椎菜村	衛星系通信機器を利用した安否確認、被災した自治体から要請のあった事項	防災部会で運用面を協議中
H19.12.21	災害時における飲料水調達業務に関する協定書(宮崎県のうち本町に属する分)	南九州コカ・コーラボトリング株	災害時被災型自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供(門川町役場、商工会、福祉センター、文化会館、心の杜、クイーンズセンター)、商品の優先的な供給、商品の搬送引渡し	宮崎県
H20.1.15	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定書	(社)日本塗装工業会 宮崎県支部	①公共施設、避難所及び一般住宅等における汚泥の洗浄②災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬③被災建物の簡易清掃及び応急修理④その他必要と認める業務	宮崎県
H20.1.15	災害時における高圧電線復旧支援活動に関する協定書	(社)宮崎県高圧電線復旧協会	秋篠所及び避難所等での①骨折・脱臼・止血等の応急処置・打撲・ねんざの施術	宮崎県
H20.3.19	災害時における水道の応急対策に関する協定書	宮崎県管工事協同組合連合会	①災害時に拠点となる公共施設、避難所等の水道施設の優先的復旧②水道資機材の調達・提供③水道技術者の派遣・提供④その他必要と認める業務	宮崎県
H20.7.17	災害時における建築物の応急対策に関する協定書	宮崎県建築協会	①公共施設及び避難所等の建築物の機能回復②被害状況の調査・報告③建築機械・資材及び労力の提供	宮崎県
H20.7.28	災害時における防水等の応急対策に関する協定書	宮崎県防水工事協同組合	災害時拠点公共施設の①天井・壁等の漏水応急措置②飲料水槽・配管の漏水の応急止水措置③発電機・蛍光灯による応急照明装置の提供④被災情報収集・報告	宮崎県
H20.7.31	災害時における電気設備の応急対策に関する協定書	宮崎県電業協会	災害時拠点公共施設の電気設備の機能回復②被害状況調査・報告③電気工事機材及び労力の提供	宮崎県
H20.9.8	災害時における飲料水調達業務に関する協定書	南九州ペプシコソーラ販売株	①緊急時対応型飲料水自動販売機の飲料水の無償提供②商品の優先的な供給③商品の搬送引き渡し	宮崎県
H20.11.11	災害時における物資の調達の協定書	㈱ローソン	①調達・搬送が可能な範囲内での商品の提供②商品の搬送引き渡し	宮崎県

(平成25年12月18日現在)

締結日	協定名称	協定先	協定の概要	備考
20		伊藤忠商事㈱	グループ各社間の総合調整	宮崎県
21	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定書	㈱南九州ファミリーマート	災害時に供給可能な物資の供給	宮崎県
22		伊藤忠エネクス㈱	①緊急車両等への優先給油②帰宅困難者への場所提供③救援物資等集積地としての場所提供	宮崎県
23		㈱エコア	①LPガス、ボンベ等の供給②二次災害防止のための広報活動の実施	宮崎県
24	災害時におけるLPガスの調達に関する協定書	宮崎県エルピエーガス協会	①LPガスの優先的な供給②LPガスコンロ・ガスストーブ等の燃料提供③LPガス器具等の搬送・設置④LPガス保安業業務資格者の派遣、提供	宮崎県
25	災害発生等における総合的支援に関する協定書	宮崎県商工会連合会	知事からの要請で①食料品・飲料水②寝具③日用雑貨④衣料品⑤炊事用具⑥高熱材料⑦衣料品の供給・運搬を行う	宮崎県
26	災害発生等における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定書	門川町商工会	公共施設の機能回復のための応急作業、建築資材等の調達、生活必需品等の供給(寝具、医療品、日用品、食糧品等)	門川町
27	災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)全国木造建設事業協会	①木造の応急仮設住宅の建設等 ②木造の応急仮設住宅建設時の住宅建設業者の派遣等	宮崎県
28	災害時における建築物の応急対策に関する協定	(社)宮崎県建築業協会	①被災した公共建築施設の被害情報の収集 ②木造の応急仮設住宅の建設 ③公共建築施設の応急復旧作業及び機能の確保 ④建築資材等の調達及び輸送	宮崎県
29	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	全国賃貸住宅経営協会	①民間賃貸住宅経営者からの空き家情報の提供 ②応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の提供	宮崎県
30	災害時緊急用食料・物資の支援体制について(通知)	農林水産省延岡地域センター	災害発生後1～3日用として、1,000人/1日分の支援体制①乾パン350Kg、補助栄養食品6000個②パン類3000個、おにぎり6000個(20℃以下または温度管理ができる場合)③カップ麺(3000個)湯を確保できる場合④水500ml(3000本)⑤育児用調乳粉850g×10缶⑥乳用レトルト60個⑦老人用レトルト200個	通知
31	門川町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	大規模な災害時に、①現地情報連絡員の派遣②専門技術員による支援③緊急輸送路の確保④緊急排水排除、⑤通信連絡網の構築⑥学識経験者の指導、助言	門川町
32	津波緊急避難における高速道路等区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	東九州自動車道の一部(料金所付近)を避難所として利用できるもの	門川町
33	宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定	県内の8の社会福祉団体相互間の協定	(社)宮崎県保育園連盟連合会に平城保育園が加入しており、加入施設の被災により使用が困難になった場合に、一時的に利用者を受け入れる	門川町
34	津波緊急避難における門川町C門扉館の管理に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	門扉館2個を門川町(消防関係)に貸与	門川町
35	津波緊急避難における門川町C門扉館の管理に関する協定書	加草2区 地区区長	門扉館2個のうち1個を消防関係 1個を加草2区が管理	門川町
36	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	宮崎県済生会日向病院	病院屋上(5F)施設を避難所として提供 A=1,000㎡ 500名	門川町
37	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	㈱メタルフォージ	敷地内の空きスペース提供(車両)A=33,000㎡(建物含む) 200名	門川町
38	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	門川町社会福祉協議会	総合福祉センターを活用した避難スペースの提供 A=601㎡ 180名	門川町
39	災害時における災害緊急放送に関する協定書	㈱ケーブールメディアワイワイ	災害緊急放送、災害情報の放送で①避難勧告、避難指示の発布及び復旧状況②避難所及び避難所の周辺状況③学校、保育所の児童等の保護状況④帰宅困難者に関する事項⑤水、物資等の支給情報⑥その他必要と認める事項	門川町

第15節 ライフライン施設の応急復旧

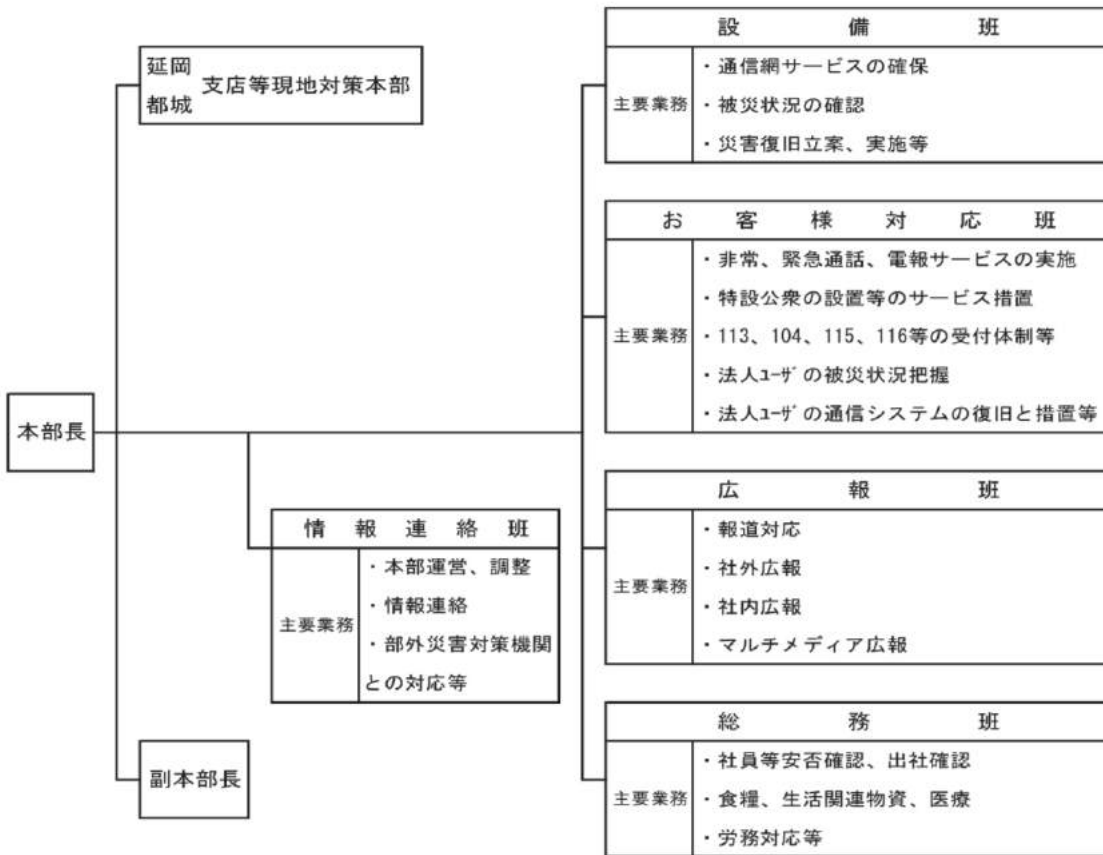
【1.3.15.5】 電気通信サービスの復旧順位（県防引用）

電気通信サービスの復旧順位

順位	復旧回線		
第一順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の加入電話回線各1回線以上 交換局所前（無人局を含む）に公衆電話1個以上 ZC以下の基幹回線の10（%）以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 ZC以下の基幹回線の10（%）以上 	
	電報サービス	<ul style="list-style-type: none"> 電報中継回線1回線以上 	
	専用サービス等	専用サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の専用回線各1回線以上 テレビジョン放送中継回線1回線（片方向）以上
		国際通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10（%）以上
		国内通信事業者回線	<ul style="list-style-type: none"> 対地別専用線の10（%）以上
		社内専用線	<ul style="list-style-type: none"> 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な社内専用線
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第1順位）の当該回線各1回線以上 第1順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第二順位	電話サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の加入電話回線各1回線以上 人口1千人当たり公衆電話1個以上 	
	総合デジタル通信サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の各第1種、第2種双方について、1契約回線以上。尚、システム利用のユーザ回線については各事業所毎に1契約回線以上 	
	専用線サービス等	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の専用回線各1回線以上 	
	加入電信サービス回線、パケット交換サービス	<ul style="list-style-type: none"> 重要通信を確保する機関（第2順位）の当該回線各1回線以上 第2順位復旧対象回線の復旧に必要な中継回線数 	
第三順位	第1順位、第2順位に該当しないもの		

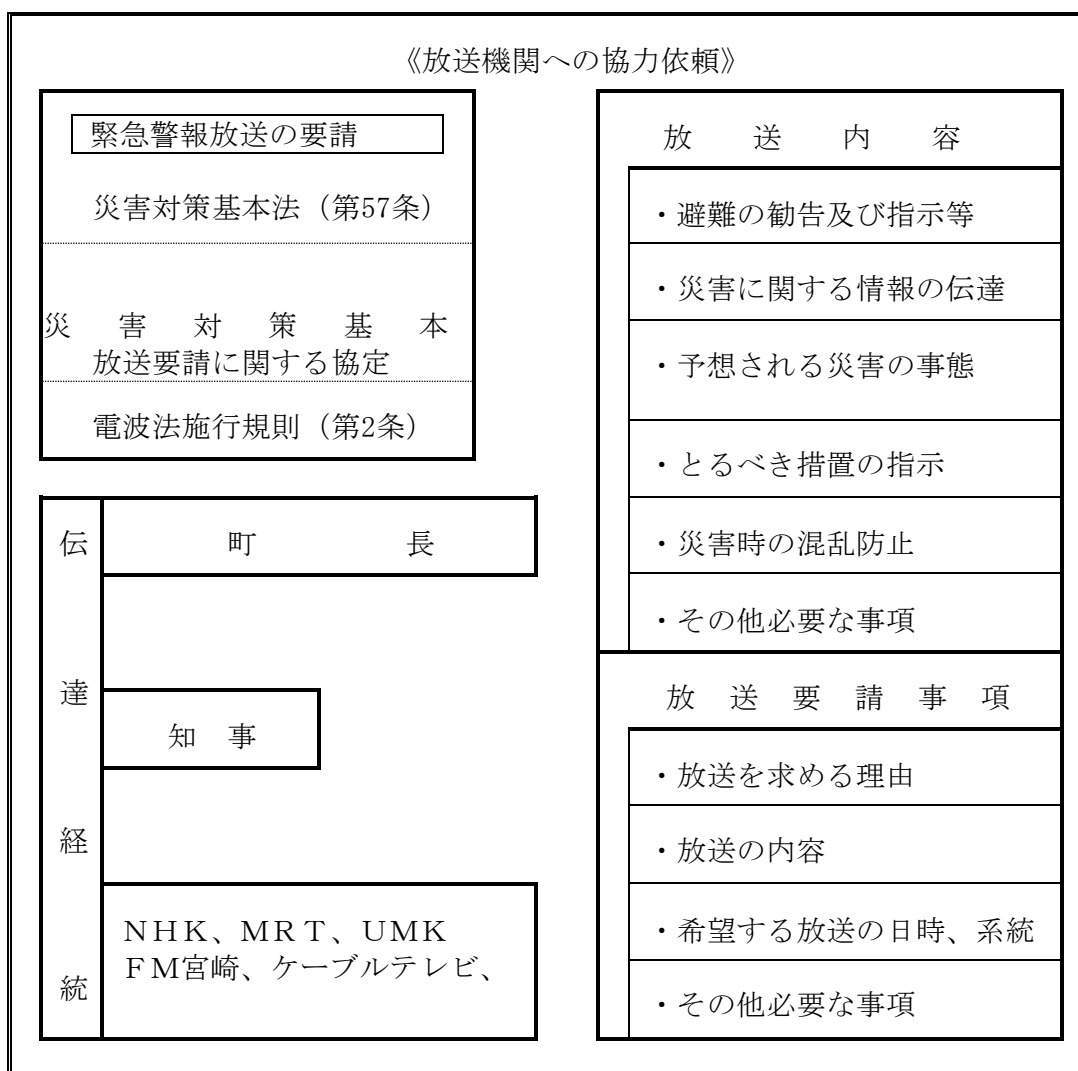
（注）その他新規のサービスについては、別途定めるものとする。

【1.3.15.6】 NTT西日本宮崎支店災害対策本部体制図（県防引用）



第16節 被災者等への的確な情報伝達活動

【1.3.16.1】 放送機関への協力依頼



【1.3.16.4】 基本法に基づく放送要請に関する協定

災害対策基本法に基づく放送
要請に関する協定について

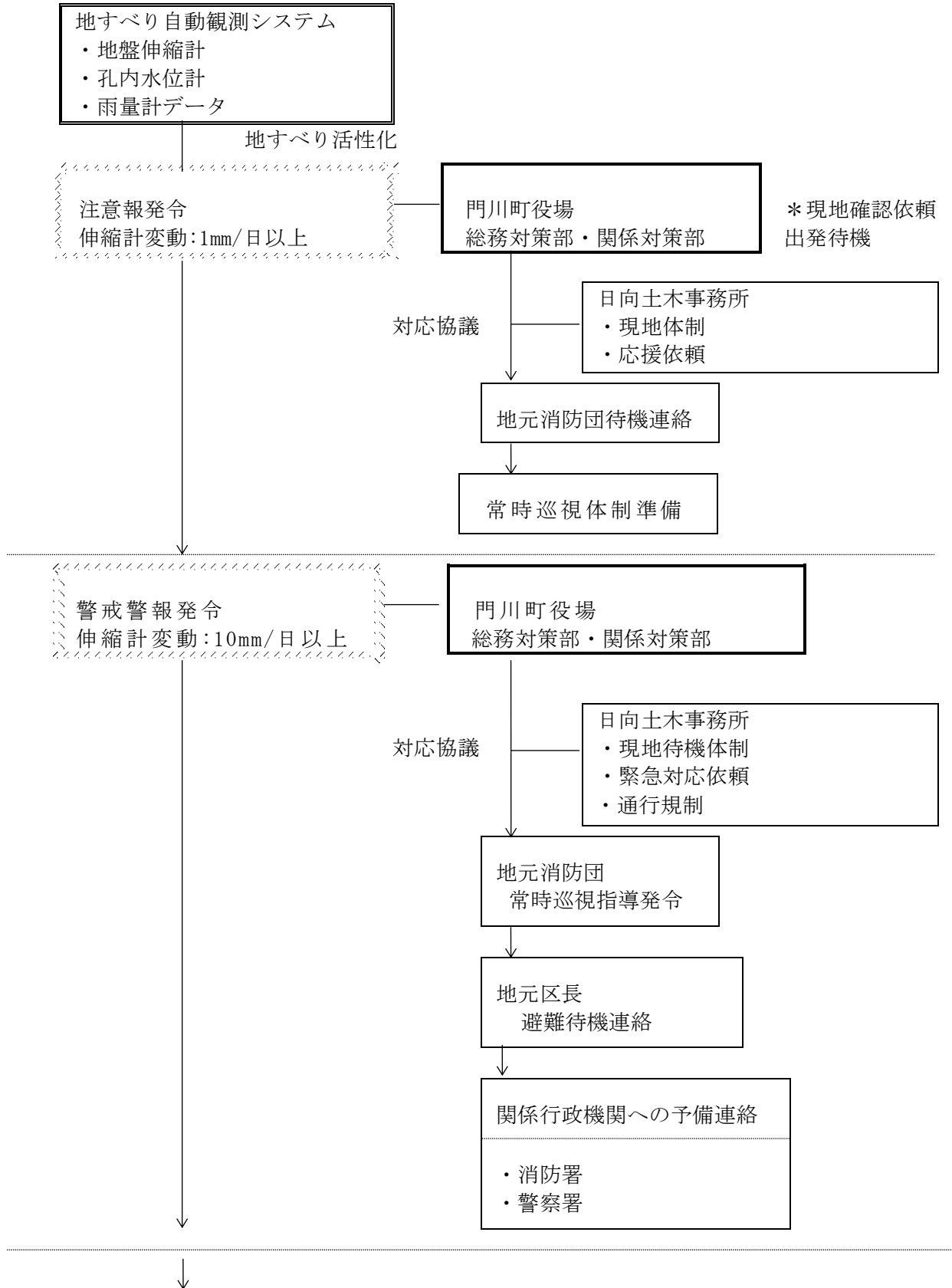
災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 57 条に規定する放送要請に関して、宮崎県知事と日本放送協会宮崎放送局長は、同法施行令第 22 条の規定に基づく協議の結果を次のとおり協定する。

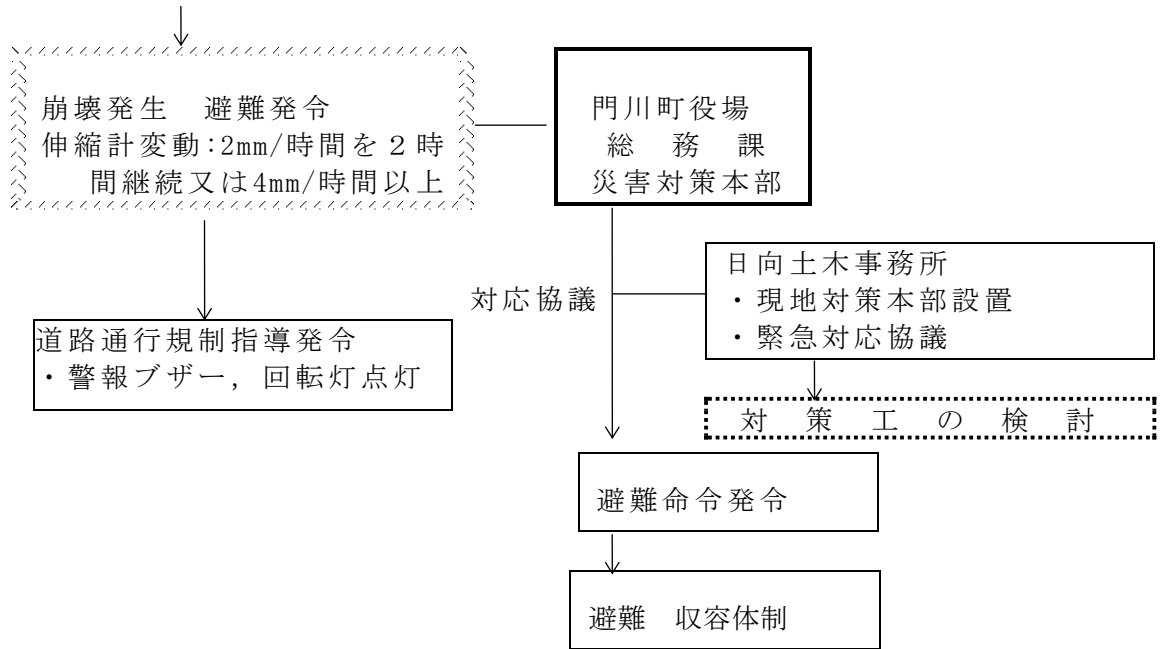
昭和 40 年 12 月 1 日

宮崎県知事 黒木 博
日本放送協会宮崎放送局長 池辺 次雄

第17節 二次災害の防止活動

【1.3.17.3】警戒避難体制





第18節 自発的支援の受入れ

【1.3.18.1】 門川町災害ボランティア推進協議会

門川町災害ボランティア推進協議会

平成26年4月

	所 属 団 体	職 名
1	門川交番	所 長
2	門川町教育委員会	教 育 長
3	門川町地区会長・自治公民館長連合会	会 長
4	門川町小・中学校校長会	会 長
5	日向地区建設業協会門川支部	支 部 長
6	門川町商工会	会 長
7	(株)西の丸	取締役会長
8	浩洋会 田中病院	院 長
9	門川町ボランティア協議会	会 長
10	門川町民生児童委員協議会	会 長
11	門川町障がい者連絡協議会	会 長
12	門川町高齢者クラブ連合会	会 長
13	門川町婦人団体連絡協議会	会 長
14	門川町日本赤十字奉仕団	委 員 長
15	悠々工房	施 設 長
16	ふれあい地球館 照葉	施 設 長
17	門川町保育連絡協議会	代 表
18	門川町防災ボランティア活動	代 表
19	門川町役場総務課	課 長
20	門川町総務課消防防災係	係 長
21	門川町福祉課	課 長
22	門川町社会福祉協議会	会 長
23	門川町社会福祉協議会 事務局	局 長
24	門川町社会福祉協議会 事務局	次 長
	門川町地域支援包括支援センター	所 長
25	門川町社会福祉協議会 在宅福祉係	係 長
26	門川町社会福祉協議会 地域福祉係	係 長

事務局：門川町社会福祉協議会 地域福祉係

第19節 貯木、在港船舶対策計画

【1.3.21.1】県内における避難港一覧表

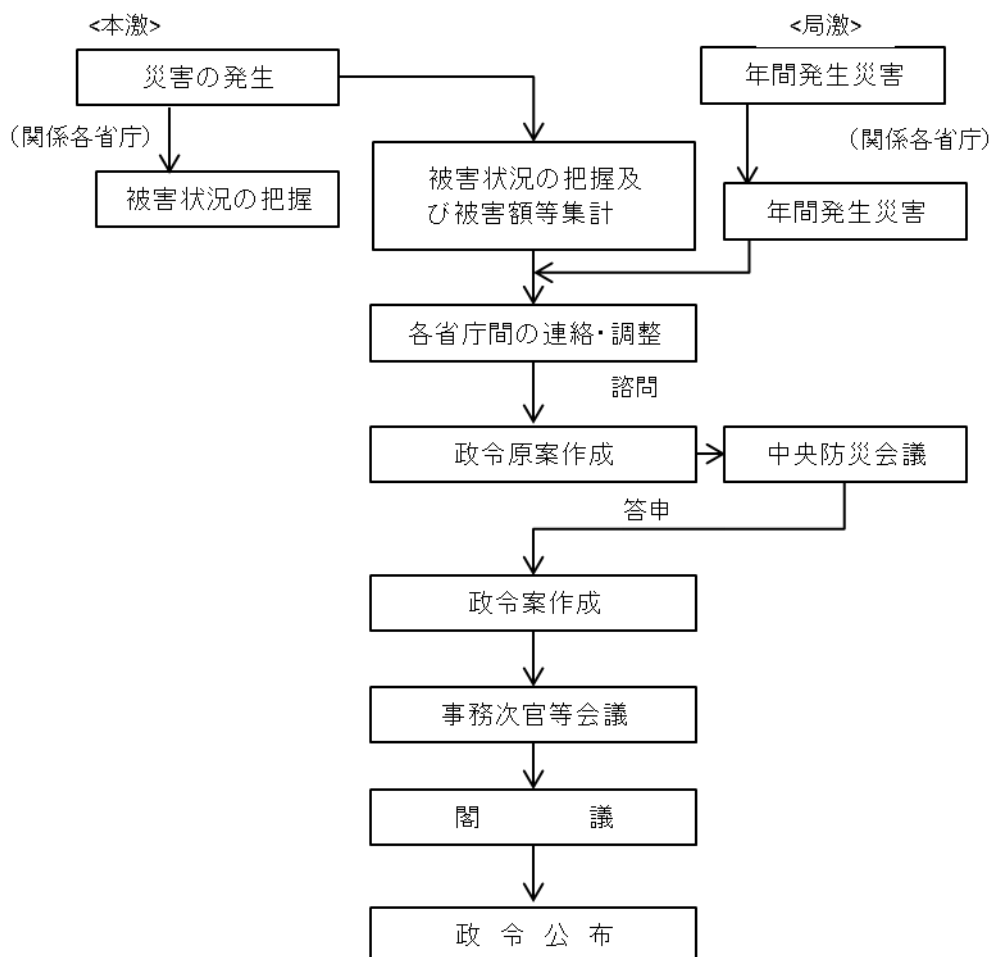
漁 港	泊 地 面 積					
	全泊地	2.0m未満	2.0～3.0m	3.0～6.0m	6.0～9.0m	9.0m以上
北浦漁港 (宮野浦)	116,300	21,800	25,000	47,000	22,500	
〃 (市 振)	49,600	7,800	9,500	32,300	—	
島野浦漁港	182,000	15,700	27,300	38,400	100,600	
南浦漁港 (浦 尻)	176,958	130,858	32,900	13,200	—	
土々呂漁港	576,500	147,200	75,070	354,230	—	
細島港工	746,700	16,100		378,100	89,000	263,500
細島港商	562,210					562,210
油津港	838,600		299,600	539,000		
内海港	146,530		13,276	133,254		
外浦港	950,613		25,977	924,636		

出典：宮崎県地域防災計画資料編（平成19年度）

第4章 災害復旧・復興計画

第2節 迅速な現状復旧の進め方

【1.4.2.2】 激甚災害及び適用措置の指定手順（県防引用）



【1.4.2.3】激甚災害指定基準(本激) (県防引用)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
法第2章 第3条～4条 (公共土木施設 災公害復旧事 業等に関する特 別の財政援助)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.5% (B 基準) 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国標準税収入 × 0.2%かつ、次 の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の標準税収入 × 25% (2) 県内市町村の査定総見込額 > 県内全市町村の標準税収入 × 5%
法第5条 (農地等の災害 復旧事業等に 関する補助の特 別措置)	次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の査定見込額 > 当該都道府県の農業所得推定額 × 4% (2) 一の都道府県の査定見込額 > 10億円
法第6条 (農林水産業共 同利用施設災 害復旧事業費 の補助の特例)	次の(1)又は(2)の要件に該当する災害 (1) 法第5条の措置が適用される場合 (2) 農業被害見込額 > 当該年度の全国農業所得推定額 × 1.5%で法第8条の措 置が適用される場合 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るもの について、当該災害にかかる漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、かつ、 次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 0.5% (4) 漁業被害見込額 > 全国漁業所得推定額 × 1.5%で法第8条の措置 が適用される場合 ただし、(1)～(4)について、当該施設に係る被害見込額が5,000万円以下と認め られる場合を除く。
法第8条 (天災による被 害農林漁業者 等に対する資金 の融通に関する 暫定措置の特 例)	次のいずれかに該当する災害 ただし、高潮、津波等特殊な原因による激甚な災害であって、災害の態様から 次の基準によりがたい場合は、被害の実情に応じて個別に考慮 (A 基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.5% (B 基準) 農業被害見込額 > 全国農業所得推定額 × 0.15% かつ、次の要件に該当する都道府県が1以上あるもの一の都道府県の特別被 害農業者数 > 当該都道府県の農業者 × 3%

<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 ただし、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は、木材生産部門に限る。 (A 基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 5% (B 基準) 林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1.5% かつ、次の要件のいずれかに該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の林業被害見込額 > 当該都道府県の生産林業所得推定額 × 60% (2) 一の都道府県の林業被害見込額 > 全国生産林業所得推定額 × 1%</p>
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条 (小規模企業車等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.2% (B 基準) 中小企業関係被害額 > 全国中小企業所得推定額 × 0.06% かつ、次のいずれかの要件に該当する都道府県が1以上あるもの (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 当該都道府県の中小企業所得推定額 × 2% (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 > 1,400億円 ただし、火災の場合又は法第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例措置が講ずることがある。</p>
<p>法第16条 (公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助) 第17条 (私立学校施設災害復旧事業の補助) 第19条 (市町村施行の伝染病予防事業に関する負担の特例)</p>	<p>法第2章(第3条及び第4条)の措置が適用される場合 ただし、当該施設に係る被害または当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。</p>
<p>法第22条 (り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (A 基準) 被災地全域滅失戸数 ≥ 4,000戸 (B 基準) 次の(1)、(2)の要件のいずれかに該当する市町村が1以上あるもの ただし、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 (1) 被災地全域滅失戸数 ≥ 2,000戸かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 200戸又は住宅戸数の1割 (2) 被災地全域滅失戸数 ≥ 1,200戸かつ、一の市町村の区域内の滅失戸数 ≥ 400戸又は住宅戸数の2割</p>

法第 24 条 (小災害債に係 る元利償還金の 基準財政需要 額への算入等)	法第 2 章(第 3 条及び第 4 条)又は第 5 条の措置が適用される場合。
上記以外の措 置	災害の実情に応じ、その都度検討する。

【1.4.2.4】 激甚災害指定基準(局激) (県防引用)

適用すべき措置	激甚災害とされる被害の程度
<p>法第2章 第3条～4条 (公共土木施設 災害復旧事業等 に関する特別の 財政援助)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (1) 共通 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(1千万円以上) > 当該市町村の標準税収入×50% *ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 (2) 標準税収入が50億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費(2.5億円超)> 当該市町村の標準税収入×20% (3) 標準税収入50億円を超え、100億円以下の市町村 市町村が負担する災害復旧事業等の査定事業費> 当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入—50億円)×60% (4) 早期局激 (1)の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
<p>第5条 (農地等の災害 復旧事業等に係 る補助の特別措 置)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)</p>
<p>第6条 (農林水産業共 同利用施設災害 復旧事業の補助 の特例)</p>	<p>次のいずれかに該当する災害 (1) 当該市町村内の農地等の災害復旧に要する経費 > 当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1,000万円未満を除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。 (2) (1)の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて(1)に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害(当該災害にかかる被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害見込額が当該市町村内の農業被害見込額を超えかつ、 当該市町村内の漁船等の被害額> 当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1,000万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>

<p>法第11条の2 (森林災害復旧事業に対する補助)</p>	<p>当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得(木材生産部門)推定額×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得(木材生産部門)推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ、 (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、 要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%</p>
<p>法第12条 (中小企業信用保険法による災害関係保証の特例) 法第13条 (小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例)</p>	<p>中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満を除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5,000万円未満である場合を除く。</p>
<p>法第24条 (小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等)</p>	<p>法第2章(第3条及び第4条)又は5条の措置が適用される場合</p>

第3節 計画的復興の進め方

【1.4.3.1】適用すべき措置(復旧事業等に関する特別の財政援助)

2) 復旧事業等に関する特別の財政援助

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公共土木施設災害復旧事業 (昭和26年法律第97号)	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)の規定の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業。
イ. 公共土木施設災害関連事業	公共土木施設災害復旧事業のみでは、再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木負担法施行令第1条各号の施設の新設または改良に関する事業で国の負担割合が3分の2未満のもの(道路、砂防を除く)。
ウ. 堆積土砂排除事業	<p>a. 公共施設の区域内の排除事業 激甚災害に伴ない発生した土砂等の流入、崩壊等により河川、道路、公園その他の施設で政令で定めるものの区域内に堆積した政令で定める程度に達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、植木等(以下「堆積土砂」という。)の排除事業で町が施行するもの(他の法令に国の負担もしくは補助に関し別段の定めがあるもの、または国がその費用の一部を負担し、もしくは補助する災害復旧事業に附随して行うものを除く。)</p> <p>b. 公共施設区域外の排除事業 激甚災害に伴ない発生した前号に規定する区域外の堆積土砂で、町長が指定した場所に集積されたもの、または町長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、町が行う排除事業。</p>
エ. たん水排除事業	激甚災害の発生に伴ない浸水した水で浸入状態が政令で定める程度に達するもの(以下「湛水」という。)の排除事業で町が施行するもの。

【1.4.3.2】適用すべき措置(農林水産施設災害復旧事業計画)

3)復旧事業等に関する特別の助成 (激甚法第5～11条の2)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置	この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業及び災害関連事業に要する経費の額から、災害復旧事業については、暫定措置法第3条第1項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ排除した額に対して一定の区分に伴ない超過累進率により嵩上げを行い措置する。
イ. 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例	激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧について暫定措置法の特例を定め、1箇所の工事費用が政令で指定される地域内の施設について1箇所の工事費用を3万円に引き下げて補助対象の範囲を拡大する。
ウ. 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法(以下「天災融資法」という。)第2条第1項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の2点の特別措置を行う。	a. 天災融資法の対象となる経営資金の貸付限度額を250万円に、政令で定める資金として貸付られる場合の貸付限度額については600万円に引き上げ、償還期間を政令で定める経営資金について7年以内とする。 b. 政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合等または農業協同組合連合会に対する天災融資法の対象となる事業運営資金の貸付限度額を引き上げる。
エ. 土地改良区等の行う洪水排除事業に対する補助	激甚災害に伴なう破堤または溢流により浸水した一団の地域について浸水面積が引き続き、1週間以上にわたり30ha以上である区域で農林大臣が告示した場所。

【1.4.3.3】適用すべき措置(復旧事業等に関する特別の財政援助)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公営住宅災害復旧事業(昭和26年法律第193号)	公営住宅法第8条第3項の規定の適用を受ける公営住宅、共同施設の建設または補修に関する事業。
イ. 災者公営住宅建設事業に対する補助の特例	a. 町の区域内にある住宅で激甚災害により滅失したものの戸数が100戸以上または町の区域内にある住宅の戸数の1割以上である場合。 b. 前項の区域は、建設大臣が告示する。

【1.4.3.4】適用すべき措置(文教施設災害復旧事業計画)

激甚法第16～25条)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 公立学校施設災害復旧事業 (昭和28年法律第 247号)	公立学校施設災害復旧費国庫負担法の規定の適用を受ける公立学校の施設の災害復旧事業。
イ. 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助の対象となるものは、法第3条第1項の特定地方公共団体が設置する集会所、図書館、体育館、運動場、水泳プール、その他文部科学大臣が財務大臣と協議して定める施設で、その災害の復旧に要する経費の額が1つの公立社会教育施設ごとに20万円以上が対象となる。
ウ. 私立学校施設災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた私立の学校の建物等の復旧に要する1つの学校の工事費の額をその学校の児童、あるいは生徒の数で除して得た額が750万円以上で、1つの学校について、幼稚園は60万円以上、盲学校、ろう学校及び養護学校は90万円以上、小、中学校は150万円以上、高等学校は210万円以上、短大は240万円以上、大学は300万円以上の場合である。

【1.4.3.5】適用すべき措置(社会福祉及び児童福祉施設災害復旧事業計画)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 児童福祉施設復旧事業 (昭和22年法律第 164号)	児童福祉法第35条第2項から第4項までの規定により設置された施設の災害復旧事業。
イ. 老人福祉施設災害復旧事業 (昭和38年 133号)	老人福祉施設法第15条の規定により設置された養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの災害復旧事業。
ウ. 身体障害者更生援護施設災害復旧事業 (昭和24年法律第 283号)	身体障害者福祉法第27条第2項または第3項の規定により県または町が設置した身体障害者更生援護施設の災害復旧事業。
エ. 知的障害者更生施設、授産施設災害復旧事業 (昭和35年法律第37号)	精神薄弱者福祉法第19条の規定により県または町が設置した知的障害者更生施設または知的障害者授産施設の災害復旧事業。

【1.4.3.6】適用すべき措置(医療施設災害復旧事業計画)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 感染症予防事業 (平成10年法律第114号)	激甚災害のための感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第58条の規定による町の支払に係る感染症予防事業。

【1.4.3.7】 適用すべき措置(企業災害復旧事業計画)

(激甚法第12～15条)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例	a. 激甚災害につき救助法が適用された地域内に事業を融資、かつ激甚災害を受けた中協同組合等の再建資金の貸付けに関する貸付限度額を別枠として設ける。 b. 災害関係保証の保険についてのてん補率は100分の80 c. 保証料率を引き下げる。
イ. 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例	激甚災害を受けた中小企業者に対する、激甚災害を受ける以前において中小企業近代化資金等助成法によって貸付けた貸付金について、県は貸付金の全部または一部の償還を免除することがある。
ウ. 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	激甚災害を受けた事業協同組合等の施設に対する災害復旧事業に要する経費につき、予算の範囲内において要する経費の3分の2を補助することができる。
エ. 中小企業者に対する資金の融通に関する特例	激甚災害を受けた者に対して商工組合中央金庫の再建資金を貸し付ける。また、閣議決定により、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫においても低利融資を行う。

【1.4.3.8】 適用すべき措置(その他)

適用すべき措置	財政援助内容
ア. 水防資材費の補助の特例	水防管理団体に対しては、激甚災害に関し、当該水防管理団体が水防のため使用した資材の取得に要した費用が35万円を超える水防管理団体の区域。なお、補助率は3分の2である。
イ. 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	a. 小災害復旧債 ----- 公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設、林道の災害復旧事業で小規模なものにあてるための起債 b. 元利償還の一定割合を地方交付税に算入する。

第4節 被災者の生活再建等の支援

【1.4.4.1】 生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅経費」(県防引用)

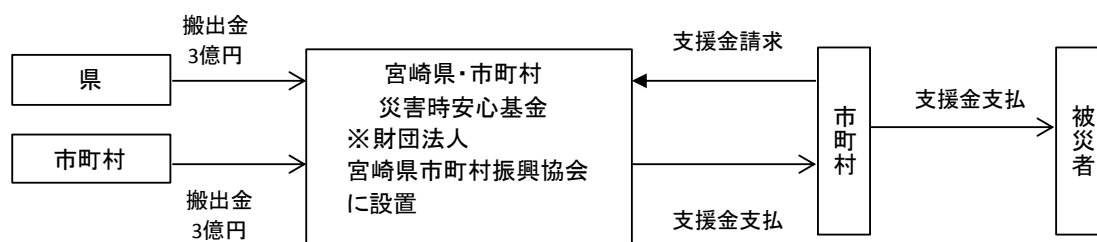
	生活福祉資金(福祉資金・福祉費)の「災害臨時経費」、「住宅経費」
実施主体	県社会福祉協議会(窓口は、各市町村社会福祉協議会)
対象災害	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象とならない小規模な災害や火災等自然災害以外の災害
対象世帯	災害を受けた低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯 ※低所得世帯とは、概ね市町村民税非課税程度。 または世帯の全収入が生活保護法に定める最低生活費の1.5倍以内程度。
貸付限度額	①災害臨時経費 150万円以内②住宅経費 250万円以内
貸付利率	連帯保証人を立てた場合は無利子 連帯保証人を立てない場合は年1.5%
措置期間	6か月以内
償還期間	7年以内
償還方法	月賦

【1.4.4.2】 母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金(県防引用)

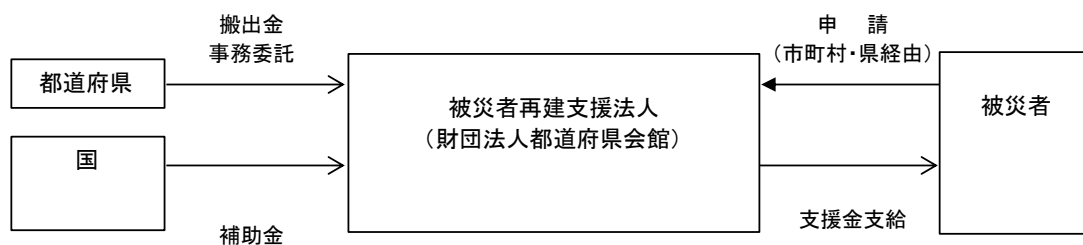
資金名	母子寡婦福祉資金貸付の住宅資金
実施主体	県(窓口は、西臼杵支庁福祉課、県福祉こどもセンター、児湯福祉事務所、市)
貸付対象者	母子家庭の母または寡婦
貸付限度額	200万円以内
貸付利率	保証人有りの場合は、無利子。無しの場合は、年1.5%ただし、据置期間中は無利子
据置期間	貸付の日から6箇月
償還期間	据置期間経過後7年以内
償還方法	年賦、半年賦、月賦

※母子及び父子並びに寡婦福祉法へ改正

【1.4.4.6】 支給の仕組み(県と市町村) (県防引用)



【1.4.4.7】 支給の仕組み(都道府県と国) (県防引用)



- ・申請窓口: 市町村
- ・申請時の添付書面
 - ①基礎支援金 罹災証明書、住民票 等
 - ②加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等
- ・申請期間
 - ①基礎支援金 災害発生日から13日以内
 - ②加算支援金 災害発生日から37日以内

【1.4.4.12】 経済変動・災害対策貸付の融資条件等

〔経済変動・災害対策貸付の融資条件等〕

(H27.2.10 現在)

資金名	経済変動・災害対策貸付	
融資対象	・災害対応 災害により重大な損害を受け、災害の復旧、事業の再建又は正常な操業継続を図ろうとする方で、市町村の「被(罹)災証明書」の交付を受けた中小企業者及び組合 ・災害対策特例 県内で災害救助法が適用された場合において、次の①又は②に該当することにつき市町村長の認定を受けた中小企業者及び組合 ① 被害額が200万円(小規模企業者の場合は100万円)以上見込まれること ② 災害後3ヶ月間の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合 8千万円)	3千万円(組合 8千万円)
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

※災害対策貸付の融資条件について記載

【1.4.4.13】 セーフティネット貸付の融資条件等

〔セーフティネット貸付の融資条件等〕

(H27.2.10 現在)

資金名	セーフティネット貸付	
融資対象	セーフティネット保証4号(突発的災害(自然災害等))の要件に該当する中小企業者及び組合	
資金用途	設備資金	運転資金
融資限度額	5千万円(組合 8千万円)	3千万円(組合 8千万円)
据置期間	18月以内	12月以内
償還期間	10年以内	7年以内

【1.4.4.14】 門川町災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

(昭和49年6月20日条例第24号)

改正 昭和50年6月18日条例第16号 昭和53年6月16日条例第7号
昭和56年6月22日条例第14号 昭和58年6月30日条例第16号
昭和62年3月25日条例第5号 平成3年12月17日条例第27号
平成23年12月13日条例第20号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町民は、令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。
(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当りの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時において、その死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際、現にその場にいあわせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより、支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 門川町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当りの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間が、おおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額が、その家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失若しくは流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等、特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則(昭和50年6月18日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年6月16日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年6月22日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給につ

いて、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和58年6月30日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月25日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年12月17日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年12月13日条例第20号)

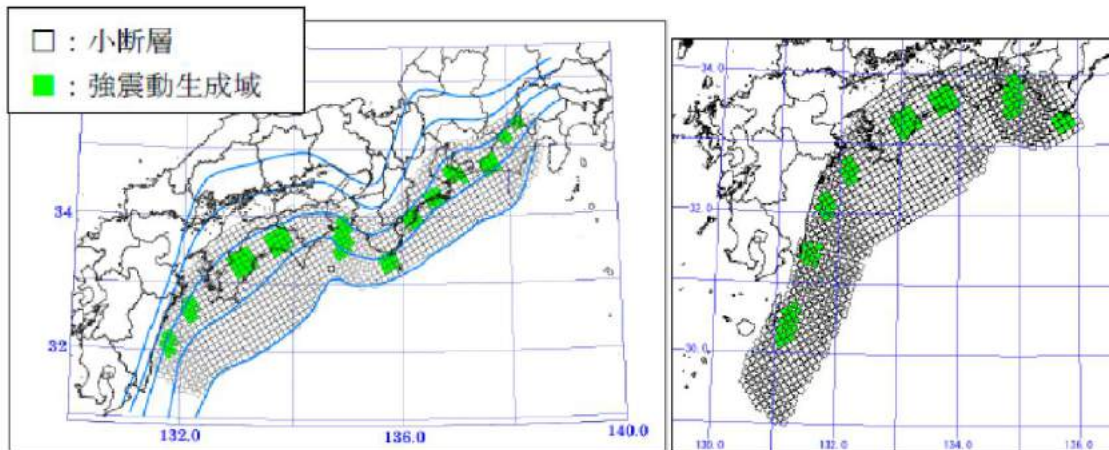
この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する

第2編 南海トラフ地震防災対策推進計画編

第1章 計画の趣旨

第1節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

【2.1.2.1】 県南部沖に強震動生成域を新たに配置したモデル（県防引用）

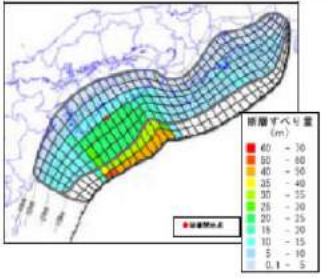
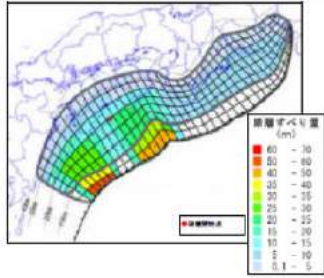
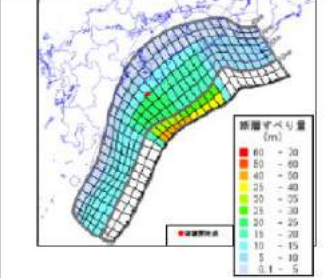
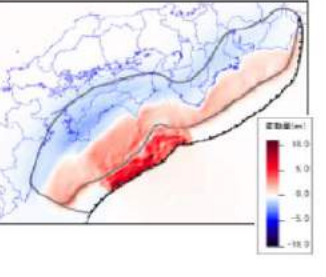
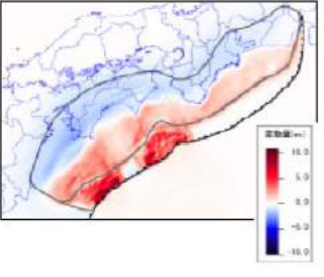
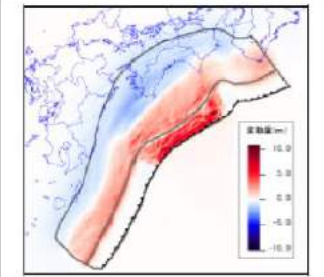


強震断層モデル (左) 内閣府モデル (M9.0)

(右) 宮崎県独自モデル (M8.9)

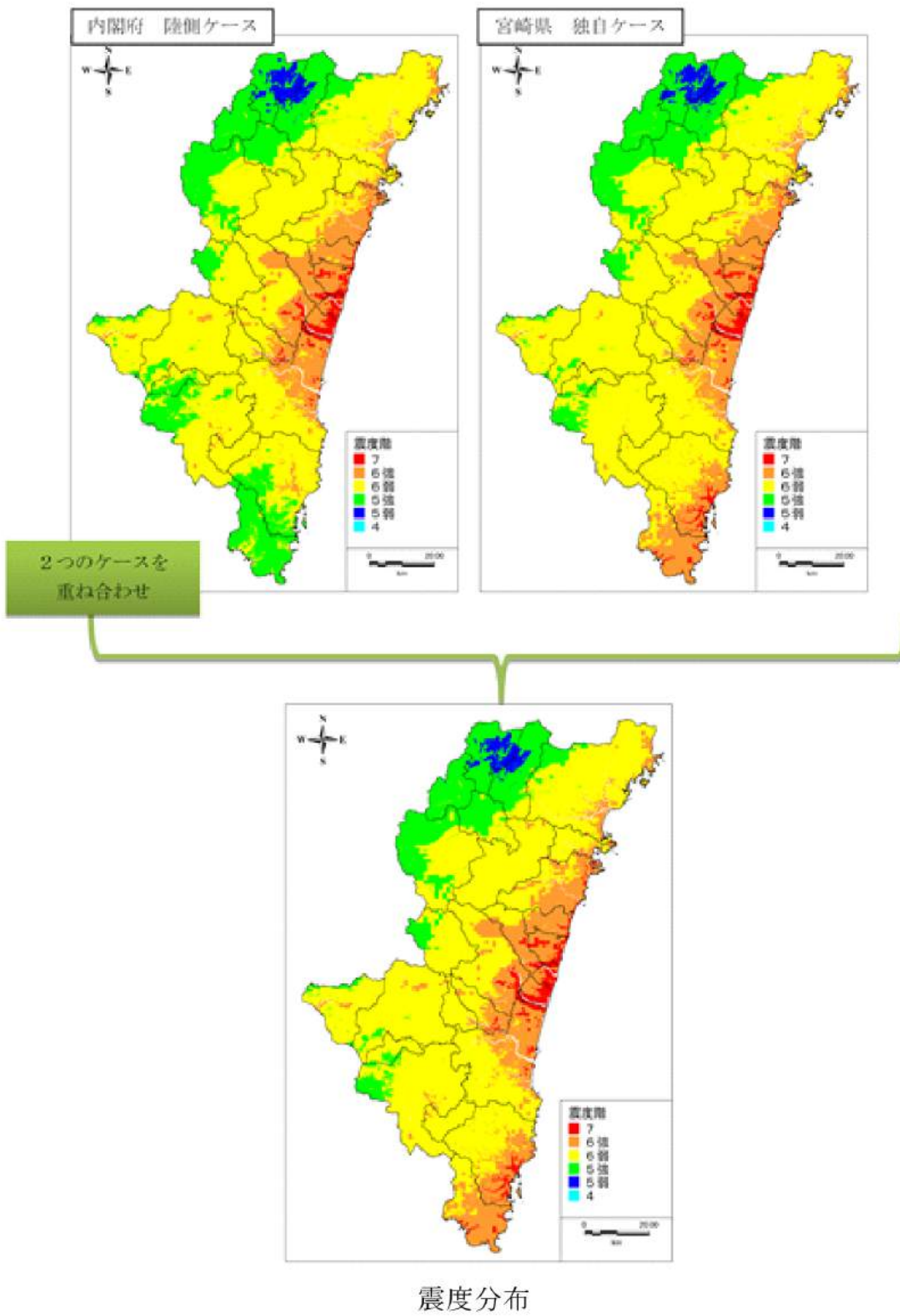
※強震動生成域：強い地震はを発生させるところ

【2.1.2.2】 津波断層モデル (県防引用)

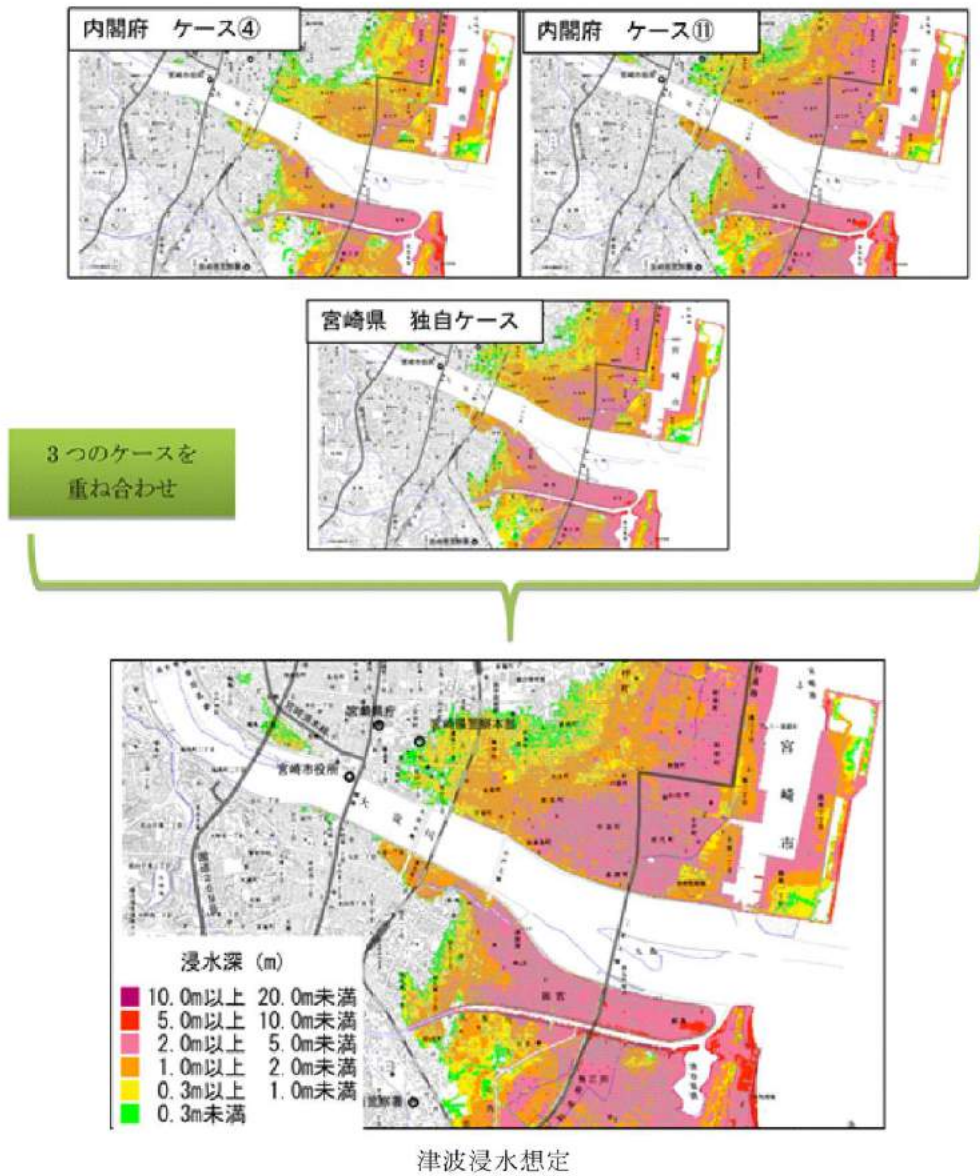
対象津波		南海トラフの巨大地震 (考える最大クラス)		
		「南海トラフの巨大地震モデル検討会」 公表 (H24. 8. 29) による想定地震津波		「宮崎県独自モデル」 による想定地震津波
		(ケース④)	(ケース⑩)	
マグニチュード		Mw = 9.1		Mw = 9.1
使用モデル		南海トラフの巨大地震モデル検討会 (第二次報告) モデル (以下、内閣府モデル)		宮崎県独自モデル
概要	説明	内閣府が東北地方太平洋沖地震を教訓とし、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な地震・津波として想定。		東北地方太平洋沖地震において、複数の震源域が連動して大規模地震となった現象を踏まえて、防災上の観点から、日向灘で発生する地震による断層破壊が、周辺の一部の領域 (セグメント) まで広がった場合の巨大な地震・津波として想定。
	震源域			
	地盤の鉛直方向変動量分布			

津波断層モデル

【2.1.2.3】 予想される震度分布（県防引用）



【2.1.2.4】 津波の想定結果（県防引用）



【2.1.2.5】 最大震度及び最大津波高（県防引用）

（最大震度及び最大津波高）

最大震度（町内の危険物施設）	最大津波高（県内）
震度7	17m

【2.1.2.6】 被害想定（県防引用）

（被害想定）

項目	内閣府の想定 (2012.8公表)	宮崎県の想定	
		想定ケース①	想定ケース②
建物被害 (全壊棟数)	約83,000棟	約89,000棟	約88,000棟
人的被害 (死者数)	約42,000人	約35,000人	約28,000人

【2.1.2.7】 想定ケース①②冬18時（建物被害）

シナリオ	季節・時間	市町村	液状化		揺れ		急傾斜地崩壊	
			全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	全壊 (棟)	半壊 (棟)
想定ケース①	冬18時	門川町	約430	約1,600	約1,100	約1,600	約20	約30
		県内全域	約7,100	約28,000	約50,000	約76,000	約430	約850
想定ケース②	冬18時	門川町	約430	約1,600	約1,200	約1,600	約20	約30
		県内全域	約7,100	約28,000	約58,000	約81,000	約440	約910

シナリオ	季節・時間	市町村	津波		火災	合計	
			全壊 (棟)	半壊 (棟)	焼失 (棟)	全壊・焼失 (棟)	半壊 (棟)
想定ケース①	冬18時	門川町	約3,200	約600	約20	約4,800	約3,800
		県内全域	約29,000	約20,000	約3,100	約89,000	約124,000
想定ケース②	冬18時	門川町	約2,000	約1,000	約30	約3,600	約4,300
		県内全域	約19,000	約19,000	約3,300	約88,000	約129,000

【2.1.2.8】 想定ケース①②（人的被害 死傷者数）

② 人的被害

死傷者数（県内全域）

シナリオ	季節・時間	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波	
		死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
想定 ケース①	冬深夜	約3,700	約190	約20,000	約2,600	約50	約60	約31,000	約4,500
	夏12時	約2,200	約90	約15,000	約1,600	約20	約20	約24,000	約3,400
	冬18時	約3,000	約120	約15,000	約1,800	約30	約40	約23,000	約3,100
想定 ケース②	冬深夜	約4,200	約210	約21,000	約2,900	約50	約60	約24,000	約5,000
	夏12時	約2,400	約100	約17,000	約1,700	約20	約30	約18,000	約3,500
	冬18時	約3,400	約130	約17,000	約1,900	約40	約40	約17,000	約3,400

シナリオ	季節・時間	火災		ブロック塀他		合計	
		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
想定 ケース①	冬深夜	約90	約110	約0	約0	約35,000	約24,000
	夏12時	約50	約120	約0	約150	約26,000	約19,000
	冬18時	約170	約270	約10	約310	約26,000	約19,000
想定 ケース②	冬深夜	約110	約120	約0	約0	約28,000	約27,000
	夏12時	約60	約130	約0	約150	約21,000	約20,000
	冬18時	約200	約300	約10	約310	約21,000	約21,000

死傷者数（冬深夜現状の津波避難ビル有）

門川町

シナリオ	季節・時間	建物倒壊				急傾斜地崩壊		津波	
		死者 (人)	(家具) (人)	負傷者 (人)	(家具) (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
想定ケース①	冬深夜	約80	-	約440	約50	-	-	約3,600	約330
想定ケース②	冬深夜	約90	-	約460	約60	-	-	約2,800	約450

シナリオ	季節・時間	火災		ブロック塀他		合計	
		死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)	死者 (人)	負傷者 (人)
想定ケース①	冬深夜	-	-	-	-	約3,600	約780
想定ケース②	冬深夜	-	-	-	-	約2,900	約910

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.9】 想定ケース①②（人的被害 要救助者数）

② 人的被害

要救助者数（自力脱出困難者数）

シナリオ	市町村	揺れによる建物倒壊に伴う要救助者数(人)			津波による要救助者数(人)			合計(人)		
		冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時	冬深夜	夏12時	冬18時
想定ケース①	門川町	約260	約120	約180	約340	約260	約280	約600	約380	約460
	県内全域	約12,000	約7,300	約9,300	約13,000	約11,000	約11,000	約26,000	約18,000	約21,000
想定ケース②	門川町	約280	約130	約190	約250	約210	約220	約530	約340	約410
	県内全域	約14,000	約8,000	約10,000	約11,000	約8,700	約9,000	約24,000	約17,000	約19,000

－：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.10】 想定ケース①②（ライフライン被害 上水道）

③ ライフライン被害 上水道

シナリオ	市町村	給水人口(人)	被災直後		被災1日後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
想定ケース①	門川町	約18,000	約18,000	100%	約18,000	98%
	県内全域	約1,094,000	約1,051,000	96%	約928,000	85%
想定ケース②	門川町	約18,000	約18,000	100%	約18,000	97%
	県内全域	約1,094,000	約1,058,000	97%	約948,000	87%

シナリオ	市町村	給水人口(人)	被災1週間後		被災1ヶ月後	
			断水人口(人)	断水率(%)	断水人口(人)	断水率(%)
想定ケース①	門川町	約18,000	約17,000	92%	約11,000	61%
	県内全域	約1,094,000	約693,000	63%	約249,000	23%
想定ケース②	門川町	約18,000	約16,000	86%	約8,100	44%
	県内全域	約1,094,000	約706,000	65%	約240,000	22%

－：わずか

（注1）断水率は各市町村の給水人口に占める断水人口の割合としました。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.11】 想定ケース①② (ライフライン被害 電力)

③ ライフライン被害 電力

シナリオ	市町村	電灯軒数 (軒)	被災直後		被災1日後	
			停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
想定 ケース①	門川町	約8,700	約8,500	98%	約6,900	79%
	県内全域	約590,000	約534,000	91%	約328,000	56%
想定 ケース②	門川町	約8,700	約8,400	97%	約6,400	74%
	県内全域	約590,000	約541,000	92%	約341,000	58%

シナリオ	市町村	電灯軒数 (軒)	被災4日後		被災1週間後	
			停電軒数 (軒)	停電率 (%)	停電軒数 (軒)	停電率 (%)
想定 ケース①	門川町	約8,700	約4,700	54%	約4,100	47%
	県内全域	約590,000	約109,000	18%	約54,000	9%
想定 ケース②	門川町	約8,700	約3,700	43%	約3,000	35%
	県内全域	約590,000	約105,000	18%	約43,000	7%

－ : わずか

(注1) 停電率は各市町村の電灯軒数に占める停電軒数の割合としました。

(注2) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.12】 想定ケース①②（ライフライン被害 通信）

③ ライフライン被害 通信

固定電話

シナリオ	市町村	回線数 (回線)	被災直後		被災1日後	
			不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
想定 ケース①	門川町	約5,100	約5,000	99%	約4,500	89%
	県内全域	約372,000	約338,000	91%	約213,000	57%
想定 ケース②	門川町	約5,100	約5,000	98%	約4,200	83%
	県内全域	約372,000	約343,000	92%	約221,000	59%

シナリオ	市町村	回線数 (回線)	被災1週間後		被災1ヶ月後	
			不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)	不通 回線数 (回線)	不通 回線率 (%)
想定 ケース①	門川町	約5,100	約3,700	72%	約2,400	46%
	県内全域	約372,000	約52,000	14%	約25,000	7%
想定 ケース②	門川町	約5,100	約2,900	56%	約1,700	33%
	県内全域	約372,000	約42,000	11%	約18,000	5%

－：わずか

(注1) 不通回線率は各市町村の回線数に占める不通回線数の割合としました。

(注2) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

携帯電話

シナリオ	市町村	被災直後		被災1日後	
		停波 基地局率 (%)	不通ラン ク	停波 基地局率 (%)	不通ラン ク
想定 ケース①	門川町	14%	A	94%	A
	県内全域	13%	A	69%	A
想定 ケース②	門川町	14%	A	89%	A
	県内全域	13%	A	71%	A

シナリオ	市町村	被災4日後		被災1週間後	
		停波 基地局率 (%)	不通ラン ク	停波 基地局率 (%)	不通ラン ク
想定 ケース①	門川町	68%	A	62%	A
	県内全域	32%	-	22%	-
想定 ケース②	門川町	57%	A	49%	A
	県内全域	31%	-	21%	-

－：わずか

(注1) 停波基地局率は、基地局全体に占める停波した基地局の割合としました。

(注2) 携帯電話不通ランクA:非常につながりにくい、B:つながりにくい。C:ややつながりにくい

(注3) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.13】 想定ケース①②（交通施設被害）

④ 交通施設被害

道路

シナリオ	市町村	津波浸水域 被害(箇所)	津波浸水域外 被害(箇所)	計
				(箇所)
想定 ケース①	門川町	約40	約10	約50
	県内全域	約320	約1,100	約1,400
想定 ケース②	門川町	約20	約10	約30
	県内全域	約260	約1,100	約1,400

－：わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 交通施設被害

鉄道(想定ケース①)

路線	津波浸水域 被害(箇所)	津波浸水域外 被害(箇所)	計 (箇所)
日豊本線	約100	約260	約370
日南線	約30	約140	約160
吉都線		約110	約110
肥薩線		約20	約20
宮崎空港線	-	-	-
合計	約130	約530	約660

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、路線別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

鉄道(想定ケース②)

路線	津波浸水域 被害(箇所)	津波浸水域外 被害(箇所)	計 (箇所)
日豊本線	約90	約280	約370
日南線	約30	約180	約210
吉都線		約120	約120
肥薩線		約20	約20
宮崎空港線	-	-	-
合計	約120	約600	約720

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、路線別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 交通施設被害

港湾(想定ケース①)

路線	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数(箇所)	被害数(箇所)	施設数(箇所)	被害数(箇所)
重要	細島港	22	16	25	19
	宮崎港	12	7	21	16
	油津港	10	3	16	4
	小計	44	25	62	39
地方	古江港			31	19
	熊野江港			7	4
	延岡港	1	1	14	8
	延岡新港	7	4	2	1
	美々津港			15	14
	内海港	2	1	16	9
	外浦港	5	1	24	4
	福島港	2	-	32	4
	黒井港			2	-
	大島港			8	2
	大納港			2	-
	平岩港			4	4
	小計	17	7	157	69
合計		61	32	219	108

-:わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、港湾別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

港湾(想定ケース②)

路線	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数(箇所)	被害数(箇所)	施設数(箇所)	被害数(箇所)
重要	細島港	22	16	25	19
	宮崎港	12	7	21	15
	油津港	10	9	16	14
	小計	44	31	62	49
地方	古江港			31	20
	熊野江港			7	5
	延岡港	1	1	14	8
	延岡新港	7	4	2	1
	美々津港			15	14
	内海港	2	1	16	10
	外浦港	5	4	24	21
	福島港	2	2	32	26
	黒井港			2	2
	大島港			8	7
	大納港			2	2
	平岩港			4	4
小計	17	12	157	119	
合計		61	43	219	167

-:わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、港湾別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 交通施設被害

港湾 防波堤(想定ケース①)

区分	名称	防波堤 延長(m)	被災防波堤 延長(m)
重要	細島港	約2,300	約600
	宮崎港	約4,100	約3,000
	油津港	約1,700	約50
	小計	約8,200	約3,700
地方	古江港	約2,300	約1,900
	熊野江港	約410	約410
	延岡港	約1,300	約1,200
	延岡新港	約1,700	約1,700
	美々津港	約1,400	約1,400
	内海港	約1,200	約1,100
	外浦港	約600	約240
	福島港	約2,200	-
	黒井港	約280	約250
	大島港	約540	約240
	大納港	約280	約280
	平岩港	約320	約300
	小計	約12,000	約8,900
合計		約21,000	約13,000

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、港湾別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

港湾 防波堤(想定ケース②)

区分	名称	防波堤 延長(m)	被災防波堤 延長(m)
重要	細島港	約2,300	約600
	宮崎港	約4,100	約2,600
	油津港	約1,700	約870
	小計	約8,200	約4,000
地方	古江港	約2,300	約1,800
	熊野江港	約410	約410
	延岡港	約1,300	約1,000
	延岡新港	約1,700	約900
	美々津港	約1,400	約1,400
	内海港	約1,200	約1,200
	外浦港	約600	約460
	福島港	約2,200	約700
	黒井港	約280	約250
	大島港	約540	約540
	大納港	約280	約280
	平岩港	約320	約300
	小計	約12,000	約9,200
	合計		約21,000

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、港湾別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

④ 交通施設被害

港湾(想定ケース①)

種別	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数(箇所)	被害数(箇所)	施設数(箇所)	被害数(箇所)
1	都農漁港	2	2	10	9
1	富田漁港	1	1	6	6
1	野島漁港	1	1	5	3
1	鶯巣漁港			3	1
1	富士漁港			5	3
1	宮浦漁港			4	2
1	鵜戸漁港			5	2
1	夫婦浦漁港	1	-	3	-
1	市木漁港	2	-	9	1
1	本城漁港			7	1
1	福島高松漁港			2	-
2	川南漁港	4	4	6	6
2	青島漁港	3	2	12	9
2	大堂津漁港	5	1	4	1
2	南浦漁港	1	1	13	8
2	都井漁港	2	-	11	1
3	島野浦漁港	12	7	12	8
3	土々呂漁港	3	2	18	11
3	門川漁港	8	6	15	10
3	油津漁港	1	-	15	4
3	目井津漁港	7	1	12	2
4	北浦漁港	13	8	20	12
4	宮之浦漁港	3	-	9	1
合計		69	37	206	100

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、漁港別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

港湾(想定ケース②)

種別	名称	岸壁		その他係留施設	
		岸壁数(箇所)	被害数(箇所)	施設数(箇所)	被害数(箇所)
1	都農漁港	2	2	10	9
1	富田漁港	1	1	6	6
1	野島漁港	1	1	5	3
1	鶯巣漁港			3	2
1	富士漁港			5	3
1	宮浦漁港			4	3
1	鵜戸漁港			5	4
1	夫婦浦漁港	1	1	3	2
1	市木漁港	2	2	9	8
1	本城漁港			7	6
1	福島高松漁港			2	1
2	川南漁港	4	4	6	6
2	青島漁港	3	2	12	9
2	大堂津漁港	5	4	4	3
2	南浦漁港	1	-	13	8
2	都井漁港	2	2	11	10
3	島野浦漁港	12	7	12	8
3	土々呂漁港	3	2	18	12
3	門川漁港	8	5	15	10
3	油津漁港	1	1	15	13
3	目井津漁港	7	6	12	11
4	北浦漁港	13	8	20	13
4	宮之浦漁港	3	3	9	8
合計		69	51	206	158

-: わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、漁港別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.14】 想定ケース①②（生活への影響 避難者）

⑤ 生活への影響 避難者

シナリオ	市町村	被災1日後			被災1週間後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定 ケース①	門川町	約11,000	約7,400	約3,800	約11,000	約9,300	約1,900
	県内全域	約333,000	約211,000	約122,000	約393,000	約246,000	約147,000
想定 ケース②	門川町	約11,000	約7,200	約3,800	約9,900	約7,900	約2,000
	県内全域	約332,000	約209,000	約123,000	約399,000	約242,000	約157,000

シナリオ	市町村	被災1ヶ月後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外
想定 ケース①	門川町	約11,000	約3,300	約7,600
	県内全域	約383,000	約115,000	約268,000
想定 ケース②	門川町	約9,600	約2,900	約6,800
	県内全域	約393,000	約118,000	約275,000

— : わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.15】 想定ケース①②（生活への影響 帰宅困難者）

⑤ 生活への影響 帰宅困難者

シナリオ	市町村	就業者・通学者 数(人)	帰宅困難者 (人)
想定 ケース①	門川町	約5,900	約650
	県内全域	約479,000	約45,000
想定 ケース②	門川町	約5,900	約650
	県内全域	約479,000	約45,000

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.16】 想定ケース①②（生活への影響 物資需要量）

⑤ 生活への影響 物資 需要量

シナリオ	市町村	被災1日後			被災1週間後		
		食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)	食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
想定 ケース①	門川町	約26,000	約54,000	約16,000	約33,000	約51,000	約21,000
	県内全域	約760,000	約2,783,000	約371,000	約885,000	約2,079,000	約396,000
想定 ケース②	門川町	約26,000	約53,000	約13,000	約29,000	約47,000	約16,000
	県内全域	約753,000	約2,844,000	約362,000	約870,000	約2,119,000	約372,000

シナリオ	市町村	被災1ヶ月後		
		食料 (食)	飲料水 (ℓ)	毛布 (枚)
想定 ケース①	門川町	約12,000	約34,000	約7,500
	県内全域	約414,000	約748,000	約177,000
想定 ケース②	門川町	約10,000	約24,000	約5,900
	県内全域	約424,000	約720,000	約174,000

ー：わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.17】 想定ケース①②（生活への影響 医療機能）

⑤ 生活への影響 医療機能

シナリオ	市町村	人的被害			要転院 患者数 (人)	医療需要	
		死者 (人)	負傷者 (人)	重傷者 (人)		要入院 (人)	要外来 (人)
想定 ケース①	門川町	約3,600	約780	約360	約110	約840	約410
	県内全域	約35,000	約24,000	約13,000	約4,300	約20,000	約12,000
想定 ケース②	門川町	約2,900	約910	約410	約110	約810	約500
	県内全域	約28,000	約27,000	約14,000	約4,400	約21,000	約13,000

ー：わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.18】 想定ケース①②（産業廃棄物等）

⑥ 産業廃棄物等

シナリオ	市町村	産業廃棄物(万トン)		
		産業廃棄物	津波堆積物	計
想定 ケース①	門川町	約40	約20～約40	約50～約80
	県内全域	約750	約390～約830	約1,100～約1,600
想定 ケース②	門川町	約30	約20～約40	約40～約60
	県内全域	約720	約370～約790	約1,100～約1,500

シナリオ	市町村	産業廃棄物(万m ³)		
		産業廃棄物	津波堆積物	計
想定 ケース①	門川町	約30	約20～約30	約50～約60
	県内全域	約710	約360～約570	約1,100～約1,300
想定 ケース②	門川町	約20	約20～約20	約40～約50
	県内全域	約680	約340～約540	約1,000～約1,200

－ : わずか

(注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.19】 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者）

⑦ その他の被害 要配慮者

シナリオ	市町村	被災1日後			被災1週間後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外	避難者 (人)	避難所	避難所外
想定 ケース①	門川町	約2,400	約1,600	約830	約2,400	約2,000	約410
	県内全域	約73,000	約47,000	約27,000	約87,000	約54,000	約32,000
想定 ケース②	門川町	約2,400	約1,600	約830	約2,200	約1,700	約430
	県内全域	約74,000	約47,000	約27,000	約90,000	約54,000	約35,000

シナリオ	市町村	被災1ヶ月後		
		避難者 (人)	避難所	避難所外
想定 ケース①	門川町	約2,400	約720	約1,700
	県内全域	約84,000	約25,000	約59,000
想定 ケース②	門川町	約2,100	約640	約1,500
	県内全域	約88,000	約26,000	約62,000

－：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

（注2）属性間での重複があります。

【2.1.2.20】 想定ケース①②（その他の被害 要配慮者1週間後の避難所避難者に占める）

⑦ その他の被害 要配慮者（1週間後の避難所避難者に占める）

シナリオ	市町村	65歳以上の単身高齢者（人）	5歳未満の乳幼児（人）	身体障害者（人）	知的障害者（人）	精神障害者（人）
想定ケース①	門川町	約380	約540	約510	約90	約80
	県内全域	約12,000	約11,000	約13,000	約2,200	約1,300
想定ケース②	門川町	約330	約460	約430	約70	約60
	県内全域	約12,000	約11,000	約13,000	約2,200	約1,300

シナリオ	市町村	要介護認定者（要支援者を除く）（人）	難病患者（人）	妊産婦（人）	外国人（人）
想定ケース①	門川町	約290	約70	約80	約30
	県内全域	約8,600	約1,800	約3,000	約800
想定ケース②	門川町	約250	約60	約60	約20
	県内全域	約8,600	約1,800	約3,000	約840

ー：わずか

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、市町村別の数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

（注2）属性間での重複があります。

【2.1.2.21】 想定ケース①②（その他の被害 孤立集落）

⑦ その他の被害 孤立集落（孤立可能性のある集落数）

シナリオ	市町村	総数（箇所）	農業集落（箇所）	漁業集落（箇所）	計（箇所）
想定ケース①	門川町	2	1	0	1
	県内全域	575	34	35	69
想定ケース②	門川町	2	0	0	0
	県内全域	575	43	50	93

（注1）孤立集落の箇所数は、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査内閣府平成22年」において、孤立可能性があるとされた集落を対象としています。

【2.1.2.22】 想定ケース①②（経済被害 資産等の被害）

⑧ 経済被害 資産等の被害

（単位：兆円）

分類	被害	想定ケース①	想定ケース②
建物被害	建物被害額	3.4	3.3
	家財資産被害額	0.05	0.06
	事業所償却資産被害額	0.5	0.5
	事業所棚卸資産被害額	0.2	0.2
ライフライン・インフラ施設被害	上水道被害額	0.02	0.02
	下水道被害額	0.1	0.1
	電気被害額	0.01	0.01
	通信被害額	0.02	0.02
	ガス被害額	0.001	0.001
	道路被害額	0.04	0.04
	鉄道被害額	0.02	0.02
	港湾被害額	0.2	0.2
漁港被害額	0.09	0.09	
その他土木施設被害	河川・海岸施設、空港等	0.2	0.2
土地の損壊・損失	農地被害額	0.2	0.1
災害廃棄物処理	災害廃棄物被害額	0.3	0.2
	計	5.3	5.2

（注1）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.23】 想定ケース①②（経済被害 生産・サービス低下による影響）

⑧ 経済被害 生産・サービス低下による影響

（単位：百億円）

産業	想定ケース①	想定ケース②
農林水産業	1.6	1.6
鉱業	0.1	0.1
建設業	4.3	4.0
卸売・小売業	7.1	6.8
金融・保険業	9.1	8.7
不動産業	7.8	7.4
運輸・通信業	7.0	6.8
電気・ガス・水道業	3.3	3.1
サービス業	40.2	40.0
輸送機械	0.7	0.7
輸送機械以外の製造業	11.3	10.8
合計	92.5	90.0

注1) 今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

【2.1.2.24】 想定ケース①②（経済被害 交通寸断による影響）

⑧ 経済被害 交通寸断による影響

（単位：百億円）

項目		復旧完了までに要する時間	想定ケース①	想定ケース②
道路	人流	1ヶ月の場合	1.1	1.1
		6ヶ月の場合	6.1	7.2
	物流	1ヶ月の場合	27.7	27.8
		6ヶ月の場合	103.4	90.1
鉄道	人流	1ヶ月の場合	0.04	0.04
		6ヶ月の場合	0.2	0.2
空港	人流・物流	1ヶ月の場合	0.2	0.2
合計		道路・鉄道が6ヶ月停止する場合	109.9	97.6
【参考】 港湾	物流	1年間	1.0	1.1

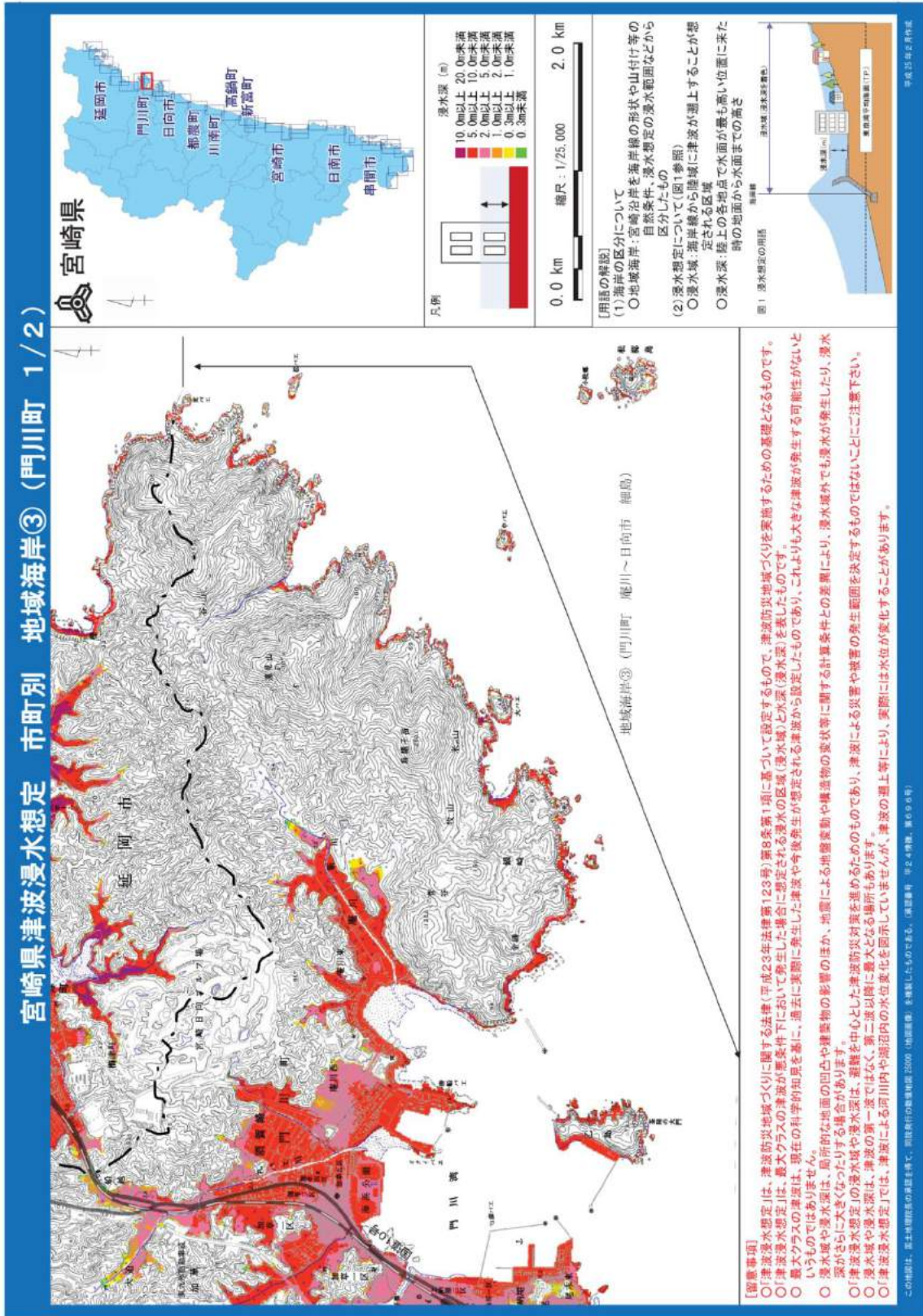
（注1）港湾機能停止による損失額は、コンテナ貨物は代替港湾に陸送し、バラ貨物は輸送を取りやめると仮定して推計しており、参考値として記載します。

（注2）今回の被害想定は、マクロの被害を把握する目的で実施しており、数値はある程度幅を持って見る必要があります。また、四捨五入の関係で合計が一致しない場合があります。

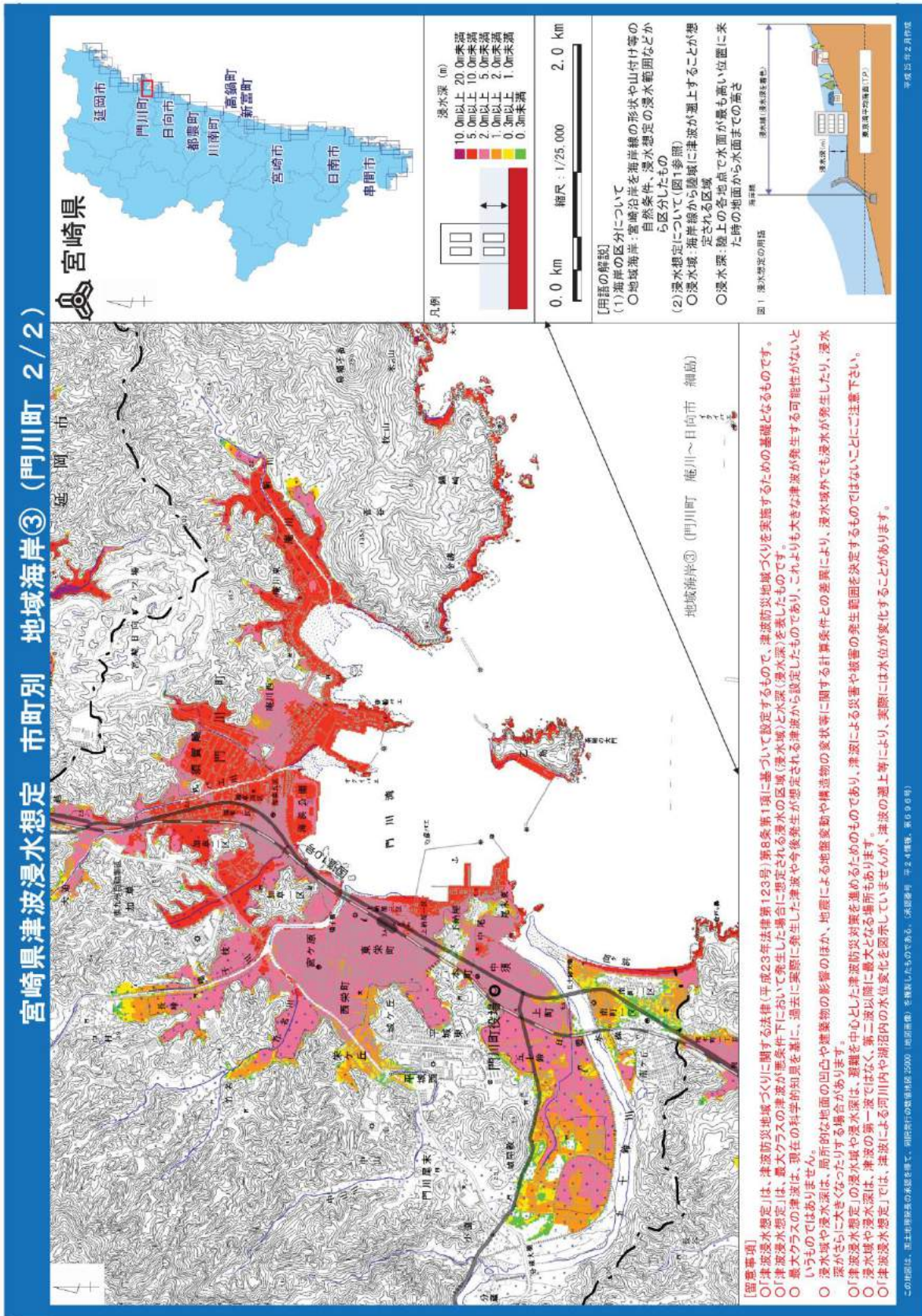
第2章 地震津波に関する備え

第2節 迅速かつ円滑な災害応急対策への備え

【2.2.2.3】 宮崎県津波浸水想定 門川町①



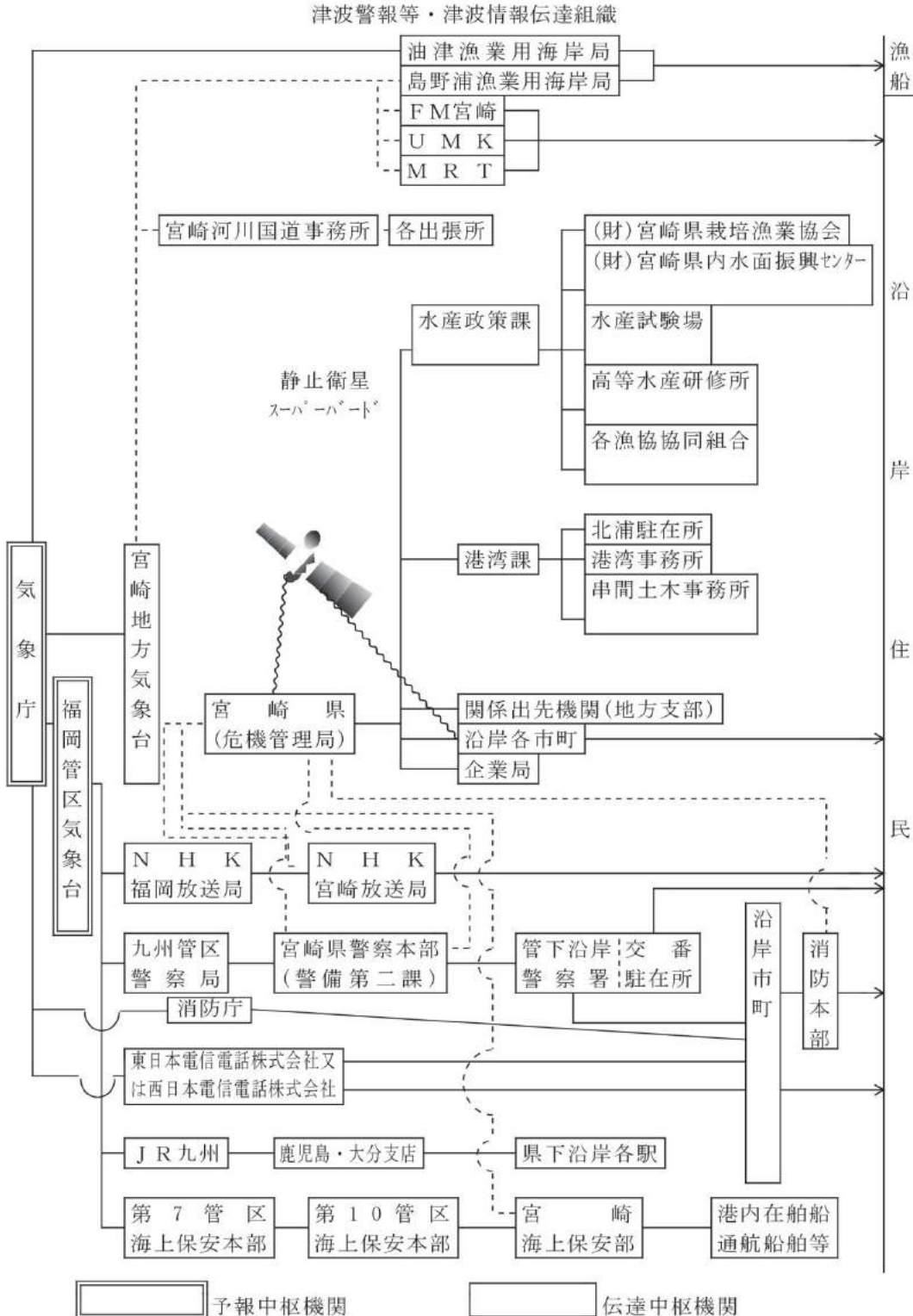
【2.2.2.4】 宮崎県津波浸水想定 門川町②



第3章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助

第3節 津波に関する迅速な情報の伝達等

【2.3.3.1】 津波警報等の連絡体制図（県防引用）

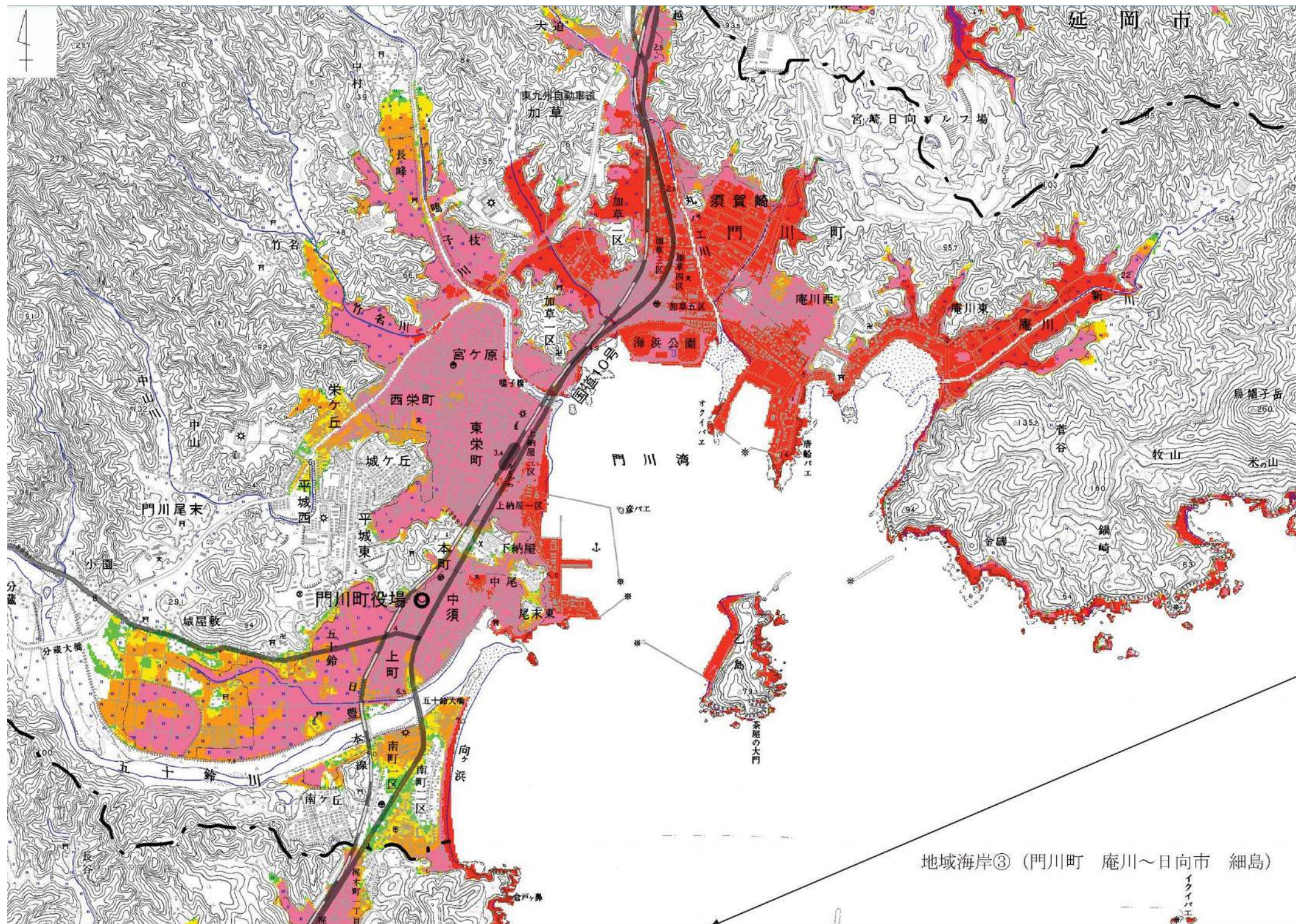


(注)1 災害時及び通信障害時においては、県においても気象台に職員を派遣するなどの方法によって津波警報・注意報の確保に努めるものとする。

2 情報には地震情報と津波情報がある。

第4節 避難対策等

【2.3.4.1】 津波による避難の勧告又は指示の対象となる地域



凡例

浸水深 (m)	
10.0m以上	20.0m未満
5.0m以上	10.0m未満
2.0m以上	5.0m未満
1.0m以上	2.0m未満
0.3m以上	1.0m未満
0.3m未満	

【避難勧告、指示の対象区域】松瀬区・三ヶ瀬区・上井野区・大内原区と牧山区及び谷ノ山区の高台を除く地域

地域海岸③ (門川町 庵川～日向市 細島)

第4章 関係者との連絡協力の確保

第2節 他機関に対する応援要請

【2.4.2.1】 門川町災害応援協定一覧

門川町災害応援協定（主なもの）一覧表

平成26年11月26日現在

2-1	締結日	協定名称	協定先	協定の概要	備考
1	H7.6.19	宮崎県消防相互応援協定	県内9市28町7村3組合	消防組結法第1条に規定する消防の任務 火災を予防し、警戒し及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害による被害を軽減するほか、災害等による被害者の搬送を適切に行い、もつて安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資することを目的とする。	
2	H8.8.29	宮崎県市町村防災相互応援協定	県内9市28町7村	災害応急措置としての①応急職員の出遣②食料品、飲料水、生活必需品の提供③避難及び収容施設並びに住宅の提供④医療及び貿易に必要な資機材および物資の提供⑤遺体火葬施設の提供⑥ゴミ、し尿処理用装備、施設の提供⑦車両、資機材の提供⑧ボランティア団体の受付及び活動調整⑨その他応援に必要な事項	
3	H10.7.24	宮崎県水道事業者災害時相互応援に関する覚書	県内9市28町7村1企業団	災害及び濁水時に①職員の派遣②応急給水実施③応急復旧④給水に係る衛生措置の確保⑤関係機関との連絡調整⑥飲料水の提供に関する事項	
4	H12.12.3	災害時における総合的支援に関する協定書	宮崎県石油商業組合	①緊急避難場所及び一時休憩所として施設を提供②テレビ、ラジオ、地図等による道路情報の提供③水道水、トイレの提供④非常物資の集積地として施設を提供⑤緊急車両に対する優先給油	宮崎県
5	H18.4.28	災害発生時における支援活動に関する協定書	日向地区建設業組合	①被災調査を実施、被害状況の報告②支援活動に必要な人員、建設機材、資材を確保③応急復旧工事	門川町
6	H18.6.5	災害応急対策に必要な用水の確保に関する協定	宮崎県生コンクリート協同組合	生活（飲用除く）用水、消防用水の供給	宮崎県
7	H18.7.20	宮崎県消防相互応援協定の一部を変更する協定書	県内9市19町3村2組合	原協定の一部変更	県内1市19町9村2組合
8	H19.7.3	災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	宮崎県環境保全事業連合会	被災地域で①発生するし尿・浄化槽汚泥・ごみ等の収集・運搬②仮設トイレの設置③その他支援活動可能な事項	宮崎県
9	上記同時期	災害時における避難地（公園・広場・グラウンド）などの応急対策に関する協定書	(社)宮崎県造園緑地協会、(社)日本造園建設業協会宮崎県支部	①避難地の倒木、瓦礫の除去および処理②清掃③従前の現状回復④避難地の被災情報収集⑤その他必要と認められる事項	宮崎県
10	H19.7.20	災害時相互支援に関する協定書	日向市、美郷町、諸塚村、椎葉村	衛星系通信機器を利用した安否確認、被災した自治体から要請のあった事項	防災部会で運用面を協議中
11	H19.12.21	災害時における飲料水調達業務に関する協定書（宮崎県のうち本町に属する分）	南九州コカ・コーポラトリング㈱	災害対応型自動販売機の機内在庫飲料水の無償提供（門川町役場、商工会、福祉センター、文化会館、心の社、クリエイティブセンター）、商品の優先的な供給、商品の搬送引渡し	宮崎県
12	H20.1.15	災害時における建物の汚泥洗浄等応急対策に関する協定書	(社)日本塗装工業会 宮崎県支部	①公共施設、避難所及び一般住宅等における汚泥の洗浄②災害時に発生する一般廃棄物の指定場所への運搬③被災構造物の簡易点検及び応急修理④その他必要と認める業務	宮崎県
13	H20.1.15	災害時における柔道整復師支援活動に関する協定書	(社)宮崎県柔道整復師会	救護所及び避難所等での①骨折・脱臼・止血等の応急処置、打撲・ねんざの施術	宮崎県
14	H20.3.19	災害時における水道の応急対策に関する協定書	宮崎県管工事協同組合連合会	①災害時に拠点となる公共施設、避難所等の水道施設の優先的復旧②水道資機材の調達・提供③水道技術者の斡旋・提供④その他必要と認める業務	宮崎県
15	H20.7.17	災害時における建築物の応急対策に関する協定書	宮崎県建築協会	①公共施設及び避難所等の建築物の機能回復②被害状況の調査・報告③建築機械・資材及び労力の提供	宮崎県
16	H20.7.28	災害時における防水等の応急対策に関する協定書	宮崎県防水工事協同組合	災害時拠点公共施設の①天井・壁等の漏水応急措置②飲料水槽・配管の漏水の応急止水措置③発電機・投光機による応急照明装置の提供④被害情報収集・報告	宮崎県

2-2	締 結 日	協 定 名 称	協 定 先	協 定 の 概 要	備 考
17	H20.7.31	災害時における電気設備の応急対策に関する協定書	宮崎県電業協会	災害時拠点公共施設の電気設備の機能回復②被害状況調査・報告③電気工事機材及び労力の提供	宮崎県
18	H20.9.8	災害時における飲料水調達業務に関する協定書	南九州ペプシコーラ販売(株)	①緊急時対応型飲料水自動販売機内の飲料水の無償提供②商品の優先的な供給③商品の搬送の搬送引き渡し	宮崎県
19	H20.11.11	災害時における物資の調達に関する協定書	㈱ローソン	①調達・製造が可能な範囲内での商品の提供②商品の搬送引き渡し	宮崎県
20			伊藤忠商事(株)	グループ各社間の総合調整	宮崎県
21			㈱南九州ファミリアーmarkt	災害時に供給可能な物資の供給	宮崎県
22	H20.11.20	災害時における物資等の総合的支援体制に関する協定書	伊藤忠エネクス(株)	①緊急車両等への優先給油②帰宅困難者への場所提供③救援物資等集積地としての場所提供	宮崎県
23			㈱エコーア	①LPガス、ボンベ等の供給②二次災害防止のための広報活動の実施	宮崎県
24	H21.2.17	災害時におけるLPガスの調達に関する協定書	宮崎県エルピーガス協会	①LPガスの優先的な供給②LPガスコンロ・ガスストーブ等の機材提供③LPガス容器等の搬送・設置④LPガス保安業務資格者の斡旋、提供	宮崎県
25	H21.3.6	災害発生等における総合的支援に関する協定書	宮崎県商工会連合会	知事からの要請で①食料品・飲料水②寝具③日用雑貨品④衣料品⑤炊事用具⑥高熱材料⑦衣料品の供給・運搬を行う	宮崎県
26	H21.3.26	災害発生等における支援活動に関する協定書	門川町商工会	公共施設の機能回復のための応急作業、建築資材等の調達、生活必需品等の供給(寝具、医療品、日用品、食糧品等)	門川町
27		災害時における木造の応急仮設住宅の建設に関する協定	(社)全国木造建設事業協会	①木造の応急仮設住宅の建設等の業務協力 ②木造の応急仮設住宅建設時の住宅建設業者の斡旋等	宮崎県
28	H21. 2. 22 (県HP)	災害時における建築物の応急対策に関する協定	(社)宮崎県建築業協会	①被災した公共建築施設の被害情報の収集 ②木造の応急仮設住宅の建設 ③公共建築施設の応急復旧作業及び機能の確保 ④建築資機材等の調達及び輸送	宮崎県
29		災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	全国賃貸住宅経営協会	①民間賃貸住宅経営者からの空き家情報の提供 ②応急仮設住宅として利用可能な民間賃貸住宅の提供	宮崎県

2-2	締結日	協定名称	協定先	協定の概要	備考
30	H24.7.19	災害時応急食用食料・物資の支援体制について(通知)	農林水産省延岡地域センター	災害発生後1〜3日用として、1,000人/1日分の支援体制①乾パン350kg 補助栄養食品6000個②パン類3000個・おにぎり6000個(20℃以下または温度管理ができる場合)③カップ麺(3000個・湯を確保できる場合)④水500ml(3000本)⑤育児用調整粉乳850g×10缶⑥乳児用レトルト60個⑦老人用レトルト200個	通知
31	H24.10.1	門川町における大規模な災害時の応援に関する協定書	国土交通省九州地方整備局長	大規模な災害時に、①現地情報連絡員の派遣②専門技術員による支援③緊急輸送路の確保④緊急排水排除、⑤通信連絡網の構築⑥学識経験者の指導、助言	門川町
32	H24.11.29	津波緊急避難における高速道路等区域の一時使用に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	東九州自動車道の一部(料金所付近)を避難所として利用できるもの	門川町
33	H25.2.21	宮崎県社会福祉施設等災害時相互応援協定	県内の8の社会福祉団体相互間の協定	(社)宮崎県保育連盟連合会に平城保育所が加入しており、加入施設の被災により使用が困難になった場合に、一時的に利用者を受け入れる	門川町
34	H25.7.4	津波緊急避難における門川町IC門扉鍵の管理に関する協定書	西日本高速道路株式会社九州支社長	門扉鍵2個を門川町(消防防災係)に貸与	門川町
35	H25.7.5	津波緊急避難における門川町IC門扉鍵の管理に関する協定書	加草2区 地区区長	門扉鍵2個のうち1個を消防防災係 1個を加草2区が管理	門川町
36	H25.9.30	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	宮崎県済生会日向病院	病院屋上(5F)施設を避難所として提供 A=1,000㎡ 500名	門川町
37	H25.10.29	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	㈱メタルフオージ	敷地内の空きスペース提供(車両)A=33,000㎡(建物含む) 200名	門川町
38	H25.10.30	災害時における一時避難所としての使用に関する協定	門川町社会福祉協議会	総合福祉センターを活用した避難スペースの提供 A=601㎡ 180名	門川町
39	H25.12.18	災害時における災害緊急放送に関する協定書	㈱ケーブルメディアアフィリエイト	災害緊急放送、災害情報の放送で①避難勧告、避難指示②被害及び復旧状況③避難所及び避難所の開設状況④学校、保育所の児童等の保護状況⑤帰宅困難者に関する事項⑥水、物資等の支給情報⑦その他必要と認める事項	門川町
40	H26.11.26	災害時における特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話㈱宮崎支店	門川町が、県が災害救助法を適用する地域にあり、また広域停電が発生している場合に、門川町は電話機、端子盤、配管、引き込み柱えを設置し、西日本電信電話㈱は屋内配線を行い特設公衆電話を開設する。使用料は西日本電信電話㈱が負担する。	門川町
41	H26.11.26	災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	社会福祉法人 高ひまわり会 高齢者福祉施設 ふれあい地球館	災害発生時に、福祉施設や医療機関等に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活では何らかの配慮を必要とする者を受け入れる。門川町は何らかの配慮に要した経費、及び必要な日常生活用品、食料品その他の物資の調達に努める。	門川町
42		災害発生時における福祉避難所の設置及び運営に関する協定書	医療法人 鷹城会 医療・福祉複合施設 神舞の里	災害発生時に、福祉施設や医療機関等に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、一般の避難所生活では何らかの配慮を必要とする者を受け入れる。門川町は何らかの配慮に要した経費、及び必要な日常生活用品、食料品その他の物資の調達に努める。	門川町

第3編 特殊災害対策編

第1章 火山災害対策

第3節 火山災害応急対策計画

【3.1.3.1】 火山及び火山周辺における通報すべき異常現象（県防引用）

火山及び火山周辺における通報すべき異常現象

- | | |
|--------------|---|
| ○顕著な地形の変化 | * 山、崖等の崩壊
* 地割れ |
| ○噴気、噴煙の異常 | * 土地の隆起・沈降等
* 噴気口・火口の拡大、位置の移動・新たな発生等
* 噴気・噴煙の量の増減 |
| ○湧泉の異常 | * 噴気・噴煙の色・臭気・温度・昇華物等の異常
* 新しい湧泉の発見
* 既存湧泉の枯渇 |
| ○顕著な地温の上昇 | * 湧泉の量・成分・臭気・濁度の異常等
* 新しい地熱地帯の発見
* 地熱による草木の立ち枯れ等 |
| ○湖沼・河川の異常 | * 動物の挙動異常
* 水量・濁度・臭い・色・温度の異常
* 軽石・死魚の浮上
* 泡の発生 |
| ○有感地震の発生及び群発 | |
| ○鳴動の発生 | |

【3.1.3.2】 対象範囲を付した噴火警報の名称とキーワード（県防引用）

噴火警戒レベル導入火山

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態と予想される。
			レベル4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性が高まってきていると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまでの 広い範囲の 火口周辺	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (平常)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

噴火警戒レベル未導入火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及び それより火口側の範囲に における嚴重な警戒 居住地域嚴重警戒	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺	火口から 居住地域近くまでの 広い範囲の火口周辺 における警戒 入山危険	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口から 少し離れた所までの 火口周辺	火口から 少し離れた所までの火口周辺 における警戒 火口周辺危険	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	火口内等	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。

海底火山

種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその周辺海域 における警戒 周辺海域警戒	海底火山の周辺海域に影響を及ぼす程度の噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
予報	噴火予報	直上	平常	火山活動は静穏。 火山活動の状況によって、変色水等が見られることがある。

【3.1.3.3】 霧島山(新燃岳)の噴火警戒レベル (県防引用)

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・大きな噴火や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは到達するような噴火の発生が切迫している 【享保年間の噴火の事例】 1716年～1717年 火砕流が約3.5kmまで到達
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】観測事例なし ・火砕流が火口からおおむね3kmを越える可能性・大きな噴石が火口から概ね4kmを越える可能性 【過去事例】観測事例なし
火口から居住地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が火口からおおむね3km以内に到達する可能性 【過去事例】明確な記録なし ・大きな噴石が火口からおおむね4km以内に飛散 【過去事例】 2011年1月：軽石や火山灰を多量に噴出した26日～27日の噴火 2011年2月：大きな噴石が火口から最大約3.2kmに飛散 1959年2月：山頂西側の斜面で割れ目噴火、大きな噴石が1～2km程度まで飛散
火口から少し離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、大きな噴石が火口からおおむね1km以内に飛散 【過去事例】 2010年7月：大きな噴石が火口周辺に飛散 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 1991年11月～1992年2月： 火山性地震や火山性微動が増加、ごく小規模噴火が発生
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり

注)ここでいう大きな噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものをいう。風下側では、遠方でも風に流されて小さな噴石が降る場合がある。

【3.1.3.4】 霧島山(御鉢)の噴火警戒レベル (県防引用)

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	・噴石や火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【1235年の事例】 1月25日: 火砕流が火口から約3kmまで到達 ・溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 【過去事例】 1235年1月25日、998年: 溶岩流が火口から約5kmまで到達
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される。(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難の準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	・噴火活動の高まり、有感地震多発や顕著な地殻変動等により、噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達するような噴火の発生が予想される 【過去事例】 ・有史以降の事例なし
火口から居住圏地域近くまでの広い範囲の火口周辺	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	・火砕流が火口からおおむね2.5km以内に到達する可能性 【過去事例】 明確な記録なし ・火口からおおむね2.5km以内に噴石飛散 【過去事例】 1900年2月16日:約1.8kmに噴石飛散 1895年10月:約2kmまで噴石飛散
火口から火口周辺離れた所	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	・小噴火が発生し、大きな噴石が火口からおおむね1km以内に噴石飛散 【過去事例】 1923年7月:噴火 1896年3月:噴火 ・小噴火の発生が予想される 【過去事例】 2003年12月:火山性微動、噴気活動活発 1899年7月、10月:黒煙噴出
火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等	・火山活動は静穏。状況により火口内に影響する程度の火山灰の噴出の可能性あり

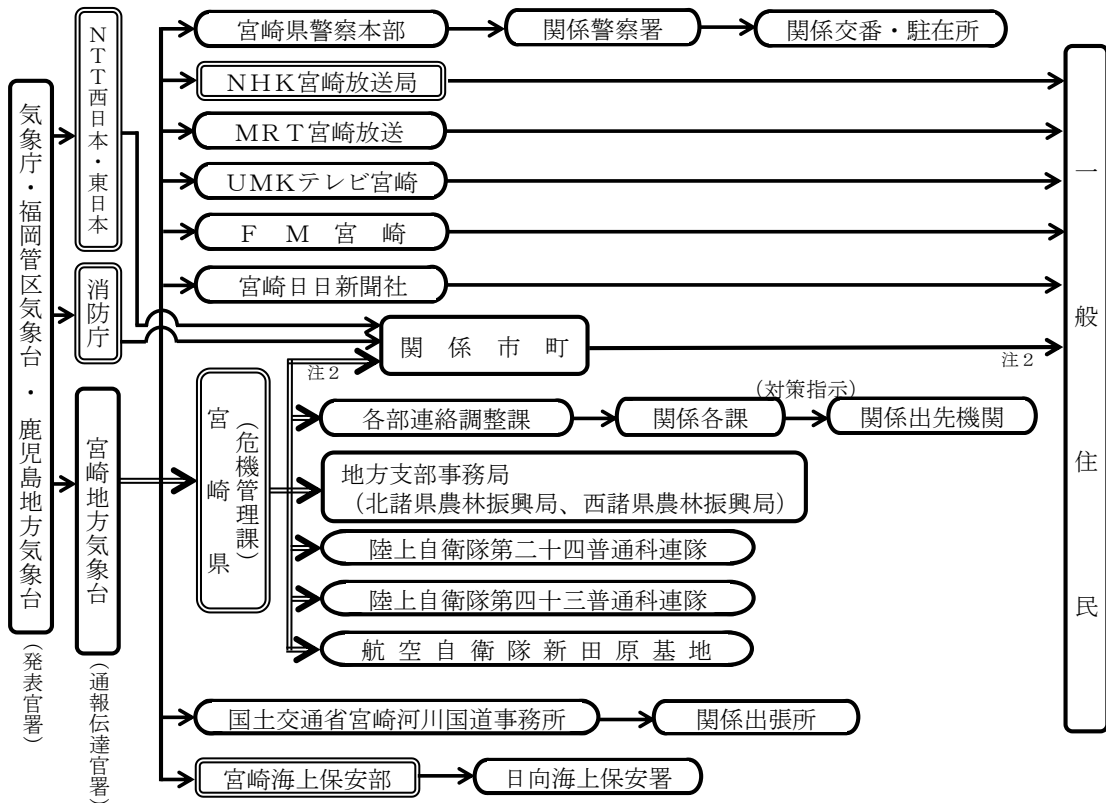
注)ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものをいう。

【3.1.3.5】 火山情報の発表及び通報伝達官署（県防引用）

火 山	発 表 官 署	通報伝達官署	情 報 の 種 類
霧島山 (新燃岳) (御鉢)	福岡管区気象台 鹿児島地方気象台	宮崎地方気象台	火山現象に関する予報及び警報 ・噴火予報 ・噴火警報（居住地域） 略称：噴火警報 ・噴火警報（火口周辺） 略称：火口周辺警報 ・噴火警報（周辺海域） ・降灰予報 ・火山ガス予報 火山現象に関する情報 ・火山の状況に関する解説資料 ・火山活動解説資料 ・週間火山概況 ・月間火山概況 ・噴火に関する火山観測報
桜 島			
阿蘇山			
九重山	福岡管区気象台		
鶴見岳			

【3.1.3.6】 噴火警報等の通報・伝達系統（県防引用）

宮崎地方気象台から発表される噴火警報等の通報・伝達系統は、次のとおりとする。



(注1) ——— 県総合情報ネットワーク

▭ 伝達中枢機関

▭ 気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先

(注2) 特別警報[噴火警報(居住地域)]が発表された際に通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

第5章 道路災害対策

第1節 基本的考え方等

【3.5.1.1】 町内の道路

平成24年4月1日現在

(m)

区分		路線数	実延長
高速自動車国道	日向市境～料金所	1.0	5,800.0
	料金所～延岡市境		500.0
計			6,300.0
国道10号線	指定区間	1.0	5,740.0
	うち有料区間		1,360.0
国道388号線	指定区間	1.0	18,756.0
計			38,456.0
県道	主要地方道	5.0	25,432.5
計			25,432.5
町道	一級	16.0	22,086.0
	二級	19.0	24,885.0
	その他	495.0	118,716.0
計			165,687.0
合計			235,875.5

【3.5.1.2】 道路の管理（県防引用）

道路の管理については、次表のとおりである。

道路の種類	管理者	名 称	管 理 する 機 関 (窓 口)					
			所 在 地	電 話	管 轄 区 域			
高速自動車道	西日本高速道路(株)	九州支社都城管理事務所	〒885-0003 都城市高木町5166-11	0986-38-3245	九州自動車道 えびのI.C.～栗野I.C. 宮崎自動車道 えびのJCT～宮崎I.C. 東九州自動車道 高鍋I.C.～清武JCT			
		九州支社延岡高速道路事務所	〒889-0603 東臼杵郡門川町大字加草字堂ヶ内53-10	0982-63-2255	東九州自動車道 日向I.C.～門川I.C.			
国 道	指定区間	国土交通省九州地方整備局	宮崎河川国道事務所 〒880-8523 宮崎市大工2-39	0985-24-8221	一般国道10号(都農町～都城市) 一般国道220号(宮崎市～串間市)			
		延岡河川国道事務所	〒882-0803 延岡市大貫町1-2889	0982-31-1155	一般国道10号(延岡市～日向市美々津)			
道	指定区間外	宮崎県	宮崎土木事務所	〒880-0805 宮崎市橋通東1-9-10	0985-26-7285	宮崎市		
			日南土木事務所	〒887-0031 日南市大字戸高84	0987-23-4661	日南市		
			串間土木事務所	〒888-0001 串間市大字西方8970	0987-72-0134	串間市		
			都城土木事務所	〒885-0024 都城市北原町24-21	0986-23-4512	都城市、三股町		
			小林土木事務所	〒886-0004 小林市大字細野367-2	0984-23-5165	小林市、えびの市、高原町		
			高岡土木事務所	〒880-2221 宮崎市高岡町大字内山3100	0985-82-1155	国富町、綾町		
			西都土木事務所	〒881-0005 西都市大字三宅下鶴9451	0983-43-2221	西都市、西米良村、椎葉村の南部		
			高鍋土木事務所	〒884-0002 児湯郡高鍋町大字北高鍋中須ノ三3870-1	0983-23-0001	高鍋町、新富町、木城町、川南町、都農町		
			日向土木事務所	〒883-0046 日向市中町2-14	0982-52-4171	日向市、門川町、美郷町、諸塚村、椎葉村の北部		
			延岡土木事務所	〒882-0872 延岡市愛宕町2-2323	0982-21-6143	延岡市		
県 道			西臼杵支庁土木課	〒882-1101 西臼杵郡高千穂町大字三田井22	0982-72-3191	高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町		
			市町村道	市町村	各市町村道路担当課			
			一ツ葉有料道路 小倉ヶ浜有料道路	宮崎県道路公社	宮崎県道路公社	〒880-0803 宮崎市橋通東2-7-18	0985-25-1588	
			延岡南道路	西日本高速道路(株)	宮崎高速道路事務所	〒880-2114 宮崎県宮崎市大字富吉字釘ノ前1389-1	0985-89-2535	
			道路交通情報		日本道路交通情報センター	〒880-0803 宮崎市旭1-8-28 (交通管制センター内)	050-3369-6645	
					〃 (県土整備部駐在)	〒880-0805 宮崎市橋通東2-10-1 (県道路保全課内)	0985-26-2030	

第6章 危険物等災害対策

第1節 基本的考え方等

【3.6.1.1】 消防本部別危険施設数

(平成25年3月31日現在)

消防局 ・ 消防本部	合計	製造所	貯 蔵 所								取 扱 所					
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク	屋内タンク	地下タンク	簡易タンク	移動タンク	屋外貯蔵所	小計	給油取扱所	第一種販売	第二種販売	移送取扱所	一般取扱所
総計	3,550	29	2,023	285	614	43	537	4	476	64	1,498	975	10	14	5	494
宮崎市	1,035	2	638	98	140	27	191	0	169	13	395	276	6	1	2	110
都城市	492	0	237	38	72	4	75	0	37	11	255	172	2	7	0	74
延岡市	511	17	285	79	94	6	48	0	49	9	209	107	1	2	3	96
日南市	182	0	92	11	31	0	26	0	21	3	90	59	1	3	0	27
日向市	335	6	204	15	88	2	38	1	50	10	125	68	0	1	0	56
串間市	100	0	57	1	22	0	20	2	6	6	43	34	0	0	0	9
西都市	103	1	61	3	15	0	18	1	22	2	41	26	0	0	0	15
東児湯	324	3	207	29	82	0	38	0	54	4	114	72	0	0	0	42
西諸広域	312	0	167	8	57	2	44	0	52	4	145	108	0	0	0	37
非常備	156	0	75	3	13	2	39	0	16	2	81	53	0	0	0	28

【3.6.1.2】 高圧ガス施設の状況

(平成25年3月31日現在)

	高圧ガス製造施設			高圧ガス販売事業所		容 器
	一般高圧 ガス	液化石油 ガス	冷 凍	一般高圧 ガス	液化石油 ガス	検 査 所
宮 崎 市	6	15	11	149	67	2
都 城 市	7	13	8	42	63	4
延 岡 市	8	3	8	31	33	3
日 南 市	2	5	6	24	22	1
日 向 市	3	4	11	12	13	0
小 林 市	0	6	4	9	18	0
西 都 市	0	3	3	2	14	0
えびの市	2	3	4	2	18	1
串 間 市	0	1	1	2	15	0
北諸県郡	1	1	3	2	3	0
西諸県郡	0	0	0	0	4	0
東諸県郡	2	0	0	4	8	0
児 湯 郡	3	2	14	18	26	1
東臼杵郡	0	2	1	2	8	0
西臼杵郡	0	1	0	2	16	0
計	34	59	74	301	328	12

【3.6.1.3】 火薬類製造・販売所の状況

(平成25年3月31日現在)

区分 農林振興局管内別	産業火薬類 製造所	煙火 製造所	販売所	計
中部			4	4
南那珂			2	2
北諸県		1	3	4
西諸県			3	3
児湯			1	1
東臼杵	2		4	6
西臼杵支庁			1	1
計	2	1	18	21

【3.6.1.4】 火薬庫設置状況(棟数)

(平成25年3月31日現在)

区分 農林振興局管内別	1級	2級	3級	煙火	実包	計
中部	4	2	3	1		10
南那珂	2	2				4
北諸県	4		1	3		8
西諸県	4	2	1	1		8
児湯	2					2
東臼杵	3	4	1	1		36
西臼杵支庁	2					2
計	52	6	6	6	0	70

【3.6.1.5】 危険物施設現況

危険物施設現況

2014年10月

番号	事業所名	所在地	施設区分	危険物品名	種類	品名	引火点	数量(L)	電話番号
1	ふれあい地球館	大字庵川字桜井 2596-2	屋内タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	4,500	68-1188
2	かどがわ温泉心の 杜	大字庵川1942	地下タンク貯蔵所	灯油	4類	第2石油類	64	10,000	63-7780
3	ジェイズ日向ゴルフ (休止中)	大字庵川字角石 583	自家用屋外	ガソリン	4類	第1石油類	-45	60,000	63-2111
				軽油	4類	第2石油類	55	4,000	
			屋内タンク貯蔵所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	400	
				軽油	4類	第2石油類	55	544	
				A重油	4類	第3石油類	100	472	
				地下タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	
4	庵川漁業協同組合	庵川西6-185	給油取扱所	重油	4類	第3石油類	100	30,000	63-1048
			屋外タンク貯蔵所	重油	4類	第3石油類	100	60,000	
5	JA日向 草川給油 所	須賀崎1-46	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	19,200	63-6686
				ガソリン	4類	第1石油類	-45	9,600	
				軽油	4類	第2石油類	55	9,600	
				灯油	4類	第2石油類	64	9,600	
				廃油	4類	第3石油類	132	1,900	
				オイル	4類	第4石油類	220	3,000	
6	(有)門川運輸	須賀崎3-29	給油取扱所	軽油	4類	第2石油類	55	9,600	63-1629
7	門川建設業事業組 合	大字加草字岡花 134-1	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	2,880	63-6228
				軽油	4類	第2石油類	55	6,720	
8	(有)九蔵商会	加草2-132	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	9,600	0982- 23- 7182
				軽油	4類	第2石油類	55	9,600	
				灯油	4類	第2石油類	64	9,600	
9	日高石油 門川給油 所	加草3-16-1	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	10,000	63-1438
				ガソリン	4類	第1石油類	-45	10,000	
				軽油	4類	第2石油類	55	10,000	
				灯油	4類	第2石油類	64	10,000	
				オイル	4類	第4石油類	220	1,800	
				廃油	4類	第3石油類	132	1,900	
				軽油	4類	第2石油類	55	2,000	
				重油	4類	第3石油類	100	4,000	

番号	事業所名	所在地	施設区分	危険物品名	種類	品名	引火点	数量	電話番号
10	旭マルキガス(株)	加草3-36	一般取扱所	灯油	4類	第2石油類	64	10,000	63-1344
			移動タンク貯蔵所	灯油	4類	第2石油類	64	2,000	
11	(有)みつ石油	大字加草2328-9	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	19,200	63-1616
				軽油	4類	第2石油類	55	9,600	
				灯油	4類	第2石油類	64	9,600	
				オイル	4類	第4石油類	220	1,200	
			移動タンク貯蔵所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	4,000	
12	田中病院	宮ヶ原4丁目80番地	地下タンク貯蔵所	灯油	4類	第2石油類	64	1,500	63-2211
			地下タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	2,000	
13	安井(株)	大字加草2725	一般取扱所	重油	4類	第3石油類	100	10,123	63-7111
			地下タンク貯蔵所	重油	4類	第3石油類	100	20,000	
			屋外タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	19,700	
14	(株)メタルフォージ	大字門川尾末10787-2	一般取扱所	ヤナセ コールド クエンチ	4類	第4石油類	206	6,000	63-7001
			一般取扱所	A重油	4類	第3石油類	100	3,872	
			屋外タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	19,500	
			屋外貯蔵所	第三石油類(非水溶性)	4類	第3石油類		2,400	
				第4石油類	4類	第3石油類		4,400	
15	JA日向門川給油所	東栄町2-5-15	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	10,000	63-2088
				ガソリン	4類	第1石油類	-45	30,000	
				軽油	4類	第2石油類	55	20,000	
				灯油	4類	第2石油類	64	30,000	
				廃油	4類	第3石油類	132	1,900	
				ギヤ油	4類	第4石油類	220	3,000	
16	JA日向門川燃料基地	大字門川尾末字藤助迫6115	一般取扱所	重油	4類	第3石油類	100	5,000	
				重油	4類	第3石油類	100	9,000	
			屋外タンク貯蔵所	重油	4類	第3石油類	100	50,000	
				重油	4類	第3石油類	100	95,000	

番号	事業所名	所在地	施設区分	危険物品名	種類	品名	引火点	数量	電話番号
17	村山給油所	西栄町4-48	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	28,800	63-0750
				軽油	4類	第2石油類	55	9,600	
				灯油	4類	第2石油類	64	9,600	
				オイル	4類	第4石油類	220	3,000	
18	(有)大場運送	平城西3-8	給油取扱所	軽油	4類	第2石油類	55	19,200	63-6180
19	門川町衛生センター	大字門川尾末字 2998-1	地下タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	10,000	63-1023
				エチルアルコール	4類	第3石油類	100	6,000	
20	(有)山本石油	南町3-18	給油取扱所	ガソリン	4類	第1石油類	-45	28,800	63-1387
				軽油	4類	第2石油類	55	9,600	
				灯油	4類	第2石油類	64	9,600	
				廃油	4類	第3石油類	132	1,900	
				オイル	4類	第4石油類	220	2,000	
21	日向病院	南町4-128	地下タンク貯蔵所	重油	4類	第3石油類	100	5,000	63-1321
				A重油	4類	第3石油類	100	20,000	
22	松野工業(株)	南町1-20	一般取扱所	A重油	4類	第3石油類	100	3,114	63-0344
23	門川漁業協同組合	大字門川尾末字 9098-22	屋外タンク貯蔵所	A重油	4類	第3石油類	100	200,000	63-2123
				A重油	4類	第3石油類	100	100,000	
			屋内貯蔵所	潤滑油(A)	4類	第4石油類	246	1,500	
			給油取扱所	A重油	4類	第3石油類	100	15,000	
24	門川町総合文化会館	南町6-1	地下タンク貯蔵所	灯油	4類	第2石油類	64	1,900	63-0002

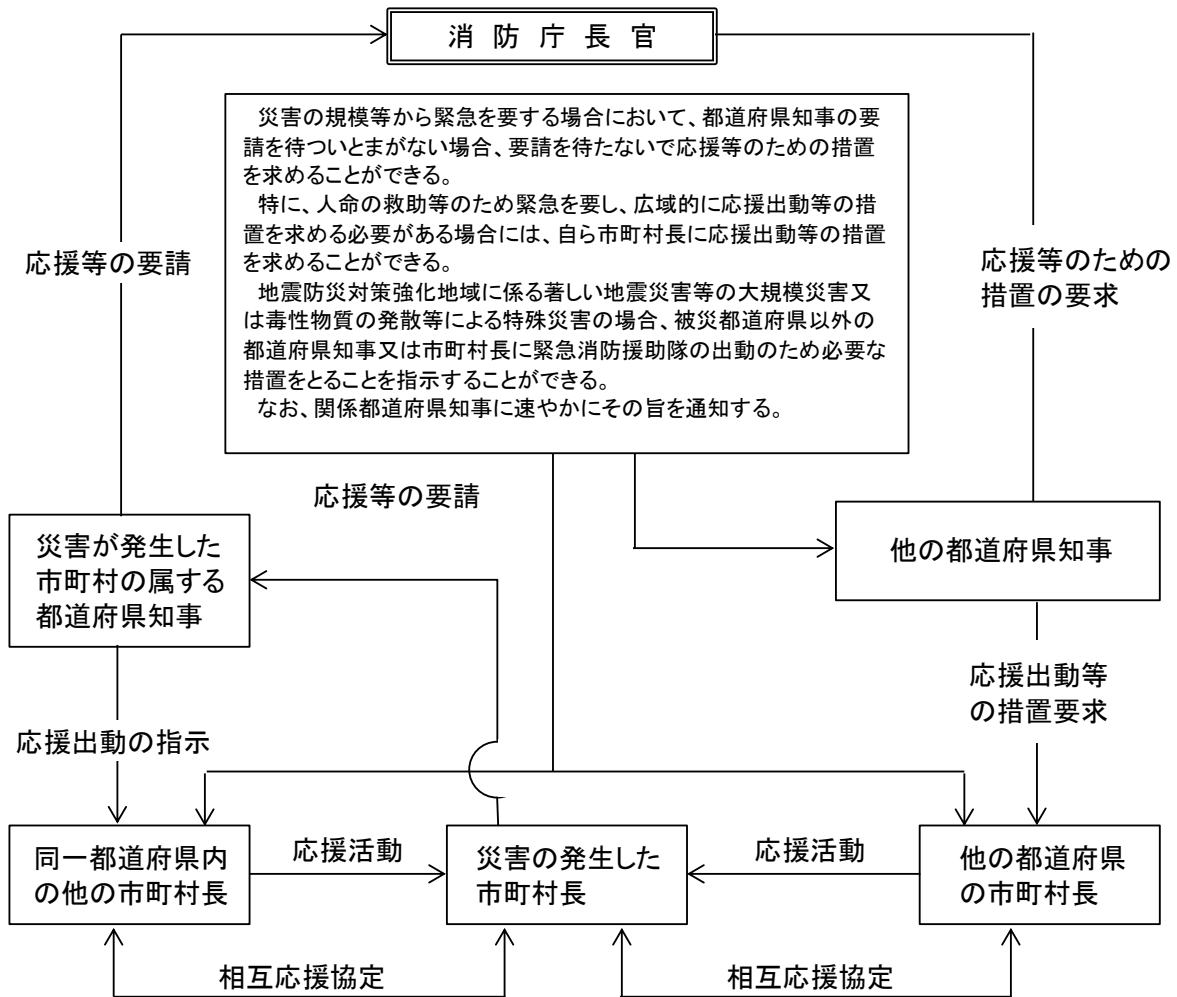
第7章 大規模な火事災害対策

第3節 大規模な火事災害応急対策計画

【3.7.3.3】 大規模災害における緊急の広域消防応援フロー（県防引用）

（消防組織法第44条の関係）

〈大規模災害時における緊急の広域消防応援フロー〉
（消防組織法第44条関係）



第4編 資料編 様式

【1.2.2.20】 様式1 緊急通行車両等事前届出済証(様式) (県防引用)

様式第1号

災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 宮崎県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名	災 害 地震防災応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 宮崎県公安委員会
番号欄に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 住 所 氏 名 出 発 地	(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

【1.2.2.21】 様式2 規制外車両事前届出書(様式) (県防引用)

災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名	災 害 応 急 対 策 用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出済証 左記の通り事前届出を受けたことを証する 平成 年 月 日 宮崎県公安委員会 印
番号欄に表示されている番号 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名) 住 所 氏 名 出 発 地	(注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会(警察本部経由)に届け出て再交付を受けてください。 3次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 規制除外通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 規制除外車両等が廃車となったとき。 (3) その他、規制除外車両等としての必要性がなくなったとき。
(注)この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。	

備考 1 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて署名することができる。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

【1.3.8.9】 様式3 緊急通行車両の証明書(様式) (県防引用)

様式3 (証明書)

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
宮崎県公安委員会 ㊟			
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経過		出発地	目的地
備考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

【1.3.8.15】 様式4 確認申請書(様式) (県防引用)

様式4 (確認申請書)

地震防災 災害 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用			
緊急通行車両等確認申請書			
年 月 日			
宮崎県公安委員会 殿		申請者住所 (電話)	
		氏名	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名)			
使用 者	住 所	() 局 番	
		氏 名	
通 行 日 時			
通 行 経 過		出 発 地	目 的 地
備 考			

(注) 用紙は、日本工業規格A5とする。

【1.3.2.17】 職員安否確認表(様式)

職員安否確認票

月 日 時 分 現在

No.	役職	氏名	安否情報(職員、家族)			参集状況		
			無事:○	負傷等:×	未確認:△	参集: ○	参集 不能:×	未確認:△
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								

備考

【1.3.3.4】 第4号様式(その1)(様式) (県防引用)

第4号様式(その1)
(災害概況即報)

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市 町 村 (消防本部名)	
報告者名	

災害名 _____ (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部の設置状況		(都道府県)			(市町村)				

(注)第一報については、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

【1.3.5.14】 知事への災害派遣要請書(様式) (県防引用)

〈知事への要求書様式〉

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日 (市町村長)	印
自衛隊の災害派遣要請について		
自衛隊法第83条に基づき、下記のとおり自衛隊の災害派遣の要請をお願いいたします。		
記		
1. 災害の情况及び派遣を要請する事由		
2. 派遣を希望する期間		
3. 派遣を希望する区域及び活動内容		
4. その他参考となるべき事項		

【1.3.5.15】 撤収要請書(様式) (県防引用)

〈知事への自衛隊撤収要請様式〉

宮崎県知事殿	文書番号 年 月 日 (市町村長)	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について		
年 月 日付第 号により自衛隊の災害派遣の要請を依頼しましたが、下記のとおり撤収要請をお願いいたします。		
記		
1. 撤収開始日時		
2. 撤収の理由等		

【1.3.16.5】 県放送要請(様式)

放送申込書							
放送要請の理由	<p>大雨・洪水警報発表に伴い〇〇町長から避難勧告の要請があった。</p> <p>大雨・洪水警報が発表されたことに伴い、〇〇時〇〇分に市長から同町の次の地区の住民へ避難勧告が出されました。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">地区名 (ふりがな)</th> <th style="width: 50%;">避難場所名 (ふりがな)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇小学校</td> </tr> <tr> <td>〇〇〇〇地区</td> <td>〇〇〇〇公民館</td> </tr> </tbody> </table> <p>速やかに避難をお願いいたします。</p>	地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校	〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館
地区名 (ふりがな)	避難場所名 (ふりがな)						
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇小学校						
〇〇〇〇地区	〇〇〇〇公民館						
その他必要な事項	文字及びアナウンスにより放送願います。						
<p>平成 年 月 日</p> <p>(放送機関) 様</p> <p style="text-align: center;">宮崎県危機管理課長 氏名 印</p>							

【1.4.4.9】 り災証明(様式)

り災証明書

申請者 <small>本人と確認できるものを提示して下さい。</small>	住所 TEL() -							
	(現在の連絡先) TEL() -							
り災世帯の 構成員	(フリガナ)							
	氏名	続柄	性別	生年月日	氏名	続柄	性別	生年月日
		世帯	男				男	
			男				男	
		男				男		
り災	門川町 マンション等名称: <input type="checkbox"/> 持家 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 借家 (所有者名:) <input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 賃貸							
り災	<input type="checkbox"/> 全壊・流失 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 一部破損・床下浸水							
り災	平成 年 月 日 発生した下記の原因による							

上記の通り相違ないことを証明します
平成 年 月 日

門川町長

印

裏面

<p>り災証明について</p> <ol style="list-style-type: none"> この証明は、災害救助の一環として、応急的、一次的な救済を目的として町長が確認できる程度の被害について証明するものです。 ※民事上の権利関係には、効力を有するものではありません。 「り災程度」は、「家屋」を対象として、1棟毎に母屋で判定します。 ※家屋に付随する家財道具や門柱、門扉等の外構はこの証明の対象となりません。 集合住宅等の場合、1棟全体で判定しますので、各区画、各部屋によってはこの証明の「り災程度」と被害の程度に差が生じる場合があります。 「り災程度」は、家屋を屋根、壁、構造体等の部位別に表面に表れた被害を観察して判定します。 ※表面に現れない被害(例:地中の杭の損傷、壁・構造体等の内部素材そのものの被害等)がある場合には、この証明の「り災程度」と異なることもあります。 この証明は、災害発生後概ね1ヶ月以内の状況をもとに判定しています。この証明は原則として一世帯一枚の発行となりますので大切に保管して下さい。

【3.7.3.2】 第1号様式(火災)(様式) (県防引用)

第1号様式(火災)

宮崎県危機管理課 様

第 報

報告日時	
都道府県	
市町村	
報告者名	

※爆発を除く

火災種別	1. 建物	2. 林野	3. 車両	4. 船舶	5. 航空機	6. その他
火災場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			(鎮圧日時) 鎮 火 日 時	(月 日 時 分)	
火元の業態 ・用途				事業所名 (代表者氏名)		
出火箇所				出火原因		
死傷者	死者(性別・年齢) 人			死者の生じた理由		
	負傷者	重 中 軽	症 症 症			
焼損程度	焼損棟数	全焼	棟棟棟	計 棟	建物焼損床面積	m ²
		半焼 部分焼 ぼや			焼損面積	m ²
り災世帯数				気象状況		
消防活動状況	消防本部(署)			台	人	
	消防団			台	人	
	その他				人	
救急・救助活動状況						
その他参考事項						
※町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。						

